令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和８年２月10日　開会
令和８年３月27日　閉会

46日間

沖　縄　県　議　会

令和８年 第１回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（２月10日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．欠　　員 …… 16
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 16
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．日程第１　議席の変更 …… 16
１．日程第２　会議録署名議員の指名 …… 17
１．日程第３　会期の決定 …… 17
１．日程第４　常任委員の所属変更の件 …… 17
１．日程第５　特別委員の変更の件 …… 17
１．日程第６　甲第１号議案から甲第45号議案まで及び乙第１号議案から乙第50号議案まで…… 17
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 17
１．人事委員会（池田　修人事委員会委員長）の意見 …… 28
１．予算特別委員会の設置 …… 29
１．先議案件の委員会付託（甲第25号議案から甲第28号議案まで） …… 29
１．予算特別委員会委員の選任 …… 29
１．先議案件の委員会付託（乙第24号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第47号議案） …… 29
１．日程第７　陳情第１号、第２号の２、第５号、第15号及び第17号の付託の件…… 29
１．委員会付託 …… 29
１．休会の議決 …… 29
１．散　　会 …… 29

○第２号（２月18日）

１．開議年月日時 …… 31
１．議事日程 …… 31
１．本日の会議に付した事件 …… 31
１．出席議員 …… 31
１．欠席議員 …… 32
１．欠　　員 …… 32
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 32
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 32
１．開　　議 …… 32
１．諸般の報告 …… 32

１．日程第１　乙第24号議案 …… 33
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 33
１．採　　決 …… 33
１．日程第２　乙第29号議案から乙第31号議案まで…… 33
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 33
１．採　　決 …… 34
１．日程第３　乙第47号議案 …… 34
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 34
１．採　　決 …… 35
１．日程第４　甲第25号議案から甲第28号議案まで…… 35
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 35
１．採　　決 …… 37
１．日程第５　陳情第15号の付託替えの件…… 37
１．日程第６　陳情第16号の取下げの件…… 37
１．採　　決 …… 37
１．日程第７　代表質問 …… 37
　　島尻　忠明議員 …… 37
　　新垣　善之議員 …… 53
　　新里　治利議員 …… 68
　　徳田　将仁議員 …… 84
１．散　　会 …… 101

○第３号（２月19日）

１．開議年月日時 …… 103
１．議事日程 …… 103
１．本日の会議に付した事件 …… 103
１．出席議員 …… 103
１．欠席議員 …… 103
１．欠　　員 …… 103
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 103
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 104
１．開　　議 …… 104
１．日程第１　代表質問 …… 104
　　幸喜　　愛議員 …… 104
　　上原　快佐議員 …… 111
　　山里　将雄議員 …… 118
　　喜友名智子議員 …… 125
　　當間　盛夫議員 …… 139
１．散　　会 …… 149

○第４号（２月20日）

１．開議年月日時 …… 151
１．議事日程 …… 151
１．本日の会議に付した事件 …… 151

１．出席議員…… 151
１．欠席議員…… 151
１．欠　　員…… 151
１．説明のため出席した者の職、氏名…… 151
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 152
１．開　　議…… 152
１．日程第１　代表質問…… 152
　高橋　　真議員…… 152
　渡久地　修議員…… 167
　西銘　純恵議員…… 176
　瑞慶覧長風議員…… 184
１．知事公室長（溜　政仁知事公室長）の発言の申出…… 196
１．散　　会…… 197

○第５号（２月24日）

１．開議年月日時…… 199
１．議事日程…… 199
１．本日の会議に付した事件…… 199
１．出席議員…… 201
１．欠　　員…… 201
１．説明のため出席した者の職、氏名…… 202
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 202
１．開　　議…… 202
１．諸般の報告…… 202
１．一括議題
　日程第１　一般質問
　日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで
…… 202
１．一般質問・質疑…… 202
　新里　　匠議員…… 202
　大屋　政善議員…… 212
　喜屋武　力議員…… 219
　比嘉　　忍議員…… 227
　仲村　家治議員…… 235
　新垣　　新議員…… 243
　呉屋　　宏議員…… 253
　又吉　清義議員…… 260
１．散　　会…… 268

○第６号（２月25日）

１．開議年月日時…… 271
１．議事日程…… 271
１．本日の会議に付した事件…… 271
１．出席議員…… 273

１．欠　　員…… 273
１．説明のため出席した者の職、氏名…… 274
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 274
１．開　　議…… 274
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで } … 274
１．一般質問・質疑…… 274
宮里　洋史議員…… 274
下地　康教議員…… 287
小渡良太郎議員…… 295
新垣　淑豊議員…… 302
西銘啓史郎議員…… 314
仲里　全孝議員…… 326
大浜　一郎議員…… 336
１．散　　会…… 346

○第７号（２月26日）

１．開議年月日時…… 349
１．議事日程…… 349
１．本日の会議に付した事件…… 349
１．出席議員…… 351
１．欠席議員…… 351
１．欠　　員…… 352
１．説明のため出席した者の職、氏名…… 352
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 352
１．開　　議…… 352
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで } …352
１．一般質問・質疑…… 352
島袋　　大議員…… 352
松下美智子議員…… 361
糸数　昌洋議員…… 368
上原　　章議員…… 378
比嘉　瑞己議員…… 387
次呂久成崇議員…… 397
米須清一郎議員…… 404
１．散　　会…… 414

○第８号（２月27日）

１．開議年月日時…… 417

１．議事日程…… 417
１．本日の会議に付した事件…… 417
１．出席議員…… 419
１．欠席議員…… 420
１．欠　　員…… 420
１．説明のため出席した者の職、氏名…… 420
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 420
１．開　　議…… 420
１．日程第１　特別委員の辞任の件…… 420
１．日程追加　特別委員の選任の件…… 420
１．一括議題
日程第２　一般質問
日程第３　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで
…… 421
１．一般質問・質疑…… 421
当山　勝利議員…… 421
玉城健一郎議員…… 430
瀬長美佐雄議員…… 440
仲宗根　悟議員…… 450
仲村　未央議員…… 456
山内　末子議員…… 464
大田　　守議員…… 472
１．委員会付託…… 482
１．休会の議決…… 482
１．散　　会…… 482

○第９号（３月６日）

１．開議年月日時…… 485
１．議事日程…… 485
１．本日の会議に付した事件…… 485
１．出席議員…… 485
１．欠　　員…… 486
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 486
１．開　　議…… 486
１．諸般の報告…… 486
１．日程第１　乙第33号議案から乙第36号議案まで …… 486
１．委員長報告（土木環境委員長）…… 486
１．採　　決…… 487
１．日程第２　甲第29号議案から甲第45号議案まで …… 487
１．委員長報告（予算特別委員長）…… 487
１．採　　決…… 489
１．休会の議決…… 489
１．散　　会…… 489

○第10号（３月27日）

１．開議年月日時…… 491
１．議事日程…… 491
１．本日の会議に付した事件…… 492
１．出席議員…… 495
１．欠　　員…… 495
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名…… 495
１．開　　議…… 495
１．諸般の報告…… 495
１．下地　康教議員の発言取消し申出…… 496
１．採　　決…… 496
１．日程第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案 …… 496
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 496
１．採　　決…… 497
１．日程第２　乙第12号議案から乙第18号議案まで …… 497
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 497
１．採　　決…… 499
１．日程第３　乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案
及び乙第26号議案 …… 499
１．委員長報告（文教厚生委員長）…… 499
１．採　　決…… 501
１．日程第４　乙第19号議案から乙第21号議案まで …… 501
１．委員長報告（土木環境委員長）…… 501
１．採　　決…… 502
１．日程第５　議員提出議案第１号　沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例…… 502
１．島尻　忠明議員の提案理由説明…… 502
１．採　　決…… 503
１．日程第６　議員提出議案第２号　沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則…… 503
１．呉屋　　宏議員の提案理由説明…… 503
１．採　　決…… 503
１．日程第７　乙第48号議案から乙第50号議案まで …… 503
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 504
１．採　　決…… 504
１．日程第８　乙第37号議案から乙第40号議案まで …… 504
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 505
１．採　　決…… 505
１．日程第９　乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案まで …… 505
１．委員長報告（土木環境委員長）…… 505
１．採　　決…… 506
１．日程第10　甲第１号議案から甲第24号議案まで …… 506
１．委員長報告（予算特別委員長）…… 507
１．採　　決…… 510
１．日程第11　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件…… 510
１．西銘啓史郎議員の提案理由説明…… 510
１．採　　決…… 511
１．日程第12　議員提出議案第３号　中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書…… 511

１．島尻　忠明議員の提案理由説明…… 511
１．採　　決…… 511
１．一括議題 ｛日程第13　議員提出議案第４号　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書
日程第14　議員提出議案第５号　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議｝…… 511
１．小渡良太郎議員の提案理由説明…… 511
１．採　　決…… 512
１．議員派遣…… 512
１．日程第15　請願令和７年第５号、陳情令和６年第81号、同第100号、同第109号、陳情令和７年第122号、同第138号及び同第147号 …… 512
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 512
１．採　　決…… 512
１．日程第16　請願令和７年第13号、陳情令和６年第117号、同第174号、陳情令和７年第145号、同第173号及び同第183号 …… 512
１．委員長報告（文教厚生委員長）…… 513
１．採　　決…… 513
１．日程第17　陳情令和６年第124号、同第125号、同第139号、同第143号、陳情令和７年第68号及び同第102号…… 513
１．委員長報告（土木環境委員長）…… 513
１．採　　決…… 513
１．一括議題 ｛日程第18　議員派遣の件（高校等出前講座）
日程第19　議員派遣の件（若者議会）｝…… 513
１．採　　決…… 513
１．日程第20　閉会中の継続審査の件…… 513
１．採　　決…… 514
１．閉　　会…… 514

○巻末掲載文書

１．知事提出議案…… 517
１．甲第25号議案の議決に伴う甲第29号議案の計数整理について …… 579
１．甲第26号議案の議決に伴う甲第37号議案の計数整理について …… 585
１．議員提出議案…… 587
１．ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する動議…… 597
１．諸般の報告…… 599
１．議案付託表…… 601
１．委員会審査報告書…… 603
１．閉会中継続審査及び調査申出書…… 611
１．変更議席表…… 619
１．議員派遣の件…… 621
１．予算特別委員名簿…… 623
１．請願・陳情文書表…… 625
１．議案等処理一覧表…… 635

令和８年第１回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期 46 日間　　自 令和８年２月 10 日
至 令和８年３月 27 日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	２月10日	火	本 会 議　(議席の変更) (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (常任委員の所属変更、特別委員の変更) (知事提出議案の説明) (予算特別委員会設置) 委 員 会　(予算特別委 正副委員長互選等) (常任委 冒頭先議案件審査・採決)	冒頭先議案件付託 請願・陳情付託
2	11日	㊌	休　　会	建国記念の日
3	12日	木	委 員 会　(予算特別委 冒頭先議案件審査・採決)	
4	13日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
5	14日	㊏	休　　会	
6	15日	㊐	休　　会	
7	16日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
8	17日	火	委 員 会　(議会運営委員会)	
9	18日	水	本 会 議　(冒頭先議案件 委員長報告、採決) (代表質問)	
10	19日	木	本 会 議　(代表質問)	
11	20日	金	本 会 議　(代表質問)	
12	21日	㊏	休　　会	
13	22日	㊐	休　　会	
14	23日	㊊	休　　会	天皇誕生日
15	24日	火	本 会 議　(一般質問)	
16	25日	水	本 会 議　(一般質問)	
17	26日	木	本 会 議　(一般質問)	
18	27日	金	本 会 議　(一般質問) 委 員 会　(常任委、特別委、予算特別委員会)	議案付託
19	28日	㊏	休　　会	
20	３月１日	㊐	休　　会	
21	２日	月	議案研究	
22	３日	火	委 員 会　(予算特別委 補正予算審査)	
23	４日	水	委 員 会　(常任委 先議案件審査・採決) (予算特別委 補正予算採決)	
24	５日	木	議案整理 委 員 会　(議会運営委員会)	
25	６日	金	本 会 議　(補正予算・先議案件 委員長報告、採決) 委 員 会　(予算特別委 当初予算概要説明)	
26	７日	㊏	休　　会	
27	８日	㊐	休　　会	
28	９日	月	委 員 会　(常任委員会 予算議案調査)	
29	10日	火	委 員 会　(常任委員会 予算議案調査)	
30	11日	水	議案整理	
31	12日	木	議案整理	
32	13日	金	委 員 会　(予算特別委 総括質疑協議)	
33	14日	㊏	休　　会	
34	15日	㊐	休　　会	
35	16日	月	議案研究	
36	17日	火	委 員 会　(予算特別委 総括質疑)	
37	18日	水	委 員 会　(常任委員会)	
38	19日	木	委 員 会　(常任委員会)	
39	20日	㊎	休　　会	春分の日
40	21日	㊏	休　　会	
41	22日	㊐	休　　会	
42	23日	月	委 員 会　(常任委員会)	
43	24日	火	委 員 会　(予算特別委 当初予算採決、特別委)	
44	25日	水	休　　会　(予備日)	
45	26日	木	議案整理 委 員 会　(議会運営委員会)	
46	27日	金	本 会 議　(委員長報告、採決)	

開会日に応招した議員

中　川　京　貴　議長	新　垣　淑　豊　議員
上　原　　章　副議長	比　嘉　　忍　議員
瑞慶覧　長　風　議員	当　山　勝　利　議員
瀬　長　美佐雄　議員	西　銘　純　恵　議員
大　田　　守　議員	仲　村　未　央　議員
儀　保　　唯　議員	新　垣　光　栄　議員
米　須　清一郎　議員	玉　城　健一郎　議員
高　橋　　真　議員	山　里　将　雄　議員
宮　里　洋　史　議員	糸　数　昌　洋　議員
徳　田　将　仁　議員	仲　里　全　孝　議員
新　里　治　利　議員	仲　村　家　治　議員
新　垣　善　之　議員	下　地　康　教　議員
新　里　　匠　議員	新　垣　　新　議員
平　良　識　子　議員	島　尻　忠　明　議員
比　嘉　瑞　己　議員	大　浜　一　郎　議員
次呂久　成　崇　議員	渡久地　　修　議員
喜友名　智　子　議員	當　間　盛　夫　議員
幸　喜　　愛　議員	仲宗根　　悟　議員
上　原　快　佐　議員	山　内　末　子　議員
松　下　美智子　議員	西　銘　啓史郎　議員
喜屋武　　力　議員	又　吉　清　義　議員
大　屋　政　善　議員	呉　屋　　宏　議員
小　渡　良太郎　議員	島　袋　　大　議員

令和８年２月10日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

令和８年２月10日（火曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第1号

令和８年２月10日（火曜日）
午前10時開議

第１　議席の変更
第２　会議録署名議員の指名
第３　会期の決定
第４　常任委員の所属変更の件
第５　特別委員の変更の件
第６　甲第１号議案から甲第45号議案まで及び乙第１号議案から乙第50号議案まで（知事説明）
第７　陳情第１号、第２号の２、第５号、第15号及び第17号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の変更
日程第２　会議録署名議員の指名
日程第３　会期の決定
日程第４　常任委員の所属変更の件
日程第５　特別委員の変更の件
日程第６　甲第１号議案から甲第45号議案まで及び乙第１号議案から乙第50号議案まで
　甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
　甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
　甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
　甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
　甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
　甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
　甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
　甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
　甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
　甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
　甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
　甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
　甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
　甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
　甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
　甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
　甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
　甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第８号）
甲第26号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）
甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）
甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例
乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例
乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　工事請負契約について
乙第30号議案　工事請負契約について
乙第31号議案　工事請負契約について
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第33号議案　工事請負契約について
乙第34号議案　工事請負契約について
乙第35号議案　工事請負契約について
乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について
乙第47号議案　指定管理者の指定について
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

日程第７　陳情第１号、第２号の２、第５号、第15号及び第17号の付託の件

出　席　議　員（46名）

47 番	中川京貴 議長	9 番	新里治利 議員
42 番	上原　章 副議長	10 番	新垣善之 議員
1 番	瑞慶覧長風 議員	11 番	新里　匠 議員
2 番	瀬長美佐雄 議員	12 番	平良識子 議員
3 番	大田　守 議員	13 番	比嘉瑞己 議員
4 番	儀保　唯 議員	14 番	次呂久成崇 議員
5 番	米須清一郎 議員	15 番	喜友名智子 議員
6 番	高橋　真 議員	16 番	幸喜　愛 議員
7 番	宮里洋史 議員	17 番	上原快佐 議員
8 番	徳田将仁 議員	18 番	松下美智子 議員

19番	喜屋武　力	議員	
20番	大屋政善	議員	
21番	小渡良太郎	議員	
22番	新垣淑豊	議員	
23番	比嘉　忍	議員	
24番	当山勝利	議員	
25番	西銘純恵	議員	
26番	仲村未央	議員	
27番	新垣光栄	議員	
28番	玉城健一郎	議員	
29番	山里将雄	議員	
30番	糸数昌洋	議員	
31番	仲里全孝	議員	
32番	仲村家治	議員	
33番	下地康教	議員	
34番	新垣　新	議員	
35番	島尻忠明	議員	
36番	大浜一郎	議員	
38番	渡久地　修	議員	
39番	當間盛夫	議員	
40番	仲宗根　悟	議員	
41番	山内末子	議員	
43番	西銘啓史郎	議員	
44番	又吉清義	議員	
45番	呉屋　宏	議員	
46番	島袋　大	議員	

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城　肇	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	嘉手苅英子	公安委員会委員長
北島智子	生活福祉部長	井澤和生	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	田島啓己	労働委員会会長
糸数　公	保健医療介護部長	池田　修	人事委員会委員長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事

○中川京貴　議長　ただいまより令和８年第１回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案95件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和８年１月末現在の令和７年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願３件及び陳情16件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　日程第１　議席の変更を行います。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席を変更いたします。
変更した議席は、お手元に配付の変更議席表のとおりであります。

〔変更議席表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前10時１分休憩
午前10時３分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。
日程第２　会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により
３番　大　田　　守　議員　及び
31番　仲　里　全　孝　議員
を指名いたします。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第３　会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から３月27日までの46日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から３月27日までの46日間と決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第４　常任委員の所属変更の件を議題といたします。
本件については、議員の所属会派の異動に伴い常任委員の各派割当て数を変更する必要があります。
よって、お諮りいたします。
委員会条例第４条第２項の規定により土木環境委員の大屋政善議員を経済労働委員に、経済労働委員の當間盛夫議員を土木環境委員にそれぞれ委員会の所属を変更いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第５　特別委員の変更の件を議題といたします。
本件については、議員の所属会派の異動に伴い特別委員の各派割当て数を変更する必要があります。
よって、お諮りいたします。
委員会条例第４条第２項の規定によりワシントン駐在問題調査特別委員の大田守議員を瀬長美佐雄議員に変更いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第６　甲第１号議案から甲第45号議案まで及び乙第１号議案から乙第50号議案までを議題といたします。
知事から提案理由の説明を求めます。
玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
皆様、おはようございます。
令和８年第１回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。
令和８年度当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず、県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。
第１に、県政運営に取り組む決意について申し上げます。
私は、県知事に就任して以降、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づき、様々な施策を推進してまいりました。
「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする沖縄21世紀ビジョンの実現を図り、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組むとともに、公約の３つの大項目、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」を中心とする各種施策の実現を図ってまいりました。
知事就任２期目においては、令和７年３月に「沖縄

県こども・若者計画」を策定したほか、貧困対策費の増額による対策の強化、子ども施策に関する総合調整機能の強化、学校給食の無償化に向けた取組などを進めてまいりました。

また、令和５年３月の「沖縄県差別のない社会づくり条例」の制定や、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けた地域外交の推進、戦後80周年平和祈念事業の実施、「防災危機管理センター棟（仮称）」の整備に向けた取組、本島周辺離島の水道広域化の拡大、首里城復元に向けた取組、持続可能な観光地として発展していくことを目指した令和７年９月の「沖縄県宿泊税条例」の制定など、様々な取組を進めてまいりました。

令和８年度の県政運営に当たりましても、「誰一人取り残さない沖縄らしい社会」の実現に向けて、県政の最重要課題である子どもの貧困解消に向けた取組を含めた総合的な子ども施策に取り組むとともに、誰もが安心して子育てができる環境づくりや、全ての高齢者、障がいのある人が安心して生き生きと暮らすことができる地域づくりなど、あらゆる世代への総合的な支援について、引き続き全庁体制で取り組んでまいります。

ここ数年の物価高などにより、県民生活は厳しい状況にあり、足元の物価高に対応するため、生活困窮者や子育て世帯等に対する負担軽減、適切な価格転嫁や賃上げに向けた事業者支援に加え、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでまいりました。引き続き、県民生活・県経済への影響の緩和を図りつつ、県経済の拡大を確かなものとし、さらなる成長につなげるよう取り組んでまいります。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けた取組により、近年、観光収入が過去最高を更新し続けており、令和７年の入域観光客数も過去最多となるなど好調に推移しているところです。引き続き、好調な国内観光需要の継続的な確保、アジア市場はもとより、欧・米・豪等の海外からの戦略的な誘客及び受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

また、生成ＡＩ等によるＤＸの推進やスタートアップの育成等を通じたイノベーションを促進するとともに、国内外への市場開拓による外需の獲得と域内経済循環の活性化を両輪として進め、「稼ぐ力」の強化に向けた施策を総合的に展開してまいります。

次に、重要性を増している課題に対する取組について申し上げます。

県土の均衡ある持続可能な発展を支える交通基盤の構築により、県民生活の質の向上、地域経済活性化等を目指してまいります。そのため、慢性的な中南部都市圏の交通渋滞、公共交通空白地域など県内陸上交通の課題や歴史的経緯及び高齢化の進展など社会構造の変化も踏まえ、戦後100年の公共交通の将来像を県民と描き、都市交通マスタープラン等と一体的に構想する「次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）」の策定に取り組んでまいります。さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入や公共交通の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

本県の離島地域は、豊かな自然環境や独自の歴史・文化などの人々を引きつける資源を有しているほか、我が国最西端の領海・領空・排他的経済水域の保全など、国家的利益の確保と増進に重要な役割を果たしております。そのため、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、県政の最重要課題と位置づけ、引き続き離島振興に取り組んでまいります。

特に、小規模離島においては、長年にわたる人口減少等により地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況について、強い危機感を持っているところであり、小規模離島の方々が安心して暮らし続けることができるよう、離島町村と連携しながら、地域社会の維持に向けた施策に全力で取り組んでまいります。

県立病院の経営再建に向けた取組を着実に推進するとともに、離島で働く医師の養成や代診医派遣等に引き続き取り組むなど、離島・僻地を含め医療提供体制の確保を図ってまいります。

新たに設置いたします「沖縄県糖業・農業振興基金（仮称）」を活用し、基幹作物であるサトウキビの生産をはじめとする糖業及び農業の一体的な振興を図るほか、老朽化した製糖工場の整備に取り組みます。また、新たな「沖縄県畜産生産基盤強化支援基金（仮称）」を活用した中長期的な視点での畜産生産基盤の強化に取り組むなど、本県の特性を最大限に生かした持続可能な農林水産業の実現を目指してまいります。

昨年11月に発生した導水管の破損事故では、県民生活や産業活動へ大きな影響を及ぼしたところであり、老朽化した水道施設の計画的な更新に取り組むほか、社会基盤の計画的な整備や補修・更新・耐震補強等のハード対策と併せてソフト対策にも取り組み、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりに取り組んでまいります。さらに、道路標識や街路樹など、緊急的な改善対策を前倒しして集中的に実施することで、交通安全の確保及び沿道景観形成の促進を図り、安全・安心な道路環境の確保に取り組んでまいります。

県民の命と健康に関わる水道水については、引き続きＰＦＯＳ等低減化について取り組み、県及び市町村の対策に係る費用について最大限の支援を国に求めてまいります。また、抜本的な解決に向けて、国や米軍による低減化対策の実施を求めてまいります。

沖縄固有の海洋島嶼圏の特性を生かし、生物多様性に富んだ世界に誇れる豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境の保護・保全に取り組むとともに、国立沖縄自然史博物館の設立誘致の早期実現に向けて、県全体が一丸となったさらなる取組を推進してまいります。

東アジア地域における経済的な結びつきが密接な今日において、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に必要と考えております。沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用することで、対話や交流、国際協力などの平和的な手法により信頼関係の構築を図り、様々な主体と連携しながら、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展へより積極的な役割を果たすため、地域外交を推進してまいります。

復帰から50年以上経た現在もなお、航空機騒音やＰＦＯＳ等の問題、米軍人等による事件・事故など、沖縄県民は到底受忍できない過重な基地負担を強いられ続けていることから、引き続き県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう取り組んでまいります。

特に、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであり、その実現を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持し、「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書と、「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」に込めた平和への願いをかなえられるよう、引き続き全身全霊で取り組んでまいります。

令和４年に、いわゆる安全保障関連３文書が閣議決定されて以降、特に南西諸島における防衛力強化が進められる中、政府はさらなる防衛力強化のため、当該文書を前倒しで改定するとしております。

政府は南西諸島への自衛隊の配備を進めておりますが、米軍基地が集中していることに加え、急激な配備の拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じることを沖縄県は懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。このため、安保関連３文書改定について国政の場で十分に議論を深めることや、本県における自衛隊の配備についても在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討することなどについて、引き続き軍転協等と連携しながら、政府に求めてまいります。

令和８年秋は、首里城正殿の完成という復興の大きな節目となることから、首里城正殿完成記念事業を実施し、完成した首里城正殿の姿と復元の歩みを多くの皆様に御覧いただくとともに、首里城に象徴される歴史・文化を含めた沖縄の魅力を発信するなど、その価値を次世代へ継承していけるよう取り組んでまいります。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前に実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会の実現に向けて、職員と一丸となって、全身全霊で取り組んでまいります。

第２に、内閣府予算案及び税制改正について申し上げます。

令和８年度内閣府沖縄振興予算案においては、約2647億円が計上され、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金が増額されたほか、新たに次世代情報通信基盤の実装や先端医療技術基盤の形成促進に係る事業等が計上されました。

また、令和７年度補正予算では、防災・減災・国土強靱化の推進など291億円が確保され、令和８年度予算案と合わせると、2938億円となりました。

税制改正においては、揮発油税等の暫定税率が廃止される中、沖縄独自の措置は、本県の実情等を踏まえ、本則の税率からの軽減措置が講じられております。

県としては、沖縄振興予算及び税制を積極的に活用し、沖縄の自立的発展と県民一人一人が平和で誇りある豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

続いて、沖縄を取り巻く現状認識について申し上げます。

世界の景気は、一部の地域において弱さが見られるものの、緩やかな持ち直しが続いています。

我が国の経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復しております。

本県経済は、観光需要の増加が続き、個人消費も増加していることから拡大基調にありますが、長引く人手不足や物価高が個人消費に及ぼす影響に加え、国際情勢が県経済に及ぼす影響に引き続き十分注意する必

要があります。このような状況を踏まえ、県としては、引き続き国と連携しながら、人手不足や物価高に対し、家計の負担軽減や事業者への支援等を行い、県民生活・県経済への影響緩和を図ります。また、少子化対策等により人口減少のペースを緩和させつつ、持続可能な社会を維持していくための取組を推進します。

令和８年度は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の折り返しを迎えることから、同計画の後半５年に向けて沖縄振興をさらに加速していくことが求められる重要な年となります。沖縄21世紀ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、引き続き各種の施策を着実に推進するとともに、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、市町村、経済団体をはじめとする県内各界各層の意見を伺いながら計画の見直しを行ってまいります。

ＳＤＧｓにつきましては、令和８年度にＳＤＧｓの目標達成に向けた取組の加速化を図ることを目的に、「自発的自治体レビュー（ＶＬＲ）」を国連へ提出し、国内外へ広く発信してまいります。引き続き、ＳＤＧｓ達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化を図ります。

次に、令和８年度に取り組んでいく主な施策について、御説明申し上げます。

第１は、「経済分野」に関して「―新時代沖縄の到来の視点―」であります。

まず、企業の「稼ぐ力」の強化と産業の振興について申し上げます。

県民所得の着実な向上を図るためには、企業の稼ぐ力の強化等による持続的な成長型経済への移行を見据えた取組を進め、成長と分配の好循環を実現することが重要であり、「おきなわブランド戦略」に基づく、農林水産・商工・観光分野の連携を促進します。

また、中小企業の経営革新の支援やデジタル化の推進、賃上げや生産性向上等に向けた資金繰り支援等を通じた収益力の向上や経営基盤の強化を図るとともに、リゾテックおきなわの推進により産業ＤＸを加速させるほか、官民連携で開催する国際ＩＴ見本市等を通じて、他産業とのビジネス交流機会を創出します。

情報通信産業については、商品・サービスの高付加価値化や生成ＡＩの活用等に向けたＩＴ人材の育成等を促進することにより、生産性の高い産業構造への転換を図ります。

テストベッド・アイランドの形成に向けて、観光やヘルスケア、農業など幅広い分野における新技術等の実証実験を支援するとともに、企業間の連携等によるオープンイノベーションの取組を支援することで、新たなビジネスの創出や地域課題の解決につなげます。また、沖縄の強みや「ＮＥＸＴグローバル拠点都市」の優位性を生かし、スタートアップ人材の育成、資金調達環境の整備、海外連携の取組強化などにより、世界のエコシステムとつながり、相互に発展する「アジア有数のスタートアップハブ」を目指します。

イノベーション・エコシステムの構築に向け、県内大学等による先端医療を含む幅広い分野の産学連携共同研究等への支援や、その研究成果の企業への技術移転の促進にも取り組みます。

ものづくり産業については、付加価値の高い製品開発、生産性の向上、受発注の促進に取り組むことで、域内自給率の向上につなげます。泡盛製造業については、「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも生かし、業界が行う自立に向けた取組を引き続き支援してまいります。

バイオ産業分野では、産学官金の連携の下、事業化支援や人材確保に取り組みます。

工芸産業分野では、販路の開拓支援等に加え、首里城正殿の工芸技術を紹介する催事を県内外で開催いたします。

県産品の販路拡大につきましては、高付加価値化や新規市場の開拓に向けた支援などを通じて、グローバル市場への展開を戦略的に推進します。

国際物流拠点の形成に向けて、那覇空港の地理的優位性を活用した物流機能の強化に取り組むとともに、高付加価値製品を製造する企業など戦略的な臨空・臨港型産業の集積を促進します。また、航空機整備施設の拡張に向けた取組を進めるとともに、航空機整備に付随する関連産業の誘致等により航空関連産業クラスターの形成に取り組みます。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について申し上げます。

持続可能な観光に向けて、県民・事業者・旅行者の３者協働による、都道府県では全国初の「沖縄サステナブルツーリズム宣言」を発出し、地域の観光諸課題解決や地域経済の好循環等、「観光があることで、地域がさらに豊かになる仕組み」を目指します。

また、高付加価値な観光資源開発を支援し、ラグジュアリー層インバウンドを取り込むとともに、小規模離島周遊のクルーズなど、多彩で質の高い観光を推進します。

受入れ体制の強化を図るため、観光人材の育成・確保、観光地間を結ぶバスへの支援、観光２次交通結節点の実証事業、災害時等における観光危機対策などに

取り組みます。

宿泊税については、令和８年度中の導入を見据え、新たな基金の設置や宿泊事業者システム改修支援、制度の周知広報に取り組むとともに、引き続き活用事業の検討、事業効果検証等に係る体制構築に向けて取り組みます。

過去の国際大会の開催で得たノウハウやレガシーを活用したセーリングの「2026 テーザー級世界選手権国頭大会」等の開催支援や、沖縄らしいスポーツコンベンションの推進に取り組むとともに、Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、入札公告に向けた手続を進め、令和13年度の供用開始を目指します。

大型ＭＩＣＥ施設整備につきましては、再公告に向けた手続を進めるとともに、マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成に取り組みます。

令和16年開催の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会に向け、会場地市町村の選定、県有競技施設の整備、競技力向上等に向けた取組を進めます。

ラーケーションの制度については、令和７年度からの県立学校での試行導入を踏まえ、全県的な展開も見据えて取り組んでまいります。

次に農林水産業の振興について申し上げます。

本県の特性を最大限に生かした持続可能な農林水産業の実現に向け、多様なニーズや気候変動に対応した新品目・品種、生産技術等の開発・普及、おきなわブランドの確立、サトウキビの生産性の向上、輸送コストの低減や販路拡大、高付加価値化等による域外所得の獲得に取り組みます。

また、セグロウリミバエの早期の終息に向けた取組など特殊病害虫等対策を強化するとともに、担い手対策や家畜伝染病対策の強化、スマート農林水産技術の開発と普及、地産地消の推進、農山漁村地域での各種ツーリズムの支援、基盤整備・強靱化対策等を推進し、生産性と収益性の向上に取り組みます。

畜産業については、生産基盤の強化や獣医師の確保、飼料自給率の向上等による経営安定化などに取り組みます。

林業については、自然環境に配慮した森林施業、県産キノコ類の生産・消費の拡大、担い手の育成・確保など、持続可能な林業の推進に取り組みます。

水産業については、資源管理型漁業や陸上養殖を含めた沖縄型のつくり育てる漁業を推進します。また、引き続き日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しを求めるとともに、地域外交の一環としてパラオ共和国等との水産技術交流等を着実に進めます。

働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について申し上げます。

ワーク・ライフ・バランスの促進など、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、県内企業の稼ぐ力の強化と併せ、積極的な人材投資を促進します。そのため、所得向上につながる正規雇用化支援や奨学金返還支援に取り組むほか、人材育成企業認証制度や所得向上応援企業認証制度の普及拡大を図ります。

人材育成につきましては、職業能力開発校などにおいて地域産業を支える人材を育成するとともに、企業が行う社員研修などリスキリングの取組を支援します。

また、「人手不足対策アクションプラン」に基づき、若年者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍促進に加え、ＵＩＪターン及び外国人等の新たな人材の確保に取り組むとともに、関係機関と連携し、就労支援のネットワークの強化を図ります。

教育分野においては、創造性・国際性に富む人材を育成するため、外国語・国際理解教育、情報・科学技術・理数教育等の推進に取り組みます。

自立的発展の実現に向けた基盤整備について申し上げます。

「沖縄県ＤＸ推進計画」に基づき、県民サービスの利便性向上や業務効率化に向けて、生成ＡＩ等の先端技術や外部の知見を活用し、生活、産業、行政の全分野においてＤＸを推進します。あわせて、職員のデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の育成に取り組みます。

ＰＰＰ／ＰＦＩのさらなる推進を図るため、部局横断的なマトリックス組織を総括する「ＰＰＰ／ＰＦＩ事業推進室（仮称）」を新たに設置し、事業担当課との共創・協働により、各事業を着実に推進します。

交通施策の推進に当たっては、まちづくり、基地跡地利用、物流、運輸、観光等の連携を強化する必要があり、交通施策に関する各種の計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を担うとともに、効果的なプロジェクト創出や新たな組織体制の検討を行うため、新たに「交通戦略推進課（仮称）」を設置いたします。

また、過度な自家用車の利用から公共交通利用への転換を図るため、沖縄都市モノレール３両車両の追加導入及び新車両基地の整備に取り組むとともに、基幹バスシステムの導入及び利便性の向上や交通結節点の整備促進を図ってまいります。さらに、交通結節点や地域拠点を円滑に移動するための地域循環バス等の検討や、学生、高齢者等の交通困難者を対象としてバス・モノレールの利用を促進する実証事業の実施、交

通事業者の運転手等の確保支援などに取り組みます。

主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策を推進するとともに、引き続き国と連携してハシゴ道路ネットワークの構築に取り組みます。

那覇港につきましては、新港埠頭地区の整備促進や浦添埠頭地区の早期整備に向け、沖縄県の持続可能な発展の推進力となる港づくりに取り組みます。

中城湾港につきましては、新港地区の港湾機能の強化・拡充、泡瀬地区のスポーツコンベンション拠点の形成などに向けた整備に取り組みます。

また、防災面での機能も併せた電線の共同溝により、無電柱化を推進するとともに、街路樹等の適正管理及び官民連携を推進し、良好な沿道景観の創出に取り組みます。

特定利用空港・港湾に関しましては、民生利用を主とするものであるため、その整備や既存事業の促進は、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するものであることから、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

県土の均衡ある持続可能な発展に向けた「沖縄県東海岸サンライズベルト構想」につきましては、関係市町村等との意見交換を踏まえ、新・基本計画の中間見直しに反映するなど、本島東海岸地域の特性や豊かな歴史・文化資源、自然環境などの強みを最大限に生かした各種の取組を推進してまいります。

第２は、「平和分野」に関して「―誇りある豊かさの視点―」であります。

まず、米軍基地から派生する諸問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について申し上げます。

国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

普天間飛行場、嘉手納飛行場やその他の訓練場の周辺住民は、即応訓練などの通常とは異なる訓練を含めた昼夜を問わない訓練等により、騒音などに苦しめられ続けており、このため周辺における監視測定等を実施するとともに、日米両政府に対しては騒音の軽減を強く求めてまいります。

また、米軍基地周辺の河川や湧水等から高濃度のＰＦＯＳ等が検出されており、米軍基地が主な汚染源である蓋然性が高いことなどから、引き続き情報の提供、基地内への立入調査、国及び米軍による原因究明調査と対策の実施のほか、環境保全に関する国内法の適用、環境条項の新設など日米地位協定の抜本的な見直しを求めてまいります。沖縄のＰＦＯＳ等問題の深刻さと対策の必要性については、国連特別報告者により、国連総会において国際社会に訴えられているところです。

また、米軍人等による刑法犯について、令和７年の検挙件数は過去20年で最多となった令和６年を上回っており、特に令和５年12月以降、米軍人による女性への性的暴行事件が次々に発覚し、県民に大きな不安を与えています。

このような凶悪な犯罪が後を絶たない背景には、日米地位協定によって守られているとの認識が米軍人等の根底にあると言わざるを得ないと考えております。米国側に裁量を委ねる形となる運用改善では全く不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要です。

県としては、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、引き続き軍転協や全国知事会、渉外知事会等とも連携し、あらゆる機会を通じ、政府に対し強く求めてまいります。

在沖米海兵隊のグアム移転については、具体的な移転スケジュール等が示されていないことから、引き続き政府に対し、明確な移転計画の説明及び一日も早い移転の完了を求めてまいります。

普天間飛行場については、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議等において、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を日米両政府に求めてまいります。

一方、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、これに反対する県民の民意が過去３回の知事選挙や県民投票において圧倒的多数で明確に繰り返し示されたことは、極めて重いものであると捉えなければなりません。さらに、軟弱地盤の存在が判明し、令和６年１月を起点として提供手続の完了までに約12年を要するとされていますが、工事の進捗等を踏まえると、さらなる工期の延伸も懸念されており、全体の見通しが立たないにもかかわらず、政府は、昨年11月28日、生物多様性が極めて高く貴重な自然環境を有する大浦湾側の新たな区域への土砂の投入を開始するなど、県民の民意を一顧だにせず工事を強行しています。

辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、引き続き政府に対し対話により解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えるとともに、トークキャラバン等を通じて、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた沖縄県の考えを広く国内外に伝え、問題解決

に向けた国民的議論を喚起し、理解と協力を求めてまいります。

また、法定受託事務について、地方公共団体が自ら責任を持って行った処分を国が裁決で取り消す「裁定的関与」を認めている現行の法制度は公平公正なものとは言えず、憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化させる重大な問題を生じさせていることから、全国知事会と連携し、地方自治法等の改正による「裁定的関与」の見直しを国に対し強く求めてまいります。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えております。これまでも、訪米活動やワシントン駐在の活動等を通じて、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題をはじめ、米軍基地周辺のＰＦＯＳ等の問題、米軍人・軍属による事件・事故の発生状況などを説明してきたところであり、昨年の米国連邦議会において、沖縄における軍人による犯罪防止策等についての勧告がなされるなど、議論に影響を与えたことは大きな成果であると考えております。今後も、私が適切な時期に訪米し、連邦議会関係者や米国政府関係者、有識者等のキーパーソンとの意見交換を通じて、基地問題の解決につなげてまいりたいと考えております。

米国における職員の駐在につきましては、基地問題に係る情報収集、情報発信、ネットワークの維持、構築はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてまいりました。今後、基地問題のみならず経済、観光、文化、ウチナーネットワークの継承・発展、南米における取組等との連携等、幅広い分野での活動に向けて、高い透明性を前提に新たな体制を構築してまいります。

多様な発展可能性が存在する返還予定地につきましては、関係市町村等と連携し、県土構造の再編につながる跡地利用に向けた取組を推進してまいります。

尖閣諸島をめぐる問題につきましては、中国海警船の接続水域における年間航行日数が昨年、過去最多を記録するなど、我が国の領土と主権を侵害しかねない行為が頻繁に生じております。

昨年10月の日中首脳会談においては、高市総理から尖閣諸島をめぐる情勢等について深刻な懸念を伝えるとともに、両国の「建設的かつ安定的な関係」の構築という方向性が改めて確認されているところであり、県としては、引き続き日本政府に対し、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて関係改善を図ること等を求めてまいります。

地域外交の推進について申し上げます。

令和８年度は、北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）への正式加入を見据え、関連する国際会議等の誘致など、より効果的な連携に取り組むとともに、中国福建省との友好県省、米国ハワイ州との姉妹提携や韓国済州特別自治道との友好協力都市協定、パラオ共和国とのＭＯＵなどに基づく相互交流、そして県の海外事務所のさらなる活用によりアジア太平洋地域との連携を促進してまいります。さらに、市町村や民間団体等との協働により様々な分野における国際的な取組を促進するとともに、ＪＩＣＡをはじめとする支援機関との連携により、太平洋島嶼国・地域への国際協力や南米等のウチナーネットワークを活用した取組を推進します。加えて、外務省や駐日外国公館等と連携した取組を進めるとともに、国連やＡＳＥＡＮなどの国際機関との関係構築を図ることにより、国際社会における沖縄のプレゼンスを高め、国際機関や国際会議の誘致等につなげることを目指してまいります。あわせて、沖縄県が主導する国際会議「万国津梁フォーラム」を開催し、国内外から有識者を迎え、地域の安全保障や軍縮、海洋問題、災害支援、環境や医療、人権問題等の人間の安全保障などに関する議論を通して、県民の理解と認識の向上を図り、沖縄が対話の場となるよう取り組んでまいります。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信と継承について申し上げます。

戦後90年、100年を見据えた長期的な視点に立ち、「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」について本年６月を目途に策定し、併せて同ビジョンの実現に必要な財源として、新たな基金の設置に取り組むとともに、世界の恒久平和に貢献するため、「国際平和研究機構（仮称）」の創設に向けた取組、戦争遺跡群の保存・活用、核軍縮及び核兵器廃絶の取組を強力に推進してまいります。

非核三原則について、世界で唯一の戦争被爆国である我が国は、引き続き堅持するとともに、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。

県としては、平成７年に「非核・平和沖縄県宣言」を行い、全ての核兵器の製造・実験等に反対してきたところであり、令和８年中にはグローバル・アライアンスに参加し、広島、長崎と連携しながら、その理念を国際社会に訴えてまいります。

また、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくため、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保等の取組を推進するとともに、平和祈念資料館の展示更新に向けた取組を進めてまいります。

さらに、第32軍司令部壕については、戦争の不条理さ、残酷さ、平和の尊さを次世代に伝える「物言わぬ語り部」として、その保存・公開に向けた取組を着実に進めてまいります。

ウチナーネットワークの継承・発展・強化、多文化共生社会の構築について申し上げます。

国内外のウチナーンチュとの交流や人材育成の取組によりウチナーネットワークを強化するとともに、「沖縄県南米駐在事務所（仮称）」の設置、中南米沖縄県人会サミットの開催、ブラジル沖縄県人会創立100周年及び沖縄県人ペルー移住120周年記念式典事業等の取組を通じて、令和９年度に開催する「第８回世界のウチナーンチュ大会」の成功につなげてまいります。また、多文化共生アクションプランの策定を進め、県民と在住外国人が共に住みやすい地域づくりや異文化・国際理解の相互の促進等に取り組んでまいります。

心豊かで、安全・安心に暮らせる島づくりについて申し上げます。

全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の普及啓発に努め、多様な性の尊重や不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進してまいります。

女性があらゆる分野で活躍できる社会づくりのため、女性のスキルアップやジェンダー平等の意識啓発等の取組を推進するとともに、第７次男女共同参画計画の策定に向け取り組んでまいります。

ＤＶや性暴力、国際的な家庭問題等、困難な問題を抱える女性に対しては、民間団体とも連携の上、切れ目のない支援を実施するなど、自立に向けた取組を推進してまいります。

犯罪被害者等を支援するため、見舞金の支給や多機関ワンストップサービスなどの各種施策の推進に取り組むとともに、消費者啓発・教育の推進、市町村の消費生活相談体制の充実に取り組んでまいります。

多様化し、深刻さを増す特殊詐欺やサイバー空間の脅威等に対処し、社会の変化に対応する警察基盤を構築するほか、交通事故のない沖縄県を目指し、関係機関と連携して交通ルール・マナーの遵守及び飲酒運転根絶の取組を推進します。

また、ＤＶ・ストーカー・虐待事案の未然防止や水難事故防止対策など、部門横断的な取組を推進するほか、「ちゅらさん運動」に基づく犯罪抑止対策に取り組んでまいります。加えて、水難事故防止に向けた取組としては、ウェブやＳＮＳ、空港等で海の危険性及び正しい知識の周知啓発を図るほか、引き続き自然海岸の巡回を強化してまいります。

また、災害を未然に防止するための河川のしゅんせつや道路の予防保全に取り組むとともに、迅速な応急対応ができるよう体制の整備に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、過去の震災の教訓や災害が激甚化、頻発化している傾向も踏まえ、市町村、国及びその他防災関係機関と密に連携するなど、危機事象の発生時及び災害時の体制強化を図ります。

様々な危機事象に迅速かつ的確に対応し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全の確保ができるよう、災害対策本部機能を備えた「防災危機管理センター棟（仮称）」を整備するとともに、防災通信の根幹となる沖縄県総合行政情報通信ネットワークを次世代の通信基盤として更新します。

災害への即応体制を整えるため、防災行動計画（タイムライン）の検証と改善を進めるほか、消防防災ヘリの導入に向けて取り組んでまいります。

戦後80年以上経ても今なお残る戦後処理問題については、不発弾処理及び所有者不明土地問題の早期の抜本的解決に向け取り組むほか、戦没者の遺骨収集につきましては、戦没者遺骨収集情報センターを拠点として遺骨収集の加速化を図るとともに、国と連携し、事業の推進を図ってまいります。

第３は、「生活分野」に関して「―沖縄らしい優しい社会の構築の視点―」であります。

まずは、子育て支援・福祉サービスの充実について申し上げます。

「沖縄県こども・若者計画」の基本理念である、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指すため、「沖縄県こども・若者施策推進基金（仮称）」を設置し、子どもの貧困対策を含む、子ども・子育て施策を全庁体制で力強く推進してまいります。

また、子ども・若者の社会参画の促進や子どもの意見形成支援等を行うアドボケイトの育成等による意見表明の機会の充実に取り組むとともに、こども基本法の理念に基づく「沖縄県こどもの権利条例（仮称）」を制定し、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組んでまいります。

家庭の経済状況によって、子どもたちの学びや体験に格差が生じないよう「沖縄こどもの未来県民会議」と連携し、児童養護施設退所者等への給付型奨学金や新たな体験メニューの創出、食品等の安定供給体制整

備に取り組むほか、学習支援を行う無料塾や放課後児童クラブの設置促進など、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。

子どもの最善の利益を念頭に、児童虐待防止に向けた取組を推進するとともに、児童相談業務のＩＣＴ化等さらなる体制の強化、ヤングケアラーの支援に取り組むほか、里親支援センターとの連携による里親委託の推進と支援の充実、社会的養護経験者の自立支援等に取り組みます。

全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、乳幼児期における質の高い教育・保育の提供や、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた多様な子育てサービスの提供に取り組むとともに、新たに若年ひとり親家庭の生活、就労等を一体的に支援する拠点を設けるなど、ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立に向けた取組を推進します。

若年妊産婦等に切れ目なく支援を行うための居場所の設置や、こども家庭センターの設置促進のほか、関係機関と連携し、不登校、ひきこもり、ニート、発達障がい等社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその家族等に対する多角的な支援に取り組んでまいります。

待機児童の解消に向けては、保育士等の処遇や負担軽減などの労働環境等の改善に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の安全確保と質の向上に取り組みます。

多職種の専門家で構成される「こども・若者自殺危機対応チーム」を活用し、学校など地域の支援機関への助言等に取り組み、自殺対策を強化してまいります。また、非行防止活動や立ち直り支援などにより、少年の健全育成に取り組んでまいります。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では対応が難しい狭間のニーズに対応するため、市町村と共に地域共生社会の実現に向けた属性を問わない包括的な支援体制の構築支援に取り組みます。

地域包括ケアシステムの深化を加速するため、新たに設置する「沖縄県地域連携高齢者支援基金（仮称）」を活用し、多様な主体が連携・協働した高齢者へのサービス・活動の創出を促進するとともに、引き続き認知症施策、特別養護老人ホーム等の整備、人材確保や生産性向上の支援など介護サービス等の充実に取り組んでまいります。

障がいのある人が安心して暮らし地域社会に参画していくために、障がいのある人に対する県民理解の促進や障がい者スポーツ、芸術文化活動等を通じた自立と社会参加の促進、テクノロジーを活用した障害福祉サービスの質の向上等に取り組んでまいります。

医療の充実・健康福祉社会の実現について申し上げます。

医療の提供体制の充実・確保に向けては、地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、地域医療連携体制の強化などに取り組むとともに、北部、離島地域の医師確保及び医師の診療科偏在の解消、看護師等の確保と資質向上などに取り組みます。

薬剤師確保につきましては、奨学金返還助成等による県内就職を推進するとともに、県内国公立大学への薬学部設置の実現に向け取り組みます。

北部地域については、公立沖縄北部医療センター整備工事及び開院準備等に取り組み、離島地域については、琉球大学医学部地域枠医師及び代診医派遣の強化、離島診療所への専門医巡回診療や遠隔医療の活用促進などによる医療提供体制の確保、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組みます。

県立病院については、県民に必要とされる医療を継続して提供していくため、ＤＸの推進を含め、経営再建に向けた取組を着実に実施します。また、県立中部病院の建て替えにつきましては、経営状況を勘案しつつ、将来構想に基づき機能強化に向けた基本計画の策定に取り組みます。

感染症対策については、将来の新興感染症等の発生に備え、医療機関等との協定締結による医療提供体制の確保や「沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」に基づく取組を強化するとともに、普及啓発や予防接種率の向上、結核蔓延防止のほか、ＨＩＶ・エイズを含む性感染症対策に係る計画の作成に取り組みます。

働き盛り世代の健康状態の改善に向け、健康経営をより一層推進し、本県の課題である高血圧対策に取り組むとともに、沖縄県口腔保健支援センターの運営や特別支援学校でモデル的に虫歯予防に取り組む等、歯科口腔保健対策の強化を図り、県民一人一人が健康的な生活習慣を実践できる環境整備に取り組みます。

生活基盤及び生活環境の充実・強化について申し上げます。

水道水の安定供給については、県及び市町村の老朽化した水道施設の更新や耐震化を着実に推進するとともに、本島周辺離島８村の水道広域化や災害時における応急給水体制の強化に取り組むほか、令和８年度においても県民負担の軽減を図るため、水道料金の減免に取り組んでまいります。

また、持続可能な下水道サービスの提供に向けて、

引き続き施設の老朽化・耐震化対策、浸水対策、汚泥等の活用、広域化・共同化及び公民連携を推進します。

県営住宅の計画的な建て替え等の推進、高齢者・子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定確保に取り組んでまいります。

災害時の避難場所、緑と触れ合う憩いの場、レクリエーション活動の場としての都市公園整備を推進してまいります。

離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについて申し上げます。

離島地域においては、持続可能な地域社会を実現するため、離島住民の交通コストの負担軽減や不足する離島航路の船員確保のほか、防災体制の強化、医療体制の充実・確保、給油所等の維持存続、住民の買物環境の改善、住宅整備コストの負担軽減等、定住条件の整備に取り組みます。

また、離島の資源と魅力を生かした産業振興を図るため、離島特産品の販路拡大、離島訪問の促進、拠点整備によるテレワーク業務の高付加価値化等に取り組みます。さらに、離島・過疎地域の活性化を図るため、児童の離島体験交流等による関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、人口の維持・増加を図るため、移住・定住の促進に取り組むほか、移住者・若者向け住宅確保へ向けて空き家活用に取り組む町村を支援してまいります。加えて、公共交通等の維持・確保に向け、自動運転技術の社会実装に取り組むほか、給油所が少ないなどの離島・過疎地域の課題解決及び運輸部門の二酸化炭素排出量の削減に向けて、電動車への転換促進に取り組みます。

離島町村等における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けては、事務の見直しに関する支援に取り組むとともに、離島町村役場の事務の一部を本島内で共同処理する「離島町村総合事務センター（仮称）」の県・離島町村での共同設置や新たな人材確保策など、具体的な対応方策に取り組みます。

離島航空路の確保と維持に向け、空港施設の計画的な更新整備と機能向上に取り組むほか、離島港湾の機能の強化と拡充に向け、海上交通の安全性・安定性の確保や利便性の向上などに取り組みます。

伊平屋空港につきましては、整備に向けた課題の解決に取り組んでまいります。

また、空港・港湾等の交通拠点を相互に連結させ、防災・減災、国土強靱化に資する道路整備に取り組んでまいります。

世界に誇る自然環境・生物多様性の保全・継承について申し上げます。

環境分野においては、世界自然遺産地域の保全と利用の両立を図るための適正管理を推進し、沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会の実現を目指します。

本県の自然環境の保全・継承を図るため、希少野生動植物の保護対策や外来種対策の推進、赤土等の流出防止に係る総合対策のさらなる推進等に取り組むとともに、動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物が共生する社会の実現のための取組を充実・強化いたします。

また、北部地域の水源涵養機能の維持や環境保全、地域振興など、ヤンバルの森・命の水を守る取組を推進します。

脱炭素島嶼社会の実現に向けて、国の2050年カーボンニュートラルやグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）と連動し、電動車導入に係る補助に加え、中小企業の脱炭素化に向けた支援制度の構築に取り組むとともに、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の３Ｒや適正処理等の推進に取り組みます。また、クリーンエネルギーの導入促進に向けて、太陽光発電等の適切な導入の拡大、水素・アンモニア等の新エネルギー利活用の実証に加え、ＧＸを促進するための普及啓発や、再エネを活用し産業競争力を強化するモデルの構築に取り組みます。

また、食品ロスの削減に向け、沖縄県食品ロス削減推進計画の中間見直しに取り組むとともに、各業界団体等と連携を図りながら広報・啓発等に取り組んでまいります。

沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展について申し上げます。

文化と伝統については、琉球王朝時代より培われてきた伝統文化の継承・発展のため、令和７年に設置した「沖縄県文化芸術振興基金」を活用し、文化芸術の振興を図りつつ、伝統芸能、伝統的な行事及び食文化など沖縄の伝統的な文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組むとともに、琉球歴史文化の日を中心に、沖縄の歴史と文化への理解を深め、多様で豊かな沖縄文化を守り、育むための取組を推進します。

また、首里城に象徴される歴史・文化を継承していくため、伝統的な建築等の技術に係る人材育成や安全性の高い公園管理体制の構築のほか、首里杜地区の歴史まちづくりの推進や地域の文化資源の整備に向けた調査などに引き続き取り組んでまいります。

令和８年度は「しまくとぅばの日に関する条例」の制定から20周年を迎えることから、しまくとぅばへ

の県民の理解と参画を広げる20周年記念事業を展開するなど、しまくとぅばの保存・普及・継承を一層促進します。

沖縄空手の保存・継承・発展のため、第３回沖縄空手世界大会を少年少女世界大会と統合して開催するほか、開館10周年を迎えます沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の発信、指導者・後継者の育成、空手愛好家や観光客の受入れ体制強化等に取り組んでまいります。

沖縄の貴重な文化財の保存活用を図るため、修復・復元や伝承者の養成、指定に向けた調査を推進してまいります。

教育振興について申し上げます。

確かな学力を身につける学校教育の充実に向け、主体的・対話的で深い学びと教育ＤＸの推進を通した学力の向上、教員の指導力向上、遠隔教育の推進に取り組みます。

また、学校における体力の向上、食育及び安全教育の充実、総合的な学習の時間等における地域の歴史や平和に関する学習に取り組むとともに、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進するなど、児童生徒が毎日通いたくなる魅力ある学校づくりを推進します。また、フリースクール等に通う児童生徒等に係る実態の把握に取り組みます。

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、個々の能力を伸ばす教育やキャリア教育の推進に取り組むほか、インクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒等の自立と社会参加を見据えた特別支援教育の充実を図ります。

安心して学べる教育環境の整備につきましては、中部地区における新たな特別支援学校の開校に向けて取り組むとともに、安全・安心な学校施設の整備を推進します。

教職員が心身ともに健康で本来の職務に専念し、働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に向け、働き方改革及びメンタルヘルス対策を一体的に推進するとともに、教員の確保に取り組みます。

児童生徒等が家庭の経済状況等に左右されることなく安心して教育を受けられるよう、学校給食費無償化に向けた段階的な取組として、全ての市町村及び私立学校等に対し、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き中学生の学校給食費の２分の１相当額を補助し、保護者の経済的負担軽減に取り組みます。また、新たに「沖縄県部活動大会参加支援基金（仮称）」を設置し、中高生の部活動等への派遣費補助の拡充に取り組みます。さらに、中高生のバス通学費等の支援拡充、高校未設置離島出身生徒の居住費等の支援、就学援助及び給付型奨学金の実施、高等教育の修学支援に取り組みます。

生涯学習環境の充実のため、関係機関等と連携・協働し、その学習情報や機会の提供に取り組んでまいります。

施策を推進する上での行政運営について申し上げます。

多様な働き方と戦略的な人材確保を強力に推進するとともに、業務変動へ機動的に対応するため、新たに「働き方改革・人材確保推進室（仮称）」を設置するほか、本庁舎（行政棟）について、長寿命化、省エネ化、誰でも利用しやすい庁舎づくり、執務環境の改善を目的とした改修事業に取り組むなど、職員が働きやすい職場環境の実現に取り組みます。

また、公務の遂行に当たっては、「沖縄県内部統制に関する方針」に基づき、職員一人一人が改めて法令遵守の意識を徹底し、高い透明性を確保した適切な行政運営を一層強力に推進してまいります。

次に、甲第１号議案から甲第45号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和８年度予算の編成に当たっては、「重点テーマ」に沿った施策の推進、多様な財源の積極的な活用による施策の推進、「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映及び「新沖縄県行政運営プログラム」の推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、若手職員をはじめとする職員の「自由」で「独創的」な発想を施策に反映させつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底を図ることで限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算を編成いたしました。

その結果、令和８年度当初予算は、

一般会計において、9467億8000万円

特別会計において、2505億764万1000円

企業会計において、1624億8115万8000円

の規模となっております。

令和７年度補正予算につきましては、甲第25号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第８号）」から甲第28号議案「令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）」までの議案において、国の補正予算関連事業等を実施するために、緊急に予算計上が必要な事業として、一般会計において143億7829万5000円を計上しているほか、３特別会計において所要の補正予算額を計上しております。

また、甲第29号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）」から甲第45号議案「令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）」までの議案において、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において240億9338万6000円を計上しているほか、15特別会計及び病院事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

これらの補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そのうち、甲第25号議案から甲第28号議案までにつきましては、早期執行の観点から、議会冒頭での先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和８年度の政府本予算の成立が遅れることが想定されておりますが、県としましては、国の動向を注視しつつ、県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるよう関係機関と調整の上、万全の準備を整えてまいります。

次に、乙第１号議案から乙第50号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県地域連携高齢者支援基金条例」など28件、議決議案が「工事請負契約について」など20件、同意議案が「副知事の選任について」の１件、承認議案が「専決処分の承認について」の１件を提案しております。

乙第24号議案「沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例」など９件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

そのうち、乙第24号議案など５件につきましては、議会冒頭での先議案件として御審議を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。フガラッサー。

ありがとうございました。

○中川京貴　議長　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔池田　修　人事委員会委員長登壇〕

○池田　修　人事委員会委員長　皆さん、おはようございます。

人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願いします。

ただいま議長より各議案について意見を求められましたので、人事委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年10月７日に当委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告並びに国、他の都道府県の状況を考慮し、職員の給与について所要の改正を行うものであり、適当であると思料いたします。

続きまして、乙第３号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、教職員の職務・勤務の状況に応じた処遇改善を図るため、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直し等を踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当支給額の引上げを図る改正であり、適当であると思料いたしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○中川京貴　議長　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第25号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第８号）」、甲第26号議案「令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）」、甲第27号議案「令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第２号）」、甲第28号議案「令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）」、乙第24号議案「沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例」、乙第29号議案から乙第31号議案までの「工事請負契約について」の３件及び乙第47号議案「指定管理者の指定について」は、特に早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第25号議案から甲第28号議案まで、乙第24号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第47号議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって 質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月４日の議会運営委員会において20人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第25号議案から甲第28号議案までについては、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴　議長　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　ただいま予算特別委員会に付託されました議案を除く、乙第24号議案については文教厚生委員会に、乙第29号議案から乙第31号議案までについては総務企画委員会に、乙第47号議案については経済労働委員会にそれぞれ付託いたします。

◆・・◆

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

日程第７　陳情第１号、第２号の２、第５号、第15号及び第17号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件のうち、陳情第１号、第５号、第15号及び第17号については米軍基地関係特別委員会に、第２号の２については沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案研究のため、明２月11日から17日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、明２月11日から17日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴　議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月18日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時19分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月18日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和８年２月18日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

令和８年２月18日（水曜日）
午前10時開議

第１　乙第24号議案（文教厚生委員長報告）
第２　乙第29号議案から乙第31号議案まで（総務企画委員長報告）
第３　乙第47号議案（経済労働委員長報告）
第４　甲第25号議案から甲第28号議案まで（予算特別委員長報告）
第５　陳情第15号の付託替えの件
第６　陳情第16号の取下げの件
第７　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第24号議案
　乙第24号議案　沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例
日程第２　乙第29号議案から乙第31号議案まで
　乙第29号議案　工事請負契約について
　乙第30号議案　工事請負契約について
　乙第31号議案　工事請負契約について
日程第３　乙第47号議案
　乙第47号議案　指定管理者の指定について
日程第４　甲第25号議案から甲第28号議案まで
　甲第25号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第８号）
　甲第26号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第27号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第２号）
　甲第28号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
日程第５　陳情第15号の付託替えの件
日程第６　陳情第16号の取下げの件
日程第７　代表質問

出　席　議　員（45名）

47　番	中　川　京　貴　議長	8　番	徳　田　将　仁　議員
42　番	上　原　　章　副議長	9　番	新　里　治　利　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	10　番	新　垣　善　之　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	11　番	新　里　　匠　議員
3　番	大　田　　守　議員	12　番	平　良　識　子　議員
4　番	儀　保　　唯　議員	13　番	比　嘉　瑞　己　議員
5　番	米　須　清一郎　議員	14　番	次呂久　成　崇　議員
6　番	高　橋　　真　議員	15　番	喜友名　智　子　議員
7　番	宮　里　洋　史　議員	16　番	幸　喜　　愛　議員

17番	上原快佐 議員	32番	仲村家治 議員
18番	松下美智子 議員	33番	下地康教 議員
19番	喜屋武力 議員	34番	新垣新 議員
20番	大屋政善 議員	35番	島尻忠明 議員
21番	小渡良太郎 議員	36番	大浜一郎 議員
22番	新垣淑豊 議員	38番	渡久地修 議員
23番	比嘉忍 議員	39番	當間盛夫 議員
24番	当山勝利 議員	40番	仲宗根悟 議員
25番	西銘純恵 議員	41番	山内末子 議員
26番	仲村未央 議員	43番	西銘啓史郎 議員
27番	新垣光栄 議員	44番	又吉清義 議員
28番	玉城健一郎 議員	45番	呉屋宏 議員
30番	糸数昌洋 議員	46番	島袋大 議員
31番	仲里全孝 議員		

欠席議員（1名）

29番　山里将雄 議員

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	井澤和生	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	浦崎千都	主事
宮城優次	長	下地広道	政務調査課副参事
上原毅	議事課長	伊敷ユカリ	主幹
宮城亮	課長補佐	大城聖子	主幹
安田健	主査	平良末子	主幹

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月10日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から同日の委員会において、委員長に大浜一郎議員、副委員長に西銘純恵議員を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長及び田島啓己労働委員会会長は、所用のため本日から20日まで及び24日から27日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理とし

て、森田崇史人事委員会事務局長及び榊原千夏労働委員会事務局長の出席を求めました。

○中川京貴　議長　日程第１　乙第24号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新　文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第24号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第24号議案「沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例」は、公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進することを目的とした基金を設置し、その管理及び処分に関し、必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、事業の開始時期はいつか。また、高等教育改革を先導する拠点のパイロットケースについて、対象校はどこかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は、国の経済対策の一環として高校無償化と併せて導入されるものであり、国から提示されるグランドデザインを見据え、令和８年度中に基本計画を策定し、本県の現状に即した仕組みを構築していくもので、今のところ対象校は未定だが、国が示す３本の柱に沿って拠点校を指定し、人材育成及び多様な学びの仕組みを創出していくとの答弁がありました。

次に、本条例の附則で３年後の失効を規定しているが、パイロットケースの創出等の取組に係る成果を出すためには、基金廃止の期限が短いのではないかとの質疑がありました。

これに対し、本事業の背景として、少子高齢化による働き手不足が懸念される2040年問題があり、令和８年度中の策定を予定している高校教育改革の実施計画に基づき、さらなる人材育成等の大きなビジョンがある。その先行事例として、本事業を実施する３年間はパイロットケースの創出に集中し、その後は国の新たな制度等に合わせて展開していく予定であるとの答弁がありました。

そのほか、事業の財源、計画づくりの在り方などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第24号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第２　乙第29号議案から乙第31号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎　総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第29号議案から乙第31号議案までの３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第29号議案から乙第31号議案までの「工事請負契約について」の３件については、本庁舎（行政棟）改修工事について、予定価格５億円以上の工事請負金額となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により議会の議決を求めるものである。

当該工事は、平成２年の竣工から35年以上が経過し、老朽化が進んでいる本庁舎行政棟について、空調換気や消火設備の更新及びトイレのバリアフリー化を行うものである。

主な内容として、乙第29号議案の機械１工区については、仮契約額が15億8180万円、契約の相手方は、桐和空調設備株式会社、有限会社広設備工業の２社で構成する特定建設工事共同企業体、乙第30号議案の機械２工区については、仮契約額が15億7850万円、契約の相手方は、ヤシマ工業株式会社、有限会社三崎工業の２社で構成する特定建設工事共同企業体、乙第31号議案の機械３工区については、仮契約額が13億9700万円、契約の相手方は、三栄工業株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、乙第29号議案に係る契約が随意契約となった経緯について質疑がありました。

これに対し、２度の一般競争入札を行ったが、いずれも落札に至らなかったことから、１工区から３工区までの入札に参加した３事業者と協議を行った結果、そのうちの１社と地方自治法施行令第167条の２第１項第６号により随意契約を締結したものであるとの答弁がありました。

次に、乙第29号議案については、競争入札に付することが不利と認められるケースではなく、最低制限価格を下回った業者との随意契約は、事実上の価格の条件変更ではないのかとの質疑がありました。

これに対し、本件の場合、２度目の入札に参加した事業者が最低制限価格未満で失格となったため、再度の入札に参加できなくなった。また、再度の入札に付した場合でも新たな事業者の入札参加は難しい状況が予想されたこと、及び本件機械工事がないと解体工事も進められないため、庁舎改修工事の全体が遅れることなどから競争入札に付することが不利になるという判断の下、複数の事業者と協議した結果、最終的に当該事業者のみが契約の意思を示したため、随意契約を締結したとの答弁がありました。

次に、乙第31号議案は単独事業者との契約であるが、共同企業体での参加などについて、県の要件はないのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の機械工事においては、県内の事業者を主として資格要件を定めていたところであるが、事前に業界と意見交換を行った結果、人手不足や不調・不落等様々な事情や状況もあることから、事業者の都合に合わせられるように、ＪＶでも単独でも可能ということで、資格要件を緩和して入札を執行しているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第29号議案から乙第31号議案までの３件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第29号議案から乙第31号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案から乙第31号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第３　乙第47号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊　経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第47号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第47号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会であり、指定期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、現在の指定管理者である美ら島財団が

今回応募しなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、美ら島財団からは、人手不足の中で美ら海水族館や首里城公園など他の施設に注力したいとの意向があることや、人件費の高騰を含め収支が厳しいということを聞いている。なお、新たな指定管理団体である文化芸術振興会は、財務面で問題なく対応可能であると聞いているとの答弁がありました。

また、新たな指定管理団体について、美ら島財団から人的体制を一部引き継ぐことが評価されているが、その具体的な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、議決後に美ら島財団と文化芸術振興会の間で具体的に詰めていく予定であるが、学芸員などを希望に応じて引き継ぐことや、美ら島財団在籍のまま派遣する形も含めて検討しているとの答弁がありました。

また、県立博物館・美術館の企画運営について、県はどのように関与しているのかとの質疑がありました。

これに対し、県立博物館・美術館は県の出先機関として直営組織があり、学術的な企画や社会教育施設としての役割は出先機関側が担いながら、展示運営面については指定管理者と連携して実施しているとの答弁がありました。

そのほか、文化芸術振興会の経歴などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第47号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第47号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第47号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第４　甲第25号議案から甲第28号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔大浜一郎　予算特別委員長登壇〕

○大浜一郎　予算特別委員長　ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第28号議案までの４件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第25号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第８号）」は、国の強い経済を実現する総合経済対策を実施するために予算計上が必要な事業、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応が必要な経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、143億7829万5000円で、補正後の改予算額は、9365億3236万円となる。

歳入の主な内容は、地方交付税や国の補正予算に係る国庫支出金などである。

歳出の主な内容は、重点支援地方交付金事業として、物価高騰の影響により指定管理料を再算定し人件費上昇相当分を増額補正するものが24事業、そのほか小規模離島のガソリンスタンドにおける施設・設備整備等の支援に要する経費外13事業、その他物価高騰対策事業として、介護サービス事業所に対する賃上げ支援に要する経費外10事業、その他公共事業として、長寿命化修繕計画に基づき橋梁、トンネル、道路附属物等の修繕・更新を推進する経費外17事業である。また、当初予算編成後の事情変更として、国立自然史博物館の県内誘致に向けた取組に要する経費を計上したとの説明がありました。

次に、特別会計補正予算に係る甲第27号議案については、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区に関し、人件費高騰の影響を受けている指定管理者に対する賃上げ環境の整備に向けた支援、甲第26号議案及び甲第28号議案については、国の経済対策の趣旨を踏まえ、宜野湾港及び与那原マリーナの指定管理料の再算定を実施し必要な予算を計上するものであるとの

説明がありました。

次いで質疑に入り、まず甲第25号議案に関し、今回の補正予算の中で経営が苦しい和牛畜産農家に対する緊急的な直接支援が盛り込まれていないのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、和牛畜産農家の厳しい現状は認識しており、令和８年度当初予算において、畜産農家支援として優良な繁殖雌牛や乳用牛、種豚の支援を計上するほか、畜産物の安定供給を図ることを目的に、新たに約20億円規模の沖縄県畜産生産基盤強化支援基金を設置し、畜産業の経営基盤を強化して支援していく予定であるとの答弁がありました。

次に、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業の内容及び対象地域について質疑がありました。

これに対し、本事業は物価高騰により老朽化した施設や設備の修繕・更新が困難な石油製品販売事業者に対し、施設・設備の整備費用の補助を行うものである。

対象としては、小規模離島17島とガソリンスタンドが３か所以下のＳＳ過疎地19町村で、需要把握の結果、約10か所のスタンドで活用希望があるとの答弁がありました。

次に、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業の概要及び支給方法について質疑がありました。

これに対し、本事業はエネルギー、食品等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業者等を対象に、障害福祉サービスを継続して提供できるよう、運営に必要な光熱費、燃料費、食材料費の物価高騰分に対する支援を行うもので、放課後等デイサービスを含む沖縄県内の全種類の障害福祉サービス事業所を対象としている。

支給方法としては、従来の補助金から給付金へ変更し、入所・通所系の施設では定員１人当たりの給付単価に定員数を乗じた金額を支給するなど、事業者の申請手続の簡素化により事務負担軽減が図られることで、より多くの事業者から申請があるものと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、介護現場生産性向上等普及推進事業において、ケアプランデータ連携システムの促進に取り組む背景について質疑がありました。

これに対し、介護現場では介護人材の不足が深刻化しており、ケアプランデータ連携システムの活用等により業務効率化を図ることが重要だが、同システムを活用している県内事業者数は全国で下から２番目と少ない状況である。また、国が次年度の介護報酬臨時改定の中で、処遇改善加算の拡充等を予定しているが、ケアプランデータ連携システムの活用が要件の一つになっていることもあり、県としては、同システムの導入・活用を促進することで各事業所の業務効率化につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、沖縄県新基本計画実装・農業構造転換支援事業の具体的な内容及び県内の老朽化した製糖工場全体への今後の展開について質疑がありました。

これに対し、本事業は農林水産省の事業を活用して、老朽化した分蜜糖製糖工場の整備費用を支援する事業であり、今回の補正ではゆがふ製糖を対象として、製糖設備設計製作費16億1619万9000円、建屋実施設計費１億1408万1000円を計上している。

令和８年度からは北大東製糖が当該事業を活用する予定で、石垣島製糖も建て替えの基本設計後に国と事業化について調整していく。その他の工場については、各事業者と意見交換しながら、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、国立自然史博物館誘致推進事業の内容及び全国的なものとしていくための県の取組について質疑がありました。

これに対し、本事業は国立自然史博物館の誘致に向けて、県民全体の認知度向上と関心の一層の高揚を図り、国への要請活動を強化するための広報活動費用として2178万円を計上している。今後も引き続き同博物館の役割や沖縄に設置する意義等について広く県民に周知し、昨年12月に設置された国立沖縄自然史博物館誘致県民会議とも連携しながら、国への働きかけを強化していきたいとの答弁がありました。

そのほか、賃上げ・生産性向上緊急支援事業の概要、在宅介護家族向けのテクノロジー導入支援の検討状況、介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業の対象事業者数及び周知方法、地すべり対策事業費の整備内容及びスケジュール、県営住宅建設費の事業概要及び全体計画などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第25号議案から甲第28号議案までの４件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案から甲第28号議案までの４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第28号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

日程第５　陳情第15号の付託替えの件を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第15号につきましては、米軍基地関係特別委員会から、土木環境委員会へ付託替えいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第６　陳情第16号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、陳情第16号の取下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、念のため申し上げます。

本日から20日まで及び24日から27日までの７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

また、質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第７　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

島尻忠明議員。

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻忠明　議員　おはようございます。

それでは、沖縄自民党・無所属の会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一言所感を述べたいと思います。

去る２月８日に第51回衆議院選挙が行われました。そもそも衆議院議員は常在戦場という言葉があります。そういう中におきまして、いざ選挙となれば、急な選挙だったとか、準備が足らなかったとか、いろんな言い訳が出ておりましたが、やはり常在戦場でいつもそういう思いでありますので、しっかりと選挙に向けては日頃より御準備をして戦うものだというふうに私は思っております。さらには、争点がないということでありましたが、そもそも選挙の争点は、各政党が争点をしっかりと出して、そこでお互いの議論を尽くしてやるものだと私は理解をしております。政治は常に審判を受ける覚悟で挑むべきであります。

さらに選挙前には、多額の税金を投入し行われたこの選挙を批判しながら、結果が出ましたら、早めにまた審判を仰ぎたいというお話も出ておりまして、何となく違和感を覚えているのは私だけでしょうか。さらには、基地反対の是非を審判という言葉が大きく報じられておりました。では、その審判の結果をどのように受け止めているのか。都合のよい部分だけを切り取るのではなく、選挙結果全体をどう総括し、今後の県政運営にどう反映させていくのかが重要であるというふうに私は思っております。知事の一丁目一番地に税を投下するのではなく、県民の生活は今大変厳しい状況であります。物価高騰、さらには県民に寄り添った政策に変換することが望ましいということであります。

本日、特別国会が召集をされました。我が自由民主党は多数の御支持をいただきましたが、しかしながら、私たちは決して慢心することなく、勝ってかぶと

の緒を締める覚悟であります。国民・県民の皆様から託された熱い思いを真正面から受け止め、真摯に、着実に、県政・国政課題に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、代表質問を通告に基づいてさせていただきます。

まず１、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、物価高騰による家計負担の増大、医療や介護分野における人材不足、離島における通院や移動の不安など、県民生活を取り巻く環境はこの数年で大きく変化している。こうした変化は統計上の数値だけではなく、日々の買物や通院、子育てといった生活実感として表れている。知事は現在の県民生活を総体としてどのような状態にあると認識しているのかについて伺います。

(2)、県政には医療、福祉、離島振興、防災対策、経済対策など多くの課題が存在するが、限られた財源と人員の中で全てを同時に解決することはできない。どの分野を最優先に捉えるかは行政判断ではなく政治判断であり、その選択は県民生活に直接影響する。知事は現在、どの分野を最優先に取り組むべき課題として位置づけているのかについて伺います。

(3)、生活分野の施策については、長年取り組まれているにもかかわらず、県民から成果が見えにくいとの声も聞かれる。施策の効果が十分に表れていない場合には、その理由や課題を含め、政治として説明責任を果たすことが求められております。これまでの生活分野における政策判断について、知事はどのように説明責任を果たしていくのかについて伺います。

(4)、医療や福祉、離島振興などの生活分野政策においては、行政による執行と政治による判断の役割分担を明確にすることが重要である。現場任せや前例踏襲にとどまらず、どこに政治としての判断と責任があるのかが問われている。生活分野政策における政治と行政の役割分担について、知事の考えを伺います。

(5)、県民の生活実感を的確に把握しなければ、制度や施策は実態から乖離するおそれがある。医療や福祉、離島の暮らしに関する声は日々現場に寄せられているが、それらがどのように政策判断に反映されているのか、なかなか見えにくい。知事は県民の声をどのように把握し、どの段階で政策判断に反映しているのかについて伺います。

(6)、社会情勢や県民ニーズが変化する中で、一度決定した施策であっても、その効果や妥当性をしっかりと検証し、必要に応じて見直す姿勢が求められる。特に生活分野の施策は、県民の実感として成果が表れているのかが重要であります。知事は生活分野の施策について、どのような観点で事後検証を行い、その結果をどのように政策判断へ反映してきたのかについて伺います。

(7)、県民にとって重要なのは、予算規模の大小ではなく、その予算が生活の安心や負担軽減にどの程度結びついたかである。医療、福祉、離島対策など生活分野に充てられた予算について、事業の成果が県民の実感として表れているかを確認する視点が欠かせない。知事は生活分野の予算編成において、どのような考え方で成果を確認し、次の予算に反映しているのかについて伺います。

(8)、生活分野の課題は、短期的な対応では解決が難しく、人材育成や体制整備など中長期的な視点が不可欠である。成果が表れるまでに時間を費やす施策については、継続性と一貫性が問われる。知事は生活分野の政策について、どのような時間軸を意識し、中長期的な政策構築を行っているのかについて伺います。

(9)、生活分野の多くは市町村が現場を担っており、県と市町村の役割分担を明確にすることが施策効果を高める上で重要である。役割が不明確なままでは責任の所在が曖昧になり、県民サービスの低下につながるおそれがある。生活分野における県と市町村の役割分担をどのように整理しているのかについて伺います。

(10)、生活分野の施策については、制度の内容や利用方法が県民に十分に伝わっていないとの指摘があります。支援策が存在しても、活用されなければ生活不安の解消につながらない。知事は生活分野施策の情報発信について、現状をどのように認識し、どのように改善をしていく考えなのかについて伺います。

(11)、県政の継続性と責任の所在を明確にする観点から、知事自身の進退に関する考え方は重要な政治課題であります。次期知事選挙への出馬について、現時点でどのような判断材料をもって検討しているのか。また、県政課題の整理や後継体制の在り方とどのように関係づけているのかについてお聞きいたします。

(12)、知事は２期目に当たり多くの公約を掲げましたが、その達成状況について体系的な説明が十分とは言えない。主要公約ごとの進捗率や数値目標の達成度、未達成項目の要因分析、残り任期での対応方針についてどのように総括しているのか伺います。

(13)、那覇港湾施設移設と普天間飛行場代替施設建設は、いずれも米軍再編に関わる事業だが、法的根拠や協議主体、負担軽減の位置づけに違いがあると聞いている。知事は両事業の性格の違いをどのように整理

し、県としての賛否や対応方針を区別しているのかについて伺います。

(14)、物価高騰、社会保障費増大、公共施設老朽化対策など財政需要が拡大する中で、令和８年度当初予算をどのような優先順位で編成したのかが問われる。重点配分分野、歳出抑制の考え方、基金活用や起債計画を含めた財政運営方針について伺います。

(15)、令和８年度沖縄振興予算について、国との折衝結果をどのように評価しているのかが重要であります。前年度比の増減や重点分野への配分状況を踏まえ、県として十分な規模を確保できたと考えているのか、その受け止めと今後の課題について伺います。

(16)、現行沖縄振興計画は５年目の見直し時期にある。人口減少や物価高騰、安全保障環境の変化などを踏まえ、どの政策分野を重点に再設計する考えなのか、国との協議状況と併せて対応方針について伺います。

(17)、揮発油税や軽油引取税の暫定税率廃止がされたが、県・市町村の税収に大きな影響が生じる可能性がある。歳入減少額の試算はどの程度か、代替財源確保の考え方について伺います。

(18)、近年、全国展開するフランチャイズ店舗においては、地方に所在する店舗で売上が発生しても、消費税や法人関連税収の一部が本社所在地の自治体に帰属する仕組みとなっているケースが見受けられると聞く。その結果、実際に消費が行われても、インフラや行政サービスを提供している地方自治体に十分な税収が還元されていないとの指摘があります。財源の偏在是正の観点から、消費地課税の徹底や税収帰属の在り方について制度改正を国に求めるべきと考えるが、知事の見解について伺います。

２、医療・介護・福祉・生活衛生についてでございます。

(1)、県内の医療提供体制については、地域や診療科によって状況に差があり、特に救急医療や専門医療への不安を感じる県民も少なくない。医療体制の在り方は、県民の生命と安心に直結する重要な課題である。知事は現在の県内医療提供体制の全体像をどのような状態にあると認識しているのかについて伺います。

(2)、医師不足は地域医療の持続性を左右する深刻な課題であり、特に離島や中山間地域ではその影響が顕著である。医師不足が続けば、医療体制の縮小や住民の不安増大につながるおそれがある。県として医師不足をどの程度深刻な問題と捉え、どのような認識を持っているのかについて伺います。

(3)、県ではこれまで、医師派遣や研修支援など、医師確保に向けた様々な施策を実施してきた。これらの取組が現場でどのような成果を上げてきたのか検証することは、今後の施策を検討する上で不可欠であり、医師確保施策において、これまでの成果と限界をどのように評価しているのかについて伺います。

(4)、将来の医療需要を見据え、限られた医療資源を有効に活用するためには、地域医療構想の着実な推進が重要である。計画が机上にとどまらず、現場で実効性を持つことが求められている。地域医療構想について、現在の進捗状況と課題をどのように認識しているのかについて伺います。

(5)、医療現場では、人材不足や業務負担の増大が課題となる中、デジタル技術の活用が注目されております。医療ＤＸは業務効率化や情報共有の向上を通じ、医療体制の維持にもつながると考えられる。医療ＤＸを医療政策全体の中でどのように位置づけ、どのような役割を期待しているのかについて伺います。

(6)、介護分野では慢性的な人材不足が続いており、現場ではサービス提供体制の維持に不安を抱える声が多く聞かれる。人材不足は、介護サービスの質や継続性に影響する重要な課題であります。知事は現在の県内における介護人材不足の状況をどのように認識しているのかについて伺います。

(7)、介護人材不足への対応には、短期的な対策にとどまらず、計画的かつ継続的な取組が求められる。これまでの施策の延長で十分なのか、新たな視点が必要なのかを見極めることが重要であります。介護人材確保に向け、県としてどのような方向性で取組を進めていく考えなのかについて伺います。

(8)、介護分野では人材を確保するだけではなく、長く働き続けてもらうための定着支援が重要である。処遇や職場環境への不安が離職につながっているとの指摘もあります。介護職員の定着に向けて、県としてどのような点を重視して支援を行っているのかについて伺います。

(9)、今後さらなる高齢化が見込まれる中で、介護需要の増加への備えは喫緊の課題である。対応が遅れれば、サービス不足や地域間格差が生じるおそれがある。高齢化の進行に対し、県としてどのような介護体制整備を進めているのかについて伺います。

(10)、障がいのある方が地域で安心して生活するためには、安定した福祉サービスの提供が不可欠であります。サービスの量だけではなく、質や利用しやすさも重要な視点となる。現在の障害福祉サービスの提供状況について、県としてどのように評価しているのか

について伺います。

(11)、物価高騰や雇用環境の変化により、生活に困難を抱える世帯が増加しているとの指摘がある。生活困窮は、医療や教育など他の分野にも影響を及ぼし、放置すれば社会全体の不安定化につながるおそれがある。県として生活困窮者支援の現状をどのように認識し、どのような課題があると考えているのかについて伺います。

(12)、生活衛生分野は、感染症対策や食品衛生、環境衛生など、県民の健康と安全を支える重要な行政分野である。業務内容が多様化・高度化する中で、現行の行政体制が十分に対応できているのかが問われております。現在の生活衛生行政体制をどのように評価しているのか伺います。

(13)、感染症対策を通じて、行政体制や情報共有の在り方など、様々な課題が明らかになった。こうした経験を今後に生かすためには、対応内容を検証し、教訓を整理することが不可欠である。県として感染症対策について何を検証対象とし、どのように今後の体制整備に反映しているのかについて伺います。

(14)、医療や介護、障害福祉などの分野では、将来にわたり安定したサービスを提供するため、人材育成が欠かせない。人材の確保だけではなく、育成の視点をどのように位置づけるかが問われております。福祉人材育成について、県としてどのような方針で取り組んでいるのかについて伺います。

(15)、医療、介護、福祉、生活衛生は、県民の生活を支える基盤であり、その充実は県政の重要な責務である。これらの分野について、これまでの取組をどのように総括し、現時点でどのような課題が残っていると考えているのかについて伺います。

(16)、北部医療センター整備は地域医療体制の要であり、診療科偏在の是正や救急医療体制強化が期待されております。整備工程の進捗状況、医師確保の具体策、専門診療科の配置計画など、医療機能の見通しについて伺います。

(17)、与那国診療所は島民の生命線であり、持続可能な運営体制の確立が不可欠である。県営化の検討状況、自治体負担の現状、医師確保策や遠隔医療の活用など、安定的な運営に向けた具体的取組について伺います。

3、離島振興について。

(1)、離島地域では、医療や交通、物価など、生活環境において本島とは異なる制約があり、日常生活の負担が将来不安につながっているとの声があります。人口規模や地理的条件から、行政サービスの確保が難しい面もある中で、離島で暮らす県民の生活環境を県としてどのような状態にあると認識しているのかについて伺います。

(2)、離島医療は、住民が安心して暮らし続けるための前提条件であり、定住や地域の持続性にも直結する重要な要素でもあります。一方で、医師確保や医療体制の維持に不安を抱える地域もある。現在の離島医療体制について、県としてどのように評価しているのかについて伺います。

(3)、離島医療を持続的に支えるためには、医師をはじめとする医療人材の確保と定着が不可欠であります。短期的な派遣対応だけでは限界があるとの指摘もあります。離島医療人材確保に向けて、県としてどのような方向性で取組を進めていく考えなのかについて伺います。

(4)、航空路線や航路の安定運航は、離島住民の通院や通学、物流など日常生活を支える基盤である。運航本数の減少や欠航が続けば、生活や地域経済に深刻な影響を及ぼす。離島交通の安定確保について、県としてどのような対応を行っているのかについて伺います。

(5)、離島では物流コストの影響により、生活必需品の価格が本島より高くなる傾向がある。物価の高さは家計に直接影響し、定住や子育ての判断にも関わる重要な問題であります。離島における物価対策について、県としてどのような考え方で取り組み、その効果をどのように評価しているのかについて伺います。

(6)、離島振興に関する各種施策は長年にわたり実施されてきたが、それらが実際に住民生活の改善や地域の持続性向上につながっているかを検証することが重要である。施策の継続や見直しを判断するためにも、客観的な評価が不可欠であります。離島振興施策の効果について、県としてどのような方法で検証を行っているのかについて伺います。

(7)、離島地域では、進学や就職を機に若者が島外へ流出する傾向が続いており、地域の将来を支える担い手不足が懸念されている。若者が離島に定住し、安心して暮らし続けられる環境づくりが重要であります。若者の離島定住に関する課題を県としてどのように認識しているのかについて伺います。

(8)、離島での教育環境は、子育て世代の定住判断に大きく影響する重要な要素であります。教育内容や進学機会に対する不安が人口流出につながるとの指摘もあります。現在の離島における教育環境について、県としてどのように評価しているのかについて伺います。

(9)、人口減少や高齢化が進む中で、従来の延長線上の取組だけでは離島振興の効果が十分に発揮されないとの指摘があります。これまでの施策を踏まえた上で、今後どのような方向性で離島振興を進めていくのかが問われております。今後の離島振興について、県としての基本的な方向性を伺います。

(10)、離島振興は、県全体の均衡ある発展を図る上で重要な政策分野である。これまでの取組について成果と課題を整理し、次の施策につなげていく必要がある。離島振興施策全体について、これまでの取組をどのように総括しているのかについて伺います。

(11)、離島では輸送コストの影響により、燃料価格が本島より高い水準にあり、防災機能強化や観光振興の観点からも、そして漁業・農業経営への影響をどのように……

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島尻忠明　議員　もとい(11)から行きます。

(11)、離島では輸送コストの影響により、燃料価格が本島より高い水準にある。生活費や漁業・農業経営への影響をどのように把握しているのか、価格差是正に向けた支援策の検討状況について伺います。

(12)、伊平屋空港整備構想は長年の地域要望であり、防災機能強化や観光振興の観点からも議論されております。事業化に向けた課題整理、需要予測、国との協議状況について伺います。

(13)、航空会社のマイル獲得目的の大量搭乗が、離島住民の予約確保や運賃水準に影響を与えているとの指摘があります。県として実態を把握しているのか、航空会社との協議状況等があれば対応方針について伺います。

４、国土強靱化・防災・減災について。

(1)、自然災害が頻発・激甚化する中で、県民の生命と生活を守るため、防災・減災の取組を含めた国土強靱化の重要性が一層高まっております。ハード対策とソフト対策を組み合わせ、平時から備えることが求められております。防災・減災の視点を含めた国土強靱化の取組について、現状をどのように認識しているのかについて伺います。

(2)、国土強靱化は一過性の事業ではなく、計画的かつ継続的に進める必要がある。そのためには、計画の進捗を適切に管理し、課題を把握することが不可欠であります。国土強靱化計画について、進捗管理をどのように行い、どのような課題を認識しているのかについて伺います。

(3)、老朽化した道路や橋梁、上下水道などのインフラは、災害時に被害を拡大させる要因となり得る。防災・減災の観点からは、平時からの点検や計画的な更新が重要である。老朽インフラ対策について、防災の視点をどのように位置づけて進めているのかについて伺います。

(4)、大規模災害が発生した場合、迅速かつ適切な医療提供体制を確保できるかどうかは、多くの命に直結いたします。平時から医療機関や関係機関との連携を強化し、体制を整えておく必要がある。災害時における医療体制の整備状況について、県としてどのような評価をしているのかについて伺います。

(5)、避難計画や避難所が実際の災害時に機能するかどうかは、平時の備えにかかっている。特に高齢者や障がいのある方など要配慮者への対応が重要となる。現在の避難体制について、要配慮者対応を含め、その実効性をどのように評価しているのかについて伺います。

(6)、防災・減災を含む国土強靱化の取組を進める上では、国と県の役割分担を明確にし、連携を図ることが不可欠であります。役割が不明確なままでは、事業の遅れや責任の所在の曖昧さにつながりかねません。国土強靱化における国と県の役割分担について、県としてどのように整理しているのかについて伺います。

(7)、防災・減災対策の多くは、市町村が現場の最前線を担っております。市町村の防災力が十分でなければ、県全体の対応力も低下するおそれがあります。市町村の防災力向上に向けて、県としてどのような支援を行っているのかについて伺います。

(8)、防災・減災を進める上では、行政の取組だけでなく、県民一人一人の備えと意識が重要である。防災意識が十分に浸透していなければ、災害時の被害拡大につながるおそれがあります。県民の防災意識向上に向けて、県としてどのような取組を進めているのかについて伺います。

(9)、国土強靱化施策については、多額の財源が投入されており、その効果を検証することが重要であります。被害軽減や対応力向上といった観点から、施策がどの程度機能しているのかを確認する必要がある。国土強靱化施策の効果をどのような視点で評価しているのか伺います。

(10)、国土強靱化をさらに進めるためには、限られた財源の中で重点的に取り組む施策を明確にすることが重要であります。防災・減災の観点から、今後どの

分野に重点を置いて国土強靱化を進めていくのかが問われております。今後の国土強強靱化において重点的に取り組む施策について伺います。

(11)、台風常襲地域である本県において、電線類地中化は防災・景観の両面で重要であります。整備延長の実績と今後の計画、財源確保の方策、優先整備地域の選定基準について伺います。

(12)、水道施設の老朽化が進む中、更新費用増大により料金高騰が懸念されている。老朽管更新計画の進捗状況と住民負担抑制策をどのように講じているのかについて伺います。

(13)、沖縄自動車道改修工事に伴う渋滞は、物流や通勤に影響を及ぼしております。渋滞緩和策の実施状況と情報提供体制、工期短縮の可能性について伺います。

あとは、再質問をさせていただきます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

代表質問、真摯に答弁に努めてまいります。

島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)、県政の最優先課題についてお答えいたします。

県政の取組については、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、全て重要なものであると考えています。例えば、子どもの貧困対策を含めた子ども施策などのあらゆる世代への総合的な支援、物価高に対応した様々な分野における生活者支援や事業者支援、持続可能な観光地の形成に向けた国内外の観光需要の持続的な確保、外需の獲得と域内循環の活性化による県内企業の稼ぐ力の強化などが最優先の施策と言えます。また、重要性を増している課題に対する取組としては、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定、小規模離島を含めた地域社会の維持と離島・僻地の医療提供体制の確保、サトウキビをはじめとする糖業・農業の一体的な振興や畜産生産基盤の強化、老朽化した水道施設の更新をはじめ、社会基盤の計画的な整備・補修など、交通安全と沿道景観の形成に向けた緊急的、集中的な道路環境の改善対策、自然環境の保護・保全や国立自然史博物館の設立誘致に向けた取組、地域外交の推進によるアジア太平洋地域の平和構築や相互発展、ＰＦＯＳ等の低減化に向けた取組、首里城復興の節目としての記念事業の実施なども最優先の施策です。沖縄を取り巻く環境が変化する中において、重要性を増した課題、新たな課題、直面する課題など、沖縄県は様々な課題を抱えています。私は、こうした様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に１の(11)、県知事選挙出馬の判断材料等についてお答えいたします。

私は、これまで知事公約で掲げた各項目について全力で取り組んできたところであり、残りの任期についても、一つ一つの課題を解決するために職員と一致団結して取り組んでまいります。なお県知事選挙への出馬につきましては、様々な状況も踏まえながら、関係者の方々と相談して判断したいと考えております。

次に１の(14)、令和８年度当初予算の編成についてお答えいたします。

令和８年度当初予算案については、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡなどの反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、基金、県債、各省計上予算など多様な財源の積極的な活用を図りつつ、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算編成を行ったところであります。特徴として申し上げますと、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対する実情に即した支援、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定や鉄軌道の導入促進など、地域公共交通の充実、離島町村等の人材確保及び業務効率化の支援など、離島・過疎地域の持続可能な地域づくり、首里城に象徴される歴史・文化の価値を次世代へ継承し、国内外に向けて沖縄の魅力を発信するなどの首里城の復旧・復興、宿泊税導入に向けた環境整備、こども・若者施策推進基金、地域連携高齢者支援基金、部活動大会派遣費支援基金、畜産生産基盤強化支援基金及び糖業・農業振興基金など、中長期的に、かつ変動する所要額に機動的に対応する基金の設置などが挙げられます。その結果、予算額は総額9468億円で、県政史上初めて9000億円を超え、過去最高の予算規模となったものであります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、県民生活の現状認識についてお答えいたします。

本県においては、全国を上回る物価高が続いており、特に食料の物価が上昇しております。この長引く

物価高は、県民生活の様々な分野に影響を及ぼしており、市場規模の不経済性や高コスト構造など条件不利性を抱える離島地域や深刻な人手不足が続く業種などは、より厳しい状況に置かれているものと認識しております。このため、生活困窮者や子育て世帯等に対する負担軽減に加え、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など、様々な分野に対する支援に取り組んでまいりました。引き続き、県民生活への影響の緩和が図られるよう取り組んでまいります。

同じく１の(3)、政策判断の説明責任についてお答えいたします。

生活分野を含む各分野での施策については、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するため、毎年度実施するＰＤＣＡの検証結果を反映させるとともに、年度ごとの重点テーマに沿って予算編成に当たっているところであり、議会での予算審議等において、施策の課題や政策判断について説明を重ねているところです。

同じく１の(4)、政治と行政の役割分担についてお答えいたします。

生活分野の施策をはじめ、県政が担う様々な施策においては、政治家としての知事が本県を取り巻く状況や県民、団体等からの御意見を総合的に勘案し、県政の大きな方向性を示すとともに、行政の長として知事が現場からの報告を踏まえながら、法令等にのっとった行政判断や各種施策の執行に当たっております。

同じく１の(5)、県民の声の把握や政策判断への反映についてお答えいたします。

県においては、行政視察をはじめとする広聴活動や市町村との意見交換、現場からの報告などを通して、県民や団体等のニーズや課題の把握に努めております。これらのニーズ等を踏まえ、所管部局での制度の見直しや市町村への助言などの取組のほか、既存の取組の拡充や新規事業の立ち上げなど、補正を含む予算編成において適切に反映できるよう取り組んでおります。

同じく１の(6)、施策の事後検証と結果の政策判断への反映についてお答えいたします。

県においては、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、生活分野をはじめとする各基本施策の取組指標を提示し、その達成に向けた取組を推進しております。現在、前期３か年の取組の成果や残された課題を整理するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化等を勘案し、新たに取り組むべき課題などの検証作業を行っているところであり、その結果を踏まえて、中期及び後期の取組へとつなげてまいりたいと考えております。

同じく１の(8)、中長期的な政策構築についてお答えいたします。

県では、2030年を目途とする長期構想である沖縄21世紀ビジョンで描いた県民が望む５つの将来像の実現を図るため、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画として、計画期間を10年とする新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定しております。また、新・基本計画を推進するための活動計画として、計画期間を前期３年、中期３年、後期４年とした新・沖縄21世紀ビジョン実施計画を策定し、各種施策や取組の着実な推進に努めているところです。

同じく１の(9)、県と市町村の役割分担についてお答えいたします。

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体であり、地域性を踏まえた企画立案が必要な事務等は市町村が担い、専門性が求められる事務や、より広域的な観点で処理することが求められる事務等は県とも連携して取り組むことが考えられます。県では、今年度、４市４町村と持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会を設置し、分野ごとに県と市町村の役割分担も含めて検討を進めており、引き続き市町村との意見交換を重ねてまいります。

同じく１の(10)、各種施策に係る情報発信についてお答えいたします。

県の掲げる各種施策が十分に効果を発揮するためには、その対象となる事業者や県民の皆様へ周知が行き渡る必要があると考えております。このため、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した情報発信に加え、知事による定期的な記者会見を開催することで、マスメディアに取り上げていただいているほか、県ホームページやＳＮＳ等のネット媒体も積極的に活用しています。また、必要なタイミングで知事がメッセージを発信するなど、広く情報発信を行うこととしております。

同じく１の(12)、知事公約の総括についてお答えいたします。

知事公約の取組については、経済分野、平和分野、生活分野、いずれも重要なものとして全庁的に取組を進めている最中であります。知事公約と新・沖縄21世紀ビジョン実施計画で重なる一部施策については、毎年度実施しているＰＤＣＡによってその取組状況を確認できる施策もありますが、２期目の知事公約の取組状況については、令和７年度における取組も含めて、県民の皆様に分かりやすく丁寧に説明するためにはどのような示し方がよいか検討を進めているところ

です。引き続き、知事公約に掲げられた事項について、全庁体制で取り組む所存であります。

同じく１の(16)、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中間見直しについてお答えいたします。

中間見直しに当たっては、人口減少社会の到来や全国を上回る物価高、長引く人手不足による県民生活・産業活動への影響など、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等を捉え、検討していくこととしております。これに加え、県においては、交通基盤の構築や離島振興、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりなど、足元で重要性を増している各種の課題にも適切に対応することが重要であると考えております。現在、これまでの成果や課題及び新たな課題等を整理しており、これらの結果を踏まえ、国とも連携を図りながら計画の見直しについて検討を進めてまいります。

次に３、離島振興についての中の(1)、離島の行政サービスの確保についてお答えいたします。

離島において住民に必要な行政サービスを持続可能な形で提供することは、地域社会の存続のために重要であると考えております。県では、今年度から渡名喜村に県職員を派遣しているほか、離島町村等の職員採用や業務効率化の取組への支援を拡充しております。さらに、離島町村の事務の一部を本島内で共同処理する離島町村総合事務センター（仮称）の設置に向けた検討や、離島町村の職員等の奨学金の返還支援に新たに取り組むこととしており、引き続き必要な取組を進めてまいります。

同じく３の(4)、離島航路・航空路の安定確保についてお答えいたします。

離島の航路及び航空路は、離島の住民生活に必要な交通手段であり、これを確保・維持することは重要と考えております。県では、欠損が生じた運航事業者に対して、国、市町村と協調して補助を行うとともに、国の重点支援交付金を活用して、整備費用や燃料費高騰分の支援を実施しております。引き続き、離島住民に必要な航路及び航空路の確保・維持に取り組んでまいります。

同じく３の(5)、離島の物価対策への取組と効果についてお答えいたします。

県では、離島市町村が離島の生活コストの軽減に資する事業を円滑に展開できるよう、食品・日用品等の生活必需品の価格調査を行うとともに、定期的に市町村と意見交換を行ってきたところです。今年度は、小規模離島をテーマとした万国津梁会議において、生活コストの負担軽減に資する取組について検討していただいているところであり、令和８年度には、沖縄本島と離島間の物流に関する実態調査を行い、物流コスト低減に向けた支援策を検討することとしております。

同じく３の(6)、離島振興施策の効果検証についてお答えいたします。

離島振興計画で掲げた施策と主な取組については、毎年度、成果指標の達成状況を確認し進捗管理を行っております。令和６年度のＰＤＣＡ結果では、85の成果指標のうち62の指標が前進となっている一方、エッセンシャルワーカー等の担い手不足や生活コストの負担などの課題が確認されたところです。この結果を踏まえ、各種施策の改善を行うことで、離島振興施策の推進を図ってまいります。

同じく３の(7)、若者の定住に関する課題についてお答えいたします。

離島における若者の定住を促進するためには、産業振興による雇用創出や住宅の確保等の定住条件の整備に取り組む必要があるものと認識しております。県では、関連する取組として、テレワーク施設の拠点整備や島々の特色を生かした観光の振興、空き家を活用した住宅確保に取り組む市町村の支援等を実施してまいりました。令和８年度からは、新たに担い手確保のため、奨学金返還に取り組む町村役場及び民間事業者への支援や住宅整備コストの負担軽減等に取り組んでまいります。

同じく３の(9)及び(10)、離島振興施策の総括と方向性についてお答えいたします。３の(9)と３の(10)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

離島振興計画では、持続可能な離島コミュニティーの形成と次代を拓くフロンティア施策の展開を基本方向として掲げております。今後とも、基本方向に沿って、人流・物流コストの低減をはじめとした生活環境の充実、地域の資源を生かした産業振興、関係人口の創出など、離島の潜在力を引き出す施策に取り組んでまいります。離島振興計画については、中間地点となる令和８年度に、これまでの取組の成果を改めて整理するとともに、社会情勢の変化などによる新たな課題について検証を行い、離島振興施策のさらなる推進に向けた計画の改定を行うこととしております。

同じく３の(11)の中の、本島と離島の燃料価格差についてお答えいたします。

沖縄本島と離島の燃料価格差は、離島住民の生活や地域産業に大きな影響を与えるものと認識しております。県では、本島から離島への石油製品の輸送費補助に加え、小規模離島のガソリンスタンド等を対象に、法定検査費等の補助を実施しております。これに加

え、新たに、物価高騰により設備等の老朽化対策が困難となっている小規模離島のガソリンスタンド等に対し、設備等の修繕や更新などへの支援を行うこととしております。

同じく３の(13)、マイル等の獲得を目的とした利用者の増加に伴う離島住民への影響と対応についてお答えいたします。

県内の一部の離島航空路では、航空事業者が実施するキャンペーンにより、マイルやポイント等の獲得を目的とした利用者が増加しております。そのため、住民が座席を確保しにくい状況となっており、特に宮古－多良間便において大きな影響が生じております。県では、航空事業者に対して改善を求めてきたところであり、２月から多良間便がキャンペーンの対象外となるほか、期間増便や予約取消しの呼びかけ等による座席の確保など、対策が講じられてきているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(7)、生活分野における予算編成についてお答えします。

令和８年度は、安全・安心に暮らせる沖縄へ、誰一人取り残さない沖縄らしい社会の実現に向けたあらゆる世代への支援などの５つのテーマを県政運営の重点テーマとして掲げ、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組むこととしております。また、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、様々な分野において予算を措置しました。生活分野においては、子ども、離島・過疎、医療、交通などの視点から、子どもの貧困解消に向けた取組を含めた総合的な子ども施策の推進、学校給食の無償化、本島周辺離島の水道広域化の拡大、人材確保等小規模離島における地域社会の維持に向けた施策の推進、県立病院の経営再建に向けた取組、道路標識や街路樹の緊急的な改善対策などに取り組んでまいります。

同じく１の(15)、令和８年度沖縄振興予算の受け止め等についてお答えします。

令和８年度の沖縄振興予算案については、2647億円が計上され、今年度当初予算額から５億円の増額となり、一括交付金についても増額になりました。新たに次世代情報通信基盤実装に係る経費等が計上されるとともに、令和７年度に別建てで計上された、駐留軍用地跡地先行取得に係る経費等が一定額確保されました。国の財政状況が厳しい中、10年ぶりに前年度比増額となったことは配慮がなされたものとして認識しており、関係要路に対して感謝を申し上げたところです。一方で、沖縄振興一括交付金を含む振興予算については、県及び市町村の要望額といまだ乖離があることから、引き続きあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(17)、暫定税率廃止に係る影響額等についてお答えします。

暫定税率廃止に伴う令和８年度の影響額については、軽油引取税が県分38.7億円、地方揮発油譲与税が県分0.8億円、市町村分1.2億円と試算しており、これらについては、地方特例交付金により全額補塡されることとなります。

同じく１の(18)、財源の偏在是正についてお答えします。

県税である地方消費税は、国が徴収し各都道府県に払込みした後に、法律で定められた一定の基準により、都道府県間で清算が行われます。また、複数の都道府県に事務所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税は、事務所等の数や従業者の数を基準として税額が分割される仕組みとなっております。財源の偏在是正については、毎年行われる税制改正において、検討及び議論がなされていると認識しておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(13)、那覇港湾施設代替施設と普天間飛行場代替施設の違いについてお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されてきたところです。一方、政府が推進する普天間飛行場代替施設建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

次に４、国土強靱化・防災・減災についての中の(1)、取組の現状についてお答えいたします。

県では、災害が激甚化・頻発化する現状を踏まえ、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、強靱な県土づくりを進めることが重要であると認識しております。このため、沖縄県国土強靱化地域計画に基づき、ハード事業では上水道施設の更新等のほか、緊急輸送

道路の無電柱化、住民の避難地となる都市公園の整備、避難経路の確保など、ソフト事業では地域防災リーダーの育成・普及啓発や災害時要配慮者支援事業などに取り組んでいるところです。

同じく４(2)、国土強靱化地域計画における進捗管理と課題についてお答えいたします。

沖縄県国土強靱化地域計画による取組の進捗管理については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と整合性を図るため、同計画のＰＤＣＡを活用しながら進めております。これまでのＰＤＣＡにおいては、強くしなやかな県土づくりの取組の課題として、資金の確保やコストの縮減、施設等の老朽化による対策が必要な箇所の増加等が挙げられております。県では、沖縄県国土強靱化地域計画の見直しを行いながら、引き続きさらなる県土強靱化に努めてまいります。

同じく４(6)、国と県との役割分担についてお答えいたします。

いわゆる国土強靱化基本法の定めるところにより、国においては国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施すること、県においては、本県の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施することとして整理しております。

同じく４(7)、市町村の防災力向上への支援についてお答えいたします。

県では、市町村の防災力向上を図るため、市町村職員を対象として、自主防災組織リーダー育成研修、市町村防災力強化専門研修などを実施しております。また、国の財政支援制度を市町村に周知し活用を促すとともに、既存事業の対象拡大や要件緩和、新たな支援制度の創設について、全国知事会を通じて国へ要望しております。さらに、おきなわ県域水防災タイムライン（試行版）を策定したことから、市町村が同様の計画を策定できるよう、説明会などを通じて支援しております。今後とも、市町村の防災力強化に向け、必要な支援の拡充に努めてまいります。

同じく４(8)、県民の防災意識向上についてお答えいたします。

県では、毎年、沖縄気象台との共催による講演会を開催しているほか、11月５日津波防災の日の住民等避難訓練を実施して、県民の防災意識向上を図っております。また、地域住民等の防災知識の習得などを目的とした防災啓発研修を実施し、地域の防災活動の中心となる自主防災組織の結成も併せて促進しております。引き続き、市町村をはじめとした防災関係機関と連携し、県民の防災意識の向上と地域防災力向上のさらなる強化に取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　２、医療・介護・福祉・生活衛生についての(1)、県内医療提供体制の全体像と認識についてお答えします。

県内の医療提供については、北部・離島における専門診療科の医師不足や救急医療の逼迫等の課題があると承知しております。また、高齢化の進展により医療需要の増大が想定される一方、医療機関では物価や人件費高騰の影響により経営環境は厳しさを増しているものと認識しております。そのため、国は、令和８年度診療報酬改定において、医療機関の経営環境の悪化等を踏まえ3.09％のプラス改定とする方針を示しています。

県としましても、引き続き各種施策を通して医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

同じく２の(2)及び(3)、医師不足問題に対する認識と医師確保施策の評価についてお答えします。２の(2)と２の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

本県は、厚生労働省が定める医師偏在指標によると医師多数県とされていますが、離島や僻地が多く、地域偏在による医師確保は依然厳しい状況であると認識しております。これまで県では、自治医科大学や県立病院での医師・専攻医の計画的な養成、県内外の医療機関からの専門医派遣、琉球大学医学部地域枠医師の派遣などに取り組んできた結果、医師の確保は一定程度進んでいるものと評価しております。一方で、北部・離島地域では依然として常勤医の確保が困難であることから、国に対し臨床研修医の募集定員枠の確保や離島の地理的特殊性に配慮した医師確保施策の実施などを要請しているところです。今後とも、これらの取組を継続・強化し、医師の安定的確保に努めてまいります。

同じく２の(4)、地域医療構想の認識についてお答えします。

県では、平成29年３月に沖縄県地域医療構想を策定し、病床機能の分化と連携の推進等の施策に取り組んできたところです。その結果、医療機関の役割分担が一定程度進んだものの、将来の高齢者増加に伴う医療ニーズの変化に対応するため、医療と介護のさらなる連携が必要となるものと認識しております。そのため、今後策定する新たな地域医療構想では、入院医療に加え外来・在宅医療、介護との連携を含めた医療提供体制全体の課題解決に向けて、関係機関と共に検討

してまいります。

同じく２の(5)、医療ＤＸの役割等についてお答えします。

国においては、少子高齢化による医療ニーズの増大や人手不足に対応するため、電子カルテ情報の共有化等の医療ＤＸの導入を進めているところです。また、県では、人材確保が喫緊の課題となっている中で、医療機関が限られた人員でより効率的に業務を行うためのタブレット端末等を導入する費用等を補助する事業を実施しているところです。今後も医療ＤＸも含めた医療機関の業務効率化の取組を支援してまいります。

次に２の(6)及び(7)、介護人材不足に対する県の認識と確保の方向性についてお答えします。２の(6)と２の(7)は関連しますので、一括してお答えいたします。

令和７年12月時点における介護関係の有効求人倍率は3.05倍となっており、県内の介護人材は不足している状況にあり、重要な課題であると認識しております。このため県では、介護人材確保に向けて、新たに介護分野への就業を促進するための取組、介護職員の人材育成並びに介護現場の生産性向上に係る取組など総合的に推進することとしております。特に、令和４年以降ニーズが高まっている外国人介護人材の受入れ支援を実施するとともに、限られた介護人材で介護ニーズに対応するため、令和７年度に介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ、通称かいテク沖縄を設置し、取組を強化しているところです。

同じく２の(8)、介護職員の定着に向けた県の取組についてお答えします。

介護職員の離職防止のためには、働きやすい職場環境づくりが重要であると考えております。そのため県では、介護職員の身体的負担軽減や業務効率化を図るため、介護事業所における介護テクノロジー導入に対し補助を実施するとともに処遇改善を図るため、処遇改善加算の新規取得や上位加算取得に向けた実践的セミナーの開催や専門家派遣など支援に努めております。

同じく２の(9)、介護需要の増加に向けた介護体制整備についてお答えします。

県では、将来的な高齢者人口の伸び率等を勘案し、必要な介護サービス量を見込んだ市町村介護保険事業計画を踏まえ、沖縄県高齢者保健福祉計画を策定し、３年ごとに見直しを行いながら、高齢者の介護サービスの提供体制整備に取り組んでいるところです。また、離島の事業者の運営費や離島へのサービス提供に要する渡航費用を補助するとともに、他の地域から介護専門職を確保するために必要な移転費用等への支援に取り組んでいるところであり、引き続き離島・僻地における介護サービス提供体制の確保に努めてまいります。

次に２の(12)、生活衛生行政体制の評価についてお答えします。

県では、県民の健康と安全を支えるため、沖縄県感染症予防計画に基づく医療・検査体制の整備や、沖縄県食品衛生監視指導計画に沿った営業施設の監視指導、さらに環境衛生分野での適切な施設指導など、関係法令等に基づき施策を推進しているところです。

県としましては、業務内容が多様化、高度化する中、既存の体制を基本としつつ、専門的な知見を有する人材の育成や関係機関との連携強化を図ることで、柔軟かつ的確な業務執行体制の構築を推進してまいります。

同じく２の(13)、感染症対応の検証と今後の体制整備についてお答えします。

県では、新型コロナ対応を踏まえ、県感染症予防計画及び県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、医療機関との協定締結により、感染症発生・蔓延時に迅速に医療提供体制を確保できるよう、数値目標などを設定しその進捗管理を行っております。また、現在改定中の新型インフルエンザ等発生に伴う業務継続計画においては、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県の必要な業務を維持するための措置や手順を定めることとしております。

同じく２の(14)のうち、医療及び介護の人材育成についてお答えします。

医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等に取り組んでおり、継続的な医師の確保に努めてまいります。看護職員については、看護師養成所の運営費補助や離島の看護職員確保のため医療機関への補助事業等を実施し、確保に取り組んでおります。薬剤師については、県外の薬学部を設置する大学でのＵＩターン就職説明会を行う薬剤師確保対策事業や奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などを実施し、確保に取り組んでおります。介護職員については、離島地域における初任者研修への支援や外国人介護人材の介護福祉士等の資格取得に対する補助などを実施し、育成に取り組んでおります。

同じく２の(15)のうち、取組の総括と課題についてお答えします。

保健医療介護部の分野において、医療については、これまで効率的な医療提供体制の確保に取り組んでま

いりましたが、今後は介護と連携した体制構築を図る必要があると考えております。介護については、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりましたが、介護人材不足が課題となっているため、多様な人材の確保、労働環境や処遇改善による離職防止、生産性向上の推進など総合的に取り組んでおります。生活衛生については、各種計画や法令に基づき施策を実施してきましたが、業務内容が多様化、高度化しており、それに対応するため、専門的人材の確保が課題となっております。

次に２の(16)、北部医療センターの整備進捗等についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備については、去る１月13日に安全祈願祭が行われる等、令和10年度開院に向け予定どおり進捗しているものと認識しております。医療従事者の確保については、北部医療センターの指定管理者として指定を受けた沖縄県北部医療財団を中心に、他県視察、北部地域医療勉強会の開催、県立病院及び北部地区医師会病院の職員に対する転籍意向調査等に取り組んでいると聞いております。

県としましては、今後も関係団体と連携し、北部医療センター開院に向け取り組んでまいります。

次に２の(17)、与那国町診療所の安定的運営に向けた具体的取組についてお答えします。

与那国町診療所の県立化につきましては、医療従事者の確保等に課題があり、検討に時間を要するものと考えております。県では、同診療所の運営に関し、医師２名体制を維持するため、琉球大学との地域枠医師の派遣調整など、側面支援を進めてきたところです。その結果、令和８年１月の与那国町臨時議会において、指定管理者が選定されたものと承知しております。

県としては、遠隔医療の活用も含めた持続可能な医療提供体制の構築に向け、与那国町と連携して取り組んでまいります。

続きまして３、離島振興についての(2)、離島医療体制の評価についてお答えします。

本県38有人離島のうち、大型離島等と架橋による往来ができる島並びに人口100人以下の島を除いた19の島全てで離島診療所が運営されているものの、離島診療所において安定的に医師を確保することが課題であると認識しております。

そのため県としましては、今後も自治医科大学や県立病院での医師・専攻医の計画的な養成、琉球大学医学部地域枠医師の派遣など、離島の医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、離島医療の人材確保の取組についてお答えします。

医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等に取り組んでおり、継続的な医師の確保に努めてまいります。看護職員については、看護師養成所の運営費補助や離島の看護職員確保のため医療機関への補助事業等を実施し、確保に取り組んでおります。薬剤師については、県外の薬学部を設置する大学でのＵＩターン就職説明会を行う薬剤師確保対策事業や奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などを実施し、確保に取り組んでおります。引き続きコメディカルを含めた医療人材の確保に向けて、各離島の特有の状況を踏まえ、市町村と連携を図ってまいります。

続きまして４、国土強靱化・防災・減災についての(3)のうち、市町村上水道の老朽化対策についてお答えします。

市町村上水道における法定耐用年数40年を超えた管路は、年々増加傾向にあります。県内市町村の水道施設整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用し、耐震化を含む管路の新設や更新等が行われております。

県としましては、今後とも安定的な水道水の確保のため、必要な予算を国に求めてまいります。

同じく４の(4)、災害時における医療提供体制についてお答えします。

県では、災害時における医療について、第８次沖縄県医療計画に基づき、災害拠点病院等の施設・設備の整備、ＤＭＡＴや災害支援ナース等の人材確保、さらに関係機関と連携した各種訓練の実施など、様々な施策を推進しているところです。

県としましては、災害時に適切な医療を提供できるよう、引き続き関係機関と連携を密にし、体制強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　２、医療・介護・福祉・生活衛生についての御質問のうち(10)、障害福祉サービスの提供状況についてお答えいたします。

令和７年４月１日現在の本県における障害福祉サービス事業所の数は3945事業所で、10年前と比較すると約1.9倍となっております。一方で、障害福祉サービスの実績や経験が乏しい事業者の参入等により、適切なサービスが提供されないなど、質の確保が課題と

認識しております。県では、事業所数が年々増加する中、適切な運営体制を確保するため、担当職員を増員し指導体制を強化するとともに、障害福祉サービス従事者に対し、専門的な知識・技術研修を実施し、利用者保護、サービスの質の確保と向上に取り組んでいるところです。今後も引き続き、障がいのある方が地域で安心して生活できる体制整備に取り組んでまいります。

続きまして同じく２の(11)、生活困窮者支援の現状認識と課題についてお答えいたします。

県が設置した生活困窮者自立相談支援機関においては、失業等による経済的な問題や働くことへの不安のほか、ひきこもりの状態にある子を高齢の親が支える、いわゆる8050問題等、経済的困窮に至る様々な事情を抱える方が制度のはざまに陥らないよう、幅広く相談を受け止めた上で支援を行っているところです。一方で、自ら相談支援機関に相談することが難しい支援対象者や相談支援機関を知らない潜在的な支援対象者もおられると考えられることから、支援案内のパンフレットを全戸に配布するなど周知を行っているところでありますが、今後も一人でも多くの支援対象者が制度を活用していただけますよう、さらなる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして同じく２の(14)、福祉分野の人材育成についてお答えいたします。

福祉サービスの安定的な提供には、人材の確保と育成が喫緊の課題であると認識しており、県内の福祉従事者が継続的に学び、能力向上を図れる環境整備に取り組んでいるところです。県では、福祉のどの分野の施設であっても共通で求められる接遇マナー等スキル向上の研修や障害福祉サービス従事者に対する専門的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施するなど、福祉人材の育成に取り組んでおります。

県としましては、今後ともサービスの安定的な提供に向け、事業者に対し、研修制度の活用・周知にも努めてまいります。

続きまして同じく２の(15)、福祉施策の総括と課題についてお答えいたします。

近年の人口減少や高齢化の進行等により、地域や家庭などの基盤が弱まる中、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化し、対応が困難なケースが顕在化している状況があります。県では、全ての県民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における高齢者、障がい者、児童などの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町村における包括的な支援体制整備に関する事項などを盛り込んだ沖縄県地域福祉支援計画を策定し、地域福祉に関する各種施策を展開しているところです。具体的には、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の取組を支援しております。

県としましては、引き続き市町村や福祉関係機関と連携・協働しながら各種施策の推進に努めてまいります。

続きまして４、国土強靱化・防災・減災についての御質問のうち(5)、要配慮者の避難体制についてお答えいたします。

災害対策基本法においては、市町村は高齢者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方について、避難先や支援者などを記載した個別避難計画を策定することが求められております。県では、災害時に県民の多くの命を守るために、全市町村において実効性のある個別避難計画の策定が重要であると考えていることから、防災士の資格を持ったアドバイザーの派遣やセミナー、担当者会議の開催などを通して市町村への策定支援に取り組んでおり、令和８年２月末時点において、全ての市町村が策定する見込みとなっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　３、離島振興についての中の(8)、離島の教育環境についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島における公平な教育機会の確保に向けて、複式学級への非常勤講師配置やＩＣＴを活用した本島児童生徒等との交流及び地域の特性を生かした授業づくりなどを推進しております。また、高校進学に伴う経済的負担等については、高校が設置されていない離島からの進学に伴う通学・居住に要する経費の支援等に取り組んでおり、保護者アンケートにおいて、高校進学による二重生活の経済的負担軽減が図られたとの声があります。引き続き、離島における学校教育の充実や保護者の負担軽減等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、離島振興についての(11)、離島の燃料価格と漁業・農業経営への影響についてお答えします。

離島の燃油価格は、沖縄本島より高い水準にあり、

生産者の経営環境は厳しい状況にあると認識しております。農林水産部では、施設園芸農家や漁業者に対して燃油価格高騰に対する支援を行ってきております。漁業用燃油については、今議会において漁業用燃油緊急支援事業として補正予算約２億9000万円を計上し、漁業者の支援に取り組んでまいります。

農林水産部では、引き続き関係団体等と連携し、農業及び漁業経営の負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　３、離島振興についての(12)、伊平屋空港整備に向けた課題等についてお答えいたします。

伊平屋空港については、これまでの検討結果から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。今後も、伊平屋村・伊是名村と連携しながら、需要の確保、航空会社の就航意向取付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に４、国土強靱化・防災・減災についての(3)のうち、道路施設や下水道施設の老朽化対策についてお答えいたします。

土木建築部の管理する橋梁等道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき実施しており、点検結果や緊急輸送道路等の重要度を考慮の上、修繕や更新を実施しております。下水道施設の老朽化対策については、ストックマネジメント計画に基づき、点検・改築を実施しております。また、市町村管理の施設については、市町村で定める計画に基づき点検等を行っており、県としては必要予算の確保に努めるとともに、市町村への技術的支援を行っております。引き続き、計画的かつ効率的な老朽化対策に取り組んでまいります。

次に同じく４の(9)及び(10)、国土強靱化施策の評価と重点的な取組についてお答えいたします。４の(9)と４の(10)は関連しますので、一括してお答えいたします。

国土強靱化に関する施策については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におけるＰＤＣＡにより、毎年度、取組の評価・検証を行っております。社会基盤等における国土強靱化については、既存施設の修繕や更新、無電柱化、治水対策、土砂災害対策等を重点的に取り組んでいくこととしております。引き続き、本県の国土強靱化に資する事業の着実な実施に向け、所要額の確保に努めてまいります。

次に同じく４の(11)、無電柱化の取組についてお答えいたします。

無電柱化については、防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な景観の形成等を目的としており、緊急輸送道路及び離島地域において重点的に取り組んでおります。県内における電線共同溝の整備実績については、令和６年度末時点で約184キロメートル、事業箇所全体の約58％が完了しております。今後の計画については、国や県、市町村、電線管理者から構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会にて検討の上、合意された路線で取り組んでまいります。引き続き、経済対策による補正予算も活用しながら、無電柱化を推進してまいります。

次に同じく４の(13)、沖縄自動車道リニューアル工事における渋滞対策についてお答えいたします。

ＮＥＸＣＯ西日本より、沖縄地方渋滞対策推進協議会において事前に渋滞対策に関する情報提供があり、テレビ・ラジオＣＭによる工事実施及び渋滞発生予想の広報、ウェブサイトや電光掲示板による所要時間情報の提供等を行っているとのことであります。県においても、庁舎内でのポスター及びパンフレットの掲示などを行って協力しております。工期短縮についても検討を進めており、引き続き渋滞緩和に取り組むとのことであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力　企業局長　４、国土強靱化・防災・減災についての(3)及び(12)、水道施設の老朽化対策と住民負担抑制策について、４の(3)と(12)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

企業局では、老朽化した水道施設の更新と併せて耐震化を進める計画としておりますが、沖縄振興公共投資交付金の減額に伴い遅れが生じていたことから、企業局中長期計画の策定や改定に当たり、随時見直しを図っております。今後の老朽化対策に当たっては、新たにＡＩ技術を活用し実施している水道管老朽度の再評価の結果なども踏まえ、より的確な計画とした上で、水道施設の強靱化に向けて取り組むこととしております。なお、水道料金については県民負担の軽減を図るため、令和６年10月１日から減免を行っているところですが、引き続き令和９年２月末まで、５円21銭の減免を実施する当初予算案を編成したところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　島尻忠明議員。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後０時８分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島尻忠明　議員　答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、１の(14)の予算立ての件なんですけど、知事から答弁がありましたとおり、知事は財政調整基金を取り崩す一方で、同年度に同基金や減債基金へ積立てを行う、いわゆる両建て処理を行って、この予算を今提案しているわけであります。県単融資事業のように制度上明確な理由がある両建てとは異なり、今回の処理は財政実態をそのまま反映しているとは言い難い予算構造になっていると思っております。結果として、予算総額が実態以上に膨らんでいるとの感があります。この編成判断は財政運営上どのような合理性に基づくものなのか、具体的な必要性と効果を明確に御説明をお願いいたします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　財政調整基金は、経済事情の変動等による年度間の財源の不均衡を調整するとともに、災害発生等に伴う不測の支出増に対応するために積み立てているものであります。また、減債基金は、県債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財政運営に資するために積み立てているものでございます。県民生活の安定と本県経済の発展に必要な施策を途切れることなく執行するためには、財政調整基金等の活用が不可欠であります。このため令和８年度当初予算の収支対策として、財政調整基金等の取崩しを行うこととしておりますが、一方で今後の不測の事態や補正予算の財源として必要となる一定の額、令和８年度末の当初予算編成後の見込額としまして、財政調整基金残高は172億、減債基金が235億等、一定額の確保を行っているところでございます。

○中川京貴　議長　島尻忠明議員。

○島尻忠明　議員　では、お聞きします。

今回の基金処理について、財政当局としてどのような検討過程を経て決定されたのか。そして、これは政治判断なのか、あるいは技術的整理なのか。どの部局が主導し、どのような根拠資料に基づきこの予算の判断をしたのか、意思決定過程を教えていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時11分休憩

午後０時11分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　当初予算の編成に当たりましては、各部局において、関係団体等の意見を聞きながら立案をし、その経費に対して様々な財源を確保――国庫等ですね、県税等様々な財源を確保しながら、それでなお足りない部分について、先ほどの財政調整基金あるいは減債基金等を活用して、取り崩して予算を編成しているということでありまして、収入――どれだけの財源が確保されたのか、それから必要となる経費等がどれだけ積み上がったのか、そういうところを総合的に勘案しつつ、当初予算編成後にどの程度維持する必要があるのか、そういうことも勘案しながら取崩し額を決定したもので、予算編成過程で知事等と部局と調整しながら決定したものでございます。

○中川京貴　議長　島尻忠明議員

○島尻忠明　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時12分休憩

午後０時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島尻忠明　議員　基金の取崩しについて、本来は私が思うに基金の取崩しは財源不足の補塡であるというふうに思っております。さらに、積立ては財政余力の確保を意味するというふうに私は理解しますけど、しかしそれを同時に行うことは、県民――皆さんは技術的なことやその辺はお分かりかもしれませんけれど、県民から見たら全く分かりにくいです。先ほど政治的判断かと聞いたのは、私から見れば、これ知事選挙を控えた時期であることを踏まえてこのような予算規模で立てたんではないかなというふうな疑念を持たざるを得ません。この辺についてそういった意図は全くないということでよろしいですか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　先ほども御説明いたしましたけれども、必要な経費を積み上げるというところと、一方で、あらゆる財源を活用しながらその経費に充当するというところの部分につきまして、収支対策として財政調整基金や減債基金を活用したということでございます。

○島尻忠明　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時14分休憩

午後０時14分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮城嗣吉　総務部長　各種の行政サービスを提供するために予算を計上したものでございますので、その

観点から予算を編成したということでございます。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後０時14分休憩
午後０時15分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○宮城嗣吉　総務部長　予算編成の手法として基金を活用したということで御理解いただければと思います。
○中川京貴　議長　島尻忠明議員。
○島尻忠明　議員　いろんな予算編成の過程ということでありますが、財政調整基金は本来、財政不足を補うために取り崩すものであるんですよ。減債基金への積立ては、財政負担軽減を行うものである。財源不足があるなら積立ては抑制されるのが通常の財政運営であるというふうに思っております。同一年度内で取崩しと積立てを同時に行う、この合理的な必要性というのは私は――皆さん答弁していると言っていますけど、全く納得はできません。そして、この結果、知事も堂々と今回予算が大分大きくなりました、膨らむ結果となりましたということを言っております。それは事実であります、数字上は。しかし、仮に両建てを除いた実質的な予算規模は幾らになるのか。県民に対し見せかけの予算総額ではなく、実質ベースの財政規模を明示する考えはないのか。知事に聞きます。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後０時16分休憩
午後０時16分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　一般会計予算が最大規模となった主な要因としましては、県税や地方譲与税等の増を見込んでいること、あるいは地方交付税の増を見込んでいること、また、国庫支出金の増、それから各省計上予算や有利な県債など多様な財源の活用を行っているということと併せまして、これらの財源を活用しまして、社会経済情勢の変化を捉え、必要な経費を積み上げたことにより、予算額は9468億円で過去最高の予算規模となったところでございます。
○中川京貴　議長　島尻忠明議員。
○島尻忠明　議員　これまで一般財源を充当した財政調整基金への積立ては、決算余剰金の確定後、２月補正で従来整理をしているんですよ。ところが今回は、当初予算段階で取崩しと積立てを同時に計上するという方法に変わっているんですよ。従来の処理方法とは異なる編成手法を採用した理由は何なのか。財政運営上、どのような必要があったか、変更した理由をお聞きいたします。
○中川京貴　議長　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　財政調整基金取崩しと併せて積立ても行っておりますけれども、その趣旨としましては、地域未来基金――これ仮称ですけれども、これに66億円、それから令和８年度の給与改善費に33億円、あと運用益で１億円ということで、約100億円、令和８年度以降の財政需要に対応するということで、先に地方交付税が、令和８年度の地方交付税で措置されたという部分がございましたので、100億円積立てを行っていると。あわせて、補正財源として70億円程度を確保しているということで、結果としまして当初予算編成後の基金残高を172億円維持しているということでございます。
○中川京貴　議長　島尻忠明議員。
○島尻忠明　議員　時間がありませんので質疑はまた後でしますけど、結果として、私はこの従来方式ではなくて、当初段階で両建てとした結果、予算規模が膨らむ構造となっているのは、これ事実なんですよ。編成手法の変更が政治的時期と重なっていることについて、私は偶然であると言い切れるのかなというふうに思っております。
ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後０時19分休憩
午後０時20分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○島尻忠明　議員　知事の政治姿勢についての(11)の件なんですけど、質問に関しては、関係する皆さんと御相談ということでしたので、質問した私に相談するのかなということで思っていましたけど、ありませんのでこれはこの程度に収めていきたいと思っております。
では最後に、砂川部長。
ＮＥＸＣＯとの相談なんですけど、向こうがいろいろ情報発信をしているのは分かるんですけど、事前に皆さんと、要するにあの時期は本部町の桜祭り、名護の桜祭り、キャンプもあって物すごく厳しいんです。これは皆さんから情報提供をするべきと思うんですよ。私は桜祭りがこの渋滞で厳しくなったのかなと思って、今日はワイシャツもネクタイも桜色のピンクで来たんですけど、これぐらい思いはありますので、これからは事前に調整ができないかどうか、最後に答弁をいただきたいと思います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

協議会の中では事前に情報提供がございまして、ＮＥＸＣＯのほうでも３か月前から広報活動は行っていたというところでございます。この時期になった理由なんですけれども、床版取替え工事には連続した工期が必要であるということがまずありまして、ゴールデンウイーク、お盆期間、年末年始時期は特に交通量が多いと。そして、梅雨時期、台風シーズンは工事が困難であるということを踏まえて設定しているというふうに説明は受けております。県としても協力して広報活動には取り組んでおりまして、事前に県としても説明を受けていたということもございますので、これからも――工期の短縮等については今週も会議を持っておりますので、そこら辺でできるだけ工期を短縮するようにとか、そういう要請は行っていきたいと思います。

以上でございます。

○島尻忠明　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時22分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

新垣善之議員。

〔新垣善之　議員登壇〕

○新垣善之　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新垣善之　議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、新垣善之、会派を代表しまして代表質問に移りたいと思います。

１、教育政策・人材育成について。

(1)、少子化の進行、家庭環境の多様化、教員の多忙化など、教育を取り巻く環境はこの数年で大きく変化している。学力や進路のみならず、不登校や心のケアなど、学校現場に求められる役割は拡大している一方、現場の負担は増している。こうした状況は、統計だけでなく保護者や教員の実感として表れている。知事は現在の沖縄県の教育を取り巻く全体状況をどのような状態であると認識しているかについてお伺いします。

(2)、教育分野には、不登校対策、学力向上、教員確保、ＩＣＴ活用など多くの課題が存在する。しかし、これらは個別施策の積み重ねで解決できる問題なのか改めて問う必要があります。戦後80年続いてきた教育制度や画一的なカリキュラムが少子高齢社会や急速な社会変化の中で本当に機能しているのか。今求められているのは、部分的対応ではなく、魅力ある学校づくりを軸とした教育の大改革ではないかと考えます。知事は現在、沖縄県の教育政策において最重要課題を何と位置づけているのか。また、教育課程や学校の在り方そのものを見直す構造的改革の必要性についてどのように認識しているのかお伺いします。

(3)、不登校の児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本県においても例外ではない。これまで県は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、校内支援体制の整備など、様々な対策を講じてきました。しかしながら、児童生徒数の増加傾向が続く中で、これらの取組がどの程度成果を上げているのか検証が必要である。県として、これまでの不登校対策をどのように評価しているのか。また、改善している指標と課題として残っている点は何かお伺いします。

(4)、教育の質を支える上で、教員の確保と働きやすい環境づくりは不可欠である。しかし、教員の多忙化や精神的負担が指摘される中、志願者の減少や離職の問題も顕在化している。さらに、少子高齢社会の進行、ＳＮＳによる情報環境の変化、薬物乱用や非行問題など、子どもを取り巻く社会環境は複雑化しており、教員には教科指導のみならず、社会全体を見通し、子どもを総合的に支える力量が求められている。県として、どのような教員像を描き、どのような人材を確保・育成していく方針なのか。また、現在の取組をどのように評価しているのかお伺いします。

(5)、教育政策は、現在の課題対応にとどまらず、将来の沖縄を支える人材をどのように育成していくのかという明確なビジョンが不可欠である。例えば、半導体分野をはじめとする理数系人材の育成、スマート農業を担う第１次産業の人材、観光立県を支える高度な語学力やホスピタリティーの人材、さらには伝統文化を継承する担い手の育成など、各産業分野で人材不足が指摘されています。小・中・高校段階からそれぞれの特性を伸ばし、産業と連動した人材育成を行う必要があると考えるが、知事は将来の沖縄を支える人材像をどのように描き、教育政策をどのように位置づけているのかお伺いします。

(6)、家庭環境や居住地域によって、進学や進路選択の幅に差が生じているとの指摘がある。経済的事情や情報格差が子どもたちの将来の選択肢を狭めているとすれば、教育の公平性という観点から看過できない問題である。子どもは皆平等であり、所得の有無にか

かわらず、それぞれが持つ素質を大いに開花させる環境を整えることが私たち大人の責務ではないかと考える。県内における進学・進路選択をめぐる格差について、知事はどのような課題認識を持っているのか。また、機会の平等を確保するためにどのような対応が必要と考えているのか伺います。

(7)、修学支援や奨学金などの経済的支援策は、進学機会の確保に重要な役割を果たしています。しかし、制度が分かりにくい、対象が限定的であるとの声も聞かれ、支援が本当に必要な層に十分届いているのかが問われています。子どもは皆平等であり、その可能性を家庭の経済状況によって狭められてはならない。誰もが分かりやすく、必要なときに確実に利用できる支援制度を確立すべきと考えます。県の経済的支援策について、現状をどのように評価しているのか。また、制度の分かりやすさや到達性という観点から、どのような課題があると認識しているのかお伺いします。

(8)、離島や過疎地域では、学校規模や教員配置、進学情報へのアクセスなど、本島とは異なる制約が存在する。こうした制約が学習機会や進路選択に影響を及ぼしているとすれば、教育の機会均等の観点から看過できない問題である。離島・過疎地域における教育環境について、県はどのような現状認識を持っているのか。また、離島偏在を是正するために、どのような具体的手だてを講じているのか伺います。

(9)、ＧＩＧＡスクール構想以降のＩＣＴ機器の整備及び活用について、学力向上や不登校支援、教育格差是正等への具体的成果とその検証方法、これまでの総事業費及び今後の更新費用の見込みを踏まえた費用対効果の分析、ＩＣＴを教育政策全体の中でどのように位置づけているのかという基本方針、さらに国内外の研究事例や実証データをどのように政策形成及び学校現場の指導改善に反映しているのかについて、県の見解をお伺いします。

(10)、高校教育は、進学準備の場であると同時に、社会へ踏み出すための基礎を身につける重要な段階である。多様な進路が存在する中で、高校生が自らの意思で進路を選択し、社会の一員として自立する力を育むことが求められています。しかし、現在の高校教育は、その役割を十分に果たしているのか。生徒が主体的に意思決定できる力や社会に出るための基礎的な力は十分に培われているのか、検証が必要であると考えます。現在の県立高校教育の在り方について、知事はどのように評価しているのか。また、社会接続の観点から、どのような改善が必要と考えているのかお伺いします。

(11)、大学や専門学校などの高等教育機関との接続は、人材育成の観点から極めて重要であります。高校と高等教育機関との連携が十分でなければ、学びの連続性が損なわれ、将来の専門人材の育成にも影響を及ぼすおそれがあります。さらに、社会制度や税制、法制度など、社会の仕組みを理解する力や研究活動への関心を育む仕組みも重要であると考えます。高等教育との接続について、県はどのような課題認識を持ち、どのような連携・強化策を講じているのか伺います。

(12)、産業構造の変化に対応するためには、実践的な職業教育や専門教育の充実が不可欠である。学びが実際の就業につながり、社会で活躍できてこそ、人材育成の成果は発揮される。しかし、卒業後の就業状況や定着状況について十分な検証がなされているのか。早期離職や職種ミスマッチの課題はないのか。職業教育・専門教育について、県はどのような役割を期待し、どのように支援しているのか。また、卒業後の就業実態をどのように把握し、どのような課題認識を持っているのか伺います。

(13)、教育の質を高めるためには、教員のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ＩＣＴ支援員、特別支援教育支援員など、多様な専門人材の存在が不可欠である。人材が不足すれば、どれほど施策を打ち出しても現場での実効性は確保できない。教育を支える人材全体の育成・確保について、県はどのような方針を持ち、どのように取り組んでいるのか。また、現在の人材の充足状況をどのように評価しているのかお伺いします。

(14)、教育施策は中長期的な成果を目指すものであるが、その過程で適切な検証を行わなければ、課題を見過ごし、改善の機会を失うおそれがある。施策が現場でどのような効果を上げているのか、どのような指標で評価し、どのように次の改善につなげているのかが重要である。教育施策の効果検証について、県はどのような評価指標を用い、どのような方法で検証を行っているのか。また、検証結果はどのように次年度予算や施策改善に反映されているのかお伺いします。

(15)、これまで県は、学力向上、不登校対策、教員確保、支援制度の拡充など、様々な教育施策を推進してきた。しかし、依然として解消されていない課題も指摘されている。成果と課題を冷静に整理し、次の政策判断につなげることが重要であると考える。教育分野全体について、これまでの取組をどのように総括しているのか。また、現状を踏まえ、今後どの方向へ政策を進めていくのか、知事の所見を伺います。

(16)、学校現場ではモンスターペアレンツ問題、教職員間のパワハラやセクハラなど複合的なハラスメント事案が指摘されている。教育の質を守るためには、教職員が安心して働ける環境整備が不可欠であり、相談窓口の機能強化、実態把握の方法、処分基準の明確化など、総合的な対策をどのように講じているのかについて伺う。

(17)、教育機会の均等確保の観点から、デジタル図書館の整備は重要である。特に離島地域では物理的蔵書の制約が大きく、通信環境や端末整備も課題である。県内におけるデジタル図書館の整備状況と離島地域への具体的支援策について伺います。

(18)、国際社会で活躍できる人材育成には語学力の向上が不可欠である。ＡＬＴの配置数、英語４技能評価の成果、アジア言語教育の拡充など、具体的指標は何か。語学教育の強化に向けた県の取組と今後の方向性について伺います。

(19)、進学機会の拡大は、人材の流出抑制にも資する重要施策である。県外大学のサテライト設置支援やオンライン進学説明会のあっせん体制はどの程度整備されているのか、これまでの実績と今後の取組方針について伺う。

(20)、若年層への薬物拡散は深刻な社会問題となっている。県内における実態把握は十分か、学校における予防教育の内容、警察との連携体制、相談窓口の整備状況など、総合的対策について伺います。

(21)、いじめ重大事態は全国的に増加傾向にあるが、県内学校における実態把握はどのような方法で行われているのか、報告件数と未把握事例への対応、第三者委員会の活用状況について伺います。

(22)、ＳＮＳを通じた誹謗中傷や不適切な投稿、個人情報流出などのトラブルが増加しており、家庭任せにするのではなく、学校と行政がどのような役割を担うのかを明確にする必要があると考える。利用時間の制限や指導方針の統一、保護者への啓発体制など、県としての基本的考え方について伺う。

(23)、教員の働き方改革の観点から、部活動の地域移行や外部指導者の活用が進められているが、地域によって進捗に差があり、費用負担や責任の所在が不明確との指摘もあります。県内における外部委託の実施状況と課題整理、今後の推進方針について伺います。

(24)、全国大会や九州大会への出場は生徒にとって大きな成長機会だが、離島や経済的に厳しい家庭にとっては、渡航費が大きな負担となっています。現在の支援制度の対象範囲や支給実績はどの程度か、また支援拡充の検討状況について伺います。

次に２、文化・観光・スポーツ行政について。

(1)、観光は本県経済を支える重要な基幹産業であり、入域観光客数は回復基調にある。一方で、来訪者数の増加が必ずしも県民所得の向上や地域の持続性の確保に直結していないとの指摘もある。観光客数や消費額といった量的指標のみならず、県民生活との調和、産業構造の安定性、地域経済への波及効果なども含め、知事は現在の沖縄観光をどのような状態にあると認識しているのか伺います。

(2)、これまで本県は、空港・港湾整備、交通インフラの拡充、国内外への積極的なプロモーションなど観光振興策を進めてきた。その結果、観光客数や観光収入は拡大してきたと認識している。一方で、人手不足の深刻化、交通混雑、地域住民の生活負担の増大など、新たな課題も生じている。これまでの観光政策がもたらした成果とその限界をどのように総括しているのか、知事の見解を伺う。

(3)、一部地域では、観光客の集中により交通混雑や騒音、環境負荷の増大など、生活環境への影響が指摘されている。観光振興を進める一方で、地域住民との摩擦や負担が拡大すれば、持続可能な観光の実現は困難となる。オーバーツーリズムに対する県の現状認識と今後の具体的な対応方針について伺います。

(4)、観光が地域経済に貢献する一方で、交通混雑や生活環境への影響など、住民負担が増大すれば、地域の持続性は損なわれる。観光政策は来訪者数や消費額のみならず、住民の生活満足度や地域の安定性といった視点からも評価される必要があると考える。地域観光と住民生活との関係について、県はどのような基本的考え方で政策を構築しているのか伺います。

(5)、文化芸術は観光資源としての側面を持つ一方で、県民の誇りや地域のアイデンティティーを支える重要な基盤である。本県独自の歴史や伝統、芸能、空手などは、経済的価値を超えた公共的意義を有している。文化行政を県政全体の中でどのように位置づけ、どのような理念の下で政策を構築しているのか、知事の見解を伺う。

(6)、文化芸術活動は、担い手の高齢化や収入の不安定さなど、継続性の面で課題を抱えている。活動が途切れれば、地域文化の継承そのものが困難となる。特に、本県の伝統芸能や工芸などは、個々の担い手の努力に依存している側面が大きい。文化芸術活動を支える担い手支援について、県はどのような課題認識を持ち、どのような具体策を講じているのか伺う。

(7)、伝統芸能や地域文化は、次世代へ継承されてこそ価値を持つ。しかしながら、後継者不足が深刻化

している分野も少なくなく、継承の持続性が懸念されている。特に無形文化財や地域祭祀などは担い手の減少が顕著である。文化の継承と次世代育成について、県はどのような基本方針の下で取り組んでいるのか、また教育現場との連携をどのように位置づけているのか伺う。

(8)、スポーツ行政は大会誘致や競技力向上に注目が集まりがちであるが、県民の健康増進や地域交流の促進、さらには将来的な医療費抑制といった観点からも重要な役割を果たすと考える。県はスポーツ行政の目的をどのように整理し、競技力向上、経済効果、県民の健康増進の各視点をどのように政策体系に反映しているのか伺う。

(9)、スポーツを支える人材は、選手のみならず、指導者やトレーナー、審判、大会運営に関わる人材など多岐にわたる。人材育成が不十分であれば、競技力向上や地域スポーツの発展は持続しない。特に部活動の地域移行が進む中で、指導者の確保と専門性の向上は喫緊の課題である。スポーツ人材の育成について、県はどのような基本方針の下で取り組んでいるのか伺う。

(10)、県内には多くのスポーツ施設が整備されているが、地域や時間帯によって利用状況に差があるとの指摘がある。施設が十分に活用されなければ、整備の効果は限定的となり、維持管理費の負担のみが残ることにもなりかねない。スポーツ施設の活用状況について、県はどのような課題認識を持ち、利用促進や運営改善に向けてどのような取組を行っているのか伺う。

(11)、観光産業の持続性を確保するためには、人材の確保と定着が不可欠である。しかしながら、労働環境や処遇を理由に人材不足が続いているとの声もある。観光客数が回復しても、働く人が定着しなければ産業基盤は安定しない。観光人材の確保と定着について、県は現状をどのように認識し、労働環境の改善や人材育成に向けて、どのような対応を進めているのか伺う。

(12)、文化と観光の連携は、本県の魅力を高め、地域経済に波及効果をもたらす可能性がある。一方で、連携の在り方を誤れば、文化の消費化や本質の形骸化につながる懸念もある。文化は単なる観光資源ではなく、県民の誇りや地域の精神的な基盤でもある。観光と文化の連携について、県はどのような基本的考え方の下で政策を進めているのか伺う。

(13)、本県各地には、文化、自然、スポーツなど多様な地域資源が存在しているが、それらが十分に活用されていないとの指摘もある。地域資源の活用は観光振興のみならず、地域の誇りや活力の向上、若者の定着にもつながる重要な政策課題であると考える。地域資源の活用について、県はどのような基本的視点の下で取り組んでいるのか伺う。

(14)、文化・観光・スポーツ分野の施策は多岐にわたり、事業数も多い。一方で、効果が見えにくいとの声もある。限られた財源を有効に活用するためには、施策の成果を客観的に検証し、改善につなげることが不可欠である。これらの分野における施策効果を県はどのような方法や指標を用いて検証しているのか伺う。

(15)、文化・観光・スポーツ行政は、本県の魅力を高めると同時に、県民生活や地域の持続性に大きな影響を及ぼす重要な分野である。観光の振興、文化の継承、スポーツ振興、人材育成、施設整備など、多岐にわたる施策が展開されてきた。これらの分野について、県はこれまでの施策をどのように総括し、今後どのような方向性で一体的に推進していく考えか、知事の見解を伺う。

(16)、Ｊ１規格スタジアム整備構想は、スポーツ振興や観光誘客の観点から期待がありますが、整備費用や維持管理費、交通アクセスの整備が課題である。需要予測や財源計画は現実的なものとなっているのか、公共交通との連携も含めた総合的な見通しについて伺う。

(17)、御茶屋御殿の復元は、歴史文化の継承と観光振興に資する事業である。整備計画の進捗状況、総事業費の見込み、財源確保の方策について現時点での整理を伺う。

(18)、首里城復興は県民の悲願であり、国内外から注目されている。現在の工事の進捗状況、完成までの工程管理、予算執行の状況について、復興事業の現状と今後の見通しを伺う。

(19)、サンライズベルト構想の中核とされるＭＩＣＥ施設整備は、経済波及効果が期待される一方、需要見通しへの慎重な検証が必要である。これまでの事業実施の成果と整備の進捗状況と経済効果の試算について伺う。

(20)、宿泊税基金は観光振興の安定財源として創設される予定だが、その使途の透明性確保が重要である。基金化の考え方、歳出化の基準、県民への説明責任の果たし方について伺う。

３、農林水産業について。

(1)、農林水産業は、本県の基幹産業であり、県民の命と食を支える重要な分野である。しかし、担い手の高齢化、資材価格の高騰、気候変動の影響などによ

り、持続可能性そのものが問われているとの指摘もある。知事は、現在の沖縄県農林水産業を成長局面にあると認識しているのか、それとも構造的な転換期・危機的状況にあると認識しているのか、まず基本的な認識をお伺いします。

(2)、農林水産業における担い手不足は、単なる人手不足の問題ではなく、将来の生産基盤そのものを揺るがす構造的課題である。農業就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保や定着が十分に進んでいないとの現場の声もある。県として、現在の担い手不足の状況をどの程度深刻な問題として認識しているのか。また、10年後の生産体制をどのように見通しているのか、知事の認識を伺う。

(3)、これまで新規就業者の確保に向け、研修制度や経営開始の支援など、様々な施策が講じられてきた。しかし、重要なのは人数だけではなく定着である。県として、新規就業者の３年後、５年後の定着状況をどのように把握し、その成果をどのように評価しているのか。また、離職・離農の主な要因をどのように分析しているのか伺う。

(4)、農林水産業を将来にわたり維持するためには、担い手の確保だけでなく、持続可能な所得水準の確保が不可欠であるが、資材価格の高騰や価格転嫁の困難さが続く中で、経営の安定が大きな課題となっている。県として、担い手の所得水準をどの程度に引き上げることを目標としているのか。また、その実現に向けて、どのような構造的な対策を講じるのか、基本的な考えを伺う。

(5)、資材価格や燃料費の高騰が続く中、生産現場からは、農林水産物の価格転嫁が十分に進んでいないとの声が上がっている。生産者が適正な収益を確保できなければ、事業継続は困難であり、結果として担い手不足をさらに加速させかねない。県として、現在の価格転嫁の実態をどのように把握しているのか。また、流通構造における課題をどのように分析し、改善に向けてどのような方策を検討しているのか、認識を伺う。

(6)、気候変動による高温や豪雨、海水温の上昇などは、農作物や漁業資源に深刻な影響を及ぼしており、これが常態化すれば生産基盤そのものの維持が困難となるおそれがある。県として、気候変動への対応を農林水産政策の中でどのように位置づけ、適応策をどの程度優先的に進めているのか。また、中長期的な戦略をどのように構築しているのか、基本的な考えを伺う。

(7)、台風や豪雨などの自然災害は、本県の農林水産業に繰り返し甚大な被害をもたらしている。被害発生後の迅速な復旧支援はもとより、被害を最小限に抑える事前の備えが極めて重要である。県として、農林水産業における災害対応をどのような体制で行っているのか。また、復旧の迅速化と減災対策の強化について、どのような方針で取り組んでいるのか伺う。

(8)、スマート農業は、省力化や生産性向上に資する手段として期待されているが、導入コストや人材確保の面で課題があるとの指摘もあり、実際の導入は一部にとどまっているとの声も聞かれる。県として、スマート農業の普及状況をどのように把握し、その効果をどのように評価しているのか。また、導入拡大に向けた課題と対応策について、認識を伺う。

(9)、６次産業化は、農林水産物の付加価値を高め、担い手の所得向上につなげる重要な施策として進められてきた。しかしながら、事業継続が難しい事例も見受けられる。県として、これまでの６次産業化施策について、事業の継続率や所得向上の効果をどのように把握し、成果と課題をどのように評価しているのか伺う。

(10)、森林は、木材生産のみならず、防災、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など、多面的機能を有する重要な資源である。適切な管理と活用がなされなければ、これらの機能が十分に発揮されず、災害リスクの増大や環境悪化につながるおそれがある。県として、森林資源の活用と保全をどのような方針の下で進めているのか。また、林業振興と環境保全をどのように両立させているのか、基本的な考えを伺う。

(11)、海洋環境の変化や燃油価格の高騰など、県内漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、操業の継続自体が困難になっているとの声も聞かれる。県として、海洋環境の変化や経営環境の悪化をどのように分析し、現在の県内漁業をどのような局面にあると認識しているのか。また、持続可能な漁業への転換に向けた課題認識を伺う。

(12)、水産資源の持続的利用を図るためには、科学的根拠に基づく適切な資源管理が不可欠である。資源管理が不十分であれば、将来世代に負担を残すことになる。県として、水産資源の現状をどのように把握し、どのような方針の下で資源管理を進めているのか。また、持続可能な漁業との両立をどのように図っているのか伺う。

(13)、漁業分野においても担い手不足が進んでおり、地域の漁業基盤の維持が大きな課題となっている。担い手の確保と定着が進まなければ、漁業の持続

性は確保できない。県として、現在の漁業就業者の高齢化や新規参入状況をどのように分析しているのか。また、新規就業者の確保と定着に向けてどのような支援策を講じ、その効果をどのように評価しているのか伺う。

(14)、農林水産施策は多岐にわたり、相当の予算が投入されているが、その効果が現場の所得向上や担い手確保といった具体的な成果につながっているのかを検証することが重要である。事業が目的化し、成果が見えにくいとの指摘もある中で、県としてどのような成果指標を設定し、どのような方法で効果検証を行い、改善につなげているのか伺う。

(15)、農林水産業は、県民の食と地域社会を支える基盤であり、その持続性は県政運営の根幹に関わる重要な課題である。担い手の不足、所得の構造、気候変動、災害リスクなど、構造的な課題が山積する中で、これまでの施策がどこまで成果を上げ、どの点に課題が残されているのかを率直に検証することが、次の政策判断につながるものと考える。県として、これまでの農林水産政策をどのように総括し、今後どの方向に重点を置いていくのか、知事の認識を伺う。

(16)、子牛繁殖農家の経営安定や肥育農家の販路拡大は、県内の畜産業の持続性を左右する。価格変動への対応策、海外展開支援の具体策、補助制度の実績について伺う。

(17)、牛乳消費量の減少は県内酪農家の経営安定に直結する重大な課題であり、若年層の消費離れや価格高騰の影響も指摘されている。加工品の開発支援や観光業との連携、広報キャンペーンの実施状況と効果検証など、総合的な消費拡大策について伺う。

(18)、野菜価格は天候や需給状況に左右されやすく、生産者所得が不安定になる要因となっている。フリージング技術の導入支援の実績、加工業者との連携体制、県外・海外市場への展開戦略について伺う。

(19)、海洋深層水を活用した陸上養殖は、新産業創出の可能性がある。種苗生産体制の整備状況、民間参入支援、輸出を見据えたブランド化や流通の体制整備について伺う。

(20)、ゆがふ製糖工場の建て替えは、地域経済に直結する重要な事業である。総事業費の内訳、国庫補助の割合、建て替え後の生産効率向上効果の試算について伺う。

(21)、耐候性園芸施設整備事業は気候変動対応策としての側面もあり、農家にとっては、増産に向けた大きな助力となる事業である。整備件数や利用率、導入農家の所得向上の効果、今後の拡充方針についてお伺いします。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　新垣善之議員の御質問にお答えいたします。

教育政策・人材育成についての御質問の中の１の(1)、教育を取り巻く状況についてお答えいたします。

沖縄県においては、児童生徒の不登校の増加や子どもの貧困など、課題が複雑化・多様化しており、きめ細やかな教育の提供や公平な教育機会の確保がより求められております。そのため県教育委員会においては、スクールカウンセラー等の配置に係る県単独事業の実施や学校給食費無償化に向けた段階的な取組、沖縄県部活動大会参加支援基金設置等の施策に取り組むこととしております。また、教員を取り巻く環境も厳しさを増していることから、教職員の負担軽減に向け、人材の確保や教育ＤＸの推進等を柱に、教職員の働き方改革を推進しているところであります。

沖縄県においては、人こそが最大の資源であるとの理念の下、引き続き沖縄の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に１の(22)、ＳＮＳ上の誹謗中傷等への対策についてお答えいたします。

ＳＮＳを通じた暴行動画の拡散や誹謗中傷の投稿は、当事者の人権を著しく侵害するものであり、青少年の健全な育成を図る観点から、大変憂慮すべき事態であると受け止めております。その対策を図る上で、児童生徒等に対する情報モラル教育は重要であり、県教育委員会では、県警察と連携し、小・中・高校生を対象とした規範意識の向上やＳＮＳに起因した犯罪被害防止などを目的とした非行防止教室等の取組を行っているところです。また、沖縄県青少年保護育成条例により、携帯電話事業者等に対し、契約時にフィルタリング利用の必要性について説明することを義務づけるなど、青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備を図っているところです。

沖縄県としましては、現在、子どもの権利を保障し、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置を含む沖縄県こどもの権利条例（仮称）の制定に向けて取組を進めているところであります。引き続き、市町村や関係機関と連携し、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

次に１の(24)、大会派遣費補助の状況と拡充についてお答えいたします。

昨今、沖縄県の中高校生のスポーツ面や文化面における全国大会等での活躍は目覚ましいものがあり、これまで離島から本島での県大会、九州大会及び全国大会に参加するための派遣費を補助しており、令和６年度の当初予算額は約3800万円、令和７年度は約4000万円となっております。

沖縄県としましては、生徒たちの活躍を支援することは重要であると考えており、派遣費の安定的かつ継続的な支援に向けて、令和８年４月から新たに沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、部活動や地域クラブ活動などが大会に参加する際の航空運賃に加え、新たに宿泊費を対象とするなど、補助額を拡充することとしております。なお、基金には３年分の事業費を積立て、令和８年度は約１億4000万円の支出を見込んでおります。今後とも、未来を担う子どもたちが夢や希望に向かってチャレンジできるよう、支援の充実に努めてまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、教育政策・人材育成についての中の(2)、急速な社会変化に対応する魅力ある学校づくりについてお答えいたします。

県教育委員会では、学力向上対策や不登校対策など様々な教育課題の改善に向けて、特色ある学校づくりを進めております。各高校においては、生徒の多様化に対応するため、これまで各学校の学科・コース等の特色を生かし、生徒を主体とした学びや教育課程の充実に取り組んでいるところであります。また、地域との協働により、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高校の機能強化を図るなど、社会に開かれた教育課程の充実に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、ＡＩやデジタル技術の進展など変化の激しい時代に対応した地域社会の基盤となる人材を育成するため、引き続き魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

同じく(3)、不登校対策の取組等についてお答えいたします。

令和６年度問題行動等調査によると、不登校児童生徒数の増加率は前年度よりも低下しており、これまでの不登校対策は一定の効果があったものと捉えておりますが、本県の不登校児童生徒数は過去最多となり、さらなる取組の強化を図る必要があると考えております。

県教育委員会では、今後、国の補助事業も活用し、校内自立支援室等の拡充を図るとともに、スクールカウンセラー等の専門性の高い人材による教育相談体制の充実に取り組み、全ての児童生徒が安心して通える魅力ある学校づくりを推進してまいります。

同じく(4)、教員の確保・育成等についてお答えいたします。

県教育委員会においては、県内大学や研修機関と連携して沖縄県公立学校教員育成指標を策定し、教育的使命感や教育に関する専門的知識を有する実践的指導力のある教員の育成に取り組んでおります。また、教員選考試験においては、人物重視の選考を実施し、人間性豊かな教員を採用するとともに、採用後も継続的な研修を行うなど、資質能力の向上に努めております。引き続き、社会状況の変化を踏まえた新しい時代に対応できる教員を育成してまいります。

同じく(5)、発達段階に応じた人材育成の取組についてお答えいたします。

県教育委員会においては、沖縄県キャリア教育の基本方針に基づき、小・中・高校の各発達段階に応じた取組を通して、将来の地域産業を支える人材育成を進めております。小中学校では、職場見学や職場体験等を通じて基礎的・汎用的能力を育み、高校段階では、産業界等との連携を図り、就業体験等の取組を通じて専門性や実践力を高めることにより、地域課題の解決に主体的に取り組む人材やＩＣＴ、観光、科学技術など成長分野で活躍できる人材の育成に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、児童生徒一人一人が自らの興味・関心や適性を踏まえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、引き続きキャリア教育の充実に努めてまいります。

同じく(6)及び(7)、進学・進路選択の機会の平等を確保するための経済的支援策についてお答えいたします。１の(6)と１の(7)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県教育委員会では、平成28年度から、能力を有するが経済的に県外進学が困難な状況にある県内高校生の県外難関大学等への進学を促進することを目的に、給付型奨学金を実施しております。令和６年度は、大学入学予定者25人に対する入学支度金と在学者97人に対する奨学金を合わせて約8600万円を給付しております。また、令和７年度は、新規募集定員25人に対して78人の応募があったところです。なお、同奨学金については、県ホームページによる周知のほか、毎年７月頃に県内高校等へ奨学生募集の通知を行うと

ともに、市町村教育委員会へも周知しているところであります。引き続き、県独自の給付型奨学金を実施するとともに、国の修学支援新制度や各種団体等が実施する奨学金の情報についても併せて周知に努めてまいります。

同じく(8)、離島の教育環境の現状と施策についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島における公平な教育機会の確保に向けて、複式学級への非常勤講師配置やＩＣＴを活用した本島児童生徒等との交流及び地域の特性を生かした授業づくりなどを推進しております。また、高校進学に伴う経済的負担等については、高校が設置されていない離島からの進学に伴う通学・居住に要する経費の支援等に取り組んでおり、保護者アンケートにおいて、高校進学による二重生活の経済的負担軽減が図られたとの声があります。引き続き、離島における学校教育の充実や保護者の負担軽減等に取り組んでまいります。

同じく(9)、ＧＩＧＡスクール構想以降のＩＣＴ機器の整備及び活用についてお答えいたします。

令和元年度から開始された国のＧＩＧＡスクール構想において、１人１台端末の整備費用として、本県に対し、第１期で約46億円の補助金が交付され、令和６年度から実施されている第２期では約60億円が交付される見込みとなっております。整備された端末はクラウドサービスを使った授業や不登校対策などで活用しており、ＩＣＴを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、県内外の先進事例などを収集し、研修などを通じて学校現場の授業改善に役立てているところです。生成ＡＩ等のデジタル技術が飛躍的に進化する中、児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力等の育成は重要であり、県教育委員会では、引き続き教育ＤＸの推進に取り組んでまいります。

同じく(10)及び(11)、(12)、社会で活躍できる人材の育成の取組等についてお答えいたします。１の(10)から(12)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

各学校においては、児童生徒の望ましい勤労感・職業感を育成するため、教育活動全体を通して組織的、計画的、継続的なキャリア教育に取り組んでおります。県教育委員会では、全県立高校にキャリアコンサルタントを派遣し、キャリア形成プログラム授業やキャリア面談等を実施するなど、キャリア発達を促す取組を推進しております。また、高校生が主体的に進路を選択できる力を育成するため、学校と企業等が連携した探究活動や就業体験等を通して、社会人基礎力を育み、地域産業を支える人材育成に取り組んでおります。さらに、琉球大学が実施するにぬふぁ星講座等に高校生が参加し、農業や工業などの各分野の専門的な学びに触れることで、高等教育機関への進学意識を高める機会となっております。

県教育委員会としましては、様々な取組を通して、生徒一人一人が自らの興味・関心や適性を踏まえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、引き続き支援の充実に努めてまいります。

同じく(13)、教育を支える人材の確保等についてお答えいたします。

子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、チーム学校としての対応が求められており、スクールカウンセラー等の専門的スタッフの役割も重要となっております。令和７年度は、スクールカウンセラー137人、スクールソーシャルワーカー22人を配置し、教育相談体制の充実に取り組んでおります。また、県教育委員会及び市町村教育委員会では、ＩＣＴ支援員や特別支援教育支援員を各学校に配置し、きめ細かな指導体制の構築を図っております。各学校における支援スタッフ等については、今後、さらなる拡充が必要であることから、県教育委員会として、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいります。

同じく(14)及び(15)、教育施策の検証及び今後の方向性についてお答えいたします。１の(14)と１の(15)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県教育委員会では、計画期間を10年とする教育振興基本計画を策定し、本県教育の充実に取り組んでおり、ＰＤＣＡサイクルに基づき、毎年度、教育施策の点検・評価を行っております。施策の点検・評価の際には、その客観性を確保するため、学識経験者の知見を活用することとしており、計画に記載している成果指標等について進捗を確認し、取組状況を検証することで、施策の改善を図っております。今後の方向性としましては、学校教育において、自ら学ぶ意欲を育て学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力と粘り強さを持つ幼児・児童生徒の育成等に向け、様々な教育施策に取り組んでまいります。

同じく(16)、教職員のハラスメント対策等についてお答えいたします。

教職員に対して、行き過ぎた苦情等で学校対応が困難な場合は、県立学校については、スクールロイヤー制度の活用や県教育委員会が直接対応しております。また、小中学校については、市町村教育委員会で対応

を行っております。

学校におけるハラスメントに対しては、県教育委員会及び各市町村教育委員会においてそれぞれ相談窓口を設置しており、令和６年度の県教育委員会における相談件数は24件となっております。なお、相談事案について、ハラスメントが確認された場合は、懲戒処分も含め厳正に対処しております。引き続き、教職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。

同じく(17)、デジタル図書館の整備状況等についてお答えいたします。

県内では、県立図書館が全県民を対象とした電子書籍サービスを行っているほか、離島を含む15市町村が各住民向けの電子書籍サービスを提供しております。また、県立図書館では、図書館未設置離島町村を対象に電子書籍サービスを実施しており、現在、児童書、レシピ、図鑑等の一般書を中心に887点の電子書籍を導入し、令和６年度は529件の閲覧がありました。今後とも、本事業の周知を図るとともに、電子書籍サービスの充実に努めてまいります。

同じく(18)、外国語教育の現状と今後の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校へ43人のＡＬＴを配置し、全ての学校で活用できる体制を整えております。各学校においては、ＡＬＴを活用し、ペアワークやグループワーク等を通して聞く・読む・話す・書くの４技能を一体的に指導し、コミュニケーション能力の育成を図っております。また、アジアの言語に関する科目については、令和７年度は、中国語が19校、韓国語が９校で開設されております。

県教育委員会としましては、今後、ＩＣＴやＡＩを活用した取組を進め、英語を中心とした外国語教育の充実に取り組んでまいります。

同じく(19)、大学等への進学機会の拡大についてお答えいたします。

県教育委員会では、進学エンカレッジ推進事業を実施し、大学等進学率の向上に取り組んでいるところです。本事業では、県外大学や県外企業を訪問することにより、目的意識の高揚を図っており、将来的には郷土の発展に寄与できる広い視野を持った生徒の育成に努めているところであります。各学校においては、生徒の進路実現に向けて、進路担当や担任教師等が丁寧な相談や面談等を重ね、生徒の主体的な進路選択を促す取組が進められております。引き続き、生徒の学習意欲を高める効果的な学びを提供し、大学等進学率の向上に努めてまいります。

同じく(20)、学校における薬物乱用防止教育等についてお答えいたします。

薬物事犯については、近年低年齢化が進み、強い危機感を抱いております。今年１月にもエトミデートを使用し、中学生が逮捕される事案が発生しており、各学校に対して今年度内に特設授業等を実施するなど、薬物乱用防止に係る指導の徹底について通知したところであります。学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、授業や警察等による薬物乱用防止教室などの取組を行うとともに、担任、養護教諭を中心に、児童生徒や保護者が相談できる体制を整えております。

県教育委員会としましては、引き続き学校、県警、ＰＴＡ連合会等の関係機関との連携を密にし、薬物乱用防止に取り組んでまいります。

同じく(21)、いじめ重大事態の実態把握等についてお答えいたします。

本県における小・中・高及び特別支援学校の過去５年間のいじめ重大事態発生件数は、令和２年度から令和６年度にかけて14件、25件、31件、22件、20件となっております。各学校においては、定期的な児童生徒へのアンケート調査、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等によりいじめを把握し、校内のいじめ防止対策に係る組織において、いじめ重大事態かどうかの判断を行っております。また、県立学校におけるいじめ重大事態に係る第三者委員会設置件数は、過去５年間で２件となっております。

同じく(23)、部活動の地域展開の実施状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開を推進しております。令和７年度は、県内８市町村において実証事業を進めており、指導者や財源の確保等の課題の解決に向けて研究を行っているところであります。

県教育委員会としましては、令和７年12月に国から示された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づき、県の推進計画の改定を予定しており、引き続き関係機関と連携し、部活動の地域展開等の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　警察本部長。

〔井澤和生　警察本部長登壇〕

○井澤和生　警察本部長　１月22日付で警察本部長に着任いたしました井澤と申します。

県民の安全・安心の確保に全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、答弁をさせていただきます。

１、教育政策・人材育成に関する御質問のうち(20)、若年層への薬物拡散の実態についてお答えいたします。

県内におけます20歳未満の者の薬物事犯の検挙人員は、令和５年中は33人、令和６年中は59人、令和７年中は65人となっており、このうち中高生によりますものは、令和５年中は７人、令和６年中は15人、令和７年中は20人となっており、いずれも増加傾向にあります。

県警察といたしましては、こうした実態を踏まえ、今後とも教育委員会、学校現場や関係機関と連携し、若年層における薬物乱用防止の取組を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、文化・観光・スポーツ行政についての(1)と(2)、沖縄観光の現状認識、観光政策の成果及び限界についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、令和３年度までに、入域観光客数を目標値とするなど、観光客の量的拡大に取り組んできましたが、令和４年度からは、入域観光客数を目標値とはせず、観光収入及び人泊数等の目標値に重点を置きつつ、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、質の向上による沖縄観光の変革に取り組んでおります。コロナ禍以降の観光需要の高まりもあり、ここ数年は、観光収入は過去最高、国内観光客数も過去最多を更新し続けている一方で、深刻な人手不足への対応や、水、電力、宿泊施設などの観光インフラに係る需給バランスの実態把握が課題となっております。県としては、引き続き労働環境の改善と生産性向上に対する支援を実施するとともに、宿泊施設の偏在緩和等、観光インフラに係る調査検討を行うこととしております。

同じく２の(3)、オーバーツーリズムの現状認識と対応方針についてお答えいたします。

県では、観光客の増加に伴う那覇空港周辺の交通渋滞、地域ルールの理解不足によるトラブル増加など、オーバーツーリズムの現象が顕在化してきていると認識しております。このため、公共交通機関の利用促進、手ぶら観光の推進に取り組むとともに、地域の観光課題解決の取組への支援を行っております。県としては、引き続き市町村、観光協会等と連携し、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地づくりに取り組んでまいります。

同じく２の(4)、地域観光と住民生活に関する政策についてお答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、県民、旅行者、事業者の満足度を高めることが重要だと認識しております。このため、令和７年11月にサステナブルツーリズムの在り方、主体ごとの行動指針を定めた沖縄サステナブルツーリズム宣言を発出いたしました。県としては、引き続き各主体が自律的に行動し、観光があることでさらに地域の自然・文化・経済・県民生活が豊かになる仕組みづくりに向けて、各種施策に取り組んでまいります。

同じく、２の(5)、文化行政施策の位置づけと理念についてお答えいたします。

平成25年に制定した沖縄県文化芸術振興条例は、その前文において「文化芸術は長い歴史の過程で積み上げられ、伝えられた英知の結晶であり、人々が心豊かに生き、活力のある社会を築き、世界と友好を深めていく基盤として、本県の発展に欠かせないものである」と位置づけております。県としては、このような理念の下、先人たちが守り育ててきた文化芸術を次世代に引き継ぐとともに、これからの時代にふさわしい新たな文化芸術が創造されるよう各種施策に取り組んでまいります。

同じく２の(6)、文化芸術活動の担い手支援についてお答えいたします。

文化芸術活動の担い手については、人口減少、少子高齢化の影響等により、地域の伝統文化、伝統芸能、文化芸術活動を担う人材が減少している課題があるものと認識しております。このため、県では、沖縄県文化芸術振興会に沖縄アーツカウンシルを設置して多角的な支援を行うとともに、有望な若手への奨励金の交付、文化芸術振興基金を活用した複数年にわたる人材育成等に取り組み、多様な文化芸術活動の持続的発展を図ることとしております。

同じく２の(7)、文化継承と次世代育成の基本方針及び教育現場との連携についてお答えいたします。

県では、沖縄県文化芸術振興計画において文化芸術に関する教育の充実及び文化芸術による地域づくりを施策として位置づけております。具体的には、しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ事業において、各地域の伝統芸能団体の活動実態の把握、担い手確保などの課題解決の支援を行っております。また、教育現場との連携については、国立劇場おきなわで児

童生徒を対象としたワークショップや伝統芸能無料公演を開催しております。

同じく２の(8)、スポーツ行政の目的等についてお答えいたします。

県が推進するスポーツコンベンションは、冬場のプロスポーツキャンプ誘致による観光需要の平準化に加え、国際大会開催に伴う宿泊・消費・広告効果など、多面的な経済効果を生み出しております。また、選手と県民の交流による教育的・社会的効果や、大会が県民にもたらす感動を通じた県民生活の活性化にも大きく寄与しているものと考えております。県としては、引き続きスポーツアイランド沖縄の実現に向けて、スポーツコンベンションを推進してまいります。

同じく２の(9)、スポーツ人材の育成についてお答えいたします。

県では、現在、沖縄県スポーツ協会を通して、競技団体による指導者や審判員の資質向上の取組に支援を行っております。今後は、令和16年に本県で開催される国民スポーツ大会等に向けて、各競技団体の計画的な審判員等の育成を支援するなど、さらなる強化を図ってまいります。

同じく２の(10)、スポーツ施設の活用状況についてお答えいたします。

県が所管する奥武山総合運動場の県立武道館、水泳プール、庭球場、県総合運動公園の陸上競技場、体育館などは、いずれも90％以上の稼働率となっております。一方で、専門性の高い競技や競技人口が少ない競技の施設については、他の施設と比べて稼働率が低い状況となっております。県としては、引き続きスポーツ施設の利便性向上に向けて、予約システムの導入、ＳＮＳによる情報発信等に取り組み、県民の利活用促進を図ってまいります。

同じく２の(11)、観光人材の確保・定着・育成についてお答えいたします。

県内の観光産業は、人手不足が深刻化しており、令和７年５月の県の調査では約７割の事業者が人手不足と回答するなど、喫緊の課題と認識しております。このため、県では国内外での合同就職説明会等のマッチング支援、住居確保費用への補助など、人材の確保・定着に向けた支援を強化しております。また、労働環境や処遇改善に向けて、ＤＸ導入による業務効率化を支援するとともに、価格転嫁の研修等を通じて、観光事業者の収益力向上、質の高い人材育成を促進しております。

同じく２の(12)、観光と文化の連携に関する考え方についてお答えいたします。

沖縄独自の歴史、文化は、沖縄観光の大きな魅力となっており、担い手不足などの課題解決、文化の継承と活性化を図るためには、観光との連携は有効な方策になるものと考えております。持続可能な観光地を形成するためには、単に文化を消費するのではなく、その真正性を守り、高めながら発展させていく視点が重要だと認識しております。県としては、引き続き観光と文化の連携を図りつつ、地域の人々が大切にしてきた伝統・文化を尊重し、将来世代へ継承する取組を強化してまいります。

同じく２の(13)、地域資源の活用についてお答えいたします。

県では、民間事業者等が取り組む、自然・歴史・文化等のソフトパワーを活用した観光コンテンツの開発を支援しており、地域の多様な資源に新たな付加価値を創出することで、地域の稼ぐ力につながるものと考えております。また、開発したコンテンツの自走化に向けては、専門家アドバイザーによる助言のほか、商談会への出展等による販路形成支援を行っております。県としては、引き続き地域資源を生かした観光コンテンツの開発支援を行い、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

同じく、２の(14)と(15)、施策効果の検証方法、これまでの総括及び今後の方向性についてお答えいたします。２の(14)と２の(15)は関連しますので一括してお答えいたします。

観光振興に必要となる、文化・スポーツ分野との連携、各分野における人材育成、施設整備などの様々な施策については、第６次沖縄県観光振興基本計画において体系的に整理されており、同計画を着実に推進するための実行計画として、沖縄観光推進ロードマップが策定されております。ロードマップで掲げられた成果指標やそれにひもづく主な取組については、毎年度、ＰＤＣＡサイクルを用いて、評価・検証が行われております。また、各施策の総括については、令和８年度に予定している第６次沖縄県観光振興基本計画の中間見直しで行うこととしており、新たに取り組むべき課題の抽出等も併せて行い、今後の方向性を示してまいりたいと考えております。

同じく２の(16)、スタジアム整備の需要予測、財源、公共交通との連携についてお答えいたします。

スタジアム整備では、プロスポーツ利用のほか、アマチュアスポーツ、イベントのない日のコンコースや会議室等の県民・地域の利用を想定しております。整備財源は、交付税措置のある地方債、国庫支出金、民間資金等の活用を検討しております。また、空港、モ

ノレール駅、バスターミナルに近く、県内外からの集客が期待できる立地の優位性を生かすため、公共交通機関との連携を図り、試合のない日もにぎわうスポーツ施設として、令和13年度の供用開始を目指して取り組んでまいります。

同じく２の(19)、大型ＭＩＣＥ施設整備の事業成果、進捗、経済効果についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業では、平成28年に整備基本計画、令和４年に施設規模を変更する基本計画の策定、令和６年６月に入札公告を行ったところです。入札不調後は、ＭＩＣＥ需要動向調査を実施し、令和７年度からは有識者委員会を設置して事業範囲、事業スケジュール等を検討するとともに、経済波及効果を再算定し、基本計画を改定することとしております。県としては、引き続き東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展を目指して、大型ＭＩＣＥ施設整備を推進してまいります。

同じく２の(20)、宿泊税基金についてお答えいたします。

宿泊税は法定外目的税であり、観光振興に寄与する施策に充当する必要があることから、基金を設置し税収と使途の対応関係を明確にしてまいります。事業選定に当たっては、５つの使途項目と各事業計画との整合性を踏まえつつ、沖縄県観光振興戦略会議で意見を聴取するとともに、事業実施後の効果検証も併せて行うこととしております。県としては、このような取組を着実に実施することで、使途事業の透明性を確保し、県民や宿泊者に対する説明責任を果たしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　２、文化・観光・スポーツ行政についての(17)、御茶屋御殿復元の検討状況についてお答えいたします。

御茶屋御殿は、1677年に建てられた王家の別邸でありますが、さきの大戦で焼失いたしました。失われた御茶屋御殿の復元については、整備主体や用地取得、交通問題など、多くの課題があり、那覇市、県、国で構成するワーキンググループで、引き続き検討してまいります。

次に同じく２の(18)、首里城正殿工事の進捗と見通しについてお答えいたします。

国が実施する首里城正殿の復元工事は、外観がほぼ完了し、内部の塗装や両廊下等の施工を行っているところであり、令和８年秋の完成に向け順調に進んでおります。県は、寄附金を活用し、赤瓦や龍頭棟飾などを製作してきました。現在、小龍柱や石高欄を年度内に搬入する予定となっているほか、令和８年度に設置する大龍柱や扁額を製作しているところであります。また、国等と連携し、県内の若手技術者の育成に取り組んでおり、引き続き首里城の復興を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、農林水産業についての(1)、農林水産業の現状認識についてお答えします。

本県の農林水産業は、高齢化や担い手不足に伴う労働力不足、生産コストの上昇、台風や干ばつによる自然災害など、生産者の経営環境は厳しい状況にあると認識しております。こうした中、県では新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、担い手の育成・確保やスマート農林水産業の推進、生産性と収益性を高める耐候性施設の導入や生産基盤の整備などに取り組んでおります。引き続き、市町村や関係団体等と連携し、持続可能な農林水産業の振興に努めてまいります。

同じく３の(2)、農業後継者の現状と育成確保についてお答えします。

令和７年の農林業センサスでは、農業経営体数は9482経営体で５年前と比較して16％減少していることから、新規就農者の育成確保が喫緊の課題となっております。そのため、県では年間300人、10年間で3000人の新規就農者の育成確保を目標に各種施策に取り組んでいるところであります。具体的には、新規就農相談会などの開催、農業大学校における技術習得支援のほか、国の事業を活用し、施設・機械の導入補助や資金の交付等を行っているところであります。

同じく３の(3)、新規就農者の定着状況等についてお答えします。

県が事業導入を支援した新規就農者については、追跡調査を行っております。平成24年以降、就農準備資金及び経営開始資金の交付を受けた対象者1675人のうち、令和６年12月末において営農を継続している者は1626人であり、定着率は97.1％となっております。なお、離農の主な理由としましては、病気や死亡、転職などとなっております。引き続き、新規就農者の育成確保と定着に向け、地域の農家や市町村、関係機関と連携し、支援に取り組んでまいります。

同じく３の(4)、担い手の所得水準向上の目標と対

策についてお答えします。

県では、担い手を育成し、生産を担う農業構造を確立するため、沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、年間所得350万円を目標として、各種施策を進めているところです。市町村が、関係法令に基づき認定した農業者や新規就農者を対象に、経営開始時の給付金による支援や、低利な農業制度資金の貸付け、規模拡大などに伴う農業機械導入時の補助など、所得や経営改善に係る支援に取り組んでおります。引き続き関係機関と連携し、担い手の経営安定を支援してまいります。

同じく３の(5)、農林水産物の価格転嫁等についてお答えします。

農林水産物の価格は生産コストの上昇に対して十分な価格転嫁が進んでおらず、生産者は厳しい経営環境にあるものと認識しております。国においては、食品のコストを考慮した価格形成が促進される仕組みを構築するための法令が制定されており、県としましても、国の動向を注視しております。本県においては、島嶼性により流通条件が不利な地域となっており、県外出荷などに係る輸送費や流通環境の改善に向けた支援などに取り組んでいるところです。引き続き関係機関と連携し、生産者の所得向上に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(6)、気候変動への対応についてお答えします。

気候変動に伴う台風の強大化や、冬春季の高温などによる農林水産業への影響が懸念されていることから、県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に、気候変動などに対応した農林水産物の品種の開発と普及を掲げているところです。具体的には、モズクの高水温耐性株の選抜、サトウキビや果樹等の品種育成・選抜、ハウス環境の管理技術などの開発を行っているところであります。引き続き、地域や農業者の多様なニーズを踏まえ、気候変動に対応するための技術開発と普及を推進してまいります。

同じく３の(7)、農林水産業における災害対応等についてお答えします。

県では、農林水産業における災害が発生した際、沖縄県農林水産業被害報告とりまとめ要領などに基づき迅速に被害調査等を行う体制を構築しているほか、各種団体との災害協定に基づく応急対策や災害復旧事業等の実施、被災者への支援措置などを行っております。また、減災対策としては、台風などの気象災害に影響を受けず安定生産が可能となる耐候性園芸施設の導入、農業用ため池の耐震診断や対策、漁港施設の耐震化や波浪対策を実施しております。県としましては、引き続き災害に強い農林水産業の体制強化に努めてまいります。

同じく３の(8)、スマート農業の推進についてお答えします。

県では、トラクターの自動操舵システムや農業用ドローンの活用、園芸施設内の環境制御による省力化や生産性の向上などスマート農業を推進しているところであります。一方課題としては、県外と異なる気象条件や栽培品目であること、機械・設備の導入コストや利活用する人材の育成などが挙げられます。そのため、機械導入に係る支援や研修会・実演会の実施による人材育成、本県の特性に合わせた技術開発などに取り組んでおります。引き続き、本県の地域特性を踏まえたスマート農業を推進してまいります。

同じく３の(9)、６次産業化の取組についてお答えします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、６次産業化関連事業者の年間販売額を目標値として設定しております。令和５年度の実績は、275億3200万円となり、令和13年度の目標値273億円を前倒しで達成しております。また、６次産業化の推進には、加工・販売機能の強化や他産業との連携等に課題があることから、支援窓口を設置し、個別相談に対応するほか、商品開発や施設整備への助成など、事業者の段階に合わせたきめ細かな支援に取り組んでおります。

同じく３の(10)、林業振興と環境保全の両立についてお答えします。

本県の林業は、主にヤンバル地域で行われている一方、当該地域は希少な野生動植物が生息・生育していることから、環境への配慮が求められております。そのため県では、自然環境の保全と利活用の両立を図るため、平成25年度に、やんばる型森林業の推進に係る施策方針を策定しております。同施策方針に基づき、森林を活用する区域と保全する区域にゾーニングし、伐採区域の縮小化・分散化に努めるなど、環境に配慮した森林施業と林業振興の両立に取り組んでおります。

同じく３の(11)、海洋環境の変化や経営環境の悪化による県内漁業への影響についてお答えします。

本県漁業における海洋環境の変化による影響の一つとして、モズク養殖での成長不良が挙げられ、生産者の所得が減少する要因となっております。そのため、モズク養殖では、高水温耐性株の系統選抜などにより、安定生産につなげることで所得向上を目指してお

ります。また、経営環境に関しては、燃油価格の高止まりにより、漁業経営に影響を及ぼしております。そのため、燃油高騰対策として、省エネ機器の導入を推進し、漁業経営における燃油コストの削減を進めているところであります。

同じく３の(12)、水産資源の現状と資源管理の取組についてお答えします。

県では、水産海洋技術センターにおいて、漁業協同組合からの市場取扱い情報の収集と水揚げ物の調査により、本県水産物の現状を把握しながら、その資源評価に取り組んでおります。また、クロマグロやソデイカ、スジアラなどの重要水産資源に関しては、沖縄県資源管理方針を策定し、水産資源の適切な管理と合理的利用を図っているところであります。引き続き、資源評価に基づく適切な資源管理の推進により、持続可能な漁業の実現に努めてまいります。

同じく３の(13)、漁業就業者の現状と新規就業者確保についてお答えします。

本県の令和５年の漁業就業者数は3266人で、平成30年に比べ11.4％減少しております。また、毎年100人程度の新規就業者があるものの、若年層の離職などから、漁業就業者に占める高齢者の割合が高くなっております。このため、県では、漁業関係団体と連携して漁業就業支援フェアを開催し、新規就業者の確保に取り組むほか、令和６年度より若年漁業者を対象とした経営診断等を実施しております。引き続き、漁業就業者の確保・育成に取り組んでまいります。

同じく３の(14)、農林水産施策における成果指標の設定等についてお答えします。

県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、ＰＤＣＡサイクルを導入し、毎年度進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ、必要に応じた見直しや改善を行っております。また、分野別計画である、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画においても、各品目の生産量や新規就農者数など定量的な数値目標を設定し、基本施策及び成果指標の達成に向け、各種施策に取り組んでおります。引き続き、各種施策の効果的な実施を図るとともに、目標達成に努めてまいります。

同じく３の(15)、農林水産施策の総括と今後の方向性についてお答えします。

本県の農林水産業は、一括交付金などを活用した生産振興対策などにより、ゴーヤー、キク、マンゴー、肉用子牛、モズクなど、全国有数の供給産地が形成されております。また、離島・過疎地域における基幹産業として、関連産業への経済波及効果や雇用創出効果などをもたらしております。一方で、全国と格差のある経営所得や就業者数の減少など、様々な課題を有しております。県では引き続き、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画の７つの基本施策に基づき、魅力と活力ある持続可能な農林水産業の振興に努めてまいります。

同じく３の(16)、畜産業における価格変動対策や海外展開支援についてお答えします。

県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等として総額101億5000万円を予算措置してきたところです。

また、販路拡大に向けて、県産畜産物の輸出促進を図るため、県産農林水産物輸出体制強化事業において、海外での販促プロモーションや、海外企業との商談などを実施しているほか、海外輸出に向けたＨＡＣＣＰ対応の食肉処理施設の整備を支援しております。引き続き、関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定と県産畜産物の販路拡大に努めてまいります。

同じく３の(17)、県産牛乳の消費拡大に向けた取組についてお答えします。

県内における飲用牛乳の消費量は、飲料の多様化などもあり、全国平均を下回っております。そのため県では、県産牛乳のＰＲイベントなどを実施するほか、さらなる販路拡大に向け、観光関連事業者や小売店などと意見交換を行っております。

また、令和８年度は県産牛乳の消費拡大に向けた取組や、県内酪農業の課題を調査分析する県産牛乳消費課題解決事業を新規事業として取り組むこととしております。引き続き、関係団体と連携し、県産牛乳の消費拡大に努めてまいります。

同じく３の(18)、野菜価格の安定化に向けた取組についてお答えします。

県産農林水産物の需給安定を図るため、県内事業者においては、野菜などのフリージング技術など鮮度保持技術の実証実験や実用化を図っているものと承知しております。

また、県では、加工品の開発に向けた食品産業などとの連携により、農林水産物の付加価値向上に取り組んでおります。さらに、県産農林水産物の販路拡大を図るため、県外市場でのトップセールスを中心とした認知度向上、海外向けには、アジア圏において安定的に供給できる品目の定番化に向けた取組を実施しております。

同じく３の(19)、海洋深層水を活用した陸上養殖の振興についてお答えします。

県ではこれまで、海洋深層水を活用したクルマエビや海藻類などの養殖生産技術の開発に取り組んでおります。

また、民間企業により開発した技術を活用してクルマエビ種苗生産や海ブドウ養殖生産が実施されております。なお、県産水産物のブランド化や流通体制の整備につきましては、生産から販売までのマッチング支援や、流通消費調査の実施を検討しているところです。引き続き、本県水産業の振興に努めてまいります。

同じく３の(20)、ゆがふ製糖工場の整備についてお答えします。

県では、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、ゆがふ製糖工場の整備に取り組むこととしております。新たな製糖工場の処理能力は日量1000トンを計画しており、総事業費は約196億円で、国庫補助金は約134億円、国庫補助率は68.3%となっております。また、今回の整備事業により、老朽化した製糖設備の更新や自動化設備を導入することで、製造工程の合理化が図られ、製造コストの削減や労働生産性の向上が見込まれております。

同じく３の(21)、耐候性園芸施設の整備状況等についてお答えします。

県では耐候性園芸施設の整備事業において、令和６年度までに強化型パイプハウスなどの施設を298地区、約197ヘクタール整備したところであります。施設の利用率は99％で、台風などの気象災害に影響を受けない安定生産が可能となったことで、所得向上に大きな効果を発揮しております。また、要望の多い既存施設の補強・改修事業を令和５年度より拡充し、長寿命化・低コスト化に取り組んでおります。引き続き、耐候性園芸施設の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣善之議員。

○新垣善之　議員　お願いします。

多岐にわたる質問、答弁ありがとうございました。

残り時間少ないので、最初の教育政策・人材育成についての(10)、(11)、(12)がまとめて答弁がありましたので、そこの面からまずは人材不足――所得の向上をキーワードに再質問したいと思います。

また、他の文化・観光・スポーツ行政、農林水産業についても、人材の不足、所得の向上という観点から、まとめて質問をしていきたいと思います。

今月の上旬に、九州各県議会議員交流セミナーがありまして、熊本に行ってまいりました。熊本県では、シリコンアイランド――半導体の未来についてということで研修を受けてきましたが、熊本県では半導体についてしっかりとした基盤整備を敷いて、どれだけの産業がある、どれだけの販路があるというところをしっかりと計算した上で、また人材の育成もどうしていこうかという流れがありました。しかしながら、これは本県においても、農業分野、観光分野においても人材不足という観点から、やはり高等教育という面で――産業人口が極端に減少しているわけですから、やっぱり高校生をしっかりと教育して、農林やいろんな各産業に輩出していくというところがもう自分は技かなと思うんですけれども。やはりスマート農業であったり――観光分野であれば今現在、那覇市内のほとんどのコンビニは外国人の方々に担っていただいている。そういった英語教育だったりとか。本当に今、産業分野の教育でしっかり横串を刺していかなければ、我々、沖縄県の産業自体が本当に５年後、10年後の観光立県沖縄、そして食の安全保障という意味では、まだまだ達成し切れない部分があるんじゃないかなと思います。今定例会においても、高等学校教育改革推進基金というものも上程されております。文科省は2040年問題と言っているんですけれども、いや、2040年まで待てませんよ。今現在、子どもたちを育てて農地を基盤整備する、そして我々の言語教育もしっかり整備するといった、子どもたちが高校を卒業して稼げるんだなというところを見せていかないと、誰もそこに新規参入していける実情じゃないんですよ。だから高等学校で実業高校で教えていく。ここで稼げばこれだけの収入があるんだよ、やってみないかというぐらいまでの教育課程であったりとか。本当に改革していかなければ、この沖縄の我々の持ち味というものが生かせられないんじゃないかなと思いますので、そういった意味で、教育長、人材育成の部分での高校教育ですね、今後ではありますが、何か答弁あればお願いします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　議員御指摘のとおり、今少子高齢化あるいは人口減少ということで、非常に労働力不足等の大きな課題が出現する時代が来るというふうに言われておりまして、国においても、その地域の核となる高校教育の改革に向けて、今まさに取組を進めているところであります。我々教育委員会としましても、しっかりとまずこの学校だけではなくて今御指摘のとおり、県あるいは地域産業、あるいは地域の方々、それから高等教育機関、そういった皆さんがコンソーシアムをつくって、学校だけではない、そういった人材育成をつくっていくと。そういう体制がま

さに今求められているというふうに思っておりますので、しっかりとまずその組織体制を我々教育委員会が主体となって、ぜひ働きをしてつくっていきたいと。そしてやはり、その体制の中で学校も変わっていかないといけないと思いますので、まず社会に開かれた教育課程、学校と地域社会がその教育の目標をしっかりと共有をして、共に一緒になって社会の産業のリソース等を活用して人材育成を図っていくと、そういった視点が重要であるというふうに思っておりますので、しっかりとそういった体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　新垣善之議員。

○新垣善之　議員　少子化ですが、子どもたちは習うより慣れろで、何回も何回も実践すれば子どもたちはできるので。私、携帯もできないんですよ。そこをもう高校生たちはスマート農業だったりできるので、もっともっと活用できる方向性づくり、そして我々の未来の沖縄をしっかりと担っていける子どもたちの学習環境づくりを整えていってほしいなと思います。

以上、ありがとうございました。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。

新里治利議員。

〔新里治利　議員登壇〕

○新里治利　議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、新里治利でございます。

少しだけ所感を述べます。

今回の衆議院選挙において、沖縄県民は明確な審判を下しました。長年、対立を軸に県政を運営してきた、玉城デニー知事率いるオール沖縄勢力は完敗。玉城デニー知事は勢力の立て直しに向け、プレーヤーの私が調整役になるのは考えにくいとコメントされたとか。玉城氏は、過去２回の知事選で、辺野古基地建設反対・阻止を訴え、当選いたしました。オール沖縄率いるリーダーは紛れもなく玉城氏であり、政党間調整に関与しない姿勢は無責任であると報じられております。一方で、我が自民党は史上初となる４区完全勝利。これは単なる政党の勝敗ではありません。県民が現実路線を選択した結果であります。県政は今崖っぷちです。国との対立構造を強調する政治は、予算確保にも経済成長にも若者の雇用にも何ら成果を生み出しておりません。選挙結果はこう語っております。対立よりも前進、理念よりも実利、感情よりも成果結果をと。これが県民の声であります。しかし、沖縄自民党は勝ったからといっておごりません。真価を問われるのはここからです。140万県民に寄り添い、民意を丁寧にすくい上げ、国との連携を強化、経済を立て直し、安全保障体制を堅持して県民の未来を守る。この覚悟と具体策がなければ、この勝利も何ら意味を持ちません。2030年代に向けた天王山である来る９月の県知事選挙は、まさに天下分け目の決戦になろうかと思います。玉城デニー知事におかれましては、任期満了に伴い、責任を取ってけじめをつけていただくことを伏してお願い申し上げ、議席番号９番、新里治利が沖縄自民党・無所属の会を代表いたしまして、質問いたします。

１番、基地問題・安全保障についてでございます。

(1)、中国による東シナ海での活動の常態化、台湾海峡の緊張、北朝鮮の弾道ミサイル発射などを受け、南西地域の防衛力強化が急速に進められている。自衛隊配備の拡充やミサイル防衛体制の整備は国家戦略の一環ですが、国民生活への影響も懸念されております。こうした防衛力強化が県内各地域にどのような具体的影響を及ぼしていると把握しているのかについて伺います。

(2)、台湾有事や尖閣周辺の緊張が現実味を帯びる中、南西地域における抑止力の維持は我が国の安全保障の根幹である。抑止力が機能しなければ、沖縄こそが最も影響を受ける。知事は抑止力の維持強化を支持する立場か、それとも縮小を志向するのか、率直な意見について伺います。

(3)、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、固定化は許されない。政府が提示する辺野古移設は唯一の具体策とされていますが、知事からは代替案は示されていない。知事は現行計画を現実的解決策と認めるのか、具体的代替策を有するのかについて伺います。

(4)、防衛力強化が進む中、基地機能の拡充と県民負担の軽減をいかに両立させるかが現実的課題である。騒音、訓練、土地利用制限など、どの分野をどのような手法で軽減していきたいのかを知事は明確にすべきであり、具体的な負担軽減策と工程について伺う。

(5)、日米地位協定の全面改定は外交交渉を伴う重大課題である。環境補足協定の拡充など段階的改善を図るのか、それとも全面改定を優先するのか、知事の具体的戦略について伺う。

(6)、有事対応を想定すれば自衛隊との平時からの連携は不可欠である。県と自衛隊との協力体制、共同

訓練、情報共有の実態はどうなっているのかについて伺う。

(7)、尖閣周辺で緊張が高まった場合、先島諸島での住民避難や物流確保が課題となる。県として実効性ある避難計画や医療・物資輸送体制を策定しているのかについて伺う。

(8)、辺野古移設をめぐる代執行訴訟において、最高裁判所は国の主張を認める判断を確定させた。司法の最終判断が示された以上、地方自治体の長としてこれをどのように受け止め、どのような姿勢で今後の行政運営に臨むのかが問われる。判決を尊重するのか、それとも政治的主張を優先するのか、その整理は明確ではない。知事は最高裁判決をどのように評価し、今後の県政運営にどのように反映させる考えであるのかについて伺う。

(9)、基地返還後の跡地利用は、沖縄経済の将来を左右する重大政策である。一方で、県が掲げるＧＷ2050構想との具体的接続が県民には見えにくいとの指摘もある。構想が理念にとどまらず、個別跡地利用計画とどのように連動しているのかが問われる。跡地利用の進捗状況とＧＷ2050との整合性及び具体的事業展開について伺う。

(10)、南西地域の安全保障環境は緊張が高まっている。こうした中で、自衛隊の役割は防災・災害対応も含め極めて重要である。一方、県の姿勢が政治的立場により揺れているのではないかとの懸念もある。知事は自衛隊の存在意義と役割をどのように認識しているのか、県政としての基本的立場について伺う。

(11)、尖閣諸島周辺では緊張状態が継続しており、県内漁業者の安全確保は喫緊の課題である。県は外交・防衛の権限を持たないものの、県民の生命財産を守る立場にある。県としてどのような情報収集体制をしき、国に対して何を具体的に求めているのか、尖閣問題への県の対応方針について伺う。

(12)、国が進める特定利用空港・港湾制度は、防災機能強化や地域経済への波及効果が期待される一方、軍事利用との関係で議論も生じている。県として制度をどのように評価し、県内施設の整備にどう向き合うのか明確な方針が示されていない。特定利用空港・港湾整備に対する知事の基本認識について伺う。

(13)、久辺３区は長年基地負担を抱えてきた地域であり、振興策の実効性は極めて重要である。しかし、住民からは進捗が見えにくいとの声もある。事業数、予算執行率、成果指標など客観的データを基に説明する責任がある。久辺３区振興策の進捗状況と成果について伺う。

(14)、安和地区では抗議活動が継続しているが、地域住民や事業者への影響も指摘されている。表現の自由は尊重されるべきである一方、公共の安全と秩序の確保も行政の責務である。県としてどのように現状を把握し、どのような対応を取っているのかについて伺う。

(15)、道路は公共財であり、適法な管理が求められる。キャンプ・シュワブ前道路における占用行為について、法令違反の有無と県の管理責任が問われている。実態調査は行われているのか、不法占用に該当する事例は確認されているのかについて伺う。

２、経済産業振興についてでございます。

(1)、物価高騰や人手不足の影響により、県内経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。観光分野の回復が見られる一方で、業種や地域によっては回復の実感が乏しいとの声も多い。こうした中で、県内経済全体をどのような局面にあると認識しているのか、知事の現状認識について伺う。

(2)、原材料費やエネルギー価格の高騰は、事業者の経営を圧迫するとともに、地域経済全体に影響を及ぼしている。特に中小企業や小規模事業者にとっては、コスト増を吸収する余力が乏しいとの声がある。物価高騰が県内経済にどのような影響を与えていると認識しているのかについて伺います。

(3)、県内企業の大半を占める中小企業は、地域経済や雇用を支える重要な存在である。一方で、経営環境の変化に対応する力には限界がある。中小企業支援について、県としてどのような基本的考え方に基づいて施策を講じているのかについて伺う。

(4)、人手不足が多くの業種で顕在化する一方、雇用の質や人材の定着に課題を抱える分野もある。雇用環境の改善は、経済の持続性に直結する重要な要素である。県内の雇用環境について、現状と課題をどのように認識しているのかについて伺う。

(5)、観光産業に依存した経済構造からの転換は、県経済の安定と成長に向けた重要な課題である。新たな産業の育成や既存産業の高度化が求められている。産業構造の転換に向けて、県としてどのような方向性で取り組んでいるのかについて伺う。

(6)、原材料費やエネルギー価格の上昇が続く中で、中小事業者の多くが取引慣行や力関係により価格転嫁できず、経営体力を削られている。特に、下請構造や固定的な取引関係では値上げが困難との声が根強い。こうした構造的課題をどのように捉え、県としてどのような問題意識を持っているのかについて伺う。

(7)、経営者の高齢化が進む中、後継者不在による

廃業が地域経済に影響を及ぼしている。技術や雇用が失われることは大きな損失である。事業承継を円滑に進めるために、県としてどのような取組を行っているのかについて伺う。

(8)、創業やスタートアップは新たな産業や雇用の創出につながる可能性を持つ一方、支援の成果が見えにくいとの指摘もある。創業・スタートアップ支援を県経済の中でどのように位置づけ、どのような役割を期待しているのかについて伺う。

(9)、人手不足が深刻化する中、デジタル化やＤＸは生産性向上の有効な手段とされている。一方で、導入に踏み切れない事業者も多い。デジタル化が県内企業の生産性向上にどのように寄与していると評価しているのかについて伺う。

(10)、県はこれまで様々な経済産業政策を講じてきたが、その成果と課題を整理することが今後の政策改善につながる。支援策が一過性に終わっていないか、地域に根づいているかを検証する必要がある。これまでの取組について、知事はどのような成果と課題があったと認識しているのかについて伺う。

(11)、最低賃金の引上げは労働者保護の観点から重要であるが、県内中小企業にとっては人件費増加による経営圧迫の懸念もある。価格転嫁が困難な業種では、雇用縮小の可能性も否定できない。県内企業への影響分析は行われているのか、支援策をどのように講じているのかについて伺う。

(12)、人材派遣業は労働需給調整機能を担う一方、雇用の不安定化や低賃金固定化の懸念も指摘されている。県内派遣事業者数、登録者数、派遣先業種構成などの実態把握は十分か。課題認識と今後の対策について伺う。

(13)、沖縄は海洋立県であり、波力・潮流発電や海洋鉱物資源など潜在的可能性を有する。しかし、研究段階から実装段階への移行は進んでいるとは言い難い。具体的プロジェクトの進捗状況と実用化へのロードマップについて伺う。

(14)、潮乃森事業は地域振興の中核事業として期待されてきたが、現在の進捗や収支見通しが十分共有されていない。事業計画に対する達成度、利用者数、経済波及効果の評価について伺う。

(15)、域外への所得流出を抑え、地域内で資金を循環させることは、持続可能な経済の基盤である。県として地域経済循環率を把握しているのか、具体的にどの産業分野で改善を図るのかについて伺う。

３、ＳＤＧｓ・環境行政についてであります。

(1)、ＳＤＧｓは国際的な共通目標として掲げられているが、自治体においては理念にとどまらず、具体的な政策や事業にどう落とし込むかが問われる。単なるスローガンではなく、県民生活や地域経済に実効性をもたらす必要がある。ＳＤＧｓを県政にどのような意義で位置づけ、どのような役割を担わせているのかについて伺う。

(2)、脱炭素社会の実現は重要な政策目標である一方、実施段階では制度設計や導入手法が県民生活や産業活動に影響を及ぼす。目標設定にとどまらず、進捗状況や課題を検証することが不可欠である。政策としての脱炭素について、これまでにどのような成果があり、どのような課題が顕在化していると認識しているのかについて伺う。

(3)、環境保全は重要であるが、経済活動とのバランスを欠けば、地域経済に影響を与えるおそれがある。特に中小企業にとっては、環境対応が新たな負担となる場合もある。環境政策を進めるに当たり、経済活動との両立についてどのような考え方で施策を進めているのかについて伺う。

(4)、再生可能エネルギーの導入は、脱炭素の推進と同時にエネルギー自立の観点からも重要である。一方で、地域環境や景観への影響を懸念する声もある。再生可能エネルギー導入をどのような考え方で進め、どの点に配慮しているのかについて伺う。

(5)、沖縄の自然環境は観光資源であると同時に、県民の生活基盤でもある。開発と保全のバランスをどう取るかは、県政の重要な判断である。自然環境保全について、県としてどのような基本姿勢で取り組んでいるのかについて伺う。

(6)、環境施策を実効性のあるものとするためには、県民の理解と協力が不可欠である。一方で、施策内容が十分に伝わっていないとの声もある。環境行政において、県民参加をどのように位置づけ、どのような取組を行っているのかについて伺う。

(7)、廃棄物削減やリサイクルの推進は、持続可能な社会の実現に欠かせない。循環型社会形成に向けた取組が県民生活の中で、どの程度定着しているのかを検証する必要がある。循環型社会形成について、県としてどのような取組を進めているのかについて伺う。

(8)、環境施策は計画や目標を掲げるだけではなく、実際に効果を上げることが求められる。施策の進捗管理や評価の仕組みが十分でなければ、実効性は担保されない。環境施策の実効性をどのように確保しているのかについて伺う。

(9)、環境行政は県単独で完結するものではなく、市町村との連携が不可欠である。役割分担が不明確で

あれば、施策効果が十分に発揮されないおそれがある。環境行政において、市町村とどのように連携し、役割分担を図っているのかについて伺う。

(10)、環境をめぐる課題は複雑化しており、将来を見据えた明確な方向性が求められる。短期的対応にとどまらず、中長期的視点で施策を組み立てることが重要である。今後の環境行政について、どのような方向性で取り組んでいくのかについて伺う。

(11)、気候変動への対応は、温室効果ガス削減といった緩和策に注目が集まりがちであるが、既に生じている影響に備える適応策も重要である。豪雨や台風の激甚化など、県民生活に直結する影響が顕在化する中で、気候変動への適応策を県政にどのように位置づけ、どのような考え方で進めているのかについて伺う。

(12)、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化している。環境政策と防災・減災施策を切り離して考えるのではなく、連動させることが重要である。環境行政と防災行政をどのように連携させ、災害に強い地域づくりを進めているのかについて伺う。

(13)、沖縄は多様な生態系を有する地域であり、生物多様性の保全は国際的にも重要な課題である。開発や観光の進展に伴い自然環境への影響が懸念される中で、生物多様性保全にどのような取組を行っているのかについて伺う。

(14)、持続可能な社会の実現には、次世代を担う子どもたちへの環境教育が不可欠である。知識の習得にとどまらず、行動につながる教育が求められる。環境教育をどのように推進し、どのような効果を期待しているのかについて伺う。

(15)、観光は県経済の重要な柱である一方、過度な観光が自然環境に影響を及ぼすとの懸念もある。持続可能な観光を実現するためには、環境保全との両立が不可欠である。観光と環境保全の両立について、県としてどのような考え方で取り組んでいるのかについて伺う。

(16)、脱炭素に向けた施策は中長期的に必要である一方、エネルギー価格や設備投資などを通じて、県民生活に直接的な負担を生じさせる側面もある。施策の進め方によっては、理解を得られず反発を招くおそれもある。脱炭素施策と県民負担の関係について、どのような判断基準で施策を進めているのかについて伺う。

(17)、環境施策の効果を高めるためには、データに基づいた政策立案が重要である。環境に関する各種データをどのように収集・分析し、施策に活用しているのかについて伺う。

(18)、施策は実施後の評価と見直しを行うことで、より効果的なものとなる。環境施策について、どのような方法で評価を行い、見直しにつなげているのかについて伺う。

(19)、環境施策を継続的に進めるためには、安定した財源の確保が不可欠である。国の補助制度に依存するだけでなく、県としてどのような財源確保の考え方を持っているのかについて伺う。

(20)、環境行政は長期的な視点が求められる分野である。これまでの取組を振り返り、成果と課題を整理することが重要である。環境行政全体について、どのような成果があり、どのような課題が残されていると認識しているのかについて伺う。

(21)、特定外来種の拡大は、在来種の生態系に深刻な影響を及ぼしている。捕獲数や分布拡大状況のデータ管理は十分か。実効性ある封じ込め策と予算措置について伺う。

(22)、太陽光発電の導入は進んでいるが、系統制約や出力抑制の課題がある。核融合など次世代電源技術への研究動向も踏まえ、県として将来電源構成をどのように描いているのかについて伺う。

(23)、産業廃棄物事業者の適格性確認について、不適正処理事案は環境リスクを高める。許可更新時の審査基準、実地検査頻度、違反事例への対応状況について伺う。

(24)、国立自然史博物館誘致は、観光・教育両面で意義がある。誘致活動の進捗と国との協議状況について伺う。

(25)、ＰＦＯＳ流出問題は、県民の健康不安に直結する。県庁舎を含む公共施設での流出防止対策、土壌調査実施状況、県内全体の実態把握について伺う。

(26)、放置艇や放置車両は、景観悪化と安全リスクを生む。撤去件数、所有者特定手続、費用回収状況についてお伺いいたします。

以上、壇上からは終わります。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　新里治利議員の御質問にお答えいたします。

基地問題・安全保障についての御質問の中の１の(8)、代執行訴訟に係る最高裁判所の決定に対する評価についてお答えいたします。

国が提起した代執行訴訟について、最高裁判所は具体的判断を示さず、県の申立てを全面的に不受理とする決定を行いました。最高裁がこのような決定を行っ

たことは極めて残念であります。辺野古新基地建設に係るこれまでの一連の裁判は、法的な問題について訴訟を通じて提起し、または応訴する必要があると判断したものであります。沖縄県としましては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る新たな申請等がなされた場合、公有水面埋立法その他関係法令の定めるところにより、引き続き適切に対応してまいります。

次に、１の(12)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県において、空港及び港湾は、経済、産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。そのため、沖縄県としては、航空及び海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大等に応じた航空路及び航路の拡充、離島振興、防災・減災などの観点から、空港及び港湾の整備を推進しております。一方、国によりますと、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して、優先的に配分したかを明らかにすることは予算制度上困難であるとのことであります。沖縄県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に３、ＳＤＧｓ・環境行政についての御質問の中の(1)、県政におけるＳＤＧｓの意義等についてお答えいたします。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、社会・経済・環境の調和を図るＳＤＧｓの理念を取り入れ、全庁的に施策を展開しています。また、沖縄県ＳＤＧｓ実施指針で掲げた沖縄県独自の優先課題を柱とする、おきなわＳＤＧｓアクションプランを策定し、ＳＤＧｓの達成や地域課題の解決に取り組んでいます。これらの取組により、おきなわＳＤＧｓプラットフォーム会員は約1880に達し、ＳＤＧｓを推進するパートナー登録や認証団体などが1000団体を超え、これら団体による地域課題の解決に向けた取組も展開されております。次年度は、国連へ提出する自発的自治体レビュー（ＶＬＲ）を活用し、沖縄県のＳＤＧｓの取組を国内外に発信してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、基地問題・安全保障についての中の(1)、防衛力強化の具体的影響についてお答えいたします。

いわゆる安保関連３文書では、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強などが示されております。県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに自衛隊の配備増強等が重なると、県民としては不安を抱かざるを得ないものと考えております。また、県内で繰り返し実施されている大規模な日米共同訓練等により、米軍及び自衛隊による民間空港、港湾及び道路が使用されているほか、訓練に伴い発生する航空機騒音は、住民生活に影響を及ぼしているものと認識しております。

同じく１(2)、南西地域における抑止力の強化についてお答えいたします。

防衛省は、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、南西地域において機動展開能力に必要な自衛隊部隊の配備を進めることや、日米の共同プレゼンスの拡大を図ることとしております。南西地域における部隊の配備や共同訓練の強化等については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県は日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場でありますが、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しております。

同じく１(3)、普天間飛行場の辺野古移設の代替案についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、国内に前例のない深度までの地盤改良工事が必要となっておりますが、工事の進捗等を踏まえると、さらなる工期の延伸も懸念されることから、県としては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

辺野古移設の代替案については、国会での議論だけではなく、国民を主体とした国民的議論によって決定すべきと考えております。

同じく１(4)、防衛力強化に対する負担軽減等についてお答えいたします。

戦後80年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中し、航空機騒音やＰＦＯＳ等の環境問題、米軍人等による事件・事故など、県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

これらの基地負担の軽減については、米軍基地の整理縮小、在沖海兵隊の国外・県外移転、日米地位協定

の見直し、米軍人等による事件・事故の減少など、県民の目に見える形で実現することが必要と考えております。

県としましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、沖縄の過重な基地負担の軽減について取り組んでいただくよう求めてまいります。

同じく１(5)、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日米地位協定については、県はこれまで機会あるごとに日米両政府に対し改定の要請を行っております。

具体的には、県が行った他国地位協定調査を踏まえ、在日米軍の演習等に航空法等の国内法の適用を明記することを求めております。

また、米軍人等による事件・事故の再発防止を図るため、裁判権について、日本側からの要請がある場合は速やかに被疑者の起訴前の拘禁移転に応じる旨を明記することを求めております。

政府は、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的としておりますが、県としては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善では不十分と考えており、引き続き地位協定の抜本的な改定を求めてまいります。

同じく１(6)及び１(7)、平時からの自衛隊との連携と、先島諸島からの避難計画等についてお答えいたします。１(6)と(7)は関連しますので一括してお答えします。

県では、特定の事態を想定したものではありませんが、万が一の場合に備え、住民の生命、身体及び財産を守る国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えており、令和４年度から国、先島５市町村、指定公共機関、自衛隊など関係機関と連携し、先島諸島からの住民避難に係る国民保護訓練に取り組んでおります。

住民避難の際の医療・物資輸送体制については多くの課題がありますが、要配慮者の避難を重点課題とし、医療、介護、福祉関係者の協力の下、避難中の付添い支援体制や重症患者の搬送方法について整理したところです。

県としましては、引き続き自衛隊を含め、関係機関と連携し、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

同じく１(10)、自衛隊の存在意義と役割についてお答えいたします。

自衛隊は我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助、不発弾処理等、県民の生命財産を守るために大きく貢献していると考えております。

同じく１(13)、久辺３区の振興策についてお答えいたします。

地域振興については、国、県、市が適切な役割分担の下で、事業を実施しており、その進捗や成果は各事業主体において公表等がなされているものと承知しております。

県としては、令和５年５月の久辺３区の代表者の皆様と知事との意見交換で要望のあった県道13号線の整備事業や、農業集落排水事業に取り組んでおり、おおむね順調に進んでいるところです。

事業進捗等については、担当部局において久辺３区の代表の皆様に適宜説明しているところです。

次に３、ＳＤＧｓ・環境行政についての中の３(12)、環境行政と防災行政の連携についてお答えいたします。

防災行政を推進するに当たって、気候変動適応に関する施策と連携することは重要であると認識しております。

県では、災害の激甚化、頻発化に伴う被害の増加に対して、災害対応に係る図上訓練や実動訓練を実施するなどの気候変動適応策に取り組んでおり、引き続き災害に強い地域づくりを進めてまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、基地問題・安全保障についての中の(9)、跡地利用の進捗状況と、GW2050との整合性及び具体的事業展開についてお答えいたします。

県では、関係６市町村と連携し、策定から10年以上経過している中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の改定作業を進めているところです。一方、経済界と関係３市が連携して取り組んでいるゲートウェイ構想においては、現時点で各跡地の個別具体的な内容は示されておりませんが、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出すことができると認められるアイデア等については、改定する広域構想に取り入れてまいりたいと考えております。

次に２、経済産業振興についての中の(1)、県経済の現状認識についてお答えいたします。

本県の経済は物価高が続くものの、観光需要の増加が続き、個人消費も増加していることから、拡大基調にあると認識しております。しかしながら、物価高は県民生活の様々な分野に影響を及ぼしており、市場規模の不経済性や高コスト構造などの条件不利性に起因

し、物価高がさらに深刻な離島地域や厳しい人手不足が続く建設業など、より厳しい状況にある地域や業種もあるものと認識しております。

同じく２の(15)、地域内で経済を循環させるための産業についてお答えいたします。

本県は農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動の増大に伴う需要の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。

地域経済循環率は国が提供する地域経済循環分析において用いられておりますが、県は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県内外の総需要を県内生産でどれだけ賄えたかを示す展望値として域内自給率を設定しております。

県では、観光業と農業、製造業などの産業間連携の促進、県内企業の優先発注、地産地消の取組など、域内経済循環と域内自給の促進に向けた施策を総合的に推進しているところであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　１、基地問題・安全保障についての(11)、尖閣諸島周辺海域における漁業者の安全操業の確保についてお答えします。

県では、尖閣諸島周辺海域を含めた沖合操業の安全確保を図るため、無線機設置を支援してきております。また、沖縄県漁業無線協会において、漁船からの情報収集や緊急通信に24時間対応できる体制を整えております。さらに、国に対しては、漁業関係団体とともに、同海域での中国海警船による威圧行為などの排除や安全操業の確保に向けた体制強化について、平成29年以降毎年要請を行っております。引き続き、同海域における漁業者の安全操業の確保に努めてまいります。

３、ＳＤＧｓ・環境行政についての(26)、放置艇や放置車両の撤去件数などについてお答えします。

農林水産部では、県管理漁港における放置艇対策推進計画に基づき、県管理27漁港における放置艇などの解消に取り組んでおります。

放置艇所有者などに対し行政指導などを行った結果、令和７年度調査では、放置艇39隻、放置車両26台が自主撤去されたことを確認しております。なお、所有者などが行政指導等にも応じず、放置艇などが著しく漁港機能に悪影響を及ぼすような場合には、行政代執行の実施も検討してまいりますが、代執行に要した費用は所有者などに請求することになります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、基地問題・安全保障についての(14)、安和桟橋の安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。また、安和桟橋出口において車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。

県は道路管理者として、道路法に基づき、必要な安全対策を講じているものと認識しております。

次に同じく１の(15)、キャンプ・シュワブ前道路の管理についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ前の国道329号は国が管理しております。道路管理者として道路法に基づき適正に管理を行っているものと理解しております。

次に２、経済産業振興についての(14)、中城湾港泡瀬地区開発事業の進捗状況等についてお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区開発事業の進捗状況については、令和６年度末時点で国は埋立面積ベースで約70％、県は事業費ベースで約74％となっております。

まちづくりを担う沖縄市によると、将来の年間利用者数は約270万人、経済波及効果は、新たに市内で約3000人の雇用、本地区を中心とした交流の創出等が見込まれるとのことです。

引き続き、沖縄市及び国等の関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に取り組んでまいります。

次に３、ＳＤＧｓ・環境行政についての(26)のうち、放置艇の撤去件数等についてお答えいたします。

土木建築部所管の港湾における放置艇については、一義的には所有者の責任で処理されるべきものと考えていることから、所有者を特定し、撤去を促すことが重要であると考えております。

放置艇を撤去する手続については、所有者が判明している場合、港湾管理者が港湾法及び港湾管理条例により船舶の撤去を命令し、それに従わない場合は行政代執行により撤去することになりますが、県管理港湾においてその事例はなく、費用回収等の事例もありません。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　２、経済産業振興についての(2)、物価高騰が県経済に与える影響についてお答えいたします。

日本銀行那覇支店の調査によりますと、仕入価格が上昇していると回答した企業の割合は高い水準で推移しており、県内の中小企業者等においては、厳しい経営環境にあると認識しております。このような状況の下、適正な価格転嫁ができなければ、休廃業や雇用調整等への影響が懸念されます。このため県では適正な価格転嫁に向けた伴走支援や、コスト低減のための生産性向上に資する設備投資等への支援に取り組むこととしております。

同じく２の(3)、中小企業支援に関する県の考え方についてお答えします。

県では、小規模事業者を含む中小企業の振興・育成に向け、毎年度、中小企業振興条例に基づく中小企業支援計画を策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、様々な施策を総合的に展開しているところです。さらに今般、重点支援地方交付金を活用した生産性向上に資する補助金や、価格転嫁に向けた支援制度に加え、賃上げに係る県独自の資金繰り支援など、中小企業の持続的な賃上げ環境の実現に向け、支援の強化に取り組むこととしております。

同じく２の(4)、県内雇用環境の現状と課題についてお答えします。

県内の雇用情勢は、建築・土木等の技術者の有効求人倍率が約５倍、サービス職業従事者が２倍を超えるなど、様々な職種で人手不足が顕在化しております。課題としましては、労働需給のミスマッチのほか、低い給与水準や若年層の離職率の高さなどがあると認識しております。

県としましては、公労使が一体となって取り組む人手不足対策アクションプランに基づき、労働力の確保と定着、人材育成、企業の生産性向上などを推進することで、人手不足の解消等に努めてまいります。

同じく２の(5)、産業構造の転換に向けた県の取組についてお答えします。

県では、外部環境に依存しない強い産業構造の転換に向け、情報通信関連産業や臨空・臨港型産業などの複数のリーディング産業の振興のほか、スタートアップやバイオ産業など、沖縄の地域資源等を生かした新たな産業の創出・育成にも取り組んでいるところです。また、安定的な生産体制の確保や技術開発の促進に加え、デジタル技術等を活用した生産性や付加価値の向上等により、既存産業を含めた域内経済の好循環を図っているところです。

同じく２の(6)、価格転嫁に関する県の問題意識についてお答えします。

民間の調査によりますと、取引先との関係悪化や消費者離れを懸念するなどの理由で、県内企業の一部において、価格転嫁が十分に進んでいない状況が見られることから、さらなる取組の強化が必要であると認識しております。

このため県では、価格転嫁や賃上げに向けた機運の醸成を図るとともに、国や支援機関等とも連携し、価格転嫁を後押しする支援策の実施や、取引関係の適正化に向けたパートナーシップ構築宣言企業の拡大等に取り組んでいくこととしております。

同じく２の(7)、県の事業承継の取組についてお答えします。

県では、地域経済を支える技術や雇用の維持を重要課題と捉え、事業承継支援に取り組んでいるところです。具体的には、訪問相談等により、早期の承継準備を促すとともに、専門家による伴走支援を通じて、個々の課題に応じた計画策定や後継者育成を支援しております。あわせて、事業承継に要する費用の一部補助により、経営者の負担軽減を図っているところです。今後も事業承継・引継ぎ支援センターなど関係機関と緊密に連携し、円滑な事業承継の推進に取り組んでまいります。

同じく２の(8)、県経済におけるスタートアップ支援の位置づけ等についてお答えします。

県では、スタートアップをイノベーションの創出や社会課題解決の担い手として位置づけ、県経済の成長を加速化させる重要な役割を果たすものと期待しております。令和４年12月には、産学官金の連携による支援体制を構築しており、グローバル市場を視野に入れた県内起業家も着実に増加してきております。今後とも、本県の地理的優位性や、令和７年６月に国からＮＥＸＴグローバル拠点都市として選定された強みを生かして、アジア有数のスタートアップハブの形成を目指してまいります。

同じく２の(9)、デジタル化による生産性向上についてお答えします。

県では、初期段階のデジタル化から経営変革を伴うＤＸの取組に至るまで、企業の状況に応じた各種施策支援を行っております。令和６年度の小規模事業者等デジタル化支援事業で行った調査によると、ＩＴツールの導入が、業務に役立っているなどと回答した事業者が全体の約90％となっております。また、その半

数以上が労働生産性の向上につながったという結果になっており、デジタル化やＤＸ促進等支援は、県内企業の成長や産業振興に一定程度寄与するものと考えております。

同じく２の(10)、これまでの取組における成果等についてお答えします。

県では自立型経済の構築に向けた各種施策を推進してきた結果、情報通信産業や臨空・臨港型産業の集積が着実に進み、雇用を創出してきました。完全失業率は全国との格差が縮小、有効求人倍率は1.0倍を超えるなど、雇用環境の改善に成果を上げております。一方で、生成ＡＩ等の技術進歩への対応や産業用地の確保に加え、高度人材不足等の課題が生じております。

県としましては、市町村や関係団体等との連携強化を図りながら、これらの課題解決に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(11)、最低賃金引上げに伴う県内企業への影響等についてお答えします。

最低賃金の引上げは、労働者にとりましては生活水準の維持または向上が図られ、所得の増加につながるものと考えております。

一方で、県内企業におきましては、物価高騰が続く中での賃金引上げは、さらなるコスト増となり、厳しい経営環境となることが懸念されます。

このため県では、適正な価格転嫁に取り組む事業者への伴走支援や、コスト縮減のための設備投資支援に加え、国の業務改善助成金の上乗せ補助など、賃上げ環境整備のための各種施策に取り組むこととしております。

同じく２の(12)、県内派遣事業者の実態、課題及び今後の対策についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、令和６年度末の県内派遣事業者数は246件で、登録者数は公表していないとのことです。また、国の最新の調査によりますと、派遣社員数は１万900人と増加傾向にあり、業種別では、警備・清掃等のサービス業が28％で最も多く、次いで運輸・郵便業10％、卸売・小売業８％となっております。

派遣労働の課題としましては、雇用の不安定さや待遇格差などと認識しております。

県としましては、引き続き各種支援事業の推進により、雇用の質の改善に取り組んでまいります。

同じく２の(13)、海洋資源の活用に関する取組についてお答えします。

海に囲まれた本県は、海洋再生可能エネルギーの導入についてポテンシャルが高いことから、洋上風力発電や海洋温度差発電の可能性調査等を行っております。また、沖縄近海には、銅や亜鉛等を含む鉱床の存在が確認されており、国による調査が進められております。このため県では、海底資源の将来的な商業化の可能性を見据え、引き続き国等の関係機関や関連事業者へのヒアリング調査等に取り組むこととしております。

続いて３、ＳＤＧｓ・環境行政についての(4)、地域環境等に配慮した再エネ導入の考え方についてお答えいたします。

県では2050年度におけるエネルギーの脱炭素化を目標に、低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会の実現に向けて取り組んでいるところです。一方、再エネの急速な普及に伴い、全国的には大規模な森林伐採や景観悪化、土砂災害リスクの懸念から、自然環境の保全や地域住民との合意形成等が課題となっております。

県としましては、環境や地域住民への影響に配慮しながら、地域特性に合った再エネ導入拡大に取り組んでまいります。

同じく３の(16)、脱炭素施策と県民負担の関係についてお答えします。

脱炭素施策については、県民の安全・安心な暮らしを守り、安定的に電力が供給されることを大前提に、県民負担に配慮しながら取り組むことが必要であると認識しております。このため県では再エネの導入拡大を図るため、国の財政支援や税制上の特例措置の積極的な活用により、再エネに係る民間投資を誘発する取組を推進しているところです。引き続き、脱炭素施策の意義や効果について丁寧な情報提供に努め、県民の皆様の御理解を得ながら取り組んでまいります。

同じく３の(22)、系統制約等の課題を踏まえた将来の電源構成についてお答えいたします。

太陽光発電等の再エネが普及することに伴い、系統制約や出力抑制など、課題の顕在化が想定されます。この影響を緩和するため、県では、自家消費型の太陽光発電や蓄電池の導入を推進しているところです。また、将来の電源構成につきましては、再エネの最大化とともに、水素・アンモニア等の次世代エネルギーや二酸化炭素回収等の新技術を活用することにより、低炭素化を進め、化石燃料由来の電源比率の低減を目指してまいります。

以上となります。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　３、ＳＤＧｓ・環境行政に

ついての(2)、脱炭素政策に関する成果と課題についてお答えいたします。

県では、脱炭素に関する政策として、太陽光発電システムの普及促進や次世代自動車の普及啓発などに取り組んでいるところです。本県の温室効果ガス排出量の速報値は2023年度で1117万トンとなっており、基準年度である2013年度から10.3％減少しております。そのうち、運輸部門における排出割合が35.7％と最も多くなっており、運輸部門における削減が課題となっております。そのため県では、ＥＶバスの導入補助や離島・過疎地域における電動車の導入補助などに取り組んでいるところです。

同じく３の(3)、環境保全と経済活動の両立についてお答えいたします。

環境基本法では、第４条において、環境の保全は環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることなどを旨として行わなければならないと規定されております。県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定している第３次沖縄県環境基本計画において、環境と調和する持続的な経済社会の構築を基本目標の一つに掲げ、環境影響評価制度の推進などに取り組んでおります。

同じく３の(5)、自然環境の保全に係る基本姿勢についてお答えいたします。

環境基本法や生物多様性基本法においては、事業者の責務として、事業活動を行う際には、自然環境の保全に必要な措置を講ずることや生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めること等とされております。県では、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の基本施策として、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を掲げ、世界自然遺産や自然公園の適正管理、希少野生動植物種や固有種の保護対策、外来生物対策の推進等の各種施策に取り組んでおります。

同じく３の(6)、環境施策への県民参加についてお答えいたします。

本県の環境施策の着実な推進を図るためには、県民等の環境保全に係る理解と協力が重要であると考えております。このため県では、第３次沖縄県環境基本計画の基本目標の一つに、環境保全活動への参加及び環境教育による継承を掲げ、県民をはじめ多様な主体の環境保全活動への参加促進や環境教育を推進し、環境に関する正しい知識や考え方の継承に向けて、環境フェアや出前講座など、環境保全に関する各種啓発活動に取り組んでおります。

同じく３の(7)、循環型社会形成の取組についてお答えいたします。

県では、沖縄県廃棄物処理計画において、基本方針の一つである資源循環の確立について、25の施策を位置づけ、ごみ減量化の推進として、３Ｒ推進月間等の啓発事業の実施、リサイクルに取り組む事業者への支援として、施設整備や研究開発に対する事業費の補助等を実施しております。その結果、建設リサイクル法に基づく瓦礫類の資源化や容器包装リサイクル法に基づくペットボトルの分別回収など、県内におけるリサイクル体制が整ってきており、県民生活においてリサイクルが定着しつつあるものと考えております。

同じく３の(8)及び(18)、環境施策の実効性確保と評価についてお答えいたします。３の(8)と３の(18)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県環境基本計画で定める施策の推進に当たっては、副知事を会長とし、全部局長を構成員とする環境基本計画推進会議において、毎年、各施策の目標値の達成度を把握し、ＰＤＣＡサイクルによる考え方に基づき計画の進行管理を行って、全庁的に取り組んでおります。また、ＰＤＣＡによる点検結果及び進捗状況等に係る県民等の意見を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直しを行っております。

同じく３の(9)、市町村との連携と役割分担についてお答えいたします。

沖縄県環境基本条例では、県の責務等として、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し実施するものと規定しております。また、市町村の役割については、沖縄県環境基本計画において、それぞれの地域特性に応じた総合的な計画等の策定と県等の各主体と協力・連携した取組の推進を位置づけております。県では、環境関連の条例の制定や規制地域の指定、各種計画の策定等に当たり、市町村の意見を聴取するとともに、毎年、市町村との会議を開催するなどして、市町村との連携に努めております。

同じく３の(10)、今後の環境行政の方向性についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示した将来像を環境面から推進していくものとして、沖縄県環境基本計画を策定しており、令和５年３月に策定した第３次基本計画においては、沖縄の豊かな自然の恵みを継承する持続可能な循環共生社会を目指す環境像としております。同計画では、この環境像を実現するための７つの基本目標を掲げて、これら基本目標ごとに施策の方向性を示す16の基本施策を示し、その

方向性に沿った施策を展開することとしております。

同じく３の(11)、気候変動適応策の位置づけと進め方についてお答えいたします。

県では、気候変動による被害を防止、軽減する適応策を推進するため、気候変動適応法に基づき令和３年３月に沖縄県気候変動適応計画を策定し、果樹の品種改良や熱中症対策の啓発、洪水被害を防御するための河川改修などの適応策を掲げております。また、当該計画では、学識経験者や関係行政機関などで構成する沖縄県気候変動適応協議会において、計画の進捗管理を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、気候変動適応策を総合的に推進してまいります。

同じく３の(13)、生物多様性保全の取組についてお答えいたします。

県では、平成25年３月に生物多様性おきなわ戦略を策定して各種施策に取り組んできております。平成28年度から令和３年度にかけては、生物多様性ブランド発信事業を実施し、野生動植物の分布状況や生き物と人との関わりについて検証し、今後保全すべき方向性を定めた生物多様性保全利用指針ＯＫＩＮＡＷＡの策定に取り組んでいるところです。

県としては、公式ウェブサイトでの情報発信を含め、引き続き生物多様性保全に取り組んでまいります。

同じく３の(14)、環境教育の推進と効果についてお答えいたします。

県では、令和５年３月に策定した第２次沖縄県環境教育等推進行動計画に基づき、環境教育等に取り組んでおり、学識経験者や教育委員会、市町村等関係機関で構成する沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会において、当該計画の進行管理を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、環境教育の推進に取り組むことで、環境を考えて行動する人間が育成されることを期待しております。

同じく３の(17)、各種データの収集・活用についてお答えいたします。

沖縄県環境基本条例では、県は環境の状況の把握または環境の変化の予測に関する調査、その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査の実施と、その施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験等の体制の整備に努めるものと規定しております。県では、大気環境汚染や水質汚濁の状況等を初めとする各種環境調査を実施し、得られたデータにより現況を把握した上で、環境の変化の予測等を行い、各種計画の見直しや新たな政策の立案に活用しております。

同じく３の(19)、環境施策に係る財源確保についてお答えいたします。

沖縄県環境基本条例第26条では、県は環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものと定めております。県では、環境施策関連予算の財源として、沖縄振興予算及び各省計上予算の効果的な活用のほか、国の補助制度以外では、沖縄県産業廃棄物税基金及び地方財政措置に有利な県債を活用することにより、環境施策に係る予算の確保に努めております。

同じく３の(20)、環境行政における成果と課題についてお答えいたします。

県は、第３次沖縄県環境基本計画の策定に当たり、第２次計画の成果指標と施策の取組状況から総合評価を行いました。その結果、世界自然遺産登録など79の成果指標のうち41が目標を達成しております。一方で、目標未達成となった農地からの赤土等流出防止対策や資源再利用などは課題として整理されております。第３次計画は、これらの課題も踏まえ策定したものであり、同計画の着実な推進に取り組んでまいります。

同じく３の(21)、特定外来生物の捕獲数等や封じ込め策及び予算措置についてお答えいたします。

県では、外来種の駆除作業や侵入・分布状況のモニタリングを継続して実施しており、新たな防除手法についても検討を続けているところです。沖縄島北部においては、生態系保全のため、マングースやタイワンハブ等について、柵やわな等を用いた防除を行っており、令和６年度はマングース285頭、タイワンハブ584匹を捕獲しております。今年度は、外来種対策として約６億円の予算を措置しておりますが、引き続き関係機関とも連携しながら、実効性のある外来種対策に取り組んでまいります。

同じく３の(23)、許可申請時の審査基準、立入検査頻度、違反事例の対応についてお答えいたします。

廃棄物処理法で定める申請者に係る許可基準については、欠格要件として過去の犯罪歴の有無、講習会の受講による知識及び技能を有していることがあり、これらの要件について審査しております。県では、沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領を定め、同要領に基づき施設等に立入検査を行っており、令和５年度の実績は、合計628件となっております。違反事案に対しては、行政指導を実施した上で、悪質な場合には行政処分を行っているところであり、令和５年度は処理業の許可取消しが６件、施設の許可取消しが２件となって

おります。

同じく３の(24)、国立自然史博物館の誘致に係る進捗状況等についてお答えいたします。

県ではこれまで、シンポジウム等を開催するとともに、沖縄及び北方対策担当大臣等に対し、国立自然史博物館の誘致や骨太の方針に位置づけることについて要請してきております。昨年12月には、国立沖縄自然史博物館誘致県民会議も設立されたところであり、県としては、機運醸成の強化としてテレビＣＭを放映しており、引き続き当該県民会議と連携し、県議会等の協力の下、県民一丸となって国立自然史博物館の設立誘致の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(25)のうち、全県的なＰＦＯＳ等の土壌調査についてお答えいたします。

県では、全県的なＰＦＯＳ等の残留実態を把握するため、令和５年度及び令和６年度に、県内41市町村を対象に合計82地点で土壌調査を実施したところ、全ての調査地点でＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されたことから、引き続きモニタリング調査を行うとともに、汚染源の特定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、土壌に係るＰＦＯＳ等については、国において基準値等が定められていないため、その調査結果を示しながら、引き続き基準値等の設定を国に対して求めてまいります。

同じく３の(26)のうち、放置車両の撤去件数等についてお答えいたします。

放置車両については、所有者の責任で処理されるべきものであり、所有者不明等の場合は、関係する個別法令や市町村で制定している条例等に基づき土地の所有者または管理者が対処することになります。環境部において把握している市町村が行った放置車両の撤去実績は、令和２年から令和５年までの３年間で47台となっております。地方自治体が行った放置車両の撤去費用については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが行っている補助制度がありますが、本県において活用された事例はないとのことです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　３、ＳＤＧｓ・環境行政についての(15)、観光と環境保全の両立についてお答えいたします。

沖縄観光を持続可能なものとするためには、自然、歴史、文化を尊重し、県民にとって歓迎される形で進める必要があります。一方で、観光客の増加による交通渋滞、地域ルールの理解不足など、オーバーツーリズムの現象が一部地域で顕在化しており、公共交通機関の利用促進、地域課題の支援などに取り組んでいるところです。

県としては、引き続き市町村、観光協会等と連携し、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　３、ＳＤＧｓ・環境行政についての(25)のうち、公共施設におけるＰＦＯＳ流出防止対策についてお答えします。

令和５年に発生した県庁舎地下駐車場の泡消火剤の誤放出事故を受け、再発防止策として迅速な初動体制を確立し、具体的な対応方法を定めた緊急対応マニュアルを、泡消火設備を有する全ての県関係施設において策定し、流出防止対策を講じております。また、ＰＦＯＳ等含有物の関係法令に基づく適正な処分やＰＦＯＳ等を含まない薬剤への取替えに加え、配管の洗浄や設備の更新など、ソフト面とハード面の両面から抜本的な解決に向け、順次取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　議長、休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里治利　議員　15分ということで、初の代表質問ちょっと時間配分が、よくできていないようであります。

１、(1)番の防衛力強化について再質問させていただきますが、端的に、この具体的影響をどう及ぼしているかというのを把握されているかということでありますが、より具体的に県が持っている――防衛力強化による県民の不利益のようなものがあるのか。ちょっと聞きたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　防衛力強化の不利益というお尋ねなんですけれども、先ほど御答弁させていただきました。沖縄県には、そもそも広大な米軍基地が存在しているというところに、自衛隊の基地が新たにできるということで、負担が強くなるだろうということを懸念している声があると。さらに、日米の共同訓練等が頻発されると、航空機騒音等、住民生活に影響を

及ぼすものだというふうに認識しているということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　ありがとうございます。

それを踏まえまして(2)の、知事に対する抑止力の維持強化を支持するのか、そうでないのかというのをちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　これも先ほど答弁させていただきました。

まず、県としては、日米安全保障体制、あるいは専守防衛のための最低限度の自衛力の保持ということについては理解する立場でございます。一方、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しているということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　昨今の尖閣周辺の緊張状態と、２月８日に示されました衆議院選挙の結果、恐らく日本国内並びに沖縄県にとっては、経済安全保障等、この安全保障の最たるものを選挙結果に表したという解釈でありますが、今の答弁でいきますと、抑止力強化についての明確な認識を示されていないように思いますが、いま一度ちょっと、いいんだったらいい、悪いんだったら悪いと言ったほうがいいと思いますが。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　選挙結果については有権者が様々な、その候補者の政策などについて判断をしたものというように考えておりますし、この南西地域における自衛隊の抑止力の増加、日米安保体制の強化については、先ほど公室長が答弁させていただいたとおり、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の不安を高めることがあってはならないというのが我々の見解です。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　抑止力強化によって、そういう懸念があおられているというのは具体的にどういうことでしょうか。今、知事がおっしゃった、抑止力の強化をすることによって、そういう懸念が出てくると。やり過ぎてはいけないというように一応聞き取れるんですが、もうちょっと具体的にどのようなことをもって、そういうことが答弁として出てきているのか、もうちょっと教えていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　申し訳ありません、答弁を繰り返すようで申し訳ございませんが、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることがあってはならないということを懸念しているものということです。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　だから、中国の軍拡等々の報道があって。中国に至っては45兆円ぐらいだったかな。その規模の軍拡をしていて、もう何年も続けて尖閣周辺に海警局なり――そして航空自衛隊がスクランブル発進を毎日するような緊張状態が今ある中、抑止力を持って、今備えておかないと、質問書にも書きましたけど、何かあったときに、割を食うのは県民だと思いますが、そういったものは一切考えずに、いたずらに抑止力強化するのは、相手方をあおることだということでありますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　尖閣諸島周辺につきましては我々としても、中国公船等が接続水域等で航行している、あるいは領海等の侵入も度々発生しているということを懸念しているところでございます。そのため、国に対して、尖閣諸島をめぐる問題について、同諸島が歴史的にも国際法上も、日本国有の領土であるということを国際社会へ明確に示すこと、あるいは、同諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保等について、海上保安庁の巡視船による、現場海域での冷静かつ毅然とした対応を継続し、さらなる海上保安体制の強化等の適切な措置を講ずることということは要請しています。さらに、日本政府に対しては、冷静かつ平和的な外交対話によって、中国との関係改善を図ることということを要請しているところでございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　私も、重ね重ねですが、抑止力の強化は知事、不要と考えますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　繰り返しになりますが、我が国の自衛力、防衛に関しての最低限度の防衛力というのを支持する立場でございます。ただ、それがエスカレートすることがないよう、不測の事態が生ずることが決してあってはならないというふうに考えているということでございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　(8)番に行きます。

先ほどこの辺野古移設をめぐる代執行訴訟について、すみませんちょっと答弁を聞き逃したところがありまして、知事は、司法判断は尊重するでしたかね、

尊重するということでよろしかったでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　司法の判断を遵守いたします。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　確認なんですが、司法の判断を遵守するということは、これからは、これからといいますか、従っていくということでよろしいでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　これから何に従うかが不明確なのでその点についてお答えは差し控えますが、現に現在辺野古の新基地建設、辺野古埋立てに関する変更承認は、国によって代執行の手続が取られ、現在進められておりますが、新たな申請等がなされた場合は公有水面埋立法その他関係法令の定めるところにより、引き続き適切に対応してまいりたいということでございます。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　意見は異なるが形式的には受け止めるということでよろしいでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　最高裁の判断によって、代執行が行われているということでございます。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　最高裁は最終判断を示しております。地方自治体の長として、法治国家の枠組みの中で、行政をしっかり監視、そして運営する覚悟のもとで今の御答弁をされたということでよろしいでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　国からの法定受託事務に係る事務に関して、今回の埋立ての申請に関して、公有水面埋立法という法律にのっとって厳正に審査をした結果、法律の要件を満たすことができない部分があったため不承認としたものであります。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　では、辺野古普天間基地代替施設の建設に伴う、それと別の話だと。あくまで公有水面埋立法の法律の中で、手続上認められないところがあるということでよろしいでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　我々が不承認とした点について、裁判所では明確にそれが審議されていないということについては、我々は非常に残念であるということを申し上げている次第です。（発言する者多し）
○中川京貴　議長　静粛にお願いします。
新里治利議員。
○新里治利　議員　結果としてそれは司法軽視に当たりませんでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　もう我々は感想として非常に残念であるということを申し上げておりまして、司法全体そのものについて、それを否定しているものではありません。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　少し視点を変えますが、この辺野古移設をめぐる代執行訴訟において裁判費用は幾らかかったでしょうか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後５時３分休憩
午後５時８分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　お待たせいたしました。
関与取消訴訟を含め全体で約1500万円ということでございます。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　すみません私、去年の３月に来て分からないものですから、この1500万というのは、最高裁までいった裁判費用の総額でよろしいでしょうか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　はい。弁護士費用等を含めて委託料の総額ということでございます。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　後ろの先輩方からもうちょっとあるんじゃないかということでありますが、先ほどの知事の答弁は私も少し理解しにくいところがあります。司法軽視と状況と環境を歪曲したような解釈の答弁に聞こえます。結果的に、県民を政治闘争に巻き込んだかなあと思っておりますが、1500万円これ全て公金ですか。つまり県民の税金でありますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　県の一般財源でございます。
○中川京貴　議長　新里治利議員。
○新里治利　議員　この辺野古基地建設反対阻止であったり、これからまた再質問させてもらいますが、この安和桟橋における様々な抗議活動があります。これ本員的な物の考え方ですけど、残りの半年の任期もありますことから、そういう反対されている方々から寄附やカンパをもって、裁判費用に捻出するべきだったのではないかと思いますが、知事どう思いますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　辺野古新基地建設に係る一連の裁判につきましては法的な問題について、訴訟を通じて提起し、または対応する必要があると県として判断したものでございますので、公金を充てる必要があっただろうというふうに考えております。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　私は冒頭の所感で新聞の記事を読み上げましたが、大事なポイントだと思うんですね。残り半年の任期を前にして、２月８日の県民の審判が結果として出ている中、知事は２度にわたって、辺野古基地建設を止めるということを公約に掲げて、県民の皆さんと約束して今、県知事の椅子に座っているわけです。その中で、そういう裁判闘争も含めてやった結果が、辺野古基地建設を止め切れていないということでありますが、それについて知事、そういったことも別に、145万県民の総意であると、1500万円公金使うことに関しても、これ致し方ないんだという解釈でよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほどお答えしましたとおり辺野古に関する一連の裁判につきましては、法的な問題について訴訟を通じて提起し、また、応訴する必要があると判断したところでございますので、これを県として支出をしているということでございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時13分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新里治利議員。

○新里治利　議員　先ほどの辺野古移設をめぐる代執行訴訟全般、沖縄タイムスの報道によると当時の末松文信県議会議員の代表質問において、２億4275万円という数字が出ていますが、これは何でしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど答弁させていただきましたのは関与取消訴訟――代執行訴訟に至った関与取消訴訟の部分についてお答えさせていただきました。訴訟費用の全て、全体で要した費用ということであれば、約２億5000万ということになります。

以上です。

○新里治利　議員　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新里治利議員。

○新里治利　議員　高市総理風で言うと、意地悪だなあという感じがするんですけれど。もうちょっと県民が分かりやすい言い方で、公金ですから、幾ら使ったというのは、私も辺野古移設をめぐる代執行訴訟と……。失礼しました。

それでは、この辺野古移設をめぐる最高裁までの裁判費用14件あるということですから、これを全て合わせて２億4275万円なのか。それでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　これまでの訴訟全体に要した費用の合計ということになりますと、約２億5000万ということになります。

以上です。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　1500万と２億5000万は少し違うのかなという感じがいたします。先ほどの知事に対する１回目の質問で、２億5000万のお話ができていればなと思っておりましたが、次に行こうと思います。(14)でございます。

この安和地区での抗議活動、安和桟橋の件でありますが、この公共の安全と秩序の確保も行政の責務であるということで質問を投げかけておりますが、秩序の確保も行政の責務であるということは、当たっていますでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　安全と秩序ということでございますが、我々道路管理者は、道路法に基づいて道路の公物の管理を行っております。

その中で道路法第46条で、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため道路の通行禁止の制限という条項がございます。その中で道路の破損、欠壊などにより交通が危険であると認められた場合、あと道路の工事のためやむを得ないと認められる場合にのみ、区間を定めてできるとしております。例えば大雨でのり面が崩壊したとか、道路が冠水したとか、そういう物理的に交通が危険であると認められる場合ということになっております。

我々、道路法に基づいて管理しておりますので、道路法上はこれらに該当するときのみ、交通の規制がかけられるということになります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　ただいまの答弁を借用いたしまして、その中で、これまでこの安和桟橋周辺の道路使用に係って、違法行為等々ありましたでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　不法行為、不法占用というのがこれまでありまして、安和桟橋付近において横断幕やのぼり等の物件が設置されているという場合には、適宜撤去の指導を行っているところでございます。これらの物件については、今後とも行政指導で、そういうものが確認された場合は、自主的な撤去を促して、撤去していただくということになります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　すみません、あったということでよろしいですね。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　横断幕等が設置されていたというような事案はございました。指導して撤去していただいたり、撤去されない場合は道路管理者で撤去したという事例もございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　本員も用事のときにあそこを何回か通ったことがあります。ダンプがずっと渋滞していて、何かなと思ったら、そういう抗議活動があるということで、代表質問のこの14番にあるとおり、表現の自由は尊重されるべきであるとは思いますが、この地域住民や事業者への影響と書きましたが、見るからにそういう作業や別の往来者の往来に係ることが妨害や阻害されているように客観的に見えます。そういった事実を、目で見た事実を踏まえて、知事にお聞きしたいんですけど。あの方々はあちらで何の抗議をしているんでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

土砂の搬入・搬出に対する抗議を行っているものという認識はございます。ただ、道路法においては、先ほども述べたとおり、限定された規制しかかけられないということでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　土砂の搬入・搬出ということですが、その土砂はどこに行く土砂でしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　安和桟橋から搬出される土砂は、辺野古の埋立てのほうにおおむね持っていかれているものと認識しております。

以上です。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　そうですね。辺野古基地建設反対の抗議の方々ということを、やはり遠回しに認識している――１回目の質問ではなかなか答えてもらえませんでしたが。それで、あの方々は、辺野古基地を止めるために一生懸命抗議しているんですけど。知事、知事の公約であります辺野古基地建設阻止、任期はあと半年となっておりますが、達成可能でしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　埋立事業については今、国の代執行によりそれが進められているという状況ですが、私が残された任期のうちでもし変更申請等が出れば、それは公有水面埋立法にのっとって、しっかりと審査をしなければならないという立場であります。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　達成は厳しいということでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　工事が続いている以上、沖縄県としてもしっかりと法に基づいて審査を行っていかなければならないということです。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　知事、安和桟橋では、警備員の方がお一人、お亡くなりになった事実があるわけです。人１人、命を落としております。

ですから、知事が公約をしっかり達成して、辺野古を止めてもらえれば、あそこで抗議する人なんかいなくなるわけですね。その意味で聞いているんですけど。いろんな複合的な出来事を踏まえて聞いているんです。

政治家というのは、県民の皆さんと約束したわけですよね。私も市議から始まって、今ここに立っておりますが、政治は結果だと思いますが、どうでしょうか知事。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　言うまでもありませんが、結果を出すにはプロセスが必要です。そのプロセスをどのように取るかということについて、おのずと結果も違ってくる。なので我々は、政府に対して対話による普天間問題の解決を求め続けているということがもう一つのプロセスであるということも御認識いただければと思います。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　知事。もちろんプロセスは大事ですけど、県民には最初の、口頭一番止めるよと言っているわけですよ。今それを話して、今別に感情的にならないように私ずっと質問させてもらっていますが、やっぱり今の局面というのは、いろいろな転換期にあると思うんですね。ですから知事、本当に腹を割って、今の状況の中で、公約が達成できるかできないかというのは、私はっきりさせたほうがいいと思うんですよ。これ、県民を迷わせてはいけない局面にあると思います。ですから、変な話ですけど、逆に言ったら、いや止めるんだと明確に言ってもらえればそれでいいんですが、どうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　県知事としては、法律に基づいてしっかりと審査をしていくという立場であります。しかし政治家としては、辺野古の建設は阻止をしたいということが私の政治理念でもあります。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　分かりました。

これから――所感でも述べさせてもらいましたが、2030年代――2026年に知事選があって、満期までは2030年になるということで、一つの節目、その中で天下分け目の決戦になるだろうと本員は思っているわけでございます。ですから私は、知事がこれまで一生懸命やってきたこの功績、功労については何も物申すところはありませんが、政治家としての決意、その言葉を聞きたいということで、質問させてもらっているわけでございます。

いま一度知事、具体的に辺野古を止めるのか止めないのかどうかというのをちょっと聞かせてください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　物事の原点といいますか、私たちの目標は普天間基地の一日も早い危険性の除去、閉鎖・返還であります。辺野古は唯一の解決策ということで、国は、辺野古新基地建設を進めていますが、それは、新たな機能が付与された新基地ということで、負担の増大にしかならないと。しかも一度埋め立てられたら、そこはもう不可逆的に土地は返ってこない、公有地であり続ける、つまり基地として使われ続けていく。それについてもいかがなものかということで、私は辺野古の新基地は阻止をしたいというように政治信念として掲げているということを改めて申しておきたいと思います。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　それでは、知事最後に、次の県知事選において争点は辺野古でしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　辺野古も重要な争点になるだろうと思います。

○中川京貴　議長　新里治利議員。

○新里治利　議員　すみません、最後と言いましたけれど、あと１回。

県経済と経済安全保障、このもともとある中国の脅威に対する安全保障についてはどうでしょうか。争点になり得ますでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里治利　議員　失礼しました。

知事に、この辺野古に関しては止めるということで、これが争点であるということであったので、要するに知事選の争点という観点から、経済ですよ、県経済。県経済とこの防衛力強化を含む安全保障、これも争点になり得るかと聞いているわけです。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　そこは一定整理をすることが必要だと思います。例えば辺野古は、正直申し上げますと、容認か反対かということの争点はセットしやすいと思います。しかし、辺野古と経済を県の中でどうやって位置づけていくかということにすると、それは様々な整理をする必要があると思います。それはそれとて、経済は経済として、県の経済を振興していくのは、辺野古とは関係なく、それはしっかりやっていくということでありますから、私の信条からすると、経済振興も基地に対する問題も真摯に正面から向き合って取り組んでいきたいということであります。御理解ください。

○新里治利　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

徳田将仁議員。

〔徳田将仁　議員登壇〕

○徳田将仁　議員　皆さん、こんばんは。

沖縄自民党・無所属の会、徳田将仁でございます。

代表質問に入る前に、まず冒頭に所見を述べたいと思います。

本日、私は、ワシントン事務所問題について、県政

の根幹に関わる重大な問題として取り上げたいと思っております。

平成27年の設立以来、令和７年度の事業終了まで、10数億円もの公費が投じられてきました。これは、県民の貴重な税金であり、１円たりとも軽く扱われてよいものではありません。しかし、その過程で法人形態の選択、出資手続の妥当性、ＦＡＲＡ登録への関与、契約と積算の整合性など次々と疑問点や不整合が明らかとなり、ついには百条委員会が設置されるという異例の事態に至りました。この問題は単に一つの海外事務所の運営の成否を問うものではありません。県政運営の基本である法令遵守、財政規律、組織統治の在り方そのものが問われているのであります。

第１に、法令遵守は本当に徹底されていたのか。

第２に、公費の執行は適正かつ合理的であったのか。

第３に、法人形態の選択や契約締結といった重要事項について、組織として適切な意思決定が行われたのか。

そして第４に、県政トップとしての監督責任は果たされていたのか。

さらに何よりも、県民に対する説明責任は十分に尽くされてきたのかという点であります。

執行部はこれまで知らなかった、認識がなかったと説明してきました。しかし、それが事実であるならば、それ自体が重大な統治の問題であります。組織として把握していなかったのであれば、統制の欠如であり、把握していたにもかかわらず十分に説明してこなかったのであれば、それは説明責任の問題であります。いずれにしても、知らなかったでは済まされないのが県政トップの責任であります。手続の適法性と財政規律は、いかなる政策目的よりも優先されるべき原則であります。この原則が揺らいだとの疑念が生じている以上、徹底した検証と明確な説明は避けて通れません。

本日の代表質問では、事実関係を一つ一つ丁寧に明らかにし、責任の所在を整理し、再発防止の具体策を示すことを強く求めたいと思います。

この問題を曖昧なまま終わらせることは、県民の信頼をさらに損なう結果を招きます。知事には県政の最高責任者として、この問題から逃げることなく、率直かつ明確な答弁を求めたいと思います。

それでは、質問したいと思います。

１、ワシントン駐在問題について。

(1)、ワシントン駐在問題については、この約１年半にわたり、県として調査を行ってきたとされるが、調査の具体的手法、対象文書の範囲、関係者ヒアリングの実施状況など、その全体像はいまだ明確とは言えない。県民の重大な関心事項であるにもかかわらず、調査過程や根拠資料が十分に公開されていないとの指摘もあります。県はどのような方法と体制で調査を実施し、なぜ情報公開が限定的にとどまっているのかについて伺いたいと思います。

(2)、百条委員会に提出された資料は膨大であるが、ワシントン駐在に関わる行政文書全体の中で、どの程度を占めているのかは明らかではありません。未提出文書の存在があれば事実認定の前提が揺らぐおそれがあります。百条委員会に提出された資料は、関連行政文書全体のうち、おおむね何割程度に相当するのかについて伺いたいと思います。

(3)、報道によれば、池田副知事は、ワシントン駐在問題の責任を取る形で退任するとされています。しかし、これまでの議会答弁では、自身の関与や責任を否定する趣旨の説明が繰り返されてきました。責任があるとするならば、これまでの説明との整合性が問われます。副知事退任の理由と責任の所在をどのように整理しているかについて伺いたいと思います。

(4)、平安山氏が町田知事公室長に宛てたレポートには、辺野古基金の活用について山里氏が提案を求めているくだりがあります。特定の政策目的に関連する基金の活用を外部事業者側から働きかける構図があったとすれば、公務の中立性や適正手続の観点から問題があるのではないか。辺野古基金活用提案の経緯とその適否について伺いたいと思います。

(5)、出資行為に先行して株券が発行されても問題ないとする県の説明は、コロンビア特別区法典の解釈を根拠としている。しかし、その解釈が現地法の趣旨に照らして妥当であるかについては、専門的な検証が不可欠であると思います。県が依拠している法解釈は、客観的に見て妥当なものと言えるのかについて伺いたいと思います。

(6)、平成27年度米国政策調査事業の予算執行伺い及び支出調書の添付書類には、ワシントン駐在員の活動支援という項目が含まれています。既に別事業として駐在経費が計上されていたとすれば、経費の二重計上に当たる可能性も否定できません。予算執行の適正性について、どのように整理しているのかについて伺いたいと思います。

(7)、一部報道では、ワシントン駐在の再開に向けた検討が行われているとされています。しかし、問題の総括や責任の所在が明確でないまま再開に進むことは、県民の理解を得られないおそれがあります。ワシ

ントン駐在再開の検討状況と今後の見通しについて伺います。

(8)、ワシントンコア社への委託料には消費税相当額が含まれていない一方、公募時点の積算では消費税が考慮されています。課税関係の整理が不十分であれば、契約及び支出の適正性が問われると思います。ワシントンコア社の納税義務の有無及び納付の事実確認をどのように行っているかについて伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　徳田将仁議員の御質問にお答えいたします。

ワシントン駐在問題についての御質問の中の１の(1)、県の調査方法及び情報公開についてお答えいたします。

沖縄県では、令和６年10月以降、ワシントンＤＣオフィス社の設立等に係る経緯や手続の要否等について、過去の文書の調査、当時の担当者への聞き取り、総務省への照会、法律顧問への相談等の方法により調査を行ってまいりました。これらの調査に加え、昨年１月には外部有識者からなる調査検証委員会を設置し、その調査検証結果の報告書及び県から同委員会へ提出した資料を県のホームページ上でも公開しており、適切な方法で調査及び資料の公開を行ってきたものと認識をしております。また、地方自治法第100条第１項に基づく議会からの記録提出請求に対しましては、同項及び同条第４項の趣旨を踏まえ、職務上の秘密に属する箇所を伏せた上で、全て提出をしてきたところであります。

次に１の(3)、池田副知事の退任理由等についてお答えいたします。

池田副知事におきましては、今年の３月末までの任期となっていたところ、去る２月９日、池田副知事から私に対し、３月11日付で辞任したいと辞職願の提出がありました。一身上の都合とのことでありましたが、御自身のキャリアや県議会での議論の推移など、様々な事情を総合的に勘案した上での判断であろうと推察の上、これを受理したところであります。私としては、池田副知事の決断を尊重したいと考えております。

次に１の(7)、ワシントン駐在再開の検討状況等についてお答えいたします。

沖縄県としては、米国における駐在機能は引き続き必要であると考えており、高い透明性を確保した新たな体制で再スタートできるよう、様々な体制を比較し、検討してきたところです。米国における駐在機能については、地域外交の推進など、平成27年度当時との状況の変化を踏まえ、基地問題のみならず、経済・観光・文化、ウチナーネットワークの継承・発展、南米における取組との連携など、幅広い分野での活動を担うことを想定しております。引き続き、関係部局の長からなる委員会における検討や専門家への相談等を通じて、高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、ワシントン駐在問題についての中の(2)、百条委員会に提出した文書についてお答えいたします。

ワシントン駐在の関連行政文書については、日頃の連絡調整や予算執行など多岐にわたって作成され、既に保存期間を満了したものもあることから、当該文書全体の量をお示しして答えることは困難であります。県では、これまで百条委員会から記録提出請求のあった文書について、存在が確認でき、提出できるものは全て提出してきたところであり、引き続き真摯に対応してまいります。

同じく１(4)、辺野古基金活用提案の経緯等についてお答えいたします。

平成27年当時のワシントン駐在職員から知事公室長宛ての業務報告に「辺野古基金の活用について」との文言が記載されております。この記録については、有識者等との面会で話題になった事項を記載したものと思われますが、詳細は不明です。いずれにしても、県は辺野古基金の活用についての提案を求める立場になく、公務の中立性等に影響が生じたとは考えておりません。

同じく１(5)、出資行為に関する法解釈の妥当性についてお答えいたします。

出資金の払込みに先立って株式を発行することについては、コロンビア特別区事業組織法第304条第21項(c)及び(d)の規定により認められております。このことについては、米国の弁護士に照会し、妥当であることを確認しております。

同じく１(6)、予算執行の適正性についてお答えいたします。

平成27年度米国政策調査事業は、沖縄に関連する米国の安全保障政策の調査等を内容としており、知事と連邦議会議員との面談の設定、面談に対する助言の

ほか、連邦議会の動向等をまとめて駐在職員に報告するなどの活動支援を行っておりました。一方、平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業は、事務所の設置と運営の支援を内容としており、ＦＡＲＡ及び事務所登記に係る支援、事務所スペースの確保、ビザ取得に係る支援等を行っておりました。それぞれの事業で行う支援の内容が異なっていることから、経費の二重計上の事実はなく、委託料は適切に支払われております。

同じく１(8)、ワシントンコア社の納税義務等についてお答えいたします。

国内及び国外にわたって行われる役務の提供は、国内対応部分については消費税が課され、国外対応部分は課税されないものと承知しております。ワシントン駐在活動支援事業に係る契約は、企画提案を公募して契約の相手方を選定しており、日本国内で役務を提供する事業者が応募する可能性もあることから、企画提案の上限額には消費税相当額が含まれております。一方、ワシントンコア社は企画提案の上限額の範囲内で契約し、米国で役務を提供したため、県が同社に支払った委託料には消費税は課されないものと承知しております。

以上になります。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　それでは再質問したいと思います。

(1)、(2)は内容が似ていますので、そのまま再質問したいと思うんですけど。

県は、今の答弁でもですけれど、これまでの答弁でも、一定の調査を行ったと言っています。しかし、県民が求めているのは、調査をしたということだけじゃなくて、どこまで徹底して真相を解明するかという中身であると思っています。ワシントン駐在問題に関する内部のメール、チャット履歴、契約書、決裁文書、会計資料等の総数は幾つ存在しているのか。そのうち、実際に精査・分析を行った件数は幾つなのか。具体的な数字はあなたたち出しましたか。さらに削除済みのデータの復元、個人端末の確認、退職者への追加聴取まで踏み込んだのかどうか、この調査の網羅性を明確に教えていただきたいんです。答弁ください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほども御説明したところなんですけれども、ワシントン駐在の関連行政文書は、議員が御指摘のように様々なものがございます。約10年間にわたって存在しているということと、既に保存期間を満了したものもあるということでございますので、当該文書全体の量をお示しすることは困難であるということでございます。さらに、データ等の復元についても御質問がありました。これにつきましては、県のシステムの担当部署のほうにも確認したところなんですけれども、やはり過去の文書については、復元ができないということを承知しております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今の答弁もそうなんですけれど、百条委員会でもそうなんですけど、この今回のワシントン事務所問題を受けて本当に思うんですけど、我々議会は地方自治法に基づいて百条委員会を設置しました。そして、事実解明に向けて提出資料を求めました。あなたたちが今やっていることは、私たちが資料提出してと言ってからしか資料を提出しないんですよ。そして提出されたとしても、肝腎な部分は黒塗り。これでは真相解明に協力しているとは到底言えないと思うんですよ。百条委員会は議会の調査権を行使する極めて重い制度であります。その求めに対して、なぜ県は自発的に全面的に資料を提出しないのか。なぜ重要部分が黒塗りなのか。その黒塗りは法令上のどの具体的根拠に基づくものなのか。単に支障があるという抽象的な説明で済ませるつもりなのか、再度答弁ください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　まず、文書の提出についてお答えいたします。

地方自治法第100条第１項に基づく調査権につきましては、罰則による強制手段を付与してでも、調査の実効性を確保しようとするものであり、議会が担っている執行機関への監視機能の中でも最も強い権限が与えられているものだということは我々も当然承知をしているところであります。その上で、議会においては、これまで調査を行うために、その同条に基づき特に必要があると認めるときに、記録提出請求を行ってきた。すなわち調査に必要な文書を特定した上で請求されてきたものというふうに承知しております。ですので我々としましては、その100条に基づき、議会の求めに応じて提出をしているということでございます。また、黒塗りにしたことにつきましては、やはり地方自治法第100条の第４項において、公務員たる地位において知り得た事実について、職務上の秘密に属する旨の申立てを受けたときに関する規定があります。同項の規定に基づき職務上の秘密に属する情報については、その旨を申し立てて、黒塗りにして提出するとしているところです。具体的には、百条委員会

は、公開の場で行われることを踏まえ、当該事実を一般に広く了知させることで、個人情報を保護する利益、法人の営業上の利益、公務の支障を生じさせない利益等が損なわれることが考えられるものを職務上の秘密に属しているものとして黒塗りとしているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　何度も言うんですけど、職務上の秘密だとか、いろいろ入札がどうだとか、そういうことで関連してなかなか答えが出せないとかあるんですけど。今は黒塗りの部分は大事な部分だからと言っているんですけど、私たちがこのメールの内容を確認したら、ここから返信をして、その相手の返信が見られないとか、そんな重要なところを何で黒塗りにするのかなというところで、いろいろな疑義が生じているわけでございます。このワシントン事業は、県民の税金で行われた事業であります。県民の負託を受けた議会が調査しています。百条委員会に対して、なお情報を限定し続ける姿勢は、県として真相解明よりも、何かを隠していると疑問を持たざるを得ません。知事はこの対応が適切だと本当にお考えですか。百条委員会に対し全面的、誠実に資料を開示する覚悟はあるのか、黒塗りの具体的理由を明示し可能な限り開示する考えはないのか、県民の前で明確にお答えください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　答弁が重複するようで大変申し訳ございませんが、私もお答えさせていただきましたし、知事公室長からもお答えさせていただきました。さらに私から重ねて申し上げますと、この地方自治法に基づいてその法律の趣旨を踏まえ、職務上の秘密に属する箇所は伏せた上で、残る必要な部分に関しては、しっかりと百条委員会に提出をさせていただいているということであります。先ほど公室長からありましたとおり、公的なオープンな場でその情報をしっかりと管理をした上で議論をしていただくということが、この地方自治法の第100条第４項の趣旨だと我々は法律をそのように理解をしておりますので、真摯に丁寧に対応させていただいているということで御承知おきいただきたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　その百条委員会の中で、誰かを呼んで、そこで話を聞いて、これはおかしいな。資料提供お願いします。これを毎回毎回繰り返して資料が来るんですよ。それから私たちまた次質問しなければいけない。だから、先に資料をくれれば、そのときに質問ができるんですよ。この問題がこんなに長引かないんですよ。そこを私は言っているんですよ。

少し順を追って質問していきたいと思います。

2024年12月の我々会派議員の一般質問の中で、なぜこの株式会社の形態になったのかの問いに、溜公室長は委託先であるワシントンコア社からの提案でロビー活動に必要なＦＡＲＡ登録を行う手段として株式会社にしたと明確に言っています。それは間違いないですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年当時のワシントンにおける調整の中でそのようになったというふうに承知しております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　しかし、平成27年の設立から2024年の10月、この問題が発覚するまで、ワシントン事務所が株式会社だということは知事、副知事、担当部局、誰も知らなかった。この点も間違いないですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　我々の調査の中では、担当者においては、株式会社ということは認識していた者がいるということは承知しております。ただ、私も含め副知事、知事等については、そのような認識はなかったということでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　2024年10月に、私たちは知りませんでしたと皆さん言っているんですね。その当時には職員は知っている者がいた、今の答弁それでよろしいですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　これまで担当した職員の中には株式会社という認識を持っていた者もいたということで承知しております。（発言する者あり）

○中川京貴　議長　静粛にお願いいたします。

徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　皆さんは、その知っていた職員から報告がなかったという認識でよろしいですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在は平成27年から行っていまして、その後の担当者については、特にこのことについて上司には報告をしていないということで承知しているところです。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今の答弁では、職員が上司に報告していなかったことが原因ということでよろしいです

か。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　原因というのが何を指しているのかは不明なんですけれども、問題の原点というのは平成27年当時に適正な処理、すなわち法人設立等の手続等を踏まなかったということは、問題があろうかというふうに考えております。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　知事公室長、これとっても重大な点ですよ。今あなたがおっしゃったのは。この問題の重大さを分かっていますか、本当に。待ってください、もう時間もないので。設立当時のワシントンコア社との契約担当者、委託料の決裁責任者である池田副知事自身もこの問題について全く知らなかった。それも間違いないですよね。
○中川京貴　議長　池田副知事。
○池田竹州　副知事　株式会社であるという問合せであれば、そのとおりでございます。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　つまり、このワシントンコア社が沖縄県の責任者である池田さんの権限を越えて勝手に株式会社を設立した、その認識でよろしいですか。
○中川京貴　議長　池田副知事。
○池田竹州　副知事　株式会社の設立に当たっては、アメリカでの法的な手続については検討がされたと思っております。また、国内法については必要な手続が取られなかったという事実もございます。権限を越えてというのがどこを指すのか、国内法のところについては我々の言わば勉強不足の面もございますので、そこは差し控えたいと思います。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　当時の株式会社の沖縄県の担当者である池田副知事も知らなかった。この答弁だけは今覚えておいてください。後からまた聞きます。

これまでの百条委員会での聴取において、2015年３月時点では当時の担当職員たちは株式会社を想定していなかった。しかし、実際には５月には会社が設立されました。この株式を有する株式会社を設立することに対して、県側は誰が了承し指示を出したのか、資金スキームをつくったのか、まだはっきりとしていません。行政において支出先がどのような法的性質の団体かを確認せずに公金を振り込むことはまずあり得ないと思います。相手がＮＰＯなのか、株式会社なのかによって、税務処理も契約の根拠法も全く異なります。中身を知らずに判を押したというのであれば、それは数千万の公金を使途不明の法人に流し続けたことになって、公金支出のルールを逸脱した重大な違法行為となりますが、自覚はありますか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午後６時20分休憩
　午後６時21分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在の業務支援の委託に関しましては、その委託先の支出等を確認して適切に支払われているということでございます。現地での法人の設立に関して、株式会社であったという確認が我々の中では取れていなかったというところに問題があったというふうに承知しております。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　今自分でおっしゃっている答弁、意味分かっていますか。株式会社と分からなかった、何の法人か分からなかったけど、公金を支出してきたと言っているんですよ、自分で。いつまでも本当のことを言わないから、この問題こんなに長引くんですよ。不思議でならないです、本当に。ここまでは設立時の問題でございます。

続いて、最近１月30日に頂いた県職員とワシントン駐在とのメールのやり取りの中から何点か確認したいと思います。

そのメールは、事務所を設立して１年後の2016年４月19日の当時の担当県職員と山里副所長とのメールでございます。この内容は、ワシントン事務所の登記の問題についてのやり取りのメールであります。県の職員は、ワシントン事務所を公的機関に登録し直すことはできないかと相談しています。なぜこのような相談をしたんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午後６時22分休憩
　午後６時24分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　沖縄県側の当時の担当者からワシントン駐在宛てにアメリカでの登記についてのメールを行ったということは確認しております。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午後６時24分休憩
　午後６時25分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○溜　政仁　知事公室長　メールの内容を読み上げたいと思います。アメリカでの登記について、ワシントン事務所が公的機関でなく、ベンチャー企業と同じ形

で登記されているとの話を聞きましたと。公的機関として登記すれば外務省等の職員と同じようにビザの問題はなかったと考えてよろしいでしょうか。なぜ、ベンチャー企業と同じ形になったのか経緯を教えていただけますでしょうか。また、公的機関として登記し直す方法はないでしょうか、というメールが残っております。

○徳田将仁　議員　いや、だから、なぜだから……（発言する者多し）

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時25分休憩

午後６時26分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　失礼いたしました。

当時平安山所長がＢビザを取得していて、Ｌ１ビザが取得できない状況にあったので、この公的な機関にすれば、ビザが取れるのではないかということで質問をしたということのようでございます。

以上です。（発言する者多し）

○中川京貴　議長　静粛にお願いいたします。

質問と答弁がかみ合わなくなりますので静かにお願いします。

○徳田将仁　議員　今でもかみ合っていないと思います。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど読み上げましたメールの中では、公的機関として登記すれば外務省等の職員と同じようにビザの問題はなかったと考えてよろしいでしょうかという文言がございます。そこで、当時所長がＢビザしか認められていなかったので、このような提起があったというふうに承知しております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　進めたいと思います。

担当職員がこの登記の在り方に疑問を持ったということは、つまり、内部で法人形態に問題意識があったということであります。それにもかかわらず是正されなかった。だから是正されなかったのは誰のせいかと言っているんですよ。当時の統括監はなぜそれを放置したんですかという質問です。

○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　私は報告を受けておりません。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　さっきから、私たち上層部は下の話は聞きませんと言っているのと一緒ですよ。何の報告も私たちに上がってこないと、大丈夫ですか、県。心配ですね、本当に。そこでもう一つ、玉元さん――当時の班長が、令和２年11月末に行った聞き取りメモについても、ワシントン駐在所長を終えた職員から、事務所の在り方はグレーだから閉めたほうがいいとの重大な疑義が上がったのに、なぜ株式会社の問題を最近まで知らなかったとあなたたちは堂々と言えるのかが不思議なんですよ。是正するタイミングは幾度となくあったと思います。

これらのやり取りを見ると、知っていたが放置した、その認識でよろしいですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　当時班長をしていた今の基地対策課長が、駐在からワシントン駐在の法人格についての疑義があるということで、調査をしたということを当時課長であった私に報告したという話でございます。当時の報告した状況等、お伺いして、私はその記憶がないわけでございますが、当時の彼の話によりますと議会でばたばたしている時期、あるいはいろんなことがある時期に報告をしたため、そのような状況になったのではないかということでございます。そのため当然私の記憶がないわけでございますから私から上司のほうへの報告というのも当然なされていないということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　でもその聞き取り調査――当時の課長は溜さん御自身ですから。でもこの調査をするということは聞きましたよね。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　すみません、当時のこと、何らかのことを覚えていればその旨回答するんですけれども、その件についての記憶がないものですから、今、先ほど答弁したように記憶がないというふうにお答えしているところでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　先ほどから、都合の悪いことは全て記憶がないで通すつもりですか。本当に不思議ですよ。先ほどの職員とのメールもそこで是正するタイミングがあった。今回の玉元さんのメモも見て、そのとき報告すれば是正するタイミングがあった。だから、当時の統括監も課長も知っていたが放置した、その認識でよろしいですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来、答弁させていただいているとおり、私については記憶がないわけでございますが、当時もう少し――結果論になりますけれども、適切な対応を取っていれば今のような状況には

ならなかったというふうに考えており、大変反省しているところでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　まさにそのとき適切な対応をしていればこんなことにはなっていないと思います。

続いて2018年――このメールの内容まだまだ続きます。2018年４月２日のメールでございます。米国駐在員保険の件がやり取りされています。その中では、所長本人のみならず、夫人の保険料まで触れられています。まず率直に聞きますけど、この保険料は事務所の経費として委託料から充当されて支払われたのですか、お聞かせください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時32分休憩

午後６時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今、2018年４月３日のメールを見ていますが、そこでは、夫人の保険の話はないんですけれども、いずれにしましても、夫人の保険について県が支払っているかどうかということについては今、即答できる資料がございませんので、回答ができない状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　個人の保険料というのは、やはり個人が支払うべきもので、県が支払っていいものかどうかというところなんですけれど、この話は。どのような法的根拠に基づくものなのかを聞かせてください。夫人じゃなくても、この駐在職員のでも何で個人の保険料払っているのって話ですよ。だからどの法的根拠なのかって話です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時38分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　失礼いたしました。

先ほど、４月２日のメールについて別のメールを確認していたところでございました。

議員お話のように、保険料についてのメールがございます。ただ、これについて職員も含めてどのような根拠で支払われる、あるいは支払われないのかというのは今手元にございませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　一般論でいいのでお答えください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時40分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。この保険料の適用については、ぜひ根拠を確認させていただきたいと思います。今手元にございませんので、確認して説明させていただきたいと思います。

○徳田将仁　議員　一般論で聞いているんですけど。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時40分休憩

午後６時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時45分休憩

午後６時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　次のメールの内容を聞きたいんですけど、2018年５月21日のメール。こちらも本庁から駐在に宛てたメールであります。この中ではニュースレターの登録費用を捻出するためのやり取りがなされています。そこにはこういった記載があります。これを支出する場合には、駐在の調査活動費を充てていいですか。コアの調査活動費のことではなく、駐在活動費３つ、調査活動費、交通費、消耗品費のうちの一つのことです。調査活動費はいつも飲食代にしか充てていませんが、名称からは目的に合致すると思うので、いいかなと思っているところです、とのメールのやり取りを発見いたしました。このメールを見て本当にびっくりしました。何ですか、この調査活動費はいつも飲食代にしか充てていませんがって。皆さん税金で飲み食いして委託料でごまかしていたわけですか。納得できる説明をお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時48分休憩

午後６時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

５月21日のメールは確認したところですが、この駐在の活動費についてその中でどのように使われているかについて、有識者等の意見交換等で使われている

ものだというふうには理解していますが、どのような経費で幾ら使われているかというのは、今すぐに回答できませんので、またこれもぜひ確認させていただきたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　私が言っているこのメールというのは、皆さんから頂いた資料に目を通して私は言っているわけでございます。だから皆さんは、その資料も全て大事な部分は黒塗りをして、私たちに提出しているということは、十分これを読み込んで、そこで調査した結果だと思って聞いているんですけど、それも答えられないんだったら本当にどうかなと思っています。

そこで総務部長、代表監査委員、それぞれにお聞きします。

この飲食代に充当していた調査活動費なるものの存在は把握していますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時51分休憩

午後６時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　公費を支出するときの――精算に係る支出に係る合議だと思いますけれども、通常の場合は所管課、所管部局で決裁しますので総務部は経由しないというふうに承知しております。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　監査委員としましては、議会からの請求に基づく監査につきましては、昨年の６月に報告をしたものでございまして、その範囲でしかお答えができません。また、今の件につきましても把握はしておりません。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　食糧費というのは平成７年に廃止されています。にもかかわらず、皆さんは委託料という魔法を使って税金で飲み食いをさせていたということになると思います。県政始まって以来の大スキャンダルだと思いますよ。この調査活動費の領収書はどうなっていますか。まさか領収書も要らない支出だということはないですよね。お聞かせください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時54分休憩

午後６時54分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　この件の領収書等手元にございませんので、確認してお答えしたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　もちろん領収書は必要ですよね。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　通常、領収書をもって精算しているというふうに承知しております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　そしてこのメールのやり取りから見えるのは、調査活動費の充当の可否について、このように本庁側と駐在側とで相談、了承といったものが行われていたと思われますけど、つまり本庁がこうした公金の執行にお墨つきを与えていたという認識でよろしいですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時56分休憩

午後６時56分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今御指摘の部分について具体的には承知をしていないところなんですけれども、想定されるとしたら、有識者等の会議等のときに使われたというふうには思われます。それについては一般的には認められるものであろうというふうに考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　公室長、公室長は一旦このメール、１回全部読んでみてください。多分、目を通していないと思うんですよ。だから今こんな答弁をすると思うので、１回ちゃんと目を通してから、そしてこの調査費なるものの実態、そして総額、何に充てられたのか、全ての支出１円以上について早急に調査をしていただきたいと思います。そして、議会に報告してほしいと思います。どうですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　一度確認させていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　続いて、この手の質問が続きます。

2018年10月17日のメール内容についてお聞きしたいと思います。

ここには、本庁側から食糧費とは何を指しているのかという質問が駐在へ投げかけられています。駐在からは、食糧費については、昼食または夕食を伴う意見交換会（知事、県人会）の支出が想定されますという回答が来ています。それは今公室長が言ったこと。そ

れに対して本庁側からは、こう追記があります。ハワイの車両代、食糧費について、コア社が支出が難しいようなニュアンスの回答でしたが、中間報告からすると、まだ契約額に余剰がありますので、委託料から支出可能かと考えます。もし、今後コア社が経費のことで細かく言うのであれば、ワシントン駐在の渉外費から支出するのはいかがでしょうか。渉外費は平成29年度の実績で37万円となっています。平成30年度の見積りが146万円なので、昨年度と同様の使用であれば100万程度は浮くと考えられます、とのメールのやり取りがありました。何ですかこの渉外費というのは。使途報告も要らないんですか。いつからワシントン駐在は機密費を使えるようになったんですか。この渉外費とは何なんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時59分休憩

午後６時59分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今御指摘の部分につきましても確認して答弁させていただきたいと思います。

○徳田将仁　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時０分休憩

午後７時０分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　申し訳ないんですけど、次の質問に移りたいと思います。

非常に重要な点です、次の質問も。よく聞いておいてください。これまで、私の質問の中でも、執行部はワシントン事務所が株式会社であることは知らなかった、コア社からの提案に対し県として明確な答えがなかったため、手続を先方が進めたと繰り返し説明されました。しかし、事務所登記内容について、５月１日、山里副所長とワシントンコア社とのメールがやっと確認できました。その内容を紹介したいと思います。

ワシントンコア社は、登記の法人形態について、①ＬＬＣ、いわゆる合同会社にするか、②Ｃコーポレーション、株式会社にするか。③ノンプロフィット、ＮＰＯにするか、この３つの選択肢を提示しています。その上で、山里副所長が明確に②の株式会社で進めてくださいと指示している事実はこのメールで証拠として確認されました。

これはどういうことですか。誰が指示したか分からないと言っているのに、山里副所長が株式会社でお願いしますと言っているメールがあるんですよ。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時２分休憩

午後７時６分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　沖縄県が作成しましたワシントン駐在の活動及びＯｋｉｎａｗａ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ　ＤＣ　Ｏｆｆｉｃｅ，Ｉｎｃ．の設立経緯等に関する報告書におきましても、５月１日のメールについては記述をしているところでございます。ですので、これを踏まえて我々は、現地とワシントン駐在と県とのやり取りに問題があったという報告をしているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　僕が聞いているのとちょっとずれているのか分からないんですけど、副所長が明確にこの株式会社を選択し、Ｃコーポレーションを選択して指示までしているんですよ、このメールで。なのに、県として意思決定はなかったとか知らなかったとかという説明が成り立たないんじゃないんですかということなんですね。副所長の判断は、県の判断でしょうということなんですよ。そこら辺の答弁お願いします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　法人の設立等重大なものについては、副所長の権限でできるものではないというふうに承知しております。ですので、適切な手続が必要であったであろうと、それが取られていなかったというところに問題があるというふうに承知しているところでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　適切な処置がされていなかったというんですけど、山里副所長が普通に考えて御自身の判断でゴーサインを出すわけないじゃないですか、まずね。まずない。それはないと思います。それを出せる立場でもないと思います。そしてこのメールの直前に、駐在職員と県知事、副知事、公室長、そして池田竹州統括監、そして担当課長も参加したウェブミーティングが行われているんですよ。そこで平安山所長から法人登記手続を進めると報告書にも書かれています。だからこのウェブ会議をもって、山里さんはゴーサインで②の株式会社でお願いしますと出しているんですよ。それでも知らないと言うんですか。そんな最低な組織ありますか。本当に不思議なんですよそれ

が。山里副所長の勝手な判断として、切り捨てる気ですか。答弁くださいよ。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　打合せといいますか、事前の話では知事の訪米を控えておりましたので、メインの議論は知事訪米についてであったということで承知しております。法人の手続を進めるということの報告もあったということですが、それについては、議論を大きく取り上げられなかったという報告があるようでございます。その上で、５月１日時点のメールで、Ｃコーポレーションの形態で設立するという方向に行ったわけですけれども、それについて本庁側への報告があったのかどうか、あるいは、本庁での確認が取れていない、要はその手続というかコミュニケーションの不足による手続ミス等があって、具体的な手続が取れていなかったというふうに考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　いや、報告が取れていなかったんじゃなくて、これメールで残っているんですよ。確認できたじゃないですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　メールはあくまでも委託先とワシントン駐在とのメールであるということでございます。本庁サイドとどのようなやり取りがあったかというのが、明確にはなっていないということでございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時10分休憩

午後７時10分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今もう本当に知事公室長、少し考えて答弁してほしいんですけど、それ今あなたが言っているのは、山里さんが勝手にやったと言っているのと一緒ですよ。もう少し考えて答弁したほうがいいと思います。

議長、(4)の辺野古基金について再質問したいと思います。

よろしいですか。

○中川京貴　議長　どうぞ。

○徳田将仁　議員　（パネルを掲示）　このパネルを用意しました。2015年ワシントン事務所設立後の３か月後、８月14日にワシントン駐在所副所長から活動報告として、辺野古基金の活用についてとの報告が数回されています。これがそのパネルです。何月何日にこの活動についてお話ししたかというパネルがあります。

そこでお聞きしたいと思います。

寄附金の趣旨との整合性、公務の中立性をどう考えていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時11分休憩

午後７時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在職員は基地問題に関連する情報収集等を担当事務としており、業務を遂行する中で様々な有識者等との面談があったと。その御指摘の記録について、その当時のワシントン駐在職員と有識者との面談において辺野古基金についての話題があったため記載されたものだと思っておりますが、先ほども答弁しましたように、県が辺野古基金の活用について提案を求める立場にはないということでございます。公務の中立性について影響が生じたということは考えていないということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　この先ほどから言っている、有識者との話題になっているからと。この人たちは誰ですか。その部分黒塗りなんですよ。教えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。これは職務上の秘密ということで黒塗りにさせて提出しております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　この資料以外にも、８月18日の会議において、辺野古基金は直接政治活動はできない。人の紹介と基金活用の提案を後日ペーパーで送ってほしいという活動報告があります。なぜこのような活動を行ったのか、私は通告しています、調べるようにね。誰の指示で駐在職員がこの活動を行ったのかお答えください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　当時の状況について初代の所長等に確認したところ、辺野古基金についての話が出た経緯については記憶はないというお話でございました。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　また出ましたね、記憶がない。

それでは、一般論としてお答えください。

公務員には原則があると思います。政治的中立性、

職務専念義務、公金の適正執行義務、私的団体との適切な距離があると思います。だからこそこの辺野古基金活用の問題は、公務員が基金の意思決定に関与する疑いがある。公費と基金資金が混在する疑いがある。基金の資金を使って公務員が政治活動を行う疑いがある。特定の政策運動を海外で推進する疑いがあることが問題じゃないかと私たちは疑問を持っているんですよ今。この場合、地方公務員法、そして政治的中立義務、財政法的観点から問題になる可能性があるんじゃないかなという質問でありますので、一般論として答えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　一般論としてということでございますが、県職員が関係者と意見交換や情報交換を行うということは、公務を遂行する中で一般的に行われる事務の一つであろうかというふうに考えております。一方で、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものとされており、その職の信用を傷つけまたは職員の職全体の不名誉となるような行為は、いわゆる信用失墜行為として地方公務員法上、禁止されているものと承知しております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　だから、私たちは黒塗りされた限られた資料の中でしか読むことができないんですよ。その中で、人の紹介と基金活用の提案を後日ペーパーで送ってほしいと書かれているから、どういった中身なのかと聞いているだけなんですよ、そこを答えてくださいよ。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほどお答えしたとおり、当時の職員に確認しても記憶にはないという話でございました。いずれにしても県は、辺野古基金の活用について提案を求める立場にはないということでございますので、公務の中立性等には影響は生じなかっただろうというふうに考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　それでお聞きしたいんですけど、この駐在職員はこの活動を公務として行ったのか、民間基金のために動いたのか、組織として承認されていたのか、この３点をお答えください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　当時の職員がどのような観点で行ったのかというのは、私のほうでは判断はできないところでございます。その上で、先ほど申し上げましたが、基地問題に関する情報収集等を担当している事務として業務を遂行する中で様々な有識者等との面談があって情報交換をしたということであろうかというふうに理解しております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　続いて経費の重複についてお聞きしたいと思います。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時18分休憩

午後７時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○徳田将仁　議員　平成27年４月、ワシントン駐在員活動事業と米国政策調査事業は別事業として予算計上されております。しかし、いずれも委託先はワシントンコア社であり、内容にも重なりが見られることから、再度質問したいと思います。

両事業の目的は何が異なるのか、事業目的、業務内容、成果物の違いを具体的に示していただきたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　まず米国政策調査事業は、沖縄に関連する米国の安全保障政策の調査等を内容としているということ。ワシントン駐在員の設置及び活動支援事業は事務所の設置と運営の支援を行う内容としているというものでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　この調査事業においても駐在員活動支援事業においても、どちらも駐在員活動支援と書かれているんですね。だから重複していないかという質問なんですけど。

そこで、２つの事業で、同一年度に同一の事業者に委託しているというところで、代表監査委員にも聞きたいんですけど、本件について県監査委員は、両事業の区分及び支出の適正性をどのように確認しているのか、お聞きしたいと思います。監査の対象となっているのか、監査の結果、重複や不適切な執行がないとの確認がされているのか、見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　議会から要求のありました監査につきましては、６項目が示されておりましたが、今おっしゃった件についてはその対象になっておりませんので、監査をしておりませんので答弁を差し控えたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　続いて(5)の株券の先行取得に関して質問したいと思います。

出資行為に先行して株券が発行されても問題ないとすることについてお聞きします。その判断は、現地弁護士による書面の正式な答えなのか、それとも口頭助言かメール回答レベルなのかお聞かせください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　昨年２月に本庁から当時のワシントン駐在職員及びワシントンコア社を経由して米国弁護士宛てメールにより照会し、米国弁護士からメールによる回答がワシントンコア社及び駐在職員を経由して本庁に報告されたというものでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　この明確な回答の資料提出を求めたいけどどうですか。いかがですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　手続にのっとって提出したいと考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　このコロンビア特別区の法典が根拠にあると言っておりますが、どの条文なのか、そして仮訳でもいいから一言一句答弁してください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　コロンビア特別区事業組織法第304条第21項(c)及び(d)ということでございます。まず、(c)につきましては、取締役会は、会社が株式を発行する前に発行予定の株式に対して受領をし、または受領する予定の対価が妥当であることの決定を行わなければならない。取締役会による当該決定は株式発行の対価の妥当性が、株式が有効に発行されたか、全額が払い込まれたか、追加払込みを請求できないかという点に関する限り最終的なものとするとなっております。(d)が、取締役会が発行の権限を付与された株式に対する対価を会社が受領した場合、そのために発行された株式は完全に払い込まれ、追加払込みを請求されないものとされるとなっております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今答弁してもらった条文をワシントン事務所設立の事例に当てはめるとしたら、どのような論理によって適用されるのか県民に分かるように、丁寧に説明してほしいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　まず(c)において、取締役会は、会社が株式を発行する前に発行予定の株式に対して受領する予定の対価が妥当であることを決定を行わなければならない旨の規定がございます。さらに、同項の(d)において、株式に対する対価を会社が受領した場合、そのために発行された株式は完全に払い込まれたものとされる旨の規定がございます。これらの規定を踏まえ米国弁護士に照会したところ、出資金を払い込むことを約束した段階で、株式を発行することが許されており、実際に出資金が払い込まれる前に株式を発行することに何ら問題はないこと、コロンビア特別区事業法第304条第21項(c)及び(d)の規定が根拠であることを示す回答を得ております。

以上になります。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　つまり分かりやすく言ったら、後々お金を払うから、その約束をしたから株式発行しましたということでよろしいですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　対価の支払いの前に株式を発行することが可能であるという規定であろうかというふうに考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　その点についてもしっかりまた百条委員会なり、一般質問でいっぱいやっていきたいと思います。

(7)番について再質問したいと思います。

事務所の再開の件でございます。ワシントン事務所事業は、令和７年をもって終了したと説明されています。それは当然の結果だと思います。なぜならワシントン事務所において違法な手続や不適切な運営が放置されていたからであります。

そこで、再度伺いたいと思います。

令和８年度当初予算及び関連事業の中に、名称は異なっても、ワシントン事務所と実質的に同一の機能や内容を持つ事業は組み込まれていないと断言できるのか。そしてまた関連部局において検討段階の構想や予算要求は存在しないのか。本事業の違法手続の総括や責任の整理が十分でない中で、同様の事業を再び再開することはまずないと思いますけれど、それは明確に約束していただきたいと思います。その２点を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　失礼しました。

先ほど知事が答弁させていただいたとおり、今現在、関係部局長からなる委員会における検討あるいは専門家への相談等を通じて、高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでいるところでございます。ですので、令和８年度の予算には、駐在に関する予算は計上しておりません。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　それは先ほど知事から聞きました。だから、例えば新年度予算に事業は組み込まれていないかもしれないけど、この種となるような――今例えば知事は今後、再開していきたいとさっきも言っていました。それに関する検討の予算も入っているのかということです。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　検討につきましては、随時知事公室、あるいは先ほど説明しました関係部局の長からなる委員会で検討を進めてまいりたいと考えておりますけれども、これについては予算を伴うものではないということでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今回、百条委員会で委託先であるワシントンコア社及び再委託先のクラカワー弁護士の証人尋問の必要性を共有しました。しかし両名はいずれも国外に所在しており、百条調査の強制力が及びません。証言は任意で外交ルートを通じた接触に限られることが明らかとなりました。それは皆さんも御承知だと思います。つまり、外国法人と自治体が契約した場合、契約当事者であっても議会の調査権が十分に及ばないという重大な課題が浮き彫りになりました。議会としてこの問題を重く受け止めるべきだと思っています。だからこそ今後、海外での発信事業を行う場合には、法的手続の適正確保と議会への事前説明を制度として担保する考えはあるのか、明確な答弁をください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　駐在等につきましては、現在高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでいるところでございます。引き続き法令にのっとって適切に対応していくことが重要であろうかというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時28分休憩

午後７時28分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　（パネルを掲示）　続いて(8)の消費税のところについて質問したいと思います。

これも本当に非常に重要な質問です。消費税についてお聞きしたいと思います。ワシントン駐在活動事業及び米国政策調査事業、両事業いずれも米国において実施され、委託先も日本国内に拠点を持たない米国法人だと思います。一般論として、日本の消費税は国内取引に課税されるものであり、国外で完結する役務提供については原則として、課税対象外と理解しております。

そこで伺います。

これら両事業において、米国法人に対して消費税相当額を支払う理由を教えてください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時29分休憩

午後７時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　繰り返しになりますが、国内及び国外にわたって行われる役務の提供は、国内対応部分については消費税が課され、国外対応部分については課税されないものと承知しております。ワシントン駐在活動支援事業に係る契約は、企画提案を公募して契約の相手方を選定しており、日本国内で役務を提供する事業者は応募する可能性もあることから、企画提案の上限額には消費税相当額が含まれているというものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　繰り返しの答弁で、本当に大丈夫かなと心配なんですけど、よろしいですか。このワシントンコア社との委託契約書の中、取引に係る消費税額はゼロ円と整理されています。それはもう僕も理解しています。しかし、ここ積算――池田さんの印鑑が押された積算の中で、予定価格調書も積算書も消費税８％を加算して税込み価格となっているんですよ。そしてその金額、税込み価格が委託契約金額となっているのはなぜなのかという質問です。

議長、休憩お願いします。長くなりそう。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時31分休憩

午後７時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　沖縄県におきましては、予定価格は消費税相当額を含んだ価格を計上し、予定価格調書には、入札書比較価格として当該予定価格に110分の100を乗じた額――現在は、110分の100を乗じて得た額を併記することとなっております。また、入札者は課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとされており、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する金額を加算した金額をもって、落札価格としております。つまり競争入札の場合、免税事業者と契約する場合に予定価格のうち消費税相当額を除いた額の範囲内で契約することとはされていないということでございます。随意契約においても原則として同様な扱いをすることとしております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今言った答弁、国内企業も見越して消費税額は算定して出すんだと。それも分かります。でもね、これ、仮に入札段階で国内企業が想定されたとしても、でも、契約締結時に、相手方が日本に拠点を持たない米国法人ということが確定したんだったら、普通だったら、消費税相当分は発生しないということは分かりますよね。分かるんであれば、税込み額を、税を抜いた分で契約するのが普通じゃないんですか。答弁ください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほども御説明させていただいたところですけれども、入札に当たって入札者は課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載することとされており、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格としていると。つまり、競争入札の場合、免税事業者と契約する場合に予定価格のうち、消費税相当額を除いた額の範囲内で契約することは想定されていないと。随意契約においても原則として同様な取扱いをすることとしているという、それにのっとって作成されているものだということでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　あのね公室長、いいですよ。この100分の100がどうたらとか、その規定上分かりました。ただ普通に考えて、県民がこれで納得するかと言っているんですよ。消費税について、ワシントンコア社は悪くない。出てきた金額を見て、消費税入っていませんと言われているから、契約したワシントンコアは悪くないんですよ。何でここで、税金入れて提出するのかと言っているんですよ。意味分かりますよね。これは普通に考えて、これ県民に説明できますか、あなた。本当に皆さん、知事、これ説明できるんですか。できるわけないでしょう。納得しないですよ、誰も。全ての今まで払った税金を返しなさい、じゃあ。あのね、今回のこの消費税処理の問題は、単なるこれミスじゃないんですよ。これは、皆さんの形式的な事務処理の継続でチェック機能が働いていなかったと思うんですね。普通だったら抜きますよ。何年契約しているんですかコア社と。十何年契約して、抜かないんですか。ずっと税金払い続けているんですよ、消費税を国外企業に。一、二年だったら分かりますよ、ミスだったって。10年もずっと払い続けて、県民に説明できますか、じゃあ。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時36分休憩

午後７時36分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来申し上げましたとおり、消費税法の適用に伴う財務会計処理の取扱上、そのような扱い――110分の100に相当する額を記入して、さらに100分の10に相当する額を加算するという扱いをしているということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　公室長、公費は本当に県民の血税ですよね。慣例だからとか、これまでこうしてきたからとか、そういう理由で支出の妥当性検証を怠ることは断じてあってはならないと思いますよ。

そこでお聞きします。

知事として、この問題を単なる事務処理の問題として矮小化するのではなく、組織の統治能力の問題として受け止めて、二度と同様の処理が行われないことをここで明言できますか知事。答弁を求めます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまでの反省点に立ち、適宜適切に処理をしてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　それでは(3)の副知事辞職についてお聞きしたいと思います。

池田副知事にお聞きしたいと思います。

ワシントン駐在問題を受けて、２月９日に辞表を提出されたと思います。報道では任期途中での退任であり、責任を取るという趣旨が示されております。しかしながら、これまで議会答弁において、設立過程や法人運営に関する違法性や関与について明確な責任を認める答弁はなされませんでした。

そこで伺いたいと思います。

今回の辞任は法的責任なのか、政治的責任なのか、それとも監督責任なのか、自身でどの責任を負うものと認識しているのかお聞かせください。

○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　百条委員会の証人喚問でも、下地委員のところだったと思いますけれども、道義的な責任あるいはその他の知事と一体ではないかというような御指摘も受けまして、今後検討してまいりますという答えを１月16日にさせていただきました。その中では、例えば副知事はなぜ給与の減額措置がないのかというような御指摘もいただいたところでございます。今法的な責任云々という話がございましたけれども、私はあくまでも一身上の都合で辞表を出しております。それらについて、マスコミのほうからも問合せがありましたので、ワシントン事務所の設置から10年ぐらい、担当統括監、公室長、副知事として関わってきたと。直接法的なもの云々というのは恐らく該当はないと思いますけれども、関わってきた者として、一つのけじめとして給与の減額措置も取ることが私の場合、任期が３月末ですので、仮に今議会で減額条例を副知事を追加としたとしても、４月以降、別の方が減額されると。それは私の本意ではないということで、職をそれより少し前に３月11日付で辞させていただきたいということで申し上げたものでございます。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　今回の辞任ですけど、それは副知事個人の判断ですか。それとも組織としての判断なのか。副知事として県民に対して、どの点を反省して何を説明すべきだと考えていますか。

○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　まず、今回の辞職の申出は私のあくまでも個人の判断でございます。常々百条委員会での参考人、証人喚問でも申し上げてきましたけれども、原因として、情報の共有の不足であったり、そもそもの法制度への不勉強、十分な習熟がなかったことなどで、なおかつそれが10年ぐらい、議会で指摘されるまで結果として放置してきたことの責任も、またそれは当然あると思っております。そういったところにきちんとけじめをつけるということで、20日ほどですけれども、早めにちょっと職を辞させていただくというふうにしたものでございます。ぜひ今後残された職員については、二度とこのような事務的なミスがないようにしっかりとやっていただければと思います。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　知事にお聞きしたいと思います。

ワシントン駐在問題は、長年にわたる組織的判断の積み重ねの結果であります。部下が辞めて、トップが何も変わらないのであれば、それは責任の取り方として県民が到底納得できるものではありません。副知事の辞職をどう受け止めて、知事御自身はどのような形で責任を明確にして、県民の信頼回復に向き合う覚悟なのか、言葉だけではなく、行動として何を示すのか、知事の率直な思いと知事の覚悟をここで明確にお答えください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　一昨年の10月に、この議会からの指摘によって、このワシントン駐在問題について、私も初めて経緯について知ることがかなってまいりました。その結果、我々も、自分たちから身をきちっと引き締める必要があるということで、調査委員会を立ち上げて、私たちも丁寧に調査をさせていただきました。そしてその結果、その調査報告書も公表させていただいておりますが、一連のこの行政、公務という手続、文書管理等々、様々な点において深く猛省をし、二度と再びこのようなことがないよう、全庁的に管理一切に関してしっかりと再確認をするようにと、私から職員に対して明確な指示を出す必要があるというように思いました。そして、今後、その公務に対する信頼性を二度と失墜させないということを表すために私は、給与の減額条例を議会に提出をさせていただいた次第であります。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　知事が出した、15％の減額という部分では、やはり百条委員会の検証も終わっていない中ですので、そこは総務企画委員会でも審議としてはできないという形で、まだ。それから副知事が辞任するというのはその後ですので、そういった面も踏まえてしっかり考えていってほしいなというふうに思っています。

そこで(1)、(2)でちょっとまた聞き忘れなんですけど。こういった行政文書、行政の確認という点で、少しＦＡＲＡの報告についてちょっとお聞きしたいんですけど、ＦＡＲＡへの報告ですね。ワシントン事務所はＦＡＲＡへの報告を半年に一度行っていますよね。活動報告書は、県が目を通してからＦＡＲＡへの報告をしているのかどうか、答弁ください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時45分休憩

午後７時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ＦＡＲＡへの報告については現地での活動報告でございまして、ワシントン駐在が報告した後に、このような報告をしたということが

本庁側に報告されているということでございます。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　百条委員会のとき、そのような報告は県を通さず、まずは駐在職員がそのままＦＡＲＡへの報告をして、その後県に伝えるというところをお聞きして、もうびっくりしたんですね僕。だって普通に考えて、ＦＡＲＡへの登録費用も、そして弁護士の費用も関係経費全て沖縄県が負担して、そして実質的に県の会社であって、県の職員だし、県の事業という説明をこれだけさんざんしてきて、それにもかかわらず、そのＦＡＲＡへの報告内容は確認していないというのはなぜなんですか。県民が納得できるように説明してください。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在の活動については業務報告等で日々、随時報告を受けているところでございます。それをまとめて英文といいますか、現地のほうでＦＡＲＡに報告しているということになろうかというふうに理解しております。それにつきましては、報告したＦＡＲＡへの報告について、本庁のほうに報告をしているというものでございます。
○徳田将仁　議員　議長、休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午後７時47分休憩
　午後７時47分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○溜　政仁　知事公室長　ＦＡＲＡへ報告をする内容については、基本的には随時、業務報告等で本庁側に報告はされているという理解でございます。その上で、それを取りまとめて、ＦＡＲＡに報告をしていて、それについては報告をしたということを本庁サイドに報告をしているという流れになろうかと思っております。
○徳田将仁　議員　休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午後７時48分休憩
　午後７時48分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　知事公室長が言っていることが僕もなかなか理解できないところはあるんですけど、違うことをまたお聞きしたいんですけど。
　このワシントン事業の話を振り返ると、事業開始時に設定した目的、成果目標というのは何だったのか。その目標に対する達成度評価は行ったのか、率直に聞かせてください。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在の設置の目的としては、米国における沖縄の米軍基地をはじめ沖縄の情報についての情報収集、情報発信等でございます。それにつきましては、随時、米国政府あるいは米国議会議員等と面談をして情報を発信するとともに情報収集もしておりますので、適切に対応できていたものだろうというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　この目標に対する達成度評価を行ったのかと聞いたんですよ。そこで、もし仮にですよ。成果検証を行っていないんだったら、十数億円のこの支出に対する説明責任をどのように果たすのかと疑問に思ったわけです。その点もお聞きしたいと思います。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　達成度評価というのがどのようなものかというのがちょっと我々もよく分からないところなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、ワシントン駐在の設置目的は、米国における情報収集であり情報発信ということでございます。それにつきましては業務報告等で随時、報告を受けていて適切にというか、しっかりその目的は達成されているということは確認しているということでございます。
　以上です。
○中川京貴　議長　徳田将仁議員。
○徳田将仁　議員　公室長、あなたたちが達成度、目標が分からなかったら、県民はもっと分からないですよ。
　これは最後に僕、お聞きしたいんですけど。
　このワシントン駐在事業、平成27年から令和７年まで、この間11年間で、駐在職員給与を合わせて十数億円。公費を使用して得られた成果は何だったのかなと思うんですね。とても単純な質問だと思いますよ。多くの沖縄県民がワシントン事務所問題で、最終的にはこれが聞きたいんじゃないかなと、私は思うんですね。県政課題の解決にどのように結びついたのか。そして県民生活にどのような実質的効果があったのか。知事、知事として、この事業は、県民に対して胸を張って、十分な成果があったと言えるのか。私も一沖縄県民として答弁を求めたいと思います。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在職員の活動内容と成果ということだと思います。ワシントン駐在

は先ほど来御説明しておりますとおり、米国における情報収集、情報発信を行っているわけですけれども、例えば、米国政府あるいは連邦議会関係者との面談ということを頻繁に行っていて、沖縄県の状況を発信するとともに情報収集をしていると。そのほか米国の会計検査院、あるいは調査局等にも影響を与えているということがございます。ワシントンあるいはシンクタンク、大学等とのネットワークの構築、そのほか当然、米国における最新動向情報収集等、ということで、かなり米国においても活動を活発にしております。そのかいもあって、今回、例えば事件・事故、あるいはそのＰＦＡＳにおける国防権限法の何でしたっけ……。ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時53分休憩

午後７時53分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　その成果の一つとして2025年会計年度の国防権限法ＮＤＡＡについて国防長官に対し、海外の米軍施設及びその周辺における米軍起因のＰＦＡＳ汚染に関し、受入れ国及び所在地方自治体への速やかな通知と連携した対応を義務づけることを内容とする修正案が下院により提出されるなど、一定の効果があったというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　公室長、あなたは知事じゃありません。知事、私が聞いているのは、普通に考えて、県民が今思う気持ちだと思います。この事業に対して成果というのは、知事として十分な成果があったと言えるのかどうか、再答弁お願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　例えば、米国議会に対して調査局がそのレポートを忠実に報告をし、それが議員間で、世界における米軍基地由来のそのＰＦＡＳなどの案件について、そのような調査をせよ、調査をする必要があるということが発せられるということは非常に大きな成果でありますし、私たちは常に沖縄県内における米軍基地も調査をさせてくれというように、命の水につながる問題だという認識でそれを米側にも、その調査をする協力を求めるなど、本来であれば、国が一義的に外交努力としてやっていただくべきことを、ワシントン駐在を通して我々がじかにその情報を直接持っていって訴えることによって、様々なつながりができた。これは私は十分、それまでのワシントン駐在の努力と、そして県民の皆さんからお預かりした公金を使ってしっかりと、その顔と顔をつないで、じかに訴えていったワシントン駐在の成果にほかならないと思っておりますし、そのことについては、我々もしっかり県民に報告ができる内容であるというように考えております。

○中川京貴　議長　徳田将仁議員。

○徳田将仁　議員　知事、明確に私は十分な成果があったと言うならば、その成果をまとめたものをしっかりと提出してほしいし、その成果を県民に対して成果を――例えば、今回僕は、十数億使っているよねと話をしました。先ほどの治利議員への答弁では、訴訟問題で２億5000万、今までのシンポジウムとか様々な事業を合わせたら、きっともう二、三十億と、とんでもない額だと思うんですね、この平成27年からずっとやっている事業。それに対してどういった成果があったのかということも踏まえて、説明責任があると思いますよ。そこはよろしくお願いします。だから、私の今回の質問は、県政において、これだけ公費を投じるんだったら、その成果を県民に説明する責任があるよというごく当然の原則を確認する問いでありました。成果があれば堂々と示すべきです。そして、もし課題があったなら素直に認めて改善する。曖昧な総括では県民の納得は得られないと思います。知事には県政の最高責任者として明確な責任の整理、そしてその覚悟を今後しっかりと提示していただくことを強く求めて、私の代表質問を終わりたいと思います。

以上です。

○中川京貴　議長　この際申し上げます。

先ほど徳田議員の代表質問に対する知事公室長の答弁において、確認をし報告したいとの発言がありましたので、後日報告の機会を与えることとしたいと思います。

○中川京貴　議長　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時58分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月19日

令和８年
第　１　回　　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

令和８年２月19日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第3号

令和８年２月19日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

47 番	中川京貴 議長	23 番	比嘉　忍 議員
42 番	上原　章 副議長	24 番	当山勝利 議員
1 番	瑞慶覧長風 議員	25 番	西銘純恵 議員
2 番	瀬長美佐雄 議員	26 番	仲村未央 議員
3 番	大田　守 議員	27 番	新垣光栄 議員
4 番	儀保　唯 議員	28 番	玉城健一郎 議員
5 番	米須清一郎 議員	29 番	山里将雄 議員
6 番	高橋　真 議員	30 番	糸数昌洋 議員
7 番	宮里洋史 議員	31 番	仲里全孝 議員
8 番	徳田将仁 議員	32 番	仲村家治 議員
9 番	新里治利 議員	33 番	下地康教 議員
10 番	新垣善之 議員	34 番	新垣　新 議員
11 番	新里　匠 議員	35 番	島尻忠明 議員
12 番	平良識子 議員	36 番	大浜一郎 議員
13 番	比嘉瑞己 議員	38 番	渡久地　修 議員
14 番	次呂久成崇 議員	39 番	當間盛夫 議員
15 番	喜友名智子 議員	40 番	仲宗根　悟 議員
16 番	幸喜　愛 議員	41 番	山内末子 議員
17 番	上原快佐 議員	43 番	西銘啓史郎 議員
18 番	松下美智子 議員	44 番	又吉清義 議員
20 番	大屋政善 議員	45 番	呉屋　宏 議員
21 番	小渡良太郎 議員	46 番	島袋　大 議員
22 番	新垣淑豊 議員		

欠　席　議　員（１名）

19 番　喜屋武　力 議員

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	井澤和生	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
宮城優次	長	川満鈴花	主任
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事
宮城亮	課長補佐		

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

幸喜　愛議員。

〔幸喜　愛　議員登壇〕

○幸喜　愛　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○幸喜　愛　議員　おはようございます。

本日、１番目の代表質問となります。

会派てぃーだ平和ネットの幸喜愛でございます。

連日のマスコミ報道等で皆さん御存じのこととは存じますが、私、幸喜愛は、このたび、社会民主党を離党いたしました。熟慮を重ねた末の決断であります。その理由はただ一つ、県民の生活に深く寄り添い、県民が目指す沖縄の未来を実現するという政治家としての初心に立ち返るためです。立場や所属にとらわれるのではなく、県民一人一人の声に真摯に向き合い、誰一人取り残さない沖縄を具体的な政策として形にしていく、その覚悟の下、新たな一歩を踏み出す決意をいたしました。これまで党の一員として活動する中で、多くの先輩、同僚の皆様に支えられ育てていただきましたことには、心より感謝を申し上げます。平和、人権、福祉を大切にするという理念の下、共に歩んできた日々は私にとってかけがえのない経験であり、その学びはこれからも私の政治の礎であり続けると確信しております。

少し話は変わるんですが、去る２月５日、衆議院選挙の真っ最中に、私の伯父が天に召されました。元沖縄アマチュアボクシング連盟会長の幸喜良正です。伯父は、コザ高校を卒業後、単身で日本大学ボクシング部の門をたたき、進学いたしました。そして、ボクシングを通して世界に通じる沖縄の若者を育てたいとの思いから高校教員となり、多くの選手を世に送り出し、沖縄ボクシング界の黎明期を築いた一人でもあります。豪快で破天荒、いわゆる昭和の体育教師を体現するような人物であったと聞いています。しかし、その根底には常に生徒への深い愛情がありました。ある高校で生徒を退学させるべきかどうかの判定会議の場で、一番苦しいのは生徒本人だ、教師は生徒を守るの

が仕事ではないのかと、ただ一人反対を貫いて皆さんを困らせたという話も聞いています。私が県議会議員になるときに、みんなが反対しても伯父だけは一人賛成してくれて背中を押してくれた人です。家が貧しくハティルカ　ウーマクーだった自分自身の高校時代を生徒に重ねながら、若者に夢をかなえる力を身につけさせたい、学校がその挑戦を支える場であってほしい、そう願い続けた生涯であったのだと思います。私もまたその生き方に学び、県民の暮らしに寄り添う政治を貫く決心であります。立場が変わろうとも志は変わりません。県民の負託に応えるため、誠心誠意取り組んでまいります。

以上、所感を申し述べ、代表質問に入らせていただきます。

１、基地問題及び安全保障環境について。

(1)、国政動向及び知事の認識について。

ア、今般行われました衆議院の解散総選挙において、高市首相は「国論を二分するような大胆な政策、改革にも、批判を恐れることなく果敢に挑戦していくということのためには、どうしても（中略）国民の皆様の信任も必要」だとの発言をされております。その選挙結果について知事はどのように受け止めているのかお伺いします。

イ、高市首相の核保有関連発言に対する知事の所見を伺います。

ウ、安全保障政策や基地問題のように国民的議論を伴う政策課題に対し、沖縄県としてどのような立場で向き合っていくべきだと考えているのか。あわせて、安全保障議論が県民心理へ与える影響認識について知事の見解を求めます。

(2)、嘉手納基地パラシュート降下訓練について。

ア、嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練については、住民の安全及び生活環境への影響の観点から不安の声が示されています。当該訓練実施に対する知事の基本的な認識はどうか伺います。

イ、住民の安全及び不安への影響をどのように評価しているのか。また、県としての今後の対応方針について伺います。

(3)、ＰＦＡＳ問題について。

ア、報道によると、ＰＦＡＳについて米軍は2023年に、訓練が汚染の原因となった可能性が高いと認めたとありますが、公表が遅れたことについての真意の確認と認識を伺います。

イ、ＰＦＡＳ問題に関し、県が申請してきた米軍基地内への立入調査について、昨年末に防衛省からの回答がありました。その内容に対する受け止めと、今後どのようにしていくのか伺います。

ウ、高機能粒状活性炭の更新及び費用負担について、米軍及び日本政府が費用を負担すべきと考えるが、現段階で費用負担についての交渉がどのような状況にあるのか伺います。

エ、健康被害に対する県民の不安払拭策について、健康影響対策検討委員会において、県民の声を聞くなど、具体的な対策を取る必要があると考えるが、県としての見解を伺います。

２、観光政策及び外部環境変化への対応について。

(1)、国際政治・外交関係の変化について。

ア、国際政治や外交関係の変動、さらには国政レベルの発言が我が県の観光需要や国際交流へ影響を及ぼすことが懸念されています。前回11月の議会以降、こうした外部要因による沖縄県の観光動向への影響について、何らかの変化が見られるのか。また、県として現在どのような分析、認識を持っているのかお伺いします。

イ、今後想定される変動リスクに対し、どのような備えや対策を講じていく考えであるのか、県の見解を求めます。

(2)、世界経済・為替動向の影響について。

ア、観光需要は世界経済情勢や為替動向、物価変動等にも大きく左右されます。県としてこれらの変化が沖縄観光へ及ぼす影響についてどのような分析を行っているのか。また、需要変動リスクへの対応策について見解を伺います。

３、知事の基本認識及び県民生活について。

(1)、物価高騰と県民生活への認識について。

ア、物価高騰の長期化に対する県の実態、現状について。

イ、県民生活への影響評価、これまでの支援策の効果検証及び今後の方向性について伺います。

(2)、高齢者福祉の充実について。

ア、沖縄県の高齢者比率の推移と独り暮らしの高齢者の実態について伺います。

イ、健康状態に大きな問題がないものの、生活面で支援を必要とする高齢者の実態認識、県の取組、制度上の課題及び今後の方向性について伺います。

４、子ども施策及び教育現場の課題について。

(1)、教職員に対するカスタマーハラスメントの問題について。

ア、報道によると、東京都教育委員会が教職員をカスハラから守るための対応ガイドライン案の作成に乗り出したとのことです。沖縄県での教職員へのカスハラ実態認識について伺います。

イ、教職員を守る観点から、沖縄県でもカスハラに関する実態調査が必要であり、教職員が安心して教育活動へ専念できる環境整備について対策を検討する必要があると考えるが、見解を伺います。

(2)、不登校及び子どもの自殺対策について。

不登校も自殺対策も早期介入体制、支援連携及び対策強化が必要だと考えます。これについての考えをお伺いします。

(3)、沖縄県こども・若者施策推進基金の運用方針について。

ア、沖縄県こども・若者施策推進基金の趣旨と具体的な取組について伺います。

壇上からの質問は以上となります。

御答弁をお伺いしました後、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

幸喜愛議員の御質問にお答えいたします。

基地問題及び安全保障環境についての御質問の中の１の(1)のア、衆議院議員選挙の結果についてお答えいたします。

今回の衆議院議員選挙の結果につきましては、各選挙区でそれぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、国民、県民の皆様が判断した結果であると受け止めております。高市総理が衆議院議員選挙の結果を受けて、改めて安保関連３文書の改定前倒しや安全保障政策の抜本的な強化、憲法改正等について発言したことは承知をしております。今後は、提案される具体的な内容や国会での議論、その進め方などについて注視してまいりたいと考えております。

次に、観光政策及び外部環境変化への対応についての御質問の中の２の(1)のアと(1)のイ、外部要因による観光動向の影響と対策についてお答えいたします。２の(1)のアと２の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

昨今の日中関係の影響により、一部航空路線の欠航、クルーズ船の寄港キャンセル等が生じておりますが、直近12月の外国人観光客数は過去最多となっており、影響は限定的となっております。沖縄県では、沖縄観光の持続的な発展を目指すため、市場の多様化や観光危機管理体制の強化を図っていく必要があるものと考えております。このため、国際的な沖縄観光ブランドの確立による欧・米・豪リゾート需要の獲得など、特定地域に偏らない誘客に取り組むとともに、国内外の高付加価値旅行者の誘致を図ってまいります。また、ＭＩＣＥの振興、自然、歴史、文化などのソフトパワーを生かした観光コンテンツの造成、人材の育成・確保に取り組み、災害に強い安全・安心な観光地の形成を図ることで、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。

次に、子ども施策及び教育現場の課題についての４の(3)のア、沖縄県こども・若者施策推進基金（仮称）についてお答えいたします。

沖縄県では、子ども・若者施策を横断的・重層的に推進していくため、令和７年３月に沖縄県こども・若者計画を策定したところです。この計画は、子どもの貧困対策を含む、子ども・若者施策のほか、子育て当事者の支援など幅広い施策を束ねており、これらの施策を推進し、継続的かつ中長期的に取り組んでいくため、安定した財源が必要であることから、既存の沖縄県子どもの貧困対策推進基金の目的などを改正し、20億円を積み増す予算案を提案したところです。令和８年度については、この基金を活用して、計画に掲げる子ども・若者の意見表明及び社会参画に資する取組のほか、こどもの権利擁護委員会（仮称）の設置と運営、フリースクールの実態調査などに取り組むこととしております。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生まれ育ったその環境に左右されることなく、生き生きと暮らせる、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指し、子ども・若者施策を力強く推進してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、基地問題及び安全保障環境についての中の(1)イ、総理の核保有関連発言についてお答えいたします。

世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。高市総理が安保関連３文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討しているとの報道がありましたが、これが事実であれば、日本の戦後の安保政策の大きな転換となり、これまでの日本が進めてきた核兵器のない世界への取組に逆行するものと危惧しております。

県としましては、核軍縮及び核兵器廃絶に向けて、グローバル・アライアンスに参加し、広島や長崎と連携して国際社会に訴えてまいりたいと考えております。

同じく１(1)ウ、安全保障政策に対する県の立場等についてお答えいたします。

県は、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。一方、安保関連３文書で示された南西地域における自衛隊機能の増強等については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。日本の安全保障が大事であるならば、その在り方についても日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであると考えております。

同じく１(2)のア及び１(2)のイ、嘉手納飛行場のパラシュート降下訓練に対する認識及び今後の対応についてお答えいたします。１(2)アと１(2)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

嘉手納飛行場は住宅地に隣接しており、同飛行場でのパラシュート降下訓練は、一歩間違えれば住民等を巻き込む大惨事につながりかねないと認識しております。県としては、パラシュート降下訓練は、ＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。しかしながら、昨年12月に伊江島補助飛行場の滑走路の修繕が完了したにもかかわらず、今月、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施されたことは、到底受け入れられず、極めて遺憾であります。このため、２月４日に特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に強く抗議したところです。引き続き日米両政府に対して、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く求めてまいります。

同じく１(3)ア、ＰＦＡＳ汚染に係る報道についてお答えいたします。

嘉手納飛行場と普天間飛行場のＰＦＡＳ汚染に関し、2023年に米軍が政府に対し米軍の訓練が汚染の原因となった可能性が高いと認めたとの報道については承知しております。この報道の事実関係について沖縄防衛局に照会したところ、米側とのやり取りの詳細については、米側との関係もあり、答えを差し控える旨の回答があったところです。

いずれにしましても、県としては、米軍に対し、引き続き立入調査を求めるとともに、基地提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任を有する国に対し、県が求めている基地内への立入調査の実現や、原因究明調査と科学的知見に基づく浄化対策等を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　１、基地問題及び安全保障環境についての(3)のイ、立入り申請に関する米軍回答への受け止めと今後の対応についてお答えいたします。

今回の米軍からの回答は、県が平成31年、令和２年及び令和３年に行った立入り申請に対するものであり、令和７年２月の普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査の専門家会議での調査結果等は考慮されていないものでありました。

県としては、現在、米側から示された回答や見解について、これらの調査結果をはじめ、県がこれまで積み重ねてきた科学的根拠を反映させた再度の立入り申請に向けて、関係部局において検討しているところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力　企業局長　１、基地問題及び安全保障環境についての(3)のウ、粒状活性炭の取替え・処分費用についてお答えいたします。

米軍基地が主な汚染源である蓋然性が高いＰＦＯＳ等への対策として、北谷浄水場で使用する粒状活性炭の取替え・処分に係る費用は、施設提供者である国が最大限の支援を行うべきものと考えております。これまで知事から防衛大臣等に要請を重ねてきましたが、施設の維持管理に対する補助の適用は難しいとされてきております。今後、防衛省に対しては、かかる費用の企業会計上の位置づけ等について丁寧に説明するとともに、抜本的な解決に向けた汚染源の究明と対策の実施について、引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　１、基地問題及び安全保障環境についての(3)のエ、県民の声を聞くなど、具体的な不安払拭策についてお答えします。

県では、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会をこれまで４回開催し、県民の健康不安等への対応に

ついて検討してきたところです。委員会において、検討を進める上で当事者の意見を聞くことは重要との意見があったことから、２月６日に開催した第４回検討委員会では、市民団体に参加いただき、不安軽減に必要なこと等について意見聴取を行ったところです。

県としましては、これまでの意見を整理し、年度内に報告書を作成することとしております。

次に３、知事の基本認識及び県民生活についての(2)のア、高齢者比率の推移と独り暮らし高齢者の実態についてお答えします。

沖縄県の令和７年10月時点の高齢化率は24.1％で増加傾向にあり、それに伴い高齢者単独世帯も増加することが見込まれております。令和６年度に実施した高齢者の生活状況調査によると、高齢者単独世帯においては、頼れる親族や友人がいないと回答した割合が高く、一般世帯に比べ孤独、孤立感が高く生きがいを感じていないとの回答率が高い調査結果となっております。

同じく３の(2)のイ、生活支援を要する高齢者の実態認識や県の取組等についてお答えします。

県では、令和６年度の高齢者の生活状況調査で把握した支援ニーズに対応する新たな取組をつくり出す基盤として、官民連携プラットフォームの構築を進めているところです。高齢者の地域での生活は、介護、福祉のみならず、経済活動や住民による支え合いなど、多様な主体との関わりの中で成立しているため、制度や分野の枠を超えた連携体制の構築が課題であり、今議会に提案している地域連携高齢者支援基金を活用し、高齢者を支援するための取組を集中的に推進したいと考えております。

次に４、子ども施策及び教育現場の課題についての(2)のアのうち、子どもの自殺対策についてお答えします。

県では、自殺対策を横断的に進める観点から、教育、福祉、雇用などの県関係機関で構成する連絡会議を設置するとともに、県自殺総合対策行動計画に基づき、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進やＳＮＳを活用した相談体制など、子ども・若者の特性に応じた支援の充実を図っております。また、令和７年度から開始した、多職種の専門家で構成される、こども・若者自殺危機対応チームを活用し、学校など地域の支援機関への助言等に取り組み、自殺対策を強化しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、観光政策及び外部環境変化への対応についての(2)のア、需要変動リスクへの対応策についてお答えいたします。

沖縄観光を取り巻く状況は、世界情勢や為替相場など様々な要因が影響を及ぼすことから、外部環境の変化に対応した施策の展開が重要だと考えております。このため県では、沖縄観光の持続的な発展を目指すため、東アジア、東南アジアに加え、欧・米・豪からの戦略的な誘客に取り組むなど、特定地域に偏ることなく様々な国や地域からの誘客を促進するとともに、課題となっているオーバーツーリズムへの対応も含め、持続可能な観光地づくりの実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　３、知事の基本認識及び県民生活についての中の(1)のア及びイ、物価高の現状、影響評価、効果検証及び今後の方向性についてお答えいたします。３の(1)のアと３の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

円安やエネルギー価格の高止まり等により、本県の消費者物価指数は、令和２年を100として、令和７年平均で114.1となり、全国の111.9を上回っております。こうした状況を受け、県民生活は厳しい状況にあり、令和６年度に行われた県民意識調査においても、物価高の影響が随所に表れております。このため県では、生活困窮者や子育て世帯等に対する負担軽減、適切な価格転嫁や賃上げに向けた事業者支援に加え、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでまいりました。今後、事業ごとの効果の検証を行うほか、県民意識調査や各種経済指標等を活用した状況把握を行うこととしており、引き続き県民生活、県経済への影響の緩和が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　４、子ども施策及び教育現場の課題についての中の(1)のア及びイ、学校における保護者等の対応についてお答えいたします。４の(1)のアと４の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

各学校においては、保護者等との対応において、早期の解決が困難となるなどの事例があり、その場合は、学年主任等の関係職員や管理職が対応しているも

のと認識しております。詳細の実態把握は行っておりませんが、長時間にわたって申立てを受ける等の事例があることは承知しております。

県教育委員会としましては、引き続き管理職や教職員の対応能力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、実態の把握や対応マニュアル等の策定について検討し、教職員と保護者等が良好な関係を築けるよう各学校を支援してまいります。

同じく(2)のア、不登校対策の取組等についてお答えいたします。

令和７年度は、スクールカウンセラーを137人配置し、児童生徒、保護者等に対する教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを22人配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等、関係機関と連携した支援を行っております。また、令和４年度から校内自立支援室事業を実施し、個に応じたきめ細かな学習支援等に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関等と連携し、不登校児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○幸喜　愛　議員　御答弁ありがとうございました。

通告とはちょっと順不同になるかと思いますが、一つ一つ再質問をさせていただきたいと思います。

まず大問１の(2)、パラシュート降下訓練についてお伺いいたします。

嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練については、県として状況を把握し対応しているということの答弁もございましたが、そもそも県は、訓練の実施やその有無に関する情報を日頃どのような形で把握しているのか、具体的な流れを教えていただけますでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

米軍がパラシュート降下訓練を実施する際は、航空情報の一種であるノータムに予定日及び予定時間が掲載されることになっております。そのため、防衛局は当該情報を基に県や関係自治体へ情報提供を行っています。防衛局から情報提供はあるものの、県も独自でノータムの情報を定期的に確認し、事前に訓練実施を把握するように努めているというところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。

こうした訓練の情報の確認や関係機関との調整において、現場の職員の皆さんが日頃からアンテナを張っていただいているということで、受動的ではなく、こちらのほうからも、しっかりと取組がされているということが理解できました。ありがとうございます。

そのことも踏まえまして、今回の嘉手納基地のパラシュート降下訓練についても、急な取組であったということで大きく取り上げられました。こういった訓練が再発するようなことがありますと、やはり県民の不安が募るかと思います。今後さらに強化する必要があるかと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　本答弁でも御説明したように、昨年12月には伊江島補助飛行場の滑走路の修繕が完了したところでございます。ですので、今嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施されるという理由はもうなくなったのではないかと考えておりますので、我々としましては、日米両政府に対してＳＡＣＯ合意に基づく運用を行うようにということを、引き続き強く申し入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。

続いて、(3)のＰＦＡＳ問題についてお伺いします。

昨日今日と宜野湾市伊佐で――先月ですか、発生しました普天間基地周辺のマンホールから出ました白い泡、この問題で、新しい情報が入っておりますのでそのことに関してお伺いさせてください。

宜野湾市の水質調査では、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計値が１リットル当たり６ナノグラムと、国の指針値50ナノグラムを下回ったとの発表があったと聞いております。一方で、市民団体が独自に行った調査では、１リットル当たり約268ナノグラム、すなわち国の指針値のおよそ５倍に当たるＰＦＡＳが検出されたと報じられております。同じ地点、同様の事象に関する調査でありながら、これほど大きな数値の差が生じていることは、県民に大きな不安と混乱を与えるもの

だと考えます。
　そこでお伺いいたします。
　今回の報道及び市民団体の調査結果について、県として現時点でどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。
　宜野湾市によりますと市はマンホール内で、泡を含む下水を採取して分析したということでございます。一方、市民団体のほうについては採取、分析の方法が現時点で分からないため、分析の差については比較できないということで伺っております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。
○幸喜　愛　議員　市が泡を含む水質ということで、市民団体のほうでは、いち早く駆けつけて、泡を採取して検証したと聞いているんですけれども、いずれにしても、調査結果に大きな差があることについては、県として独自の調査をする必要があるのではないかと考えますが、それについてはいかがでしょうか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　土木建築部のほうでは下水処理場を管理運営しておりますが、宜野湾市の分析結果が国の指針値より低いということですので下水処理場では、ＰＦＡＳの分析は今のところ行わない予定としております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。
○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。
　ＰＦＡＳの問題はこれまでも嘉手納基地周辺をはじめ、県民の飲み水や生活環境に直結する重大な問題であります。単に指針値を下回ったか否かという数値の問題にとどまらず、なぜ泡が発生したのか、基地由来の可能性はないのかという根本的な疑問に対し、県として主体的に向き合う姿勢が問われていると考えます。県として、県民の不安を払拭するためにどのような責任ある対応を取るのか、明確な答弁を求めます。お願いいたします。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。
　今回のマンホールにおける泡につきましては――ちょっと整理しますと、普天間飛行場周辺につきましては周辺地下水からの県の調査結果におきまして普天間飛行場の蓋然性が高いと考えているわけですけれども、その蓋然性が高いと考えている一つに、水質中の成分に６：２ＦＴＳという成分がございます。普天間飛行場におきましては令和３年にＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを含まない泡消火薬剤に切り替えたという話になっておりますけれども、この新しい泡消火薬剤に由来する成分に６：２ＦＴＳという成分がございます。今回のこのマンホールから検出された泡につきましては、この６：２ＦＴＳという成分が検出されていないというところになっております。米軍におきましても、泡消火薬剤の使用が確認されていないというようなコメントがなされているというところになっております。そういったことを踏まえて考えますと、なぜ泡がマンホールから出てきたのかというような原因でありますとか、そこの辺りにつきましては、やはり基地に立入りして、このマンホールへの入り口のルートであるとか、どのような施設の中でどのように保管されているのか、こういったものをしっかり調査する必要があるのかなと考えております。県としましては先ほども答弁しましたとおり、再度の立入り申請に向けて、米軍の回答の中身を精査して検討しているところでございます。
○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。
○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。
　ぜひ、基地内への立入調査――私たち自身の目で確認して、県民が安心するような内容の調査結果を県が公表する、県が把握する、これはとても大事なプロセスだと思いますので、ぜひ実現をしていただきますようお願い申し上げます。
　続いての質問になります。
　大問２の観光政策及び外部環境変化への対応についての再質問です。
　観光需要は、外部環境の影響を受けやすい構造にありますが、安定的な観光需要を保持していく観点から、観光地としての安全性や安心感の確保が極めて重要であると考えます。その中でも特に海外からの観光客が安心して滞在できるような医療体制の整備が観光政策上の重要な基盤の一つであると考えています。
　そこでお伺いします。
　海外からの観光客の増加が見込まれる中、外国人観光客に対する救急医療対応や医療アクセスの確保、多言語対応等を含めた医療体制の整備について、県はどのような認識を持っておられるかお伺いいたします。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　外国人観光客が急な病気、けがに見舞われた場合でも安心して沖縄観光を楽しめるよう、医療対応多言語コールセンターの設置等により、受入れ環境の整備や

外国人観光客を受け入れる医療機関等の負担軽減を行い、世界水準の観光リゾート地にふさわしい受入れ環境の構築を図っているところです。具体的には４つあります。１つ目が急な病気、けがの電話相談窓口の設置。２つ目が電話映像医療通訳サービス、これは医療機関向けです。３点目が、簡易翻訳サービスということで、カルテ等の部分について簡易翻訳をするというサービス。４つ目が、インバウンド対応の相談窓口、これは医療機関向けという形で、４つの大きな柱で展開しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。

楽しみで来た沖縄で、思わぬことで病気になってしまったり、体調を崩してしまったりということがあると思います。そこで沖縄で手厚く、医療の施しが受けられたということであれば、また海外の方もお国に帰られてから、沖縄はいいところだったというような口コミが広がっていくことと思いますので、ぜひこういったところの取組を、広報も実際問題としてやっていただいて、充実させていただければと思います。

続いてです。大問３(2)の高齢者福祉の充実についての再質問をさせていただきます。

高齢者福祉の充実について県として取り組んでいるとの答弁がございました。県民にとって重要なのは、実際にどのような支援策や施策が講じられているのかという具体的な内容であると考えています。

そこでお伺いします。

県として、現在独り暮らし高齢者や日常生活に不安を抱える高齢者を含め、高齢者福祉の充実に向けてどのような取組を実施しているのかお伺いいたします。先ほど、官民が連携したプラットフォームの充実ということでのお話がありましたが、このプラットフォームの充実というのは具体的に何を指すのか、どのような取組をしているのかといったことを含めてお伺いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

プラットフォームの場には様々な分野の――まずは高齢者の現状にお詳しいといいますか、市町村あるいは地域包括支援センターなどの専門家の方々と、それから民間事業者の方々、それから地域の専門職などが集まりまして高齢者の生活を支える取組について、立場を変えて話し合う場を設けております。その中では関係者が一堂に集まるワークショップを開くんですけれども、今年度は、取組を具体化するために４つのワーキンググループを４つの地域に設け、民間事業者と市町村、そして地域が連携した取組の実証事業に向けた準備というのを進めております。例えば、民間事業者と市町村、地域が連携をした買物サポート、それから訪問型のサービス及びごみ出し見守りサービスなど、医療、福祉以外の分野でも高齢者が日常的に利用する生活に関するところで、高齢者が利用しやすいような形にするにはどうしたらいいか、そしてそれが事業化できるかどうかというようなことについて、今検討しているという状況でございます。

○中川京貴　議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛　議員　ありがとうございます。

この買物やごみ出し、日常生活でお困りになっている高齢者というのは本当に地域にたくさんおられます。冒頭で申し上げました私の伯父もその一人でした。男手独りで奥さんのいない中で暮らしていくというのは本当に大変な日常でありました。それを支える家族がいない場合、恐らく多くの高齢者が御不自由を感じておられると思います。この取組の充実をぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に大問１の基地問題及び安全保障環境についてなんですが、昨夜遅く、高市首相が総理になった、所信の表明がございました。一番驚きましたのは――大胆に憲法改正にも取り組んでいきたいというような発言がありました。これは本当に大きな、国民を二分する問題であります。大問１(1)のアに関連しているんですが、そういった国民を二分するような取組をこれから高市首相がなさっていくということに関して、県としてどのような受け止めでおられるのか、もう一度お伺いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　高市総理のこの発表、発言は、まさにある一定の方々が危惧をしていたことが、首相の言葉として、国民に発表されたという大きな、ある種の衝撃があったというように考えておりますが、県としてはその高市総理の発言を含め、これらの政策が沖縄県、沖縄県民、沖縄県の社会にどのような影響を与えるかについて、引き続きしっかりと注視していきたいと考えております。

○幸喜　愛　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原快佐　議員　ケーランネーラー　ミシャーロールンネーラ。

てぃーだ平和ネットの上原快佐です。

代表質問に入る前に所感を申し上げます。

私ごとで恐縮ですけれども、私は小禄宮城出身のウルクンチューでございますけれども、母方の祖父は宮古島西里の出身で、祖母は西表島の祖納出身でございます。私自身も小学校３年生までは石垣島の平真小学校に通っておりました。祖母の出身地である西表島祖納の家は、豊年祭などの行事で使う家ということもあって、私たちの家族で現在も家を守っております。そのような関係から私自身も在沖西表郷友会に入っておりまして、郷友会の行事にはなるべく参加するようにしております。沖縄本島には離島出身者などの郷友会が多く存在し活動しておりますが、高齢化等の影響もあり、年々活動が縮小している郷友会も増えております。そのような中、先月28日に在沖八重山郷友会連合会の事務所が南風原にあります沖縄県土地改良事業団体連合会の１階に開設されました。事務所家賃は、石垣市、与那国町、竹富町で構成する八重山市町広域圏事務組合から交付していただくとのことで、関係者の皆様も大変喜んでおります。開所式には私も参加させていただきましたが、鳩間島出身の大城副知事も参加していただきました。ありがとうございます。郷土から離れた中でも郷友がふるさとに思いをはせ、互いに支え合う郷友会の活動は今後も重要だと考えております。私自身も、今後も郷友会発展のために活動に積極的に参加し、また、県政においては、県土の均衡ある発展のため、全身全霊で取り組んでまいります。

少し長くなりましたが、それでは通告に従って質問に入らせていただきます。

まず１、県財政について。

(1)、一般会計当初予算が２年連続で過去最高となりました。その要因と知事就任年度との比較及び推移についてお伺いいたします。

(2)、財政力指数は0.5が目安とされ１を超えると不交付団体となります。本県においては、以前は0.28前後で推移しておりましたが、翁長県政以降、本県の財政力は劇的に上昇し、近年は0.35前後で推移しております。一方で、いまだ全国平均の７割程度と国の地方財政制度に大きく依存した財政構造となっております。その要因と国内順位の推移についてお伺いいたします。

(3)、翁長県政以前は1000億円前後で推移していた地方税収入が、近年は1800億円を超え、2000億円に迫る勢いであります。しかし全国と比較すると、本県の地方税収入の割合はまだまだ低く、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した財政構造となっております。一方で、好調な経済を背景に税収は増加傾向にあります。税収増の主な要因と構造的課題に対する今後の方針についてお伺いいたします。

２番、県経済について。

(1)、企業の景況感を示す指標であります業況判断ＤＩは、15期連続のプラスとなっており、県内景況は順調に拡大しております。産業別の傾向と課題についてお伺いいたします。

(2)、令和７年度の県内総生産は５兆円に迫り、経済成長率も名目で対前年度比増加率3.8％程度が見込まれております。知事２期目就任時から現在までの県内総生産の推移と経済成長率をお伺いいたします。

(3)、民間シンクタンクの試算によると、成長移行ケースでは、2035年度の県内総生産は名目値で５兆5320億円、高成長実現ケースでは、長期デフレ以前の成長力が回復し、賃金と物価の好循環により、2035年の県内総生産は名目で６兆3450億円に到達するとされております。このシナリオを実現するために、県政として今後どのような経済政策が必要か見解をお伺いいたします。

(4)、マクロ経済の動向において、県経済は好調な長期見通しが示されております。一方で、実質賃金は全国的にもマイナス基調が続いております。物価の上昇に賃金の上昇が追いついていないことが主な要因でありますが、そもそも物価高が続いている原因をどのように考えているのか。消費者物価指数の推移と全国との比較、本県の特徴、物価高騰に対する本県の取組と効果をお伺いいたします。

(5)、県民所得は、県民雇用者報酬と企業所得、財産所得から成るとされています。１人当たりの県民所得が全国最下位であることは常態化しており、近年も全県平均の７割弱で推移しております。様々な要因が考えられますが、主な要因として、全国との労働生産性の差が指摘されています。一般的に、県内総生産に占める製造業の比率が高いほど、１人当たりの県民所得も大きくなると言われております。本県においては製造業の比率が低く、観光産業を基幹産業とし、それに次ぐ基幹産業として成長しているのが情報通信業となっております。県民所得を上げるためには、観光産業と情報通信業の労働生産性向上が不可欠だと考えますが、県民所得と非正規雇用率の推移及びその要因について見解をお伺いいたします。

(6)、収入から税金や社会保険料等を差し引いた自由に使える手取り収入のことが一般的に可処分所得とされますが、本県においては近年増加傾向にあります。一方で、家計支出に占める食費の割合を示すエン

ゲル係数は、総務省が先日発表した家計調査によると、1981年以来44年ぶりの高水準となる28.6％に上昇しました。本県の可処分所得とエンゲル係数の推移について見解をお伺いいたします。

３、農業振興について。

(1)、沖縄本島唯一の製糖工場であります、ゆがふ製糖の工場建て替えは、県としても長年の懸案事項でございました。私自身も経済労働委員会の委員の一人として、昨年、政府要請に行ってまいりました。先月、市町村との費用負担の合意を得て、農水省へ事業申請を行ったとのことでございますが、ゆがふ製糖施設建て替えの進捗及び今後の見通し、課題についてお伺いいたします。

(2)、新年度予算において、畜産生産基盤強化支援基金を設置し、県としてもこれまで以上に畜産農家への支援に前向きな姿勢であると評価しますが、一方で畜産農家を取り巻く経営環境は依然として厳しいと言わざるを得ません。和牛繁殖農家の現状と課題及び県の支援体制についてお伺いいたします。

(3)、産業別県内総生産の構成比において、本県農業は、昭和47年度には5.5％あったものが、令和４年度は0.8％となっております。昨年末の沖縄総合事務局の発表によると、2024年の県内農業産出額は前年比3.4％増の909億円で、３年ぶりに増加したとのことであります。県経済における農業の位置づけ、生産額、所得、担い手の推移についてお伺いいたします。

４番、介護福祉行政について。

(1)、2025年、日本の人口構成において大きなウエートを占める団塊の世代が75歳以上に突入し、医療・介護の需要が急増する2025年問題として、注目を集めております。また、団塊ジュニア世代が65歳以上に達する2040年には、高齢人口増加の第２波が見込まれ、2040年問題として問題視されております。2025年問題と2040年問題に対する本県の現状と課題、取組についてお伺いいたします。

(2)、介護業界の人材不足が深刻化しております。2025年10月時点の介護職の有効求人倍率は3.07倍と３倍前後での推移が続いており、介護サービスの質の維持と安定的な供給が喫緊の課題となっております。介護業界の人材不足に対する県の認識と取組についてお伺いいたします。

(3)、介護保険サービスは訪問サービスや通所サービス、短期滞在型サービスや入所型サービスなど多岐にわたります。那覇などの都市部においては、利用者や家族が御自分のニーズに応じてサービスを利用する環境がある程度整っておりますが、一方で、離島や都市部以外に居住する県民においては、そもそも事業者が少ない、もしくは施設がないといった状況であります。所在地域による介護格差の現状と課題、是正策についてお伺いいたします。

(4)、高齢者虐待防止法では、都道府県は、毎年度、要介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について公表するものとしております。本県でも毎年度調査結果を公表しておりますが、介護施設における高齢者虐待の現状と防止への取組についてお伺いいたします。

５、離島振興について。

(1)、指定管理者の撤退により、島から常駐の医師がいなくなる可能性のあった与那国町において、那覇市の医療法人が指定管理者の公募に応じ、先月町議会で議案が可決されました。与那国診療所の現状及び県の今後の方針についてお伺いいたします。

(2)、知事による2026年度県政運営方針の中では、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、特に小規模離島の人々が安心して暮らせるよう、地域社会の維持に向けた施策に全力で取り組むとしました。小規模離島定住における課題と取組についてお伺いいたします。

壇上においての質問は以上となります。

質問によって再質問を行わせていただきます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　上原快佐議員の御質問にお答えいたします。

まず県財政についての御質問の中の１の(1)、当初予算額増の要因と知事就任時との比較等についてお答えいたします。

一般会計当初予算案が過去最大となった主な要因は、好調な観光需要に牽引され県内の景気は拡大基調であることなどから、県税や地方譲与税等の増を見込んでいること。物価高、産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上への対応など、財政需要の増加に伴い、地方交付税の増を見込んでいること。いわゆる教育無償化への対応や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用などに伴う国庫支出金の増を見込んでいること。各省計上予算や有利な県債など、多様な財源の活用を行っていることなどが挙げられます。また、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援、変化する社会課題へ機動的に対応するための新たな基金の設置、学校給食費の無償化支援、宿泊税導入に向けた環境整備、高齢化に伴う社会保障関係費への対応など社会経済情勢の変化を捉え、必要な経費を

積み上げたことにより予算額は9468億円で、過去最高の予算規模となっております。なお、私が知事に就任した際の平成30年度当初予算額は7310億円であり、令和４年度以降は8000億円台で推移をしております。

次に、農業振興についての御質問の中の３の(1)、ゆがふ製糖工場の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、ゆがふ製糖工場の整備に取り組むこととしております。現在、国において整備計画の審査が行われており、内容が妥当と判断された場合は、３月に採択され、４月から整備事業に着手できる見通しとなっております。一方、沖縄本島のサトウキビ生産については、栽培面積の確保や生産性の向上等の課題があることから、農業法人の育成や機械化の推進など各種の施策に取り組んでまいります。

沖縄県としましては、市町村、ＪＡ等と連携し、引き続きゆがふ製糖工場の整備を着実に進めてまいります。

次に３の(2)、和牛繁殖農家の現状と課題及び支援についてお答えいたします。

県内の子牛取引価格は、直近では平均70万円を超えるなど回復傾向にありますが、長引く飼料価格の高騰等の影響により、和牛繁殖農家においては、近年、飼養戸数や頭数が減少傾向にあります。沖縄県では、繁殖農家の経営安定を図るため、飼料価格の高騰に対する補助や肉用牛繁殖経営再興プランに基づく支援を行っております。さらに、生産基盤の強化等を目的とした新たな基金を創設するため、令和８年度当初予算に約20億円を計上しております。引き続き、和牛繁殖農家の経営安定に努めてまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、県財政についての(2)、財政力指数についてお答えします。

本県の令和６年度決算における財政力指数は0.380となっており、全国平均の0.512を下回っております。本県財政は、従前から自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した構造となっております。一方で、県税収入は拡大傾向で推移し、本県財政力も着実に向上していると認識しております。財政力指数は、近年で最も低かった平成24年度の0.282から、令和６年度は0.380と、約0.1ポイント上昇しており、都道府県別順位についても、平成24年度の43位から令和６年度は34位まで上昇しております。

同じく１の(3)、税収増の要因及び本県財政の今後の方針についてお答えします。

県税収入については、県内景気が拡大基調にあり、企業業績の回復の動きが強まっていること、入域観光客数が増加していること、全国においても所得環境の改善が進む中で、国内需要中心の経済成長となることが期待されていることなどにより、個人県民税、法人関係税及び地方消費税が増となっております。引き続き県では、県税や沖縄振興予算を最大限に活用して喫緊の課題などに対応するとともに、将来を見据えた投資や世代間負担の平準化に寄与する施策の推進に当たっては、国等の各種制度、基金、県債、各省計上予算など多様な財源の積極的な活用を図ってまいります。あわせて、沖縄振興諸施策の推進により、税源の涵養を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　２、県経済についての中の(1)、県内景況における産業別の傾向と課題についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の県内企業景況調査によると、2025年10月から12月期の業況判断は、15期連続でプラスとなっております。これを業種別に見ると、飲食店・宿泊業や卸売業、サービス業で好転幅が拡大しております。本県経済は、人手不足、原材料高、人件費増の影響が見られるものの、引き続き観光需要、個人消費が堅調に推移しており、ほかのシンクタンク等も同様に県内景況は拡大しているとの判断が示されております。

同じく２の(2)、県内総生産の推移と経済成長率についてお答えいたします。

本県の名目県内総生産は、令和４年度の４兆4615億円から令和７年度には４兆9888億円となり、実質の経済成長率は、令和５年度0.8％、令和６年度0.6％、令和７年度0.7％と、プラスの経済成長が続く見通しとなっております。

同じく２の(3)、今後必要とされる経済政策についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけられた将来像実現のために実施される諸施策の成果等を前提に、令和13年度の展望値として県内総生産は約５兆7000億円と見込んでおります。

県としては、ＤＸの推進やスタートアップの育成等を通じたイノベーションを促進するとともに、国内外

への市場開拓による外需の獲得と域内経済循環の活性化を両輪として進め、稼ぐ力の強化に向けた施策を総合的に展開してまいります。

同じく２の(4)、物価高の要因、本県の特徴と取組についてお答えいたします。

円安やエネルギー価格の高止まり等により、本県の消費者物価指数は、令和２年を100として、令和７年平均で114.1となり、全国の111.9を上回っており、特に食料の物価が上昇しております。このため、生活困窮者や子育て世帯等に対する負担軽減、適切な価格転嫁や賃上げに向けた事業者支援に加え、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおり、県民生活や事業者の負担軽減を図っております。

同じく２の(5)のうち、県民所得の推移と要因についてお答えいたします。

令和７年度の本県経済は、観光需要の増加や個人消費の拡大が見込まれることから、プラスの経済成長となる見通しであり、１人当たり県民所得は、令和４年度の約225万円から令和７年度には260万円程度になると見込んでおります。

同じく２の(6)、可処分所得とエンゲル係数の推移についてお答えいたします。

家計調査によると、本県における２人以上世帯のうち、勤労者世帯の可処分所得は、令和２年以降増加傾向で推移しており、令和７年平均は月額約42万6000円と、コロナ禍前の令和元年と比べ約10万8000円、率にして33.9％増加しております。また、２人以上世帯のエンゲル係数は、平成23年以降増加傾向で推移しており、令和７年平均は32.8％と全国の28.6％に比べ高い水準にあります。

次に５、離島振興についての中の(2)、小規模離島の課題と取組についてお答えいたします。

小規模離島においては、長年にわたる人口減少等により地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況にあり、強い危機感を持ちながら対策を講じる必要があると考えております。そのため県では、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、定住条件の整備、交通・生活コストの負担軽減、関係人口の創出などの様々な施策に取り組んでいるところです。また、今年度設置した小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議の議論も踏まえ、さらなる施策の推進に生かしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　２、県経済についての(5)のうち、非正規雇用率の推移についてお答えいたします。

本県の非正規雇用率は、平成27年の42％をピークに改善が進み、令和７年度には37.5％と、全国平均の36.5％との差も１ポイントまで縮まっております。一方で、県内の観光を中心としたサービス業などの季節変動が大きい第３次産業主体の構造から、非正規雇用の求人が多くなる現状があります。このため県では、正規雇用への転換を図る正規雇用化サポート事業や正規採用の支援を行う正規雇用採用力向上支援事業により、非正規雇用率の改善に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、農業振興についての(3)、農業の位置づけと生産額等の推移についてお答えします。

県経済における農業の位置づけについて、令和４年度の県内総生産における第１次産業の割合は１％であり、全国と同水準となっております。農業産出額は、令和元年が977億円、令和６年が909億円となっており、生産農業所得は、令和元年が362億円、令和６年が290億円となっております。基幹的農業従事者数は、令和２年が１万3288人、令和７年が9839人となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　４、介護福祉行政についての(1)、2025年と2040年問題の現状と課題等についてお答えします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に向け、介護施設の整備等に取り組んでまいりました。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けては、要介護認定の割合が上昇する75歳以上人口の伸び率が他県では緩やかになる一方、本県においては突出して増加することが見込まれており、介護人材の不足及び介護給付費の増大等が課題になると考えております。県では、介護保険制度が将来にわたり安定したものになるよう、国庫負担割合の引上げについて全国知事会を通して国に対し要請しているところです。

同じく４の(2)、介護職員の人材不足に対する県の認識と取組についてお答えします。

国においては、介護人材が厳しい状況にあるため、

他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和９年度の介護報酬改定を待たずに、令和８年度に処遇改善加算の拡充を図るための臨時改定が行われることとなりました。

県としましても、介護人材を確保するため、介護職員の処遇改善は重要であると考えており、処遇改善加算の新規取得や上位加算取得に向けた実践的セミナーの開催や専門家派遣など、支援に努めてまいります。

同じく４の(3)、地域の介護格差の現状、課題等についてお答えします。

県内の小規模離島においては、事業者の確保が困難な場合があり、介護サービスの安定的な提供が課題となっております。そのため県では、離島の事業者の運営費や離島へのサービス提供に要する渡航費用を補助するとともに、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等への支援に取り組んでおります。また、地方における訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、介護事業所の経営安定化を図ることについて全国知事会を通して国に要請しているところです。

同じく４の(4)、介護施設における高齢者虐待の現状と防止への取組についてお答えします。

高齢者虐待防止法に基づき実施した調査によると、令和６年度の本県の介護施設における虐待件数は22件となっており、令和３年度以降増加傾向にあり、10年前と比較すると19件の増となっております。県では、高齢者虐待防止に向け、市町村職員等を対象とする虐待対応力向上研修、介護施設の指導的人材向けの権利擁護推進研修、介護従事者等向けの高齢者権利擁護講演会を実施し、市町村や介護施設等の職員の人材育成や普及啓発に取り組んでいるところです。

次に５、離島振興についての(1)、与那国町診療所の現状及び県の今後の方針についてお答えします。

県は、与那国町診療所の運営に関し、指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や面談設定等を行うとともに、同診療所における医師２名体制を維持するため、琉球大学と地域枠医師の派遣に関する調整を進めてきたところです。その結果、令和８年１月の与那国町臨時議会において、指定管理者が選定されたことは承知しております。

県としては、今後も与那国町を含む離島市町村と連携し、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

○上原快佐　議員　知事はじめ各部長、御答弁ありがとうございました。

まず１、県財政についてでありますけれども、財政力指数も年々改善してきているというところですけれども、やはり目安とされる0.5まではまだまだちょっと長い道のりかなと思います。

ここで県財政の(1)の再質問なんですけれども、沖縄振興予算が10年ぶりに増加となりましたが、県が求める3000億円台からは程遠いと言わざるを得ません。このような政治環境の中においては、振興予算に依存せず、県自らの積極的姿勢がますます求められると考えます。多様な財源を確保するための一つの手法として、各省の予算獲得を目指すべきだと考えます。先ほども答弁の中でありましたけれども、その各省予算の獲得に向けた県の取組とその実績についてお伺いいたします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度の予算編成に当たりましては、沖縄振興予算の活用に加え、ソフト事業等につきまして各省計上予算などを積極的に活用することとしております。各省計上予算につきましては、内閣府の地域未来交付金をはじめ文部科学省やこども家庭庁などの補助金を活用し、各種取組を計上したところで、予算額は約41億円と前年度比約14億円増となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

○上原快佐　議員　近年始めたこの取組でありますけれども、これ今後もぜひ積極的に力を入れて、各省計上予算のさらなる拡充と獲得に向けてさらに取り組んでいただきたいと思います。

次に、県経済については先ほど答弁ありましたけれども、やはり好調な県経済で推移しているということが分かりました。ただ一方で、まだ課題もあるのかなというふうに思っております。これについては再質問はございません。

次に、農業振興についてでありますけれども、(2)の再質問です。

令和６年７月、経済労働委員会において畜産課が作成して提出していただきました資料によりますと、令和６年度配合飼料高騰対策において、沖縄県は他県と比較するとやはり突出して手厚い補助を行っていることがこの資料を見ると分かります。今後もさらなる各種支援を実施し、本県の畜産業をさらに守り育てていくことが求められていると思いますが、見解をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県では、畜産農家の経営安定を図るために、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策でございますとか、肉用子牛価格安定対策などとして、101億5000万円を予算措置してきたところです。また、特に経営が厳しい肉用牛繁殖農家の経営力強化を図るためには、肉用牛繁殖経営再興プランを作成したところで、このプランによりまして自給飼料の増産でございますとか、経営安定の課題解決に向けた各種事業にしっかり取り組んでいくこととしております。引き続き畜産農家の経営安定にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

○上原快佐　議員　県としても非常に多くの取組で、実際にこの取組について評価しますけれども、ただ一方で、やはり厳しい経営環境であることに変わりがないので、引き続き畜産農家の支援に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

次、(3)の再質問です。

新・沖縄21世紀農林水産業振興計画（まーさん・ぬちぐすいプラン）においては、基本的視点として農林漁業者の所得の向上、域外所得獲得力の向上、域内経済循環の拡大を掲げておりますけれども、先ほどの答弁を踏まえて、今後どのように農業振興を図っていくのか改めて見解をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県の今後の農業振興の取組についてでございますけれども、担い手の減少とかそういった大きな課題はございますが、議員からお話ございました、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づきまして、７つの柱の下、施策に取り組んでいるところでございます。おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、それから県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保、それから多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化、あるいは担い手の育成・確保と経営力強化、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進、成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備、それから魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献、こういった７つの施策にしっかり取り組みまして、魅力と活力ある持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

○上原快佐　議員　引き続きよろしくお願いいたします。

次に、介護福祉行政についての(3)の再質問です。

介護保険料は原則として40歳になった月から亡くなるまで、居住地を問わず全国民が支払わなければなりません。都市部であれ、離島であれ、ひとしく支払っているわけです。そうであれば、ひとしく介護保険サービスも受けられなければなりませんが、現状では、住んでいる地域によって受けられるサービスに格差が生じております。これは沖縄に限らず全国的な問題だと考えます。先ほど答弁においては、知事会等を通じてさらに問題提起をしていくということですけれども、これ沖縄だけじゃなくて、例えば山間部を抱えるような他の都道府県であったり、離島を抱える他の都道府県もありますので、そことの情報共有や意見交換も踏まえて、さらに全国知事会で強く求めていく。これは喫緊の課題だと思うんですが、その点について見解をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

離島地域においては御指摘のように、高齢者人口も少ないことなどから、介護事業所の維持が厳しい状況にあり、沖縄県においてはサービス提供に要する渡航費などを支援しているところでございます。また本県と同様に離島が所在する長崎県においては、二次離島等における介護サービスの提供を支援するため、多くの離島市町村において介護サービス提供事業者等に対して渡航費や運営費の一部を補助している事例があるということは、意見交換等で把握しているところです。そのほかの県におきましても、どのような取組がなされているか、今後、調査研究を行うことも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　上原快佐議員。

○上原快佐　議員　ひとしく介護サービスが受けられる、そういった沖縄県にしていくために、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に離島振興についてでございます。

島嶼経済が専門であります大城副知事、答弁をぜひお願いしたいんですけれども、(2)の小規模離島の再質問ですね。国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と呼ばれておりますが、これの地域別将来推計人口において、小規模離島における人口減少は予測されておりまして、新・沖縄21世紀ビジョン離島振興計画においても、どのようにして持続可能な離島コミュニティーを形成するかに力点が置かれております。小規模離島の人口減に対する特効薬を簡単に処方

することはできないと思いますが、現状における最優先事項はどんなものがあると考えますか、見解をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

大城副知事。

○大城　肇　副知事　御指摘のとおり小規模離島での人口減が激しくなっているといいますか、私が心配しているのは無人島化するんじゃないかという小規模離島が多いということになります。そこでまずいろんな対応策を取ってきておりますが、航路の問題とか、それから空き家対策とかやっておりますが、あわせて、産業振興といいますか、いわゆる収入源、食べていけるような産業を島でつくっていくということが重要かと思っています。いろんな施策があるとは思いますが、まず優先度からいうと、こういうものかなと思っています。

○上原快佐　議員　大丈夫です。以上です。ありがとうございます。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

〔山里将雄　議員登壇〕

○山里将雄　議員　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット、山里、代表質問をさせていただきます。

さて、昨日からこの代表質問が始まったわけですけれども、私は続いた選挙の疲れなのか、はたまた年のせいなのか、少し体調を崩しまして、昨日は議会を休ませていただきました。それで１日ベッドで安静にしながらこの議会の中継を見るというか聞いていたんですけれども、なかなか議会を外からこうやってじっくり聞くという機会はないわけですから、県民の皆さんもこうやって県議会の様子を見ているんだろうなと。議員は、議会でしっかりと建設的な議論をしなければいけないなと改めて実感をしたわけです。それと、議長が再三にわたって注意をしても、不規則発言が繰り返されていたこともあって、一定の品位と節度ある議会も心がけなければいけないなと感じました。

それでは、代表質問に入らせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の所信表明から。

ア、鉄軌道の導入について。

那覇－名護間の鉄軌道導入の計画については、沖縄振興計画に位置づけられ、ルート策定、需要予測、費用便益分析などが実施されてきました。しかし、いまだに事業化決定には至っていません。これまでの県と国の調査、協議の現状と課題、事業化に至らない要因、今後の具体的な工程と県の方針を伺います。

イ、社会基盤の老朽化対策について。

昨年11月の導水管破損事故を踏まえ、水道施設などの社会基盤の老朽化対策は喫緊の課題であります。県は、計画的更新や耐震補強、またソフト対策にも取り組むとしているが、対象施設の優先順位、更新の年次計画、必要な財源確保について方針を伺います。

ウ、県庁内における生成ＡＩの導入について。

沖縄県ＤＸ推進計画では、生成ＡＩの先端技術を活用し全分野でＤＸを進めるとしていますが、県庁内における生成ＡＩの導入については、利用範囲、情報セキュリティー対策、個人情報保護、職員研修、ガイドライン整備など、どのような方針とスケジュールで進めるのか伺います。

エ、教職員の働き方改革と定数確保について。

教職員の働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進し、教員の確保に取り組むとしていますが、長時間勤務や業務過多、休職者の増加などの改善が進まない状況が続いています。教職員の勤務実態とメンタル不調による休職者数の推移をどのように分析しているか、また教職員採用倍率が最低となる中で、教職員の資質維持と必要人数の確保にどう取り組むか伺います。

(2)、第32軍司令部壕の展示施設開設の準備状況について。

第32軍司令部壕の保存・公開、そして展示施設の整備は、沖縄戦の実相を次世代へ伝える重要な平和発信事業であります。早期の公開が待たれている中、開設時期が当初想定から３年延期されることになったとのことであります。延期に至った経緯と要因について伺います。また、現在想定している今後の整備スケジュール、県民の意見反映の進め方について県の方針を伺います。

(3)、陸軍兵籍簿の公開について。

沖縄戦に関連する陸軍兵籍簿の公開に関する報道がなされました。兵籍簿は戦没者や従軍の実態を具体的に裏づける資料で、平和教育、歴史研究において極めて重要な資料的価値を有するとされています。次について伺います。

ア、兵籍簿の歴史資料としての価値をどのように認識しているか。

イ、今後も公開、利用を継続することについての方針はどうか。

ウ、公開することの意義について、戦没者遺族支

援、平和学習、歴史研究の観点から認識を伺います。

エ、保存状況と劣化防止対策はどうか。デジタル化も必要と思うが行っているか伺います。

(4)、沖縄北部医療センターの着工について。

今年１月13日に沖縄北部医療センターの安全祈願祭が執り行われました。いよいよ建築工事が始まり、北部地域医療の体制構築に向け大きな前進となります。ここに至るまでの関係者の努力に敬意を表したいと思います。一方で、開設後の安定的な運営に向けては、医師・看護師などの医療従事者の確保、既存医療機関との役割分担と連携、経営の持続性など、多くの課題が残っています。人的体制の確保をはじめとする運営上の課題にどのように対策するか、県の見解を伺います。

２、指定薬物エトミデートの乱用拡大について。

ゾンビたばこと呼ばれる指定薬物エトミデートの所持、使用で中学生が逮捕される事案が発生しました。県内では、これまでも若者の薬物乱用が繰り返し問題となってきました。薬物拡散が低年齢化し、ますます深刻な状況となっていると言わざるを得ません。県として実態把握と原因分析をどう進めているか。また、学校・家庭・地域と連携した予防教育、相談体制、取締り強化をどのように取り組むか伺います。

３、沖縄自動車道の渋滞について。

沖縄自動車道の石川インターチェンジ－金武インターチェンジ間、金武インターチェンジ－許田インターチェンジ間で行われているリニューアル工事に伴う終日対面交通規制により深刻な渋滞が発生し、通勤・通学、観光、物流などへの影響が生じています。金武町議会では、国土交通相に対する意見書も可決しています。県として現状の影響をどう把握しているのか。また、西日本高速道路などの関係機関、関係自治体との調整、情報共有など、渋滞緩和についてどう対応するか伺います。

４、ジャングリア沖縄の現在の状況について。

北部大型テーマパーク、ジャングリア沖縄は2025年７月に開園し、半年が経過しました。ジャングリア沖縄は、北部ヤンバル地域の観光ポテンシャルの向上と経済的発展に寄与することが期待されています。観光への影響、地元産業への波及効果など、開園から半年たった現状について、県はどのように認識しているのか。また、今後のジャングリアとの協力体制についてどうするのか伺います。

５、米海兵隊中佐による、普天間継続使用に関する論文について。

辺野古新基地完成後も普天間飛行場を継続使用すべきだとする米海兵隊中佐の論文が公表されたとの報道がありました。これまで米軍関係者から継続使用を示唆する発言が繰り返されてきました。辺野古新基地建設は、普天間飛行場の危険性除去と全面返還を前提としてきたはずです。県として、今回の論文内容について事実関係を把握しているのか。また、知事の見解をお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○山里将雄　議員　失礼しました。

１、(5)の東江海岸の件が抜けていたようです。

(5)、名護市東江海岸高潮対策事業について。

名護市東江海岸では、県北部土木事務所が高潮対策として海岸補強・改良工事を進めています。同海岸は背後に国道や住宅地を抱え、防災対策が必要な地域である一方で、工事内容や資材選定、景観、環境への影響について地域住民から懸念や見直しの要望が出ています。現在の事業計画、工事内容と進捗、住民説明と合意形成の状況について伺います。

以上です。

○中川京貴　議長　質問の途中ではありますが、山里将雄議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時10分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前の山里将雄議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、鉄軌道導入に向けた課題と今後の取組についてお答えいたします。

鉄軌道の早期導入に向けては、課題となっている費用便益比等の事業性や採算性の評価をさらに向上させ、国との協議を加速させる必要があると認識しております。そのため、費用便益比のさらなる向上が期待できる観光客の滞在時間増加の便益や沿線の人口増加等の土地利用変化、駐留軍用地跡地利用等の鉄軌道整備と一体となった不動産価値の向上など、新たな便益

項目の追加について検討を行ってきたところです。令和８年度には、最新の費用便益比の再算定を行うこととしており、その成果を活用しながら国との協議をさらに加速したいと考えております。

次に１の(2)、第32軍司令部壕の展示施設整備についてお答えいたします。

第32軍司令部壕の展示施設につきましては、令和11年度に開設する計画でしたが、芸大駐車場にある既存施設の移設を要すること、第５坑道に影響を与えないよう段階的な整備工法を採用することなどから、現時点では、令和14年度の開設を予定しております。また、今年度実施いたしました住民説明会では、ごうの保存・公開の重要性、整備場所の見直しや施設規模、交通渋滞等に関する様々な意見を頂いたところであります。

沖縄県としては、今後も首里杜まちづくり推進協議会や第32軍司令部壕ワークショップ等において、地域住民の皆様と丁寧に丁寧に意見交換を重ねながら、可能な限り展示施設基本計画へ反映することとしております。

次に５、米海兵隊中佐による普天間継続使用に関する論文についてお答えいたします。

米海兵隊中佐が、辺野古新基地完成後も普天間飛行場を継続して使用することなどについて提言した論文については承知しております。この論文は、あくまでも個人的なものであると理解をしています。

いずれにしましても、沖縄県としては、市街地の中心にある住民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場の危険性の除去は、辺野古移設に関わりなく実施されるべき喫緊の課題であると考えており、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力　企業局長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、水道施設の老朽化対策についてお答えいたします。

企業局では、水源地から浄水場までの間、並びに代替性に欠ける水道管について、優先的に更新や耐震化を進めております。直近10年間では、水道管の整備に約400億円を投じておりますが、今後の更新は大口径の管路が中心となることから、令和19年度までに要する事業費は約1000億円と大幅に増加する計画としております。今後の老朽化対策に当たっては、水源が北部地域に集中し、都市部の中南部地域へ水を運ばなければならない沖縄の地理的特性なども国へ丁寧に説明した上で、財源確保に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のウ、県庁内における生成ＡＩの導入についてお答えいたします。

生成ＡＩについては、今年度からセキュリティーが確保された生成ＡＩサービスを本格導入し、全職員が活用できる環境を整え、議事録要約やたたき台文書の作成、アイデア出しなどの業務に活用されております。また、活用に当たっては、生成された情報の根拠や裏づけの確認といったルールを定めたガイドラインを策定するとともに、職員向け研修を実施しております。

県としては、引き続きデジタル技術を活用し、職員の事務の効率化及び付加価値の創出を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のエ、教職員の勤務実態と人材確保等についてお答えいたします。

県教育委員会では、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体として全県的な取組を推進しており、県内公立学校の長時間勤務者数は改善傾向にあります。メンタルヘルス対策では、令和５年度から那覇市と連携したモデル事業を実施しており、令和６年度における教育職員の精神性疾患による病気休職者は247人で、前年度から21人減少しております。また、教員選考試験の受験倍率が低下傾向にありますが、引き続き人物重視の選考や、本務経験者の採用及び採用後の研修の充実等により、人材の確保と育成に努めてまいります。

続きまして２、指定薬物エトミデートの乱用拡大についての中の、学校における薬物乱用防止教育の取組についてお答えいたします。

薬物事犯については、近年、低年齢化が進み、強い危機感を抱いております。今年１月にもエトミデートを使用し、中学生が逮捕される事案が発生しており、各学校に対して今年度内に特設授業等を実施するなど、薬物乱用防止に係る指導の徹底について通知した

ところであります。学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、授業や警察等による薬物乱用防止教室などの取組を行うとともに、担任、養護教諭を中心に、児童生徒や保護者が相談できる体制を整えております。

県教育委員会としましては、引き続き学校、県警、ＰＴＡ連合会等の関係機関との連携を密にし、薬物乱用防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のアとイとウ、陸軍兵籍簿の歴史的価値、公開、利用と意義についてお答えします。１の(3)のアから１の(3)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

陸軍兵籍簿は、本籍、氏名のほか、軍での詳細な履歴等が記載された陸軍兵籍、陸軍戦時名簿、兵籍異動通報等を個人単位で編綴した人事資料の総称であります。戦後、琉球政府社会局援護課が保管し、復帰後沖縄県に引き継がれ、援護事務に使用されております。陸軍兵籍簿の大半は外地に従軍した沖縄県出身者の記録となっておりますが、沖縄戦の従軍記録や学徒動員に関する記録も確認されており、援護事務、平和学習、歴史研究の観点からも沖縄戦の状況を確認できる貴重な資料と認識しております。陸軍兵籍簿の公開、利用につきましては、沖縄県公文書館管理規則に基づき、経過年数、記録された当時の状況、個人の権利利益を不当に害するおそれがないかなどを総合的に勘案して、利用に供することが可能な情報か個別に審査した上で公開し、利用に供していくこととしております。

同じく１の(3)のエ、劣化防止対策とデジタル化についてお答えします。

貴重な資料である陸軍兵籍簿を後世に継承していくため、214簿冊の全てについて修復を終えており、うち201簿冊についてはデジタル化を実施しております。引き続きデジタル化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、公立沖縄北部医療センターについてお答えします。

公立沖縄北部医療センターについては、沖縄県北部医療財団が指定管理者として運営していくものと承知しております。令和10年度の開院に向け医療従事者の確保は重要なものだと認識しており、同財団を中心に他県視察、北部地域医療勉強会の開催、県立病院及び北部地区医師会病院の職員に対する転籍意向調査等に取り組んでいると聞いております。

県としましては、各種課題について今後も関係団体と連携し、北部医療センター開院に向け取り組んでまいります。

次に２、指定薬物エトミデートの乱用拡大についての(1)のうち、薬物乱用の実態と若年層への取組についてお答えします。

県内のエトミデート等の危険ドラッグが原因と思われる救急搬送者数は、令和５年51人、令和６年10人、令和７年12月末時点で14人となっております。若年層における薬物乱用の要因としては、ＳＮＳ等の普及により入手が容易になったことや危険性はないなどの誤った情報の拡散等が考えられます。

県としましては、中高生を対象としたワークショップ等の開催やＳＮＳ等を活用した普及啓発活動を実施するなど、引き続き関係機関と連携し、若年層への薬物乱用防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、東江海岸の浸食対策についてお答えいたします。

東江海岸は、これまでに越波・飛砂被害が度々発生しており、防災上、早期の対策が必要な海岸であるため、令和元年度から自然災害防止事業により浸食対策を実施しております。当該事業については、令和７年度より砂浜の保全等の要望が上がっており、これまで現地での事業説明等を実施してきたところであります。引き続き丁寧な説明を行うとともに、環境に配慮しつつ、早期の事業完了を目指し取り組んでまいります。

次に３、沖縄自動車道の渋滞についてお答えいたします。

ＮＥＸＣＯ西日本より、沖縄地方渋滞対策推進協議会において事前に渋滞対策に関する情報提供があり、テレビ、ラジオＣＭによる工事実施及び渋滞発生予想の広報、ウェブサイトや電光掲示板による所要時間情報の提供などを行っているとのことであります。県においても、庁舎内でのポスター及びパンフレットの掲示などを行って協力しております。工期短縮についても検討を進めているとのことであり、引き続き渋滞緩

和に向けた取組を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　警察本部長。

〔井澤和生　警察本部長登壇〕

○井澤和生　警察本部長　２、指定薬物エトミデートの乱用拡大についてに関する御質問のうち、薬物の実態と原因分析及び防止対策についてお答えいたします。

令和７年中の県内におけるエトミデートを含みます薬物事犯の検挙人員は248人で、前年と比べますと、23人の増加となっております。また、この248人のうち、20歳未満の者は65人となっており、検挙人員の約26％を占め、前年比でも６人の増加となるなど深刻な状況と認識しております。

お尋ねのエトミデートをはじめとした違法薬物が若年層にも広がりつつある要因は様々でありますけれども、その一つとしては、ＳＮＳを利用して比較的容易に購入できる環境にあることが挙げられます。このため、ＳＮＳ上で違法薬物販売の投稿を発見した場合は、ＳＮＳのサイト管理者へ削除依頼を行っているところであります。このほか、エトミデートを含む違法薬物の乱用を防止するため、県警察におきましては、末端乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化、積極的な広報啓発活動など、総合的な対策を講じております。また、特に若年層の乱用防止を図る観点から、学校現場に警察職員を派遣し、児童生徒、あるいはその保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催するほか、ＳＮＳや動画配信サイトで違法薬物の危険性を訴える薬物乱用防止動画を配信するなど、違法薬物の危険性を呼びかけているところであります。引き続き教育委員会、学校現場、あるいは関係機関と連携を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　４、ジャングリア沖縄の現在の状況についての(1)、ジャングリア開業の影響と協力体制についてお答えいたします。

ジャングリア沖縄の入場者数は公表されておりませんが、事業者によりますと、県内企業と連携し、県産の原材料に特化した土産品、飲食等の商品開発、販売を行っており、同施設内では約６割の県産食材を活用しているとのことです。

県としては、引き続き名護市、今帰仁村、事業者が参加する連絡会議を通して、施設の開業によってもたらされる波及効果が県全体にもたらされるよう、関係機関等と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○山里将雄　議員　それでは、再質問を行いたいと思います。

まず１の知事の政治姿勢からの(1)ア、鉄軌道の導入について。

今回、知事の所信表明にはこの鉄軌道については、たくさんは表現されていなかったと思っていますので少し寂しい気がするんですけれども、まずお聞きします。

この2026年度予算に鉄軌道に関する予算はどのように計上されていますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　令和８年度における鉄軌道関係の予算は総額で7200万円程度を計上しております。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　その内容をお答えできますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　今、ビー・バイ・シーの向上に向けた検討を進めているわけなんですが、それに関連する経費、それからフィーダー交通に関連する経費、それから鉄軌道の機運醸成、さらにはウェブサイトの管理、そういった経費で7200万円を計上しております。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　鉄軌道の計画については、議論を始めてもう10年以上たって、いまだに具体的な事業化に至っていないという状況です。いつまでも進展しないということは、名護や北部市町村の住民には、いつまでかかるのかという、そういう思いがあるんですね。北部は中南部に対してこれまでずっと格差があると言われてきていますけれども、それは定時性、速達性の高い移動手段がない。それから物流で言うと大量輸送機関がない。これが根本的な原因ではないかと思っているんです。県土の均衡ある発展とよく県も言いますけれども、鉄軌道なしではなかなか北部と中南部の格差は埋まらないと思うんですね。

改めて聞きますけれども、県は鉄軌道の導入にどん

な効果があるというふうに考えていますか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　鉄軌道構想は那覇と名護を１時間で結ぶということをコンセプトとしております。それによって、県土を広く活用できるということで均衡ある発展にも寄与する取組だというふうに考えております。
○中川京貴　議長　山里将雄議員。
○山里将雄　議員　そうなんですね。昭和30年代には日本本土では隅々まで鉄道がどんどん敷かれていったんですね。これが日本の高度経済成長への基盤をつくったと言われています。そのときには鉄道が必要だから造ったんですよね。費用便益とかビー・バイ・シーとかそんなことは言っていなかったはずなんです。なぜ今戦後80年たって沖縄で鉄軌道を敷きたいと言ったときに費用便益だの赤字だの国は言うのか。鉄軌道は国の責任で整備すべきものだと思っています。検討から事業段階へ引き上げるために、どんな条件が必要なのかもう一度お答え願えますか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　鉄軌道の導入に向けては今、国のほうからは費用便益比等の事業性や採算性について、それが課題となっているというふうに指摘されております。この国との協議を加速させるために、令和５年度からその新たな便益項目について研究してまいりました。今年度はそのモデルをつくっているところです。来年度はそのモデルを回して、新たな費用便益比を出したいと考えております。それによって、国との協議も加速できるのではないかと考えているところです。
○中川京貴　議長　山里将雄議員。
○山里将雄　議員　県はこれまでも頑張ってきたと思っているんですけれども、これ以上待てないという県民や北部住民の声に応えられるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。
　休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後１時33分休憩
　　午後１時33分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○山里将雄　議員　(5)の東江海岸について聞きたいんですけれども、東江海岸では、土木事務所が今高潮対策事業として行っているわけですが、これ北側の区間について工事予定だったのが、砂浜の保全工法の石材の選定に当たり住民から異議がなされているというのが今の現状なんですね。県議会への請願も出ています。住民側は高潮対策工事が必要というふうに、この辺は住民側も理解しているんですね。工事そのものを反対しているわけではありません。目的は共有しているのにこういう事態になったということは本当に残念なんですね。最初にボタンの掛け違いがあったのではないかと思っています。住民は工事を中断して計画を見直すことを求めていますが、この点についてどう対応できるのか、お伺いします。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。
　現在進めております侵食対策につきましては、工事着手前から東江区長ですとか名護市へ対策工法等を説明しております。また事業中においても適宜、区長ですとか周辺住民等へ事業内容を説明して工事を進めてきたところでございます。この海岸はこれまでに越波ですとか飛砂の被害が度々発生しておりまして、防災上早期の対策が必要であるというふうに認識しておりまして、引き続き丁寧な説明を行うとともに、環境に配慮しつつ、早期の事業完了を目指して取り組んでいきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　山里将雄議員。
○山里将雄　議員　2025年度に発注した北側の部分、今そういう状況の中で中断していると思うんですけれども、年度も間もなく終わるんですが、この部分についてはどういう扱いになっていますか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　現在発注しております工事につきましては、本議会で繰越しの手続を行っているところでございまして、再開後、次年度内には完了させたいということで工事を進めたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　山里将雄議員。
○山里将雄　議員　住民は、工事に使う計画である琉球石灰岩を本部石灰岩に変えることを強く要望しているんですけれども、この決定に当たって、本部石灰岩の材質とかあるいは工事費用の面、この辺での比較検討は行っているんでしょうか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　海岸事業に当たりまして、構造上、必要な重量というのが計算上出てきますけども、本部産のいわゆる黒石と言われています古生層の石灰岩については、この設計上の規格を満たす石材が出荷できないということを、販売業者のほうと話をした上で確認を取っております。そのため中南部産

の白石と言われています琉球石灰岩を使用しておりますが、運搬費がかかるということで、石材費プラス運搬費を計上していることからも、若干ですが割高になっているという状況でございます。ただ規格上、その石でなければ設計上の規格を満たすことができないということで使用しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　本部石灰岩が手に入らないということもあるようなので、それが一体どういう原因なのか、そこも非常に問題であると思ってはいるんですけれども。これはもともと、高潮対策、侵食防止が目的ですので、この事業が中断するとそういう被害が続いてしまいますのでね、それは非常に心配なことなので、このような状況の中ではありますけれども、事業が中断されることのないように、住民としっかりと話し合って、着実に進めていきたいなというふうにお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時38分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○山里将雄　議員　沖縄自動車道についてなんですけれども、今こういう状態で非常に渋滞がひどくなっていると。お聞きしますけれども、渋滞対策推進協議会――ＮＥＸＣＯ西日本との中で話合いがあったというふうに先ほどありましたけれども、県では事前にこれだけひどい渋滞が発生するということは予測していたんでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　事前に提供された情報には方向別とか、平日、休日ごとの渋滞発生予想の時間帯、あと予測渋滞長が含まれておりまして、ホームページですとかチラシ等でも公開されていたものでございます。最大渋滞長が、ＮＥＸＣＯによりますと５キロメートルから10キロメートルとされていたのに対しまして、実際のピーク時間渋滞長は６キロメートルとなっているということでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　これ、本当に思った以上にひどくて、想像以上に県民の生活とか経済活動に大きく影響している感じがいたします。渋滞による救急搬送とか救急車両、そういった影響はどうですか。何か聞いていますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　救急車両の影響についてお答えいたします。

渋滞の影響を受けると思われる、北部地域に所在する４つの消防本部に確認いたしました。そうしますと、金武地区消防本部からは例年より平均で２分程度搬送所要時間が延びていると伺っております。また、名護市消防からは、市外への搬送時などに渋滞に巻き込まれる事案が発生しているということでございました。本部町今帰仁村消防組合消防本部、国頭地区行政事務組合消防本部からは搬送に特に影響がないというお話を伺っているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　それでも、かなりの影響があると感じます。

これ調整していなかったのでちょっと申し訳ないんですけれども、文化観光スポーツ部長、観光への影響等については何か聞いていますか。答えられる範囲で。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光ということであれば特に県外・海外の観光客の交通手段は、どうしても公共交通機関が十分に県内で発達していない部分がございますので、高速を使う部分が多くなると思います――レンタカーですね。そういうところに影響は出てくるかなというふうには思っております。

以上です。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　一日も早くこういう状況が改善されるように祈っているんですけれども。実はこの質問を出した後に、この渋滞について中南部から北部へ通う県立学校の職員の皆さんから相談があったんですね、教育長。今のこの状態で非常に困っている状況にあるということで、渋滞を避けるために５時半に那覇を出て７時過ぎに名護市内に着いて、そこから少し時間を潰してから通勤する、こういう状況。それから家に帰るのも遅くなるので、家族とのあれもできないし、子どもを迎えることもできないとか、そういう状況があるようなので、教育委員会としてぜひ教員からの相談にしっかり対応していただいて、非常事態ですので、時差出勤とか特別休暇とか、そういう対応を検討していただきたいと、これは要望としておきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○山里将雄　議員　最後の５、米海兵隊による普天間継続使用の件なんですけれども、これ、もう本当にまたかという思いなんですね。この種の発言はこれまでも本当に繰り返されてきたんですね。またしても米軍中佐が辺野古新基地完成後も普天間飛行場をキープし、日米で共同使用すべきという論文を発表したということは、沖縄の民意と安全への要求を踏みにじるものであり、断じて容認することができるものではありません。さらに、今週になって地元新聞に、米国防省が普天間飛行場の代替の長い滑走路の選定が行われるまで、普天間飛行場は日本に返還されないとの見解を示していたことも分かりました。そういった報道もありました。そもそも普天間飛行場の返還が1996年に合意されたにもかかわらず、30年を経ても実現していません。巨額の費用と長期間を要するとされる辺野古新基地建設ですが、普天間返還の条件である滑走路の延長の問題でも、米側の公文書が別の長い滑走路が確保できないと返還しないと、そういうふうに明記したわけです。完成しても普天間を使い続けるべきだという主張が米軍内部から出ていることは、返還合意を守る意志がないと、返還合意は単なる形式に変わってしまったということじゃないですか。この米軍中佐の論文をめぐり、木原官房長官がすぐに日米両政府間の合意事項に変更はないと記者会見で述べました。県選出の自民党国会議員も、日米合意は変わらないと、問題視しないという姿勢です。国防総省の見解に関しても、移設完了後に返還されないということは全く想定しないと、そういうことを述べているわけです。本当にそうなのかということですね。2017年に防衛大臣だった稲田朋美氏は、国会での答弁において、米側との具体的な協議や調整が整わない場合、返還条件が整わず普天間返還はなされないと述べています。日本政府内にも、辺野古移設後も普天間が返還されない可能性があるという、そういう認識があるのではないか、そういう疑念を持たざるを得ません。日米安保体制の中に組み込まれたまま、沖縄が基地負担の重荷を一手に引き受ける現実を放置することは、日本政府自身の沖縄切捨てにほかなりません。沖縄県民は基地負担軽減と普天間返還を長年求めてきました。ここにいる自民党の県議の皆さんのように、辺野古新基地を容認する立場の人であっても、普天間飛行場の返還が前提であるとの認識は一致していたはずです。継続使用という発想は、沖縄の人々に対する根深い軽視であり、基地被害を固定化、強化するものであると思います。米軍、日本政府が民意に基づく解決策を追求することなく、基地の居座りと都合のよい論説を重ねる、こういったことは決して許されるものではないというふうに思います。

最後になります。知事、もう一度この件について、知事のしっかりとした抗議の意思、見解を述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　普天間基地の一日も早い危険性の除去、これは政府も、我々沖縄県、沖縄県民と同じような方向性で確認できていることは、これまでの発言からも、その方向性は一つになっているというように思います。なお、普天間飛行場の３つの機能、１つはオスプレイ等の運用機能、２つ目は空中給油機の運用機能、３つ目は緊急時における航空機の受入れ機能、この３つの機能を整理して普天間を返還するというようなことは、もう既に平成30年10月の日米間の合意に従ってその対処は合意ができています。ですから、それが変わるということはないであろうということは確認ができるのではないかと思います。令和６年３月の第14回普天間飛行場負担軽減推進作業部会での政府回答は、日米間において、この条件を達成困難にするような特段の問題は生じていないという認識で一致をしているということですから、やはり一日も早い危険性の除去のためには、普天間の運用停止、閉鎖、返還、そのために沖縄県も含めて、対話による解決を求めていくという姿勢、これこそが民主主義の手続にとって一番重要であり、我々が求めている解決法の一つだというようにこれからも要請してまいりたいと思います。なお、完成まで12年以上を要する辺野古新基地建設は、当然中止をし、一日も早い普天間基地の危険性の除去にこそ向かうべきであるということを改めて申し上げたいと思います。

○中川京貴　議長　山里将雄議員。

○山里将雄　議員　終わります。

○中川京貴　議長　よろしいですか。

○山里将雄　議員　はい。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

〔喜友名智子　議員登壇〕

○喜友名智子　議員　立憲・無所属の会の喜友名智子です。新会派になりまして初めての議会になりますけれども、代表質問を始めます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、衆議院総選挙の結果について所見を伺います。特に物価高対策への評価と核共有、憲法改正について有権者の理解と信託を得たと考えますか。

(2)、地域外交の取組について。

ア、沖縄県南米駐在事務所（仮称）ですけれども、この設置について姿勢を伺います。

イ、県・パラオ共和国とのMOU締結の進捗を伺います。

ウ、高市総理の台湾有事は日本の存立危機事態であるという趣旨の発言は撤回されておらず、日中関係の悪化を招いています。沖縄県が地域の平和と安定のためにできることは何でしょうか。

エ、県ワシントン駐在事務所設置時の課題も踏まえて、海外事務所の戦略的な位置づけと設置が必要と考えますが見解を伺います。

オ、県海外駐在事務所の所管が複数に分かれています。地域外交室に一括をし、平和研究機構の設置と並行して運営をしてはどうでしょうか。見解を伺います。

(3)、米軍基地問題について。

ア、１月末に宜野湾市内のマンホールから流出した白い泡から、国の指針値の５倍以上のＰＦＡＳが検出されました。原因究明について県の取組と、米軍及び日本政府へ申入れをしたのか伺います。

イ、米軍那覇港湾施設（那覇軍港）の移設に向けた環境影響評価アセスメントについての方法書について、県が沖縄防衛局に提出した知事意見の趣旨を伺います。また知事意見の提出に当たり、パブリックコメントをどのように活用したでしょうか。

(4)、令和８年度一般会計当初予算案について、重要政策の冒頭に、県民のいのちと暮らしを守る、離島医療体制確保支援事業とあります。離島医療含め県内の医療提供体制の構築に向けた知事の決意を伺います。

２、県内の医療提供体制について。

(1)、県立病院の経営再建に向け、現在及び次年度の取組を伺います。

(2)、与那国町診療所の医師不在について、指定管理者が決定しました。この間の県と町の連携について伺います。

(3)、県立病院の職員定数と充足率、充足不足で休診している科――これは診療科のことです。新人医師にとって重要な指導医の配置状況について伺います。

３、令和８年度県一般会計当初予算について。

(1)、予算編成の基本的な考え方を伺います。特に多様な財源の積極的活用として、各省計上予算の活用を推進するとありますが、これまでの取組はどうなっていたでしょうか。

(2)、県職員の人手不足が課題ですが、令和７年度県職員の欠員状況の現状を伺います。

(3)、沖縄県は東京事務所のほか、各省に出向している職員がいますが、各省計上の予算の推進のために動き方をどう変えていくのでしょうか。

(4)、総選挙の影響により、国が暫定予算となった場合の対応について伺います。

４、沖縄経済の現状についてです。

(1)、県民の暮らしを支える政策の取組について。

ア、今年度の沖縄県の経済成長率、県民平均所得の増加率を伺います。

イ、県内土地評価、米軍基地使用料、自衛隊施設の使用料、それぞれの推移を伺います。

ウ、県民の所得のうち、住居費、交通費――これには車両所有関連費も含みます。教育費、医療費、介護費にかかる割合はどうなっているでしょうか。全国平均との差も伺います。

エ、空き家対策の取組について伺います。

オ、全国に比べて賃金水準が低いにもかかわらず、生活コストが相対的に高い沖縄では、教育、医療、介護に加えて、交通や住宅支援まで含めた公共ベーシックサービスを強化すること、そして弱者を生まない社会を目指す必要があるのではないでしょうか。県の見解を伺います。

(2)、県内の中小零細事業者支援について。

ア、県単融資事業費のこれまでの実績と次年度の取組について伺います。

イ、おきなわブランド戦略の目的と取組状況を伺います。

ウ、県内企業の稼ぐ力を強化する取組について、これまでの成果と次年度の取組について伺います。

エ、県の企業立地支援の対象と実績について伺います。

オ、県内のものづくり産業やスタートアップ支援について、県内事業者からはどのような要望があるでしょうか。また県はどのように情報収集をしていますか。

カ、自立型経済の構築は、県内の中小零細企業・事業者への支援体制の取組が重要と考えます。課題と対策を伺います。

(3)、労働者協同組合法が施行された後の県内法人の活動状況と、県の取組について伺います。

(4)、沖縄振興特別措置法後期５年の政策提言について、政策分野それぞれで現状と課題は述べられてい

ますけれども、全体として、歴史的な経緯とそこから今に至る構造的な指摘が不足しているのではないでしょうか。問題意識を伺います。

５、子ども政策、教育行政について。

(1)、沖縄県こどもの権利擁護委員会（こどもオンブズ）の設置状況について伺います。

(2)、フリースクール登校児童の実態把握について伺います。

(3)、観光目的税、いわゆる宿泊税の使途として、県内の子どもたちの部活動など派遣費に充ててほしいとの要望があります。これについて県の見解を伺います。

(4)、県立芸術大学のセクシュアルハラスメント問題が昨年８月に報道されました。県は設置者としてこれまでどのような対応をしてきたでしょうか。

以上御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、衆議院選挙における理解と信託についてお答えいたします。

今回の衆議院議員選挙の結果については、各選挙区でそれぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、国民、県民の皆様が判断した結果であると受け止めています。今回の選挙においては、各政党により、主に物価高対策、外交、安全保障、外国人政策などが訴えられていたかと承知しておりますが、報道によりますと、物価高対策については、主要な政党が消費税の減税を掲げたことから争点としての差別化が分かりにくくなったこと、また、短期間の選挙となり政策の議論が深まらなかったことなどが挙げられているものと承知をしております。憲法改正、非核三原則の見直し等については、国会での議論、その進め方などについて、注視してまいりたいと考えております。

次に、令和８年度県一般会計当初予算についての御質問の中の３の(1)、予算編成の基本的な考え方についてお答えいたします。

令和８年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の後半５年に向けて沖縄振興をさらに加速していくことが求められる重要な年であります。このため、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、国等の各種制度、変化する社会課題に機動的に対応するための基金、交付税措置のある有利な県債を含む将来への投資や世代間負担の平準化に寄与する県債、そして各省計上予算など多様な財源の積極的な活用を図りつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底により、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、令和８年度予算を編成しました。各省計上予算について、今年度は95事業で約41億円を計上し、昨年度と比べますと23事業、約14億円の増となっています。これらの結果、予算額は総額9468億円で過去最高の予算規模となっております。

次に、子ども政策、教育行政についての御質問の中の５の(3)、部活動など派遣費への宿泊税の充当についてお答えいたします。

宿泊税は法定外目的税であり、観光振興に寄与する施策に充当する必要があることから、部活動など派遣費への充当は、受益と負担の公平性という観点で課題があるものと考えております。一方で、令和７年度からスポーツ少年団主催大会への離島参加者に対する渡航費支援制度を創設するとともに、令和８年４月からは、新たに設置する沖縄県部活動大会参加支援基金を活用し、派遣費の安定的かつ継続的な支援に取り組むこととしております。

沖縄県としましては、引き続き渡航費支援制度の拡充を検討するとともに、宿泊税の充当につきましては、５つの使途項目と各事業計画との整合性を踏まえつつ検討してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、南米駐在員事務所についてお答えいたします。

県では、南米連絡事務所の設置に向けて、令和５年度から法的要件、運営手法等の課題整理のための調査を行ってきました。沖縄県南米駐在員事務所（仮称）については、令和８年度当初予算案に必要経費を計上しており、沖縄県と南米の各県人会等との連携体制を強化するため、現地での連絡調整、情報収集、県人会活動支援等の業務を実施することとしております。

県としては、引き続き南米の各県人会、関係団体、関係部局等と連携し、令和８年度の設置に向けて取り組んでまいります。

続いて５、子ども政策、教育行政についての(4)、

県立芸術大学のハラスメント問題についてお答えいたします。

県立芸術大学は、令和３年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、同法では、法人の自律性・自主性を尊重することとされております。大学では、本事案に関して、外部専門家による調査委員会を設置して調査を行っており、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。

県としては、引き続き大学の自律性・自主性に留意しつつ、現状、課題、再発防止策などについて意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)イ、パラオ共和国とのＭＯＵの進捗についてお答えいたします。

県では、令和４年にパラオ共和国とＭＯＵを締結し、技術協力等の取組を行っております。今年度は、水産分野では、漁業関係者を派遣し、現地の関係者と資源管理の在り方等について意見交換を実施しております。平和分野では、ＪＩＣＡと連携し、パラオとの教員等の相互派遣による平和継承・平和学習に関するセミナー開催や、パラオにおける戦跡等の保存活用に関する技術協力を実施しました。また、県内高校生を派遣し、パラオの戦争の歴史等について現地高校生と意見交換を行いました。民間分野では、沖縄電力グループが浦添市と連携し、パラオにおける再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。引き続き関係機関等と連携を図りながら、パラオ共和国との協働に取り組んでまいります。

同じく１(2)ウ、日中関係における県の役割についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。

県としましても、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献するため、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤として様々な交流を進めてまいります。

同じく１(2)オ、海外事務所と国際平和研究機構（仮称）の運営についてお答えいたします。

県の海外事務所においては、国・地域によってそれぞれ主となる業務内容に応じて、各部局が管理運営を行っております。各海外事務所の活動につきましては、令和６年度に平和・地域外交推進課を設置し、関係部局等が横断的に連携を図っており、さらに効果的な取組を検討してまいります。

国際平和研究機構（仮称）につきましては、令和８年度に設置予定の有識者会議において、専門的見地から組織の在り方等について調査検討を行うこととしております。

次に４、沖縄経済の現状についての中の(1)イのうち、米軍基地賃借料及び自衛隊基地賃借料の推移についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、米軍基地賃借料は、本土復帰時の昭和47年度は、専用施設面積２万7850ヘクタールで約123億円、令和５年度は、専用施設面積約１万8455ヘクタールで約914億円となっております。また、自衛隊基地賃借料は、昭和47年度は、施設面積約166ヘクタールで約３億円、令和５年度は、施設面積約811ヘクタールで約134億円となっております。

以上になります。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のエ、海外事務所の戦略的な位置づけについてお答えいたします。

県が沖縄県産業振興公社を通じて設置する海外事務所では、経済、貿易情報の収集・提供、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客などの活動を展開しております。

県としましては、現地の情報やニーズ等を幅広く収集するネットワーク拠点として海外事務所の活用を進めるとともに、観光・商工分野に加え、海外との多面的な交流を通じてグローバルな経済成長を取り込み、県経済の発展へとつなげていくことが重要であると認識しております。

続いて４、沖縄経済の現状についての(2)のア、県単融資事業費の実績と次年度の取組についてお答えいたします。

昭和47年以降の県単融資事業の融資実績は、令和７年12月末時点で７万8525件、額にして7127億6100万円と多くの県内中小企業に活用いただいております。また、令和８年度は、最低賃金の大幅な引上げ等へ対応するための新たな資金創設や、景気拡大に

伴う資金需要に応えるため、融資枠を令和７年度比約２倍の約579億円に拡充する予算案を今議会に計上しております。引き続き金融機関等と連携し、県内中小企業の事業拡大等に必要な資金繰り支援に取り組んでまいります。

同じく４の(2)のイ、おきなわブランド戦略の目的と取組状況についてお答えいたします。

おきなわブランド戦略は、地域の稼ぐ力の強化と県民所得の向上を図ることを目的として策定いたしました。からだ充ちる、こころ躍るのコンセプトでおきなわブランドの価値を消費者に届けるためには、県民、事業者への戦略の浸透と産業横断的な官民の連携が重要であると考えています。このため県では、周知イベントの実施や各種メディアを通じた情報発信を行うとともに、県内事業者のブランディングに役立つ講座を実施するなど、ブランド力の強化に取り組んでいるところです。

同じく４(2)のウ、稼ぐ力の強化に係るこれまでの成果と今後の取組についてお答えいたします。

県では、産業全体の生産性を高めるため、ＤＸの加速化や経営革新の促進、高度な人材育成や就業者のリスキリングの推進などに取り組んできたところです。また、県産品のブランド化や県外・海外への市場開拓など、域内の経済循環を高める施策を総合的に展開したことで、企業間連携等による生産性の向上や付加価値の創出につながっております。次年度は、これらの取組に加え、生産性向上等に資する、より一層の経営支援の充実を図りながら、県内企業の稼ぐ力の強化に取り組んでまいります。

同じく４の(2)エ、立地企業支援の対象と実績についてお答えいたします。

県では、製造業等の臨空・臨港型産業や情報関連産業などの生産性の高い企業を重点的に誘致しており、立地企業が県内産業の発展を牽引できるよう支援を行っているところです。具体的には、課税特例措置の活用促進、先端技術に関するスキルを習得するための人材育成、経営支援の専門家派遣による県内事業者を中心とした立地企業とのマッチング等を行っております。これらの取組により、付加価値の高い企業の育成や域内の経済循環を促進し、県内産業の振興を図ってまいります。

同じく４(2)のオ、ものづくり産業やスタートアップ支援における県内事業者からの要望等についてお答えいたします。

県内のものづくり事業者においては、新製品開発や生産性向上に係る技術開発などの支援、スタートアップにおいては、資金調達支援の拡充や技術・経営に強い人材確保などの要望があります。県では、専門家派遣や技術相談業務のほか、産学官金の連携による支援組織等を通じた意見交換や個別ヒアリング等により、情報収集に努めているところです。今後とも、各種支援機関と連携を図りながら課題等の情報収集に努め、適切な支援策を講じてまいります。

同じく４(2)のカ、中小企業等への支援の取組についてお答えします。

昨今の物価高や賃上げなど、中小企業の経営課題が複雑多様化している中、商工会等や中小企業団体中央会など支援機関の体制強化に加え、早期相談の必要性や支援制度の周知啓発等が課題と認識しております。このため県では、令和８年度において、重点支援地方交付金等を活用し、商工会等への相談体制強化に係る補助金を増額するとともに、プッシュ型の相談支援の実施や広報活動などの支援体制の拡充に取り組むこととしております。

同じく４の(3)、労働者協同組合の活動状況と県の取組についてお答えいたします。

現在、県内では、労働者協同組合法に基づき設立された法人として、地域の空き家対策等に取り組む、かりまた共働組合や、シェア型書店を運営する、栄町労働者協同組合、高齢者へ配食支援等を行う、配彩おきなわの３法人が活動しております。労働者協同組合制度は、地域の多様な担い手が出資、運営に参画し、雇用の創出と地域課題の解決を同時に図ることができる有効な仕組みであると考えることから、県としましては、市町村向け説明会等を通じ周知啓発に取り組んでいるところです。

以上となります。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のア、マンホールから流出した泡についてお答えいたします。

当該マンホールを管理する宜野湾市は、当日に試料を採取しており、分析したＰＦＡＳ濃度について公共用水域及び地下水における要監視項目の指針値50ナノグラムパーリットルより低かったことを公表しております。なお担当部局が沖縄防衛局に確認したところ、米側からは普天間飛行場内を詳細に調査した結果、泡消火剤の使用も含め、今回の事案に関連するような泡が発生する活動は確認されていないと回答があったとのことであります。

次に４、沖縄経済の現状についての(1)のエ、空き

家対策についてお答えいたします。

市町村では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の策定及び同計画に基づく空き家の除却や利活用等の対策を実施しております。県は市町村に対する情報提供及び技術的助言を行うとともに、沖縄県住宅供給公社に住まいの相談窓口を設置し、空き家を含めた住まいの総合的な相談体制を整備しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　1、知事の政治姿勢についての(3)のイ、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見についてお答えいたします。

県は、本件方法書に対し、代替施設に係る各施設の具体的な用途及び用途ごとの埋立て面積とその算定根拠を示した上で、埋立ての必要性を準備書に記載することや、代替施設の構造に関しては、可能な限り環境に配慮した構造とすること等の知事意見を述べております。また、環境影響評価法では、方法書に対する知事意見を述べるに当たり、住民等の意見のうち、環境保全の見地からの意見に配意するよう規定されており、環境保全の見地からの住民等の意見は全て知事意見に反映しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　1、知事の政治姿勢についての(4)、離島医療を含めた県内の医療提供体制についてお答えします。

離島医療体制確保支援事業は、離島の患者等の通院費に対する支援や離島診療所での専門科巡回診療を実施するもので、通院費支援事業において、令和８年度から宿泊費基準額の引上げ等を予定しており、対前年度比で約4500万円の増額となっております。離島を含めた医療提供体制の充実・確保に向けては、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等、継続的な医師の確保等に引き続き取り組んでまいります。

次に２、県内の医療提供体制についての(2)、与那国町診療所の指定管理についてお答えします。

県は、与那国町診療所の運営に関し、指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や面談設定等を行うとともに、同診療所における医師２名体制を維持するため、琉球大学と地域枠医師の派遣に関する調整を進めてきたところです。その結果、令和８年１月の与那国町臨時議会において、指定管理者が選定されたことは承知しております。

県としては、今後とも与那国町と連携し、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光　病院事業局長　2、県内の医療提供体制についての(1)、県立病院の経営再建取組状況についてお答えします。

病院事業局では、厳しい経営状況を改善するため、病院事業債の活用等資金繰り対策を行いつつ、診療報酬の基礎となる施設基準の厳格な管理や、看護業務の効率化などを行うことで、提供する医療に見合った適正な診療報酬の確保など収支改善を進めているところです。将来にわたり安定した地域医療を提供していくため、次年度に向けては、今般の診療報酬改定を踏まえた効率的な職員配置や、医療ＤＸ、特にＡＩを活用した外来業務の改善、医療事務の効率化などに取り組むなど経営コンサルタントも活用しながら、職員１人当たりの付加価値額の向上に努めてまいります。

同じく(3)、県立病院の定数と充足率についてお答えします。

県立病院の配置定数と充足率は、令和７年12月現在で、医師が定数488に対し428人配置で充足率87.7％、看護師が定数1995に対し1849人配置で充足率92.7％、コメディカル職が定数552に対し530人配置で充足率96％などとなっており、八重山病院眼科が休診しているほか、一部の診療科において診療を制限するなどしております。また、指導医については、県立病院全体で約200人配置しておりますが、指導医の確保は医師の研修体制の充実等に重要であるため、引き続き充足に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　3、令和８年度県一般会計当初予算についての(2)、令和７年度県職員の欠員状況についてお答えします。

知事部局における令和７年４月１日時点の欠員数は169人で、速やかに臨時的任用職員を採用するなどの対応を行い、６月末までの時点で148人の臨時的任用職員を採用し、欠員は21人となっております。これまで、年度途中での採用や任期付職員の活用に加え、

技術職の特別枠試験や再採用制度など、多様な手段を講じており、引き続き人材確保に全力で取り組んでまいります。

同じく３の(3)、東京事務所職員及び省庁派遣職員についてお答えします。

省庁への派遣は、人材育成の観点から、複雑高度化する行政課題に対応し、専門的な知識や技能を身につけ、職員の課題解決能力の向上を図ることを目的としております。派遣された職員は、業務を通じて国の職員と交流することで人的ネットワークの構築を促進するなど、県の施策推進において有益となる副次的な効果が期待されます。また、東京事務所職員は、国の府省庁等との連絡調整や施策推進に必要な情報の収集等を担っており、引き続き国の動向を迅速に把握するとともに連携を強化することにより、県行政を推進してまいります。

同じく３の(4)、国が暫定予算となった場合の対応についてお答えします。

国の当初予算が年度内に成立しない場合、本予算成立まで国庫補助事業に着手できず、県や市町村の事業実施に影響が出るおそれがあります。直近では、平成25年度、27年度に国の当初予算が年度内に成立せず、年度当初から実施する必要がある事業について、国の暫定予算へ計上してもらうなどの対応を取りました。現時点で国の予算編成スケジュールは未定ですが、いずれにしましても県及び市町村の事業執行に影響が出ないよう、情報収集に努めながら関係機関と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　４、沖縄経済の現状についての中の(1)のア、今年度の経済成長率と１人当たり県民所得についてお答えいたします。

令和７年度の本県経済は、観光需要の増加や個人消費の拡大等に支えられ、県内総生産は名目で3.8%、実質で0.7%の経済成長を見込んでおります。また、１人当たり県民所得は4.0%増加し、260万円程度になると見込んでおります。

同じく４の(1)のイのうち、県内の土地評価についてお答えいたします。

本県の地価について、全用途平均変動率は、平成６年から平成25年まで20年連続で下落していましたが、平成26年から令和７年まで12年連続で上昇しております。住宅地の平均変動率は、平成11年から平成25年まで15年連続で下落していましたが、平成26年から令和７年まで12年連続で上昇しております。商業地の平均変動率は、平成４年から平成24年まで21年連続で下落していましたが、平成25年は横ばい、平成26年から令和７年まで12年連続で上昇しております。

同じく４の(1)のウ、消費支出の割合と全国との差についてお答えいたします。

令和７年の家計調査によると、本県における２人以上の世帯の１世帯当たり消費支出は、月額約23万6000円となっており、その構成比は、住居費9.3%、交通費9.6%、教育費2.0%、保健医療費4.5%などとなっております。一方、全国は、消費支出が月額約31万4000円で、構成比は、住居費5.9%、交通費10.8%、教育費3.8%、保健医療費5.0%などとなっております。本県は全国と比較すると、住居費の支出割合が高く、交通費、教育費、保健医療費の支出割合は低い状況となっております。

同じく４の(4)、政策提言の目的についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の附則に定める５年以内の見直しは、法施行後の沖縄を取り巻く環境の変化に対応する必要性に鑑みて規定されたものであります。このため、昨年12月に公表した政策提言の素案は、法施行後の本県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応することを目的として取りまとめたところです。なお、法第１条には、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、特別の措置を講ずる旨が定められており、本県が有する歴史的事情、地理的事情、自然的事情及び社会的事情については、既に現行法において反映されているところであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　４、沖縄経済の現状についての御質問のうち(1)のオ、公共ベーシックサービスの強化についてお答えいたします。

社会的弱者を生まず、誰一人取り残さない沖縄らしい社会を実現するためには、安心して生き生きと暮らすことができる地域づくりなど、あらゆる世代に対し総合的に支援することが重要であると考えております。県では、行政と民間の幅広い支援体制構築に取り組んでいるほか、包括的な支援など、福祉向上に向けた各種施策を推進し、共生社会の実現を目指しているところです。教育、医療、介護などの原則無償化や交通、住宅支援などを実施する公共ベーシックサービスの強化については、制度設計や財源確保等の研究、課

題解消を含め、国民的な議論が重要と考えており、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　５、子ども政策、教育行政についての(1)、沖縄県こどもの権利擁護委員会の設置状況についてお答えいたします。

県では、令和８年度中の同委員会の設置に向けて、条例や救済の仕組み等の検討を進めているところです。また、条例の制定に当たっては、主役である子どもたちが自分事として受け止め、理解を深めることができるよう、子どもの意見を聞き反映させる取組等も実施しております。

県としましては、全ての子どもが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(2)、フリースクール等の実態把握調査についてお答えいたします。

フリースクールは、不登校、学校になじめない、多様な学びを選択する児童生徒の受皿となっており、子どもの育ちや学びの保障の役割を担っていると認識しております。一方、フリースクールの定義等が明確でなく、県内の設置状況など実態が把握できていないため、フリースクール等の運営体制や利用する子ども、保護者への効果など、実態を把握する必要があることから、調査に係る予算案を提案したところです。今後とも、教育委員会や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　御答弁ありがとうございました。

再質問ですけれども、一番最後の５の(4)、県立芸術大学のセクシュアルハラスメント問題から、再質問をさせてください。

御答弁では、芸大の自律性・自主性を尊重するということと外部の調査委員会の調査を待つという答弁でした。新聞でも、再発防止策として授業風景の録画をしたらどうかというような提案が出ているようですけれども、やはりこういうやり方が本当に解決策になるのかということで、卒業生からアンケート調査をしたり、有志で陳情も出ているというのが現状です。県は県立芸大に財政援助団体として支援をしていますよね。改めて、県が支援をしている内容、出資や運営費の状況について確認させてください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和６年度財政的援助団体等監査の結果報告書だと思います。その中では、令和３年度の大学法人化の際に、現物出資した土地建物の評価額が66億1250万円、令和６年度の運営交付金として14億7655万2979円となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　県の職員が出向したり、何か人的なサポートというのもあると思いますが、現状いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県からは県立芸術大学へ職員として、事務局長１名、課長職２名、その他職員13名となっております。ちなみに、事務局体制全体で39名という状況でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　土地建物の提供で66億円ですよね。これは最初の出資としてちょっと省くとしても、令和６年で運営費が14億規模、それから今トータルで39名の職員も関わっていると。これで財政援助団体だからといって、あたかもほかの法人かのように自主性に任せますと言って、このセクハラ問題をそのまま任せるという姿勢がよく分からないんですが、管理監督責任、内部からでも十分できるんじゃないですか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　県では、これまで当然ながら設置者としていろいろ意見交換をしてきました。ただ前提として、学問の自由や大学自治の観点等がございますので――今般の事案についても当然ながらその事案の概要とか大学の取組については、一定の報告は受けてきました。しかしながら、今回、新聞報道でもございましたように、卒業生のアンケート等がございましたので、この件につきましては、ハラスメントは構造的な問題であるというふうに理解して事の重要性に鑑みて、先週金曜日、学長とは直接意見交換をさせていただきました。その際、私からは、再発防止に向けた学内体制の整備と適切な情報公開について申入れを強く行ったところです。その際、学長からは、まず謝罪の言葉がございました。続いて、ハ

ラスメント対応につきましては、令和６年度から大きく体制を見直して相談体制を外部化したということ、教職員に対するハラスメント研修会の義務化、学生アンケートの実施、相談窓口の周知など、徹底して取り組む旨の発言がございました。それを受けて、実は本日午前中、学長名でコメントが出ております。その中では、今私が申入れをして学長に発言いただいた部分の記載もございますし、あわせて、これまで委員会等の構成も伏せていましたけれども、基本的に弁護士と社会保険労務士３名で構成しているということも記述されております。なお、追加で言いますと、特に個人指導について、組織的にチェック機能が働くハラスメントが起きにくい授業方法や指導方法も検討していくということも併せて記述されております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　個別事案ではありますけれども、昨年の８月に結構大きい報道がされました。ただ、そのとき私担当課に話をしたけれども、反応が鈍かったなということを覚えています。しかし今回、部長が学長と話をして、トップダウンというか、こういう形で引き受けて、しっかりと解決に導くような動きをしていることは、非常に評価をいたします。それで、昨年９月に県立芸大の評価委員会が中期目標期間の業務実績評価を出しました。この中でこのハラスメント―― 一般的な扱いとして、不手際があったというような評価も書かれていますけれども、全体的にはやっぱり少し流されているような自己評価をしているなと受け止めています。私が気になっているのは、この評価によって運営交付金の増減の判断というのもあるのかどうかというところです。芸大のセクハラ問題については構造的な問題で、非常に長く続いてきていたと。今部長の答弁でも構造的という言葉が出てきて、きちんと認識されているというところは、非常に安心をしています。ただ、それでもこういった実績評価で今後の予算も運営体制も変わらないと言うのであれば、やはり自浄というのは難しいのではないかと思うんですね。こういった交付金についても、県の何かしら増減の判断というのがあるのかどうかお聞かせください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

まず説明をさせていただきますが、運営交付金につきましては６年間の中期計画期間に対して交付されるものです。

具体的には２つですね、一般運営交付金として使途を特定して必要な経費を交付する特定運営交付金、もう一つは施設整備や大規模改修に要する経費を補助する施設整備費補助金、こういうのがございます。ただ、これは個別の事案を理由に減額する等の運用は制度上は想定されておりません。ただし、先般も話したように、今回の件につきましては、ハラスメントということで非常に県としても憂慮しているところでございます。こういう事案が二度と起こらないように、引き続き大学側とは意見交換を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　ぜひよろしくお願いします。

この件でいろいろと関係者、それからサポートしている方たちからお話を聞く中で、芸大のほうがこの運営交付金を減らされたくないからこのセクハラの件を隠しているんじゃないか、甘く見ているんじゃないかというような――やはりきちんとオープンにして解決しないと、過剰な疑念というものを生むわけですよね。まずは被害者の支援、それから再発防止、これをしながら、県にはしっかりと運営にも監督責任を果たしてもらいたいと思います。今回、陳情が出てきたことで、個別の事案を取り上げるのは難しいと、従来どおりの回答は私はもうできなくなったと思っています。それを受けての部長と学長とのやり取りだと理解をした上で――今回の陳情は経済労働委員会に付託をされています。所管する部署が文化観光スポーツ部だからだと思いますけれども、大学は教育機関でもあるんですよね。本来は文教厚生委員会でも、しっかり教育機関としてこういう姿があるべき姿なのかというところも議題に上がるべきであろうと思います。しかも芸大というのは、沖縄の文化人材を専門的に育てる機関で、位置づけとしては非常に大切にしないといけない機関、学生たちだと思うんです。このアートワーカーの労働環境というものも、昨今やっと注目されるようになりました。今回の件は、沖縄の伝統芸能、それから文化人材をどう守るかという視点で県にも引き続きしっかりとした対応を求めたいと思います。

この件について、芸能やエンターテインメント経験のある知事にも、次世代のこういった業界に関わる方たち、それから学ぶ方たち、しっかりと応援をして守っていくんだというメッセージを出していただきたいんですけれども、ぜひ一言お願いできないでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　今般のセクシュアルハラスメントの問題は、関係者の方々に対しても非常にショッキングな報道であったと思っております。しかもこれが長期間行われていたのではないかというような指摘なども考えますと、時間をかけて丁寧に指導をすることの指導の在り方と、そしてその指導する際の密室性が高いがゆえに、どうハラスメントに留意するかということについては、教える側と教えられる側という上下の関係ではなくて、互いに文化を継承していき、技術を育んでいくということの本来の目的にしっかりと照準を合わせて、学校全体でそのように相互に確認をし合うということが必要であろうと思います。ぜひ若い人材が伸び伸びとしっかりと専門的な技術、知識を学び、それをまた社会に還元し、自分のさらなる飛躍につなげていけるような、そういう取組に進めていっていただきたいということを強く願います。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　ありがとうございました。

次の再質問に移ります。同じ教育関連で行こうかな。

５の(2)のフリースクール調査です。

実態調査を県がやっと取り組むということで非常にほっとしています。長年、関係者の皆様からは、子どもたちの居場所をせっかくつくって、学びと育ちに貢献しているのに、親御さんの費用負担、それからスクール側の、もう半ば手出し、赤字状態の運営、非常に限界があるということで、こちらもやっと県が踏み出してくれたことに非常にほっとしているところです。次年度の調査ということなんですけれども、通っている子どもたちへの効果と必要性については、調査項目に入るという理解をしています。このほかに、運営にかかる費用、それから保護者の利用料負担が実態としてどうなっているのかというところも非常に大事な実態だと思うんですけれども、この点、今調査の方向性を考えるときにどのように検討されていますか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　今議員のほうからもお話がありましたけれども、フリースクールでアンケートした結果でお聞きしているのは、利用料が４万6000円余りかかるとか、そういった情報も聞いております。またフリースクールの調査については、複数の県で実は調査が実施されているということも確認しておりまして、その中でも調査項目に利用料を入れたところもあるということを聞いています。いずれにしましても調査項目につきましては、今後、教育委員会と連携しながら、また、関係団体とも意見交換をして他県の状況も参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　ぜひ成果を期待しております。

次は、すみません、休憩をお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜友名智子　議員　次は、４の(1)のエ、空き家対策の再質問をさせてください。

基本的に住宅政策の窓口というのは市町村が多いのかなと――県も県営住宅持っていますけれども、市町村が中心になっているという理解をしています。今の、市町村の空き家対策の実績について、県内の主立った市町村分で構いませんのでお聞かせください。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

空き家対策総合支援事業として国の補助を受けて、令和６年度に空き家の除却、活用などを実施した市町村が、那覇市、沖縄市、久米島町の３自治体となります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　この空き家対策のそもそもの目的は、どういったところに置かれているんでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　空家特措法第７条で、空家等対策計画を市町村が定めることができるとされておりますが、その目的は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することとされております。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　聞き取りのときには、空き家があると周辺の生活環境がよくない影響を受けるからという説明を受けて―― 一応その理解で話を進めます。

市町村の取組の一方で、県が行っている空き家対策というか住宅支援について、県営住宅はありますけれども、それ以外の支援は何があるのか教えてください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　県の行っている空き家対策――土木建築部のほうでやっているところもあれば、企画部のほうでやっているものもございます。企画部のほうでやっているのは、離島――特に小規模離島における住宅確保という観点で空き家を利用できないかということで取り組んでいる事業であります。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　すみません、この空き家対策の話を入れたのが、質問のベーシックサービスに関わるところなんですけれども……。

すみません、ちょっと休憩をお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜友名智子　議員　答弁の中で、県民の暮らしを支える政策の取組というところで、４の(1)のアからウの質問なんですけれども、沖縄県は比較的、経済成長が実質的にも名目的にも続いてきていると。県民の平均所得も微増レベルではあると思いますが増えていると。ただその中で、県内の土地評価もそれから基地使用料も自衛隊施設の使用料もやはり右肩上がりだというトレンドです。県の今後の住宅政策は、県民の所得が追いついていないというところに、目を向ける必要があるのではないかと思うんですね。

家計調査を引き合いに出していただきました。平均収入は全国とやはり10万円ぐらいの差があるのかなと思いますけれども、住居費に占める割合が、沖縄県が9.3％で全国平均が5.9％と。一般的に県民の平均所得は全国平均の７割程度だと言われます。それにもかかわらず、住宅にかける比率が、やはり倍とは言わないけれどもそれに近い費用負担をしているというところは、これは県民の可処分所得が減って当然ではないかと思うんですね。ただ一方で、県内は空き地ができると、すぐに大きなマンションが建設されたり、ワンルームとおぼしき建物がすぐできたり、比較的不動産の需要、建設というのは非常に進んでいるという印象もあります。こういうところに、県民所得の中での住宅確保の実態がついていけているのかというところは、ぜひ県にも暮らしを支える政策として目を向けてほしいと思うんですね。

それでまた空き家の話に戻りますけれども、離島や過疎地で行っている定住促進のための空き家対策、それから、都市部で行われている衛生環境を守るための空き家対策、同じ空き家対策といっても目的が違うと思います。今はこれに加えて、県民所得と家賃の水準と、あるいは住宅確保でローンを組んだりする場合の金銭負担と、こういったところのバランスも全国平均により近づけていくような施策が必要ではないかと思うんです。ぜひこういったところ、ベーシックサービスとして県にも取り組んでいただきたいなと思っています。

ベーシックサービスについては、生活福祉部から国の動向を見ると答弁がありました。この住宅政策については、国が住生活基本計画というものを従来つくっています。これが2026年から2035年の間に、また新たな施策を盛り込むとされているんですけれども、こういったところ、県もぜひ計画で活用していただきたいと思っているんですが、何か情報収集をしたり、取組の予定とか議論というのは、今何かありますか。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

今、議員がおっしゃられた住居に関する生活基本施策ですか、こちらのほうをちょっとまだ生活福祉部では検討に乗せてきたことがないのですけれども、今後も先ほどのベーシックサービスの研究と同時に、やはり県民の生活の負担の軽減というところの向上も含めまして、新しい分野に関しても研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　国が打ち出そうとしていると報道であったんですけれども、若者、それから子育て世帯の住まい確保支援を盛り込むとしています。規模で言うと100団地、10万戸規模で想定をしているようです。それから、自治体の取組としては財政に余裕があるところだからできるのかなとも思いますが、東京都の場合だと、アフォーダブル住宅――比較的借りやすい価格帯として、相場よりも２割ほど安い住宅を支援をすると。これは300万戸規模でやっていると。こういうところもぜひ、沖縄県には県民向けの住宅政策として取り組んでいただけないかなと思っています。県民所得、収入を上げる産業政策と、それから生活コスト負担をベーシックサービスで下げるということ、この両構えで今後は県の経済を見ていく必要があるんじゃないかと考えています。食料品、それからエネルギーの物価高、円安――専門家の意見を聞いています

と、マクロ的には一服してきたという方もいるんですけれども、逆にこれから家賃のインフレが問題になってくるんじゃないかという指摘が出てきているんですね。物価高対策として、住宅それからベーシックサービスという考え方もぜひ県のほうには取り入れていただきたいと、これは提案をして次の質問に移りたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時０分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜友名智子　議員　次は、４の(2)のアのほうに移ります。県内の中小零細事業者の支援についてです。

答弁を聞くと、県単融資の増額をしたということで、県が県内の中小零細事業者を支えるんだという強い思いを感じます。一方で、改めて確認をしたいことが、行政である県がなぜこれだけの予算を充てて資金繰りの支援、融資事業に取り組むのかということです。よく事業を営む方たちと意見交換をしていますと、やっぱり苦しいところは苦しいけれども、民間の融資で頑張っていけているところは頑張っていけているという、非常に二極化を特にコロナ禍以後、感じます。その中で、沖縄では民間の資金需要はあると。そのマーケットを求めて、他県からも地銀が進出してくる時代になりました。もともと政策金融機関としての金融公庫もあります。その中で、県がこれだけの予算を中小零細事業者に充てる、この意義というのを改めてお聞かせください。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　県単融資事業に関する――なぜ行政がその融資事業をするのかといったことの意義についてちょっと御説明いたしますけれども、まず県内は多くの中小企業、事業者で占められております。そのような中で、零細企業も含めまして、中小企業の信用力というのは非常に乏しい状況にあります。また、そういった事業者というのは財務状況も厳しいといったような背景がございます。中には今議員がおっしゃったように、苦しい中にも金融機関から借入れをして回しているような事業者もおられるというお話がございましたけれども、中には金融機関が信用力が乏しいがために、貸し渋りといいますか、貸付けについて非常に慎重になっているというような状況もございます。そのような背景の中で、事業活動に必要な資金をどうやって回していくかといったところは課題であるという認識を持っています。そのような前提に立ちまして、金融機関それから保証協会とも連携した形で、信用の保証を付与する、信用保証料をつけることによって金利を下げる、そのような取組をすることによりまして中小企業者の資金繰りを円滑にしていくことを目的としております。資金繰りが円滑になることで事業活動が継続される、そのようなメリットがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　県内の経済をいろいろと見ていますと、民間の事業者でファンドを組んで、県内の資本を支えようという動きが出てきたり、やはり県内の経済はすごくフェーズが変わってきたなと思うんですね。ただ、そういう自走できる事業者の方たち、企業の方たちは、自前でどんどん頑張ってもらいながらも、県内では個人ベースで、それから10人以下、５人以下の従業員数で、こういった与信審査も非常に厳しいという中でやっている事業者が県の経済を支えていると思います。まだ、ゼロゼロ融資の返済も苦しいという事業者の方たちからも、いろいろと御相談を受けることがあって、この県単融資制度は助かっているという声が多いんですね。厳しい県の財政ではあるとは思いますけれども、ぜひ引き続き支援に取り組んでいただきたいなと思います。

それから次の再質問ですが、４の(2)のカです。

県内の中小企業等への支援体制の部分ですけれども、地域の商工会等々への支援も今やっているという御答弁がありました。昨年、商工会など３団体から出た経営指導員の皆さんに対する待遇改善の要請ですね。その後、県のほうで何か話が進んでいるのかどうか、少し状況をお聞かせください。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　昨年、経済３団体のほうから要請がありました。支援機関３団体からの要望としましては、経営指導員の処遇改善、そういったものに対する措置をしてほしいというような要望が主なものとなっております。これを受けまして県では、人事院勧告に伴う給与の増額等に関する予算を確保して、令和８年度の当初予算に計上したところでございます。また、昨今の物価高騰それから人手不足など、経営をめぐるその課題というのは非常に厳しい状況があります。それがまたさらに複雑化、多様化している状況もありまして、相談体制の強化というのが非常に重要になってくるというふうに考えております。このため現在、重点支援地方交付金の活用等につきまして、支援機関のほうと意見交換を行っております。その中

で、安定的な支援体制の構築に向けて取り組んでいこうということで、今進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　こういった経営支援の部分もやっぱり民間の金融機関ではなかなか受け止めることが難しいというところを、行政的、それから準民間的なところで支えている部分が非常に大きいと思います。ぜひ支えている経営指導員の皆さんが、安心して県内の事業者の相談に乗れるような形で県がバックアップをしていただきますようお願いをいたします。

それから、中小零細事業者の支援の再質問を続けますけれども、(2)のエとオの部分です。

県の企業立地支援と、ものづくり、それからスタートアップ企業の支援です。

よく県内で、ものづくりそれから製品開発に取り組む事業者と話をしているときに、時々出てくる話が、県が紹介する施設の規模が大き過ぎるということをよく聞くんです。県の立地支援の主立った目的というのが、県外から大きな企業、工場を誘致して、そこで、特に若年者を雇用してもらおうという目的で進んできたと思います。けれども今、県内の経済では自分たちで何かをつくり出そう、生産力を高めようといろいろと取り組む方たちが増えてきているんですよね。こういった方たちが必要としているのは、必ずしも1000平米だとか3000平米だとかそういう大きな施設ではないんですよ。県内でせっかく生産力を高めようとしている事業者が出てきている中で、このような県の立地支援、それからスタートアップ支援というのが、少しミスマッチを起こしているところがあるのではないかと思います。こういった県内の事業者に向けての立地支援に、県のほうでも少し柔軟な対応を今後していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　今議員の御指摘にあります、規模感がすごく大きくて、紹介されるところにはちょっと合わないというお声が届いているという状況にあるのかなというふうに聞いておりました。今、県は確かに臨空・臨港型の産業を誘致していくといったところで、若年者の失業率を改善していく、そのような目的もございまして、大きな生産性の高い企業を誘致してきた背景というのはございます。ただ一方では、新しい産業を創出していくといった取組の中で、スタートアップの創出事業にも力を入れているところでございます。また、バイオ関連の事業者につきましても、沖縄の特性を生かした新しい医療、バイオ関係を研究していく、それから実証実験を通じて事業化につなげていく、そういった支援も行っているところです。その中で、小さな事業者が実証実験を経て、それから事業化に行く場合に施設が足りないというような御相談の窓口というのはございます。例えばなんですけれども……。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時11分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○知念百代　商工労働部長　バイオ産業振興センターにおきましては、バイオ関連企業が入居するような施設がございます。それから、沖縄バイオコミュニティで相談窓口なども設置しております。また、全般的にバイオに関連せずとも、スタートアップの企業なども幾つか非常に多くの地域で生まれておりますので、そういったところでの入居ということも可能となっております。また、分野を問わずなんですけれども、中小企業支援センターというのが公社の中にございます。そういったところでの相談窓口でも対応できるのかなと思っておりますので、そのようなお話がありましたら、ぜひ活用いただきたいと。また、それに向けた周知も行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　ぜひ個別の相談もつなげていきたいと思います。

よく県内の起業というのは――業を起こすというほうの起業ですね。起業率は全国でも高いけど、倒産率も全国で高いということはよく聞く数字でした。ただ、今県内でこういうものづくりに取り組んでいる方たちというのは、きちんと県外でも、海外でも、販売ルートをつくって勝負ができる商品開発をしてきています。そのときに、自宅程度の広さのところから、もうちょっと広いところに工場を造って製造を広げたい。研究開発段階から実装していきたいというときのこの部分の支援というのが、まだ不足しているのかなと思うんですね。こういった県内の中小零細事業者は、まだ沖縄振興策では手の届いていない方たちだと思います。こういったところにも県が目を向けていただきたいと、ぜひお願いをいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時13分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜友名智子　議員　次の再質問は、病院事業局です。

２の(1)の経営再建と関連して伺います。

県立病院の大きな赤字とそれから人員不足、ほかの議員さんたちも皆さん関心が高く、やはり県の取組を各市町村、住民も注目をしていると思います。その中で、経営再建、それから中の運営体制の再建としてお聞きをしたいのが、従来から質問をしている総務事務センターです。事務センターの集約化は、やはり課題が多くて事業局のほうでも一旦振り返りをしている段階だと思います。

総務事務センターの集約化の現状と、次年度に向けてどういった取組をしていくのかお聞かせください。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　ありがとうございます。

総務事務センターは令和５年度に設置して、県立病院における給与関係事務の一部を移管するとともに、令和６年度から事務効率化の基盤となる病院総務事務システムを本稼働させる等の取組を進めております。当初の計画は、県立６病院の事務を段階的に総務事務センターへ移管して、令和７年度に完了することとしていましたが、現在のところ４病院の事務移管にとどまっております。事務の移管については、今年度、事務処理状況の効果と課題について各県立病院と意見を重ね、今後の方針として令和８年１月に総務事務センターの集約化に関する基本方針を改定しました。事務移管スケジュールの見直しを行い、令和８年度は職員の負担等に配慮しつつ、残る２病院を含め段階的に集約化を進めるための準備に取りかかっているところであります。

以上です。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　私、民間時代に関連会社の経理事務を12社ほど集約化して標準化をしたという業務に携わったことがあります。大変ですけれども、２年もあれば集約化、標準化はできると思うんですよね。県立病院の事務センターの集約化が、これだけの時間をかけて６つのうちまだ４つしかできていないというところは、そもそもの事務センターの設計思想にやはり課題があったのではないかと思っています。

今、事務移管できなかったのは八重山と南部医療センターと理解していますけれども、集約化をずっと続けることになるんですか。要は、各病院にもう事務を戻したりしないんですか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　今回の見直しに当たって、各病院と担当者との会議が７回ぐらいですか、それから病院長等々含めてかなりの会議を行いまして、皆さん一応集約化をしてほしいという希望です。段階的にできると考えております。今、１つストップしているのが――経営状況の中で総務事務センターの職員を今17人ぐらいまで増やしているんですけれども、本当はもうちょっと必要だと思います。ということで、段階的に経緯を見ながら、最終的には全移管したいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　総務事務センターの移管については、職員の皆さんの残業がもう非常に殺人的であるというぐらいの時間でしたので、ぜひこういったところに負担がないような集約化、それから見直しをお願いいたします。

それから同じく２の(3)、指導医の確保なんですけれども、今200人配置をしていると答弁ありました。

この指導医の人数で今足りているんでしょうか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　今、指導医の定義はありますかというと、実は厚労省が出している定義があります。臨床７年ぐらいして、厚労省の指導医の講習を受けたりとか、いろいろあります。私も四十数年ずっと中部病院で指導をしてきましたけれども、私たちはちょっと物の考え方が違っていまして、恐らく議員御存じだと思いますが、中部病院は屋根瓦方式でやりますので、１年目の者には２年目、３年目の者が教えていて、実質的には指導医的な役割をしているんですが、それを考えると実際は200人以上いると思います。ただ、いわゆる厚労省が言っている７年には満たない人もいますので、これを全部省いて今200人という話をしているんですね。だから、少しその指導医の定義そのものが――私個人の意見ですよ。少し違うかなと。私たちが経験した40年以上やってきたことからするとですね。

以上です。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　厚労省の医師偏在指数だと、沖縄では医師は不足していないとなっていますけれども、こういった指導医のカウントの現状というのも反映できないものなんでしょうか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　実は偏在指数では多数県

になっているんですけれども、多数は那覇・南部地区であって、実際には、ほかはみんな足りないんです。そういう国のカウントの仕方が非常に私たちは理不尽だと思うんですけれども、今それはそのまま決められているということです。ただ離島・僻地に関しては、例えば中部病院で研修あるいは南部医療センター・こども医療センターで研修して、今のところ過不足なく送っているんですけれども、耳鼻科とか、特殊な科については、やはり県外の大学とか県外の医療施設から応援をいただいているのが現状です。

○中川京貴　議長　喜友名智子議員。

○喜友名智子　議員　ありがとうございます。

最後はＰＦＡＳの再質問なんですけれども、2023年に在日米軍が嘉手納基地、普天間基地が汚染源と日本側に認めていたという報道がありました。これ事実関係を確認して、調査を認めない米軍と、沖縄防衛局に県から強く要請するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　この件につきましては、我々のほうから国に対し確認をしたところ、米軍とのやり取りについては回答を差し控えたいという意見がありました。

いずれにしましても県としましては、まだ認められていない立入調査については、もう一度要請をするために、現在、各部において整理をしているというところでございます。

以上です。

○喜友名智子　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時21分休憩

午後３時40分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

當間盛夫議員。

〔當間盛夫　議員登壇〕

○當間盛夫　議員　皆さん、こんにちは。

中途半端な拍手ありがとうございました。

拍手するときは盛大な拍手をいただければなというふうに思っています。ありがとうございます。

おきなわ新風さんと合流をいたしまして、立憲・無所属の会となりました當間盛夫でございます。決して立憲民主党に加入したわけでもなく、オール沖縄に加入したわけでもありませんが、沖縄の政治――今度の衆議院選挙でも自民党の皆さん、４選挙区圧勝大変おめでとうございます。島尻幹事長代行からも勝って兜の緒を締めよということがありますので、ぜひ沖縄のこの諸課題、物価高含め沖縄の子どもの貧困、基地問題等々、ぜひ前向きに取り組んでいってもらうことに期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

我々も、新風さんと一緒になって立憲さんということでやりましたが、我々が立憲・無所属の会ということで会派立って、ちょっとは期待されるのかなと思ったら、すぐ選挙になりまして、そのとき中道というのができて、中道を我々応援しましたので、とにかく中道にも頑張ってもらいたいなというふうにも思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いします。またみんなで沖縄の諸課題が前進していくように我々も取り組んでいきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは代表質問をさせてもらいます。

まずは１、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、令和８年度一般会計当初予算は、県政史上初の9468億円の予算規模となっております。単なる予算規模拡大ではなく、何に投資し何を成長させ、県民所得、県民生活、県経済の拡大を目指すのか、明確な数値を示せるのであればお考えと見解をお伺いいたします。

(2)、多様な財源の積極的な活用による施策の推進について、基金の活用とあります。県民から負託をされた公金の安全かつ効率的な保管、運用に関して基金の一括運用を含めた公金運用ルールを策定し、財源確保の取組状況をお伺いいたします。

(3)、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成には、玄関口である那覇空港の施設拡張整備や空港民営化（空港コンセッション）が必要不可欠と考えますが、課題と取組をお伺いいたします。

(4)、農林水産業の振興で、畜産業の飼料価格高騰における飼料自給率向上に向けた成果と現状、そして施設老朽化と養豚農家の減少による供給頭数の確保など食肉センターへの支援、沖縄の農業を強くする観点からの中央卸売市場の再整備の進捗、取組状況をお聞かせください。

(5)、働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について、県内の外国人労働者が２万人を突破し過去最高を更新したとあります。県としても外国人の新たな人材の確保に取り組むとありますが、支援制度や相談窓口等の民間との連携強化にどのように取り組むのか伺います。また、教育分野で創造性・国際性に富む人材の育成による取組の成果と課題をお伺いいたします。

(6)、自立的発展の実現に向けた基盤整備について、ＤＸ推進計画における事業の成果と課題を伺います。ＰＰＰ／ＰＦＩの県内の実績状況、そして航空機だけではなく県内需要が多くある船舶ＭＲＯ基地整備に対しての検討、取組状況を聞かせてください。

(7)、離島・過疎地域の持続可能な地域づくりにおける行政体制整備、広域連携支援事業や物価高、空き家活用等の住宅支援、関係人口増加に向けた交通費の補助などの成果と課題、新たな取組をお伺いさせてください。

(8)、海洋島嶼圏の特性を生かした展開で、資源安全保障の確立に向けて、国は南鳥島周辺でのレアアース泥の回収に成功したと報道されましたが、海底熱水鉱床（有用金属が沈殿する海底熱水）は沖縄海域及び小笠原海域で発見され、近海かつ浅瀬にあり開発に有利と期待されております。国との計画など県独自の今後の取組をお伺いさせてください。

２、公共交通推進体制の構築と鉄軌道実現について。

鉄軌道を含め新たな公共交通システムの導入促進事業は、鉄道導入に向けた調査検討ばかりで８年度は予算も減額をされております。県自体が鉄軌道を夢物語と考えているのか。朝夕の交通渋滞の慢性化で拡大する経済損失、赤字による路線バスの減便・運賃値上げ・運転手不足など、経済においても県民生活においても公共交通の充実は重要政策であり、その中でも鉄軌道の早期導入に本気度・やる気を知事は示すべきではないでしょうか。

(1)、沖縄振興に向けた政策提言で、鉄軌道は長期的目線で、未来に向けた種をまく取組とありますが、取り組むのであればいつまでに導入するのかを明確に示すべきであります。知事の見解をお伺いいたします。

(2)、全国新幹線鉄道整備法を参考に特例制度を創設と提言にあります。大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法―― 一体化法、宅鉄法という呼び方もあります。その違いは何か。いずれも国との調整は必要だと考えますが、県として何を目指していくのか、取組をお伺いいたします。

(3)、交通施策の推進について、まちづくり、基地跡地利用、物流、観光の連携を強化する、効果的なプロジェクト創出や組織体制に向けた交通戦略推進課――仮称でありますが、設置の理念、目的を伺います。

(4)、沖縄縦貫高速鉄道――仮称でありますが、実現に向けて、高速鉄道設立準備室の設置について知事の決意を伺います。

(5)、サブスク（定額制や継続利用）導入による公共交通需要の喚起、負担軽減策の拡大について、県の取組を伺います。

(6)、路線バスの競合・重複路線の整備など県主導で協議を加速させ、官民連携による公共交通の利便性向上に向けた取組について伺います。

３、振興計画の５年見直しについて。

振興予算は防衛予算と表裏一体をなし、基地への協力度合いで政治が決める。さらに今回高市自民党圧勝で、強く豊かな日本にするために、沖縄が犠牲になっても政府に従わなければ、予算、見直し計画にこれまで以上に国の関与で切り込むことが可能となったと考えております。

そこで伺います。

(1)、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会を目指す姿は、５年後どのような達成状況になると考えるか、知事の見解を伺います。

(2)、国直轄公共事業は、大半が県外企業に還流し県内で資金循環していないとの指摘があります。沖縄総合事務局と沖縄防衛局の国発注の公共工事の県内・県外企業の受注状況と経済効果をお伺いします。

(3)、2024年度振興予算は2678億円、国税徴収額は5285億円で振興予算の倍を徴収しております。国税の増加は好調な県経済の影響とありますが、ではなぜ県民所得に反映されないのか、知事の見解をお伺いをいたします。

(4)、内閣府内部部局沖縄振興局、地方支分部局の総合事務局は、国の業務を一括する総合窓口、一元的に実施できる効果的な機関とあります。しかし、振興予算で実施した公共事業や公文書を破棄しており、沖縄振興の検証ができないとの指摘もあります。県の主体性や地方分権と効率化の観点から沖縄振興局、総合事務局の在り方をどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

最後になりますが(5)、県民所得の向上につながる企業の稼ぐ力の強化の成果と課題、そして、いまだ全国最下位の県民所得の推移、いつまでに脱却できるのか、具体的に５年後の数値目標を示すべきと考えますが、取組をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

［玉城デニー　知事登壇］

○玉城デニー　知事　當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

公共交通推進体制の構築と鉄軌道実現についての御質問の中の２の(1)、鉄軌道の早期導入についてお答えいたします。

鉄軌道の早期導入に向けては、課題となっております費用便益比等の事業性や採算性の評価をさらに向上させ、国との協議を加速させる必要があると認識しております。そのため、費用便益比のさらなる向上が期待できる観光客の滞在時間増加の便益や、沿線の人口増加等の土地利用変化、駐留軍用地跡地利用等の鉄軌道整備と一体となった不動産価値の向上など、新たな便益項目の追加について検討を行ってきたところです。令和８年度には最新の費用便益比の再算定を行うこととしており、その成果を活用しながら、国との協議を加速したいと考えております。

次に２の(3)、(4)、交通戦略推進課（仮称）設置の目的及び高速鉄道設立準備室の設置についてお答えいたします。２の(3)と(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

交通政策の推進に当たっては、まちづくり、観光、物流などの連携を強化する必要があると考えており、交通施策に関する各種の計画を一元的に集約し、総合的な企画調整機能を強化するとともに、効果的なプロジェクト創出や新たな組織体制の検討を促進することを目的に、交通戦略推進課（仮称）を設置することとしております。

御提案の高速鉄道設立準備室については、鉄軌道の早期導入に向けた体制構築の観点から、今後の新たな組織体制に向けて在り方を検討していきたいと考えております。

次に、振興計画の５年見直しについての御質問の中の３の(1)、後期５年の取組についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の後期に向けましては、人口減少社会の到来や、全国を上回る物価高、長引く人手不足による県民生活や産業活動への影響など、計画策定からこれまでの本県を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現をより確かなものにするため、現在評価検証作業を進めており、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。これに加え沖縄県では、県土の均衡ある持続可能な発展を支える交通基盤の構築や、離島振興、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくり、及び首里城に象徴される歴史・文化を含めた沖縄の魅力発信など、足元で重要性を増している各種の課題に適切に対応してまいります。これら諸施策の成果等を前提に、最終年次である令和13年度の展望値として、就業者数を76.1万人、１人当たり県民所得を291万円、名目県内総生産を約５兆7000億円等と見込んでおります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(1)、令和８年度当初予算についてお答えします。

令和８年度当初予算案については、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、多様な財源の積極的な活用を図りつつ、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算編成を行ったところです。特徴として、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定や地域公共交通の充実、離島過疎地域の持続可能な地域づくり、首里城の復旧・復興、宿泊税導入に向けた環境整備、変化する社会課題へ機動的に対応するための新たな基金の設置などが挙げられます。これらの結果、予算額は総額9468億円で、過去最高の予算規模となりました。

県では、引き続き変化する社会経済情勢や県民ニーズを的確に捉え、全庁挙げて新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に沿った施策を推進し、当ビジョンで掲げた将来像の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　会計管理者。

〔友利公子　会計管理者登壇〕

○友利公子　会計管理者　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、基金の一括運用を含めた公金運用の取組状況についてお答えいたします。

基金の効果的、効率的な運用については、総務部と共に先行団体の状況確認を行い、具体的な課題を洗い出し、調整を進めているところです。

本件については、全庁的な課題であることから、公金管理運用委員会を開催し、基金所管部局と現状や課題を共有しております。

令和８年度は新たに４基金において、債券運用を始める予定と聞いており、今後も執行機関と連携しながら、県公金の運用に関する基準等を見直し、令和９年度からの一括運用を含めた効果的な運用を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、那覇空港の拡張整備や民営化についてお答えいたします。

那覇空港におきましては、今後の航空需要の増大が見込まれ、中長期的には空港エリアの拡張による機能強化も必要になると考えておりますが、自衛隊基地が隣接している中で、拡張用地の確保が困難な状況となっております。

那覇空港の民営化につきましては、自衛隊や海上保安庁の空港利用による制約を受忍できるか、離島航空路のネットワーク維持や、県管理空港の取扱い等の課題があると考えております。

県としましては、これら諸課題を踏まえ、関係機関と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

同じく１の(6)のうち、沖縄県ＤＸ推進計画の成果と課題、ＰＰＰ／ＰＦＩの県内の実績状況についてお答えいたします。

沖縄県ＤＸ推進計画に掲げている取組については、毎年度、ＰＤＣＡ検証を実施しており、169件の取組のうち、85.2%の144件を順調またはおおむね順調と評価しております。一方、大幅な遅れなどと評価している21件については、外部環境の変化等を勘案し、取組の見直しや、より効果的な取組を進めていく必要があります。

また、これまで県内におけるＰＦＩの実施方針公表件数は19件となっております。なお、ＰＰＰについては、県内ではパークＰＦＩや公共施設の包括的管理など、様々な事業で実績があり、県においても今年度、道路照明のＬＥＤ化事業や下水道事業における実績がございます。

同じく１の(7)、離島過疎地域の持続可能な地域づくりについてお答えいたします。

県では、離島町村等における人材確保や業務効率化への取組への支援、空き家を活用したサブリースによる住宅確保の支援、関係人口の創出に向けた地域交流やボランティアを組み込んだモニターツアー等を実施しております。これらの取組の結果、関係人口の創出に一定の成果が見られるものの、行政サービスの提供を持続可能にするためのさらなる取組が求められているほか、住宅の確保等の課題を抱えております。そのため今後は、離島町村の事務の一部を共同処理する離島町村総合事務センター（仮称）の設置の検討や、住宅整備コストの負担軽減等に取り組んでまいります。

次に、２、公共交通推進体制の構築と鉄軌道実現についての中の(2)、鉄軌道整備に係る特例制度の違いについてお答えいたします。

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法は、首都圏等の大都市地域において、鉄道整備により大量の住宅供給が見込まれる地域を対象に、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進する目的で制定されたものと認識しております。同法を活用したつくばエクスプレス線においては、上下一体方式で整備され、整備費用の約８割が無利子貸付金で、国関係機関と沿線自治体が約５割ずつを負担していると聞いております。

一方で、県が国に求めている特例制度の内容は、公設民営による上下分離方式の採用、国の補助率の拡充など、後年度負担を考慮し、持続的運営が可能となるよう検討したものとなっております。

県としましては、引き続き国に特例措置の実現を求めてまいりたいと考えております。

同じく２の(5)、サブスク導入の取組状況についてお答えいたします。

サブスク制度の導入につきましては、料金やエリア等のサービスレベルの設定など、様々な要件について、交通事業者の合意が必要であると考えております。県におきましては、サブスク制度を含めた県外の先進事例の情報を収集するとともに、バス事業者に情報共有を行いながら、意見交換を行っているところです。

同じく２の(6)、官民連携による公共交通の利便性向上についてお答えいたします。

県では公共交通の利便性向上に向けて、バス事業者と連携し、基幹バスシステムの導入に取り組むとともに、沖縄都市モノレール株式会社とも連携し、バス・モノレールの利用料金を半額にする実証事業など、官民連携による取組を進めてきたところです。

路線バス網の効率化や再編については、バス事業者との合意形成が必要であることから、事業者と先行事例を共有しながら、路線の共同運行の拡充なども含め、協議を行っていきたいと考えております。

次に３、振興計画の５年見直しについての中の(3)、国税徴収額と県民所得についてお答えいたします。

税収と県民所得はともに経済活動に連動しますが、税の仕組みや物価の動向にも影響を受けるため、伸び率は必ずしも一致せず、一般に税収の変動は経済活動より大きく表れる傾向があります。令和６年度の実績においても、国税徴収額は対前年度比8.5%増加しており、１人当たり県民所得の増加率の見込み3.9%を

上回っております。

なお、国からの財政移転には、沖縄振興予算のほか、国税徴収額を原資とした地方交付税等も含まれており、それぞれの制度に基づき定まる沖縄振興予算と国税徴収額は、比較になじまないと考えております。

同じく３の(4)、県の主体性と沖縄総合事務局等についてお答えいたします。

内閣府のホームページでは、沖縄政策について、沖縄の歴史的、地理的な条件や、米軍基地の存在などの諸事情を踏まえ、地域の発展のためのきめ細かな施策を統合的、一体的に推進することが、国政上の重要課題であることに鑑み、内閣府に沖縄担当大臣を置き、沖縄担当部局を設置し、沖縄振興に係る総合調整と実施を一体とするほか、沖縄に内閣府の地方支分部局として沖縄総合事務局が設置されていることが説明されております。

県としましては、国の責務としての沖縄振興の政策と連携を図りながら、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の枠組みを最大限活用してまいりたいと考えております。

同じく３の(5)のうち、県民所得の推移についてお答えいたします。

本県の１人当たり県民所得は、令和２年度約216万円、令和３年度約224万円、令和４年度約225万円と推移し、新・基本計画の最終年度である令和13年度は展望値として291万円と見込んでおります。

県としては、ＤＸの推進やスタートアップの育成等を通じたイノベーションを促進するとともに、国内外への市場開拓による外需の獲得と域内経済循環の活性化を両輪として進め、稼ぐ力の強化に向けた施策を総合的に展開してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、飼料自給率の向上、食肉センターへの支援、中央卸売市場再整備についてお答えします。

県では、草地基盤整備事業等により草地面積の拡大に取り組み、飼料自給率は、令和２年度の44.8％から６年度の49％に増加しております。また、老朽化している食肉センターの施設等については国の補助事業の活用を検討するとともに、稼働率向上に向け、出荷頭数の増加を図る目的として、高能力種豚の導入支援に取り組んでまいります。中央卸売市場の再整備については、対話事業者及び市場関係者との意見交換を行っているところであり、実現可能な整備手法の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(5)のうち、外国人材受入れに係る県の取組についてお答えいたします。

県では、企業向けの外国人雇用に関する相談窓口の設置、セミナーや合同企業説明会の開催により、県内企業における外国人材の確保等を支援しております。また、外国人の労働者向けにはマナー研修等により、企業での定着を支援するほか、令和８年度からは、日本語学習機会の提供を予定しております。

県としましては、企業における外国人材の受入れ環境整備を支援することで、引き続き外国人等の多様な人材の活躍促進に取り組んでまいります。

同じく１(6)のうち、船舶ＭＲＯに対する検討状況等についてお答えいたします。

商工労働部におきましては、船舶ＭＲＯについて、各種統計に基づくデータの整理を行い、関係機関や事業者からの聞き取りなどを行ったところです。その結果、県内の鉄鋼船の大半が県内で修繕等を行っており、2000トンを超える大型船や離島航路の旅客船の一部等については、県外で行っていることを確認しております。船舶ＭＲＯにつきましては、引き続き市場の状況等を調査してまいりたいと考えております。

同じく１の(8)、海底熱水鉱床の開発に関する国及び県の取組についてお答えいたします。

日本の海底熱水鉱床開発については、国による調査が進められており、沖縄近海では、銅や亜鉛などを含む鉱床の存在が確認されております。国の海洋基本計画では、2020年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目標としたプロジェクトの開始を目指し、技術の確立や体制の整備等を進めることとされております。

県としましては、海底資源の将来的な商業化の可能性を見据え、引き続き国等の関係機関や関連事業者へのヒアリング調査等に取り組んでまいります。

続きまして３、振興計画の５年見直しについての(5)のうち、稼ぐ力の強化に係るこれまでの成果と課題についてお答えいたします。

商工労働部では、産業全体の生産性を高めるため、ＤＸの加速化や経営革新の促進、高度な人材育成や就業者のリスキリングの推進などに取り組んできたところです。また、県産品のブランド化や県外・海外への市場開拓など、域内の経済循環を高める施策を総合的

に展開したことで、企業間連携等による生産性の向上や付加価値の創出につながっております。今後は、物価高への影響や賃上げへの環境整備等のための課題解決に向けた取組を強化する必要があります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)、国際性に富む人材育成の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、中高生を対象とした英語能力判定テストや教員の指導力向上を目的とした英語小中高大連携研修会等を実施し、英語教育の充実を図っております。令和８年度は、モデル校においてＩＣＴやＡＩを活用した授業改善に取り組むこととしており、その成果と課題を県内各校へ普及することで、生徒の英語力向上を図りたいと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き外国語教育の充実により、創造性・国際性に富む人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　３、振興計画の５年見直しについての(2)、国発注工事の県内企業受注状況と県の取組についてお答えいたします。

沖縄総合事務局において、令和６年度は、発注件数が151件、約473億円のうち県内企業は139件、約259億円、受注率は件数で92.1％、金額で54.8％となっております。また、沖縄防衛局において、令和６年度は、発注件数125件、約2097億円のうち県内企業は117件、約1038億円、受注率は件数で93.6％、金額で49.5％となっております。県では、毎年度、沖縄総合事務局等に対し、県内建設業者への受注拡大等を要請しており、引き続き県内企業のさらなる受注機会の拡大について取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　御答弁ありがとうございました。

まず、令和８年度の一般会計予算9400億という分であるんですけど、他府県いろんな努力しているんですね。この――分かりにくいと。予算組みいろんな形でね。例えば東京都は都民に都財政の見える化ということで、本当に分かりやすいような形でホームページに掲載をしているんですよ。今回、沖縄はこの振興計画等々含めて9400億と史上最高になっているわけですから、この県財政を分かりやすく見える化する取組について、部長どのような考えがあるんでしょうか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　当初予算の説明資料では、財源内訳であるとか過去からの推移であるとか、あるいは重点テーマごとに主な事業という形で予算の内容を分かりやすく説明するような資料を準備しておりますけれども、そういったアピールする部分については、様々な意見を聞きながら、工夫するような部分については工夫していきたいなと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、重点テーマに沿った主な事業とＰＲしたい事業という部分については、イラスト等を含めながら視覚的にも説明しているところではございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　東京都のものを見ると、一般会計予算の数字が出ているんですね。この数字をクリックすると、この一般会計予算の主立ったものが出てきたりということで、当初のものが分かりやすく表示されてくるという、本当に分かりやすいような形で――専門家でないと分かりにくいというようなことではなくて、分かりやすいように県民に示してもらえればありがたいなと思う。これはぜひ、そういう形で取り組んでいってもらえればと思っております。

次に、この一括運用。会計管理者、いろいろと令和８年でこの運用ルール等策定を検討していきながら、令和９年で一括運用を目指していきたいということであるんですけれど、他府県の状況を会計管理者としてどのようにお考えでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時20分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

会計管理者。

○友利公子　会計管理者　失礼しました。

他県の状況調査で愛知県と埼玉県に行ってまいりました。愛知県は、一括で定期による運用をしていたと聞いております。埼玉県のほうでは、一括の債券の運用をしているということで、他県いろいろ様々に運用をしているというふうに考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　私10月の監査でもその分で提言させてもらったんですけど、今群馬県がその運用の実績――進んでいると言われていて、群馬県では令和６年の運用実績が、私が見たホームページでは６億、７億だったものが、今回、10億の運用実績を出して

いるというようなものがあります。千葉県においては、基金の運用ということで、約６割を債券で運用しているというところもあります。令和９年に一括運用をしていきたいということでありますが、知事、その一括運用、健全な財政の活用ということ、公金でありますので、この一括運用を知事としてどのように考えますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　議員御案内のように、公金の安全かつ効率的な管理と運用について、他府県の状況をさらにまた会計管理者等にも研究をしていただいて、次々年度、令和９年度から一括運用できるような仕組みを構築できればというように考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　県民の公金を負託されているわけですので、ぜひ安全に保管しながらこの運用もしていくということが今の時代提起されておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、那覇空港のほうに移らせてもらいますけど、部長お分かりでしたら教えてほしいんですが、この国土交通省から出されている那覇空港の収支状況はどうなっているんでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　国交省の資料によりますと、那覇空港の令和６年度の収支になりますが、営業収益が約62億、営業費用が約176億、営業損益が赤字ということになりますが114億となっております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　約100億近くの赤字――いろんな建設費用等々、那覇空港はありますので、そういった分での赤字の状況があるのかなというふうにも思っております。

一方で、那覇空港ビルディングの損益計算というんですか、収支状況はどうなっているんでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　那覇空港ビルディング株式会社が公表しております第33期の報告書によりますと、令和６年度の収支状況は、売上高が152億、営業費用が84億、営業利益が67億、経常利益も同様に67億でございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　当期純利益で約46億という利益を那覇空港ビルディングは上げていらっしゃるというところでもあります。では、県全体の県の管理空港の部分がどうなっているのかなというところで確認すると、平成28年度でこれ約17億でいいのかな、17億の赤字ということでよろしいんですか。そして、令和５年の皆さんの資料を見ると、マイナス９億の沖縄県の管理空港の収支試算というふうになりますけど、これ合っていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時25分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県管理の空港についての資料は現在持ち合わせていないということでございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　すみません、僕も再質問でそれをお願いしていませんでしたので。

これ皆さんから出されている試算でありますので、令和５年度で県管理――トータルすると９億6000、そして平成28年度に比べると約半分の赤字の縮小という形にはなっているんですけど、何で僕が今この話をするかというと、この那覇空港の空港コンセッションの話ですよ。今もう福岡空港でもそうですし、北海道に行くと千歳だけではなくて、北海道全域の北海道の管理する場で、全部一括で空港コンセッションの民間委託をしたという形があるので。今示したように、県管理は赤字なんですね。そして那覇空港も――空港ビルディングは利益を上げているんですけど、この那覇空港も――先ほど自衛隊のお話だとか海上保安庁のお話もありました。そういったことを含めて、民間に対するこの空港コンセッションというものを県としてもう一度どのように取り組むのか、どうかちょっとお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　那覇空港のコンセッションにつきましては先ほども答弁したとおり、自衛隊や海上保安庁等の空港利用の制約を受忍できるか、そういった課題もございます。さらには、離島航空路のネットワークの維持、それもできるかというところもございます。民営化のメリットとして様々あろうかと思いますが、まずは那覇空港の在り方によって県民の利便性の向上につながるかどうか、そういったところが一番肝要かと思っております。関係機関等も含め意見交換を進めていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　やはり沖縄は観光がリーディング産業ですので、この玄関口がやっぱりそれだけの受皿でないと、僕は沖縄の観光の発展というのはそう伸び

はないという思いで今回この質問をさせてもらいました。

全く別な観点でこの那覇空港を聞かせてもらいたいんですけど、2017年に米政府の監査院であるＧＡＯが、普天間基地返還で沖縄県内に長い滑走路の確保を要請ということで、昨年９月に国防総省は全面的に同意と報道されております。普天間を返すためには長い滑走路が沖縄には必要だよということであります。そして、2017年に共産党の渡久地議員がこのＧＡＯの報告で、米軍による那覇空港の使用について翁長前知事に質問をしております。那覇空港の使用ということで、翁長前知事は、「代表質問、一般質問のときにも（中略）那覇空港は絶対使用させないというような答弁をさせていただいております」と答弁をされております。知事、この那覇空港の――昨今いろいろとこの普天間の返還云々で米国からの要請と要求ということでお話があるんですけど、知事としてこの那覇空港、どのようにお考えになりますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　那覇空港は人間の体に例えますと、静脈だというように考えております。空の玄関、海の玄関、この空港からの人の流入、海からの貨物の流出入は沖縄県の経済の生命線であります。ですから、那覇空港をそのような米側の要求に応じて提供できるという環境といいますか、そういう考え方は私は適正ではないというように明快にお答えしたいと思います。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　我々――基地問題、私今回質問していませんが、この普天間のこの移設のものでは、ＣＨ――給油機は岩国にという分。そして貨物の分は嘉手納にというような形での我々認識でもありましたので、このことはアメリカがどのような形であれ、辺野古という形が今、政府も唯一ということであるわけですから、やっぱりそれは矛盾があると、詭弁があるということは、知事としてもぜひ政府にそのことを示していただければなというふうにも思っております。

次に、自立的発展について船舶ＭＲＯの分ですが、先ほど部長、大半が沖縄で整備されていますよということであるんですけど、私が頂いた皆さんの修繕実績では、船舶の修繕は令和２年で486隻あるんですが、令和６年は297隻になっているんですよ。これを大半が整備されていますという捉え方というのはどうなのかと思うんですけど、この数字はどうなんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　今議員のほうから御質問のありました整備の修繕の数が減っている理由についてなんですけれども、この資料は沖縄総合事務局の運輸部から頂いた資料となります。減った理由について確認したところ、沖縄総合事務局でも把握していないといったような回答でございました。

以上でございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　皆さんいろいろ調べて本当に感謝はするんですけど、数字的に見ると、この修繕の数はやっぱり減っているわけですよね。でも金額は増えているんですよ。この相違が何なのかというところも含めて、皆さんこれから沖縄県内においてこの船舶のＭＲＯをどのような形で整備、構築ができるのかということにぜひ取り組んでもらえればありがたいなと思っています。この点もう一度。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　本答弁のほうでも申し上げてはおりますけれども、船舶ＭＲＯの拠点の構築に向けましては、その市場性といったものをしっかり調査する必要があると考えております。今、実際に修繕が減った原因については、現時点ではまだ解明はされてはおりませんけれども、引き続き調査の中でどういったことで今減っているのか、あるいはまた額が増えてはいる、そのような背景などについても調べていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　私はやっぱり海洋立県である沖縄だからこそ、外港に面しているからなかなか整備基地が造れないというような理由もあろうかと思っていますけど、3000トン級以上の整備は沖縄ではできないわけですよね。それを考えると、やはり海上保安庁の船舶もある、3000トン級の――県内の企業でも約15隻近くあるわけですから、そういう部分で沖縄で整備ができるということは、僕は大変大事な分もあろうかというふうにも思っていますので、ぜひ前向きに検討を加速していただければと。もう最近政治は、研究するんだとか、検討するんだ、検討を加速するとか言いますので、ぜひ加速していただければというふうにも思っております。

次、この(6)番の中でのＰＰＰ／ＰＦＩの件なんですけれど、部長、この県事業で、ＰＦＩ事業が進まな

い状況は何が原因とお考えですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　県内で進まない一つの大きな理由には、行政としてＰＦＩ事業の活用が少し遅れたというのがあろうかと思っております。昨今、沖電、それから沖縄公庫と一緒に共同で作業も進めているわけなんですが、令和……。

ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時35分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○武田　真　企画部長　失礼しました。

昨今、民間事業者も含めてプラットフォームをつくって、そのＰＦＩ事業について取り組んでいるところです。県内で市町村も含め19件の実施方針の公表件数も出てまいりました。一方で、ＰＰＰの取組については指定管理者制度も含め様々活発になっております。ＰＦＩである意味トンカチをするという部分においては、県内企業の参入がなかなか厳しいというところがございます。その辺りも課題認識を持っておりますので、この辺り県内の建築事業者の理解も含めながら、今後その推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　事業推進室ということで今回設置されておりますので、それを中心に――本来ＭＩＣＥにしてもＪリーグ規格のサッカースタジアムにしても中央卸売市場にしても、ＰＦＩを前提にしたものだったというふうに思っていますので、それは諦めることなくぜひ前に進めていってもらえればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、２、公共交通に移らせてもらいます。

去年、観光客が1000万人を突破したということでありますけど、部長、2030年の沖縄の観光客の目標数値というのはお持ちですか。もしお分かりであれば。多分部長だからすぐお分かりだと思うんですけど。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○當間盛夫　議員　部長すぐ答えるのかなと思ったんですけど、コンベンションビューローで出されている見通しで、2030年度で約1742万人という数字がある。今回、1000万人を超えたということでこの数値を見ると、その時点では約1300万人という見通しではあったので、若干コロナの影響でこの分が下がっているというところもあろうかと思いますけど、でも、現時点でこれだけの交通渋滞がありますので、そのことも踏まえて、朝夕の交通渋滞、そして自動車に対する分担率っていうんですか、60％――全国の自動車の分担率は40％ぐらいしかないけど、沖縄は60％近くあるんだとか。そして、2017年には2900名いたバスの運転手も2022年には1600名に減少していると。タクシーもそうですね。2009年度でタクシーは１万人近くの乗務員がいたんですけど、2021年にはその半分、5200名しかいないと。そして、レンタカーの保有台数は５万台を超えているという状況。知事、このような交通体系の現状、知事としてどのような認識を持っていらっしゃるのかちょっと御答弁いただければ。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　私も答弁させていただきましたけれども、交通政策の推進に当たっては、これは交通のみならず、まちづくりですとか観光、物流の連携はやっぱり欠かせないと思います。しかもこれだけ狭い沖縄の交通網を考えた場合に、あまりにも自家用車の依存度が高過ぎる。それはなぜかというと、公共交通が不便だからであるほかに理由がありません。ですから、その中にレンタカーなどの新たな移動系が増えていくということは、さらに沖縄の道路を造っても造ってもすぐいっぱいになってしまうという状況。しかも道路工事は、非常に時間がかかるということも考えると、今やはり行うべきことは、この交通施策に関する各種の計画、まちづくり、観光、道路計画など、それを一体的に集約して総合的な企画や機能調整を強化しなければならない。それはモノレールも既存のバスも、それからコミュニティーで走らせている公共バスも含めた形で考えるべきではないかと思い、次年度から交通戦略推進課を設置し、まずそこで総合的なまちづくりと観光と移動と、今それぞれ部局に分かれているその取組を一元化するというところから検討を始めていきたい。当然その中には鉄軌道――沖縄に適した鉄軌道とはどういうものなのかということを、もう一度根本的に考え直してみることが必要ではないかと考えております。引き続き鋭意そのことを含めて、県民の利便性の向上、我々が目指すのはあくまでもそこに

ターゲットを絞って様々な案件を網羅して織り込んで整理してみたいと思います。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　ありがとうございます。

武田部長、鉄軌道の採算性で、令和９年度に結果だということであったんですが、最新の費用便益比の分析はどうなっているかちょっと教えてください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県のほうでは県独自の費用便益比をはじいたときに１を超えた数値もございましたが、それをさらに進めて新たに４つの費用便益項目を追加したいと考えております。今、そのための算定モデルを構築しているところで、令和８年度はそのモデルで回した新たなビー・バイ・シーをまた内閣府に説明して、協議を加速してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　私はこの一体化法、宅鉄法のお話もさせてもらいました。部長の答弁で大都市圏というものがあるんですが、あれは民間の分でできるというような形で組んでいるもので、私はこのほうが進めるんじゃないかなというふうに思っているんですが、部長の答弁は、全国新幹線鉄道整備法での特例制度を見通していきたい、検討していきたいということなんですが、これは進んでいるんですか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　特例制度につきましては、内閣府のほうでもこの振計から検討するということになっていますので、一定程度進んでいるという捉え方もできると思っております。ＴＸ――つくばエクスプレスにつきましては、やはり沖縄とはかなり環境が違うと思っております。豊富な人口もございますし、それぞれの自治体は、財政力も非常に強い自治体でもございます。そういったところから少し環境が違うのかと思っております。沖縄に適した特例制度が必要ではないかと考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　九州ですと、僕はつながないとなかなかこの新幹線方式は難しいんじゃないかなと思うし、速度にしても新幹線のように200キロの速度がないと、ということを考えるとなかなか厳しいのかなと。国の調査も、やらないというような調査事項にしかなっていないんじゃないかなという見通しからすると、なかなかこの新幹線方式というのは厳しいのかなというふうに思っています。

知事、昨年末に記者会見で――私もこれ新聞を見たんですけど、鉄軌道を実現するまで辞められないと述べられているんですけど、知事その決意、もう一度、知事がいる間にこの準備室等を含めた鉄軌道は絶対やるんだということの決意を示してほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　記者会見のときに、なかなか実現しない沖縄における鉄軌道の件について、やはりこれはどうしても昨今の渋滞の状況がますますひどくなっているということを考えると、あらゆる観点からこの交通網の再整備・一体整備は、避けて通れない最重要かつ、これは戦後の最大事業であり最大課題ではないかというように思います。そうすると、基地の返還がいつになるのか分からない現状において、基地の返還を待っているだけでは、到底今の現状の打破には向かわないわけですから、ぜひとも私は、その再編の中には鉄軌道、沖縄に合う鉄軌道を導入すべきであると。それを導入するまでは辞められないというふうに言ったのは、せめて私が与えられた任期の中で、何らかのそういう方向性を見いだすことができないかということで、次年度から交通戦略推進課を立ち上げるということもまさにその一つの私の思いであり、県民に対して、県がしっかりその方向性で向かって取り組んでいるという姿も示さなければ、県民の理解・協力も得られないだろうと思います。ですから、引き続き強い気持ちで国、内閣府とも協議を進め、場合によっては需要と供給という言葉を、供給から需要という――まさに沖縄都市モノレールは造っても絶対黒字にならないと言われていましたけれども、実際は、その需要が高まって３両化――３両化を菅官房長官時代にお願いに行ったら、いや知事すぐ４両化ですよというように、見ていらっしゃる方は見ているということがあれば、せめて供給から先につくり出して理論をはじいていって、そして需要につなげていけば必ず成功すると私は固く信じております。そのように進めていきたいと思います。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　知事、６月にまた一般質問あるかどうか分からないんですけど、そのときには準備室をつくりますという答弁をいただければありがたいなというふうにも思っております。

次に、振興計画の５年見直しの件なんですけど、土建部長からもありました。この総合事務局の金額ベースなんですけど、令和６年で県外・県内になると、県内企業が令和６年で54％、約46％は県外なんですね。この防衛予算のものでも50％近く金額ベースで

見ると県内企業というのがあるんですけど、知事、この状況、どのように認識されていますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　総合事務局の案件においては、県内の受注率それから金額も半数を超えているわけですけれども、ところが沖縄防衛局の発注については、やはり県内企業がまだまだその恩恵にあずかっていないということを考えると、さらに防衛局に対しては、県内企業が受注できる環境を整備するべきであるということの要望は、引き続き行ってまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　次に最後になりますが、沖縄振興予算と国税徴収額のことなんですけど、2015年度のこの沖縄予算が3340億円、国税徴収決定額が3508億円ということで、その差額は約168億円なんですね。ところが2024年度になると、2678億の沖縄振興予算に対して国税徴収は5285億円ということで、約2600億の開きが出ているんですよ。これは県経済の好調な影響ということがあるんですけど、私がその分で指摘したように、では何で県民所得にそれが反映されないのかというところで部長の答弁は――いや交付税がその分でされるのは当然の話だと思うわけですね。なぜこんなに開きがあるのか、沖縄県はこの振興策の在り方等々含めてもっと私は国と議論をすべきだと思うんですけど、その見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　少し税収と経済活動等の一般論で申し上げますが、国税徴収額、１人当たり県民所得とも経済活動が活性化すると連動して増加するものと認識しております。国税徴収額については、税の仕組みや税制改正を受けるほか、１人当たり県民所得についても、企業活動の結果を受けて変動するものであるから、伸び率は必ずしも同じにならないと思っております。一方で本県の場合は、観光需要は急速的に回復してきた、そういう状況を踏まえますと、観光消費の増加が直接的に消費税額の増加につながる一方で、県民所得にはなかなか反映されていない。さらには、物価高によるコスト上昇は直接的には消費税の増加につながる一方で、価格転嫁や賃上げが十分に行われなければ、県民所得にはなかなかつながらない、そういったタイムラグが生じているものと考えております。

○中川京貴　議長　當間盛夫議員。

○當間盛夫　議員　振興策があって県外企業に還流しているということで、ざる経済がなかなか改善されないという沖縄の現状があります。そして私、今回沖縄振興局、総合事務局の話もさせてもらったんですけど、皆さん考えたら、文化庁が京都に移転したんですよね。それから考えると、内部部局であれ沖縄振興局が内閣府であれば、地方分権――いろんな効率化を含めて私は総合事務局ではなくて、沖縄振興局が沖縄に来て仕事をするということも大事な分があるんじゃないかなと思いますけど、これは提言として終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時50分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月20日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和８年２月20日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和８年２月20日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

47 番	中川京貴 議長	23 番	比嘉　忍 議員
42 番	上原　章 副議長	24 番	当山勝利 議員
1 番	瑞慶覧長風 議員	25 番	西銘純恵 議員
2 番	瀬長美佐雄 議員	26 番	仲村未央 議員
3 番	大田　守 議員	27 番	新垣光栄 議員
4 番	儀保　唯 議員	28 番	玉城健一郎 議員
5 番	米須清一郎 議員	29 番	山里将雄 議員
6 番	高橋　真 議員	30 番	糸数昌洋 議員
7 番	宮里洋史 議員	31 番	仲里全孝 議員
8 番	徳田将仁 議員	32 番	仲村家治 議員
9 番	新里治利 議員	33 番	下地康教 議員
10 番	新垣善之 議員	34 番	新垣　新 議員
11 番	新里　匠 議員	35 番	島尻忠明 議員
12 番	平良識子 議員	36 番	大浜一郎 議員
13 番	比嘉瑞己 議員	38 番	渡久地　修 議員
14 番	次呂久成崇 議員	39 番	當間盛夫 議員
15 番	喜友名智子 議員	40 番	仲宗根　悟 議員
16 番	幸喜　愛 議員	41 番	山内末子 議員
17 番	上原快佐 議員	43 番	西銘啓史郎 議員
18 番	松下美智子 議員	44 番	又吉清義 議員
20 番	大屋政善 議員	45 番	呉屋　宏 議員
21 番	小渡良太郎 議員	46 番	島袋　大 議員
22 番	新垣淑豊 議員		

欠　席　議　員（１名）

19 番	喜屋武　力 議員

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	井澤和生	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城亮	課長補佐
宮城優次	長	川満鈴花	主任
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

高橋　真議員。

〔高橋　真　議員登壇〕

○高橋　真　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○高橋　真　議員　議場にいる皆様、そして県民の皆様、こんにちは。おはようございます。

会派公明党、高橋真でございます。

代表質問の前に、所感を述べます。

去る２月８日に投開票が行われた第51回衆議院議員総選挙において、公明党が参画した中道改革連合（中道）は、極めて厳しい審判を受けました。自民党が単独で過半数を大きく上回る歴史的勝利を収めたこの民意を、私たちは厳粛にかつ謙虚に受け止めなければなりません。しかしながら、この逆風と極寒の選挙戦の中、中道という新しい旗印に対し、全国で1043万票余りの比例票を託していただきました。多くの国民、県民の皆様よりの真心からの御支援に対し、この場をお借りして、衷心より厚く御礼を申し上げます。今回の選挙の結果を受けて、政治の枠組みがいかに激変しようとも、公明党が掲げる生命、暮らし、平和を最大に尊重する人間主義に基づく中道政治の旗印が揺らぐことはありません。中道の役割は、単なる批判に終始することなく、保革の対立を超えて、生活者ファーストの最適解を導き出すための、第三の極としての役割を果たすことです。公明党沖縄県本部は、上原章代表を先頭に、国との対立よりも建設的な対話を選び、あくまで県民益を最優先に前に進んでまいります。沖縄振興予算の確実な確保はもちろん、子どもの貧困対策、そして離島振興など、選挙の結果によって停滞させることは断じてあってはなりません。前公明党代表、斉藤鉄夫衆議院議員の言葉が強く印象に残っております。それは、「強い国家も強い経済も大切です。しかし、その政策の先に人の顔は見えているのか」。私は、常にこの基本に立ち返らなければならないと考えます。県政の立場で申し上げれば、知事、今、県民の顔が見えているのかということでございます。「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」。この立党の精神を胸に、私たち公

明党は徹底して現場に飛び込み、小さな声、切実な声、声なき声を拾い上げてまいります。そして、現在の政治状況だからこそ、人間主義を貫く中道政治を全力で応援し、県政の場において、生活者優先の政策を一つ一つ着実に実現していく決意を申し上げ、私の所見といたします。

通告書に基づき質問させていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、米国駐在員活動の再開方針と政治責任について、百条委員会による真相究明が続いており、議会が連続して決算を認めていない状況下で、活動の再開を急ぐ判断は拙速と言わざるを得ず、これまでの不適切な事務処理に対する十分な検証がなされていない中で掲げる高い透明性の具体策と、内部統制が機能不全に陥ったことに対する知事の政治責任について伺います。

(2)、学校給食費無償化に向けた段階的取組と保護者負担の軽減について、市町村に財政負担を転嫁することなく、県が責任を持って完全無償化を実現する道筋と、半額補助による自治体間格差の是正や私立学校等への公平な支援など、公約実現に向けた具体的方策をお伺いいたします。

(3)、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の折り返しと後半５年に向けた知事の独自色（政治信条）の展開について、予算にどう反映させ、沖縄振興を加速させていくのか、お伺いいたします。

(4)、物価高騰対策について、水道料金減免等の持続可能性や実質賃金低下に対する具体策及び低所得世帯等への県独自の支援拡充について、知事の見解を伺います。

２、知事提案の重要政策について。

(1)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定について、戦後100年を見据えたビジョンの目的や鉄軌道等の導入検討、県民参加の手法及び推進体制など、策定に向けた具体的な取組について伺います。

(2)、鉄軌道・ＬＲＴ等、次世代交通インフラの整備促進と利用環境の改善について、新ビジョンの将来像に掲げる各種交通手段の使い分けや段階的な整備行程、交通弱者に対する運賃負担軽減策の試行、並びに新組織、交通戦略推進課の機能強化など、公共交通の利便性向上に向けた施策の展開を伺います。

(3)、離島・僻地を含めた医療提供体制の確保について。

ア、医療従事者の確保と定住環境の整備について伺います。

イ、遠隔医療の推進と離島患者の通院負担軽減について伺います。

ウ、地域医療拠点の整備と運営確保について、公立沖縄北部医療センターの確実な開院に向けた整備、医師確保の進捗と、指定管理者撤退が懸念される与那国町診療所の運営継続に向けた支援方針を伺います。

(4)、沖縄県糖業・農業振興基金（仮称）の設置と製糖業の振興について、新設基金の使途や運用詳細、老朽化した製糖工場整備との関係性及び財源確保のスキーム、サトウキビ増産に向けた具体的な目標と行程を伺います。

(5)、大規模災害に備えた強くしなやかな県土づくりと社会基盤の整備について、老朽化した水道施設の更新や道路等のハード整備等及びソフト対策など、県土強靱化に向けた具体的取組を伺います。

(6)、道路標識や街路樹等の緊急的な改善対策と安全・安心な道路環境の確保について、緊急対策の具体的内容や予算規模、標識・区画線の修繕計画の前倒し及び街路樹の適正管理など、観光地にふさわしい景観形成と交通安全確保に向けた取組を伺います。

(7)、国立沖縄自然史博物館の設立誘致の早期実現について、予算増額の意図や基本方針の策定スケジュール、全県的な推進体制の構築及び世界自然遺産や離島地域との連携など、誘致実現に向けた具体的な戦略を伺います。

(8)、地域外交の推進とアジア太平洋地域の平和構築について。

ア、国際平和研究機構（仮称）の設置検討について、新規計上された本機構の具体的な機能や役割、既存の研究機関との相違点及び県が設置する意義について伺います。

イ、非核三原則の堅持とグローバル・アライアンスへの参加について伺います。

ウ、世界平和の発信とパグウォッシュ会議世界大会の沖縄誘致について伺います。

エ、世界のウチナーンチュ大会に向けた準備とネットワーク強化について、令和９年度第８回大会成功に向けた実行委員会の体制整備や、プレイベントの計画及び次世代への継承や経済交流の深化など、ウチナーネットワークのさらなる強化策をお伺いいたします。

(9)、米軍基地から派生する諸問題について、知事は提案説明において、航空機騒音や米軍人による事件・事故など過重な基地負担に対し、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう取り組むと表明しました。しかし、現実には基地機能の強化や事故の多発など、負担は増す一方であります。知事の言う、目に見える形とは具体的にどのような状態を指し、ど

う実現するのか伺います。

(10)、ＰＦＯＳ等汚染問題の解決と日米地位協定の抜本的見直しについて伺います。

(11)、首里城正殿完成記念事業の具体的取組と波及効果について、予算案に計上された祝賀・復興イベントの詳細やインバウンド誘客、工芸振興への波及効果、次世代継承に向けた空手演武等の企画内容及び受入れ体制など、復興の節目を沖縄の発展にどうつなげるか、県の戦略を伺います。

３、知事提案の主な施策について。

(1)、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について。

ア、宿泊税（観光目的税）の導入準備と課題対策について、令和８年度の導入に向けた事業者への支援体制やシステム整備の進捗、税収の使途について伺います。

イ、全国初の沖縄サステナブルツーリズム宣言と観光施策の具体化について伺います。

ウ、Ｊリーグ規格スタジアムの整備とスポーツアイランド沖縄の形成について伺います。

エ、マリンタウン大型ＭＩＣＥ施設整備事業の進捗と再公募に向けた取組について伺います。

オ、令和16年（2034年）国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の開催準備と施設整備について伺います。

カ、ラーケーション制度（県立学校家族休暇制度）の試行導入と全県的な展開について伺います。

(2)、働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について、企業の稼ぐ力の強化と積極的な人材投資の促進について正規雇用化や奨学金返還支援、認証制度のインセンティブ拡充及びリスキリング支援など、賃上げと生産性向上に直結する具体的施策と成果、期待する効果を伺います。

(3)、安全・安心に暮らせる島づくりについて。

ア、多様化・深刻化する犯罪への対処と社会変化に対応した警察基盤の構築において、サイバー犯罪対策の大幅な予算拡充の使途と匿名・流動型犯罪グループ等への対策及び名護警察署移転や離島の住環境改善など、警察基盤の整備についてお伺いいたします。

イ、防災危機管理センター棟（仮称）の整備について、約58億円を投じる新センターの供用開始時期及びＢＣＰ対応能力等の具体的機能と、北部豪雨の教訓を踏まえた迅速な意思決定を支えるＤＸの活用の詳細について伺います。

ウ、災害への即応体制の強化について、タイムラインの検証・改善及び消防防災ヘリの導入に向けた調整状況と、災害状況の早期把握に資するドローンの導入・操縦者育成等の具体的取組をお伺いいたします。

(4)、食品ロス削減推進計画の中間見直しと、おきなわこども未来ランチサポート等における管理体制について、計画中間見直しの具体的内容と、ランチサポート等における寄贈食品の安全確保や適正利用に向けたトレーサビリティーの確立など、管理体制の改善と現場負担の軽減に向けた連携について伺います。

(5)、教育振興について。

ア、インクルーシブ教育の推進と医療的ケア児等への通学支援について、自立と社会参加を見据えた充実を図るための具体策として、保護者の過重な負担となっている登下校問題の解決に向け、医療的ケア児等を対象とした通学支援モデル事業を実施するお考えはないかお伺いいたします。

イ、教職員の働き方改革・メンタルヘルス対策の推進と教員確保について。

(ｱ)、新規事業の市町村立学校教職員のメンタルヘルス対策推進の支援について伺います。

(ｲ)、働き方改革の実効性と教員業務支援員の拡充を伺います。

(ｳ)、深刻化する教員未配置の解消と人材確保策について伺います。

ウ、沖縄県部活動大会参加支援基金（仮称）の設置と派遣費補助の抜本的拡充について、積算根拠と基金による安定的な支援体制の構築及び宿泊費や楽器輸送費を含む補助対象の拡大や手続の簡素化など、保護者負担の軽減に向けた具体的取組について伺います。

エ、中高生のバス通学費等の支援拡充について、対象拡大など支援拡充の具体的内容と、将来的な完全無償化への展望をお伺いいたします。

４、がん教育の推進について。

この質問は、背景を少し述べさせていただきます。

現在、日本人の２人に１人が生涯で１度はがんに罹患すると言われており、がんと共に生きる社会に向けた教育は待ったなしの課題であります。県内でも、特定非営利活動法人沖縄がん教育サポートセンターなどが中心となり、がん経験者、いわゆるがんサバイバーの方々が、外部講師として学校に出向き、自身の体験を通して命の大切さを伝える授業が行われております。この授業を受けた子どもたちからは、次のような感動的な感想が寄せられております。「持病を抱えながらも、がんと向き合い闘い続ける姿に心を打たれた」、「がんは悪いばかりのイメージではなく、人生を見直すきっかけを与えてくれると思った」、「大切な人を幸せにするために、自分を大切にすることが大

切だと分かりました」。このように、がん教育は単なる病気の知識だけでなく、自他の命を尊重し、共に生きる心を育む、まさに命の授業として子どもたちの心に深く届いております。しかし、この尊い教育活動を支えている現場の実態はあまりにも過酷であります。外部講師の多くは、自身の仕事を休んで学校に出向いているにもかかわらず、交通費や講師謝金すら支払われない完全ボランティアの状態であり、個人の善意と犠牲の上に成り立っているというのが現状であります。がんという病と向き合いながら、子どもたちのために手弁当で活動を続ける講師の方々が、経済的・身体的な負担で疲弊し、活動の継続が危ぶまれる現状を、行政としてこれ以上放置してよいのでありましょうか。

そこでお伺いいたします。

(1)、鹿児島県で行われている県教育委員会主体の外部講師リスト化や派遣調整、モデル校設置等の先進事例を踏まえ、本県においても外部講師派遣への公的支援や、持続可能な体制整備を強化する考えについて伺います。

以上、壇上から１回目終わります。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

高橋真議員の御質問にお答えいたします。

高橋議員とは同じ自治会に住み、敬老会、新年会、よく一緒に顔を合わせながら、お互いに地域の方々と語り合いながら、少しでも人々の暮らしがよくなるようにということを、皆さんから教えていただいている間柄です。これからも互いに人間力を磨きながら、顔と顔の見える距離感を大切に政治に邁進していきましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、米国駐在員活動の再開についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたことは、公務に対する県民の信頼を損なうものであり、深く反省しております。私は行政の長として、包括的な事務の執行管理権限を有しており、公務の遂行に対する県民の信頼回復に努める強い決意を示し、透明性を確保した適切な行政運営を一層推進するため、去る11月定例会において、知事の給与を減額する条例案を提出したところです。この強い決意の下、再発防止に取り組むことで県民の信頼回復に努めてまいりたいと思います。米国における駐在機能の再開につきましては、一連の経緯に係る教訓を踏まえ、十分な検討を行うことが必要であると考えており、関係部局の長から成る委員会における検討や専門家への相談等を通じて、高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでまいります。

次に、知事提案の重要政策についての御質問の中の２の(8)のウ、パグウォッシュ会議の沖縄誘致についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県地域外交基本方針において、アジア太平洋地域の平和構築に貢献するため、国際平和創造拠点の形成を目指しており、平和を軸とする国際的なネットワークの形成や国際会議の開催などを通じた平和の発信に取り組むこととしております。パグウォッシュ会議は、核兵器廃絶と世界の平和を目指す国際的な科学者会議であり、本県の核廃絶の取組とも方向性を同じくするものであると認識しております。同会議の沖縄開催については、その意義や期待される効果などを総合的に勘案しながら、実現可能性も含め、検討を行ってまいります。

次に、知事提案の主な施策についての御質問の中の３の(2)、賃上げと生産性の向上に直結する具体的成果等についてお答えいたします。

沖縄県では、企業の稼ぐ力を引き出す、人への投資が重要であるとの認識の下、各種支援事業を実施しております。取組の具体的な成果として、正規雇用拡大関連事業の実施により平成26年度以降、1633人を正規雇用につなげました。また、令和４年度開始の奨学金返還支援事業では累計192社が活用しており、人材の定着に一定の効果があったものと考えております。さらに、企業の生産性向上を目的とした企業研修・リスキリング実践支援事業においては、令和４年度から36社を支援し、従業員のスキル向上が図られたと考えております。沖縄県人材育成認証制度等の認証制度では、補助率のかさ上げなどの優遇に加え、令和８年度からは、認証企業に特化した合同就職説明会を開催し、インセンティブを拡充してまいります。

県としましては、引き続き県内企業の稼ぐ力の強化と併せ、積極的な人材投資を促進してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、知事の政治姿勢についての

中の(2)、学校給食費無償化についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和７年度から中学生の学校給食費の２分の１相当額を全ての市町村に対して補助しており、27市町村が無償化し、令和６年度に比べ９市町村増えております。令和８年度からは、中学生に加え、小学生の学校給食費について、国の給食費負担軽減交付金を活用し、基準額である児童生徒１人当たりの月額5200円を補助することとしております。

県教育委員会としましては、引き続き交付金の対象を中学生まで拡大するよう、国に要望してまいります。

続きまして３、知事提案の主な施策についての中の(1)のカ、県立学校家族休暇制度についてお答えいたします。

県教育委員会では、昨年９月から試行的に導入した本制度について、保護者アンケート等を実施しているところであり、現在のところおおむね好意的な御意見が寄せられております。市町村教育委員会については、現在、座間味村、伊平屋村、与那原町で実施されており、国頭村、中城村、豊見城市、八重瀬町、渡嘉敷村、竹富町など９市町村で令和８年度中に実施が予定されているほか、それ以外の市町村においても導入に向けた検討が進められているところです。

県教育委員会としましては、アンケートの結果等を踏まえ、課題の整理等を行うとともに、関係部局と連携し、令和８年度からの本格実施に向けて取り組んでまいります。

同じく(5)のア、インクルーシブ教育の推進と医療的ケア児の通学支援についてお答えいたします。

県教育委員会では、インクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育に関する管理職等研修や巡回アドバイザーの派遣などを実施しております。また、特別支援学校の過密解消と教育環境の充実を図るため、現在、うるま市兼箇段に特別支援学校の新設を進めているところです。医療的ケア児の通学支援に係る取組については、令和８年度予算に計上し、モデル研究を実施することとしております。

県教育委員会としましては、引き続き学校、保護者、関係機関等と連携し、教育支援体制整備の充実に努めてまいります。

同じく(5)のイの(ｱ)、新規事業、市町村立学校教職員のメンタルヘルス対策推進の支援についてお答えいたします。

本事業では、那覇市のモデル事業の成果等を踏まえ、専門的知見を有する団体等を活用し、労働安全衛生管理や復職支援等に関して、モデルとなる県内５地域の市町村教育委員会の取組を重点的に支援するとともに、特に離島地域においては、直接、教職員の相談対応等も実施することとしております。

県教育委員会としましては、精神疾患による休職者の減少等に向けて、引き続き市町村教育委員会が地域の実情に応じた持続可能な取組を実施できるよう、支援してまいります。

同じく(5)のイの(ｲ)、教職員の働き方改革についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和６年度から令和８年度までを集中取組期間と位置づけ、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に具体的な項目を掲げ、働き方改革の全県的な取組を推進しております。令和６年度の月80時間を超える長時間勤務者の月平均の割合は、令和元年度と比べ、市町村立学校で3.7ポイント減の1.8％、県立学校で1.8ポイント減の2.1％であり、改善傾向にあります。また、教員業務支援員については、令和８年度は、前年度より2000万円増の約５億1000万円の予算を計上し、県内小・中・高・特別支援学校312校に配置予定であり、引き続き実効性のある取組を推進してまいります。

同じく(5)のイの(ｳ)、教員の人材確保等についてお答えいたします。

教員未配置については、年度途中の休業等に係る代替教員が十分に確保できていないことが課題であります。県教育委員会では、これまで、県内外での教職セミナーの開催や大学生への説明会などにより、教員の魅力発信と人材の発掘に取り組んでおります。また、令和５年９月に小中学校正規率改善計画を改定するとともに、教員選考試験における様々な制度改革を行うことで新規採用者数の増加に取り組んでおり、令和７年度の正規率は82.9％と前年度より改善しております。引き続き教員未配置の解消に向け、人材の確保に努めてまいります。

同じく(5)のウ、沖縄県部活動大会参加支援基金についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで離島から本島での県大会、九州大会や全国大会に参加する中高校生に対し、派遣費を補助するとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用にも取り組んでまいりました。令和８年４月からは、安定的かつ継続的な支援に向けて、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、部活動や地域クラブ活動等で大会に参加する際の航空運賃に加え、新たに宿泊費を対象とするなど、補助額を拡充

することとしております。なお、基金には３年分の事業費を積み立て、令和８年度は、約１億4000万円の支出を見込んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き保護者の経済的負担の軽減が図られるよう取り組んでまいります。

同じく(5)のエ、バス通学費等支援事業についてお答えいたします。

県では、令和２年度から子どもの貧困対策として高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところであります。これまで通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和５年度からは、遠距離通学等で通学費が高額となることにより進学等を断念することがないよう、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始しております。令和８年度には、県立学校の通信制課程に在籍する生徒の通学費支援の拡充に取り組むこととしており、制度のさらなる拡充については、持続可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

続きまして４、がん教育の推進についての中の、外部講師派遣の体制整備についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員を対象とした研修において、がん経験者等の外部講師による講話などを実施するとともに、各学校に対しても外部講師活用について周知しております。外部講師を招聘した取組については、各学校の予算や地域の実情に応じて実施しているところであります。

県教育委員会としましては、他県の事例も参考にしながら、引き続き関係機関と連携し、がん教育の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のうち、私立学校への給食費支援についてお答えします。

県では、令和７年度から子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、学校給食費に係る保護者の負担軽減を行う私立中学校に対して支援しております。具体的には、公立中学校における給食費無償化に係る取組との均衡を考慮して、各私立中学校が所在する５市の給食費月額の平均額の２分の１を補助しているところです。私立小学校についても、公立小学校における取組との均衡を図り、国が示した基準月額5200円の２分の１となる2600円を上限として県独自に補助することとしております。

同じく１の(3)、令和８年度当初予算についてお答えします。

令和８年度当初予算案については、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、多様な財源の積極的な活用を図りつつ、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算編成を行ったところです。特徴として、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定や地域公共交通の充実、離島・過疎地域の持続可能な地域づくり、首里城の復旧・復興、宿泊税導入に向けた環境整備、変化する社会課題へ機動的に対応するための新たな基金の設置などが挙げられます。これらの結果、予算額は、総額9468億円で、過去最高の予算規模となりました。

県では、引き続き変化する社会経済情勢や県民ニーズを的確に捉え、全庁挙げて新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に沿った施策を推進し、同ビジョンで掲げた将来像の実現を目指してまいります。

次に３、知事提案の主な施策についての中の(3)のイのうち、防災危機管理センター棟（仮称）の供用開始時期等についてお答えします。

県では、自然災害、家畜伝染病や感染症等の危機事案に迅速に対応することを目的に、常設の災害対策本部室と防災関係機関等の受入れスペースなどを備えた、免震構造の防災危機管理センター棟（仮称）の整備を進めております。また、災害対応職員向けの食料や飲料水等を保管する備蓄倉庫、72時間稼働に対応した非常用発電機等を新たに整備する予定です。昨年11月末に埋蔵文化財調査を完了し、建設工事の発注を進めており、令和９年度の供用開始に向けて取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力　企業局長　１、知事の政治姿勢についての(4)、水道料金の減免についてお答えいたします。

企業局では、令和６年10月１日から水道料金の段階的な改定を行っております。令和６年10月から令和８年３月末までは、物価高騰対策に係る一般会計からの補助金等を活用して、１立方メートル当たり５円21銭の水道料金を減免し、県民負担の軽減を図っているところです。また、令和８年４月１日から１立方メートル当たり135円70銭に改定するところを、一般会計からの補助金を活用し、引き続き令和９年２月末

まで、５円21銭の減免を実施する当初予算案を編成したところです。

次に２、知事提案の重要政策についての(5)、県土強靱化に向けた水道施設の更新整備についてお答えいたします。

企業局では、水源地から浄水場までの間、並びに代替性に欠ける水道管について、優先的に更新や耐震化を進めております。直近10年間では、水道管の整備に約400億円を投じておりますが、今後の更新は大口径の管路が中心となることから、令和19年度までに要する事業費は約1000億円と大幅に増加する計画としております。今後の更新整備に当たっては、新たにＡＩ技術を活用し実施している水道管老朽度の再評価の結果なども踏まえ、より的確な計画とした上で、水道施設の強靱化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(4)のうち、実質賃金低下に対する具体策についてお答えいたします。

実質賃金の増加には、県内事業者の収益力を高めながら賃上げ環境の整備に取り組むことが重要であります。このため県では、中小企業等の経営基盤の強化に資する取組のほか、従業員のリスキリングや技能向上への支援、所得向上応援企業認証制度などの各種施策を推進しているところです。また、国の重点支援地方交付金を活用し、県内事業者の生産性向上に資する設備投資や適正な価格転嫁に向けた伴走支援など、11月補正による緊急支援に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、低所得世帯等への県独自の物価高騰対策の拡充についてお答えいたします。

県では、物価高騰により経済的に困難な状況にある世帯に対応するため、11月補正予算において、生活困窮者緊急支援事業として、5076万6000円を計上しました。具体的には、生活困窮者に食料提供を行っている団体に対する食品の備蓄支援や、生活困窮者自立相談支援機関において支援プランを作成した世帯に対し１万5000円の食品券を配布する事業、また、困窮世帯の生活実態や支援ニーズを分析し、今後の有効な施策展開につなげるための調査を行うこととしております。食の支援をきっかけに相談支援機関による包括的支援につなげられることから、生活困窮者の経済的自立助長を図るものと考えております。

続きまして３、知事提案の主な施策についての御質問のうち(4)、沖縄県食品ロス削減推進計画中間見直しの具体的内容についてお答えします。

沖縄県食品ロス削減推進計画の計画期間は、令和４年度から令和13年度までの10年間であり、食品ロスを取り巻く状況や施策の実施状況等を勘案し、中間年である令和８年度に見直しを実施することとしております。国の第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、家庭系・事業系それぞれの食品ロス削減目標が当初50％に設定されていたところ、既に目標を達成した事業系食品ロスについては、さらに10％上乗せした新たな削減目標が設定されたところです。

県におきましても、国の目標を踏まえつつ、沖縄県食品ロス削減推進県民会議や庁内の関係部局と連携し、削減目標値や各施策の見直しに向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　２、知事提案の重要政策の中の(1)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に向けた具体的な取組についてお答えいたします。

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）については、県民意見を広く収集し、公共交通の将来像やその実現のための課題の整理、必要な取組を検討することとしております。県では、去った11月から１月にかけ、県内11か所でオープンハウスを実施するとともに、特設ホームページで幅広く意見の募集を行ったところであり、来年度もワークショップ等により意見収集を行ってまいります。また、策定に当たっては、専門的な意見を頂くための有識者会議を設置するとともに、全庁的に検討を進めるため、知事を本部長とする次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定本部を設置しております。

同じく２の(2)、公共交通の利便性向上に向けた施策展開についてお答えいたします。

公共交通の利便性向上に向けては、地域拠点等を円滑に移動する地域循環バス等の実証事業や連節バスの導入に向けた調査を行うとともに、需要喚起の一環として、中高生や高齢者、障がい者等の交通困難者を対象としたバス・モノレールの実証事業を実施するなど、様々な施策を展開してまいります。また、次世代

交通ビジョンおきなわ（仮称）を取りまとめるとともに、鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの早期導入に向けた検討や、交通政策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画調整機能を強化する交通戦略推進課（仮称）を新たに設置することとしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　２、知事提案の重要政策についての(3)のア、医療従事者の確保と定住環境の整備についてお答えします。

離島における医療提供体制の確保については、医療人材の確保と定着が不可欠であると認識しています。医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等に取り組んでおり、継続的な医師の確保に努めてまいります。看護職員については、看護師養成所の運営費補助や離島の看護職員確保のための医療機関への補助事業等を実施しております。定住環境については、ハード交付金等を活用し、離島の医師住宅の整備に取り組んでいるところです。

同じく(3)のイ、遠隔医療の推進と離島患者の通院負担軽減についてお答えします。

遠隔医療については、令和８年度に、離島診療所でのオンライン診療の実証事業を予定しており、離島・僻地における遠隔医療の効果・課題を検証する等、実装化に向け取り組んでまいります。離島患者等通院費支援事業については、令和８年度から、県から市町村への補助要件に関して、宿泊費基準額を引き上げるほか、補助対象の追加、付添人に関する要件や補助上限人数の拡充といった見直しを予定しております。

同じく(3)のウ、公立沖縄北部医療センターの整備等の進捗と与那国町診療所への支援についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備については、令和８年１月13日に、安全祈願祭が行われる等、令和10年度開院に向け予定どおり進捗しているものと認識しております。与那国町診療所の運営については、県は指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や琉球大学と地域枠医師の派遣調整を進めるなどの支援を行ってきたところです。その結果、令和８年１月の与那国町臨時議会において、指定管理者が選定されたことは承知しております。

県としては、今後も与那国町と連携し、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　２、知事提案の重要政策についての(4)、沖縄県糖業・農業振興基金の設置及び糖業の振興についてお答えします。

県では、サトウキビの生産をはじめとする糖業及び農業を一体的に振興し、機動的かつ持続的な支援を行うため、取崩し型の基金として、令和８年度に約５億円を措置することとしております。サトウキビの生産振興については、約82万トンを目標として、農業法人等の育成や機械化の推進を図ることで目標達成に取り組んでまいります。なお、分蜜糖製糖工場の整備は、農林水産省の事業を活用し、沖縄本島及び北大東島で実施することとしております。同基金や各種事業を活用し、引き続き糖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　２、知事提案の重要政策についての(5)のうち、国土強靱化の取組についてお答えいたします。

社会基盤等における国土強靱化については、既存施設の修繕や更新、無電柱化、治水対策、土砂災害対策などを重点的に取り組んでいくこととしております。引き続き本県の国土強靱化に資する事業の着実な実施に向け、所要額の確保に努めてまいります。

次に同じく２の(6)のうち、道路環境の維持改善に向けた取組についてお答えいたします。

土木建築部では、令和８年度当初予算において、道路環境を緊急的に改善するため、県単独事業として６億3000万円を計上いたしました。本予算を活用し、道路標識視認性改善の加速化を図ることで、当初計画から６年程度前倒しで完了する見込みとなっております。あわせて、劣化した区画線の再設置や大型車両の通行の妨げとなっている街路樹の剪定なども迅速に進めてまいります。引き続き、観光立県にふさわしい安全で安心な道路環境の確保に取り組んでまいります。

次に同じく２の(11)、首里城正殿完成記念事業についてお答えいたします。

正殿の完成は復興の大きな節目となることから、県では、首里城正殿完成記念事業を全庁的に取り組むこととしております。具体的には、正殿供用開始時に首里城公園で行うオープニングセレモニーや、県内外で

正殿の完成と寄附等の支援に対する感謝を伝える復興キャラバンなどの実施を予定しております。またインバウンド誘客市場向けの情報発信、沖縄県工芸士による企画展の開催、沖縄空手特別演武会などを予定しております。これらの事業を通じて、首里城や沖縄の歴史・文化の魅力を国内外に発信し、沖縄振興につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　警察本部長。

〔井澤和生　警察本部長登壇〕

○井澤和生　警察本部長　２、知事提案の重要政策についての御質問のうち(6)、交通安全確保に向けた取組についてお答えいたします。

令和８年度当初予算におきましては、横断歩道の視認性の改善、道路標識の老朽化等の緊急対策に要する経費として約２億8000万円を計上しております。県警察におきましては、本予算を効果的に活用し、摩耗度の激しい横断歩道の塗り直しや、老朽化した道路標識の建て替え事業を前倒しで速やかに推進し、道路交通の安全・円滑の確保に取り組んでまいります。

続きまして３、知事提案の主な政策についての御質問のうち(3)ア、サイバー犯罪対策、匿名・流動型犯罪グループ対策、名護警察署移転及び離島の住環境改善についてお答えいたします。

まずサイバー犯罪対策についてですが、サイバー犯罪の捜査の過程で、匿名性の高い通信アプリを悪用する事案に適切に対処していくよう、携帯電話解析用資機材を整備していくほか、体制の強化や人材育成により県警察の対処能力の向上を図ってまいります。

次に、匿名・流動型犯罪グループ対策についてですが、匿名・流動型犯罪グループに関する情報の集約、分析を効果的に推進するため、導入から約10年が経過した現行システムを更新するほか、体制の強化を図り、他県警とも連携して中核的人物の検挙に向け捜査を推進してまいります。

次に、名護警察署の移転についてですが、施設の著しい老朽化や十分な耐震性がないことに加え、津波による被災の可能性も高いため、名護市大北への移転建て替えを計画しております。また、同署に隣接する運転免許センター北部支所につきましても、同様に老朽化や津波による被災の可能性が高いことから、名護警察署の移転に合わせて集約建設する計画としており、令和11年度に完成予定と考えております。

最後に、離島の住環境改善についてですが、宮古・八重山地区における民間賃貸物件の供給が逼迫している中、家賃が高騰しているという現状を受け、離島地区に赴任する警察職員の経済的負担が大きくなっていることを踏まえ、次年度から公費により民間賃貸物件の借り上げを実施する予定であります。引き続き、離島に赴任する警察職員が職務に邁進できる環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　２、知事提案の重要政策についての(7)、国立自然史博物館の早期実現についてお答えいたします。

県ではこれまで、シンポジウム等を開催するとともに、沖縄及び北方対策担当大臣等に対し、国立自然史博物館の誘致や骨太の方針に位置づけることについて要請してきております。また、昨年度から実施している誘致に向けた調査検討を今年度末までに取りまとめることとしております。昨年12月には国立沖縄自然史博物館誘致県民会議も設立されたところであり、県としては、機運醸成の強化としてテレビＣＭを放映しており、引き続き当該県民会議と連携し、県議会等の協力の下、県民一丸となって、国立自然史博物館の設立誘致の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(10)のうち、ＰＦＯＳ等汚染問題の解決についてお答えいたします。

県としては、これまでの水質調査結果等から、米軍基地周辺において検出されているＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である蓋然性が高いと考えており、国及び米軍に対し、県の立入調査を認めることや、国及び米軍による原因究明調査及び対策を行うことについて、引き続き求めてまいりたいと考えております。一方、全県的に土壌等からＰＦＯＳ等が検出されていることについては、引き続きモニタリング調査を行うとともに、汚染源の特定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　２、知事提案の重要政策についての中の(8)のア、国際平和研究機構（仮称）についてお答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書においては、国際平和研究機構（仮称）の機能として、沖縄戦、基地問題、安全保障等に関する調査研究や、研究員・学芸員の人材育成などが示されております。同機構の具体的な機能の在り方や既存の研究機関等との役割分担については、今後設置する有識者会議におい

て、専門的見地から十分に調査検討を行ってまいります。

県としましては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信を強化していくためには、同機構の創設は重要であると認識しており、その実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

同じく２(8)イ、非核三原則とグローバル・アライアンスへの参加についてお答えいたします。

世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に行った非核・平和沖縄県宣言のほか、戦後80年平和宣言において、長期的な視点から、沖縄県が果たすべき役割として、国際社会と連携して核軍縮及び核兵器廃絶に取り組んでいくことを掲げました。具体的にはポストＳＤＧｓで、核兵器廃絶が目標となるよう、国際社会に働きかけを行う国際市民社会グループであるグローバル・アライアンスに参加し、広島や長崎と連携して、国際社会に訴えてまいりたいと考えております。

同じく２(9)、県民の目に見える形での基地負担軽減についてお答えいたします。

戦後80年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中し、航空機騒音やＰＦＯＳ等の環境問題、米軍人等による事件・事故など、県民は過重な基地負担を強いられ続けています。これら基地負担の軽減については、米軍基地の整理縮小、在沖海兵隊の国外・県外移転、日米地位協定の見直し、米軍人等による事件・事故の減少など、県民の目に見える形で実現することが必要と考えております。

県としましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、沖縄の過重な基地負担の軽減について取り組んでいただくよう求めてまいります。

同じく２(10)のうち、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

米軍基地への立入り等の可否については、米軍に裁量を委ねられる形での運用となっており、普天間飛行場、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンへの立入調査がいまだ実現していない状況となっております。そのため県では、日米両政府に対し、環境保全に関する日本国内法の適用等、環境条項の新設の明記を求め、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。政府においては、国民の安全及び健康を保持する観点から、日米地位協定の見直しを米側に求めていく必要があると考えております。

次に３、知事提案の主な施策についての中の(3)のうち、防災危機管理センター棟（仮称）の整備に係るＤＸの活用についてお答えいたします。

大規模災害時において、刻々と変化する状況を的確に把握し、適切な時期に的確な意思決定をするには、ＤＸの活用は不可欠であると認識しております。現在、防災危機管理センター棟（仮称）に導入する設備等の仕様を検討しているところであり、他県のＤＸの活用状況や防災センターの運用方法等を確認しながら、災害時の迅速な意思決定のため、ＤＸをどのように活用できるか併せて検討してまいります。

同じく３(3)ウ、災害の即応体制強化の取組についてお答えいたします。

災害の発生前後における各防災関係機関の防災行動を時系列でまとめた、おきなわ県域水防災タイムライン（試行版）については、昨年７月の大東島地方の水害等の災害対応を踏まえた検証・改善を進めているところです。消防防災ヘリの導入については、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、未承認の２市と意見交換を重ねているところであり、引き続き、消防防災ヘリの早期導入に向けて取り組んでまいります。ドローンの導入と操縦者育成については、今年度、既に保有するドローン１台に加え、新たに３台を導入し、併せてこれらの操縦技能取得を目的とした県職員の養成を行うこととしており、３月末までに完了予定となっております。

以上になります。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、知事提案の重要政策についての(8)のエ、世界のウチナーンチュ大会についてお答えいたします。

県では、令和９年度開催予定の第８回世界のウチナーンチュ大会に向けて、海外県人会が一堂に集い、ウチナーネットワーク施策への提言等を行う県人会サミットを令和７年度は北米で初開催し、８年度は南米での開催を予定しております。また、４月には大会開催準備室を、６月には官民で構成する大会実行委員会を設置する予定です。

県としては、提言等を大会運営に反映させるなど、ウチナーンチュ同士の絆を深める施策展開を図り、さらなる次世代のウチナーネットワークの継承・発展・強化に取り組んでまいります。

続いて、３、知事提案の主な施策についての(1)のア、宿泊税の導入についてお答えいたします。

県では宿泊税導入に伴い発生する宿泊事業者の税徴収事務の負担軽減を図るため、システム改修への支援を行うこととしており、令和８年３月から説明会、補助金申請の受付を開始いたします。また、宿泊税は、基金を設置することで、税収と使途の対応関係を明確にし、県民や宿泊者に対して透明性を確保してまいります。使途事業については、県民、県内観光事業者、旅行者にとって満足度の高い受入れ体制充実強化など５つの使途項目の新規または拡充する取組に活用することを想定しております。

同じく３の(1)のイ、沖縄サステナブルツーリズム宣言と観光施策の具体化についてお答えいたします。

県では持続可能な観光を目指す上では、量から質への転換が重要であり、県民、事業者、旅行者の３者による協働が不可欠となることから、都道府県では全国初となる沖縄サステナブルツーリズム宣言を発出いたしました。令和８年度は宣言等の周知啓発や地域の観光課題解決の支援に取り組むとともに、各主体が自立的に行動し、地域が豊かになるための取組について、宣言等の方向性に沿った既存施策の整理、詳細な制度設計・戦略策定を行うこととしております。

同じく３の(1)のウ、スタジアム整備とスポーツアイランド沖縄についてお答えいたします。

県ではスポーツアイランド沖縄の実現に向けて競技・生涯スポーツの振興、各種スポーツイベント・競技大会の誘致、交流の推進などのスポーツコンベンションを推進しております。スタジアムはその施策展開の中核を担う施設であり、令和８年度は事業者の公募に向けて、特定事業選定等のＰＦＩの手続を進めることとしております。

県としては、引き続き那覇市、ＦＣ琉球、関係機関等と連携し、令和13年度のスタジアム供用開始を目指して取り組んでまいります。

同じく３の(1)のエ、大型ＭＩＣＥ施設整備の進捗についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業は、令和８年度は基本計画に関する住民説明会やパブリックコメントを実施するとともに、有識者委員会を設置し、実施方針の策定等ＰＦＩの手続を進めてまいります。

県としては、引き続き経済や産業の活性化を図るとともに、県土の均衡ある発展を目指して西原町、与那原町と連携し、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(1)のオ、国民スポーツ大会等についてお答えいたします。

県では、令和16年度国民スポーツ大会等に向けて、令和９年度までに全ての正式競技の会場地を選定できるよう、市町村、競技団体等と協議を進めております。

県としては、大会を契機にスポーツコンベンションの推進、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うとともに、スポーツ未来創造本部で競技力向上と、県民のアクティブライフを推進することとしております。県としては、大会を一過性ではなく、将来のスポーツ環境構築の機会と捉え、スポーツアイランド沖縄の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　３、知事提案の主な施策についての(4)、ランチサポートの管理体制についてお答えいたします。

おきなわこども未来ランチサポートでは、寄贈食品の衛生管理や、情報管理等に関する運用ルールを定めた手引を作成し、食品の受け取りや譲渡を行っており、適切な食品の管理に努めているところです。また、食品の譲渡に当たっては、子どもの居場所等と合意書を締結し適切な食品の管理を求めているところであります。

県としましては、今後も沖縄こどもの未来県民会議や、食品寄贈に関わる市町村等の関係機関と緊密に連携し、負担軽減も含め、寄贈食品の適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　議長ちょっと待ってください。休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○高橋　真　議員　知事並びに県当局の皆様、御答弁ありがとうございました。

多岐にわたる質問に丁寧に答弁いただきまして感謝申し上げます。

順次、再質問をさせていただきたいと考えております。

まず、大項目１、知事の政治姿勢について(4)、物価高騰対策についての中の、低所得者世帯等への県独自の支援拡充でありました。先ほど生活福祉部長の答

弁を聞いておりますと、この自立相談支援機関に相談に来た方、そしてプランを作成した方ということでありましたが、対象者の具体的な要件とそして見込み人数、こういった申請の方法など、どのような制度設計を御検討されているのか、お伺いいたします。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

まず、その食品券配付事業でございますが、この対象は、生活困窮者自立相談支援機関におきまして、支援プランを作成した世帯ということとしております。その対象世帯数は、約1450世帯を予定しております。この対象の方々に対して……。

周知の方法もでございますか。

○高橋　真　議員　はい。

○北島智子　生活福祉部長　周知の方法は、地域で困り事を抱える方というのは民生・児童委員への相談ということがスタートラインになることが多いものですから、そういった民生・児童委員への周知であったり、市町村担当窓口や社会福祉協議会を訪れる方々、それから市町村窓口等を通じて生活困窮者自立支援相談機関へつなぐなど、地域と連携しながら効果的に事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　県独自の取組としては高く評価をするものであります。ただ、今生活福祉部長の答弁の中では、生活困窮者というのは、自立相談支援機関に相談して支援プランをつくった人という定義になります。そうでしょうか、と思っております。生活困窮者というのは、相談に来た人に渡すという、そういうことなのかなと。私はこれがまず１点目疑問であります。ただ――要するに、本員は何が申し上げたいかというと、本当に困っている人にその支援は届くのかなというところなんですね。あくまでも、これは申請に来た人に対して、渡していくということでありますから、例えば所得区分とか何かそういった具体的な要件というのは設定はされているんでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○高橋　真　議員　つまり、1450世帯とした理由であります。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

その自立相談支援機関には、いろいろな事情を抱えた方々が相談にいらっしゃいます。そういった方々が相談をされるんですけれども、それは一時的な相談にとどまってしまって、その後の自立につながらないといった事例が多々見られたものですから、今回は、これまで一度限りの相談にとどまって支援プランの作成に至らなかった方々が多くいることを踏まえて、これらの方々をしっかりと自立相談支援機関につなげることを目的としております。このことから支援プランの作成に至らなかった者の数を過去の相談実績から1450世帯と算出しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　要するに、私が申し上げたいことは、この事業に対して予算をつけて独自事業をやるということは非常にいいことなんですけど、本当に困っている方の手元に届くのかなというところが心配であります。なぜそう思うかと申し上げますと、ちょうど昨年、こども未来部の事業でもあったんですね。予算を決めて、早い者勝ちにして、申請の受付もその日に間に合わなければ帰したという事実があったわけであります。そういった事業ではないですよねという確認だけさせてください。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　ありがとうございます。

こちらのほうは、なかなか自立相談支援機関にいらしてもそのまま帰ってしまう方が多いものですから、おっしゃるようになるべく幅広くその方々に対しても食品券を配付したいという趣旨から、特に所得制限等も設けておりませんし、この方の主訴に対応したきめ細やかな相談に応じて、その方々に代わって内容を踏まえた上で支援プランを作成して差し上げて、その上で申請をしてもらうという形で、スムーズな展開を予定しているところでございます。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　では、次の再質問項目に移ります。

質問項目２の(3)のウ、離島患者の通院負担軽減についてであります。恐らくリトカン事業のお話だろうなと思っております。具体的な内容を教えていただけませんか。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

この事業の見直しにつきましては、例年実施しています市町村の要望調査に加え、宿泊費が高騰している現状、そして宿泊税導入に際して離島住民への配慮を

求める声がある点も踏まえて、見直しを進めたところでございます。具体的な内容を申し上げますと、まず宿泊費の基準額をこれまでの5000円から7000円に引き上げます。それから補助対象に新たに、一般不妊治療、それから不育治療、そして未熟児を追加いたしました。そして付添人については、親権者、配偶者等の付添人要件を廃止するとともに、18歳未満の小児慢性特定疾病児童等、重度障がい児については上限を２名に拡充するという形で具体的な拡充をしている状況でございます。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　今回宿泊税が導入される背景があったのかなと思ったんですが、独自で考えていた。たまたま宿泊税の導入と、また離島の皆さんとのニーズが合致した形なのかなと考えております。ありがとうございます。

すみません、少し戻ります。

質問の大項目２(2)、鉄軌道・ＬＲＴ等にあります、交通弱者に対する運賃負担軽減策の試行ということであります。この件に関しては、中高生バス・モノレール半額実証事業というのを予定しているということでありました。具体的な事業概要について、そしてまたどういった目的なのか、どういった効果を狙っているのか、お伺いいたしたいと思います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　この事業につきましては、交通渋滞の緩和のために、一つは高齢者の外出機会の増加、それから学生の公共交通の利用促進、それから自動車による送迎交通等の利用転換、そういったものも目的として実証的に――今回、今年度やった半額実証事業に比べてちょっと期間を長めにして、さらに人数も増やした形で実証事業をしていこうということを考えているところです。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　私は検証の質という観点でお尋ねをしておきたいと思っております。この事業の真の狙いというのはどういうことでありましょうか。いわゆる、保護者の送迎負担の軽減なのか、それともバス利用者が増えたというデータだけを追いにいくのか。そこ、よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　もちろん参加者につきましては、その利用データ、それからアンケートも行いますので、そういったデータに基づいた新たな交通施策の展開にもつなげていきたいと思っておりますし、もう一つはやはり公共交通機関、いわゆるバスになりますけど、バスへの利用促進、利用転換、そういったものも促していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　ということは、公共交通を利用した、利用者数が増えたということだけではなくて、いわゆる学校周辺の渋滞がどう変化したのか、定量的・定性的に調査をするという、そういった計画もお持ちなんでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　どのような形でデータが取れるかというところも含めて検討していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　しっかり制度設計をしていただきたいと思います。

次の再質問をさせてください。

質問の項目で言いますと、２の(8)のウであります。

パグウォッシュ会議世界大会の会議であります。知事、答弁ありがとうございました。非常に前向きな御答弁でありましたが、パグウォッシュ会議というのは、どういった会議体なのか御存じでありましょうか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　パグウォッシュ会議は、大量破壊兵器と戦争の根絶を目的としております。理念の一つとしては、対立を超えた対話を掲げており、平和を脅かす核兵器廃絶に向けた取組を推進し、国際平和創造拠点の形成を目指そうという、沖縄県の考え方と非常に一致するという、そういう内容の会議であります。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　ありがとうございます。

実は私ども公明党沖縄県本部におきましては、去る12月に、ノーベル平和賞受賞団体でありこのパグウォッシュ会議の評議員でもあります、日本人として初めて同会議の役員に就任された鈴木達治郎氏と直接お会いして意見交換会をする機会がございました。さらに、この鈴木氏と共に、かつて沖縄に配備されていた恩納村のメースＢ巡航ミサイルの発射基地跡も視察をしてまいりました。鈴木氏は、かつて1300発の核兵器が存在したこの沖縄の現実を目の当たりにして、沖縄こそ科学と対話による平和構築の最前線になり得るという、開催の意義を深く受け止められていたのであります。まさに、このトップレベルのネットワークというのは、もうどんどん出来上がっていくんだろう

なと考えておりまして、私は知事が御提案をされています、国際平和研究機構（仮称）の部分でありますけど、そういった設置目的とか、地域外交というものをしっかりと前に進めるためにも――パグウォッシュ会議というのは世界中からもう本当に原子工学とか物理学の博士が集うんですね。世界中から科学者が集うこの会議を誘致するということは、いわゆる大きな推進力になるだろうと思っております。また沖縄には、世界最高水準の研究機関でありますＯＩＳＴもあり、科学者の社会的責任を議論する場として、これ以上の適地はないんじゃないかと考えております。広島、長崎に続きまして、かつて核の最前線であった沖縄でこういった核廃絶に向けた世界大会というのを開催することは、アジアの緊張緩和に向けた歴史的なメッセージになり得ると思っております。知事からは前向きに検討いただくということをいただきましたけど、知事、開催するにはいろいろ手続が必要であります。それも含めて知事の御決意をお願いしたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　昨年12月に、私も恩納村にありますメースＢの基地跡地を視察させていただいて、実際に沖縄に大陸間弾道弾、核ミサイルが配備されていたことの現実を目の当たりにしたということもありまして、やはり沖縄県が、かつて核兵器が配備され、県民が核の恐怖と隣り合わせに生活を強いられた歴史的な事実の経緯を改めて確認することは非常に重要だと思います。ですから、こうした経験を持っている沖縄から核兵器廃絶を世界に向けて発信するということは、本当に大きな意義があると我々は真剣に考えております。その意味で、県としては、パグウォッシュ会議が開催された広島県――昨年広島県で開催されましたので、広島県とも開催の成果や課題等についてしっかり意見交換を行いながら、このパグウォッシュ会議の開催に向けた機運の醸成はもとより、これから必要な条件整備の可能性についてもしっかりと前向きに検討していきたいというように考えております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　知事、ありがとうございました。

続いての再質問であります。

大項目４、がん教育の推進についてであります。

教育長、がん教育でございます。この議論は、過去の県議会の議事録を見てみても、県政与党の議員、野党の議員、そして我が会派の松下美智子議員も取り上げております。今、教育長からの研究、連携を進めるという言葉は、過去から一切変わっていないんですよ。一切変わっていません。要するに、私が申し上げたいのは、現場の連携だけではもう限界であります。限界であります。まずちょっと事実を確認させていただきたいと思っております。

保健医療介護部長、この沖縄がん教育サポートセンターについて、令和６年度、沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）を受賞しております。地域活動部門のグランプリであります。このグランプリという評価、県としてはどのような意義があるのか教えてください。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）は、健康長寿おきなわ復活県民会議という官民合わせて71団体の会議体がありますけれども、そちらで提案をされて、平成28年度に創設をされました。健康づくりに積極的に取り組む県内の事業所や団体を表彰し、その活動を広く紹介することで、健康づくり活動の展開と県民の関心を一層高めるということを目的に開催をし、今年度が10回目ということになります。表彰は事業所部門と地域活動部門という２部門を設定しておりまして、今御案内の特定非営利活動法人沖縄がん教育サポートセンターが、がん教育を行う外部講師の派遣活動などが高く評価をされまして、健康づくり地域活動部門において昨年度グランプリを受賞したということでございます。

県としましては、多くの事業所・団体に御応募いただき、優秀な取組事例を広く紹介していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　少しかいつまんで申し上げますけど、つまりその団体がやっている取組というのは、いわゆる全県に普及させるべき模範的なモデルであるとも捉えられますか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　地域活動部門ですので、組織が固定されているわけではございませんけれども、行っている健康づくりを普及するような活動というのは、広く普及をしていただきたいということで表彰制度を設けておりますので、今御指摘のとおりだと考えております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　教育長でございます。教育長ではない、やっぱり知事だ、知事であります。知事名で表彰されている団体であります。名前が載っている以上、この表彰状の授与はやっぱり知事がやっているん

ですね。そして、このグランプリとしてたたえた団体の活動実態というのは、知事は御存じでしたでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　表彰に際しては、この活動をしている団体が今回受賞しますというようなことは事前に報告を受けております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　今、がん教育のモデル推進の実態として非常に困窮している状態であるということの実態を知っていましたかという意図であります。知事、よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　審査に当たっては、やはりその活動の実績でありますとか、学校を含めたどういうところに何回行っているというふうなことで、その事業者がアピールをしている内容について審査をされております。今御質問にあるような運営状況であるとか、運営が厳しいというような状況について全ては書かれていないと思いますので、実際に表彰しているのはそういう中身の教育・啓発活動のすばらしい点と理解しております。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　部長、私はそういう意図ではありません。要するに、今現在において、教育長と議論されていることは御存じでしたかという意味でありました。教育長、要するにこれは何を申し上げたいかというと、今現状として、手弁当で様々な事業をなさっているわけですが、もういろんな支援もほとんど自前でやるのも限界が来ておりまして、もう完全な手弁当の活動であります。そして、何で知事に申し上げたいかというと、グランプリを受賞した団体でさえ今活動が続けられないという現状は、この今の沖縄県の教育行政とか、そういう支援制度に見落としがないかということを私は申し上げたいわけであります。

そしてもう一つ申し上げたいのは、特定の団体だけを特別扱いしてくれと言っているわけではございません。特定の団体だけを。それで鹿児島県を見ていただきたいわけであります。県教育委員会が責任を持って外部講師のリストを作成したり、また医師やがん経験者を登録して県費で学校へ派遣する公的な仕組みを持っているんです、鹿児島県は。これなら機会は均等であります。しっかりとこの教育行政でやるべきところは、ボランティアの善意に甘えて現場任せにするのではなくて、学校任せにするのではなくて、質の高い活動が維持できる公平な制度をつくってほしいわけであります。県教育委員会が主体となって、鹿児島県のようにしっかりと外部講師の登録制度を創設して、そして要件を満たした講師に対してはしっかりと謝金と交通費を公費で支出するといった、これが誰一人取り残さない教育のために、このような機会均等で持続可能な枠組みを早急に構築していただきますよう検討はできないものでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　まず、がん教育の重要性ですけれども、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて授業で指導を行う、今御紹介ありましたとおり、外部の講師を活用して講演を行いながら、がん教育の推進を図っているところであります。まず我々が行うことは、教える立場の教職員の資質向上、そういったことをしっかり図っていきたいというふうに考えているところであります。それと同時に先ほど御紹介ありました、このがん教育に係る授業については命の授業であるというふうなお話もありました。そういうことを踏まえて、やはりこの活用についての支援の在り方は、これまでも研究をしてまいりますというような言葉で話をしてきたところでありますけれども、御紹介のあったとおり学校においては、平和教育、キャリア教育、交通安全、生徒指導、様々な分野で外部講師を活用した講演等が行われているところでありますので、そういった部分を踏まえながら、講師の支援の在り方についてどういった方法があるのか、いま一度、検討を進めていきたいと思います。

○中川京貴　議長　高橋　真議員。

○高橋　真　議員　知事のがん教育に対する所見があれば、お聞かせください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　私の友人にも実はがんサバイバーの方がいらっしゃいまして、以来、その方は特に食事に特化した御自身の事業を営むということに、今一生懸命取り組まれていただいています。ですから、そういう経験を持っていらっしゃる方々の存在は非常に貴重な存在であるということを考えますと、がんサバイバーの方のみに限らず、教育の場面においてあらゆる分野の外部の方々が、その教育に参画をするような仕組みをつくっていくことは、これは教育委員会のみならず、我々県知事の部局においても同じようなそういう方向性をしっかりとつくっていくべきであると考えております。がん教育にとどまらず、あらゆる教育の観点からの接点をつくっていくために、我々もまた教育委員会ともしっかりと議論をし、また各部局の中でもそのような必要な取組があれば、鋭意取り組ん

でいきたいというように考えております。
○中川京貴　議長　高橋　真議員。
○高橋　真　議員　最後、再質問します。
　大項目３の(5)、教育振興についてのアです。
　通学支援モデル事業、いわゆる通学支援モデル研究というお話でありました。具体的な内容をお伺いいたします。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　まず、医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、通学車両に看護師等が同乗し、スクールバスの利用が困難な医療的ケア児の通学を支援するものであります。モデル研究は、文部科学省の医療的ケア看護職員配置事業において看護師を雇用し、介護タクシー等を利用し通学支援を行うことを想定しております。また、モデル研究は、対象校の通学支援希望者５名に対し、１名の看護師の配置を想定しているところであります。
○中川京貴　議長　高橋　真議員。
○高橋　真　議員　確認をいたします。
　沖縄県の医療的ケア児の通学支援モデル研究というのは、これは初めてのケースですか。お伺いいたします。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　実施すれば初めての研究になります。
○中川京貴　議長　高橋　真議員。
○高橋　真　議員　では、これを始める経緯となった、これまでの背景について、モデル研究を今回やるということでありますから、私は大変評価をしたい部分であります。そこの実施に至った経緯についてどういった背景があったのか、お伺いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午前11時40分休憩
　　午前11時40分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　教育長。
○半嶺　満　教育長　まず背景でありますけど、具体的に申し上げますと、桜野特別支援学校において、保護者のほうからそういう実態があるということで、ぜひ進めてほしいというふうな要望がありまして、それを踏まえての今回の研究事業の実施ということであります。
○中川京貴　議長　高橋　真議員。
○高橋　真　議員　確かに、本当に小さい声だったのかもしれません。そういう要望を上げる声というのは。でもしっかりとそれを受け止めていただき、教育行政のモデルの事業として反映していただいたこと、これは私は高く評価をしたいと思っておりますし、また、沖縄県初の取組ということも併せて、今後もしっかりとモデル研究を見据えながら育てていっていただきたいなと思っております。それに対して、知事、これは私は大変評価をしている事業であります。知事の所見をお伺いします。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　どのような環境にあられる方々であっても、誰一人取り残さないということについて一歩一歩着実に取組を進めていく、そのためにはやはり当事者の声をしっかりと聞かせていただいて、それに即した内容をどうやってつくり上げていくのかということをみんなで、全庁挙げて、部局を超えてつくり上げていくこと、実践することが重要であると考えております。引き続き、その思いで取り組んでまいります。
○高橋　真　議員　以上です。
○中川京貴　議長　渡久地　修議員。
　　〔渡久地　修　議員登壇〕
○渡久地　修　議員　休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午前11時43分休憩
　　午前11時43分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○渡久地　修　議員　日本共産党の渡久地修です。
　代表質問を行います。
　まず、米国防総省の公式見解が質問通告後に明らかになりましたが、看過できない重大問題であり、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえ質問します。
　１、米国防総省は、米政府監査院に提出した公式回答で、辺野古新基地が完成しても、別の長い滑走路を用意できない場合、普天間基地は返還されないとの見解を示したことが明らかになりました。見解を問います。
　ちょっと休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午前11時43分休憩
　　午前11時44分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○渡久地　修　議員　２、沖縄は米軍の占領地で日本政府と県民は支配者である米軍に従いなさいという傲慢な態度ではないか。沖縄はいまだに米軍の占領地なのですか。知事の見解を問うものです。県は米国に断固抗議し撤回を求めるべきです。

３、辺野古が唯一と新基地建設を強行してきた日本政府の説明は完全に破綻しています。その責任は重大です。見解を問うものです。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、トランプ大統領は、私に国際法は必要ない、我々が生きているのは、力と武力、権力によって支配された現実世界だと述べ、国連憲章を無視した力の支配を進めています。今こそ自主的な平和外交への転換が日本に求められていると思いますが、知事の見解を伺います。

(2)、高市旋風による自民党の議席増によって、憲法９条を変え、安保３文書の改定など、軍事力による世界の現状変更を狙うアメリカと一緒に日本が海外への戦争に参加することにつながるのでないかと危惧されますが、見解を伺います。

(3)、辺野古新基地断念と普天間基地の閉鎖撤去について。

ア、辺野古新基地の埋立ては、技術的にも財政的にも見通しは立っているのか、見解を伺います。辺野古新基地建設は断念を求めるべきです。

イ、政府は普天間基地をいつ返還すると言っているのか。騒音は増えているのではないか。即時運用停止こそ危険性除去、負担軽減の最も現実的な道ではないか。

(4)、南西諸島の自衛隊配備、敵基地攻撃能力ミサイル配備、全住民の九州、山口県への疎開訓練などは、戦争準備ではないか。反対すべきです。

(5)、非核三原則を変えて日本に核兵器を持ち込めるようになると、持ち込まれるのは沖縄ではないか。復帰前に核兵器が配備されていた実態を伺います。非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への参加を求めるべきです。

２、対話と外交による平和の構築と沖縄県の地域外交について。

(1)、日本の政治が右へ右へと危険な方向に急速に進もうとしている下で、沖縄を再び戦場にさせないために、軍事力による戦争の準備ではなく、対話と外交による平和の構築をと沖縄県と県民が声を上げることが求められていると思いますが知事の見解を伺います。

(2)、玉城デニー県政は、地域外交室を設置し、北東アジア地域自治体連合への正式加入、国際会議万国津梁フォーラムの開催、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン、国際平和研究機構の創設、平和基金の設置、核廃絶に向けたグローバル・アライアンスへの加盟など、世界、アジア、日本の平和へ貢献する積極的な姿勢を打ち出しています。これらの取組をさらに発展させるためには、知事を先頭に全庁的な推進体制とともに、県民総ぐるみ、全世代参加型で取り組むことが求められていると思います。見解を伺います。

(3)、尖閣諸島問題は、2014年の日中会談での対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避することで意見の一致を見たと確認されています。沖縄県として、両国政府にこのことをしっかりと求めることが重要ではありませんか。

(4)、２月８日の平和の礎30周年記念シンポジウムでは、高校生や大学生から貴重な提言が寄せられていますが、県の受け止めと今後に生かすべき課題について伺います。

３、沖縄振興特別措置法の後期５年の政策提言と実現へ向けた取組について伺います。

４、新年度予算について。

(1)、知事公約がどのように反映されているか伺います。

(2)、高齢者貧困対策基金の設置と高齢者生活支援の強化を求めてきましたが、新年度予算で、新たな基金の設置が提案されていますが、内容と支援策について伺います。

(3)、高齢者のバス・モノレール料金の割引敬老パス事業は、高齢者の社会参加、福祉の増進、交通渋滞緩和、公共交通の維持、経済活性化などに大いに寄与するものです。今回の実証事業について伺います。

(4)、18歳までの医療費無料化の拡大について。

ア、市町村との協議の状況と、既に実施している自治体や４月実施自治体、同意が得られた自治体について伺います。

イ、早期実施への知事の決意を伺います。

(5)、離島住民支援について。

ア、離島の地域社会を維持する総合的な支援策が求められています。新年度予算での具体的な取組について伺います。

イ、小規模離島でのユニバーサルサービス提供のために、役場、郵便局、農協やガソリンスタンドなど官民連携による新たな体制の構築を提案し続けてきました。やっと動き出したようですが具体的な取組について伺います。

５、県営住宅問題について。

(1)、老朽化した団地や建て替えの推進と、その際に戸数を大幅に増やすべきです。

(2)、空き部屋の実態を問います。改修予算を実態に即して増額し、待機している県民が入居できるようにすべきです。

(3)、家賃補助の拡充と高齢者、子育て世帯優先入居について現状と今後の課題を伺います。

６、首里城復元について。

(1)、2019年の首里城焼失による県民の深い悲しみと、それを乗り越え復元、復興に向けた、世代を超えた県民や、県、国、関係機関、関係者の取組について伺います。

(2)、正殿完成後も、琉球の歴史と文化及び万国津梁、イチャリバチョーデー、命ドゥ宝など県民が培ってきた「沖縄のこころ」を、次世代に誇りを持って継承できるようにすべきです。

(3)、首里城、中城御殿、円覚寺、御茶屋御殿の復元が完成してこそ首里城全体の復元が完成したと言えますが、見解を問うものです。中城御殿、円覚寺は復元工事が始まっていますが、御茶屋御殿についても県は早期に復元すると表明すべきです。

(4)、正殿完成後、龍潭通りだけでなく、地域の通学路、生活道路まで交通渋滞がさらにひどくなると予想されます。その対策は急務です。

７、旧日本軍第32軍司令部壕の保存・公開について。

(1)、当初の予定どおりに、第５坑口を速やかに公開し、第１坑口の復元公開を早期に実施すべきではないか。

(2)、展示施設と駐車場をめぐっては、住民から交通渋滞などの意見が寄せられています。展示施設の場所は第１坑口付近に適切な規模でとの意見もあります。地域住民の合意と納得のいくようにすべきと思いますが見解を伺います。

○中川京貴　議長　質問の途中ではありますが、渡久地修議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前の渡久地修議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(6)、非核三原則の堅持等についてお答えいたします。

沖縄県史によりますと、復帰前は嘉手納米空軍基地に核兵器８発弱が配備され、また、メースＢ戦術地対地巡航ミサイルが読谷村や恩納村に配備されたほか、米軍那覇飛行場で核弾頭を搭載したミサイルが誤って発射され海に落下したとされています。高市総理が安保関連３文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討しているとの報道がありましたが、これが事実であれば、日本の戦後の安保政策の大きな転換となり、これまで日本が進めてきた核兵器のない世界への取組に逆行するものと危惧しております。世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、核兵器禁止条約加盟については、同条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し、国際社会を主導するため、核兵器廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。

次に、新年度予算についての御質問の中の４の(1)、令和８年度当初予算における知事公約の反映についてお答えいたします。

私は、１期目の公約として291施策、２期目の公約として181施策を掲げ、沖縄県観光振興基金の設置、子ども医療費助成の拡大、中高生のバス無料化、子どもの貧困対策費の増額による対策の強化、学校給食費の無償化などに取り組んでまいりました。知事公約については、重要政策として掲げた６つの分野について県政運営の重点テーマとして位置づけ予算編成を行っており、令和８年度予算においては、重要政策の主な施策として、「県民のいのちと暮らしを守る」においては、離島医療体制確保の支援、公立学校等におけるＩＣＴ環境の整備。「辺野古新基地建設反対をつらぬく」においては、辺野古新基地建設問題の対策、米軍基地問題に関する情報発信。「子どもは沖縄の未来」においては、学校給食費無償化への支援、待機児童の解消のための支援。「安全・安心の沖縄へ」においては、防災危機管理センター棟（仮称）の整備、離島住民の交通コスト負担の軽減。「自然環境と文化・伝統が調和する沖縄」においては、国立自然史博物館の誘致推進、首里城復興の機運の醸成。「限りない沖縄の可能性を未来へ」においては、宿泊税導入に向けた環境整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に係る取組などの経費を計上しております。私は、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、米国防総省の公式見解について、質問要旨８の(1)、(2)、(3)、米国防総省の文書、政府の辺野古新基地建設に対する見解についてお答えいたします。８の(1)から(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括

してお答えいたします。

米国防総省が米政府監査院へ提出した文書について、沖縄防衛局に確認したところ、事実確認中との回答があったところです。政府は、辺野古への移設完了後も、普天間飛行場が返還されないという状況は全く想定していないと繰り返し説明はしていますが、過去にも米軍関係者から、移設完了後も軍事的には普天間飛行場の継続使用が望ましい旨の発言があったと報道されています。沖縄県としては、このような米国側に都合のよい話は、断じて容認できません。また、政府は、辺野古移設が唯一の解決策として、県民の民意を一顧だにせず工事を強行していますが、普天間飛行場返還の不確実性が示唆されている中、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を拙速に進めるべきではありません。

沖縄県としては、政府に対し、米国側の認識を含む事実関係について説明責任を果たすとともに、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらない埋立工事を直ちに中止し、沖縄県との対話による解決を模索するよう強く求めてまいります

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時20分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○玉城デニー　知事　大変失礼いたしました。

沖縄県史の記述の紹介で、嘉手納米空軍基地に核兵器800発弱と申し上げるところを８発弱と表現したようでございます。

訂正しておわび申し上げます。

核兵器800発弱です。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、平和外交への転換についてお答えいたします。

国連憲章には、国際紛争を平和的手段によって解決すること、武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならないことなどが明記されております。しかしながら、昨今の国際情勢を見ると、ロシアのウクライナ侵攻やガザにおける情勢、東アジアの安全保障環境など厳しい状況が続いており、また自国利益を優先するような動きが強まり、国際社会の協調や秩序が揺らぎつつあると認識しています。

県としては、アジア太平洋地域の平和と安定を図り、持続的発展を果たすためには、平和的な外交・対話による緊張緩和や信頼醸成を図ることが重要であると考えており、引き続き政府に対して求めてまいります。

同じく１(2)、軍事力の強化等についてお答えいたします。

高市総理が衆議院議員総選挙の結果を受けて、改めて安保関連３文書の改定前倒しや安全保障政策の抜本的な強化、憲法改正等について発言したことは承知しております。

県としては、アジア太平洋地域における平和と安定は、我が国及び国際社会にとって重要であるとともに、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも重要であることから、防衛力の強化だけでなく、関係国等による平和的な外交・対話により、同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要であると考えております。また、防衛力の強化については、国政の場で十分に議論を深め、国民に丁寧に説明していくべきであると考えております。

同じく１(4)ア、辺野古新基地建設に反対する見解についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、国内に前例のない深度までの地盤改良工事が必要となっておりますが、工事の進捗等を踏まえると、費用の増加が明白になりつつあり、さらなる工期の延伸も懸念されることから、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

このため県としては、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

同じく１(4)イのうち、普天間飛行場の返還時期と危険性の除去についてお答えいたします。

普天間飛行場については、県が求めた５年以内の運用停止が実現されず、ＳＡＣＯ合意から29年が経過した現在も同飛行場の閉鎖・撤去は実現しておりません。県はかねてから、政府に対し、普天間飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望しておりますが、政府からは具体的なスケジュール等について示されておりません。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去は、辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、引き続き政府に対し、速やかな運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう求めるとともに、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を求めてまいります。

同じく１(5)、南西諸島への自衛隊配備、住民避難訓練等についてお答えいたします。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。このため、本年１月、防衛大臣に対し、自衛隊の配備は在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討することや、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことなどを求めたところです。

一方、特定の事態を想定したものではありませんが、万が一の場合に備え、住民の生命、身体及び財産を守る国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えており、武力攻撃予測事態を想定した訓練に取り組んでいるところです。

次に２、対話と外交による平和の構築と沖縄県の地域外交についての中の(1)、対話と外交による平和構築についてお答えします。

沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験を有しており、二度と沖縄を戦場にしてはならないという思いは、全ての県民の切実な願いであると認識しております。こうした歴史的教訓を踏まえ、沖縄を再び戦場にさせないためには、抑止力の強化ではなく、対話と外交による平和の構築の必要性について理解を深めていくことが重要であり、県においては、平和宣言での発信とともに、次世代を担う若者への平和学習やアジア諸国の若者との共同学習など、平和意識の醸成に取り組んでおります。引き続き、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めるとともに、各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいります。

同じく２(2)、平和貢献への取組についてお答えいたします。

県では、令和６年度に知事公室に平和・地域外交推進課を設置し、平和施策の一層の推進を図っているところです。戦後80年平和祈念事業の実施に当たっては全庁体制の下、事業を推進しており、今年６月を目途に策定する恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）においても、県民意見を踏まえ、全庁横断的に取り組むこととしております。また、同ビジョンの実現に必要な財源確保に向け、新たな基金の設置に取り組むこととしており、その中で、県民や企業の参画を促す仕組みを構築してまいりたいと考えております。

同じく２(3)、2014年日中会議の確認についてお答えいたします。

沖縄県を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、一層複雑さを増しており、同地域の緊張緩和と信頼醸成に向けて取り組むことは喫緊の課題です。そのため県では、日中双方が対話と協議を通じて相互信頼関係の構築に努めることは地域の平和と安定につながるものであり、日本政府に対して、これまでの日中両国の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ることを要請しております。

同じく２(4)、平和の礎30周年記念シンポジウムについてお答えいたします。

去る２月８日に開催された平和の礎30周年記念シンポジウムでは、建設当時の関係者との意見交換を行ったほか、県内の学生から知事に対し政策提案がありました。学生からは、平和の礎を活用した平和発信の取組や沖縄戦の記憶を継承するための方策など、多様で具体的な提案が示されました。次世代を担う若者からの提案は、現代的な視点と柔軟な発想に基づくものであり、今後の平和施策の方向性を検討する上で示唆に富む重要なものであると認識しております。これらの提案については、今後策定する恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の見直しに生かしてまいりたいと考えております。

次に６、首里城復元についての中の(2)、琉球の歴史と文化、「沖縄のこころ」の次世代への継承についてお答えいたします。

首里城は、琉球・沖縄が歩んできた歴史、文化や平和の象徴として、また沖縄県民のアイデンティティーのよりどころとして親しまれてきたものと認識しております。

県としましては、本年６月を目途に策定する恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）においても、首里城を含む琉球王国時代からの歴史・文化の下で培われてきた万国津梁の精神と平和を希求する「沖縄のこころ」を次世代に継承していくことを重要な柱として位置づけ、恒久平和に貢献する沖縄の実現を目指してまいります。

次に７、旧日本軍第32軍司令部壕の保存・公開についての中の(1)、第５坑口及び第１坑口の公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕の第５坑口については、近隣住民から第５坑口へ進入する那覇市道の利用に懸念が示されていること、安全面の確保に時間を要することなどから、公開時期を令和９年度以降に見直しておりま

す。なお、広く一般公開するまでの間は、ガイド養成講座の中で行うフィールドワークや、平和関係団体や研究者への案内など、可能な範囲で第５坑口を公開することとしています。また、第１坑口については、令和８年度に坑口のデジタルジオラマを整備するとともに、発掘調査を継続し、坑口の再現計画の策定や実施設計を経て、令和11年度の整備工事後に公開を予定しております。

同じく７(2)、第32軍司令部壕の展示施設についてお答えいたします。

第32軍司令部壕の展示施設については、今年度、沖縄戦や建築工学等の専門家で構成する検討委員会を設置し、展示施設基本計画の策定作業を進めるとともに、基本設計に対する住民意見を聴取する説明会を実施したところです。住民説明会では、ごうの保存・公開の重要性、整備場所の見直しや施設規模、交通渋滞等に関する様々な意見を頂いたところであり、今後も首里杜まちづくり推進協議会や第32軍司令部壕ワークショップ等において、地域住民の皆様と丁寧に意見交換を重ねながら、慎重に検討してまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　１、知事の政治姿勢についての(4)のイのうち、普天間基地における騒音の現状についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺の航空機騒音は、依然として環境基準を超過する状況にあります。このような中、令和７年11月４日から６日の即応訓練では、普天間飛行場周辺で100デシベル超の騒音が幾度も発生し、３日間だけで令和６年度に観測された100デシベル超の騒音発生回数の約半数にあたる86回が観測され、うち７回は、騒音規制措置で飛行制限のある夜10時以降に観測されたものでした。また、那覇市、浦添市などの広範囲で多くの住民から苦情があり、住民生活に深刻な影響を及ぼしたと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　３、沖縄振興特別措置法の後期５年の政策提言と実現へ向けた取組についての中の(1)、政策提言とその実現に向けた取組についてお答えいたします。

県では去った12月に、政策提言の素案を公表いたしました。当該提言では、離島や過疎地域の住民が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現や、誰もがストレスなく移動できる交通環境の確立など、30の政策について取りまとめております。現在、市町村、関係団体及び県民の皆様から広く意見を頂いているところであり、可能な限りこれらの意見を反映させ、令和８年４月に国へ提言することとしています。提言後は、国へ丁寧に説明を行い、その実現に向けて調整を進めてまいります。

次に４、新年度予算についての中の(3)、交通困難者を対象としたバス・モノレール実証事業についてお答えいたします。

県では、高齢者や学生、障がい者等の交通困難者における公共交通の需要喚起等を目的とした新たな実証事業を令和８年度当初予算案に計上しております。具体的には、実証事業に参加する交通困難者を募集し、参加者を対象に一定期間、バス・モノレールの運賃を低減することで、高齢者の外出機会の増加や学生の公共交通の利用促進、自動車による送迎交通等からの利用転換につなげていきたいと考えております。事業の実施に当たっては、利用状況の分析やアンケート調査等を実施し、事業の効果検証を行うこととしております。

同じく４の(5)のア、離島振興の取組についてお答えいたします。

県では、離島振興計画に基づき、交通コストの負担軽減をはじめとした定住条件の整備、地域の資源を生かした産業の振興などに取り組んでまいりました。令和８年度当初予算案では、前年度に比べ約31億円増となる約686億円の離島振興予算を計上しており、新たに離島住民の買物環境の改善、ガソリンスタンドの施設整備の支援、住宅整備コストの負担軽減、担い手確保のため奨学金返還に取り組む町村役場及び民間事業者への支援や、離島町村総合事務センター（仮称）の共同設置の検討等に取り組むこととしております。

同じく４の(5)のイ、官民連携による新たな体制の構築についてお答えいたします。

県では、小規模離島におけるユニバーサルサービスの提供に向けた官民連携の取組について、研究を進めてまいりました。令和８年度は、小規模離島の住民の買物環境を改善するため、県内量販店や離島の小売店、郵便局と連携した、新しい買物環境の構築に向けた実証事業を実施することとしております。引き続き、小規模離島におけるユニバーサルサービスの提供に向けた官民連携の推進により、住民の利便性向上を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　４、新年度予算についての(2)、新たな基金の内容と支援策についてお答えします。

今議会に提案している地域連携高齢者支援基金は、民間事業者や市町村、地域住民などの多様な主体が連携・協働し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援するための取組を集中的に推進することを目的としております。具体的には、高齢者の生活支援ニーズに対応する新たな取組をつくりだす基盤となる官民連携プラットフォームの運営、多様な主体が連携・協働した事業の立ち上げ支援、地域密着型介護サービスの整備を促進するための経営支援などとなっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　４、新年度予算についての(4)のア及び(4)のイ、18歳までの医療費無償化の拡大についてお答えいたします。４の(4)アと４の(4)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和７年10月１日現在、18歳までを助成対象とする市町村が26市町村まで増え、さらに、令和８年４月から２市町が、令和８年度中に１町が拡大する予定となっております。県では、令和７年12月に市町村担当者会議を開催するとともに意向調査を実施し、財源の確保など市町村の課題について確認したところであります。

県としましては、引き続き市町村と意見交換しながら、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　５、県営住宅問題についての(1)、団地建て替え時の増戸についてお答えいたします。

県では、沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、特に老朽化が著しい県営住宅の建て替えを優先的に行っており、その際に１割程度の増戸を目指し建て替えを進めております。

次に同じく５の(2)、空き家の実態についてお答えいたします。

令和６年度末時点の空き家戸数は1758戸となっており、そのうち修繕が必要な空き家は855戸となっております。これまで年間470戸程度の修繕を行っておりますが、令和７年度は予算を増額し、約700戸の修繕を見込んでおります。引き続き、空き家解消に向けて取り組んでまいります。

次に同じく５の(3)、家賃補助の拡充と優遇世帯の入居の現状等についてお答えいたします。

県は、民間住宅を対象とした住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業を実施しており、事業実施市町村の拡大に取り組むとともに、制度拡充について市町村と意見交換を行っているところであります。令和６年度の県営住宅における高齢者、子育て世帯等優遇世帯の応募は3173世帯となっており、439世帯が入居し、入居倍率は7.2倍となっております。引き続き、建て替え時の増戸や空き家解消に取り組んでまいります。

次に６、首里城復元についての(1)、県民や国等の関係機関と連携した首里城復興の取組についてお答えいたします。

首里城の復興に当たっては、県民をはじめ多くの方々から多額の寄附や支援の声が寄せられました。県では首里城復興基本計画に基づき、国や関係機関、地域団体等、様々な主体と連携・協働して首里城復興に取り組んでいるところであります。また、県民等の参画の機会として、被災瓦の再利用のボランティアや利活用アイデアの募集、琉球の歴史・文化を学ぶおでかけ講座、復元過程に触れるイベント等を開催し、多くの方々に参加していただいております。引き続き、連携して首里城復興に取り組んでまいります。

次に同じく６の(3)、御茶屋御殿の復元についてお答えいたします。

御茶屋御殿の復元については、整備主体や用地取得、交通問題など多くの課題があり、那覇市、県、国で構成するワーキンググループの中で、情報共有、意見交換を行う必要があります。現在、県では事業化可能性検討業務において、都市公園による整備方法等について検討しており、令和８年度も事業化可能性について引き続き検討してまいります。

次に同じく６の(4)、正殿完成後の交通渋滞対策についてお答えいたします。

首里城正殿完成後は、来園者の増加が見込まれることから、来園時間の分散を図るため、大型バスの駐車場予約システムや正殿の時間制入場チケットを導入するなど、交通渋滞の未然防止に取り組んでまいります。また、レンタカーが生活道路に流入しないよう、周辺民間駐車場に適切に誘導するため、駐車場の位置や満空情報を首里城公園のホームページで発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　それでは再質問を行います。

まず、５の県営住宅問題についてからお願いします。

募集に対する申込倍率、高い順に５番目まで教えてください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

令和７年７月に行った令和７年度空き家待ち入居者募集における応募倍率の上位５団地につきましては、１位が天久高層住宅、２位が神森団地、３位が大謝名団地、４位が久貝団地、５位が志真志団地の順になっております。

以上でございます。

○渡久地　修　議員　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○砂川勇二　土木建築部長　失礼いたしました。

倍率につきましては、１位の天久高層住宅が141倍、２位の神森団地が100.5倍、３位の大謝名団地が64.3倍、久貝団地が63.5倍、志真志団地が62.5倍となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　次に、毎年の空き家の発生数、そして１戸当たりの改修費用、そしてその改修の発注方法についてお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　空き家の発生戸数ですけれども、令和元年度から令和６年度までの退去世帯の平均からしますと毎年560戸空き家が発生しております。修繕費用なんですけれども、１戸当たりの空き家修繕費――これ状況によって異なるものではございますが、令和３年度から６年度の４か年平均で、おおむね１戸当たり130万円程度となっております。発注方法につきましては、各指定管理者にて地区ごと業種ごとにそれぞれ入札等にて契約しております。維持修繕業務の内容につきましては、基本協定書に基づきまして、沖縄県営住宅管理業務仕様書（維持修繕編）というのがございますが、それによって定めております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　知事、知事にお尋ねしますけど、私はこれまで公共事業は、老朽校舎や老朽団地、これをやっぱり推進すべきだと提言してきました。それなぜかというと、この団地の空き家改修、これ典型だと思うんですけど、第一に住宅に困窮している県民にとても喜ばれる事業だということと、この事業は県内の地元企業、特に中小企業に仕事が回る。特に団地は大工、電気、ガス、水道、ふすまのいろんな分野にわたって業者に大変喜ばれて、経済効果が大きいと思います。現時点で1074戸の空き家、これは100戸の団地だと、10団地分に当たるんですよ。だから相当大きな――そこに毎年500戸余りがまた出るからね。そういう意味では、これは毎年、県民生活密着型の公共工事を推進するという上で、非常にこれは効果があると。そういう意味ではこの予算は、ぜひ知事いろんな知恵を出して、あらゆる財源を活用して確保してもらいたいと。そして発注もまとめて発注するんじゃなくて、可能な限り団地ごととか細かく――県の大方針である分離・分割発注に沿って多くの事業者に直接発注できるようにしてもらいたい。知事、見解をお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほど土木建築部長からも答弁がありましたが、これまで年間470戸程度の修繕を行ってきていますが、令和７年度は予算を増額し約700戸の修繕を見込んでいるところであります。引き続き、議員御提案のようにしっかりと財源を確保し、それぞれの団地ごとに分離・分割発注できないかということは検討してまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　今年度700戸ですけど新たに500戸来るからまた1200戸になるんですよね。そういう意味では、一気にこの今ある1000戸は早く改修して、毎年の500戸に対応していけるようにやっていただきたいと思います。

次に１の(4)、辺野古新基地断念と普天間の問題について伺います。

辺野古埋立てのくい打ちの計画本数と現在の進捗状況、そして割合は幾らですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　沖縄防衛局によりますと、令和８年１月末時点になりますが、地盤改良ぐいの打設本数、計画本数が合計で約７万1000本のうち、約4700本との回答がございました。このことから工事の進捗率と申しますか、単純に本数で率を出しますと約6.6％と推計されます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　知事、この１年で4700本なんです。これを単純計算でやると、あと20年近くかかると。これはもう普天間の危険性除去どころか普天間の限りない固定化につながってくる。そういう意味では辺野古移設というのは私は破綻していると思うんですけど、知事いかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　議員御指摘のとおり、非常に難解な工事、それから急傾斜地である海底の様子、90メートルまでの軟弱地盤の存在などなど、今後どれぐらい時間がかかるのかということについては全く不透明な工事であり、直ちに中止すべきであるというような見解が、沖縄県の見解であります。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　これは20年近くかかるという、既に破綻していると思います。

次に、普天間基地の返還は、1995年の海兵隊員らによる少女暴行事件、これに対する県民の怒り、これが私は原点だったと思うんですよ。そしてそれに基づいて、橋本首相とモンデール会談で７年以内の返還を約束して、そしてその後、仲井眞知事のときに安倍首相は５年以内の運用停止を県民に約束したんですよ。ところがこれがほごにされたと。今回、この国防総省が普天間は返さないと。新基地が完成しても返さないという回答をやったと。私は2017年７月５日の質問で、このＧＡＯの提言について取り上げ、翁長知事は那覇空港は絶対使わせないと答弁しました。しかし今回、辺野古が完成しても普天間は返さないというのは、提言ではなくて国防総省の正式な回答になっているんですよ。そういう意味では、以前とは段階が全く違う。これは、これまで辺野古新基地をめぐって県民は賛成・反対、対立させられてきたわけですよ。歴代の県知事、そして県議会、県民の苦悩を根底から私はひっくり返す暴挙だと思います。普天間基地の閉鎖どころか、辺野古新基地、那覇空港まで使うと、アメリカの国防総省が提言したものに等しいと思います。

（資料を掲示）　県議会は、2017年３月29日に、ここにあるこの普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書というのを全会一致で可決しました。この意見書では同飛行場の５年以内の運用停止は、危険性除去の早期実現に向けた政府と県との約束である、辺野古移設の進捗状況とは関係なく、あらゆる方策により全力を挙げて取り組むことをこの意見書では全会一致で決議したんです。ですから今、県議会の対応も問われてくると思います。知事、これ以上、辺野古が唯一と県民を翻弄しだまし続けることは私はこれは許されないと思います。ですから知事に再度お尋ねしますけど、那覇空港は絶対使わせない、辺野古は断念せよ、そして普天間基地の即刻の運用停止、これに向けて知事の態度を明確に表明して、そして、国防総省の正式な回答ですから、国からの調査とか待つとかじゃなくて、私は速やかにアメリカと日本政府に対して抗議して撤回を申し入れるなど、行動を直ちに起こしてほしいと思いますがいかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　この間の普天間基地の運用上の性能について確認をいたしますと、普天間飛行場は、オスプレイ等の運用機能、空中給油機の運用機能、緊急時における航空機の受入れ機能という３つの機能が日米で確認されております。このうち、２番目の空中給油機の運用機能は、岩国基地、そして３つ目の緊急時の航空機の受入れ機能は福岡県の築城基地と宮崎県の新田原基地に移すことが決定している。つまり、残っている普天間の運用は、オスプレイ等の運用機能、オスプレイやヘリの回転翼の運用機能です。我々は、そのオスプレイやヘリを県外・国外に移転をすれば、辺野古新基地は要らず、普天間は返還できるということをこれまでにも申し上げてきています。ましてや普天間の固定化があってはならない、普天間の危険性の除去、一日も早い危険性の除去は、政府も合意事項の内容であります。ですから、そのことをこれからも強く求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　私は、国防総省が正式に回答したと。これをとても重視しているんですよ。海兵隊の中佐の提言とかと全然わけが違うんですよ。正式な回答なんです。だから、ここはしっかりと沖縄の知事として、この正式な回答に対してしっかりと抗議して撤回を求めないといけないと思いますので、私はこの代表・一般質問終わったら、とにかく急いで行動を起こすことが必要だと思いますが再度お願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　現在、その国防総省のコメント

について確認を進めているところですが、普天間の早期返還は日米の合意事項ですので、そのことを強く迫ってまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修　議員　そして基地問題の平和外交なんですが、日中間の尖閣問題での合意がありますけれど、力による現状変更はこれは絶対認められないと。中国であれ、アメリカであれ、ロシアであれ、今国際秩序が乱されようとしているときに、しっかりとこれは、知事、求めていくべきだと思いますがいかがですか。

○中川京貴　議長　時間が来ましたので答弁はできません。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘純恵　議員　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

代表質問を行います。

１、米軍基地問題について。

(1)、16歳未満の少女を誘拐・性暴行した米兵に、最高裁で懲役５年の有罪が確定しました。県民は日本政府によって隠蔽された事件に怒り、少女を独りにしないと県民大会を開いて対米従属の政府に抗議しました。基地内に身柄があった加害米兵が、裁判で無罪を主張し続けたのは、日米地位協定によって守られているという米軍の認識、おごりがあるからではないのか。知事の見解を問います。

(2)、米兵犯罪、事件・事故が増加しているのではないか。実態と対策を伺います。

(3)、米軍基地由来のＰＦＡＳ汚染問題について。

ア、３年前に米軍はＰＦＡＳの汚染源は嘉手納基地、普天間基地の訓練の可能性が高いと認めたと報道されたが、県は政府に事実確認しましたか。また、宜野湾市のマンホールから基準値の５倍のＰＦＡＳが検出されています。日本政府は早急に基地内への立入りを米軍に要求すべきだが、知事の見解を求めます。

イ、県は基地内立入りを数回申請したが、米軍が申請から９年たって回答したのは立入り拒否でした。米軍が示した立入りの条件は、基地内立入りを拒否するためのものではないか。米軍の回答の内容、それに対する県の見解と対応を伺います。

ウ、水道水に係るＰＦＡＳ対策費のこれまでの県負担額はどれだけでしたか。今後の負担額はどれだけになるのか。これまでの負担額と今後の対策費は日米政府に負担させるべきだが、見解を問います。

エ、市民団体から、市町村と協力して血液検査を行うことが求められています。県のＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会が市民団体から意見聴取を行っているが、どんな声があったのか。また、検討委員会の進捗状況を伺います。

(4)、激しくなるばかりの爆音に戦場ではないかという怒りの声が上がっています。戦闘機の実弾搭載、昼夜に轟音の戦闘機、オスプレイ飛行、米国や海外で行われていた軍事訓練が沖縄で行われるようになって、日米軍事訓練が激化しているのではないですか。爆音被害の実態も伺います。住民地域での飛行禁止、普天間基地の早期返還を日米政府に強く求めるべきではないですか。

(5)、諸外国での米国との地位協定はどうなっているか。日米地位協定の抜本改定に向けた取組を伺います。

(6)、浦添新軍港の建設問題について

ア、環境影響評価方法書に対する知事意見で指摘したのは何件あり、どのような指摘をしたのですか。

イ、長崎県では供用後の米軍基地を環境影響評価したのではないですか。防衛局が沖縄県で新軍港を対象にしないのは二重基準であり許されません。知事の対応を問います。

ウ、自然破壊で税金の無駄遣い、海兵隊の出撃基地となり、戦争の標的となる新軍港建設は中止して、那覇軍港を早期無条件返還させるべきです。見解を求めます。

２、物価高騰から暮らしを守るために。

(1)、これまで行った物価高対策と今後の取組を伺います。

(2)、お米が4000円台の高止まり、食料品が高くなり、子育て世帯の悲鳴が上がっています。食料などの生活支援を行う必要があるのではないですか。

(3)、中小業者への賃上げ支援、経営支援を拡充することが求められるが、支援策を伺います。

３、子どもの貧困解消、子どもと若者の支援について。

(1)、県が新たにつくる20億円の基金と、子どもの貧困対策推進基金の関係を問います。また基金で行う新たな施策を伺います。

(2)、県政の最重要課題である子どもの貧困解消に向けた取組について、新年度に拡充する事業と新規事業について伺います。

(3)、お米を買えなかったのが７割という母子世帯の深刻な実態が報道されました。ひとり親世帯の支援強化が求められます。支援策を伺います。

(4)、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもや家

庭の支援策を伺います。

(5)、若年ひとり親家庭は自立に向けて様々な支援が必要と思うが、支援策について伺います。

４、学校給食費の無償化に向けて。

(1)、国民の運動によって国は新年度から小学校の給食を無償化するとしていました。保護者負担のない完全無償化にするべきではありませんか。県は中学校に続いて新年度から小学校の給食費無償化に向けた補助も行いますが、新年度の予算額は私立学校を含めて幾らになりますか。

５、高齢者福祉について。

(1)、特別養護老人ホームの待機者数と施設増設計画を伺います。

(2)、認知症の疑いや困難を抱えている高齢者、ひきこもりの子と暮らして生活苦の高齢者、少ない年金暮らしなど、高齢者の尊厳ある暮らしを保障するための支援策を伺います。

６、教育行政について。

(1)、小・中、県立学校の直近の教員の未配置状況を伺います。昨年度に比べて改善されていると思いますがどうですか。

(2)、小・中・高校の不登校は何人いますか。不登校支援とフリースクール支援、居場所となる校内自立支援室を拡充することについて伺います。

(3)、教員の病休や精神疾患は改善していますか。教職員の働き方改革やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員支援員の拡充など教員の負担軽減策を伺います。

(4)、県の行っている少人数学級の実施状況と課題を伺います。

(5)、新設する中部特別支援学校の開校時期や教職員の配置計画の進捗状況を伺います。

７、ジェンダー平等・人権尊重の実現に向けて。

(1)、個人の尊厳と多様性が尊重されるためのパートナーシップ・ファミリーシップ制度の活用状況と周知について、また市町村への普及について伺います。

(2)、困難な問題を抱える女性の支援が求められますが、支援策を伺います。

よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

まず、子どもの貧困解消、子どもと若者の支援についての御質問の中の３の(1)、沖縄県こども・若者施策推進基金（仮称）についてお答えいたします。

沖縄県では、子ども・若者施策を横断的、重層的に推進していくため、令和７年３月に沖縄県こども・若者計画を策定したところです。本計画は、子どもの貧困対策を含む子ども・若者施策のほか、子育て当事者の支援など幅広い施策を束ねており、これら施策を推進し、継続的かつ中長期的に取り組んでいくため安定した財源が必要であることから、既存の沖縄県子どもの貧困対策推進基金の目的等を改正した上で、20億円を積み増す予算案を提案したところです。令和８年度につきましては、本基金を活用して、計画に掲げる子ども・若者の意見表明及び社会参画に資する取組のほか、こどもの権利擁護委員会（仮称）の設置・運営、フリースクールの実態調査などに取り組むこととしております。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らせる、誰一人取り残さない、こどもまんなか社会の実現を目指し、子ども・若者施策を力強く推進してまいります。

次に３の(5)、若年ひとり親家庭の支援についてお答えいたします。

沖縄県ではこれまで、若年妊産婦などが安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、宿泊型居場所の設置や、ひとり親に対し生活や就労、子育ての総合的支援を行う、ゆいはぁと事業を実施してまいりました。特に若年のひとり親家庭では、育児への不安、就労経験の少なさなどにより、抱える課題は複雑になっています。このため沖縄県では、若年のひとり親家庭を対象に、共同生活などによる子育て、生活全般の支援を行いながら、運転免許取得とその後の就労まで包括的に支援する新たな事業を、令和８年度当初予算案に計上したところです。

沖縄県としましては、若年ひとり親家庭の生活安定と自立の促進のため、包括的かつきめ細やかな支援に努め、夢や希望を持って安心して子育てができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉についての御質問の中の５の(2)、高齢者の尊厳ある暮らしを保障するための支援策についてお答えいたします。

沖縄県では、令和５年度から今年度にかけて高齢者の生活状況を把握する調査を段階的に実施し、その調査結果や万国津梁会議の提言を踏まえ、全国に先駆けて、高齢者の支援ニーズに対応する新たな取組をつくり出す基盤となる、官民連携プラットフォームの構築を進めているところです。

高齢者の地域での生活は、医療、介護、福祉のみな

らず、交通、産業、商業などの経済活動や、住民による支え合いなど多様な主体との関わりの中で成立しているため、制度や分野の枠を超えた連携体制の構築を全県一丸となって推進することが重要と考えております。今議会に提案しました地域連携高齢者支援基金は、事業者、地域住民、その他の地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、高齢者の尊厳ある暮らしを支援するための取組を集中的に推進するものであり、高齢者フレンドリー社会の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、米軍基地問題についての中の(1)、米軍人等の日米地位協定に対する認識についてお答えいたします。

米軍人等による性的暴行事件が令和５年12月から相次いで発生していることは、県民に強い不安を与えるものであり、大変遺憾であります。令和５年12月に発生した誘拐及び不同意性交等事件の裁判で無罪を主張した被告人の認識については明らかではありませんが、一般的には米軍人等により事件・事故が繰り返されているのは、日米地位協定によって守られているとの認識が米軍人等の根底にあると言わざるを得ないと考えております。

同じく１(2)、米軍人等による事件・事故の実態と対策についてお答えいたします。

米軍人等による刑法犯検挙件数は、令和６年が73件、令和７年が101件となっており、２年連続で平成16年以降の最多件数を更新しております。また、これら刑法犯のうち性的暴行事件は、令和６年が４件、令和７年が６件となっております。県は、米軍人等による事件・事故が発生するたびに、米軍及び政府に対し、隊員教育や綱紀粛正の徹底など実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っており、引き続き関係機関と連携し対応してまいります。

同じく１(3)アのうち、ＰＦＡＳ汚染に係る報道についてお答えいたします。

嘉手納飛行場と普天間飛行場のＰＦＡＳ汚染に関し、2023年に米軍が政府に対し、米軍の訓練が汚染の原因となった可能性が高いと認めたとの報道については承知しております。この報道の事実関係について沖縄防衛局に照会したところ、米側とのやり取りの詳細については米側との関係もあり、答えを差し控える旨の回答があったところです。いずれにしましても県としては、米軍に対し引き続き立入調査を求めるとともに、基地提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任を有する国に対し、県が求めている基地内への立入調査の実現や原因究明調査と科学的見地に基づく浄化対策等を求めてまいります。

同じく１(4)のうち、住宅地上空の飛行禁止、普天間飛行場の早期返還等についてお答えいたします。

米軍による飛行訓練については、嘉手納飛行場や普天間飛行場のみならず、伊江島補助飛行場、北部訓練場などの周辺においても騒音被害を発生させており、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えております。このため県は、これまで航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対して求めてきたところです。また、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であることから、県としては引き続き日米両政府に対しあらゆる機会を捉えて同飛行場の早期閉鎖・返還を求めてまいります。

同じく１(5)、他国地位協定の状況及び日米地位協定の改定についてお答えいたします。

県が実施した他国地位協定調査により、ドイツ等ヨーロッパの４か国、オーストラリア及びフィリピンでは、自国の法令を米軍に適用させ、米軍の活動をコントロールしていることを確認しております。県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えていることから、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、本年１月にも防衛大臣へ同協定の見直しを求めたところです。また、全国知事会や渉外知事会で他国地位協定調査の結果を報告したほか、県内外においてシンポジウムを開催するなど、同協定の改定に向けた国民的議論の喚起に取り組んでいるところです。

同じく１(6)のウ、那覇港湾施設の早期無条件返還についてお答えいたします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を生かした跡地利用に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会において関係機関と協議を行いながら対応してまいります。また、那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。県としては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えており、引き続き、移

設協議会において確認を求めてまいります。
以上になります。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕
○砂川勇二　土木建築部長　１、米軍基地問題についての(3)のアのうち、マンホールで採取した試料のＰＦＡＳについてお答えいたします。
当該マンホールを管理する宜野湾市は当日に試料を採取しており、分析したＰＦＡＳ濃度について、公共用水域及び地下水における要監視項目の指針値50ナノグラムパーリットルより低かったことを公表しております。
以上でございます。
○中川京貴　議長　環境部長。
〔多良間一弘　環境部長登壇〕
○多良間一弘　環境部長　１、米軍基地問題についての(3)のイ、米軍の回答内容とそれに対する県の見解と対応についてお答えいたします。
今回の米軍からの回答は、県が平成31年、令和２年及び令和３年に行った立入り申請に対するものであり、令和７年２月の普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査の専門家会議での調査結果等は考慮されていないものでありました。
県としては、現在米側から示された回答や見解について、これらの調査結果をはじめ県がこれまで積み重ねてきた科学的根拠を反映させた再度の立入り申請に向けて、関係部局において検討しているところです。
同じく１の(4)のうち、米軍訓練に伴う爆音被害の実態についてお答えいたします。
嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音は、依然として環境基準を超過する状況にあります。このような中、令和７年11月４日から６日の即応訓練では、普天間飛行場周辺で100デシベル超の騒音が幾度も発生し、３日間だけで令和６年度に観測された100デシベル超の騒音発生回数の約半数に当たる86回が観測され、うち７回は騒音規制措置で飛行制限のある夜10時以降に観測されたものでした。また、那覇市、浦添市などの広範囲で多くの住民から苦情があり、住民生活に深刻な影響を及ぼしたと考えています。
同じく１の(6)のア、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見についてお答えいたします。
県は、本件方法書について、令和８年１月21日に環境保全の見地からの知事意見を述べたところであり、件数は６項目、148件となっております。当該知事意見では、埋立面積を最小限に抑える必要があることから、代替施設に係る各施設の具体的な用途及び用途ごとの埋立面積とその算定根拠を示した上で、埋立ての必要性を準備書に記載することや、代替施設の構造に関しては可能な限り環境に配慮した構造とすること等の意見を述べております。
同じく１の(6)のイ、供用時の環境影響評価についてお答えいたします。
環境影響評価法では、埋立事業に係る供用時の環境影響評価は対象となっておらず、本県及び長崎県の条例においても、供用時の環境影響評価は対象となっておりません。本件方法書に対する知事意見では、供用時の環境影響評価に関し、供用に伴う事業活動等の内容を明らかにして準備書に記載すること、また環境に著しい影響を及ぼすおそれのある供用に伴う事業活動については、事業者自ら環境影響評価を実施することに努めるよう意見を述べております。
以上でございます。
○中川京貴　議長　企業局長。
〔宮城　力　企業局長登壇〕
○宮城　力　企業局長　１、米軍基地問題についての(3)のウ、水道水のＰＦＡＳ対策費についてお答えいたします。
企業局がＰＦＯＳ等対策に要した費用は、令和６年度末までで約39億円となっており、うち国の補助金が約21億円、企業局の負担が約18億円となっております。また、今後のＰＦＯＳ等対策のための活性炭の取替え処分には、単年度当たり３億5000万円のコスト増が見込まれており、これが継続した場合、後の水道料金への影響が懸念されます。米軍基地が主な汚染源である蓋然性が高いＰＦＯＳ等は、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、引き続き対策に係る費用について国が最大限支援することを求めてまいります。
以上でございます。
○中川京貴　議長　保健医療介護部長。
〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕
○糸数　公　保健医療介護部長　１、米軍基地問題についての(3)のエ、市民団体からの意見聴取及び委員会の進捗状況についてお答えします。
県では、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会をこれまで４回開催し、検討を進める上で当事者の意見を聞くことは重要との意見がありました。第４回委員会では市民団体に参加いただき、血液検査の実施や健康影響への不安等の意見を頂きました。血液検査の実施については委員から、目的等を明確にし、相談窓

口や検査後のフォロー体制、倫理面での手続等を含めて検討することが重要との意見を頂いております。県としましてはこれまでの意見を整理し、年度内に報告書を作成することとしております。

次に５、高齢者福祉についての(1)、特別養護老人ホームの待機者数と整備計画についてお答えします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、令和７年４月１日現在822名となっております。県では第９期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和６年度から令和８年度末までに、特別養護老人ホーム等1483床整備することとしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　２、物価高騰についての(1)、物価高対策と今後の取組についてお答えします。

県ではこれまで国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで総額313.6億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、賃上げや労働生産性向上、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援を実施しております。令和８年度は重点支援地方交付金を活用して46.1億円を計上しており、水道料金高騰に対する支援、子育て・若者世帯への食支援、交通困難者の公共交通利用促進に係る実証など、引き続きエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を行ってまいります。

次に４、学校給食費の無償化についての(1)のうち、私立学校給食費支援に係る予算額についてお答えします。

県では令和８年度私立学校給食費支援事業に9405万7000円を計上し、学校給食費の負担軽減を行う私立小中学校に対して支援してまいります。

私立中学校については6222万5000円を計上し、公立中学校における給食費無償化に係る取組との均衡を考慮して、各私立中学校が所在する５市の給食費月額の平均額の２分の１を補助してまいります。私立小学校については3183万2000円を計上し、公立小学校における取組との均衡を図り、国が示した基準月額5200円の２分の１となる2600円を上限として、県独自に補助することとしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　２、物価高騰についての(2)、子育て世帯に対する支援についてお答えいたします。

県ではこれまで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の生活を下支えするため、おきなわこども未来ランチサポートを通じて、子ども食堂に対する食料品配布等の支援を実施してまいりました。また、令和８年度は子育て世帯や若者の単身世帯に配食支援等を行う団体に対し、食料品や生活必需品の提供を行う新規事業を当初予算案に計上したところです。

県としましては、物価の推移や国の経済対策を注視しながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

続きまして３、子どもの貧困解消、子どもと若者の支援についての(2)、新年度の子どもの貧困解消事業についてお答えいたします。

県では、生活困窮、不登校等の課題を抱える子どもたちの支援を行うため、北部圏域に新たに拠点型子どもの居場所を設置することとしております。また、子育て世帯への食支援等の新たな事業の実施のほか、アウトリーチ支援や無料塾等の既存事業の拡充など、子どもの貧困解消に向けた取組を強化することとしております。

県としましては、引き続きライフステージに応じた施策の充実強化を図るとともに、総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく３の(3)、ひとり親家庭への物価高騰対策についてお答えいたします。

県では、今般の長期化する物価高騰に対応したひとり親家庭への支援策として、令和７年度補正予算でひとり親家庭暮らし応援事業を事業化しております。同事業では、児童扶養手当の受給者に対し、県内小売店で生活関連物資が購入できる電子クーポンを配布することとしており、現在実施に向けて契約手続等を進めているところです。

県としましては今後、市町村と連携した周知広報を行い、対象者へ確実に支援が行き届くよう取り組んでまいります。

続きまして同じく３の(4)、ヤングケアラー等の支援策についてお答えいたします。

県では、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、子どもや保護者、市町村等からの相談を受けるとともに、関係機関向けの研修等を実施しているところです。また、困難を抱える子どもや家庭を訪問し、ヤングケアラーを早期に発見して必要な支援につなげる取組も実施しております。令和８年度は支援総合窓口を新たに設置し、市町村の相談体制の構築や関係機関

との連携などの取組を充実、強化することとしており、引き続き支援体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして７、ジェンダー平等・人権尊重の実現についての(1)、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてお答えいたします。

制度の活用状況については、令和８年１月末現在で50組に届出受理証明書を交付したところです。また、制度の理解促進を図るため民間企業や保育従事者、自治体職員向け研修を実施したほか、沖縄県医師会と共催で医療従事者向け研修会を開催いたしました。県の証明書の提示などで利用可能となる市町村の行政サービスについては、34市町村分、延べ281件を県のホームページで公表しております。

県としましては今後も市町村や民間企業と連携し、サービスの拡充に努めてまいります。

同じく７の(2)、困難な問題を抱える女性の支援についてお答えいたします。

県では、ＤＶや性暴力被害、経済的困窮など、様々な困難な問題を抱える女性に対して、相談支援、一時保護、自立に向けた支援等を実施しております。また、民間団体と連携し、アウトリーチ支援、居場所や一定期間居住できる場所の提供等を行いながら、地域での自立、定着に向けた支援を実施する新たな事業を令和８年度当初予算に計上したところです。

県としましては、引き続き対象となる女性に寄り添いながら、きめ細やかな支援が届けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　２、物価高騰についての(3)、中小事業者への賃上げ、経営支援策についてお答えいたします。

賃上げの実現には、県内事業者の収益力を高めながら賃上げ環境の整備に取り組むことが重要であります。このため県では、国の重点支援地方交付金を活用し、県内事業者の生産性向上に資する設備投資等のための賃上げ・生産性向上緊急支援事業や、適正な価格転嫁応援プロジェクトによる経営改善など、11月補正による緊急支援に取り組むこととしております。また、賃上げを行う中小企業者を対象とした融資制度の新たな資金創設に向け、次年度当初予算に計上したところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　４、学校給食費の無償化についての中の(1)、学校給食費無償化に係る予算額についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和８年度沖縄県学校給食費無償化支援事業の当初予算に、小学生分として約55億500万円、中学生分として約12億2800万円、総額67億3368万6000円を計上しております。本事業においては、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費について国の給食費負担軽減交付金を活用し、基準額である児童１人当たりの月額5200円を補助するとともに、中学生の学校給食費の２分の１相当額を補助することとしております。基準額を超過する市町村への支援については、国の制度の詳細や市町村の状況を確認しながら、県の対応を検討してまいります。

県教育委員会としましては、引き続き交付金の対象を中学生まで拡大するよう国に要望してまいります。

続きまして６、教育行政についての中の(1)、教員未配置の状況についてお答えいたします。

令和８年１月時点の公立学校における教員未配置数は、小学校15人、中学校18人、高等学校９人、特別支援学校４人の合計46人となっており、昨年度同時期より38人の減となっております。

同じく(2)、不登校児童生徒への支援についてお答えいたします。

令和６年度問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数の合計は8958人となっております。フリースクールについては、実態を把握する必要があることから、調査の実施についてこども未来部と連携し対応してまいります。また校内自立支援室については、市町村教育委員会と連携し推進を図っているところであり、国の補助事業も活用しながら拡充に取り組んでまいります。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関等と連携し、不登校児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

同じく(3)、教職員の働き方改革の取組等についてお答えいたします。

県教育委員会では、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体として全県的な取組を推進しており、令和６年度における沖縄県教育職員の精神疾患による病気休職者は247人で、前年度と比較し21人減少しております。また働き方改革では、令和６年度から令和８年度までを集中取組期間と位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員の配置拡充に取り組んでおり、令和８年度は約９億

6000万円の予算を計上しております。引き続き、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備を推進してまいります。

同じく(4)、少人数学級の実施状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県独自の施策として小学校１・２年生で30人学級、中学校全学年で35人学級を実施しております。令和７年度は、教室不足により７校10学級で未実施となっておりますが、未実施の学校については実情に応じて教員を配置しているところです。引き続き、きめ細かな指導の充実を図るため少人数学級を推進してまいります。

同じく(5)、新設する特別支援学校についてお答えいたします。

中部地区への新たな特別支援学校の設置については、令和10年４月の開校を目指し、現在敷地の造成工事を実施しており、今年度建設工事に着手する予定となっております。また開校時に必要とされる教職員については、令和８年度以降の新規採用者の数を増やすなど計画的に取り組んでいるところです。県教育委員会としましては、地域と連携し、地域に根差した魅力ある学校となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　最初に再質問、知事に伺います。

３番の子どもの貧困解消、子どもと若者の支援に関して、こども未来部が新年度の予算を相当増額して新規事業も継続事業も拡充していますが、知事の思い、決意を伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　子どもが置かれている家庭の環境いかんに問わず、健やかに成長する環境を整えていくことは、これは行政にとっても一丁目一番地の重要政策であるということに間違いはありません。我々総合的に、子どもが生まれる前の家庭の環境から、子どもが生まれ、そしてライフステージに応じて支援をするような、そういうセーフティーネットをしっかりと構築していきたいと考えております。そして新年度においては、基金を活用し、こども・若者計画に掲げる施策を推進するとともに、新規事業として北部圏域への拠点型子どもの居場所の設置、それから子育て世帯等への食支援、若年のひとり親家庭を対象にした支援事業などに取り組むこととしております。県政の最重要課題であります子どもの貧困解消に向けた取組を含めた総合的な子ども・若者施策を進めることによって、安心して子育てができる環境づくりが向上していけるよう、鋭意取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　こども未来部、新年度551億円。相当予算を増やしてやっていますので、ぜひこれ期待したいと思います。

次の質問に移ります。

１の(3)アとイのＰＦＡＳ対策について伺います。

今年２月12日の東京新聞によると、2023年12月、米軍側は基地の立入調査を認めないとした上で、嘉手納基地と普天間飛行場の消火訓練場から地下にＰＦＡＳが浸透したとの認識をしていたと。昨年12月、立入り拒否とした米側回答の一部を沖縄県に提供して、木原官房長官が「米側とのやりとりの詳細は回答を差し控える」と述べているんです。それが報道されました。そして、県が今度防衛局に確認したら、回答を差し控えると答えているんですね。なかったらないと言うはずなんですよ。政府が否定しないのは、発言があったということではありませんか。知事に伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今議員が御説明のとおり、日本政府からは、米側とのやり取りの詳細については米側との関係もあり、お答えを差し控えますという回答でございました。我々が確認しても事実関係を確認することができないということでございます。

県としましては、この内容では納得ができないところでございますので、日本政府に対し報道の事実関係について、引き続き確認は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　政府は同時に米国から２つの回答を得ていたが、県には知らせなかったと。秘密にしていたと。翌年の１月ですよ、県は基準値の設定など政府に文書で要請したんですよね。政府は何の取組もしなかったんですよ。その翌年となる昨年、政府は米軍の立入り拒否の回答を県に通知している。一連の経過からして、政府が米軍の回答を２年間も隠したんですよね。立入りさせないためだったと思いませんか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成31年２月から令和３年12月にかけて基地内への立入り申請を行いましたが、昨年12月、ようやく米側から立入りを許可しないとの回答が示されたところです。

県としましては、日本政府に対し長年にわたり協力を求めている中、回答にこれほどまでに時間を要した

ということは、日米間で十分に調整が行われていなかったのではないかという疑念を抱かざるを得ないということでございます。国は基地提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任を有する立場として、基地内立入りの実現に真摯に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　小泉防衛大臣が、この立入り拒否の回答について、一定の前進があった、米側と調整した結果だと述べていたようです。日米政府が示し合わせて、基地への立入りができないように難しい許可条件をつくったのではないかと疑わざるを得ないんですよ。県民の命と健康に関わる重大な問題を、政府は県民に隠してきたということではありませんか。どこの国の政府かと言いたい。主権を放棄した米国屈従の政府ではありませんか。再申請を準備中だと言っていますけど、それで基地立入りができるんですか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

今回の米軍からの回答におきましては、サンプルの調査の結果を評価するための環境基準であるとか、あるいは米軍施設・区域が汚染源であることを示すような科学的な根拠、そういったデータが示されていない、あるいは土壌とかをサンプルするような地理的座標等が欠如しているといったようなことがるる書かれております。今、県におきましては、こういったものに対して対応できるような形で資料を準備しております。例えば、米軍施設・区域が汚染源であることを示す科学的根拠というものは、昨年度に取りまとめました専門家会議の調査結果で対応できると考えていますので、そういった形で今準備中でございます。また国におかれましては、県の再度の立入り申請につきまして協力していくと明言されておりますので、しっかりとそこについては国においても立入りが認められるように求めていきたいと考えているところでございます。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　県の申請は認められて当たり前だと私も思います。回答の中では環境基準がないということで、立入りを認めないということも言っていますよね。環境基準を決めるのは政府でしょ。（資料を掲示）　何でこの２年間の間に政府が様々な環境基準――県が政府に要請をした土壌とか水質とかありったけの環境基準を政府は決めてこなかったっていうのは、この拒否の回答を受けながらやってこなかったというのは、政府が本当に意図的に沖縄県の県民のこの大事な問題を避けている。アメリカが立入りさせないというところに立っていると、米側に立っていると言わざるを得ないと私は思います。ぜひ県は頑張っていただきたいと思います。

休憩願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘純恵　議員　１の(6)、浦添新軍港の建設問題について。

最初に、知事が準備書に示すように、方法書で知事意見を出して求めたのは何件ありますか。そして、その防衛局が準備書で答えなければ、アセスを中止させるべきではありませんか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

今回の方法書に対する知事意見におきましては、各作業ヤードにおける作業内容でありますとか、使用時期、それから使用期間等の具体的な計画、それから埋立用材、それから護岸等における中詰材に用いる用材の種類ごとの調達計画、こういったものを準備書に示すように意見として求めておりますが、具体的に記載するように求めた意見としては42件という形になります。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　軍港の供用時の完成した後のものについても、準備書で示しなさいということはやりませんでしたか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘　環境部長　供用時の環境影響につきましては、供用時における活動内容を明らかにして、準備書に記載することということについても意見として述べているところでございます。

○中川京貴　議長　西銘純恵議員。

○西銘純恵　議員　知事は148件という、この今の方法書で不十分だという意見を防衛局に出しています

よね。準備書に示しなさいということで42件あります。これがなければ、本当にアセスそのものが形骸化するということで中止させるべきだと思うんですが、最後にこの件について知事の御意見も伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　少し繰り返しになりますけれども、この方法書につきましては、令和８年１月21日に環境保全の見地からの知事意見６項目148件を述べたところであります。この当該知事意見でも様々な市民からの意見も網羅させていただいた上で、このような代替施設に係る各施設の具体的な用途、用途ごとの埋立面積、その算定根拠などなどを示した上でしっかりと対応せよということで申し入れていますけれども、可能な限り環境に配慮した構造とすることなども含めて意見を述べさせていただいております。

○西銘純恵　議員　終わります。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後３時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

瑞慶覧長風議員。

〔瑞慶覧長風　議員登壇〕

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○瑞慶覧長風　議員　グスーヨー　チューウガナビラ。

沖縄社会大衆党の瑞慶覧長風です。

会派を代表いたしまして質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は２期目の公約として、経済分野では新時代沖縄の到来、平和分野では誇りある豊かさ、生活分野では沖縄らしい優しい社会の構築などを掲げ、これらの実現に向けて重要政策と推進施策に取り組んできたものと考える。これらの施策の一つ一つは、本県が直面している課題の解決と将来の展望を開く上で欠かすことのできない重要な取組であり、以下について伺う。

ア、２期目の公約として掲げた重点政策と推進施策の現時点における取組状況について、分かりやすくお示しをいただきたい。

イ、令和８年度予算編成に当たり、公約の取組をさらに推進していく観点から、特に留意した事業項目について、経済分野、平和分野、生活分野ごとに、主な内容をお示しいただきたい。

ウ、２期目に掲げた公約の達成に向けて、令和８年度予算案を編成した現時点における知事の所感を伺う。

(2)、普天間基地と辺野古新基地建設について、米海兵隊現役中佐が、辺野古の完成後も普天間基地を返還せず、日米共同で使用するような内容の論文の共著となっている報道があったが、事実確認はできているか。また、知事の見解を伺う。

(3)、米軍嘉手納基地及び米軍普天間飛行場周辺のＰＦＡＳ汚染について、米軍自らが汚染の原因である可能性が高いことを認める説明を防衛省にしていた旨の報道がなされているが、事実関係について伺う。また、汚染源特定のための米軍基地内への立入調査の申請に関して、米側の回答内容及び再申請について県の対応を伺う。

(4)、昨年実施した戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援に関する政府要請について、それぞれの項目でどのような進展があるか伺う。

(5)、沖縄県が運営した沖縄県鉄道は、戦争で破壊され復興されていないことから、鉄軌道の再整備は最大の戦後補償課題であると考える。沖縄県鉄道の歴史的経緯に関して、開業手続、鉄軌道網の概要、沖縄戦による運行停止状態について、それらの事実関係を伺う。また、戦後補償を軸として国に鉄軌道整備を求める必然性について知事の見解を伺う。

(6)、病児保育への支援について、先日会派で視察に訪れた福岡県では、福岡県知事の政策方針の下に令和５年度から病児保育利用料無償化事業が実施されている。本県においてもひとり親家庭の多い状況などを鑑み、病児保育事業の支援拡充が求められると考えるが、県内の病児保育の現状について、また、今後の支援強化について伺う。

(7)、ひとり親家庭の児童、重度心身障がい児については、こども医療費助成事業の対象になり、現物給付の対応が可能なのか伺う。

(8)、沖縄県と中国福建省との友好県省締結30周年を2027年に迎えるに当たり、記念事業の実施をはじめ、教育、文化、経済など、様々な分野における両地域のさらなる交流推進に向けた今後の取組について伺う。

(9)、歴史的な国策の過ちによる未決着の人権問題である、旧優生保護法下の強制不妊手術被害者に対して、知事の立場から見解を伺う。また、沖縄の特殊事情も踏まえた検証会議の設置や市町村との連携、県民

シンポジウムの開催など、補償金支給法に基づく被害者救済の推進体制強化について伺う。

(10)、沖縄県立芸術大学におけるハラスメント問題について、卒業生有志による原因究明と再発防止を求める働きかけが行われているが、大学側の真摯な対応が見受けられず、県議会に陳情書も提出されている。県立芸大においてはこれまでもハラスメント事案があった中で、防止体制などガバナンスに構造的な問題があるのではないか。安心できない学習環境が続くことは、沖縄の誇りをつなぐ伝統芸能の振興にとっても大きな損失であり、看過できない問題である。県は設置者としての監督責任の下に、踏み込んだ第三者調査などの抜本的対策が求められるが、大学側への対応を伺う。

(11)、奥武山へのＪリーグ規格スタジアム整備に関して、昨年会派で訪れた広島市のサッカースタジアム、エディオンピースウィング広島は、戦後復興における平和記念公園と原爆ドームの先に、平和都市の象徴であるスポーツスタジアムを造るという平和の軸線構想に基づく平和発信拠点としての役割も果たしており、大変感銘を受けたところであります。同スタジアムを同じく視察した県当局として、本県のスタジアム整備に参考とする箇所や平和発信の観点を反映することについて見解を伺う。

２、観光をはじめとする産業振興について。

(1)、宿泊税導入に係る総務大臣の同意手続の見通し及び事業実施に向けたスケジュールを伺う。また、宿泊税の具体的使途について検討状況を伺う。

(2)、沖縄の玄関口である那覇空港の機能強化は、観光業をはじめとする産業・経済の振興に直結する県政の重要課題であると考える。今後は観光２次交通の結節点整備や隣接する基地の段階的返還による土地利用等が必要になると考えるが、国や関係機関との連携による機能強化に向けた方針を伺う。

(3)、九州はシリコンアイランドと呼ばれる半導体関連産業の集積拠点となっており、九州経済調査協会の推計によると、九州圏への半導体関連の設備投資による経済効果は2021年からの10年間で23兆円、熊本県内に限っても13兆円に及ぶなど、地域経済を大きく変革するインパクトが見受けられる。半導体は人的資源であり地方創生戦略にも資する産業として、本県においても着目すべきと考えるが、人材育成も含めた半導体関連産業誘致についての見解及び調査・検討状況を伺う。

３、大型ＭＩＣＥ施設整備・東海岸地域の振興について。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備について、基本計画の改訂内容と今後の事業スケジュールを伺う。また、次年度までが期間となる沖縄ＭＩＣＥ振興戦略の見直しについて、将来戦略の方針を伺う。

(2)、マリンタウンＭＩＣＥエリアの振興と大型ＭＩＣＥ施設整備実現に向けても、マリーナを整備し活用した周辺地域のにぎわいづくりを先行的に進めることが必要だと考えるが、みなと緑地ＰＰＰの取組や新公共交通システムの整備など、今後のエリア形成の方針を伺う。

(3)、ハシゴ道路ネットワークにも位置づけられる南部東道路整備事業は、東西連絡道路として今後の南部地域の発展とまちづくりを支える重要事業であり、早期完成が求められることから、以下伺う。

ア、全線供用開始の目標を定めることについて。

イ、事業早期完了に向けた実施体制の強化について。

ウ、那覇空港自動車道の直接乗り入れ箇所における、国直轄事業化に向けた取組及び事業全体をマネジメントする観点も含めた国の人材活用について。

４、教育行政について。

(1)、公立学校に通うことが困難な状況にある、いわゆる不登校児童が増加する中で、子どもたちの多様な学びや居場所を保障するための公的支援が求められている。新年度予算案に計上されたフリースクール等に通う児童生徒の実態把握調査費について、目的や調査内容など、事業の詳細を伺う。

５、土木行政について。

(1)、県港湾管理の市町村移譲に伴う県港湾管理事務移譲交付金について、例年、金額不足による市町村の手出しが生じている状況は問題であり、解消に向けた予算の増額について今後の財政当局の対応を伺う。また、直近５年間の年度別赤字総額と赤字市町村数を伺う。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　瑞慶覧長風議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のイと１の(1)のウ、令和８年度予算案における取組等についてお答えいたします。なお、(1)のイと(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和８年度当初予算案については、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖

縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、公約に係る取組をさらに推進し、本県の自立的発展と、県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組む観点から、予算編成を行ったところです。令和８年度当初予算案の主な内容として、経済、平和及び生活分野などにおいては、物価高騰などの影響を受けた生活者や事業者への支援に関する取組、宿泊税の導入に向けた環境整備に関する取組、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定や鉄軌道の導入促進など地域公共交通の充実に関する取組、沖縄県地域外交人材育成事業や国際平和研究機構（仮称）の設立に向けた取組、離島町村等の人材確保及び業務効率化の支援など離島・過疎地域の持続可能な地域づくりに向けた取組、畜産生産基盤強化支援基金及び糖業・農業振興基金の設置による安定的な財源確保の取組などなどが挙げられます。私は、令和８年度予算案に盛り込んだ取組も踏まえて、公約の実現に向けて、引き続き全庁体制で取り組んでまいります。

次に１の(2)、米海兵隊中佐の論文に対する見解についてお答えいたします。

米海兵隊中佐が、辺野古新基地完成後も普天間飛行場を継続して使用することなどについて提言した論文については承知しておりますが、この論文はあくまでも個人的なものであると理解をしております。しかし、いずれにしましても、沖縄県としては、市街地の中心にあって住民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場の危険性の除去は、辺野古移設に関わりなく実施されるべき喫緊の課題であると考えております。引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて普天間飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

次に１の(9)、旧優生保護法下の被害者に対する見解等についてお答えいたします。

旧優生保護法に基づき、優生手術などにより心身に多大な苦痛を受けてこられた御本人や御家族の皆様の苦しみを真摯に受け止めております。

沖縄県としましては、全ての被害を受けた方々に対し、適切に情報が行き届くよう、関係部局による連絡会議を開催し、効果的な周知方法について検討を行ったところです。その結果、現在、新聞、ラジオ、モノレール等による広告のほか、県広報番組、広報誌でのお知らせ、市町村や医療機関などにポスターの掲示やリーフレットの配布の依頼、関係機関に対する制度や相談窓口の周知などに取り組んでいるところです。引き続き関係団体と丁寧に意見交換を重ねながら、被害を受けた方々を補償につなげるよう、名誉と尊厳の回復に全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、知事公約の取組状況についてお答えいたします。

２期目の知事公約については、重要政策として71項目、推進施策として110項目が位置づけられており、既にその全てに着手し、着実に取組を進めているところです。例えば、子どもの貧困対策費の増額による対策の強化、学校給食の無償化に向けた取組、沖縄県差別のない社会づくり条例の制定や沖縄県地域外交基本方針の策定、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成への取組に向けた平和・地域外交推進課の設置、沖縄県宿泊税条例の制定など、様々な取組を進めております。

同じく１の(5)、沖縄県鉄道の歴史と戦後補償として鉄軌道整備を求めることについてお答えいたします。

沖縄県鉄道は、大正３年から約30年間、那覇から嘉手納、糸満、与那原方面に、県民の交通手段やサトウキビの運搬に利用され、昭和20年３月に運行を停止したとされております。県では、慢性的な交通渋滞やそれに伴う時間的・経済的損失、観光需要増加への対応や高齢化などの社会課題に加え、戦後、鉄道の復旧がなされないままに過密な市街地が形成されてきた歴史的経緯なども踏まえながら、様々な課題の抜本的解決策として、鉄軌道の早期事業化等を要望しております。

次に２、観光をはじめとする産業振興についての中の(2)、那覇空港の機能強化についてお答えいたします。

那覇空港は、今後の航空需要の増大が見込まれており、中長期的には空港エリアの拡張による機能強化も必要になると考えておりますが、自衛隊基地が隣接している中で拡張用地の確保が困難な状況となっております。また、深夜便や早朝便への対応など、観光２次交通の整備についても課題があると認識しております。

県としましては、これら諸課題を踏まえ、国や関係機関と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のうち、ＰＦＡＳ汚染に係る報道についてお答えいたします。

嘉手納飛行場と普天間飛行場のＰＦＡＳ汚染に関し、2023年に米軍が政府に対し米軍の訓練が汚染の原因となった可能性が高いと認めたとの報道については承知しております。この報道の事実関係について沖縄防衛局に照会したところ、米側とのやり取りの詳細については、米側との関係もあり、答えを差し控える旨の回答があったところです。

いずれにしましても、県としては、米軍に対し、引き続き立入調査を求めるとともに、基地提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任を有する国に対し、県が求めている基地内への立入調査の実現や、原因究明調査と科学的見地に基づく浄化対策等を求めてまいります。

同じく１(4)、戦後処理問題に関する要請についてお答えいたします。

沖縄県においては、今なお戦没者遺骨収集、不発弾対策、所有者不明土地、慰霊碑管理など、沖縄戦を起因とする様々な問題が県民生活に影響を及ぼしています。このため、これまで国に対して戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の要請を行っております。要請項目のうち、沖縄戦による戦没者遺骨収集等に係る取組の強化については、令和８年度当初予算案において増額となったほか、沖縄戦跡国定公園における廃棄物撤去、不発弾処理及び遺骨収集については、現在、国の財政支援について、内閣府沖縄担当部局と調整を進めているところです。

県としましては、戦後処理問題の解決に向け、国と連携して取り組んでいけるよう努めてまいります。

同じく１(8)、福建省との交流推進についてお答えいたします。

沖縄県と福建省は、平成９年に友好県省を締結し、これまでに留学生の相互派遣やエイサー団体の交流、福州駐在所の開設、経済交流促進に係る覚書の締結など、様々な分野における交流に取り組んでおり、令和５年には玉城知事、令和６年には周祖翼書記による相互訪問を行いました。令和９年に福建省との友好締結30周年を迎えるに当たり、県としましては、これまでの交流の歴史を踏まえ、将来に向かって両県省の友好関係を発展させるよう相互訪問や記念式典の開催をはじめ、経済、教育、文化等、幅広い交流を深めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のうち、立入り申請の米側回答と再申請についてお答えいたします。

今回の米軍からの回答は、県が平成31年、令和２年及び令和３年に行った立入り申請に対するものであり、令和７年２月の普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査の専門家会議での調査結果等は考慮されていないものでありました。

県としては、現在、米側から示された回答や見解について、これらの調査結果をはじめ、県がこれまで積み重ねてきた科学的根拠を反映させた再度の立入り申請に向けて、関係部局において検討しているところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(6)、病児保育事業の現状と今後の支援についてお答えいたします。

病児保育事業の実施状況は、令和６年度が19市町村35施設で、市町村の実施割合は46.3％となっております。低所得利用者への支援としては、保護者の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行っているところです。

県としましては、実施施設数の増や市町村の広域連携など、病児保育の拡充をはじめ、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(7)、ひとり親家庭の児童の医療費助成についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭の児童に対する医療費助成について、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業を実施しているところです。また、事業の対象児童であっても、中学校卒業まで現物給付を導入する、沖縄県こども医療費助成事業の対象となる場合においては、保護者が当該こども医療費助成事業の利用を選択することで、現物給付により保険医療機関等を受診することが可能となっています。

続きまして４、教育行政についての(1)、フリースクール等の実態把握調査についてお答えいたします。

フリースクールは、不登校、学校になじめない、多様な学びを選択する児童生徒の受皿となっており、子どもの育ちや学びの保障の役割を担っていると認識し

ております。一方、フリースクールの定義等が明確でなく、県内の設置状況など実態が把握できていないため、フリースクール等の運営体制や利用する子ども、保護者への効果など、実態を把握する必要があることから、調査に係る予算案を提案したところです。今後とも、教育委員会や関係団体と連携しながら、取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(7)、重度心身障がい児の医療費助成についてお答えします。

重度心身障がい児については、重度心身障害者（児）医療費助成事業と、こども医療費助成事業のどちらかを選択して利用することができます。重度心身障がい児についても、こども医療費助成事業を利用する場合は、現物給付による助成が受けられるようになっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(10)、県立芸術大学のハラスメント問題についてお答えいたします。

県立芸術大学は、令和３年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、同法では、法人の自律性・自主性を尊重することとされております。大学では、本事案に関して、外部専門家による調査委員会を設置して調査を行っており、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に処分するとのことであります。

県としては、引き続き大学の自律性・自主性に留意しつつ、現状、課題、再発防止策などについて意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

同じく１の(11)、スタジアム整備における平和発信についてお答えいたします。

県は、スタジアム整備に当たって、広島市のスタジアム整備の基本的な考え方である街なかスタジアム、みんなでつくるスタジアム等の実現による集客、にぎわい創出の取組を参考としております。また、スタジアム整備・運営で県が求める機能と性能を規定する要求水準書等において、沖縄らしさの一つとして、平和に対する理念について求めることを検討しているところでございます。

続いて２、観光をはじめとする産業振興についての(1)のうち、宿泊税の使途についてお答えいたします。

宿泊税は、県民、県内観光事業者、旅行者にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全など５つの使途項目の新規または拡充する取組に活用することを想定しております。事業選定に当たっては、第６次沖縄観光振興基本計画等との整合性を踏まえつつ、個別に判断するとともに、広く有識者等から意見を聴取することとしております。あわせて、県の予算編成、県議会の予算案の審議等を通じて公平性等を確保しながら取り組んでまいります。

続いて３、大型ＭＩＣＥ施設整備・東海岸地域の振興についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備と沖縄ＭＩＣＥ振興戦略についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業では、令和７年度に有識者委員会を設置し、事業範囲の見直し、事業スケジュール等の検討を行うとともに、経済波及効果を再算定し、基本計画の改定を行うこととしております。基本計画改定後は、実施方針の策定等、ＰＦＩの手続を進めてまいります。また、沖縄ＭＩＣＥ振興戦略については、令和９年度を初年度とする新たな戦略を策定することとしており、今年３月に有識者委員会を設置し、離島を含めたさらなるＭＩＣＥ振興の推進に向けて検討を進めてまいります。

同じく３の(2)のうち、マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成についてお答えいたします。

マリンタウンＭＩＣＥエリアでは、大型ＭＩＣＥ施設の整備に加え、マリーナ、ビーチ等の周辺公有地の活用、公共交通機関との連携など、エリア全体でＭＩＣＥ開催を受け入れる魅力あるまちづくりに取り組んでおります。

県としては、マリンタウンＭＩＣＥエリアを核とした東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展、全県的なＭＩＣＥ受入れ体制の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　２、観光をはじめとする産業振興についての(1)のうち、宿泊税導入に係るスケジュール等についてお答えします。

宿泊税については、今月13日付で地方税法に基づく総務大臣の同意を得たところであります。今後、令和９年２月１日の施行に向けて、来月から宿泊事業者を対象に、北部・中部・南部において、地域別に説明

会を開催するほか、宿泊税導入５市町村や各有人離島において、きめ細かく説明会を開催する予定となっております。あわせて、県税システムの改修や宿泊事業者のシステム改修支援を行うとともに、多言語表記によるポスター、チラシ、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して旅行者、県民に対する広報を展開し、制度の導入に向け、丁寧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　２、観光をはじめとする産業振興についての(3)、半導体関連産業の誘致についてお答えいたします。

沖縄総合事務局が実施した調査によりますと、半導体の製造には大量の水を要し、県内においてはその供給等が課題とされております。このため県では、半導体の製造装置や部材等を製造し供給する企業の誘致に努めております。半導体関連産業を支える人材育成につきましては、県内大学において九州の大学と連携した教育カリキュラムの開発等が進められているところです。引き続き関連産業の誘致に取り組むとともに、人材育成に取り組む大学等との連携を図ってまいります。

以上となります。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　３、大型ＭＩＣＥ施設整備・東海岸地域の振興についての(2)のうち、マリーナ整備とみなと緑地ＰＰＰの取組についてお答えいたします。

土木建築部では、マリーナや隣接する西原マリンパークなどの港湾緑地等の整備・活用に向け、みなと緑地ＰＰＰ制度の導入を検討しております。この制度では、港湾緑地等において、にぎわい創出に資する収益施設を整備し、その収益の一部を港湾施設の整備や維持管理に還元する民間事業者に対して公有地の長期貸付けをすることができます。当該制度の導入により、民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、マリンタウンエリアの振興に取り組んでまいります。

同じく３の(3)のア、南部東道路の整備状況等についてお答えいたします。

南部東道路は、南城佐敷・玉城インターチェンジから南城つきしろインターチェンジの区間と、南城大里インターチェンジから南城大城インターチェンジの区間について、優先的に整備を行っております。暫定２車線による全線開通時期については、用地取得状況や橋梁・トンネルなどの大型構造物の整備状況を踏まえると、現時点でお示しすることは困難な状況であります。引き続き南城市と連携を図りながら、暫定２車線による早期の全線供用に向け取り組んでまいります。

同じく３の(3)のイ、南部東道路の事業実施体制についてお答えいたします。

南部東道路については、予算規模に応じた適切な職員配置に加え、用地買収等の業務において沖縄県土地開発公社や民間コンサルタントを活用するなど、事業推進に取り組んでおります。引き続き南城市と連携を図りながら、事業を推進してまいります。

同じく３の(3)のウ、国との連携についてお答えいたします。

国が管理する那覇空港自動車道への乗り入れ箇所は、ランプ橋梁により接続する計画となっております。当該橋梁の整備等については、道路管理者である国との調整は不可欠であり、国の協力が得られるよう、継続して意見交換を行っているところであります。

次に５、土木行政についての(1)、港湾管理事務移譲交付金についてお答えいたします。

県が管理する港湾38港のうち、35港に係る管理事務を所在地の21市町村に移譲し、当該経費を交付金として措置しておりますが、一部の市町村で実績額が交付額を上回る状況となっております。直近５か年で実績が超過した市町村数及び超過額の総額は、令和２年度が17市町村、2400万円。令和３年度が16市町村、2200万円。令和４年度が15市町村、3500万円。令和５年度が19市町村、2200万円。令和６年度が19市町村、3200万円となっております。

県としては、地方自治法等の趣旨に鑑み、市町村の負担が生じないよう引き続き所要額の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　御答弁ありがとうございます。

再質問に入る前にまず、旧優生保護法下の被害者の皆様に対して知事が自ら見解を述べていただきました。ありがとうございます。職員の皆さんが一生懸命この被害者救済のために御尽力されているということを伺っておりますので、引き続き知事を先頭に、救済に向けて、被害者の皆さんに周知をしていく取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

それでは、１の(1)のアから再質問をさせていただきます。

知事公約の取組状況について。

知事の公約は多くの県民の願いが込められたものであり、知事の政治信念があってこそ推進がされ、そして何よりその成果は県職員の皆様の努力によるものであると思います。ぜひ公約の取組、達成状況については広く県民にも共有し、評価をしていただくことが重要だと考えております。知事の見解を伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　２期目の知事の取組状況につきましては、広く県民の皆様に公表し、その評価については県民の皆様に判断していただくことが重要であると考えております。令和７年度における取組も含めて、県民の皆様に分かりやすく丁寧に説明するには、どのような示し方がよいか検討を重ねてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いいたします。

次にイのほうに移ります。

今回の当初予算案には、知事公約である学校給食費無償化事業における小学生の拡充分の予算も計上されております。衆議院解散総選挙の影響で国の暫定予算の懸念もされておりますけれども、沖縄県での小学生給食費無償化事業の実施時期について教育長に伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

県教育委員会では令和８年４月から、全ての市町村に対して小学生の学校給食費について、国の給食費負担軽減交付金を活用し、基準額である児童１人当たりの月額5200円を補助することとしております。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。

次に１の(4)の戦後処理問題に移ります。

戦没者遺骨収集に関する国からの委託費について、増額状況とその内訳を伺います。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

戦没者の遺骨収集につきましては厚生労働省に対しまして、具体的には戦没者遺骨収集情報センターの体制強化及びボランティア団体への支援強化に取り組むための予算増額を要求してまいりました。その結果、令和８年度予算案は2941万8000円で、令和７年度から329万9000円の増額となっております。内訳としましては、戦没者遺骨収集情報センター運営費が2596万8000円で212万6000円の増、ボランティア団体補助金が300万円で100万円の増、そして庁費が45万円で17万3000円の増となっております。

以上でございます。

○瑞慶覧長風　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後３時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○北島智子　生活福祉部長　申し上げます。

令和８年度予算案は2941万8000円となっておりまして、令和７年度から329万9000円の増額となっております。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。

一方でお聞きしますけれども、国の戦没者遺骨収集に関する予算、どのぐらいあるのか教えてください。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

戦没者遺骨収集の実施に係る令和８年度の国全体の予算案でございますが、これは沖縄県を除きまして33億7359万3000円となっております。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　今回約400万の増額となったことについて、知事、副知事、そして生活福祉部長の御尽力に感謝を申し上げます。しかしやはり日本国内でも地上戦が行われ、未収容の戦没者遺骨も多く残されている沖縄県において、国全体予算33億円のうちの僅か１パーセントの予算しかついていない状況は、私は実態に即していないと考えております。今後も遺骨収集情報センターやボランティア団体の現場の皆さんとも意見交換を重ねて、さらに求めていくべき予算の増額は引き続き国に要望していただきたいと思っております。そのことも併せて、今回増額された遺骨収集情報センターにおける体制強化の在り方について見解を伺います。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

近年、収骨に係るボランティア団体の実績が増加しております。このため県では、センター機能を強化してそのボランティア支援を推進するために、増額された予算を活用しまして、地権者の所在確認など遺骨収集の実施に係る諸手続のサポートを行うなど、ボランティア団体の負担軽減を図るような強化をしてまいりたいと思っております。またボランティア団体補助金を増額いたしまして、対象となる補助団体数も増やしまして、遺骨収集を推進してまいりたいというふうに

考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。
　引き続きよろしくお願いいたします。
　それでは１の(10)の県立芸大のハラスメント事案について伺いたいと思います。
　現在外部委託の調査委員会が調査をしているということですが、なかなか実態が見えないことで不信感や様々な不安が錯綜しているかと感じております。先日の答弁で部長から直接学長に申入れをしていただいたということは、会派として評価を申し上げます。部長の申入れにおいて、ようやく委員会の構成については説明がなされたということでありますが、では委員会の調査事案は何か、そしていつ調査の結論が出る予定でいるのか。この３月までに結論は出るのか、答弁をお願いします。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　今おっしゃったように、大学側が３名で委員会を構成していると。弁護士、社会保険労務士という形で出ましたが、御質問のその調査の内容、進捗等については、今現在具体的な説明はございません。なぜかというと、現在、被害を訴えている元学生の意向を丁寧に酌み取りながら委員会のスケジュール、あと先生方の打合せを進めているということですので、それを今大学側としてもちょっと言えないというお話でした。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧長風　議員　新学期が迫る中で、この結論というものはしっかりと求めていく時期ですね。求めていく必要があると私は思っております。また本日の報道で、新たに2024年度に芸大が実施したハラスメントに関するアンケートの回答に関する記事が掲載されておりました。県はこのアンケート内容も把握していたのか伺います。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　一連のそういうハラスメントの整理した内容につきましては、私は直接まだ確認は取れていませんが、今後そういう情報があれば確認をしていきたいと。あわせて、先般も申し上げましたが、やはりハラスメントというのは、どの組織にあってもあるべきものではないと私は思っております。ですから今事実認定をやっている最中ですので、個別具体的な事案には申し述べませんが、それらの事実認定がはっきりした段階では、その結果によっては県としても設置者として何らかの対応はぜひ取っていきたいと考えております。
○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いしたいと思いますが、なかなかこの情報というものが公開されてきていないということに不信感が増しているのだろうということを改めて思うわけですけれども。現在の調査事案の件もそうですけれども、被害を申告されている方々というのが何を望んでいるのかということが見えづらい中ではありますけれども、今回のアンケートからも学生や教職員が不安な環境に置かれているのではないかということを推察いたします。
　改めて伺いますけれども、ここまで重大性を帯びております県立芸大の構造的なハラスメント事案、パワハラ、セクハラ、アカハラ等に関する懸念に対して県として監督責任の下に包括的な外部調査を実施していくということを提案をしますけれども、見解を伺います。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　地方独立行政法人法の下では県と大学の関係につきましては、設置者と大学法人との関係という立場で、県はあくまでも定款、中期目標、中期計画の認可等について関与する制度となっております。この法人法の趣旨としては、大学の自由な運営を行うということで法律がつくられていますので、その範囲内で運営がされているところでございます。しかし一方で、今般のようなハラスメント等の事案が出た場合につきましては、この権限の範囲内で対処できるかどうか検討していきたいと思っています。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いいたします。
　次に２番の(2)那覇空港の機能強化に移らせていただきます。
　那覇空港は周辺を基地に囲まれ、施設整備拡張や交通結節点整備を進めようにしても、現状では土地利用の制限がされている大きな課題があります。先日那覇空港ビルディングとも意見交換をさせていただきましたが、需要に対応するために施設規模を広げたくても、なかなかスペースが周辺に取れないという課題を伺ってまいりました。また同じく駐車場の規模も制限されており、空港構内道路でのレンタカー受渡し問題

など、様々な課題が生じているかと思います。那覇空港の重要性について昨日知事も述べられましたが、今後の機能強化を進めるに当たっては、やはり根本的な土地利用の課題は避けて通れないことであり、那覇空港ビルディングとも連携し、隣接する駐屯地についても部分的、段階的返還について情報収集を行いながら、関係機関と意見交換等を始めていく必要があるのではないでしょうか。見解を求めます。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　御指摘のとおり、今後の那覇空港の航空需要の増加、それが見込まれておりますので、空港エリアの拡張というのはこれは我々としても望んでいるところです。現実的に今自衛隊のお話もさせていただきましたが、どういった形でそういった拡張ができるのか、そこについては国管理空港ですので国ともいろいろ調整をして、関係機関とも様々な意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時８分休憩

午後４時８分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○瑞慶覧長風　議員　引き続き那覇空港です。

24時間空港である那覇空港には深夜便、早朝便のニーズもある中で、しかしながら現状では受入れ後の移動の課題から足踏みをしているという話も伺いました。観光２次交通の課題に当たり現在の公共交通体制については、モノレール、路線バス、観光２次交通等においてそれぞれの担当部局がばらばらであり、やはり部局をまとめ全体を見て最適化を図るということが必要であると考えます。新年度からの新設交通課において、那覇空港の２次交通の体制強化について、那覇空港ビルディングとも連携しながらどのように取り組んでいくか伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　令和８年度から新設いたします交通戦略推進課は、まさに議員御案内のように今部局ごとに担当している陸・海・空のそれぞれのいわゆる道路網、流通網の産業と人流・物流を一体的に取り組んでいこうとするための、まずそのコアになるセクションだと受け止めております。ですから観光２次交通についても、観光部局ではなくこの交通戦略の一環としてしっかりと据えていくことによって、モノレールとの連携、それから自衛隊との協議等々、県が主体的にその専用部局が文字どおりチャレンジしていこうということになると思います。引き続き、あらゆる角度からそのような沖縄県における人流・物流の利便性を高めていくための、そして空港の拡張についても世界から選ばれる観光地としての空港たる那覇空港の整備に向けてもしっかり協議をしてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　知事自ら力強い答弁ありがとうございました。

次に３の(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備に移らせていただきます。

まずＭＩＣＥ振興戦略におけるＭＩＣＥ開催件数や経済効果の成果について、現状の数値を伺います。また、県として現状をどのように評価されているのかも含めて御答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

沖縄ＭＩＣＥ振興戦略では期間中の――これ平成29年から令和８年になりますが、大型ＭＩＣＥ施設の供用開始、これを前提としております。その目標値を直接経済効果722億円、間接経済波及効果889億円、1000名以上の催事、これを231件と設定しておりました。しかしながら同施設の整備延期もあり、令和６年の実績は、直接経済効果が473億円、間接経済波及効果が561億円、1000名以上の催事件数は119件ということで、いずれも目標値の約６割程度という状況になっております。ただ一方で、令和６年のＭＩＣＥの開催件数自体は2073件ということで、戦略が策定された平成29年、それと比べますと1.76倍ということで、ＭＩＣＥ振興の取組に加えて新たなホテル、会議施設等が開業、整備により、県全体のＭＩＣＥ振興を着実に進展しているという認識を持っております。

以上です。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。

ＭＩＣＥ誘致、受入れ体制の強化ということについて、海外競合地に対してどのように沖縄の優位性を発揮していくのか、今後の展望をお伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、沖縄ＭＩＣＥ振興戦略に基づいて他地域との差別化、これを図ることとしております。そのため

にＭＩＣＥの認知度向上を図るためのプロモーション等を強化しているところでございます。またあわせて、産学官で構成する沖縄ＭＩＣＥネットワークというのがございます。そこと連携しながら、受入れ体制の整備に取り組んできているところでございます。具体的に言うと幾つかありますが、かいつまんで言いますと、県内外での独自のセミナー、商談会の開催、国内外で開催される見本市の参加等々、幾つかの取組を強化してこれまで取り組んできているところでございます。また受入れ体制の強化につきましては、ＭＩＣＥ専門人材、これの育成を図るセミナーとか専門家の派遣等を行っているところです。引き続き産学官の連携をしつつ、ＭＩＣＥの誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いします。

次に３の(2)、マリンタウンＭＩＣＥエリアのまちづくりに移ります。

先日、土木環境委員会でニュージーランドを視察に訪れました。国民の高いヨット、ボート保有率を背景に、マリーナは市民にとって憩いの場所であるという概念の下に整備活用され、子どもたちの海洋体験の場所としても機能しておりました。首都のウェリントンにおいては、まさにマリーナを中心として公園や博物館が隣接し、日曜日には朝市の開催など、市民から観光客まで一日中人々が訪れ、にぎわいのあるウォーターフロントの都市空間がつくられ、その魅力的で高い幸福度につながる活用の仕方はとても学びになりました。

我が沖縄県でも、北谷町のフィッシャリーナはまさに海外に引けを取らないすばらしい都市空間づくりをされていると思います。マリンタウンＭＩＣＥエリアにおいても、まちづくりビジョンと同デザインにそのような構想は描かれております。さらに平成32年度には既にまちづくり実施のフェーズに移っているという事業スケジュールも記載されております。しかしながら、現在も県が主導すべきまちづくりはいまだ手つかずのままであり、県有地は活用されずフェンスで覆われ、臨港道路も含めて雑草が繁茂、私が委員会の決算質疑で確認して驚きましたが、除草の回数も年１回のみであります。植栽一つ取っても海辺の都市空間の演出がされているとは言えず、このまちづくり整備の停滞は与那原町、西原町の発展についても影響を与えてしまっているような問題だと考えております。次年度にはビジョンの改定等も行われるということですが、この絵に描いたまちづくりの実施というものはどのようなスケジュール感で行われるのか。先行的に実施していくのか、明確に答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えします。

マリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンにつきましては、議員おっしゃるように平成29年２月につくって、新しいのを令和９年度に向けてつくっていく予定ですけれども、委員会を３月――多分３月だったと、ちょっと記憶今あれですけども立ち上げて、そこでしっかり地元の与那原町、西原町も含めて、そこのまちづくりと整合性を保ちつつ、つくり上げていく予定でございますので、その部分でこれから具体的な中身が見えてくると。そこで先ほど言ったように、大型ＭＩＣＥ、マリーナ、国道等の進捗具合によってどういうまちづくり、エリアづくりができるか、今後有識者を交えて議論していく形を考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　もうぜひ先行的に、着手をしていただきたいとお願いをさせていただいたところでございます。このマリンタウンＭＩＣＥエリア周辺には、中学、高校、大学、公園やマリーナ、ビーチ、商業施設もあり、条件もすばらしいものがございます。与那原マリーナにおいては、日本で最も外国船の入港数が多く、海外富裕層のプライベートヨットが集まり、スーパーヨットについても既に年間10隻程度の入港があるということや、セーリング競技ではオリンピックメダリストなども合宿で訪れている魅力的な状況があります。このような可能性を伸ばさずに、ＭＩＣＥ施設整備をいつまでも待って、エリア全体のまちづくりが行われないことは私は考えられないと思っております。発想を転換し、海辺空間を活用しマリーナを核としたウォーターフロントのまちづくりをまず実現してこそ、大型ＭＩＣＥ誘致の実現にもつながるのではないでしょうか。また、今後の東海岸地域全体の発展においても、都市空間機能を備えた拠点として牽引をしていく場所がまさにこのマリンタウンＭＩＣＥエリアであると思っております。知事としてこの地域の重要性の認識と併せてしっかりとまちづくりに全力

を尽くし、東海岸地域の振興を形にしていくという決意をぜひ語っていただけないでしょうか。お願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　お答えいたします。

実は私も時々周辺に買物に出かけながら、非常に魅力ある都市空間、しかもマリンタウンとして非常に魅力的な空間が、容易ににぎわいがつくれる、あるいは、ここが東海岸地域のサンライズベルトの文字どおり拠点となってそこから広がっていく、そういう整備網も描いていく場所に非常にうってつけであるというように、いつも行くたびにそのように痛感いたします。当然マリンタウンＭＩＣＥエリアを形成するためには、地元の自治会、あるいは住民の方々、企業の方々との連携も必要ですし、それから東海岸地域の振興は、まさに均衡ある県土の発展の重要な方向性を見せることになろうかと思っております。これからも引き続き、県土の均衡ある発展と全県的なＭＩＣＥ受入れ体制のコアなエリアとして、ＭＩＣＥ整備のみにおもねるのではなく、それ以外の魅力ある場所から先に整備を進めていくという手法も併せて取り組みながら、様々に検討を深めていきたいというふうに思います。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。

知事のリーダーシップに期待申し上げます。

次にこのＭＩＣＥエリアについては、先日の報道では、県の次世代交通ビジョンにおいて中南部に環状線で公共交通を結ぶルートについての検討が示され、速度ではモノレール、費用面ではＬＲＴが優れているという内容も掲載されておりました。県においては、マリンタウンＭＩＣＥエリアにつながる新交通システムの整備についてどのように検討されているかお伺いいたします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　次世代交通ビジョンにつきましては、来年度、県民から広く意見を募って、戦後100年を見据えた交通体系網について検討していくことにしております。ルート等々につきましては何もまだ決まっておりません。これからいろいろ議論していくこととなっております。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　今後の観光の発展、促進並びに県民の移動する権利を確保するために、しっかりと新交通システムの実現に向けて着実に進めていただきたいと要望いたします。

次に３の(3)、南部東道路整備に移ります。

まず2020年代後半の全線暫定供用開始を目標とこれまで答弁をしてこられたと思いますが、現実的に可能なのか。まず答弁の整合性について、目標時期の現状認識を伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　先ほども答弁させていただいたところですけれども、今区間２と４について先行して整備を進めているところでございますが、用地取得については一部交渉が難航している箇所がございまして、土地収用法に基づく手続を進めているところもございますが、なかなか合意に至っていないという箇所もございます。それと、あと橋梁とかトンネルとか、これからもまだ大型の構造物があるということもございまして、予算は今のところしっかりつけていただいて事業を推進しているんですが、現時点でその辺りの状況も鑑みると、いつ終わるというのはちょっとなかなか申し上げられないというのが現状でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　南城市においては南部東道路の開通を見据えて、つきしろインターチェンジ周辺地域の開発や企業誘致を行っており、令和10年度にも新たに公民連携の民間企業による農商業施設がオープン予定で、このまま工期が遅延する状況では、市のまちづくりへの大きな影響が及ぼされるということを危惧しております。全体の目標を示すのは困難ということでありますが、当面の重要区間である区間４については早期供用に全力を尽くすべく、しっかりと目標を定めていただくことを求めますけれども、部長、再度お願いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　区間４につきましてはもう用地取得が９割以上になるんですかね、取得が済んでおりまして、取得済みの箇所については道路工事を鋭意進めているところでございます。ただ一部、今土地収用法に基づく手続を進めている箇所がございますが、現時点で用地の取得時期が不明という状況でございます。そういうこともございまして、一応迂回路とかどういう形で――暫定の暫定といいますか、そういう共用もできないかというのを今南城市も含めて協議していきましょうということでいろいろお話しさせていただいているところですので、その暫定供用に向け南城市とも連携しながら、可能な限り工期短縮に努めて、早期供用に努めたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いします。

先ほど来、答弁で出ておりますこの用地取得、事業スケジュールに大きな影響を及ぼしている中で、この用地取得の手続を加速させるために、適切な収用の判断も含めて今後土建部としてどのように進めていくのか見解を伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　やはり事業を推進する上で、用地取得の進捗を図るというのは非常に重要であると考えております。用地取得の進捗を図るためには、用地交渉においても事業の趣旨を理解していただけるよう、地権者に対しまして粘り強く丁寧な説明を行っていく必要があると考えております。難航している箇所につきましては、当然ながら粘り強く任意交渉を継続してまいりますが、全体的な用地の取得状況を踏まえて、適切な時期に土地収用法に基づく手続に移行するというようなことを検討したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございます。

実施体制の強化についてですけれども、この現場事務所の増員が求められると考えております。土建部としてどのように対応されるのか、見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　南部東道路の建設現場事務所で工事等は実施しているところでございます。現在は県職員のほかに用地の嘱託員等も含めますと、14名の体制で事業の推進に努めているところでございます。これから先、工事の状況とかその辺りも踏まえまして、予算規模等に応じて適切な職員配置を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　ぜひ増員をしていただければと思っております。

最後に、これまでも大きなプロジェクトでは、国の人材活用を行った事例もあるかと思います。南部東道路事業についても県の取組の中での優先度を高め、国直轄化部分や事業全体の円滑な推進のために、国へ人材活用について要請していくべきだと考えますけれども、具体的な対応について再度お伺いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　国との意見交換におきましては、直接乗り入れ箇所の整備について、国に一定の負担を求めることになりますので、まずは整備に関する調整の進展を図るというのが重要であると考えております。継続して協議を行っているところですが、引き続き協議していきたいと思います。国からの職員の派遣につきましては、まずはこの整備に関する調整を優先して行いまして、今後どのような調整が可能かというのは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　早期整備完了に向けて、よろしくお願いいたします。

次に、５番の港湾権限移譲交付金について移ります。

この直近５年間の赤字状況について確認をしましたけれども、毎年平均的に3000万円ほどの赤字状況であり、担当課に伺ったところ、移譲を始めた当初から赤字状態がずっと続いているということがあります。離島は特に港湾が玄関口でもありますし、私は重要な課題であると認識しております。市町村の手出し負担を解消し、しっかり維持管理ができる予算の増額について、土建部長並びに財政当局であります総務部長から答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　この港湾管理事務移譲交付金につきましては、関係する市町村からしっかりヒアリングを行いまして、必要額を要望しているところでございます。ただ、かなり復帰後に整備を推進してきたということもあって、緊急で維持管理が必要になって工事しないといけないとか、修繕しないといけないとかということで、年度途中で予算が必要になるとか、そういうこともございます。

これにつきまして土木建築部としましては、やはり地方自治法の趣旨に鑑みまして、しっかりと当初予算の確保には努めていきながら、途中で緊急で必要になった分につきましても、いろいろ調整をして予算の確保に努めていきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　予算措置につきましては、所管部局から実情を確認しまして丁寧に調整したいと思いますし、年度中途の事情変更に伴う措置についても所管部局と調整してまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴　議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧長風　議員　よろしくお願いいたします。

ちょっと１の(5)に戻って鉄軌道整備について、最後伺いたいと思っております。

現在、沖縄県鉄道――停止状態ということを答弁いただきました。その取扱いについても曖昧なままで、いまだに戦争で破壊された鉄道が回復されていない状態が続いております。しかしながら、費用便益など現在細かい話に終始し、一体いつ鉄軌道が整備されるのかという疑念がございます。内閣府の土俵ではなくて、やはり鉄軌道整備の実現は正当な戦後補償問題として、沖縄は沖縄の土俵で主張していかないといけないのではないでしょうか。知事から御見解をいただけましたら、お願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄県が戦後様々な社会資本の整備においては、国とその10年ごとの振興計画を作成し、その方針にのっとって着実に社会資本を整備してまいりました。他方で、アメリカの――復帰前のモータリゼーションの影響によって、乱雑な戦後のまちづくりと、そして道路網の――場所によってはまるで迷路のような、非常に整理されないままに戦後復興がスタートしたという、そういう特殊事情もまた重なっていると思います。ですから、そういうような戦後の沖縄の発展とその影になっている部分はしっかりと政府に申し上げて、これは政府の戦後事業だということも強く協力を申し上げながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○瑞慶覧長風　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　この際申し上げます。

２月18日の徳田将仁議員の代表質問に対する知事公室長の答弁において、確認し報告したいと発言された項目について、知事公室長から発言の申出がありますので、これを許可します。

知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　２月18日の徳田将仁議員の代表質問における再質問において、確認して報告する旨を答弁させていただいた事項について御説明いたします。

まず、駐在員保険に公費を充てている理由を御説明します。

県職員の医療保険については地方職員共済組合、いわゆる地共済に加入することとされており、この制度は、地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法に基づいて実施されております。

地共済の短期給付の一つとして医療費の７割を共済組合が負担する制度がありますが、海外で療養を受けた場合、日本の医療保険制度が適用されないため、一旦医療費の全額を自己負担の上、後日、共済組合へ請求することとなります。また、海外での療養は医療費が高額となることがありますが、共済組合からの支給額は実費を基に算定するのではなく、日本の保険診療ルールに則して算出した額を基に算定して決定されます。このため、駐在職員やその家族が地共済の短期給付しか利用できない場合は、職務として長期間海外に赴任するにもかかわらず、日本国内で勤務する職員やその家族に比べて経済面で不利益が生じ、ひいては健康に影響するおそれがあります。このような事情を踏まえ、同行する家族の医療費も含め、民間の駐在員保険を利用できるようにしており、その保険料は公費で賄っております。なお、駐在員保険には医療費以外に、駐在するに当たって必要となる個人賠償責任保険等が附帯しております。いわゆる海外事務所を有する他の自治体においても、一般的に同様の方法が取られているところです。

次に、渉外費及び調査活動費の内容、金額、領収書の有無について御説明いたします。

渉外費は、ワシントン駐在員活動支援事業の経費項目の一つであり、交通費、調査活動費及び消耗品費に区分されております。これらは委託事業において駐在職員が使用する経費として積算されております。このうち調査活動費については、駐在職員が情報交換や意見交換等の活動を行うために必要な経費であり、その内容は、政府関係者や有識者等と面談して行う情報収集等に伴う飲食代、儀礼上必要な手土産のほか、情報収集等のために団体に支払う年会費、現地で開催される物産や観光に係るイベントの出展料等となっております。

調査活動費の年度ごとの金額は、平成27年度78万430円、平成28年度74万4780円、平成29年度５万5028円、平成30年度２万5974円、令和元年度２万3287円、令和２年度ゼロ円、令和３年度ゼロ円、令和４年度5538円、令和５年度159万3556円――これには桜祭り出展料とニューヨーク旅行博出展料等を含むとなっております。令和６年度21万9813円で、合計が344万8406円となっております。

調査活動費を含め渉外費の精算に当たっては、１件ずつ領収書を確認しており、特に調査活動費のうち食事等に係る支出については、面談相手等を確認し業務に伴うものと認められる支出のみを対象としておりま

す。なお、県においては、平成７年に食糧費の適正執行について、及び食糧費の適正執行の運用についての２つの通知が発出されておりますが、食糧費が廃止されたという事実はございません。

最後に、株式発行と出資金の払込みに関する米国弁護士の回答に係る資料要求については、今手続中でございます。

説明は以上となります。

○中川京貴　議長　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、２月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時38分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月24日

令和８年
第　１　回　　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和８年２月24日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第5号

令和８年２月24日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで

甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）
甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）
甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例
乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第33号議案　工事請負契約について
乙第34号議案　工事請負契約について
乙第35号議案　工事請負契約について
乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

47 番	中川京貴 議長	22 番	新垣淑豊 議員
42 番	上原　章 副議長	23 番	比嘉　忍 議員
1 番	瑞慶覧長風 議員	24 番	当山勝利 議員
2 番	瀬長美佐雄 議員	25 番	西銘純恵 議員
3 番	大田　守 議員	26 番	仲村未央 議員
4 番	儀保　唯 議員	27 番	新垣光栄 議員
5 番	米須清一郎 議員	28 番	玉城健一郎 議員
6 番	高橋　真 議員	29 番	山里将雄 議員
7 番	宮里洋史 議員	30 番	糸数昌洋 議員
8 番	徳田将仁 議員	31 番	仲里全孝 議員
9 番	新里治利 議員	32 番	仲村家治 議員
10 番	新垣善之 議員	33 番	下地康教 議員
11 番	新里　匠 議員	34 番	新垣　新 議員
12 番	平良識子 議員	35 番	島尻忠明 議員
13 番	比嘉瑞己 議員	36 番	大浜一郎 議員
14 番	次呂久成崇 議員	38 番	渡久地　修 議員
15 番	喜友名智子 議員	39 番	當間盛夫 議員
16 番	幸喜　愛 議員	40 番	仲宗根　悟 議員
17 番	上原快佐 議員	41 番	山内末子 議員
18 番	松下美智子 議員	43 番	西銘啓史郎 議員
19 番	喜屋武　力 議員	44 番	又吉清義 議員
20 番	大屋政善 議員	45 番	呉屋　宏 議員
21 番	小渡良太郎 議員	46 番	島袋　大 議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城肇	副知事	宮城力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田真	企画部長	半嶺満	教育長
多良間一弘	環境部長	井澤和生	警察本部長
北島智子	生活福祉部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
真鳥裕茂	こども未来部長	森田崇史	人事委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
喜屋武盛人	農林水産部長	武田昌則	選挙管理委員会委員長
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城亮	課長補佐
宮城優次	長	安田健	主査
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里　匠議員。

〔新里　匠　議員登壇〕

○新里　匠　議員　ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時３分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里　匠　議員　皆さん、おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会、新里匠です。

一般質問を行ってまいります。

１、下地島空港を起点とした超富裕層ニーズの取り込みと改正漁港漁場整備法に基づく海業の推進による漁港・漁協の活性化について。

(1)、海業推進に関する現状認識と課題について。

ア、改正漁港漁場整備法に基づく漁港施設等活用事業の県内における進捗状況と、民間参入が進まない現状のボトルネックをどう把握しているか伺います。

(2)、既存漁業者・漁協との共生及び収益還元スキームについて。

ア、漁港の多目的活用に当たり、既存漁業者の操業環境を維持・保護するための具体的な調整指針はあるか伺います。

(3)、官民連携による基盤整備と民間投資の誘発に

ついて。

ア、民間の資金とノウハウによる民設民営方式での桟橋設置について、占用許可の弾力的な運用を含め、県として支援する考えがあるか伺います。

(4)、離島経済への波及効果と新たな観光・投資戦略について。

ア、ヨットハーバー等の海上拠点と下地島空港の連携により、超富裕層の滞在価値を高めることが地場農水産物の消費拡大や県内への新たな投資誘致につながると考えるが、県の展望をお伺いいたします。

２、本県分蜜糖製糖工場の老朽化に伴う建て替え支援制度の拡充と地域経済・安全保障を重視した再編・更新の計画について。

(1)、製糖工場建て替え支援制度の恒久化と拡充について。

ア、ゆがふ製糖の建て替えで活用された高率補助等の特例措置について、その継続性と更新期を迎える全県の製糖工場への適用拡大に向けた国との交渉状況をお伺いします。

イ、膨大な建て替え費用が農家負担や地域経済の重荷とならないよう、沖縄振興予算の枠組み等において、さらに踏み込んだ負担軽減措置を創出するべきではないかお伺いをいたします。

(2)、地域経済の維持と再編・効率化への懸念について。

ア、製糖工場の集約や再編が、運送業者（トラック組合）、ハーベスタ組合、港湾荷役業者、工場雇用など地域経済の毛細血管に与える影響を県はどう分析しているかお伺いいたします。

イ、宮古地区で見られる応急的な搬入調整などは、現場の負担が限界に近いです。地域事情を無視した拙速な再編ではなく、地域の物流網と雇用を死守するための建て替え計画を県が主導して策定するべきではないかお伺いをいたします。

(3)、安全保障と国境離島の産業維持について。

ア、改正食料・農業・農村基本法が掲げる食料安全保障の観点から、国境離島における製糖業の維持は国防に直結します。この認識を国と共有し、全額国庫負担に近い抜本的な更新支援を求める考えはないか、知事の所見をお伺いいたします。

３、離島航空路の維持と住民の利便性確保を両立させるデジタル離島支援マイレージモデルの構築についてお伺いいたします。

(1)、多頻度搭乗（修行僧）による住民への座席圧迫の実態把握について。

ア、観光・ビジネス以外の即時折り返し利用者の推定数と、それによる繁忙期の住民予約への影響を把握しているかお伺いいたします。

(2)、時間効率を地域貢献に置換する代替案の提案について。

ア、実際に搭乗せずとも、離島自治体への寄附や支援活動を航空会社がステータスポイントとして認定する、本県独自のデジタル離島支援モデルをＪＡＬグループなどに提案できないかお伺いをいたします。

４、国際線空港である下地島空港における運営会社との課題の共有方法やその課題についての取組の現状について。

(1)、現状と課題を相互に共有し、平等な立場を担保するために公の会議体の創出が必要ではないかお伺いをいたします。

５、建設業界の経営基盤強化とインフラの最前線への支援について。

(2)、若手・中堅技術者の不足は、地域の守り手の不在を意味します。県が主導して、民間企業が活用しやすい沖縄型建設人材育成プログラムを創設し、研修コストや資格取得を全面的にバックアップすべきではないでしょうか。また、地域にある実業系高校との連携など、戦略的な取組について行う考えはないかお伺いをいたします。

６、我が会派の代表質問との関連について。

徳田議員の質問の(8)について、ワシントンコア社への委託料についてという部分の消費税について、再度答弁を伺います。

答弁を聞いてから、再質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

新里匠議員の御質問にお答えいたします。

分蜜糖製糖工場についての御質問の中の２の(1)のア、製糖工場の整備に向けた県の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、製糖工場の整備に当たり、地元負担の軽減を図るため、農林水産省に対し新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率及び補助上限額のかさ上げ等を要望してまいりました。同省では、令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところであります。なお、現在、ゆがふ製糖工場及び北大東製糖工場

の２工場について、整備に取り組んでおります。一方、製糖工場の整備には複数年を要することや、他の製糖工場も老朽化の課題を有していることから、今後も財源の確保が必要であります。

沖縄県としましては、引き続き、関係機関と連携し、国に対し同事業の継続など必要な予算の確保を強く要望してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　１、海業の推進による漁港・漁協の活性化について(1)のア、漁港施設等活用事業の進捗状況と、民間参入が進まない課題についてお答えいたします。

県では、令和６年度に県管理27漁港に係る市町村、漁業協同組合、観光協会などを対象にアンケート調査を実施しております。それを基にモデル３漁港を選定し、漁港施設等活用推進計画の策定に向けて協議会を立ち上げ、ゾーニングや活用推進計画案などについて検討を進めております。なお、アンケート調査では、オフシーズンや平日の地元客利用の確保など事業の採算性や飲食店等への水産物の安定供給、漁業体験の気象リスクなどが民間事業者参入の課題として挙げられております。

同じく１の(2)のア、漁業者の操業環境を維持・保護するための調整指針についてお答えいたします。

県では、漁港施設の多目的活用に当たって、漁業者の操業環境を維持･保護するための具体的な調整指針は定めておりませんが、漁港の漁業上の利用を確保した上で、漁船の操業に支障がないよう、十分に検討する必要があります。このため、海業など漁業活動以外での漁港の多目的利用については、漁業関係者や地元住民、周辺事業者などとの意見交換を踏まえて検討してまいります。

同じく１の(3)のア、民設民営方式の桟橋設置についてお答えいたします。

漁港施設等活用事業として民設民営で桟橋などを設置する場合には、地元の合意形成を経て、その実施計画について漁港管理者の認定を受ける必要があります。実施計画の認定に当たっては、申請がなされた漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の安定供給などに寄与する事業かなどを審査し、認定の可否を判断することになります。

県としましては、漁港施設等活用事業に関する要望等については、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。

同じく１の(4)のア、地場水産物の消費拡大につながる漁港施設の活用についてお答えいたします。

海業を通して、水産物や海洋環境など地域資源等の魅力を発信することは、水産業の振興に寄与するものと認識しております。また、漁港施設等活用事業の実施事業者に対しては、漁港施設等の長期貸付け等が可能となったことで、民間事業者参入の機会が増加し、漁業者の所得向上や地場水産物の消費拡大につながることが期待されます。引き続き、漁港施設の活用について、漁業関係者や地元住民、周辺事業者などと意見交換しながら、各漁港に適した海業の検討を進めてまいります。

続きまして２、分蜜糖製糖工場についての(1)のイ、分蜜糖製糖工場整備の負担軽減措置についてお答えいたします。

県では、これまで内閣府に対し、沖縄振興予算による分蜜糖製糖工場整備の財政支援策を要望してまいりました。一方、農林水産省においては、既存事業に比べて有利な新基本計画実装・農業構造転換支援事業が創設され、今般、さらに補助率及び補助上限額がかさ上げされたことから、県として、同事業を活用することが地域の負担軽減につながると考えております。

県としましては、関係機関と連携し、国に対し同事業による負担軽減措置が継続されるよう、要望してまいります。

同じく２の(2)のア、製糖工場の再編に伴う地域経済への影響についてお答えいたします。

製糖業は、雇用機会の創出や運輸業など関連産業への経済波及効果を有し、地域経済を支える重要な役割を担っております。一般論としては、施設の老朽化などに伴い製糖工場の集約・再編が行われた場合、維持管理費の縮減など事業者の経営合理化につながるものと考えられます。一方、製糖工場の再編が工場数の減少を伴う場合、当該地域においては、工場における雇用の喪失のほか、原料の運搬や港湾における荷役業務等に影響が生じるものと考えられます。

同じく２の(2)のイ、製糖工場の整備計画についてお答えします。

宮古製糖株式会社伊良部工場では、操業期間の長期化が課題となっているため、原料の一部を城辺工場へ搬入することで、操業期間の短縮に努めております。本取組により、生産者は次期作の管理を適期に行うことができる一方、伊良部工場で製造される分蜜糖が減少するため、荷役業務などへの影響も生じております。

県としましては、製糖工場の整備計画を策定する際には、国や市町村、製糖事業者など地域の関係者と丁寧に意見交換を行い、検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(3)のア、離島における製糖業の維持についてお答えします。

サトウキビは、本県の基幹作物であり、甘味資源の安定供給など食料安全保障を図る観点からも重要な作物であります。特に離島においては、サトウキビの生産と製糖業は地域経済・社会を支える基幹産業であると認識しております。このため、県では毎年サトウキビの政策支援等に関する要請を行うなど、離島の製糖業が持続できるよう国へ働きかけを行っているところであります。引き続き、国や市町村、関係団体等と連携し、離島における糖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　３、離島航空路の維持と住民の利便性確保を両立させるデジタル離島支援マイレージモデルの構築についての中の(1)のア、即時折り返し利用者の推定数と住民予約への影響についてお答えいたします。

県内の一部の離島航空路におけるマイルやポイント等の獲得を目的とした利用者数につきましては、航空事業者において判別していないため実数を把握しておりませんが、通常期に比べ増加していると承知しております。そのため、住民が座席を確保しにくい状況となっており、特に宮古－多良間便においては、島外への通院や健康診断の際の医師や保健師等の確保などに影響が生じていると聞いております。

同じく３の(2)のア、離島住民の移動手段を確保するための提案についてお答えいたします。

県におきましては、今回の事態を把握した直後から、複数回にわたり離島住民の移動手段を確保できるよう航空事業者に対して改善を申し入れてきたところであり、２月から多良間便がキャンペーンの対象外となるほか、期間増便や予約取消しの呼びかけ等による座席の確保など、対策が講じられてきたところであり、直近の予約状況は改善しております。

県としましては、今後も離島住民が安定して利用できるよう航空事業者へ求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　４、下地島空港についての(1)、課題の共有等についてお答えいたします。

下地島空港では、県管理事務所、就航会社、運営会社との間で、毎月、下地島空港関係各社受入れ会議を開催し、空港運営等に係る課題の共有を図っております。

県としては、引き続き、関係機関等と連携し、課題に対応してまいりたいと考えております。

次に５、建設業界の経営基盤強化とインフラ最前線への支援についての(2)、県の建設技術者不足への取組についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成の取組を官民一体となって推進しております。

県としては、インターンシップの受入れや工業高校生との女性技術者交流会、離島小中学校への出前講座実施により学校教育との連携を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーやおきなわ建設フェスタへの出展など建設業の魅力発信に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　６、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、ワシントンコア社に係る消費税についてお答えいたします。

ワシントン駐在活動支援事業に係る企画提案の上限額は、消費税が課される事業者と契約する可能性も考慮して、消費税相当額を含めて積算しております。平成元年の総務部長通知により、消費税が課されない事業者の場合は、消費税相当額を含む上限額の全てを事業の直接経費に充てる形で見積書を作成し契約することが認められています。よって、必要のない経費を上乗せして契約しているものではなく、消費税相当額も直接経費に充てて契約していることから、不適切な支払いを行っているものではございません。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里　匠　議員　よろしくお願いします。

ワシントン問題からいきたいと思います。

溜公室長、今の答弁で平成元年ですか、消費税相当

額も経費に含めていいというような答弁があったかと思うんですけれども、これはどの部分で法的にそういうことになっているのか、もう一回教えてもらえますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お待たせいたしました。

消費税法の適用に伴う財務会計処理についてという文書が、平成元年３月31日に出ております。それによりますと、予定価格の設定方法について、予定価格は入札参加予定者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を含んだ価格を計上することとし、契約担当者は予定価格調書に予定価格を記載する際には、当該予定価格と当該予定価格に103分の100を乗じて得た価格を併記することと記されております。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　端的にちょっと聞きますけれども、このワシントンコア社への委託事業についてですが、この事業について消費税がかかっているのか、かかっていないのかということを教えていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　消費税はかかっておりません。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　これ、かかっているけれども、この契約上は、2570万4000円には消費税はかかっているけれども、消費税はゼロとして契約をしているということですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里　匠　議員　かかっていない。これはじゃあ、このものは不課税取引というようなことになりますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　外国の企業との取引ですので、非課税の取引ということになります。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　すみません、今非課税と不課税というものの違いが、今明確にこちらのほうで把握……。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。お答えいたします。

国外取引については消費税は課されないということで、不課税ということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　不課税事業ということで確認しました。

県は、ワシントン事務所に係る委託事業を平成27年からおよそ10年にわたり契約を結んできたんですけれども、今回この平成27年の契約云々等が開示をされまして、これに沿ってこの10年間もこのような契約をしてきたんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　契約といいますか、発注の方法とかを２つに分けたり１つにしたりということは行っておりますけれども、基本的にワシントン駐在の業務支援ということで事業を行っているので、基本的には同じだということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里　匠　議員　（パネルを掲示）　これ予定価格調書が書かれているんですけれども、これに比較価格――消費税を抜いたものがあって、それに消費税が書かれたものが予定価格調書となっているんですよ。公室長は徳田議員への答弁で、消費税がかかったこの予定価格調書内の金額で契約をしているから、これは合法だと、適法だというような答弁がありましたけれど

も、このロジック、この予定価格調書内で行われた契約をやっているということは、この10年間の中で幾つ、何件ありますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　この予定価格の金額に示された額の内輪で契約しているのは、全て契約しております。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　僕が言っているのは、例えば、これは外国の法人は不課税なので消費税はつかないです。けれども、予定価格調書には消費税が載っているんですね。載っている。ただ、この契約においては、2570万4000円というこの入札書比較価格より高い金額で契約がされているんですよ。通常なら比較価格の範囲内で、要は、入札するときはその金額以内で出さないといけないと思っています、自分は。ただ契約には、この入札書比較価格を超えた金額で契約をされているんですよね。これ間違いないですか。これ何件ありますか。この入札書比較価格を超えた契約。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年度から令和６年度までのワシントン駐在に関する14件の契約がございますので、全ての契約において、契約額は入札書比較価格を上回っているということでございます。

○新里　匠　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新里　匠議員。

○新里　匠　議員　この入札書比較価格を上回ってもいいという契約の根拠は何ですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来御説明させていただいていますが、競争入札においては、課税事業者も免税事業者も同一の条件で競争できるよう、それぞれ見積もった価格の、現在だと110分の100の額を入札書に記入しております。県はその額と入札書比較価格を比較して、落札者と契約するに当たっては、入札書に記入する際に控除された110分の10を戻して契約することになるということでございます。このため、契約額が入札書比較価格を上回ることは仕組み上想定されているということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　公室長が今言ったその根拠は、国内の免税事業者に向けたルールではないですか。消費税法の第９条が適用される部分のものだと思っているんですけれども、ワシントンコア社は米国法人であります。消費税法第４条第３項により、日本の消費税が全く適用されない不課税取引ですということは、先ほど公室長も認めました。ただ、この国内の免税事業者と国外の不課税取引は、法律上全く次元が違う別物だと私は思っております。消費税法すら存在しない外国の不課税取引に、国内向けの消費税を乗せるルールを強引に当てはめることは、完全に法律の適用誤りだと思います。予定価格の範囲内だから適法だと知事公室長はおっしゃっておりますね。法律上１円も発生しないことが確定している不課税取引に対して、今回架空の消費税相当額を上乗せして予定価格の枠を膨らませています。そしてその膨らんだ枠のまま契約をしています。このように、実態と異なる架空の税金を乗せて上限枠を膨らせている積算行為は、行政として適法であると思いますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今議員が御説明をしている部分がよく理解できないところなんですけれども、いずれにしても県としては、規定に沿って競争入札する場合は、課税事業者も免税事業者も同一の条件で競争できるように、それぞれ見積もった価格の110分の100を入札書に記入しているということでございますので、その額と入札書比較価格を比較し、落札者と契約するに当たっては、入札書に記入する際に控除された110分の10を戻して契約するという手続を取っているということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　これ私先ほど、国内と国外の適用が違うという話をしたんでありますけれども、地方自治法の観点から一応確認したいんですけれども、地方自治法第２条第14項には、最小の経費で最大の効果を上げるという大原則がありますね。予定価格は、この原則に従って適正な真水の価格で積算されなければならない法的な義務があります。払わなくていい架空の税金を乗せて枠を広げる行為は、最小の経費の原則に真っ向から違反する重大な積算の瑕疵だと思います。行政が最も守るべき地方自治法の大原則を無視して仕事をしていることを、今自ら何か証明したように思っております。

さらに伺います。この支払われた税金相当額、数

百万円にも及ぶわけでありますけれども、日本の税務署に納税されましたか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　外国の企業ですから納税はされておりません。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　そうですよね。ワシントンコア社の純粋な利益として入りました。もう一回聞きます。税務署に１円も入っていませんね。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　そのように理解しております。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　これ、県が用いているそのルールを言い訳というか理由にして、払う義務のないお金をアメリカの企業に丸々利益として上乗せしてプレゼントしただけです。この本来払う義務のない公金を特定の外国法人に丸々利益として上乗せして支払う行為は行政として適法なんですか。適法だと思いますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　少し企画提案による契約の流れについて御説明させていただきます。基本的には契約を締結する前の年度で予算要求した上で、４月に契約手続を行うわけですけれども、平成27年度のワシントン駐在設置及び活動支援事業については、平成26年度中に予算執行伺いを行った上で企画提案を公募している状況です。企画提案を公募する際には、その上限額をあらかじめ公表しています。公募に応じて提出された――当時２社の企画があったんですけれども、その企画について審査委員会において効率性や実施体制の観点から審査を行い、コア社を選定したものでございます。ですので、コア社についてはその上限額を踏まえて事業の中身について検討し、企画を提出したものでございます。ですので、これは水増しとかそういうものではないというものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　知事公室長、これ予定価格をつくる意味は何ですか。これには消費税が入っているんですよ。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来御説明しているとおり、消費税が課される事業者と契約する可能性も考慮して消費税相当額を含めて積算しておりますので、消費税が課されない事業者の場合は、消費税相当額を含む上限額の全てを事業者の直接経費に充てる形で見積りを作成し、契約することが認められているという総務部長通知によるものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　これ消費税が今入っているんだけれども、それを経費の中に入れて契約をしているって今答弁していると思いますよ。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県が積算をする場合は、消費税も加味して積算をしておりますが、今回の契約につきましては、競争入札ではなくて企画提案を募集して契約をしているところでございます。企画提案の場合は、あらかじめ予算の額を提示して企画を募集することになっております。それぞれ応募したい事業者はその予算の範囲内で、県の提示した事業の内容の企画を行って募集をするという形になるというものでございます。ですので、企業の考えに基づいて提出されるというものでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　いやいや、予定価格の中に消費税入っているんですよ。だけれども、この出してきたものが、じゃあ出してきたものは最初からこの消費税分も入っていたということですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　消費税分が入っていたといいますか、県が提示した予算に基づいて積算がされてきたということでございます。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新里　匠議員。

○新里　匠　議員　（パネルを掲示）　すみません、この積算内訳書は、県の別の4444万円の積算内訳書でありますけれども、平成27年の。これによると、この4444万円余りの積算が本体価格であって、消費税が355万5000円ついて、それで合計が4800万円になっています。これ、県のこの上限額って4444万円じゃないんですか、消費税抜きだと。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ですので、県は当初積算を

見積もるときは、課税対象の事業者もその事業に入る可能性もあることから、消費税も含めた形で積算をしているということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　いやいや、それは入札の際の理由であって、これは積算内訳ですよ。この事業に対する必要なこの予算、本体の予算は4444万4000円になっているわけですよ。だからこれが、これ自身がこの何ていうんですか、アメリカの事業者から出された見積書とニアになっていると思うんですね。じゃあ、アメリカの事業者から出された金額は幾らですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県では、まず県の事業費の積算をする場合は、まず予算要求の段階で要望額を見積もっています。その際、県は統一的な見積基準、あるいは実績や実情を勘案しております。実績等としてドルベースで情報を参考にした場合は、適切なレートで日本円に換算し、予算を要求し、議会の議決を得て予算が成立するという流れになっているところでございます。

以上です。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　当時の積算というか資料を見ているところなんですけれども、文書の編集保存規程によって予算及び経理に関する文書の保存期間は５年ということになっておりまして、平成27年度の予算の積算の詳細が確認できておりません。総括表的なものがあって、それによりますと見積基準や過去の実績等によって作成したという記述がございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　もう一回聞きますけれども、消費税が入った状態のその……。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新里　匠　議員　（パネルを掲示）　予定価格調書によると、これ消費税入っているんですね。消費税入った金額の範囲内で契約をしているんだけれども、入札書比較価格よりは高いということでありますよね。この部分を見ると、消費税がこの契約には入っているんじゃないかとさんざん言っているんですけれども、答弁の中では、消費税は入れてはいるけれども経費として扱っていますという答弁に再三聞こえるんですけど、どうですかそこは。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　まず県の積算においては、消費税を課される事業者も応募する、あるいは契約になる可能性もあるので、消費税を含めた形で積算をしているということでございます。それで契約の相手方を募集するに当たっては、企画提案型の募集でありますので、あらかじめ企画提案を公表して、そして企画提案を公募する際は、その上限額をあらかじめ公表をしているということでございます。今回ワシントンコア社が契約をしたんですけれども、そこは海外の企業であるため、消費税が課されなかったということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　この上限額は幾らですか。この4000万円余り――2388万円のこの予定価格調書がありますけれども、これ上限額幾らですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県が公募の際に示した金額は4800万円でございます。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　当初言っていたのは、米国政策調査費の関係でいきますと2588万円でございます。失礼しました。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　すみません、もう一個のほうの事業ですね、（パネルを掲示）ワシントン駐在員設置及び活動支援事業の上限額は幾らですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年度ワシントン駐在員設置及び活動支援事業は4800万円でございます。

○新里　匠　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時53分休憩
午前10時53分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
新里　匠議員。
○新里　匠　議員　（パネルを掲示）　この支援事業の部分をやると、先ほども言ったんですけれども、本体価格が4444万4444円になっているんですよね。これ消費税が課されない事業者に対しては、この本体価格こそが上限額になるんじゃないですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　失礼しました。
これはあくまでも県が積算したものでございます。ですので、この積算をした際には、消費税が課される事業者と契約を結ぶのか、あるいはそうでない事業者と契約を結ぶのか不明であるため、こういう消費税を含めた形で積算しているということでございます。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　皆さんの予定価格調書は、これ飾りですか。何の根拠で予定価格調書を作っているんですか。確認します。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　予定価格とは、地方公共団体が相手方を選定して契約を締結する場合において、その契約金額を決定する基準として地方公共団体があらかじめ作成する価格のことでございます。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　だから、この本体の価格は4444万4444円となっているんですよね。（パネルを掲示）そして、この予定価格調書においても、比較価格4444万4000円になっているんですよ。この２つのことがあっても、これ4800万円がアメリカ側から最初に出されたと、最終的にその金額になったと。だったらこの予定価格調書って意味ないじゃないですか。積算見積書も意味ないじゃないですか。これを規定しているルールを教えてください。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前10時56分休憩
午前10時56分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　先ほど答弁させていただいた、消費税法の適用に伴う財務会計処理についてという文書が基準となっております。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　公室長、これは課税事業者、そして非課税事業者に対して書いてある条文ですよね。不課税事業者に対してはこれ書かれていないわけですよ。どうですか。
○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前10時56分休憩
午前10時57分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　当該通知によりますと、予定価格は入札参加予定者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を含んだ価格を計上することとし、当該予定価格に103分の100を乗じて得た価格を併記することというふうになっております。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　ちょっともう一回聞きますけど、予定価格調書を作る根拠は何ですかというのを聞きます。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前10時58分休憩
午前10時58分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　予定価格調書は、県の契約担当者が沖縄県財務規則に基づいて作成するものでございます。沖縄県財務規則の第138条において、契約担当者は、地方自治法施行令第167条の２第１項の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ財務規則の123条の規定に準じて予定価格を定めなければならない旨が規定されております。
以上です。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　そうなんですね、この財務規則、今公室長が言ったのは、沖縄県の財務規則にのっとってこれをやっているって言っているんですよね。それだからこそ、この本体価格に消費税を入れた全ての金額を予定価格として載せているよということでありますね。答弁お願いします。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　先ほど来御説明しているとおり、財務規則等に基づいてそのような手続を取っているということでございます。
○中川京貴　議長　新里　匠議員。
○新里　匠　議員　知事公室長、消費税法の第４条第１項、第３項。これ先ほど課税事業者、免税事業者の件が答弁あったので言いますけれども、消費税法に内

外判定基準というのがあります。第４条第１項、これには消費税は国内で行われた取引にのみ課税される、役務の提供場所が国外であれば不課税取引となるというふうに書いてある。それは公室長も認めています。一方、課税免除事業者ですね、非課税。これは、取引自体は課税対象だということで、免税事業者であっても消費税は足される、それが契約にまでいくんですよ。ただしかし、この消費税法においては、国外で行われたものは不課税だから消費税は要らないと書いてあります。ただ、今までるる言ってきたんですけれども、これ消費税入った金額でしょう、どう見ても。だってこの予定価格調書、活動支援事業については4799万9520円ですよ、消費税入った金額がです。契約金額もそれです。それに近い金額がされております。消費税入っているでしょう。

○溜　政仁　知事公室長　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　予定価格調書につきましては、相手方を確定して書くわけではございません。ですので、予定価格調書を作成する段階においては、課税事業者になるのか、あるいは非課税事業者になるのかが分からない段階で作成しますので、これについては消費税を含めて算定しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　だから、実際想定はしていなくて、やらせてみたら不課税事業者が取った。だから消費税は抜く、これが普通じゃないですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来御説明しているとおり、この事業につきましては企画提案で公募をしていると。そして、企画提案の場合は、公募する際に上限額を示して公表をしているということです。それぞれの事業者はその企画提案の予算に合わせて事業の内容、予算を策定して提出してくるということでございますので、その――何ていうんですか、企画提案の上限額が消費税があるなしにかかわらず、その予算の範囲内で提案があるということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　すみません、先ほど県のルールでこれやりました。それで決まっている予定価格の範囲内だから問題ないということをずっと言ってきました。これは私からすれば、国内のその事業者に向けたロジックだと思っておりますけれども、ただ、すみません、日本の法体系について――僕もあまり分からないので調べたんですけれども、この上位法を下位の法律が上回ることってできるんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時５分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　一般論でいきますと、上位法が優先されるということでございます。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　この上位法を犯しているんですよ。犯しているじゃない。知事、笑い事じゃないですよ。何言っているのか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　我々は、法律あるいは規定に基づいて適正に処理をしているというふうに理解しております。

○中川京貴　議長　新里　匠議員。

○新里　匠　議員　あのね、これそもそもがですね、この入札書比較価格より上がっている金額で契約されているのはおかしいわけよ。加えて消費税が入っている。払わなくていいところに払っている。これって、県がこのアメリカの企業に寄附しているのと一緒ですよ。これ禁止されているじゃないですか。それを最初に、この比較価格より上がっているその契約は幾つあるかという話を聞きましたね――何件だったかな、14件。これも全て消費税を無駄にアメリカの企業にあげているんです。これわざとやっているんですか。知事、これを今聞いてこの問題、消費税の適正な仕様じゃなければ、これ返還要求をアメリカの事業者に求めるべきだし、謝罪もちゃんと知事として、沖縄県としてやるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

平成元年の総務部長通知により、消費税が課されない事業者の場合は、消費税相当額を含む上限額の全てを事業の直接経費に充てる形で見積書を作成し契約することが認められております。よって必要のない経費を上乗せして契約しているものではなく、消費税相当額も直接経費に充てて契約していることから、不適切な支払いを行っているものではないということでございます。

○新里　匠　議員　消費税のことを言ったんですけれども、ありがとうございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時８分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

大屋政善議員。

○大屋政善　議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会、大屋政善でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、１番、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

(1)、知事はこれまで採算性が取れないとの理由で、モノレールの再延伸に消極的だったが、最近は再延伸に積極的と見受けられます。その理由についてお聞かせ願います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　モノレールの延伸可能性調査につきましてでございますが、県では、平成30年度及び令和３年度に、モノレールの延伸について、本島南部や東海岸方面へ５ルートの可能性調査を行いましたが、事業性及び採算性に課題があることを確認しております。昨年度から今年度にかけては、古島駅やてだこ浦西駅から普天間方面への延伸可能性調査を行っており、同調査の結果も踏まえながら、引き続き導入可能性について幅広く検討していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　これまで何年、何十年と調査研究をしてきたという答弁がこれまであります。いつまでこの調査研究を続けるのか。私は、これまで何十年もかけてきたということであれば、もうそろそろ答えを出してもいいんじゃないかなと思っておりますが、その点についてお聞きします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　鉄軌道と併せてモノレール含め、フィーダー交通も含めてこれまで調査を重ねてまいりました。そういったところから、鉄軌道につきましては、国においても特例制度について検討を進めるという形で着実に一歩ずつ前に進めているのではないかと考えております。公共交通の課題については、引き続き県民の利便性向上の観点など、様々な観点から調査してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　調査もいいんですけど、いつまでも調査、調査ではなくて、先ほども申し上げたように進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

(2)、採算性に直結する利用客について、那覇－名護間の鉄軌道と中南部の軌道系システムの競合について、県の見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　鉄軌道については、都市間交通という形になります。一方で、ゆいレールのようなモノレールや路線バスなどの交通については、都市内交通という形になってこようかと思っています。そういった多様な都市内交通と都市間交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク、そういったものを構築することが大変重要だというふうに考えております。普天間へのモノレールの延伸可能性調査においても、鉄軌道が整備された場合におけるモノレール利用者への影響等についても整理してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　再質問ですが、都市部は軌道系、那覇－名護間は鉄道、その理解でよろしいですか。そして、モノレールの再延伸と軌道系システムの導入についてはどちらを選択するのか、そろそろ私は結論を出してもいいんじゃないかと思いますが、その実施に向けての取組を開始しないと、県民の期待を裏切ることにもなります。ということで、できれば知事のほうに答弁を願いたいですが、どうですか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　鉄軌道についても基幹軸として、那覇－名護を１時間で結ぶ基幹軸、そのシステムについては、鉄道、様々モノレールも含めて、特に決まっている状態ではございません。一方で、ゆいレールであったり路線バスについては、基幹軸と結ぶフィーダーという意味で、枝のような形で広く、交通の幅を広げていくという観点では大変重要な取組だというふうに考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　分かるような気がしてはいるんですが、どうも何か……。とにかく鉄道・モノレールを早く事業実施しなければいけないということは、県民も一つだと思っております。そこで、皆さん思い出してください。大田県政のときのことをまず思い出してもらいたいと思います。そのときの政策調整監、吉元さんは、国とのパイプが非常にありました。その政策調整監、吉本さんが国とのパイプの中でいろんな政治の駆け引きというか、そういったもろもろのあれをしながら予算を獲得してきたと。当時の予算が3800億

円から約4000億円近くあったと思います。そういう予算を県民のために、やっぱり引っ張ることには――国とのパイプですね。そういった人材も必要だと思いますが、まず知事の見解をお聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄県の県政においては、その知事の担任の間、様々な職員の方々が県勢の発展、県民の福祉の向上のために全力で頑張ってこられてきているというように私は認識をしております。ですから、現在の私のこの県庁の体制においても、県勢の発展と県民の福祉向上のために全力で取り組んでいるということを申し上げておきたいと思います。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　皆さん一生懸命やっているということは分かりますが、やっぱり国とのパイプ役、予算を多く取るからにはその必要性もあると思いますので、それをひとつ検討していただければと思います。

そして、そこにはやっぱり政治的な駆け引きも必要です。知事、もうこれだけの予算の獲得には政治的な駆け引きも必要です。そのことについてどうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　何をもって政治的な駆け引きということを表すのかについては、非常に困難を伴うものだと思います。しかし我々は、県政、行政として、しかるべき予算を国に対してしっかり要求をし、その予算をもって県勢の発展と県民の福祉向上、様々な医療、教育面に対して、その予算の実行を着実に行っていくことが確実なのではないかと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　政治的な駆け引きというのは、やっぱり国とのパイプ――主にこれといってないですけど、いろんな国とのパイプ役があると思います、人材によって。そういうものをつくっていく中で、いろんな予算の要求あるいは要望、そういったもろもろの話合いをできることが一番大事だと思いますが、今知事からありましたことは、私が言っていることも理解しながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次、２点目に移ります。

知事提案説明要旨について伺います。

(1)、説明要旨の２ページ、物価高への支援策として、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んだとあるが、どのような取組をしてきたのか。また、その効果についてお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　物価高対策につきまして、県では、これまで国の交付金や一般財源を活用して、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など幅広い分野で支援に取り組んでまいりました。主な取組として、生活者向けでは、水道料金の減免、低所得世帯や子育て世帯への支援などを実施しております。また、事業者向けには、エネルギー価格高騰に対する支援や農林水産業への支援、医療・介護施設への支援なども実施しております。これらの取組により、家計の負担軽減や事業者の事業継続などの効果が図られているものと認識しております。

以上です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

大屋政善議員。

○大屋政善　議員　分かりました。その取組で頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。

(2)、説明要旨の３ページ、小規模離島について。

離島町村と連携しながら地域社会の維持に向けて取り組んでいくとあるが、具体的にどのような取組なのかお伺いします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県のほうでは、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、島々の個性と潜在力を発揮する地域社会の実現に向け、様々な施策を展開しております。また、県と小規模市町村等で構成する移住受入協議会において、住宅確保に関する先進事例の共有や意見交換を行い、離島の実情、課題の把握に努めているところです。令和８年度は、新たに住宅コストの負担軽減、離島住民の買物環境の改善、ガソリンスタンドの施設整備の支援などに取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ありがとうございます。

私はうるま市の旧離島――今は橋が架かって離島扱いではあるんだが、今道路は橋が架かっております。そういうことでうるま市の場合、伊計、宮城、平安座、浜比嘉は橋は架かっているんですが、今離島扱いだと思います。そこも小規模離島であるんだが、この地域社会の維持に向けてどのような取組が必要と考えていますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　今議員がおっしゃった地域においても、うるま市の総合計画で、島嶼地域の振興と

いう形で取組が行われております。そういったうるま市の取組と連携しながら、様々な取組を県で行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　とにかくうるま市と連携を取りながら、ぜひこの離島振興を進めてまいればと思います。特に後で質問しますが、道路の問題が一番ネックになっておりますが、もう人口は減る一方、今私の地元宮城島には、昔の小売商店ももうないぐらい、それだけ寂れていると。そういったことで、今地元としても、私も恥ずかしい思いではありますが、とにかく人口増加のためにはどうしても道路網の整備が必要だと。そして後にもその道路網の整備については質問していきますが、そういった整備が一番遅れているから、こういった人口減にもつながっていると思いますので、そのうるま市と離島振興に力を入れて、とにかく頑張っていただけることをお願いしておきます。よろしくお願いします。

(3)、４ページに、糖業及び農業の一体的な振興を図るとあるが、そのための予算は確保されているのか。また、本県の特性を生かした農林水産業の実現を目指すとあるが、その農林水産業における本県の特性について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

本県では亜熱帯海洋性気候という地理的特性を生かしてサトウキビやゴーヤー、マンゴー、モズクなど多様な農林水産物が生産され、肉用子牛や冬春期施設野菜などの供給産地が形成されております。県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画を着実に推進するため、令和８年度一般会計当初予算案に、前年度を約25億円上回ります約591億円を計上し、特にサトウキビの生産をはじめとする糖業及び農業の一体的な振興を図るため、新たな基金も創設いたします。引き続き、この本県の特性を生かした農林水産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　そのことについてはまた後で質問していきますので、よろしく願います。

今部長からあったように、予算も増額・確保されているということでありますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次、(4)、８ページに、少子化対策等により人口減少のペースを緩和させつつ、持続可能な社会を維持していくための取組を推進するとあるが、現在実施している県の少子化対策について伺います。また、持続的な社会とはどのような状態の社会をイメージしているのか伺う。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　少子化対策でございますが、人口減少、少子高齢化は、社会保障システムや地域社会を支える活動の維持を難しくし、労働力不足や経済活動の低下など、将来の県民生活や産業活動に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。県では、人口減少、少子高齢化への対応として、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画により、結婚・出産・子育て環境などの支援など、少子化対策に加え、ＤＸの推進等による生産性の向上や外国人材受入れ環境の整備などにより、人口が減少しても社会が成り立つための取組を推進しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　次行きます。

12ページに、域外所得獲得に取り組むとあるが、その取組方法について伺います。また、畜産業に対する県の現状認識と獣医師の確保の現状について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県では、おきなわブランドの確立やマーケットインの視点を踏まえた販路拡大、６次産業化による付加価値向上、観光産業との連携などにより域外所得獲得力の向上に取り組んでおります。畜産業につきましては、長引く飼料価格高騰等により厳しい経営状況にあることから、県では畜産農家の経営安定を図るため、飼料価格高騰対策などを実施しており、加えて、令和８年度からは新たな基金を創設し、生産基盤強化に取り組むこととしております。また、安定的な産業動物獣医師の確保に向け、県では、獣医学生への修学資金の給付、獣医大学における説明会の開催等を実施しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　特に畜産業についてですが、国内をはじめ台湾や韓国、中国といった海外における販路拡大、それにつながる拠点の確保については、県はどのような支援、取組を行っているのか伺います。そして、獣医師の確保――いろいろ支援をやっているということでありますが、どういった支援をやられているのかお伺いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

畜産物の海外輸出等につきましては、海外輸出促進に関する事業等を実施しておりまして、出荷先のバイヤーとの交渉でございますとか、そういったものを今取り組んでいるところでございます。また、海外に輸出する際にＨＡＣＣＰ対応の施設というのが必要になってきますので、そういったＨＡＣＣＰ対応の食肉処理場の整備などを支援しているところでございます。

あと、獣医学生に対する修学資金の給付等をやっておりますが、これは産業動物獣医師確保対策事業というものを平成29年度から実施しているところでございまして、国立大学あるいは私立大学に通う獣医を目指す学生に、国立大学で月10万円、私立大学で月18万円という修学支援をしているところでございます。また毎年度、農業共済組合と連携いたしまして、獣医大学への説明会に参加しているほか、学生のインターンシップの受入れや県主催のイベント等において、県民へ獣医師の確保、あるいは獣医の重要性等についての周知を図るなど、取組を強化しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ありがとうございます。

次行きます。

同じく12ページ、水産業における資源管理型漁業とはどのような漁業か伺う。そして沖縄型のつくり育てる漁業とはどのようなものか。具体的な事例について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

資源管理型漁業とは、漁獲サイズや漁獲量、操業時期などの管理により、水産資源の持続的利用を目指す漁業のことでございます。また、沖縄型のつくり育てる漁業とは、イカの産卵床設置や魚介類の種苗放流などの取組のほか、モズクなどを対象とした本県特有の亜熱帯海洋性気候に適した養殖を指しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　イカの養殖もＯＩＳＴですか、ありましたね、新聞に。モズクは今安定した操業、養殖が行われているということであります。そして、ここ最近、シラヒゲウニの養殖が行われていると思いますが、そういった援助はどういう形で行われているか。やっぱりその養殖をしていくためには、多くの漁民が養殖をして所得を上げるためには、その販路拡大も考えなければいけないと。そういった売込みはどういうふうに考えられるのか。県の見解をお聞かせ願います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

このシラヒゲウニですけれども、県ではこのシラヒゲウニの天然資源の枯渇による養殖への関心の高まりを受けまして、令和５年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、県産ウニ復活プロジェクト事業を実施しております。この事業は、ウニの可食部の色味やうまみの改善ですとか、低コストで作製可能なウニ用配合飼料の課題解決により――これはシラヒゲウニですね、養殖の実用化に取り組んでいるところでございます。また、販路拡大等につきましては、例えば県では生モズクの消費拡大を図るため、令和８年度から新たなモズクサプライチェーン創出事業の実施を予定しておりまして、生モズクの魅力を発信するとともに、産地と買手の商談会を通じて新たな販路拡大につなげることを目指して、そういった販路拡大等を行っていこうということで考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に25ページ、離島・過疎地域に関連して、定住条件の整備に取り組むとあるが、現状の取組状況はどうなっていますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県では、離島振興計画、過疎地域発展計画に基づき、空港・港湾・道路等の交通基盤の整備、交通・生活コストの低減、空き家を活用したサブリースによる住宅確保の支援など、定住条件の整備に向けて様々な取組を行っているところでございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ありがとうございます。頑張ってください。

大問３、ゆがふ製糖工場の建て替えについてお伺いします。

(1)、工場の建て替え費用について、沖縄県と本島内26市町村が費用の負担割合で合意したとの新聞報道がありました。合意に至った経緯、そしてその内容

についてお伺いします。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
県では、ゆがふ製糖工場の整備に係る費用負担について、市町村と協議を重ねてまいりました。この間、農林水産省では新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率及び補助上限額のかさ上げを行い、支援が拡充されることとなりました。また、県と市町村の負担割合については、当初１対１としておりましたが、３対１に見直すこととし、先般、沖縄本島の26市町村から同意をいただくことができました。引き続き、市町村と緊密に連携いたしまして、製糖工場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。
以上です。
○中川京貴　議長　大屋政善議員。
○大屋政善　議員　市町村とのちゃんとした話合いの中で合意に至った経緯を説明いただきました。
その中で、製糖工場のこれからの運営に対して、市町村に負担はないですかと、そういった話は聞こえなかったですか。市町村から、これからもそういった負担はないですねという、そういった内容の話はなかったですか。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
県では、製糖工場の整備に係る費用負担について関係市町村と協議をしてまいりました。議員御案内の、今後この製糖工場の運営に対する負担、さらなる負担とか、そういったものはないのかというのも確かに意見交換等の中ではございました。県としましては、調整後の製糖工場運営に対する市町村の負担ということは想定しておりません。
以上です。
○中川京貴　議長　大屋政善議員。
○大屋政善　議員　やっぱり、製糖工場の……。
次行きます。ありがとうございます。
製糖工場の建て替え後の操業の安定に向けて、今県はどのような支援・対応を考えているのか、まずはお伺いします。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
製糖工場の整備後は、経年劣化に伴います設備や機械の故障等が減少して操業停止のリスクが大きく軽減され、安定操業につながるものと認識しております。なお、製糖工場の安定操業については、やはりサトウキビの生産量の確保というのが最も重要でありますので、引き続き市町村、ＪＡ等と連携いたしまして沖縄本島のサトウキビの生産振興に取り組んでまいりたいと考えております。
以上です。
○中川京貴　議長　大屋政善議員。
○大屋政善　議員　再質問いたします。
製糖工場安定に向けては、やっぱりサトウキビを増やすことが大事であります。一番であります。
そこで、本土復帰以来、県内では土地改良事業における農地整備状況いろいろあります。そういった農地の整備状況について、県内はどういった整備状況になっているかお伺いします。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
本県の土地改良事業における農地の整備状況は、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画で設定いたしました令和13年度の目標値73％に対し、令和５年度時点で68％の整備率となっており、計画的に取り組んでいるところでございます。なお、沖縄本島の整備率につきましては66％となっております。
以上でございます。
○中川京貴　議長　大屋政善議員。
○大屋政善　議員　これだけ整備されていると。そこで一番気になるのが、農家の高齢化が進んで耕作放棄地が多くなっていると思うのですが、その耕作放棄地の今の状況、対策についてどういった事業を県として行っているかお伺いします。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
本県におけます令和５年度までに整備しました農地のうち、沖縄県全体の耕作放棄地の割合は約３％となっているところでございます。なお、令和６年度までに農地耕作条件改善事業などを利用いたしまして、約400ヘクタールの耕作放棄地を解消しているところでございます。
以上です。
○中川京貴　議長　大屋政善議員。
○大屋政善　議員　その耕作放棄地解消には、県として何らかの形で援助もしていますか。
○喜屋武盛人　農林水産部長　ちょっと休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前11時38分休憩
午前11時38分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えします。
先ほどちょっと答弁の中でも述べさせていただきま

したが、荒廃した耕作放棄地をこの農地耕作条件改善事業とか、そういったものを活用いたしまして農地を整備するほか、農地中間管理機構を活用いたしまして、こういった農地の集積など、そういったものの支援等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ありがとうございます。

ぜひこの放棄地、ユンボを入れないとできないようなところもたくさんあります。そういった援助も市町村と連携を取りながら、ぜひこれも進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(3)番、今年１月に県さとうきび農業協同組合が発足した。当組合に対する県の立ち位置及び当組合に対する県の対応について伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

沖縄県さとうきび農業協同組合は、沖縄本島の安定的かつ持続的なサトウキビの生産振興等を目的としており、県は同組合から設立の認可申請を受け、令和８年１月29日に認可を行いました。同組合では、サトウキビの栽培指導や農作業受委託事業のほか、製糖工場の整備にも参画する計画でございます。

県としましては、ＪＡおきなわなどと連携いたしまして、同組合の円滑な運営を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

時間があります。次進みます。

４番、道路行政について伺います。

(1)、県道20号線、胡屋、高原交差点を結ぶバイパスとして、そのバイパスの２点が路線認定道路として接続した。交通渋滞のボトルネック対策として整備が進められている。このような場合、道路の起点・終点の変更、主な通過地点の変更がない場合は、区域の変更で済むケースもあると理解しています。県の見解を伺う。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県道20号線ですけれども、昭和47年に起点として当時の美里村高原、終点が当時のコザ市上地とする路線の認定を行っております。平成25年に起点が沖縄市高原から中城湾港泡瀬地区に変更となることから、新たに路線の認定を行ったところでございます。現在、街路事業として整備を進めている胡屋泡瀬線の２工区の一部はバイパス整備を行っておりますが、バイパス区間については平成30年に道路区域の変更を行って事業を行っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　それにちょっと比較して、前々からちょっと質問しておりますが、(2)、伊計平良川線についてお伺いします。

令和７年第５回議会で、伊計平良川線は伊計島と平良川を結ぶ道路として認定していると答弁しているが、同道路は平成15年頃から投資効果がないとして工事計画も放置されている。それは同道路が県道としての役割を果たせないと判断したものであり、県はその時点で、当該区間について道路法に基づく路線廃止または市道に変更すべきだったと私は思いますが、見解をお伺いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　宮城島内の伊計平良川線のうち、一部整備済みとなっております島の西側の県道につきましては、現在、道路の状態等を把握するための調査設計を行っておりまして、今後、管理移管に向けて、修繕内容等についてうるま市と協議を行う予定となっております。なお路線については、起点、終点に変更がなければ、特に廃止等は行わないということで可能となっております。

以上でございます。

○大屋政善　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○砂川勇二　土木建築部長　西側の県道につきましては、先ほども答弁しましたが今、調査設計をやっております。管理移管に向けてどういった修繕をするのかとか、どこを直すのかとか、そういう協議がうるま市と必要になりますので、その協議を行っていく予定としております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　これから協議をしていくという予定であると理解します。何回協議やられていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　申し訳ございません。

回数についてはちょっと今手元にございませんが、前から、うるま市とはここはもう整備、修繕が終われば、うるま市のほうで管理をお願いしたいということで協議は進めておりますので、その一環として先ほど申しましたとおり、設計をして修繕に向けた協議を行っていくという流れでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　次行きます。

(3)番、県の代替道路整備の住民説明会から10年余り、西側ルートに代わる新しいルートも見えない。伊計大橋が完成して50年余り、県の宮城島工区の事業の進め方について見解を伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　伊計平良川線の宮城島工区につきましては、現在上原地区と桃原地区の整備を優先的に進めているところであります。現在上原地区の用地取得を鋭意進めているところでございまして、一定程度の用地ストック――まとまった用地が確保できれば、工事に入っていきたいと考えております。上原地区以外の未整備区間につきましては、現在事業中区間の進捗状況などを踏まえまして、事業化に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　今上原地区の上のほうを進めているということで理解しておりますが。道路法の第10条、変更、廃止の扱いですね。道路法第10条２項では路線の全部または一部を廃止し、代替路線を認定する場合には路線の変更として扱えると規定されています。ただし、変更が可能なのは代替性が認められる場合に限られ、連続性や道路の性格が大きく変わる場合は、旧路線の廃止と新路線の認定という二重の手続が必要になりますと。私はこの10条について再三申し上げておりますが、今現在、その手続についてお伺いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　今お話のありました道路法第10条第２項の規定ですけれども、これ廃止する路線と認定する新路線の間に代替性がある場合に適用できるというものでございます。これ路線の起点とか終点が変更になる場合につきましては、道路法第10条第２項の規定が適用できないということになりますので、路線の廃止と新路線の認定という２つの手続が必要となります。ただ、本路線は起点や終点に変更がないため、この10条に基づく手続は不要と考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　次行きます。

その後、地元の要請による上原区については、再度ルート変更の設計に入り、令和７年５月議会の答弁でありましたように、道路法に基づき平成27年度の説明会を終えて西側ルートに代わる新しいルート、延長工期など説明し、地元の了解を得てきているとの答弁である。間違いないですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　議員のおっしゃるとおり、平成27年の説明会において、事業延長等を説明しております。その後上原地区の詳細設計を経まして、令和４年３月に道路法に基づいて区域の決定を行って事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　しかし、同ルートの一部であるうるま市道の約1.5キロについて、道路法に基づく区域の変更手続を経て整備を進めているとの答弁でありました。同箇所は認定道路から遠く離れ、かつ路線認定道路とは２点の接続もなく、道路法の求める一体不可分な路線といういわゆる１本の連続した機能もなく、県道20号線のようなバイパス機能もない。このような状態で市道26号の1.5キロについて同区間の変更のみ手続を行って、かつ両端は市道との説明であるが、改めて県の見解を求めます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　道路法に基づく路線の認定ですけれども、起点・終点を告示で示しております。その間のルートにつきましては、道路区域を決定して県が事業を行うことになります。上原地区前後の道路ですけれども、現在うるま市が管理する市道与那城26号線となっております。市道を取り込んで事業を行う場合は、市道の認定と県道の認定、道路区域等も含めて重複させて事業を行った上で、完成後に市が市道の認定を廃止して県道として管理するという事業手法が取られることがございます。当該区間につきましては、事業中区間の進捗状況を踏まえまして、県道

として事業化に取り組んでいくことを考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　次行きます。

この1.5キロのみ県道とすると、新たに県道としての道路上の起点・終点が発生すると思うが、道路法上の手続の可否について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　当該伊計平良川線は、道路法の規定に基づきまして、平成６年３月に起点を中頭郡与那城町字伊計、終点を具志川市字平良川として路線の認定を行っております。これまでに告示された路線の認定の内容に変更がない、要するに起点・終点に変更がないことから、法に基づく手続は不要であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　起点・終点――平良川、伊計。確かにそこら辺変わってはないんですけど、中の路線、何ていいますか、その通るルートは当初より変わっていますよね。下は廃止する、変更で上に乗せる。先ほどから言っている。皆さんは路線、終点、起点が変わらないからそういうことでやっていると思いますが。私はそこを廃止――説明会をした後に廃止手続、そして変更手続を一緒にやるべきだったと思うんですよ。変更と廃止。それが今やられていないという形になっていますが、そのことについては後でまた求めます。

次行きます。

県の10年前の地元説明会後、道路法第10条２項に基づいて整備区間の一部を廃止、代替路線を認定する路線の変更として、旧路線の廃止もしくは市道への降格か、地元に説明したルートの新路線の認定という二重の手続が必要と私は認識します。県の見解、先ほどもありましたが、もう一回求めます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　起点・終点を告示して路線の認定を行っております。西側道路につきましては、まだうるま市と協議を行うことになりますが、修繕等必要な箇所を行った上で移管する、そのときに路線を廃止すると。要するに道路区域を市道と変更するということになります。上のほうの道路につきましては――上原地区につきましては、事業する箇所を県道の道路区域として指定して、事業を行っていくということになります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　今部長の答弁からすると、もう先が見えなくなっていますね。先が見えなくなっていると思います。

次行きます。時間がありませんから。

ちょっと休憩願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○大屋政善　議員　県立中部病院についてお伺いします。

県立中部病院の建て替え事業について、病院完成までの各年度における事務手続についてお伺いします。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　お答えいたします。

中部病院の建て替えに当たりましては、令和６年９月に将来構想を策定し、現在、中部病院職員と共に、基本計画を検討しております。今後のスケジュールとしましては、現在の検討等が順調に進んだ場合、令和８年度に基本計画を策定し、令和８年度から９年度にかけて基本設計、令和９年度から10年度にかけて実施設計を行い、その後に工事着手の見込みであります。

以上です。

○中川京貴　議長　大屋政善議員。

○大屋政善　議員　計画どおり、工事の着手が遅れないような計画でお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　始める前に、私、個人的に腰痛が出まして、執行部をはじめ議会の皆さんと議員の皆さんには迷惑をかけていることをおわび申し上げます。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時16分休憩

午後１時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜屋武　力　議員　沖縄自民党・無所属の会の喜屋武力です。

それではいつものように、県民には優しく、執行部には厳しく、カスミソウの心の持ち主である喜屋武力が一般質問を行いますので、簡明な答弁をよろしくお願いします。

１、津堅島環境、農業、生活の県支援推進事業について。

(1)、トマイ浜の砂流出について。

本島と平安座島を結ぶ海中道路の影響を受け、津堅島の観光名所であるトマイ浜の砂が消えつつあるが、県はどのように考えているのか。対策、対応についてお聞きしたい。よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

うるま市勝連津堅地区の当海岸ですけれども、海岸保全区域に指定されていない一般公共海岸となっております。海岸浸食対策の実施に当たりましては、海岸保全区域指定などの事業採択要件を満たす必要がありますが、当海岸背後地の状況が要件を満たさないことから、海岸事業による対策は困難であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、設置してください。黒潮の流れを防波堤を築くことで、砂の流れを食い止められると考えるがどう思いますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　どのような対策を取れば砂の浸食が防げるかということにつきましては、いろいろ検討といいますか、調査しないといけないと思うんですけれども、先ほども答弁しましたとおり、当該海岸背後地の状況が事業採択要件を満たさないということですので、海岸事業による突堤等の整備は困難であると考えます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　(2)ですね。同じく津堅島、ニンジンの島における小麦農家の生産者への支援について。

高齢化が進みニンジン生産農家が減少、重労働から軽労働を考え、小麦生産農家へと転向の動きが見えるが、県の支援について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県では、沖縄そばの原料であります小麦の生産拡大を図ることを目的に、令和６年度より、おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業において、小麦生産対策を実施しているところでございます。本事業では、沖縄に適した小麦品種の選定でございますとか、栽培実証展示圃の設置、あるいは小麦生産の収益性検証等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　再質問させてください。

今後の生産高を考えて、農業機械の搬入や精製工場設置を島内に支援することで、島の活性化にもなると思うが伺いたい。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県では、水稲及び小麦の共同営農でございますとか、作業受委託に必要な収穫機、加工・貯蔵機械などの導入を助成いたします、沖縄県水稲・小麦等生産安定支援モデル事業を令和８年度より予算を計上して実施する予定となっております。小麦につきましては、播種機でございますとか収穫機、加工・貯蔵機械導入等に対する補助ができますので、こういった事業等での支援が可能かと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　できれば、精製工場の設置もお願いしたいんですがどうですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、津堅島において小麦を製粉加工するための機械の整備等につきましては、先ほど申しました共同農業や農作業受託、委託体制の確立を前提といたしました沖縄県水稲・小麦等生産安定支援モデル事業を令和８年度より取り組むこととしておりますので、そういった事業も活用しながら、製粉加工に関する施設等の導入等には支援が可能かと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　ありがとうございます。

次に進みます。

(3)の島内の住民の燃料（ガソリン・灯油）の買い出しを、島民が20リットルのタンクを持って本島まで来ているようです。県の支援事業で定期的にタンクローリーを搬出させ、タンクローリーのフェリー代金を支援することで島民の生活に貢献できると考えるが、県の対応について伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　ガソリンは引火性が非常に高

い危険物であるため、一定数量販売する場合は、十分な敷地に耐火構造のある建築物で適切な換気設備等を設置して、法令に適した給油施設を備えた上で、消防法上の許可を受ける必要があるということになっております。事業者に確認したところ、タンクローリーを離島に運んで、港等でタンクローリーから直接住民向けにガソリン等危険物を販売することはできないというような形で事業者から確認を取っております。

県として、市町村や事業者との意見交換を行って、どのような対応が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　島の住民の生活に相当支障があるということで、車をフェリーに載せて給油したらフェリー代が高くなって、ガソリン代と引き合わないということから、そういった現象が起こっていますので、もう一度考えて、県で対応ができるような処置を取ってほしいと思います。これを求めておきたいと思います。お願いします。

(4)番、過疎化対策、人口減少化について。

うるま市内で車で行けない唯一の離島となっている津堅島、これといった産業がなくて観光客も少ない。若者が定着して働く場所がないため、島には嫁の成り手も少なく、学校も閉校に追い込まれている現状であります。マリンレジャーを生かし、観光産業、地産地消を推進し、民泊、ホテル等を誘致することで、津堅島の活性化につながると考えるが、県の支援事業で何とかならないものか伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県では、離島振興計画に基づいて産業振興による雇用創出、交通、教育、医療等の分野における定住条件の整備に取り組んでおります。また、うるま市においては、津堅島の基幹産業である農水産業や観光業の振興にも取り組んでいると承知をしております。引き続き、うるま市と連携しながら、津堅島の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　よろしくお願いします。

大きな項目２、中部地域道路行政について。

(1)、与勝一周道路が25年以上たっても開通しない。県の取組について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため必要性は認識しているところでございます。県ではこれまでに、沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を完了しております。今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要がありますことから、施設用地内への立入りの許可が得られるよう、沖縄防衛局、うるま市と継続的に調整を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、宜野湾市道11号線、北中城81号線等は米軍基地フェンスを移設させ、県民生活空間で交通緩和につながる道路として整備されているが、米軍や自衛隊基地に対して県の対応が弱いのではないかと。話合いはどのように行われているのか、もう一度伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　宜野湾北中城線等々、米軍の施設が返還されなければ、工事ができないというところは中部地域にも幾つかございます。

県としましては、毎年沖縄防衛局等に対して、米軍との調整がうまく進むようにということで要請を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、だから宜野湾市も北中城村もこんなに長い間たっているとは思わないんですよ。なぜこの与勝一周道路がこんなに長い間交渉もできないのかというところに、クエスチョンマークがついているんですよ。ぜひもう一度、深く深く米軍側とも話し合って、これを早急に進めるようお願いしたいと思います。

次に進みます。

(2)、中部一帯道路表示板、前回も言いましたけど、道路案内板の表示が見えづらくて見えない、機能していない。この表示板の目的、内容について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

道路標識表示板につきましては、県民ですとか観光客等の道路利用者が、観光施設や目的地まで安全かつ円滑に移動できるようにということで設置しているものでございます。令和７年度からは、沖縄振興公共投資交付金を活用しまして、年間約30基の視認性改善に取り組んでいるところでございます。国の経済対策に係る補正予算等も活用し、視認性改善の加速化を図ることとしております。

以上でございます。
○喜屋武　力　議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後１時27分休憩
午後１時28分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○砂川勇二　土木建築部長　先ほども答弁したところでございますけれども、県民、観光客等の道路利用者が、施設ですとか目的地まで安全かつ円滑に移動ができるように設置しているものでございまして、設置に当たりましては、標識適正化委員会という会の中で設置場所や内容等については議論されて、その内容で設置しているというところでございます。
以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　観光立県として、観光収入が県経済で重要な沖縄県ではあるが、目的を果たしていない表示板、案内板の見苦しさが目立っている。県はどのように今後対応していくのか伺います。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　詳細については部長から答弁をさせていただいておりますが、令和７年度からはいわゆる沖縄振興公共投資交付金を活用して、年間約30基の視認性の改善に取り組んでいますが、令和８年度からは、それをより修正箇所を拡大させて、この改善について加速化するための予算を計上させていただいております。引き続き、県民、観光客の交通の安全性についても、しっかりとそれを表示できる機能を明示していきたいと思います。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　よろしくお願いしますね。
(3)の県道75号線石川赤崎交差点の交通渋滞の緩和について、県の取組について伺います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　赤崎１丁目交差点のことだと認識しております。当該交差点につきましては、沖縄地方渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所に特定されておりまして、周辺道路も含めた交通状況を確認して、国と対策の検討を行っております。ボトルネック対策としましては、右折帯や左折帯の設置、あと右折帯の２車線化、滞留長の延長、信号現示の調整ですとか、区画線の引き直しなどが考えられます。引き続き、国や関係機関と連携し、渋滞の緩和に取り組んでまいります。
以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　部長、周辺道路を見ながらと言いましたが、提案でありますが、石川、恩納地域は、本島陸地でも最も狭い地域であります。４キロしかありません。この幅がですね。その狭いところに北部への道路を通すことができないのなら、金武町とうるま市の金武湾港から、金武湾横断海上ブリッジを計画して、実現に向け国へ働きかけたらどうでしょうか。私の推測では、海上距離4.5キロだと考えて、石川地域、金武湾地域の交通渋滞の緩和と島嶼地域の見晴らし、景観、観光地として、地域経済にも大いにつながると考えるがどうでしょうか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後１時31分休憩
午後１時32分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　金武湾港に橋梁を架けてということだと認識しておりますが、橋梁を架けるとなりますと、環境上ですとか技術上の課題ですとか、膨大な予算が必要となりますので、今後の検討課題になろうかと考えます。
以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　ぜひ、国に働きかけて、実現できることを強く求めておきたいと思います。
続きまして(4)、県道33号線うるま市州崎地域の朝夕の交通渋滞緩和についてですが、出勤、退勤時の前方車両、州崎地域の出入口で車線を塞ぐために、２車線が１車線になってしまい渋滞につながっていますが、県の対応について伺います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　前原交差点の渋滞対策についてですけども、県道沖縄環状線と具志川前原線が接続するのが前原交差点となっております。これも沖縄地方渋滞対策推進協議会におきまして、主要渋滞箇所に特定された交差点となっております。現在、渋滞緩和に向けた検討を進めているところであります。中城湾港に入るところについても、この区間が一連で渋滞しているというのは認識しておりまして、今渋滞緩和の対策の検討を行っているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後１時33分休憩
午後１時35分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

海邦橋前交差点等については、既に検討がなされておりまして、右折帯の滞留長の延長、あと右折帯の２車線化等が検討の中で上がっておりまして、今後対策に向けては検討していくということになります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　これも提案でありますが、勝連半島から中城湾の埋立地を利用して、海岸、海上利用により与那原町までの産業道路として計画を立てて、開通に向けて国に要望し、県として行動を起こすべきじゃないかと思いますがどうでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　先ほどの金武湾港と同様な回答になりますが、海上に橋梁を通すということで、技術的な課題ですとか環境上の課題、あと予算も膨大な予算が必要になると思われますので、今後の検討課題であると考えます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　(5)、県道75号線うるま市内、上平良川から下平良川ですね。現在、安慶名開発地域までの道路拡張計画はあるのか。この75号線は沖縄市からうるま市安慶名までの直進道路ではあるが、その箇所だけが道幅が狭く、交通渋滞にもつながっているんですが、今後の県の計画、取組について伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県道沖縄石川線の上平良川から安慶名の区間は、上平良川方面から平良川交差点向けが４車線、安慶名方面から平良川交差点向けが２車線と現状なっております。現在、平良川交差点における渋滞ボトルネック対策の検討に取り組んでおりまして、安慶名方面からの一部区間で現道の幅員内で直進車線を２車線化するという検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　ぜひよろしくお願いします。

(6)番の県道37号線の照間地域から屋慶名地域までの約２キロ、道路海岸線の雑木改修事業（海岸推進事業）についてですが、うるま市が取り組んでいる地域開発事業として、県はどのような形で支援、対応しているのか伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

うるま市におきまして、令和６年３月に旧与那城庁舎周辺及び県道37号線沿道の利活用推進計画が策定されたことは、承知しております。同計画に基づきまして、令和６年度からうるま市による海岸線の景観向上を目的とします雑木の伐採が今進められているところでございます。県は、うるま市の事業が円滑に進められるように、県管理区域内の伐採許可ですとか、県管理道路の景観向上などに取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　ぜひうるま市と反省の下に進めていただけたらということでお願いいたします。

(7)、県道10号線具志川総合体育館入り口の拡幅についてですが、現在うるま市では、この地で総合体育館改築工事が進められ、この工事においては防災防備機能を重視した体育館、総合運動施設として総合計画で改設に向けて取り組んでいるが、道路が狭いため出入口への右折・左折の道路拡幅工事が必要と考えるが、県の対応について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　うるま市が計画しています総合体育館の建て替えに伴いまして、具志川運動公園出入口道路と伊計平良川線との取付けに関しましては、現在うるま市と事前調整を行っているところでございます。右折帯の設置等について事前調整を行っているところでございます。引き続きうるま市と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、ぜひこの道路拡幅工事をすることで、何かイベントがあったときに、この入り口付近で渋滞してしまって、大変地域住民の迷惑になっていますんで、ぜひ力を貸していただけたらと思います。

(8)、高速道路（沖縄自動車道）沖縄南インター、北インターの交通渋滞解消のための中間の池武当インター開通に向けて、県から国への働きかけと進捗状況、内容について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　池武当インターチェンジにつきましては、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられておりまして、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するもので、令和６年度から事業に着手しているところであります。現在、詳細設

計を行っているところでありまして、引き続き、沖縄市や関係機関と連携を図りながら、早期整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　よろしくお願いします。

大きな項目３の、うるま市内で現在県が取り組んでいる道路整備事業の早期整備完成についてです。

質問の(1)(2)(3)、また(4)(5)は関連する質問ですので、私が読み上げてから一括してお答えください。よろしくお願いします。

(1)、兼箇段喜仲線総延長720メーターの進捗状況と内容、工事完了予定はいつなのか。

(2)、与那城18号線の進捗状況、内容と完成予定について伺います。

(3)、……

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜屋武　力　議員　(1)、兼箇段喜仲線総延長720メートルの進捗状況と内容、工事完了予定はいつなのか伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　兼箇段喜仲線ですけれども、旧県道36号線と県道36号線を結ぶ道路でして、うるま市において道路事業を実施しているところです。本路線は、狭隘で歩道がなく危険な状態であるため、歩道と車道を整備して歩行者と車両交通を分離することで、歩行者の安全を確保することとして整備が進められております。令和７年度は用地買収及び物件補償を行っており、令和６年度末の進捗率は約65％となっております。完了予定時期については未定と伺っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　(2)、与那城18号線の進捗状況と内容、完成予定について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　与那城18号線ですけれども、彩橋小学校に隣接する道路で、うるま市において道路事業を実施しております。整備内容につきましては、歩道と車道の整備ということで、先ほどの兼箇段と一緒になります。令和７年度は用地買収と物件補償を行っておりまして、令和６年度末の進捗率が約65％とのことであります。こちらにつきましても、完了時期については未定ということでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　(3)番の安慶名西原線総延長204メートルの進捗状況と内容、完成予定について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　安慶名西原線ですけれども、県道75号線と旧県道224号線を結ぶ道路で、これもうるま市において実施している道路事業であります。整備内容につきましては、歩道と車道の整備ということで、またこれも同じということになります。令和７年度は用地買収及び改良工事を行っておりまして、令和６年度末の進捗率は約67％とのことであります。この路線につきましても、完了時期については未定とのことであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　(5)番の、同じくハード事業で、安慶名田場線の進捗状況と、完成予定について伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　(5)番の安慶名田場線ですけれども、主要地方道沖縄石川線の安慶名を起点としまして、県道具志川環状線の田場を終点とする道路となっておりまして、これはうるま市において実施している街路事業となります。本事業の令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで約25％とのことであります。完了時期については未定ということでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　再質問させてください。

うるま市の都市計画事業の中で、道路整備事業が重要となっており、工事が早期に完了しないことで、立ち退きに協力した方々はアパートに仮住まいしている方もおり、早期に完成させることで地元に帰って日々の生活を取り戻せるものと考えるが、何年かかるのか

分からず頭を抱えている方もいます。県の早期対応に期待したいものですが、その件についてもう一度お願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　道路事業で物件補償をして立ち退いていただいた方につきましては、道路敷を外した部分については建物の建築は可能となっております。それで、区画整備でしょうかということでお尋ねしたところですが、土木建築部におきましては、市町村事業への影響を最小限にとどめるように、減少した額については県事業を減額して配分するなど取り組んでいるところでございます。市町村事業につきましては事業計画ですとか執行状況とか、その辺を確認するために毎年度ヒアリングを行っておりまして、事業効果の早期発現が図られるように、必要に応じて物件補償の必要額とか、その辺りも配慮して配分しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、今回いろんな交付金が出ているような感じではありますが、そういったものを利用しても。これももう15年から20年ぐらいたっている。計画を立てて道路にするのにですね。早めに完成してもらいたいなと。この延長はいいんですけれども、県道までのこのつなぎですね、この県道から向こうは後で考えてもいいんですが、この県道までのつなぎが完成すれば、都市計画も市としては立てられるんですよ。そういったものに関して早めに行ってもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大きな項目４、防災震災対策によるうるま市内の道路事業について。

(1)、県道85号線の字前原イオン具志川店近くの道路斜面補強工事でありますけど、現在東側向け、左側の斜面工事が完成間近ですが、対面する右側の斜面補強工事の対応計画について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　御指摘の沖縄環状線におきましては、令和５年８月の台風６号で道路のり面が崩壊しましたことから、現在復旧に向けて取り組んでいるところでございます。施工中の箇所につきましては、令和７年度中での対策完了を予定しておりまして、残りの箇所についても令和８年度に対策を実施予定であります。引き続き早期復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　ありがとうございます。

(2)、県道85号線うるま市沖縄市道路冠水整備事業（赤道第三雨水幹線・赤道第一雨水幹線）でありますが、この地域一帯の都市開発ですね。人口増による建物の増で、沖縄市松本の雨水幹線直径1600ミリの管に他の雨水幹線が３本接続されており、根幹となる元が水を放出することができずオーバーフローしていることを市議の時代から訴えているんですが、今回うるま市、沖縄市の予算で30億円以上の予算が必要となっているということです。市の予算では困難で県に救済対策を求めていますが、県の対応について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　現在、浸水対策を行ううるま市において基本設計を行っておりまして、次年度以降、実施設計及び工事を行う予定であるとのことであります。

県としては、市の対策が計画的に進むよう、技術的助言や必要予算の確保に努めるなど、引き続き市と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　部長、これは自然災害でありますので、国の各省庁の予算の支援対応があると考えますが、どうでしょうか。これ利用できますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　公共投資交付金以外にも社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金というのがございまして、それも活用できるかと思いますので、引き続き市と連携して、予算の確保には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　ぜひ部長、デニー知事の地元であります。家の前ですので、ぜひ力を貸してください。よろしくお願いします。

(3)、州崎地域内（工業団地内）、道路街路樹（キョウチクトウ）の撤去、工業団地周辺道路の街路

樹雑草の清掃作業について、県の対応を伺います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　中城湾港新港地区の臨港道路に街路樹として植栽されているオキナワキョウチクトウについて、今課題となっていることは認識しております。今後、対応策を検討していきたいと考えております。また、除草につきましては、関係機関等と連携して、優先順位をつけて実施しているところでございます。今後、一部の路線で性能規定方式の導入を予定しているところです。引き続き、港湾施設の適切な街路樹・除草管理に取り組んでいきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　再質問させてください。
　キョウチクトウは毒性の強い樹木であり、それを知らない人が手にして、間違えて口に入れたとしたら大変なことになる。また、その木の下の雑草を刈り取り、飼料として使用する、処分場へ持っていくなどした場合、キョウチクトウの花が混入していると引き取ってもらえないんですよ。県は何を根拠にキョウチクトウを植栽したのか伺います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　過去に道路の街路樹とか、その辺りでも植栽されてきた経緯がございます。植栽に当たっては、やはり花がきれいであるとか、そういうところで植栽が進められてきたものと考えておりますが、今議員がおっしゃいましたとおり、毒性についても現在課題となっておりますので、撤去なり、ほかの木への植え替えなり、今後検討を進めていく必要があろうかと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　よろしくお願いいたします。
　(4)番、州崎地域への道路橋の耐震補強工事ですが、この地域への道路橋は、現在４か所ありますが、補強工事は何橋行うのか、完成と進捗状況について伺います。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　中城湾港新港地区の臨港道路における橋梁の耐震補強につきましては、令和２年度から工事に着手しておりまして、令和４年度に海邦橋が完成しております。現在州崎橋の整備を進めているところであります。引き続き、予算の確保に努め、早期の完成に向けて取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　部長、道路橋の利用車両の通行許可証についてですが、州崎地域に出入りする大型車両を扱う利用者等の通行する道路橋の仕様に誤解があり、車両規定を把握していない業者も多数いるとのことです。今後、ゆがふ製糖の移設に伴い、大型車両の通行に対して地域への説明をしっかり行うことで、交通渋滞の緩和にもつながると考えるが、もう少しこの工業団地内の大型車両を扱っている業者に対して、この内容を再度説明して把握させることで交通渋滞も緩和すると思うんですが、それについて考えはありますか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　橋梁の設計に当たりましては、通常の大型車両については貨物を積んだ状態でも通れるような設計になっていると考えております。ただ、特殊車両といいまして、非常に大きな荷物を積んだ長いトレーラーを通すとか、その辺りになると許可が必要になります。そのときにはその条件ですね、車軸にかかる重さですとか、その辺りを勘案して通れるかどうかというのを検討して許可を出すことになりますので、その辺りの許可が必要ですよということについては、周知を図っていく必要があろうかと思いますので、周知に努めたいと思います。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力　議員　この地域を出入りする大型車両ですが、何か勘違いしているところがあって、津梁橋――ドンキのところだけしか通れないというような感じで聞いています。そういったところで何か県の通行許可証の意味が分かっていないところがあって、そこにしかこの特殊車両が集中していないことから、そこも交通渋滞の原因になっていることもありますので、ぜひもう一度、関係部署から説明を行うことで交通渋滞の緩和にもなると思いますので、よろしくお願いします。
　最後に知事に伺いますが、私が見える範囲内でも、うるま市、沖縄市、中部地域の道路整備事業が多々あること。地域県民のために、急ぎで整備しなければならないのではないかと、中部の道路事業がほとんど手をつけられていないことは明らかであります。知事の出身地である中部地域の県民のために、目配り気配りで中部の活性化に向けて働いていただきたいと思いますが、どのような考えがありますか、知事。よろしくお願いします。
○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　お答えいたします。

県全体の課題として、先ほども議員から質問がありました道路標示板や道路案内板の改善については、中部も沖縄県全体、いわゆる地域の方々、住民の方々、それから観光客の方々も、非常に道路を利用するという意味においては、車や携帯にナビはついておりますけれども、やはり視認性の高いのは道路標識だということは間違いないと思います。今年度の予算からその道路標示板などの改良、それから白線の再線化などについて、しっかりと予算をかけて前倒しでそのような課題が解決できるように取り組んでいきたいと思いますし、当然沖縄本島全体はもちろん、中部においてもそのように必要な箇所にはしっかりと目に見える形で改善を図っていけるように、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴　議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力　議員　知事、今回、大きな事業で東海岸線の中城湾、金武湾における２つの道路計画案を提案し強く求めましたが、県が取り組むことで大きな事業となりますが、今後国との話合いの中で、早期実現となることを強く求めておきたいと思います。ぜひ県民のために東海岸もにぎわえるような、そういった交通渋滞もなくなるような計画を立てたらどうかという大きな事業ですので、県もいろいろと頭を働かせて、こういったものを造れば東海岸がもっと潤うだろうということもありますので、ぜひこの大きな事業ではありますが、国と話し合って、県のために力を尽くすことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　当然県道の管理はもちろんですけれども、国や市町村ともよくよく連携をして、必要な体制、必要な予算で、しかも計画をできるだけどんどん前倒しにできるような形でしっかり取り組んでまいります。

○喜屋武　力　議員　終わります。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

比嘉　忍議員。

〔比嘉　忍　議員登壇〕

○比嘉　忍　議員　それでは沖縄自民党・無所属の会、比嘉忍、令和８年２月定例会の一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは通告に従って順次させていただきます。

まず１、県内特殊詐欺被害について、下記のとおり答弁を求めます。これはもう通告後も新聞報道でも被害が出てきておりますので、現況とそれから下記について答弁をお願いしたいと思います。

(1)、今年度の被害件数、被害金額について。

(2)、検挙数について。

(3)、特異性について。これは県民性とか、地理的要件が他府県と比べてどういう状況なのかということでございます。

(4)、県民への対策メッセージについて。

続きまして２、知事提案説明要旨より、次の事項について、現況、具体的な取組、経緯及び目標について、答弁を求めます。

まず(1)、「はじめに」より。

ア、「本県の離島地域は、豊かな自然環境や独自の歴史・文化などの人々を惹きつける資源を有しているほか、我が国最西端の領海・領空・排他的経済水域の保全など、国家的利益の確保と増進に重要な役割を果たしております。そのため、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、県政の最重要課題と位置付け、引き続き離島振興に取り組んでまいります。特に、小規模離島においては、長年にわたる人口減少等により地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況について、強い危機感を持っているところであり、小規模離島の方々が安心して暮らし続けることができるよう、離島町村と連携しながら、地域社会の維持に向けた施策に全力で取り組んでまいります。県立病院の経営再建に向けた取組を着実に推進するとともに、離島で働く医師の養成や代診医派遣等に引き続き取り組むなど、離島・へき地を含め医療提供体制の確保を図ってまいります。」

イ、５ページ、「特に、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであり、その実現を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持し、「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書と、「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」に込めた平和への願いを叶えられるよう、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。」まで。

(2)、「令和８年度の主な施策について」より。

ア、「イノベーション・エコシステムの構築に向け、県内大学等による先端医療を含む幅広い分野の産学連携共同研究等への支援や、その研究成果の企業への技術移転の促進に取り組みます。」まで。

続きましてイ、「若年妊産婦等に切れ目なく支援を行うための居場所の設置や、こども家庭センターの設置促進のほか、関係機関と連携し、不登校、ひきこもり、ニート、発達障害等社会生活を営む上での困難を有するこども・若者やその家族等に対する多角的な支援に取り組みます。」まで。

ウ、「伊平屋空港については、整備に向けた課題解決に取り組んでまいります。」まで。

エ、「また、北部地域の水源かん養機能の維持や環境保全、地域振興などやんばるの森・いのちの水を守る取組を推進します。」まで。

３、衆議院議員選挙における集計ミスについて、発生経緯、再発防止策について答弁を求めます。

４、地域の課題解決に向けて、次のとおり答弁を求めます。

(1)、名護市東江海岸で進められている高潮対策事業について。

(2)、世冨慶川河口付近の堆積土砂の対策について。

(3)、県道71号線（名護市大北地内）の道路改良工事について。

(4)、県道13号線（名護市豊原地内）の歩道整備事業について。

(5)、令和６年１月25日に屋部支所管内地域振興会より提出された要望書についてです。

以上、１次質問とし、２次質問は質問席から行います。よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　比嘉忍議員の御質問にお答えいたします。

知事提案説明要旨についての御質問の中の２の(1)のア、離島・僻地における地域社会の維持に向けた施策についてお答えいたします。

沖縄県では、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、特に小規模離島及び僻地については、人口減少等により地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況であり、強い危機感を持ち対策を講じる必要があると考えております。令和８年度当初予算案では、前年度に比べて約31億円増となる約686億円の離島予算を計上しており、新たに離島住民の買物環境の改善、ガソリンスタンドの施設整備等の支援、住宅整備コストの負担軽減、担い手確保のために奨学金返還に取り組む町村役場や民間事業者への支援、離島町村総合事務センター（仮称）の共同設置の検討などに取り組むこととしております。離島住民の安全・安心な生活に不可欠な医療提供体制の確保については、自治医科大学及び県立病院で医師及び専攻医を計画的に養成するとともに、県内外の医療機関からの専門医や代診医の派遣などに取り組んでおります。地域の中核的な医療機関である県立病院においては、地域医療提供体制を維持するため、医療ＤＸの推進、職員配置の最適化による労働生産性の向上などを着実に推進し経営再建を進めてまいります。

沖縄県としましては、引き続き離島・僻地の方々が安心して地域に暮らし続けることができるよう全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○中川京貴　議長　警察本部長。

〔井澤和生　警察本部長登壇〕

○井澤和生　警察本部長　１、県内特殊詐欺被害についての御質問のうち、(1)から(4)までは関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、令和７年中の県内における特殊詐欺の認知件数は245件、被害総額は約５億9860万円となっており、前年と比較すると74件、約３億6410万円の増加となっているところです。

次に、令和７年中の特殊詐欺の検挙につきましては24件となっており、前年と比較いたしますと12件の減少となっておりますが、このほか、令和７年中は特殊詐欺の関連事件として、ＡＴＭで犯行利用口座から被害金を引き出す払出盗18件、被害金を隠匿する行為で組織的犯罪処罰法違反として11件を検挙しているところです。

次に、令和７年中の県内における特殊詐欺の手口を見ますと、最も多いのは、警察官をかたり捜査名目等で現金等をだまし取る手口となっており、県内の認知件数の約41％、被害総額の約74％を占めております。

県警察におきましてはこうした情勢を踏まえまして、警察官がビデオ通話により取調べや警察手帳の提示、あるいは逮捕状の画像の送付などは行わないこと、国際電話を必要としない方は国際電話の利用を休止すること、１人で悩まず家族や友人、警察官に相談することなどにつきまして広く周知を行っておりまして、またこの周知をより効果的に行うために、体験型の防犯講習会による注意喚起、県内スーパーマーケットと連携した店内ビジョンを活用した被害防止動画の放映、県警察制作の詐欺被害防止用オリジナル着信音の制作、周知など、関係事業者等の協力を得ながら各種対策を講じているところであります。今後とも犯行

手口の変化に速やかに対応し、県民が被害に遭わないための対策を講じてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　２、知事提案説明要旨についての中の(1)イ、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去等に関する取組についてお答えいたします。

普天間飛行場については、県が求めた５年以内の運用停止が実現されず、ＳＡＣＯ合意から29年が経過した現在も同飛行場の閉鎖・撤去は実現しておりません。

県としては、これまで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外への移設及び早期閉鎖・返還並びに辺野古移設計画の断念について機会あるごとに政府に求めており、本年１月にも来県した小泉防衛大臣に対し要望したところです。また、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去に向けては、昨年１月の普天間飛行場負担軽減推進作業部会や同年８月の軍転協要請などにおいて、政府に対し、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や所属機のローテーション配備などを提案するとともに、同飛行場の運用停止に向けたスケジュールを具体的に示すよう繰り返し要望しているところです。

以上になります。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　２、知事提案説明要旨についての中の(2)のア、イノベーション・エコシステムの構築に向けた現況等についてお答えいたします。

県では、科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげるため、県内大学等を核としたイノベーション・エコシステムの構築に向け、研究者と企業とのマッチングを通して大学等の共同研究を支援するとともに、その研究成果の活用を目指す企業への補助を実施しています。これにより、県内大学等が保有する特許等の企業における活用状況を示す実施許諾件数は、令和２年度30件から令和６年度42件と、目標値38件を上回る成果が得られております。

同じく２の(2)のエ、北部地域の水源涵養機能の維持についてお答えいたします。

県では、水源地域への理解の促進と地域振興を図るため、水源地域自治体による水源涵養の機能維持、ヤンバルの環境保全及び水源地域の振興に資する取組に対して、水源地域環境保全事業により支援を行っております。また、水資源を大切に使う社会の実現を目指し、その恩恵や有限性を分かりやすく解説した児童向けの副読本を配布するなど、次世代への啓発活動にも取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　２、知事提案説明要旨についての(2)のイ、子ども・若者等への支援についてお答えいたします。

県では、若年妊産婦が安心して出産し、自立に向けた支援を行う居場所の設置や、一般的な居場所では対応が困難な子どもを支援する拠点型子どもの居場所を新たに北部圏域に設置することとしております。また、子育て家庭等へ包括的な支援を行うこども家庭センターが20市町村で設置されており、全市町村に設置されるよう取り組んでいるところです。さらに、子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅでは、不登校、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者からの多様な相談に応じ、関係機関の紹介、その他の情報提供等を行っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　２、知事提案説明要旨についての(2)のウ、伊平屋空港整備に向けた取組等についてお答えいたします。

伊平屋空港については、これまでの検討結果から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。今後も伊平屋村、伊是名村と連携しながら需要の確保、航空会社の就航意向取付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に４、地域の課題解決に向けての(1)、東江海岸の浸食対策についてお答えいたします。

東江海岸はこれまでに越波・飛砂被害が度々発生しており、防災上、早期の対策が必要な海岸であるため、令和元年度から自然災害防止事業により浸食対策を実施しております。当該事業については、令和７年度より砂浜の保全等の要望が上がっており、これまで現地での事業説明等を実施してきたところであります。引き続き丁寧な説明を行うとともに、環境に配慮しつつ、早期の事業完了を目指し取り組んでまいります。

次に同じく４の(2)、世冨慶川河口付近の堆積土砂対策についてお答えいたします。

準用河川の世冨慶川における河口閉塞の対策については、管理者である名護市において実施されるものと理解しております。しゅんせつに当たっては、緊急浚渫推進事業債等の活用が可能であることから、県としては名護市と意見交換を行いながら、技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

次に同じく４の(3)、伊差川線（伊差川工区）の整備状況についてお答えいたします。

県道71号線は、伊差川西交差点から県立北部病院に向けて640メートルの区間を、街路事業の伊差川線（伊差川工区）として平成26年度に事業着手し、整備を行っているところであります。伊差川工区の令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約32％となっており、現在用地取得に取り組んでおります。引き続き、予算の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に同じく４の(4)、県道13号線における歩道整備についてお答えいたします。

県道13号線の約4.2キロメートルの区間については、歩行者の安全確保等のため、平成28年度から歩道整備等の事業を実施しており、現在は国の通学路緊急対策に係る補助事業を活用しているところです。令和６年度からは、久辺小学校付近において歩道整備工事を実施しており、昨年11月に工事が１件完了したほか、２月には、さらに１件の工事を契約したところです。引き続き、用地取得及び工事の進捗を図り、事業の早期完了に向け取り組んでまいります。

次に同じく４の(5)、屋部川に係る地域からの要望に対する県の対応についてお答えいたします。

屋部支所管内地域振興会からの屋部川に係る要請に対し、親水公園等への溢水対策等については、令和７年３月及び５月に北部土木事務所から地域振興会へ護岸かさ上げや親水公園スロープ等の設計説明を行っております。現在詳細設計において、高潮を考慮した護岸高さの検証を行っているところであります。今後とも関係機関と連携し、屋部川の浸水被害の軽減に向け早期整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　選挙管理委員会委員長。

〔武田昌則　選挙管理委員会委員長登壇〕

○武田昌則　選挙管理委員会委員長　３、衆議院議員選挙における集計ミスについてお答えいたします。

令和８年２月８日執行の衆議院議員総選挙において、一部の市町村選挙管理委員会で、開票の際に投票総数と投票者数が一致しない事例や、投開票速報の数値が訂正となる事例等が生じたところです。

県選挙管理委員会としましては、国政選挙の際等に管理執行上問題となった事項について、市町村の選挙管理委員会との情報共有を図っており、引き続き、各種研修会等の機会も活用して周知を図ってまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時25分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○比嘉　忍　議員　それでは再質問を行いますが、順番を変えていきますのでよろしくお願いいたします。

大問４から行きたいと思います。

まず東江海岸、工事が発注されて今現在進捗が止まっている、工事施工が止まっている状況なんですが、部長の先ほどの答弁では、完了を目指して取り組んでまいりますということで、現時点での完了、完成めどは立たれておりますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

現在の計画では、令和８年度が完了の予定となっておりますが、今、要請等もあって止まっている工事もございますので、若干遅れる可能性はあるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　進んでいた工事が今ちょっと止まっているという状況なんですが、この進捗としては、どれぐらいの状態で止まっている状況なんでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時27分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

事業全体の事業費に対する進捗率ということでいいますと、令和６年度末で66％となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　この案件は請願も出されている案件であり、やはり地域住民の声も聞いていただきたいということで今止まっているということだと思います

が、一方で、台風の際に堆積された土砂等で近隣住民からの大きな要望もあった事案でもありますので、その要望する住民の声、あるいは請願の方々の両を立てというか、とても厳しい状況かもしれませんけれども、しっかり対応して進めていただきたいなと思っております。

続きまして(2)、世冨慶の部分に関しまして、基本的には名護市で行う事業ではございますが、技術的な支援とか事業化に向けてということで、名護市と具体的にその振興に向けて、事業に向けての連絡調整とか、具体的に行ってきたという経緯はありますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　直近でいいますと、令和７年11月、あとは今年の１月に、名護市と意見交換を行っておりまして、答弁しましたとおり管理者である名護市が実施する必要がありますよということとか、あと、しゅんせつに当たっては緊急浚渫推進事業債の活用が可能であるということなどを説明しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　昨年と今年の１月ということで、引き続き連携しながら、地域住民からの要望も大きい事案でございますので、よろしくお願いしたいなと思っております。

それから(3)番、伊差川線。事前にヒアリングに来た際には、今年度３月末までに調査を終えて、それを踏まえて実施されていくということで、近隣の沿道沿いの住民あるいは事業者の方々からも今どういう状況なのかという問合せもあるものですから、今の現況というのを地域住民あるいは近隣の方々に、ぜひ説明会というか、今の現状報告というのを行っていただきたいと思うんですが、このような計画とか予定とかございますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　議員のお話のとおり、今年度は物件補償とか用地買収に係る調査を実施しておりまして、次年度から調査内容に基づいて交渉に当たることにしております。地元への説明会等については、所管しています北部土木事務所にも働きかけたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　県として土木事務所に働きかけたいということで、今現時点では計画も予定もしていないということでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

この事業は継続して実施しておりまして、事業開始当初に一度事業説明会を行っているところでございますが、必要に応じて、途中で事業説明を行うこともありますので、進捗状況等について、まずは地域の代表の方にやるのかどうかとか、ちょっとその辺りも含めて北部土木事務所に話をして、説明してもらおうと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　ぜひ説明を行っていただきたいと思います。

現時点で見通している工程というか、スケジュール感的なものについてお答えをお願いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

これまでも用地取得に取り組んでいるところではございますが、現時点でまだ取得すべき用地が多数残っております。中にはやはり反対する地権者の方もおりますので、そこら辺を踏まえると、現時点でいつ完了目標とか、その辺もなかなか申し上げられないというのが現状でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　今の現時点でのスケジュール感的な答弁をいただきました。それも踏まえてやはり地域の方々、この事業がどうなっているんだろうということを思われている住民、近隣の方々もいらっしゃいますので、ぜひ説明会は行っていただきたいと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○比嘉　忍　議員　(4)番、県道13号線です。

１月に工事をして、２月に１件契約を行ったということでございますが、これも同じように現時点での進捗率と工事完了までのスケジュールについて答弁をお願いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　令和６年度からは久辺小学校付近での歩道整備工事には着手しておりまして、令和６年度末時点で進捗率は事業費ベースで約34％となっております。これも先ほどの伊差川線と同様なんですけれども、延長が約4.2キロございまして、まだまだ取得しなければならない用地が多数ございます。その辺を踏まえると、現時点でいつ頃完了を目指すというのがちょっとなかなか申し上げられないという状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　やはり用地交渉等があるということもありました。地域の方々、特に区長さんとか、またこの地域から選出されている市議会議員もおりますので、この辺の方々とも連携しながら、今県として抱えている課題を解決できるような形での連携はいけると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。

それから(5)、屋部支所管内地域振興会から令和６年１月に提出されておりますが、その要望書では大きく３つの要望が記載されております。それを受けて、それぞれの３つの部分に関して今どのような進捗状況なのか、答弁をお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　振興会のほうからは、雑草の対策、それと親水公園の溢水の対策、それと転落防止柵の３つだったと認識しております。雑草対策については、随時雑草の伐採・除草をしているところでございまして、あと溢水対策と防護柵については、設計が終わり次第、地元への説明も経た上で、工事は同時に行いたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　これは今設計中という状況、段階でよろしいんですかね。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　現在設計中となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　これも先ほどの伊差川線同様、現況も含めてまた定期的に地域の方々への説明等も踏まえて行っていただいて、また確実に要望がかなえられるような対応を県としてお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○比嘉　忍　議員　続きまして３、集計ミスで委員長のほうからございました投票者数と投票数が合わないというのは、どういった事態でこのような状況が発生するのかちょっとよく分からないので、事例というか、判定というのは難しいと思うんですけれども、県選管としては今どのような見解をお持ちなのか、答弁願います。

○中川京貴　議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則　選挙管理委員会委員長　お尋ねの件なんですけれども、沖縄市選挙管理委員会によりますと、投票用紙の二重交付や投票総数、開票数の集計誤りの可能性も考えられるということなんですけれども、原因の特定に至らなかったということでございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　発生した原因とか、自分が先ほど聞いたのは、なぜそのような状態が起こるのかなという、県選管としての見解がありましたら――何ていうんですか、投票者数と投票用紙を間違って１人の方に２枚交付してしまったということなのか、あるいはそういったことがもし確定しているのでしたら、今後の対策としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○中川京貴　議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則　選挙管理委員会委員長　今お尋ねいただいた、市町村の選挙管理委員会における個々の事例については、その原因なども様々でございまして、県選挙管理委員会としてコメントすることは差し控えたいと思います。その上で一般論になりますが、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、管理執行上のミスが発生していることは残念なことであると考えております。

県選挙管理委員会としては、事務的なミスの発生を避けるためにも各市町村の選挙管理委員会において、研修の実施等により個々の事務の目的や必要性について、十分に確認いただくことが重要と考えております。引き続き、市町村事務説明会や各種研修会等の機会も活用して、選挙の厳正な管理執行に万全を期すよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　具体的にはやはり市町村選管での事案という形になりますが、県選管として監督する立場から、そのような状況が出た際には連携して研修等も行っているということですので、引き続き、このような事案が発生しないような対策というのは、しっかり対応していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

続きましては１番の特殊詐欺について、先ほど本部長のほうからございました。発生件数、それから被害額が――件数は245件で昨年から―― 一昨年ですか、74件が増加したということなんですけれども、金額は倍ぐらいの被害が起こっているということなんですね。その辺の傾向というか、あるいはなぜそのような状況が起こっているのか、今県警では分析されておりますでしょうか。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

被害の状況は様々ですので一概に統計的にとは申し上げられませんが、被害額が大きくなるというのは、相談をしないで、要はお一人で何度もやり取りしているうちに複数回――この特殊詐欺の関係で言いますと、何回かに分けて幾らかずつ被害金を取っていくというのが見られて、そういう意味でその被害金額が大きくなる方というのは、しばらくの間誰にも相談せずに時間がたって、そのうちにという場合が多いと考えておりまして、そういう意味でも先ほどお答えいたしました中にもありますけれども、早めに御家族とかお知り合いの方、あるいは警察に相談いただいて、瞬間的にだまされたとしても被害を軽減させるという意味では、そういった部分をやっぱり強く訴えていくというのが大事かなと考えております。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　１次答弁でもありましたように、やはり警察官をかたる詐欺の被害が多くなっているということで、通告の後からも新聞でそのような被害が出てきて、高齢者のみならず、40代、50代の被害者も出てきているという状況です。啓発活動を県警のホームページのみならず、県としても何かそういった対策、被害が出ないような形でということで、やはり市民からすると、私なんかもそうなんですが、警察官をかたられると信用してしまうという部分があるかもしれません。また電話番号も警察の末番0110からの着信で被害があるということで、それを何とか防止する策というのも構築していっていただきたいなと思います。

地域でのことなんですが、私の地元名護市大西区の新年会で、現職の警察官が制服を着て、この詐欺防止のちょっとしたコメディーみたいな、寸劇みたいなものを区長さんとやっていました。質問形式でＱ＆Ａみたいな感じで、このような状況のときには、はい皆さんどうしましょうみたいな感じで参加いただいている区民に問いかけて、そこで答え合わせをしていくというような、こういった形も非常に有効かなと思いますし、学校関係でも中学生・高校生あたりでもやると、この子どもたちが自分の親たちに、親が気づけない分、子どもたちが防止するという可能性も大いに期待できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ連携してお願いしたいなと思います。よかったですよ、劇はですね。よろしくお願いいたします。

あとは……。休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　ただいま比嘉議員からお話がございました。まさにおっしゃるとおりだと思います。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、早く相談していただくとか、あるいは警察官が――先ほど申し上げましたけど、やはりビデオ通話なんかを使って、それからＳＮＳを使って接触していくというようなことは、基本的にはございませんので、そういったことを多くの人に知ってもらう。そしてまた、これは一度やっただけで終わるものでもなくて、特に御高齢の方には何回もお話をするというのも必要だと思います。今比嘉議員がおっしゃったようなやり方も含めて、できるだけ多くの方に接触していってお話をさせていただくという取組を地道に、まずは繰り返させていただきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　本部長、よろしくお願いいたします。

最後の質問で、大問２は(1)のイ、普天間飛行場について、をさせていただきたいと思います。

我が党の代表質問で治利議員の質問にも答えておりました。知事は、いろんな訴訟を起こしてきて14件のうちほぼ負けている状況で、それから治利議員への答弁に関しましては、法令を遵守するとかというふうに言っておりました。最高裁の判決でももう既にこれ出てきておりますね。去年の１月16日の法廷でも出

てきておりますし、その前の2024年３月１日の最高裁の小法廷で――これで裁判官がコメントをしております。知事、この２件それぞれの判決の際の裁判官のコメントは御存じですか。覚えていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時46分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。今、最高裁等の裁判官の発言等のコメントについては、資料を持ち合わせていないところでございます。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　これはデジタル版なんですけど、ネットでもございますが、まず2024年３月１日のあれでは最高裁第１小法廷の岡裁判長は、申請を承認しない県の対応は違法だと断定しておりますし、去年の１月17日では県の不服申立てを認めれば迅速な解決が困難になると指摘しております。こういう状況を踏まえて、14件、和解取下げの４件を除いていずれも敗訴しています、最高裁で。その状況で私が申し上げたいのは、この全身全霊でこれを阻止するという法的根拠、法律で負けているにもかかわらず、どのような観点からそういう発言をするのかなと、とても不思議なんですね。その辺についてどうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これは私ども沖縄県の考えですが、この間裁判で判断され、司法でその結果が出たのは、当初の承認申請、そして２回目の承認変更申請に関してでございます。工事は今、代執行で続いていますけれども、引き続き変更承認が提出されたら、公有水面埋立法にのっとって適正に判断をしていきたいというように考えておりますので、裁判の効力は今後の我々の判断には及ばないものというように考えています。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　裁判長のコメントで、先ほどみたいな不服を申し立てれば迅速な解決が困難になると。それから申請を承認しない県の対応は違法だと断言されていますので、違法な状態をまた新たにつくり出すのかという疑問も出てきます。代表質問の際でも、このトータルの費用予算２億5000万円が県民の税金から使用されたということなんですけど、その２億5000万円かかったということに対して、知事としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　これまでの一連の裁判につきましては、法令上に照らして県としては裁判によって確認する必要があろうという判断に基づいて提訴したものでございますので、その結果といいますか、その必要があったものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　しかし、この判決の際の裁判長の発言というのは大きいと思いますよ。違法性があるとか、やはり遅らせるだけだという発言を裁判官が行っているという事実は、大きく受け止めていただきたいなと思っております。

ちなみに、令和８年度沖縄県一般会計当初予算、これタブレットにもあります。県民の皆さんも県のホームページで一覧表を御覧いただけると思いますが、例えば令和８年の沖縄県一般会計当初予算（案）主な事業（重点テーマ）というのがございますが、市町村行政――この中の①ですね。離島・過疎地域の持続可能な地域づくりに、市町村行政体制整備・広域連携支援事業というのがこれが6900万円ですけれども、あの２億5000万円がなければ３年分が実施されます。それから、人権の尊重とジェンダー平等の実現に向けて、困難な問題を抱える女性支援事業、これ5000万円。５分の１ですね、５倍、５年分２億5000万円で県の事業としてできるという形になりますし、知事がいつも言っています誰一人取り残さない、こどもまんなか社会づくり事業。これ3400万円ですので、２億5000万円あれば６年分、その事業が６倍展開できるという形になります。ですので、これぐらいの大きな予算がかかって、それから裁判官あたりからも違法だと言われている事案を、また何かあればやっていくということ自体――私、前の一般質問の際にも、知事は前衆議院議員でもありました、立法府でもありましたということも発言させていただきました。こういった観点も踏まえて、現実的にしっかりやるべきだと思っております。いかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄県は、法定受託事務によってこの普天間の移設事業、つまり辺野古の埋立事業については法律にのっとって、部局においてしっかりと沖縄防衛局とも何度もやり取りをさせていただいて、法律上それが適用していない部分が明確にあるということから何度も確認をし、その結果として不許可とした、不承認としたという形を取ったものであります。ですから、私たちは法律にのっとってきちんとやったにもかかわらず、その内容については一切配慮されな

い、考慮されないというようなことについては、これは法律に問題があるのではないか、あるいは国の政府の部局がそのように法を濫用したということがあるのではないかというようなことも含めて訴えたものであります。ですから、引き続きそのように法律にのっとって真摯に対応していきたいというように考えております。

○中川京貴　議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍　議員　国会議員出身で立法府での経験があった方が、法律に問題があると今発言しておりました。もうびっくりしますけれども、一応裁判の過程で裁判長が申請を承認しない県の対応は違法だという形で発言されておりますので、先ほどから申し上げております例えば予算の関係ですね、こども・若者自立支援事業はこの表で見ますと1900万円でありますので、２億5000万円あると12年分になります。12回、12倍の支援ができるということで、県民の税金を無駄遣いしてきたこの裁判闘争だったんじゃないかなということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時55分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

仲村家治議員。

〔仲村家治　議員登壇〕

○仲村家治　議員　沖縄自民党・無所属の会の仲村でございます。

一般質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。

来月の３月11日、東日本大震災から15年を迎えます。私ども会派は2021年、５年前の11月に福島県、宮城県の被災地を視察をしてまいりました。当時、福島の第１原発に行って、中に入りまして、処理水も手で触って経験したんですけれども。あれから５年、そして震災から15年。実は最近Ｘで、小泉防衛大臣がある投稿をなさっておりました。映画のお話でございます。来る３月６日から公開される映画「宣誓」――選手宣誓の宣誓と同じ字であります。これは当時の被災した場所に、被災地に自衛官が応援に駆けつけて、当時の現場で両親を亡くした少年との触れ合いから、この大震災の背景とかいろんなことを訴えております。沖縄で放映されるかまだ決まっていないようですけども、ぜひ皆様もこの震災を記録からまた改めて見直す機会にしていただければありがたいと思っております。ぜひよろしくお願いします。

それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、所信表明について。

県政運営の基本姿勢、知事は物価高、子どもの貧困、離島振興、次世代交通政策など、県民生活に直結する政策を掲げておられます。しかしながら、本県を取り巻く環境は、物価高騰、人手不足、安全保障環境の変化など極めて厳しさが増しております。限られた財源の中で、事業の優先順位と成果検証をどのように行うのか、県政運営の基本方針を明確に示していただきたい。

(2)、基地・安全保障について。

ア、辺野古移設問題への対応方針と工事進行下での現実的対案は何か伺います。

イ、国との訴訟・対立継続による県民への負荷について考えたことがあるのか伺います。

ウ、南西地域の防衛力強化に対する見解と住民避難計画の整備状況を伺います。

エ、特定利用空港・港湾やインフラ整備への協力姿勢の是非について伺う。

(3)、経済・物価高対策について。

ア、物価高騰対策の財源内訳と継続性について伺う。

イ、離島における物価高の抑制等は、物流コストの削減だと考えるが、県としての対策と予算措置を伺う。

(4)、交通・インフラ（鉄軌道を含む）について。

ア、アドバルーンのごとく鉄軌道導入を表明したが、①導入の採算性と需要予測、②事業主体・費用負担（国・県・民間）の整理、③モノレール延伸・バス再編との整合性はそれぞれどうなっているか伺う。

２、沖縄県立芸術大学でのハラスメント問題はどう対処しているか伺う。

３、海の安全・安心について。

(1)、沖縄県の水難事故の状況について伺う（過去のデータとの比較も含め）。

(2)、今年度の水難事故の状況に対して、関係部局の次年度予算への対応と宿泊税の海の安全・安心対策予算への考えを伺う。

(3)、昨年の11月定例会で提案した世界溺水防止会議を沖縄に誘致してはどうかについて伺う。

４、我が会派の代表質問との関連について。

まず(1)、島尻忠明議員の代表質問１(11)、知事の政治姿勢について。

２月13日の知事の定例記者会見において、政党間、団体間の協議には中庸の立場で物事を捉えたいと報道されているが、知事の真意を問う。

(2)、新里治利議員の１(3)、基地問題・安全保障について。

辺野古移設反対を公約に名護市長選挙に臨んだ候補者が落選した。この結果をどう評価するか、知事の所感を伺う。

以上で壇上での質問を終わりますけども、再質問をさせていただきます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての１の(1)、優先順位と成果検証についてお答えいたします。

県政の取組については、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、全て重要なものであると考えています。沖縄を取り巻く環境が変化する中において、重要性を増した課題、新たな課題、直面する課題など、沖縄県は様々な課題を抱えています。私はこうした様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。予算編成においては、県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプトを重点テーマとして毎年度設定し、新年度の施策に反映させることとしております。また、成果の検証に当たっては、ＰＤＣＡサイクルにより毎年度検証及び改善を継続的に行い、その結果を公表するとともに、検証結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることとしております。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)ア、辺野古移設問題への対応方針についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、国内に前例のない深度までの地盤改良工事が必要となっておりますが、工事の進捗等を踏まえるとさらなる工期の延伸も懸念されることから、県としては普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。県はかねてから、辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、引き続き、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいります。また、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論し、その負担も全国で担うべきであることから、辺野古移設の代替案については国会での議論だけではなく、国民を主体とした国民的議論によって決定すべきと考えております。

同じく１(2)イ、国との訴訟や対立の継続による県民への影響についてお答えいたします。

県はかねてから沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げることは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じ連携して取り組むことが重要であると考えております。県の基地問題に対する対応が、政府による沖縄振興策に影響を与えることがあってはならないと考えております。昨年11月に来沖した木原官房長官からも、引き続き対話を重ねていくことが重要であると考えており、基地負担軽減と沖縄振興に全力を尽くしていく旨の発言があったところであり、基地負担軽減と沖縄振興は政府、県の一致した考えであると認識しております。

同じく１(2)ウ、南西地域の防衛力強化及び住民避難計画についてお答えいたします。

南西地域における部隊配備や共同訓練の強化等については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県としては、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場でありますが、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しております。一方、特定の事態を想定したものではありませんが、令和４年度から国、先島５市町村など関係機関と連携し、先島諸島からの住民避難に係る国民保護訓練に取り組んでおります。令和７年度は宮古空港実地確認や宮古島市で住民意見交換会が行われ、去る１月29日には国民保護共同図上訓練を実施したところです。

次に３、海の安全・安心についての中の(2)のうち、知事公室の次年度予算への対応についてお答えいたします。

知事公室としては、水難事故防止活動そのものに充てる直接的な事業予算は計上しておりませんが、引き続き市町村の防災行政無線を利用した注意喚起、各消防本部の海浜パトロール及び水難救助訓練といった水難事故防止活動への協力依頼を実施することとしております。また、水難事故防止ワーキンググループの開催等、各関係機関と連携した取組を行ってまいります。

次に４、我が会派の代表質問との関連についての中

の(1)、定例記者会見での発言の真意についてお答えいたします。

去る２月13日の定例記者会見での選挙に関する質疑の中で知事は、「中庸の立場でしっかり物事を捉えていきたい」と発言しております。この発言について知事は、県知事という職務に全力で向き合いながら、政治家として県民の幸福度の向上と県政の発展をどう進めていくかについて、政党や団体といった枠にとらわれずに様々な方向から考えていきたいという趣旨で発言したものであります。

同じく４(2)、名護市長選挙の結果についてお答えいたします。

今回の名護市長選挙の結果については、それぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、名護市民の皆様が判断した結果であると認識しております。一方、先月の名護市長選挙に合わせて実施された出口調査では、普天間飛行場の辺野古移設への賛否に係る質問に対する回答は、いずれの調査においても反対が過半数を占めています。沖縄の過重な基地負担や基地負担の格差が存在し、辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示されていることからも、県としては、引き続き、辺野古新基地建設問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のエ、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に３、海の安全・安心についての(2)、次年度予算についてお答えいたします。

土木建築部においては、水難事故防止の注意喚起を行う看板の設置として、令和８年度当初予算案に750万円を計上しております。当該看板は、海浜利用者が海の特徴や危険性を理解できるデザインとなっております。引き続き、関係部局等と連携して水難事故防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のア、物価高対策についてお答えします。

県ではこれまで国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで総額313.6億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、賃上げや労働生産性向上、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援を実施しております。令和８年度は重点支援地方交付金を活用して46.1億円を計上しており、水道料金高騰に対する支援、子育て・若者世帯への食支援、交通困難者の公共交通利用促進に係る実証など、引き続きエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のイ、離島における物価高対策についてお答えいたします。

県では、離島の物流コスト低減策として、本島から離島への石油製品の輸送費補助を実施するとともに、離島市町村と連携して食品・日用品等の価格調査などを行っているところです。今年度は小規模離島をテーマとした万国津梁会議において、生活コストの負担軽減に資する取組について検討していただいているところであり、令和８年度には、沖縄本島と離島間の物流に関する実態調査を行い、物流コスト低減に向けた支援策を検討することとしております。

同じく１の(4)のア、鉄軌道の採算性と需要予測、事業主体と費用負担、モノレール延伸等との整合性についてお答えいたします。

鉄軌道の早期導入に向けては、需要予測結果を踏まえた費用便益比や採算性の向上が必要であり、次年度に算定する新たな便益を考慮した成果を活用しながら、国との協議を加速していきたいと考えております。導入に向けた事業主体・費用負担等につきましては、国による整備・保有、直轄事業並みの負担割合、持続的運営が可能となる公設民営型の上下分離方式の適用等が必要と考えており、国に沖縄県独自の特例制度を求めているところです。鉄軌道の導入におけるモノレールや路線バス等との関係については、鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通として、将来の公共

交通ネットワークの在り方を検討することとしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、沖縄県立芸術大学でのハラスメント問題についての(1)、県立芸大でのハラスメント問題についてお答えいたします。

県立芸術大学は、令和３年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、同法では法人の自律性・自主性を尊重することとされております。大学では、本事案に関して外部専門家による調査委員会を設置して調査を行っており、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。県としては、引き続き大学の自律性・自主性に留意しつつ、現状、課題、再発防止策などについて意見交換を行うなど適切に対応してまいります。

続いて３、海の安全・安心についての(2)のうち、令和８年度予算と宿泊税の活用についてお答えいたします。

文化観光スポーツ部では、水難事故の約７割が発生している自然海岸で、ライフジャケットの着用、ライフガードによる巡回、外国人観光客への周知を重点的に取り組んだことで、罹災者数の減少が図られたものと考えております。令和８年度はこれまでの取組に加え、新たに水上バイク等を活用した巡回、水難事故防止計画の策定に取り組んでまいります。宿泊税を活用した水難事故防止対策については、安全・安心で快適な観光地の実現という使途項目に照らし合わせ、個別具体的に判断してまいります。

同じく３の(3)、世界溺水事故防止大会の誘致についてお答えいたします。

世界溺水事故防止大会は、実践事例や科学的根拠に基づく溺水予防施策の共有、国際ネットワーク構築等を目的に２年ごとに行政機関、ライフガード等の関係者約1000名が参加する、溺水予防専門分野では世界最大規模の国際会議です。本県で大会が開催された場合、国内外への安全・安心な観光地実現への取組の発信、ＭＩＣＥ誘致による地域活性化への貢献が見込まれることから、沖縄県ライフセービング協会、関係部局等と連携し、情報収集・体制構築を図り、誘致の実現可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　警察本部長。

〔井澤和生　警察本部長登壇〕

○井澤和生　警察本部長　３、海の安全・安心についての御質問のうち(1)、沖縄県の水難事故の状況についてお答えいたします。

令和７年中の県内における水難事故につきましては、暫定値ではございますが、発生件数が115件、前年比で13件の減少、罹災者数が136人、同じく９人の減少、死者数が52人、同じく７人の増加となっており、前年と比較して発生件数や罹災者数が減少したものの、死者数は増加しております。特にシュノーケリングで亡くなられた方が19人となっており、７人の増加となっておりますことから、来年度は、シュノーケリングによる水難事故防止に重点を置いた自然海岸におけます海浜パトロール等の取組を強化していきたいと考えております。また、外国人を含む観光客の水難事故につきましては、発生件数が64件で前年比９件の減少、罹災者数が69人で同じく13人の減少、死者数は29人で３人の増加となっております。こうした状況を踏まえ、引き続き関係機関、団体と緊密に連携を図りながら水難事故防止対策を強化してまいります。

次に同じく３の(2)、次年度予算への対応についてお答えいたします。

県警察におきましては、先ほどお答えしたとおりシュノーケリング中の死亡事故が増加していることから、外国人を含む観光客による遊泳時のライフジャケットの着用を促進していく必要があると考えております。このため令和８年度予算におきましては、多言語による水難事故防止ＰＲ動画の放映をはじめとするライフジャケットの着用を促すための広報啓発活動等の経費を計上しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時20分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲村家治　議員　それでは御答弁ありがとうございました。

まず知事の政治姿勢の(1)、所信を拝見しておりますと、基金、交付金の創設、あと部局の新しい部署の設置とかあるんですけれども。この基金の創設なんですけれども、総務省のほうから地域未来戦略ということで、積極的に基金を創設してくださいという通知があった上でのこの基金の創設が最大になっている理由でしょうか。教えてください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度の地財対策の中で、交付税措置として地域未来基金費が計上されておりまして、交付税で措置されることとなっておりますので、沖縄県に配分する額を試算しまして財政調整基金に積み上げたものでございます。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　過去最高の9000億円という予算をやっていますけど、やっぱり根本には国からのそういう通知があったということで、国も地方財政計画の規模を大分増額しておりますよね。それに合わせて県の予算もある程度パイを大きくしたということで理解してよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　一般会計当初予算が過去最大となった主な要因としましては、好調な観光需要に牽引された県内の景気が回復基調であることなどから、県税や地方譲与税の増を見込んでいること。また物価高、産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上への対応――これが地域未来基金になりますけれども、その部分の財政需要の増加に伴い地方交付税の増を見込んでいること。いわゆる教育無償化への対応や、物価高騰対策重点支援地方交付金の活用等に伴う国庫支出金の増を見込んでいることで、各省計上予算や有利な県債など多様な財源の活用を図っていることなど、こういった財源を活用しまして必要な経費を積み上げました結果、過去最高となったものでございます。

以上です。

○仲村家治　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲村家治　議員　続きまして(2)、基地・安全保障についてですけれども、先ほど我が会派の比嘉忍議員からもありましたけれども、国との訴訟・対立継続による県民への負荷についてなんですけれども、今までかかってきた裁判費用が２億5000万円近くあるということで、県民にも負荷をかけているという認識はないんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

これまでの一連の裁判は、県が公有水面埋立法その他関連法令に基づき厳正に判断した処分に対する国の関与や裁決の適法性などについて、司法による判決を求めるために提訴または応訴したものであり、必要な対応であったというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　裁判をやって最高裁まで行って、皆さんは認められませんでした。それに対して法令を遵守するという気持ちは、行政の立場で知事、どのように考えているんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　基本として県政、行政としましては、その法令を遵守するという基本的な姿勢というのは持っているところでございます。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　知事公室長、県に入って最初に、多分新人の職員は法令を遵守してという宣誓をやっていると思うんですけど、この最高裁の判決に従わないということは、その宣誓に違反していませんか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　すみません、お待たせいたしました。

当時の最高裁判所は令和５年９月に、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について、何らの判断も示さずに県の訴えを退けたことから、県はどのような対応が取れるのか検討しておりました。しかし、国は同年10月５日、防衛局の埋立変更承認申請を知事が承認せよとの判決を求める代執行訴訟を提起したところ、沖縄防衛局の埋立変更承認申請について、沖縄県に承認せよとの国土交通大臣の請求の趣旨には承服できないことから応訴いたしましたということでございます。

以上になります。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　僕はそういうことは聞いておりません。新しく入庁したときに宣誓をしたでしょ。その宣誓とこの最高裁の判決を守らないっていうのは、その宣誓に違反していませんかって聞いているんです。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど来申し上げましたとおり、最高裁の判決にどのように対応するかということを検討している際に、国は令和５年10月５日の防衛局の埋立変更承認申請を知事が承認せよとの判決を求める代執行訴訟が提起されたために、県としては承服できないため応訴したということでございます。

○仲村家治　議員　だから、宣誓に違反していないのか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　法律に基づいて公務に従事するということで間違いございません。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　分かりました。最高裁の判決を守らなくてもいい、それが宣誓に違反していないということでよろしいんですね。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　繰り返しになりますが、公務員は法律に基づいて公務を行うということでございます。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　いずれその結果は出ると思いますから、また後ほど同じような質問をさせていただきます。

それでは進みます。

離島における物価高の抑制ですね。先ほど部長の答弁によりますと、本島内から小規模離島・離島に対する物資のコストダウンをやっていくと、今検討しているということで答弁ありましたけれども、実は衆議院の沖北で、これは去年の令和７年５月29日、衆議院沖北委員会で國場幸之助委員の、「沖縄振興特別措置法には、沖縄から県外に出す不利性解消事業はありますが、（中略）有人国境離島法や離島振興にある、外から入ってくる農林水産物や様々な物資に対して支援するような輸送制度は沖縄県も持つことができないのか」との質問に、内閣府の水野政府参考人は、「移入コストの負担軽減策につきましては、まずは沖縄県等の関係者のお話をしっかり伺いながら、対応状況等の把握にしっかり努めてまいりたいと考えてございます」と。これは去年の５月に特別沖北で、内閣府の多分政策統括官――水野さんだと思うんですけれども、その後、県に同様な話がありましたでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　内閣府のほうからそのような情報は頂いております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　ぜひ最低でも生活物資とか、最初に――多分、この外に出すときの移出支援は約20億円あると思っております。できたら、離島に入っていく物資にも、特に食料品とか建設資材とか、徐々に増額していって、離島の皆様が那覇で買うような物価で商品が購入できるように、ぜひその対策を早急に、これが一番の離島の皆さんの物価高とか、資材高騰による建築ができないとか、いろいろ皆さんのほうにも入っていると思うんですけど、それが一番の早道だと思うんですけどどうでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　離島の皆様といろいろとお話をする中には、生活コスト、それから住まいの問題、様々な問題がありますが、県政の最重要課題の一つでございます。一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　五島列島に会派の視察で行ったときに、初めて有人国境法っていうのを知って、結構五島市の皆さんから聞いて、使い勝手がいいというお話をなさっていましたので、ぜひ沖縄県にも同じような制度を早急に導入して、小規模離島、また先島――八重山、宮古の皆さんのこの物価高を抑制するような対策として早急にやるべきだと思うんですけれども、知事どうでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　まず実態調査を行った上で、今回の物流調査につきましては、物流のフロー、それからコストの分析、さらには需要側・供給側の面からも分析したような調査を行いたいと思っていますので、それによって課題を浮かび上がらせて、必要な対策について検討してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　知事、せっかくですから――この離島に対する予算も大分増額しています。この対策を早急にやる決意をぜひお聞かせください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　離島振興なくして沖縄振興なしというのは、かねてから我々沖縄県が常にそのことを根底に置きながら離島振興をどのように支えていくか、あるいは伸ばしていくかということについての事業と予算を明確にしてきていることは議員御案内のとおりであります。令和８年度には、また新たにこの物流に関する実態調査を行って、具体的にどの部分にどのような形でのサポートが必要かということをもう少し細分化して、それぞれにバランスの取れた支援策を考えていきたいというように考えております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　ぜひ島チャビというんですかね、離島苦の解決をぜひ今年度芽出しをして、さらなる離

島の皆様の生活物資、コストの削減をぜひお互い一緒にやっていかないといけないと思っております。
休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時37分休憩
午後３時38分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○仲村家治　議員　大きな２の県立芸大のハラスメントの件なんですけれども、代表質問である程度部長から答弁がありましたので、これ以上聞くことないなと思って様子を見て、結果を注視していきたいと思います。また、多分経済労働委員会のほうに同様の陳情が出ていますので、委員会で少し掘り下げて、その頃には結果が出たら一番いいんですけれども、注視して、またデリケートな問題なので、こちらも慎重にこの辺は対応していきたいなと思っております。
休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時38分休憩
午後３時38分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○仲村家治　議員　代表質問との関連で、２月13日の定例の記者会見で知事の中庸の立場というのを知事公室長から聞きましたけれども、知事の口からぜひ聞かせてください。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　記者会見において私が発言したのはこういう内容であります。選挙の体制について「立て直しを行うべき、取りまとめるべきであるというようなことについても、私自身は県知事という立場でこの職務を執行するということと、政治家として県民の幸福度の向上と県政の発展をどのような考え方で、どういう方々と連携して進めていくかということについて、真摯に取り組みたいと思っておりますし、それぞれの政党間、あるいは団体間の協議については、それぞれの方々に委ねるべきであるというような立場でいたい」ということで、私は中庸の立場でしっかり物事を捉えていきたいということで答えたものであります。
○中川京貴　議長　仲村家治議員。
○仲村家治　議員　すごいいい言葉ですよ。ただ、これは選挙が終わった後の記者会見で、多分選挙の結果とかを記者から聞かれたと思うんですけれども、知事は去る名護市長選挙は、新人候補の応援演説とかに何回行かれたんでしょうか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　２度か３度ではないかと思います。
○中川京貴　議長　仲村家治議員。
○仲村家治　議員　開票日に選対に知事の姿が見えなかったんですけれども、行かれたんですか、行かれなかったんですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　そのときは行っておりません。
○中川京貴　議長　仲村家治議員。
○仲村家治　議員　最初から行かない予定だったんですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　いえ、当初は名護に向かう予定でおりましたけれども、予想以上に早い時間で投票の確定が出たということもあり、事務所関係者の方々と連絡をして、行かないことにしたということであります。
○中川京貴　議長　仲村家治議員。
○仲村家治　議員　行くべきだったと思うんですけれども、やっぱり結果がすぐ出たということもあったんですけれども、基本的には、この新人候補者は辺野古の反対を一番の公約に掲げておりますし、オール沖縄という立場で立候補しております。そういう候補者に最後まで付き合って、開票速報を見るのが僕は筋だと思うんですけど、どうですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　ありがとうございます。
おのおのの判断はあるということを前提に置いて、そのような御意見は非常にありがたいと思います。
○中川京貴　議長　仲村家治議員。
○仲村家治　議員　すごく冷たいですよね。私なら一番厳しい状況の中だったら、同じ部屋で状況を見ていくのが僕は政治家だと思うんですね。そのような状況に置かれた候補者は本当に泣き崩れていましたよ。本当に私自身も落選した経験がありますので、一番支えになるのは支援者ですよ。支持者、支援する方。その一番の心のよりどころは、玉城知事だったんじゃないかと思うんですね。その一番の方がいらっしゃらないっていうのは、僕は大変候補者がかわいそうだなと思って見ておりました。これはもう先ほど知事がお話しなさったみたいに個々の判断もあるだろうし、大変政治家としてなかなか理解できない部分があります。これ以上聞いても同じ答えになると思いますので聞きませんけれども。
あわせて今回の衆議院選挙、知事を応援しているオール沖縄の方々が全員落選をしました。比例の復活

もなりませんでした。それに対して、知事を支えてきたオール沖縄側の議員の皆様に対して、この結果について所感を教えていただけませんでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　今回の衆議院議員選挙の結果につきましては、各選挙区でそれぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、国民・県民の皆様が判断した結果であると厳粛に受け止めております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　そうですよね。選挙ってそういうものだと思っております。ただ、沖縄第２選挙区に関してはそうではない。分裂したがために、２人とも落選をしたんじゃないですか。僕だったら、オール沖縄という立場で当選した知事ならば、中に入って調整をしてやっていかなければならなかったと思うんですけれども、これが中庸の立場という言葉になっているんですか。お答えください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほども申し上げましたけれども、政党間同士の調整は政党間で真摯に話し合うということが基本だと私は考えております。その上で、知事はどういう立場かといったら、極端にどちらにも偏らずに、中庸のバランスの取れる立場でしっかり物事を見たいということを申し上げた次第です。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　知事は政治家ですよ。行政の長でもあるけれども、沖縄県を代表する選挙で選ばれた知事が、仲間である――この調整もせずに政党間でやりなさいってよく言えるね。今、社民党県連と本部は大変な状況に置かれているでしょ。大変な状況になっている仲間である方々が、そうやって割れている状況を中庸の立場、ふざけないでくださいよ。あなたを支持してきた政党が今、大変な状況にあるんですよ。どうにか中に入ってやるのが政治家じゃないですか。私はそう思いますけど、どうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　どのように受け止めていらっしゃるかは、はかりかねますが、私も非常に胸が痛い思いです。しかし、私がその政党の中に入っていって何か言葉を挟んだり、あるいは何か物事をさばこうとすると、それはさらに誤解を招いてしまうような行動とも受け取られかねない。だからこそじっと静観をしながら、必要であれば周囲からサポートしていきたいという意味で私は考えております。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　まあ、それが玉城知事、政治家としての考え方ならばもうしようがないですよ。ただ、人が悩んで苦しんでいるときに、そういう中立の立場とか云々とかって言っているのは、政治家じゃない。苦楽を共にしてきた仲間が、今ボタンの掛け違いで大変なことになっている。それを何か、あたかも２階からのぞいているみたいな言い方をするのはやめてくださいよ。もう一度聞きます。仲介に入るつもりはないんですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　同じ言葉を返すようですが、私も非常に胸が痛い思いをしております。それは御理解いただきたい。その上で、当事者間でしっかりと話をしていただいて、まとまっていく方向が私は最善の方法ではないかというように考えていますので、必要なときに必要であれば私も力を貸したいと思いますが、今はしっかりと見守っておきたいということを申し上げている次第です。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　もうこれ以上知事に聞いても、らちが明かないので、もうこれでこの件は終わりますけれども、ただ、そういう姿勢でいるんでしたら、もうそれはそれでしようがないかなと思っております。ぜひ総括をして、少し冷静にやらないと９月の選挙は大変になると思いますので。まあ、人ごとのように言っておきますけれども、ぜひアドバイスとして聞いていただけますか。

それでは、明るい話に戻します。

海の安心・安全の件ですけれども、警察本部長、就任して初めての議会ですけれども、私、５年前からこの海の安心・安全をやって、当初は水上安全条例があったので、県警の皆さんしか答弁なさらなかった。この条例は、基本的には業者を主にやっていたんですけれども、来月、沖縄では３月中旬には海開きがあります。ぜひ現場の状況とか視察とかをやっていただいて、沖縄のこの現状を肌で感じてほしいんですけど、どうでしょうか。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

私、沖縄に来て１か月弱というところでございますけれども、正直申し上げて、やはり想像していたとおりというか、まさに沖縄の非常に美しい海があって、多くの方々をやっぱり引きつけるというか、来られているというのは、この１か月の間で非常に実感しているところです。一方で、まさに今日、仲村議員からの御質問があった中で、こういった沖縄県の水難事故の実態ということで、予想以上の多くの方の水難事故の

犠牲というのも出ていると知ったところでありまして、こういう痛ましい水難事故の防止のための取組を続けていくというのが、非常に重要なことだなと考えております。着任して総選挙もございましたし、この県議会もございますので、まだあまり県内出歩けていませんけれども、今お話のありました実態を自分の目で見るということもやり、それから多くの職員の声も聞いて、対策の万全を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　文化観光スポーツ部長、大変この水難事故に対して御尽力いただきまして、ありがとうございます。最後に一言お願いいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　ありがとうございます。

私も就任２年になりますけれども、４月に就任して最初からこの海の安全・安心について全力で取り組んでいくという考え方の下、予算も倍々に増やして取り組んできました。今後は、ぜひ宿泊税――令和９年度に本格的に活用できますけど、８年度は一旦腰を据えて関係者との協定、あと計画をつくりたいと思っています。これを基に抜本的な対策に取り組んで、国際会議の誘致も控えていますので、その辺も前向きに取り組んでいって、ぜひ限りなくゼロに近い数字に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村家治議員。

○仲村家治　議員　次の部長にちゃんと引き継いでいただくことをお願いいたしまして終わります。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

新垣　新議員。

〔新垣　新　議員登壇〕

○新垣　新　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新垣　新　議員　一般質問を行う前に、一言所見を申し上げます。

今年３月11日付で退職なされます池田副知事をはじめ県職員の皆様、長年沖縄県の発展のために御尽力なされ退職なされるということで、退職なされて少し休んで、また沖縄県発展のために御指導と御鞭撻をいただきますよう、まずは心から感謝と、そしてまた頑張ってくださいというエールを送りながら質問したいと思います。

１、平和行政について。特に池田副知事が熱心に国とも調整なされ、非常に思い出が深い、来年の今頃には成果が出ているんじゃないかなという思いを込めて質問を行いたいと思います。

(1)、摩文仁崖地の廃棄物・不発弾・遺骨収集の課題解決について、内閣府との調整を行っていると聞いていますが、進捗状況をお伺いします。

(2)、糸満市から要望がある参拝道の整備について、進捗状況をお伺いします。

(3)、ドイツでは、管理困難な慰霊碑が集約された実績があるが、県として調査すべきでないか。また、戦後90年に向かい、慰霊碑の集約化に取り組んでいくべきでないか見解を求めます。

(4)、国際平和研究機構の取組状況について、見解を求めます。

(5)、国際平和創造拠点の形成を図るため、負の戦争遺跡の世界遺産登録を目指すべきでないか見解を求めます。

(6)、去る11月定例会でも質問しましたが、戦後処理の抜本的解決に向け、玉城知事は高市総理へ要請すべきだと提案しました。その後の進捗状況をお伺いします。

２、教育行政について。

(1)、深刻ないじめの被害状況等をお聞かせください。

(2)、いじめを防止する観点から、ＳＮＳの規制について本格的に国と連携していくべきでないか、教育長の見解を求めます。

(3)、令和６年９月定例会でも質問しましたが、高校生ＧＩＧＡスクールにおけるアプリ導入の支援について、見解を求めます。

３、道路行政について。

(1)、糸満市における県道82号線の早期整備について、見解を求めます。

(2)、県道256号線の早期拡張整備、糸満ロータリー中央部分の整備、伝統行事である大綱引きに対応した綱の設置箇所に関する整備について、見解を求めます。

(3)、県道77号線（平和の道）の進捗状況について見解を求めます。

(4)、糸満市における県道７号線、真壁から米須間の通学路・歩道整備について、見解を求めます。

(5)、糸満市における県道52号線未整備区間の早期整備について、見解を求めます。

５、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の尖閣問題における対応と発言は、多くの県民や日本国民から親中派なのかとささやかれていますが真実でしょうか、見解を求めます。

(2)、知事が選挙で掲げた１期目・２期目の公約と達成率等をお聞かせください。

６、我が会派の代表質問との関連について。

島尻忠明議員が質問を行った４(11)、無電柱化の取組について。

どの地域から優先して整備していく考えか、離島優先などの答弁がなかった。

もう一点、新里治利議員が代表質問を行った１(8)の代執行訴訟に係る最高裁判所の決定に対する評価について。

今回の衆議院選挙の結果で、辺野古問題よりも物価高対策を重視する県民の民意が示された。民意は変化している。裁判で負けたのだから、普天間基地の危険性除去を図る観点から辺野古建設を容認すべきでないか見解を求めます。

以上、演壇では終わり、あとは自席から再質問を行います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

平和行政についての御質問の中の１の(4)、国際平和研究機構（仮称）の取組状況についてお答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書においては、国際平和研究機構（仮称）の機能として、沖縄戦、基地問題、安全保障等に関する調査研究や、研究員・学芸員の人材育成などが示されております。同機構の具体的な機能の在り方や、既存の研究機関等との役割分担については、今後設置する有識者会議において、専門的見地から十分に調査・検討を行ってまいります。沖縄県としましては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信を強化していくためには同機構の創設は重要であると認識しており、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、平和行政についての中の(1)、摩文仁崖地における遺骨収集等の進捗状況についてお答えいたします。

糸満市摩文仁の平和祈念公園隣接地の崖地では、毎年、沖縄戦時の遺骨がボランティア等によって発見されておりますが、本土復帰前後に投棄されたとみられる大量のごみのほか、不発弾が埋没している蓋然性が高く、遺骨収集の支障となっています。このため、これまで国に対して戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の要請を行っており、現在、国の財政支援について、内閣府沖縄担当部局と調整を進めております。県としましては、同地域の戦後処理問題の解決に向け、国と連携し、取り組んでいけるよう引き続き努めてまいります。

同じく１(5)、戦争遺跡の世界遺産登録についてお答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄戦の記憶と教訓を次世代に継承する上で貴重な歴史文化遺産であり、その保存と活用を図ることは重要であると考えております。このため、知事が行った戦後80年平和宣言では、戦争遺跡群の保存・活用を強力に進め、将来的に世界遺産登録を目指していくことを掲げております。登録に向けた直近の取組としては、去る１月に開催した県・市町村平和施策関係連絡会議において、戦争遺跡群の保存・活用に当たっての課題や世界遺産登録について、市町村と問題意識の共有を図ったところです。

県としましては、まずは世界遺産登録の基礎となる戦争遺跡群の史跡への指定に向け、市町村や県教育委員会と連携し検討してまいります。

同じく１(6)、総理への要請についてお答えいたします。

沖縄県においては、今なお戦没者遺骨収集、不発弾対策、所有者不明土地、慰霊碑管理など、沖縄戦を起因とする様々な問題が県民生活に影響を及ぼしています。このため、これまで国に対して戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の要請を行っており、去る10月の高市内閣発足後においても、木原官房長官及び黄川田沖縄担当大臣に対し要請を行ったところです。高市総理への要請をはじめ、政府に対する要請については、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に５、知事の政治姿勢についての中の(1)、尖閣諸島をめぐる問題に係る対応についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を

侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

このため、県としては国に対して繰り返し、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ示すこと、同海域における安全確保等について、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講じること、日中関係改善に向けた話合いの合意事項を尊重し、中国との関係改善を図ることを要請しております。また、知事を先頭に取り組む地域外交においては、多様な考え方や事情を有する国・地域に対し、どちらかに偏ることなく平和的な手法で信頼関係の構築を図る全方位外交を展開しております。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、辺野古新基地移設への見解についてお答えいたします。

今回の衆議院議員選挙の結果については、各選挙区でそれぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、国民、県民の皆様が判断した結果であると認識しております。一方、辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が争点となった３度の県知事選挙や、辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票で繰り返し示されております。また、普天間飛行場代替施設建設事業に係るこれまでの一連の裁判は、法的な問題について訴訟を通じて提起し、または応訴する必要があると判断したものであります。沖縄の過重な基地負担や基地負担の格差が存在し、辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示されていることからも、県としては、引き続き、辺野古新基地建設問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、平和行政についての質問の(2)、参拝道の整備についてお答えいたします。

糸満市から要望があった平和祈念公園区域外にある摩文仁海岸へ通じる参拝道の整備については、関係部局と連携し、国、糸満市など関係機関を交えて意見交換を行う必要があると考えております。

次に３、道路行政についての中の(1)、県道82号那覇糸満線の整備についてお答えいたします。

那覇糸満線の阿波根（東）交差点については、令和６年度に交差点改良に関する検討業務を実施しており、今後課題を整理した上で詳細設計を行い、整備に取り組んでまいります。また、那覇糸満線の糸満市賀数においては一部歩道が未整備となっております。整備に当たっては地権者の同意が必要であることから、糸満市と連携して取り組んでまいります。

次に同じく３の(2)、豊見城糸満線等の早期整備についてお答えいたします。

豊見城糸満線の川尻橋から糸満ロータリー付近までの区間の整備については、現在事業中の区間の整備進捗を踏まえて取り組んでまいります。糸満ロータリーの中央島については、糸満市と整備の在り方等を協議しているところであります。糸満大綱引きへの対応については、綱引きに支障がないよう脱着可能な中央分離帯の整備に向けて今後市と協議してまいります。

次に同じく３の(3)、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は２つの工区で整備を進めており、令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約50％となっております。用地取得率は取得面積ベースで山城・喜屋武工区が約28％、喜屋武・真栄里工区が約98％となっております。喜屋武・真栄里工区における無地番の土地については、現在、土地登記の手続を進めているところであり、早期着工に向け関係機関との調整を進めてまいります。引き続き、糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向けて取り組んでまいります。

次に同じく３の(4)、奥武山米須線の進捗状況等についてお答えいたします。

奥武山米須線は那覇市奥武山町を起点とし、糸満市米須を終点とする延長約18キロメートルの道路であり、現在、糸満市国吉から米須までの区間において整備に取り組んでおります。事業区間のうち歩道未整備区間について優先的に工事を進めており、令和８年度は橋梁周辺の道路改良工事を予定しております。引き続き、糸満市や地元と連携を図りながら整備を推進してまいります。

次に同じく３の(5)、県道52号線の歩道整備についてお答えいたします。

県道52号線の糸満市与座においては、一部歩道が未整備となっております。当該箇所については地域からの要望等を踏まえ、糸満市と連携し整備に取り組んでまいります。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、無電柱化の整備方針についてお答えいたします。

無電柱化については、防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な景観の形成等を目的としており、国や県、市町村、電線管理者から構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会にて検討の上、合意さ

れた路線で整備を進めております。県管理道路では沖縄本島のほか、宮古島市の平良新里線や石垣市の国道390号等において整備を進めており、緊急輸送道路及び離島地域において重点的に取り組んでおります。引き続き、関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　１、平和行政についての御質問のうち(3)、管理困難な慰霊碑の集約化についてお答えします。

慰霊塔・慰霊碑は、遺族等関係者が思いを込めて建立したものであり、現在も慰霊祭が行われるなど戦没者を悼み思いを寄せる場となっております。国内においては、国の国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金を活用して集約した事例があることから、ドイツの事例を含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。県としましては、慰霊碑を抱える市町村と順次意見交換しているところであり、将来に向けた慰霊碑の在り方について、関係者、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　２、教育行政についての中の(1)、いじめ重大事態発生件数についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によると、本県における小・中・高及び特別支援学校の過去５年間のいじめ重大事態発生件数は、令和２年度から令和６年度にかけて、14件、25件、31件、22件、20件となっております。

同じく(2)、いじめ防止のためのＳＮＳの規制についてお答えいたします。

近年、ＳＮＳ等を介して児童生徒がいじめや事件・事故に巻き込まれるケースが増加しており、憂慮すべき状況にあります。その対策を図る上で、児童生徒等に対する情報モラル教育は重要であり、県教育委員会では県警察と連携し、小・中・高校生を対象に規範意識の向上やＳＮＳに起因する犯罪被害防止などを目的とした非行防止教室等の取組を行っているところです。ＳＮＳ利用の年齢制限等については、現在国において検討がなされており、県教育委員会としましては国の動向を注視するとともに、引き続き、学校における人権教育の充実や情報活用能力の育成に努めてまいります。

同じく(3)、県立高校における学習アプリの導入についてお答えいたします。

県立高校においては、教育課程や生徒の実態に応じた学習アプリの導入、無料で配信される学習動画等の活用など、多様な学習サービスを活用した個別最適な学び等の取組が進められております。県教育委員会としましては、高校における教科書や教材等については原則受益者負担と考えておりますが、各学校の取組事例等を踏まえ、支援の在り方について研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　５、知事の政治姿勢についての中の(2)、知事公約の達成率等についてお答えいたします。

１期目の知事公約として、琉球歴史文化の日の制定や観光基金の設置など291施策、２期目の知事公約として、学校給食の無償化や防災危機管理センターの整備など181施策が掲げられております。１期目の知事公約の取組状況の示し方については、各界各層の皆様から様々な御指摘をいただいたことから、知事２期目就任以降の知事公約の取組状況の示し方については、知事公約に係る取組について広く県民の皆様に公表し、その評価については県民の皆様に判断していただくことが重要であるとの考え方の下、令和７年度における取組も含めて、県民の皆様に分かりやすく丁寧に説明するためにはどのような示し方がよいか検討を進めているところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新垣　新　議員　御答弁ありがとうございます。

まず大項目１の平和行政について。

まず去年、戦後80周年祈念事業の中、慰霊の日のときに、玉城知事の――当時石破総理との知事のこの平和に対するメッセージ、どのような形で今後優先順位をつけていくかという思いも込めて、答弁をいただきたいんですけど、よろしく願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。

知事の戦後80年平和宣言においては、まず１つ目には、国際平和研究機構の創設に向けた取組を進めるということでございます。２つ目は、沖縄の戦争遺跡群の保存・活用に向けた取組を進めるということ。さらに３つ目は、核軍縮及び核兵器廃絶に向けた取組を進めるという大きく３つ示しております。

以上です。

○新垣　新　議員　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　新　議員　公室長、ここをちょっとお願いしたいんですけど、改めて認識を確認したいんですけど。やはりこの平和――二度と戦争を起こしてはいけないという平和を希求していきたい。まず一番大事なことは優先順位として遺骨、不発弾、そういった問題等を一番の優先。２番目にこの平和研究機構、そこをしっかり今、調査研究をしていると述べていました。そこで一番最も大事なこと、遺族の思いを傷つけてはいけない、心情を傷つけてはいけない。慰霊塔・石碑等なんですけど、私も同じ考えです。戦争がなければこんな質問を私もしません。しかしながら95年、100年というこれから月日が来ます。管理困難な時代は間違いなく来ます。グランドデザインを描いて、ドイツのように集約していくべきではないかという、ビジョンを描くべきではないかと聞いているんですよ。もちろん遺族の気持ちは大事ですよ、建立された遺族の思いも。しかし管理ができなくなってくると。そこは今検討課題に入っていますか、どうですか。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

議員おっしゃるように慰霊碑の集約につきましては、建立者や長年地域で見守っていらした周辺住民の意向を尊重しつつも、戦後90年、100年といった20年先を見据えて関係自治体、国とも協議しながら情報収集をしていくことが肝要であると思いますので、引き続き情報収集に努めながら、どのような管理の在り方ができるか研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　沖縄県は日本で一番慰霊塔・石碑等が多いです。沖縄県全体で慰霊塔・石碑数が440、これ令和２年の調査です。そして管理困難が４つです。重ねて日本で一番多い市は糸満市、124慰霊塔・石碑があります。令和８年度に調査してくれませんか、沖縄県も糸満市も。どうですか。そこから始めて集約に向けたグランドデザインを早く考えないと、アワティーハーティーしてやると大変ですよ。早い体制で――遺族の気持ちを大事にしないといけないというのは理解しています。しかしもう体制をしっかりしないと、グランドデザイン描かないといつまでたってもこの問題、解決に向かわないですよ。そこら辺どうですか、部長。部長の答弁聞いて私はまた知事に聞きたいと思います。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　ありがとうございます。

議員おっしゃるように、沖縄県が令和２年に調査いたしました結果、慰霊塔の数が440でございます。そのうち糸満市が124と断トツで多うございます。そういった中で、現在糸満市とも意見交換を行っているところでございます。そういったこともありますので、今後糸満市をはじめ市町村との意見交換を鋭意進めてまいりまして、管理困難な慰霊碑の調査を行っていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　知事、この平和行政(1)から(5)、(6)をまとめて――今、内閣総理大臣が当時石破総理から高市総理に変わりました。この戦後処理の問題について、時期と判断を見極めて高市総理に要請しに行くと先ほど答弁等がありましたけど、早いうちに行くべきではありませんか、この戦後処理の問題について。お互い連携を取って世界遺産登録を目指すといいこと言っていますので、どうですか知事。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほど公室長から答弁をさせていただきましたけれども、高市総理への要請をはじめ政府に対する要請については、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　適切は分かるんですよ。善は急がないといけないんですよ。沖縄県の一丁目一番地は辺野古ではありません、平和です。どうですか知事。この定例会終了後、行くべきだと思うんですよ。私地元としてエールを送っているんです。糸満市民として沖縄県民として、平和を希求していくという立場として。どうですか知事。高市総理は絶対会ってくれます、この平和の問題は。どうですか知事、急ぐべきで

すよ、どうですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　議員からのお気持ちをしっかり受け止めて、調整できるところは調整をしますけれども、時期については先方とよく折り合わせていきたいと思います。
○新垣　新　議員　分かりました。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　続きまして、教育行政について伺います。

この深刻ないじめについて、いじめのアイテムが――はっきり言います。ＳＮＳになってます。日本も本格的にこの規制について16歳未満という形でやっています。しかしながら、最近の報道等、茨城での高校生、大分における中学生、暴力がこのＳＮＳ等で拡散されたという問題、非常に私はもう痛ましい、子を持つ親として。私は18歳未満はＳＮＳの規制をかけるべきだと思っているんですね、使わせないと。いじめは犯罪なんです。亡くなっている人もいるんです。だからどうですか、この問題において教育長、全国教育長会議でも、16歳未満じゃなくて18歳未満にしましょうと。もうデリケートで言えないんですけど、17歳、18歳の高校生で亡くなっている方もいるんですよ、このＳＮＳというアイテムで。どうですか。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　今議員御指摘のとおり、文科省の調査においてもいじめの態様別状況のうち、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるという案件が増えている状況にございます。今御指摘のとおり、いじめはあってはならないと我々も思っているところでありますので、やはり学校においては引き続き情報モラル教育、あるいは人権教育、情報活用能力を徹底していきたいと思いますし、またこのＳＮＳ等の制限については、今いろんな議論が出てきているところでもあり、国においても今ワーキンググループ等で検討がなされているところでありますので、まずこの規制については、国の動向をしっかりと注視しながら対応していきたいと思います。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　国の動向は大事なんですけど、アメリカ合衆国のフロリダ州は14歳未満のＳＮＳ禁止をやっているんですよ、規制かけているんですよ。沖縄県も18歳未満検討していくと。もちろん国の動向も大事ですけど、守るべき子どもたちの命、人権守っていくべきでありませんか。どうですか、教育長。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　御指摘のとおり海外でもアメリカ、オーストラリア等でＳＮＳ等の制限の条例がございます。また国内においても、愛知県あるいは香川県ですか、そういった条例の制定の動きもございますので、やはり我々もこのＳＮＳ等によるいじめ等は、これはあってはならないと思っていますので、そういった情報も取りながら、どういったことができるのか少し検討してみたいと思います。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　本当に沖縄の子どもたちに痛ましいことがないように。沖縄でもちょっと私も見たんですけど、いじめられている親と子の当事者、本当にこれ痛ましい。もう規制かけるべきだと、私も子を持つ親として、ＰＴＡ関係者でも頑張りなさいと、やるべきだと、一人でも命を守るべきだとそういう声もあるんですね。ぜひ沖縄県独自、国の動向だと遅い、急がないといけない。その思いでぜひ急いでいただきたいんですけど、改めて知事、このＳＮＳの規制、知事も一緒に教育長と一体となって、沖縄県独自でも規制かけにいく、強い姿勢で、速いスピード感で成果を出していただきたいんですが、知事どうですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、こども家庭庁においては、この年齢制限等について、令和８年の夏頃にワーキンググループの中間報告がなされるということもあります。議員の御意見のように、やはりいじめは大変憂慮すべき事態だと受け止めておりますし、実は国においては、情報プラットフォーム対処法、情プラ法が2025年４月１日から施行されて、1000万人以上のユーザーがいるＸやユーチューブなどはその対象になるということもあります。その情プラ法を参考に、実は鳥取県ではＳＮＳによる人権侵害を防ぐ条例ができています。今我々はその条例を参考にして、沖縄県で子どもを含めたあらゆる世代のＳＮＳ対策を取るためにはどうすればいいのかという研究を始めております。ですからそういうことも含めて、国の方策のみではなく、地域において沖縄において、どのようにして子どもたちを守ることができるかということは教育長と共々、一生懸命考えていきたいと思います。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　ぜひこのいじめを防止する観点から、子どもの人権、命を守るということで、速いスピード体制、成果を出していただきますよう期待をしています。

続きまして、道路行政に移りたいと思います。

道路行政、大項目３の(3)、県道77号線（平和の道）の件です。

先ほど、真栄里・喜屋武線が98％と言いました。無地番の問題、糸満市と連携取っていると。これいつ頃完成する予定でいますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　現在、その無地番地の土地の登記を進めているということでしたが、その箇所について、隣接する水路の管理の在り方等についての協議等も必要となってございます。この手続と並行しながら早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えておりますが、糸満市による区画整理の箇所等もございまして、その辺連携しながら取り組んでいく必要がございますので、今、あと何年後とそういうのがちょっとまだはっきり申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　この平和の道の件で、今度、喜屋武・山城線なんですけど、特に部長、この問題等においてぜひ急いでいただきたいんですけど、地元喜屋武区民との連携、早期実現に向かって、もう一度絆をつくって決起大会等も含めて、強い連携を図って土地の取得、今28％と聞きました。もっと上げるという気持ちで考えていくべきではないかと思うんですがいかがですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　各自治会に対しましても、昨年も説明会等は開催しているところでございます。この用地の取得状況、暫定供用を含めた整備の進捗状況など、いろいろ御意見がございました。これにつきましては説明を行いながら、引き続き、地元自治会の協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　ぜひ頑張ってほしいなと強く期待をして――頑張ってください。

続いて、県道82号線、糸満市賀数交差点から自衛隊官舎向け道路整備について、未買収用地の地権者が同意する旨の情報があります。ぜひ糸満市と早く連携を取って――あの道すごく危険なところです。ぜひ整備していただきたいんですけど、もう一度答弁を求めます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時56分休憩

午後４時57分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　当該箇所は、用地交渉が難航していたということで、歩道が未整備となっております。引き続き、糸満市と連携の上、地権者の同意取得に取り組んでまいります。最新の交渉としては、昨年の８月にも伺っておりますが、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　糸満市が同意を取り付けているそうです。ぜひ早くこの地権者と向き合って、この82号線の問題等を解決してほしいと。重ねて82号線の右折レーンである、ファミリーマート交差点を右折するレーン、ここも一日も早く解決していただきたいんですけどどうですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　令和６年度に検討業務を行っておりまして、交通量調査とか交差点改良の予備設計を実施しております。その結果、現在の道路敷内での右折帯設置が可能であることを確認しております。交差点改良に際しましては、糸満市の排水施設ですとか、信号機とか、電柱などと干渉することから、これらの影響等を整理の上、詳細設計を行った上で改良を実施したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　ぜひ糸満市との連携も速いスピード感で、これは朝夕非常に渋滞する交差点なもんですから、ぜひ早い解決をお願いします。

重ねて、県道256号線糸満ロータリーから双子橋の部分ですけど、まず糸満ロータリーの中央部分、約6000万円かかるそうです。今回一括交付金のハード交付金が不用額で余っているものがあると思います。これを早く、一日も早く使ってほしいんですね。あそこは県からも景観条例をお願いしますとされて、あれから12年放置されているんですよ。景観条例、県が糸満市にお願いして。私、当時市議でした。覚えています。依然としてまだ問題が解決されていない。12年たっても、景観条例、県がお願いしても、この景観に、まちづくりに県は大きく寄与していない。その問題に関して、一日も早く急ぐべきでありませんか。ど

うですか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　不用の予算があるということでございますが、不用が生じる予算というのは、大体が明許繰越後の執行残で生じるケースが多くございます。繰越しするということは、事業ごとに特定の理由をもって繰越ししているので、その箇所から移動することが難しいという予算になります。まずこの不用については、そういった事情もございます。中央島、糸満市が検討した整備案については、デザインとか日常管理の在り方について市と県で協議を行うこととしておりまして、この協議事項がまとまれば、整備については検討を進めていきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　ぜひ早い整備をお願いを申し上げます。ぜひ頑張ってください。早く。
　続きまして……。休憩求めます。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後５時０分休憩
　　午後５時１分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○新垣　新　議員　先ほどの知事公室長の答弁ですけど、私の質問に答えてないですね。もう、度重なる――中国が毎日のように領海・領空侵犯を行って、侵略行為を行って。玉城知事は、米軍が事件・事故を起こしたときは抗議をする、これは一定の評価をしています。しかしながら、このような今中国の世界的な暴挙、沖縄を乗っ取る侵略行為というのは許すべきではない。そこにおいてなぜ知事、親中派なのですかとささやかれているのに、否定も肯定もしない。これどういう答弁なんですか。もう一度答弁求めます。親中派とささやかれていると私言っているんですよ。私は知事に聞いているんですよ。知事答えてください。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　先ほどの答弁を御説明いたします。
　まず知事を先頭に取り組む地域外交においては、多様な考え方や事情を有する国、地域に対し、どちらかに偏ることなく、平和的な手法で信頼関係を構築する全方位外交を展開しているというふうに答弁しているところでございます。
　以上です。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後５時２分休憩
　　午後５時２分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　大項目５の知事の政治姿勢についての(1)、この中国、親中派なのかとささやかれているという問題ですよ。今、どの国にも偏ることなくと――アメリカには抗議して中国にはなでなでして何も言わない。これは差別じゃないのか。県民として苦しんでいる人もいるんですよ。漁民が、失業者も出て。どういうことね、これ。こういう答弁。私は納得できない。どうですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　答弁繰り返すようで申し訳ございません。尖閣諸島周辺海域において、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっていると、宮古、八重山地域の住民にも不安を与えているということから、国に対して繰り返し、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ示すこと、そしてこの海域における安全確保等について、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講じていただきたいということも要望しております。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　この答弁は何回も聞いて分かっているんですけど、知事は沖縄県の最高責任者、行政の長です。県民は苦しんでいます。こんな苦しい侵略行為まで来ている。世界的な暴挙がある、中国は。誰一人取り残さないって言って――知事は本当に中国のパイプがある、すばらしい。多分私は個人的に思うんですけれども、中国と会える機会があるから、高市総理より知事のほうがあると思う。それだけ知事が抗議をするべきなんですよ。いいものはいい。歴史、伝統、文化、経済の交流をやるべき。でも駄目なものは駄目。侵略をやめろと、暴挙をやめろと言うのも知事の役割、平和を希求するのも知事の役割。どうですか知事、国にやらせるんじゃない、玉城知事の手でやるべきなんですよ。どうですか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　国境等、領土・領海に関するこの諸課題については、一義的には国同士で平和による、対話による解決を求めているのが沖縄県の姿勢であります。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　これだけ言います。何て言うんですか、もう国が国がって言うんだったら、今年の９月に行われる県知事選、焦点になると思いますよ。アメリカには事件・事故で抗議をする、中国には言わないとなると思いますよ。それでもいいんですか。知事に

伺います。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　0.6％の県土面積に70.3％の米軍専用施設面積があるのは不条理です。その不条理に対して、事件・事故が起こるたびに国に対して綱紀粛正を求めていくのは、当然の私の責務であると思います。ですから日米同盟の関係の中では、我々はもっとその隣人に対して、よりよい隣人の関係を構築してほしいということをずっと要望しているわけです。ですから、事件・事故が起こらなければそういうこともないでしょう。しかし現に、先日も北部の小学校に米兵が立ち入って、児童生徒に触れたりしたという、そういう行為があって逮捕されています。ですからそういうことについては、やはり事件・事故が起こらないように綱紀粛正をしていただきたいという要望も、また同時に米側にやるのも私たちの責任であるというように考えています。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　知事のこの米軍に対する抗議は評価します。しかし、毎日のように領海・領空暴挙、侵略行為というのは許してはいけない。中国に物を言うのも知事の役割なんです。ですから９月の県知事選、これ焦点になるでしょう。もうずっと平行線ですから、こういう形になると思います。ぜひこれ決めるのは県民ですので、県知事を選ぶのは。ぜひ知事、理解してください。
　続きましての答弁ですね。
　議長、休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後５時６分休憩
　　午後５時６分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○新垣　新　議員　大項目５の知事の政治姿勢についての(2)、知事が選挙で掲げた１期目、２期目の公約と達成率等をお聞かせくださいと。全然答弁になっていません。伺いますよ。
　４年前の県知事選挙で知事のパンフレット、公約、法定ビラで、公約実現率が98.6％と県民に法定ビラで残しているんですよ。なぜ言えないんですか。選挙では言えて、この議会では言えない。どういうことなんですか。矛盾していますよ。どうですか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　今議員が御指摘のその評価につきましては、法定ビラでそういう評価がされたというのは承知をしております。現在県では、２期目の知事公約の取組については、令和７年――今年度の取組も含めて、その取組状況については広く公表することを考えているところです。
○新垣　新　議員　休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後５時７分休憩
　　午後５時８分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　今言える範囲の取組でお願いしますね。公約が完了した、公約が推進中、どのくらいですか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　そういった評価の表現の仕方も含めて、他県の事例を含め、他県の事例も参考にして今、検討を進めているところです。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　まさにこれ、ひきょうですね。選挙のときは公約の達成率と言いながら、今この場では言えない。どういうことなんですか。これ矛盾しているよ。おかしいよ、法定ビラでこんなやって、ビラもこうやって法定ビラ１号ってなってね。公約の実現率98.6％ってまで言って、何で完了も言えないの。何で進行中も言えないの。おかしいよ。もう一度答弁求めます。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　知事の公選ビラにおけるその取扱いについては、これまでにも議会でも様々な御指摘をいただいております。ですから、適切なその表現方法はどういうふうにしたほうが伝わるのかということは、今現在それを検討中ということでございます。ですから、そのとおり答弁をさせていただいております。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　私が今聞いているのは、完了と進行中、これだけ聞いているんですよ、分かるでしょ。完了したぐらいは。ここ聞いているんですよ、知事。ちょっとこの話をはぐらかさないでほしい、今私の質問に。どうですか。完了を言ってください、完了を。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　ですから何を完了と表現し、何を達成と表現するかについて、今研究、検討をしているということであります。
○中川京貴　議長　新垣　新議員。
○新垣　新　議員　４年前、知事が２期目の選挙に勝ったときのビラなんですよ、これ。そこで完了、進行中、公約実現率98.6％、これ知事自らの法定ビラな

んですよ。何なの、今のこの答弁聞くと。私は全然理解できない。誰か理解できる人いるかな、与党議員、県民も。誰も分からないと思う。今のこのふにゃふにゃ発言。どうですか、もう一度。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　ですからそのようなチラシにおいて表現したことにおいて、誤解を招くあるいは混乱を招くということを議会でも御指摘を受けました。ですからそのような表現では正しい伝え方にはなっていないというような反省に基づいて、我々は、ではどのようにその進行について、進捗について表現するべきかということを検討しているわけです。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　知事、この問題等において、もうああ言えばこう、こう言えば――何かあべこべみたいになってね、県民に分かりやすくって先ほどの答弁で――非常に分かりにくい。分かる人いるかな、こっち、46名いるけど。誰一人分からないと思う、今の答弁聞くと。ぜひ反省してください、分かりやすくしてください。県民に分かりやすくしてください。ぜひ強くお願いします。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新垣　新　議員　関連質問です。新里治利議員が述べた大項目１の関連質問ですけど、この代執行訴訟の最高裁判決に対する評価について、先ほど答弁の中で様々な意見があるというのがありました。でも、名護市長選も負けた、翁長知事になって、そして玉城知事になって３回負けています。重ねて今回、４選挙区で負けています。辺野古の民意は終わった。そして大事なことは県民生活、物価高騰対策にもうこれから注視していくべきじゃないかと思うんですけど、玉城知事、答弁求めます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　現在の民意をどのように捉えているかということの御質問だと思います。辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が争点となった３度の県知事選挙や、辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票で繰り返し示されております。また例えば、先月の名護市長選挙に合わせて実施された出口調査では、普天間飛行場の辺野古移設への賛否に係る質問に対する回答は、いずれの調査においても反対が過半数を占めているという状況でございますので、辺野古移設に対する民意というのは依然としてあるということを考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　民意というのは変わったんですよ。選挙で負けたんですよ。世論調査とかどうこうとかこんなこと言うんじゃなくて、結果なんですよ、政治は。選挙が全てなんですよ。始まりも。どうですか、もう知事頑張った、辺野古建設について。もう民意は変わったんだから、県民生活よくすることを残り四、五か月間の任期、これ頑張っていくべきじゃないですか、半年間。どうですか知事。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　選挙におけるその有権者の判断は、そのときの社会情勢、あるいは様々な状況が勘案されての判断になるものと思います。他方で、一つの選挙によって全ての物事が全部変わるということは、私はあり得ないと思うんですね。今回は生活分野で判断をなさったのかもしれない。しかし、アンケートでは辺野古反対は譲らないという方々も半数以上いる。これも民意です。ですから、いろいろな角度から民意をどうやって県政に反映させていくかということが、私たちにとっての最大の重要なポイントではないかと考えております。

○中川京貴　議長　新垣　新議員。

○新垣　新　議員　じゃあ今知事、重要って言うんでしたら、今年９月に行われる県知事選に出馬するって理解してよろしいですね。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　私は今、現職の県知事としてその考えを述べさせていただきました。

○新垣　新　議員　ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　新　議員　ぜひ知事、もう本当に沖縄は二者択一なんだなと。基地問題を重視する有権者もいらっしゃる、県民もいらっしゃる。暮らしと経済を考える有権者もいらっしゃる。もう今年行われる９月の天王山である沖縄県知事選挙、これも焦点になると思いま

すし、この中国との問題も焦点になるということも告げて、私の質問を終えたいと思います。本当に答弁をいただきましてありがとうございました。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　静かに行きたいと思います。やりにくいな。

　では１、農林水産について、(1)、ゆがふ製糖についてですが、建て替えの総額は幾らぐらいになるんでしょうか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

　ゆがふ製糖工場整備の製糖工場に係る総事業費は、約196億円の計画となっております。

　以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これは実はうるま……

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　午後５時17分休憩

　午後５時17分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○呉屋　宏　議員　そもそもこの質問は、うるま市から上がっていましてね。彼らはまだ納得はいってないようなんですよ。賛同はするとは思うけれども、そもそもこのサトウキビの政策振興はどこにあったんですか。この補助金がこんなに手厚く出るっていうのは。何が根っこか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　午後５時18分休憩

　午後５時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

　今回、国のほうでこの製糖工場に係る新たな事業を創設していただきまして、新基本計画実装・農業構造転換支援事業でございますけれども、これにつきましてはやはり国におかれましても、沖縄――まあ鹿児島を含めましてですけど、サトウキビの重要性――サトウキビにつきましてはやはり製糖工場がないとサトウキビが作れないという、車の両輪というものでございますので、そういったものを理解していただいた上で、老朽化している分蜜糖製糖工場の整備について予算化されたものと認識しているところでございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　私が聞いているのはね、何でサトウキビだけこれだけ手厚いのかっていう、根っこは何なのかって聞いているんです。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　午後５時19分休憩

　午後５時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

　先ほど申しました農水省のこの事業でございますけれども、製糖工場の整備もできますが、それ以外にも構造転換ということで、例えば老朽化しておりますライスセンターとか、そういったものにも活用できる事業となっております。ただ製糖工場につきましては、やはり費用負担が大きいということで、我々としてもこの負担額、補助の負担割合とか、補助上限額等のもっとかさ上げができないかということで要請をさせていただきました。その結果、こういうふうな補助率のかさ上げにつながったものと考えております。

　以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これ思うんだけれども、つい２年ぐらい前までたしか300億円かかるって言われていましたよね。何で196億円になっているのか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

　当初製糖工場の整備につきましては、国内産のメーカーの機械を導入するということで、約300億円ということでございました。ただそうしますと、農水省の事業とかいろんな事業を活用した際にも、この負担割合を県あるいは――地元の負担割合が大きいということもございまして、この工場の規模、予算額を圧縮しないと支援というのは難しいんじゃないかという議論もございまして、ゆがふ製糖のほうでは外国製の機械等も導入しながら、またいろんな計画等を見直して、それでこの製糖工場の整備を300億円から約196億円にまで予算を下げたというところでございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これ(1)のイ、建て替えに支出をするところ――つまり196億円はどこが出すのか。金額も聞いています。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

　製糖工場の整備の総事業費は約196億円でございます。このうち、国、県及び市町村で約193億円の補助を計画しております。その内訳でございますけれども、国が約134億円、県が約47億円、市町村が約12億円となっております。

　以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　そこで聞きたいんですよ。

市町村が12.4億円かな、12.1億円か分からないけれども、これってもともとあったのか。製糖工場を建て替えしたりするのに市町村が出していたのか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時23分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　平成21年度以降、この県内の含蜜糖製糖工場や伊是名及び北大東島の分蜜糖製糖工場の整備につきましては、市町村が事業主体となっており、費用の一部を負担しているという例はございますが、こういった今回のゆがふのように民間事業者が整備する製糖工場に対し、市町村が補助金を交付したという事例は今までないと認識しております。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　だからね、そもそもそこが今問題になっているわけです。どこから来たのか。それが今見直し後に３対１になっているのかな。その前の最初の当初案というのは、市町村に36億円持ってくれという案なんですよ。これが３分の１になった。それは不審に思うのは当たり前ですよ。一気に196億円の中の36億円、あなた方市町村で持ってくれないか、26の市町村でと言われたら、それはびっくりする。それで今12億円になっている。これね、こういう補助の在り方っていうのは何かどうも、この196億円を原資がないからどこかに振っているようにしか見えない。これさっきの答弁の中に出てこなかったんだけど、ゆがふ製糖が3.4億円でしょ。だからこういうのを全部やる、だけど実はここにまだ隠されたお金があるんだよ。外構工事であと22億円かかる。でしょ。これ196億円には入っていないんだよ。これ誰がやるのか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

外構工事等につきましては、ゆがふ製糖が負担する計画となっております。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　もう全部表に出したほうがいいよ。バガス工場まで造るんでしょう。僕が取った資料では、バガスをやるのに30億円。これもゆがふ製糖が造ると言っている。これは補助金で造るだろうから、推進交付金か何かが使われるだろうけれども、こんな状況をもう明るみにもっと出したほうがいいよ。どうですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時26分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　今回のゆがふ製糖工場の整備でございますけれども、製糖工場の整備以外の事業費といたしまして、議員からお話のありました外構工事が約16.9億円、その他バガス等を活用したこの製糖副産物等の施設が30.5億円の計画となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　僕が計算すると、これどう見ても、バガス工場を補助率入れないで計算したら、ゆがふが持つのが70億円を余る。だからこういうような状況の中で、この工場、州崎に移ることになっているんだけど、この州崎の土地というのはどこの土地で、誰が買うのか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時27分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　失礼いたしました。

移転予定地は、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区内の分譲用地となっておりまして、分譲用地の購入費用は、ゆがふ製糖株式会社が負担する計画であります。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　この負担金額が17億円。これもゆがふ製糖が持つ。製糖工場ってこんなにもうかるのか。今１トン当たりの取引は、農家から買うお金は２万6000円ですよ――２万4000円か。２万4000円で、１万6000円が国庫で負担をしている。つまり、ゆがふが仕入れするのは１トン当たり8000円だ。そうでしょう。ということは、１トン仕入れして、実際お金は２万4000円届くんだけれども、ゆがふがお金払うのは8000円だけ。だけどもう取値は決まっているんですよ。見てみると、砂糖というか粗糖になって販売をする金額は１トン当たり15万円、これもほぼ決まっている。だから、入りも出も決まっているから、あまりもうからないはずなんだよ。そうでしょ。どうなんですか。これだけの支出が出るのはおかしくないですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

分蜜糖製糖工場の収入というか売上げでございますけれども、今議員御案内のとおり、粗糖をまず販売するということでございます。例えば、沖縄本島のサトウキビの生産量を仮に11万トンとした場合、大体サトウキビから粗糖ができる歩留りが10％程度でございますので、10％と仮定した場合、生産量が11万トンですとできる分蜜糖が１万1000トンとなります。そこにトン当たり15万円ということで試算いたしますと、トン当たり15万円掛けますと、粗糖の販売収入が16億5000万円ということでございます。ただ、分蜜糖製糖事業者は国の糖価調整制度によりまして、製造経費と販売価格の差額分として国内産糖交付金というものが交付される、措置されるところでございます。この交付金については作りました産糖量に乗じて交付されますので、例えばゆがふの場合ですと、交付金単価がトン当たり約３万8000円程度としますと、１万1000トンを作った場合には約３億8000万円の国内産糖交付金が交付されることとなります。議員御指摘のサトウキビの原料代が約7000、8000円というところでございますけど、仮に7000円とした場合に11万トンを農家が出荷した場合には、ゆがふ製糖から生産者へ約７億7000万円が支払われるということで、なかなかおっしゃるとおり格段にもうけるかといったら、そういった構造ではないということであると認識しております。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　いや、ですからこれだけもう仕入れも決まっている、売値も決まっているということは、もうけも決まっているわけだよね。そこにあなた方は、17億円の土地代も入れて、70億円を負担させるわけだよ。おまけに今までなかった市町村負担というのをそこにつくるんだよね。お聞きしますけれども、この間新聞に載っていたけれども、改築のために新しい団体をつくるようですね。なぜそれをつくるのか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　沖縄本島のサトウキビ生産は、これまで減少傾向にございまして、面積の確保ですとか、生産性の向上等の課題がございました。このような中、沖縄本島の安定的かつ持続的なサトウキビの生産振興を図るために、生産者が発起人となりまして、沖縄県さとうきび農業協同組合が設立されることとなりました。同組合は、サトウキビの栽培指導でございますとか農作業受託事業のほか、今回このゆがふ製糖工場株式会社とコンソーシアムを構成いたしまして、製糖工場の整備にも参画する計画であります。そういったことで、このような新しい団体ができたということであります。

以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　このコンソーシアムの――沖縄県さとうきび農業協同組合だったかな。県とそことの関係はどうなるんですか。あなた方はどこで責任を、一緒になってやろうとする形になるのか、これは。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時33分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

先ほど申しました沖縄県さとうきび農業協同組合でございますけれども、やはりこれはサトウキビの生産振興を図るため、生産指導でございますとか、そういった農作業受託作業を計画していると先ほど述べさせていただきました。県の施策は、同組合の事業計画と方向性というのが――やはり我々としても、県としてもしっかりサトウキビの生産振興には取り組んでいかないといけないという一定の方向性がございますので、そういったものと方向性というのは一致しているということで。この組合との相乗効果も期待できるということから、同組合の運営の支援にもつながるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　部長、言っていることはよく分かるよ。これ実は、交付金を起債で出して、交付金が戻ってくるためには、この団体をつくらないといけなかったんでしょう、中身は。そのためだけにつくるんだよ。だから県は、どういうふうな関係でこれに入ってくるんですかと僕は聞いている。これ以上のことを言ったらぶっ壊しそうだから、もうこれ以上言いませんけど。ただ一点、市町村がおかしいと思っているのは、あなた方が売った土地17億円、ゆがふが払うお金はどこに入るのか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　ゆがふ製糖に分譲地を売却することによりまして、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計に収入が入ってくるような形になっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これはあなた方のルールであって、農林水産部も商工労働部もこれは沖縄県だよね。そこに市町村が疑問を呈しているわけだよ。なぜ我々に12億円払わせて、何であなた方は47億円と言っているけど、17億円入ってくるじゃないかと。ということは、県は30億円を切るんでしょうと。こういう見えないところがあるから、彼らは不信に感じる。実際はそれが中身なんですよ。そして、県がどうやって絡んでくるのかと。この絡みも、要するにＪＡに投げる、ゆがふに投げる。でも、国策でありながら県策でありながら、この中心は本来は県が引っ張っていかなければいけない。でも県は姿が見えない。建物を建てるには姿は見えるけど、運営には関わっていない。こういうところを是正しなければ、すっきりしたような形でスタートできないんじゃないかなというところが、僕が今まで聞いてみて感じているところですね。

議長、休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○呉屋　宏　議員　もう一つは、ここの州崎に置く建物、この建物は真ん中から道路が通っているんですよね。これはここに協定書があるんだけど、この協定書の中では県が――平成12年ぐらいかな、話合いをして平成24年から25年にその土地はうるま市に無償譲渡されている。真ん中から通っている道路はうるま市のものになっている。なおかつそこには水道も下水道も通っている。こういうものの答えが、きれいにうるま市に行っていないもんだから頭にきている。どうなのか、部長。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　議員御指摘のとおり、当該市道につきましては、県からうるま市に道路用地として無償譲渡しております。工場用地として使用するに当たりましては、ゆがふ製糖とうるま市が調整した上で、うるま市から県に対して道路用地としての用途の指定解除の手続といったことが必要になってきます。また、用途指定の解除につきましては、今うるま市とも調整をしている状況となっておりますので、お話がなかったということではなく、こういったことがありますというような話は常々やっているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　部長、じゃあ何で僕に一般質問してくれと来ているのか。彼らはそれがすっきりしないからこっちに来ているんだよ。そういう話合いはあったけど、これをどうする、水道管はどうする、道路の上はどうする、この土地はどこのものか、どうやってやり取りするのか、こういうことが決まっていないからここに来るんでしょ。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の移転用地には分譲地間にございます、このうるま市道が含まれております。移転整備に伴いまして当該市道部分の造成等が必要になりますが、その費用については、ゆがふ製糖が負担する計画となっておりまして、うるま市の負担というものは想定していないところでございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　いやだから、これ県策であり国策なんだから、あなた方が中に入ってちゃんと整理してあげないと駄目じゃないのか。あなた方は、ここで僕らが県から聞いているものと実際現場に行ったものとは気持ちが全く違うよ。もちろんうるま市は賛成しますよ。だけどすっきりしない形でやり取りするんだよ。ここを知事ね、これが実態だよ。計画はすばらしいよ。後から出てくる過疎対策も教育問題もすばらしいよ。だけど、そうはなっていないからおかしいでしょと僕は思いますよ。

休憩いいですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○呉屋　宏　議員　時間も少なくなってきたので、別に行きたいと思います。

小規模離島問題・過疎化問題、これ現状はどうなっていますか。これまでのこの１年間進んでいるんですか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

小規模離島、それから本島北部過疎地域等の僻地においては、国のへき地保健医療対策等実施要綱、そして第８次沖縄県医療計画に基づき、医療提供体制の確保に取り組んでいるところでございます。令和５年１

月時点ですが、県内のへき地保健医療対策の対象は、17市町村の29地区となっておりまして、これらの地域において僻地診療所や巡回診療等により医療が提供されているところでございます。各地医師確保でいろいろな問題が出てくる場合には、その都度、県と市町村が連携して対応しているという状況でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　この離島だとか、過疎化の医療体制の主体はどこか。県か、市町村か。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

まず、地域住民の日常的な疾病、それから外傷の診断とか治療など、身近で頻度の高い医療サービスについては一次医療と言われまして、かかりつけ医による初期医療が中心となります。また、地方公共団体は良質な医療を提供する体制の確保に努めるというのが医療法の趣旨にございますので、市町村は民間の医療機関が所在しない地域においては、一次医療の提供体制を確保する役割があると考えておりますが、これは市町村だけではなく、一方で過疎地域の医師確保等には課題がありますので、県としても市町村と連携をして、医療提供体制の確保を行うと、それに努めなければならないと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これ過疎地域の保健医療体制は、抜本的な改革はできるのか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

今、県の計画の中では、過疎地・へき地医療分野で目標とするところは、住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要となる医療のサポートが継続的に受けられることというのを目標としまして、その目標を達成するための要素として、一つはその地域における僻地診療所の運営、これは医師を確保したり代診医を派遣したり、市町村の協力を得たりすること。それからもう一つは、特定の専門領域と言われるところの医療の確保を巡回診療などで行う。さらに３つ目として、対象地域から外に出ることになりますけれども、救急診療とか専門的な医療を受けることができる環境を整備する、というふうな３つを挙げてそれぞれ事業を実施をして、進捗状況を確認しているところでございます。令和８年度には僻地診療所の運営に資する事業として、オンライン診療の実証事業を予定しておりまして、このような形で先ほど挙げた３つの要素がうまくそろっているかどうかというのを確認しながら進めているという状況でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　部長、あなたが言っているこの遠隔医療と僕らが想像している遠隔医療は全く違うと思うよ。多分五島で見た――まさかあの五島で見た遠隔医療じゃないでしょう。あれは遠隔医療とは言わない。だから僕は向こうでは２回も質問するつもりはなかったんで、１回質問してどういうことかって聞いたから、もうこれ以上やるつもりはない。かえって五島よりこっちのほうが医療の先進地だよ。だからそこら辺は――この過疎地域の医療っていうのは全庁的にやらないと駄目だよ。あなた方はやったことあるのか。保健医療介護部が出てきて、知事公室の消防防災ヘリが出てきて、過疎だから企画部が出てきて、一緒にどうしようやって組み立てたことはあるか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　私たちのほうでは、医療法に基づく医療計画をつくって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を目指しておりますけれども、医療計画をつくるときには、僻地医療であれば僻地医療の全庁的な意見の収集ということを照会をして、必要なところについて意見をいただくという形で、そういう体制では策定をしております。そのほか、医療計画と関連するようなほかの計画との整合性などを図りながら、総合的に推進しているという状況が現状となっております。それから、医療計画の進捗を評価する場合は、県庁外の関係――医師会であるとか、そういうところとも連携しながら今進捗をしているところで、部局間の情報共有と一体的な取組には努めているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　(5)で総合的な体制ができているのかと。そしてアの中に、消防防災ヘリ事業について現状はどうなっているのか、ちょっと説明してください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　消防防災ヘリの事業の現状について御説明いたします。

消防防災ヘリの導入につきましては、これまで未承認の石垣市及びうるま市が懸念していた課題や疑義について、県から詳細な資料を提示し、丁寧な説明を行ってきたところでございます。先日もうるま市を訪問し、導入によるメリットや運用体制などについて意見交換を重ねており、先方の理解を深めていただくためのプロセスを継続しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　公室長、この消防防災ヘリって今造ろうとしている――起工式は終わったのかな。北部病院。そこの上にとまるのか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

今建築中の北部地区の医療センターにつきましては、屋上にヘリポートを準備するということで今整備をする予定であると聞いております。その設計の情報によりますと、11トンまでの加重には対応できるということとなっています。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　ですからね、こういうのを総合的に造って病院事業をやっていかなければいけない。でも僕がこれ質問したときに――質問取りに来たときに、あなた方は誰もこれを明確に言えなかったよ。だから実際こんなもんなんだよ。自分の足元だけを見て、ほかのものはどうなっているかって見ていない。だからおかしくなっていくんですよ。僕はさっきちらっと企画部の話をしたけど、家治議員が言ったあのやり取りを見ていて、げんなりしましたよ。國場代議士が沖北で話をして、それで向こうから電話がかかってきたから、今から調査して対処する。もう53年やっているんだよ。今頃こんな話か。物価が高いから今からこれどう対策するかって、今から始まるのか。これが皆さんの過疎対策なのか。違うでしょうよ。どうなのか、部長。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　離島・過疎それぞれの対策を鋭意進めさせていただいて、様々な取組を進めさせております。その時間の経緯の中で直面する課題、それから顕在化する課題、様々な課題があります。それぞれに対して真摯に対応していこうという考え方に基づいて、施策を展開しております。物流対策についても、本当にどういったところに課題があるんだっていうところをしっかり調査をした上で、必要な施策について取り組んでいこうというような考え方でございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　僕は、皆さん、企画部長、申し訳ないけど、あなたが１期で来て２年間一生懸命やったら、俺はこれをやったぞというようなものを僕はつくってほしいわけよ。だから企画部に来て過疎対策をやるっていうんだったら、俺は２年間でこれだけはやるっていうのが、みんな代わる代わるやっていたらこうはなっていないんだよ。だから問題なんだ。

次行きます。環境問題はちょっと飛ばしましょうね。

４番の高等学校教育について。

(1)、高等学校教育改革の推進について。

ア、高等学校教育改革促進基金の創設、いわゆるネクストハイスクール構想というのが国の事業で準備されているようですけれども、分かっていますよね。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　少しこのネクストハイスクール構想について説明させてください。

去る２月13日に文部科学省から高校教育改革に関する基本方針グランドデザインとして、2040年に向けたネクストハイスクール構想が公表されました。その背景には、2040年には少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれる、またいわゆる高校無償化に伴い私立高校への進学を希望する生徒が増加し、公立高校への進学者数が減少する可能性が指摘されていることなどがありまして、地域人材育成の中心となる公立高校への支援を拡充し、高校教育改革を推進するものであります。

まず県としてやるべきことは、国のガイドラインに基づき、令和８年度中に県としての高校教育改革に関する実行計画を策定することとされており、その実行計画に基づき、令和９年度から国が実施予定の新たな財政支援により、高校教育改革を順次進めてまいります。そしてもう一つの方向性が、その改革を先導する拠点の創出であります。３つの類型に応じて、それぞれ原則各１校ずつ選定し、高校教育改革を先導するパイロットケースを創出することとされております。この改革先導拠点の取組を進めるために、都道府県において基金の設置が求められておりまして、国が認める県の計画に応じて、今後国から経費が交付されることとなっております。

以上が概要になっております。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　これね教育長、高市総理の肝煎りの政策なんだよ。あなた方は２月って言ったけど、これ閣議決定したのは去年の12月27日だよ。何でこれが僕の手元にあって、あなた方は２月にしか分からないのか。これ２月、３月には計画をつくらないといけないよ。全国で3000億円。3000億円をばらまく。沖縄県に60億円来るんだよ。この60億円をどう使うかというのも全部これに書かれている。例えば、久米島。久米島のおうちにいて久米島高校に行かなくても――僕は前からあなた方に提案しているけれども、

全然聞かない。うるま市の伊計にあるN高、N高に通信で通える、サテライトでそこを使えば、何も本島に出てこなくてもおうちにいながら学校に行ける。僕はこういうものをあなた方はもっと勉強すべきじゃないのかと思っているんですよ。このやり方では多分無理だと思う。これ産業イノベーションの事業でもあるんだよ。例えば今、久米島高校とロート製薬が久米島で藻を使って新しい産業を出そうとしている。この藻を使いながら久米島高校とロート製薬がタイアップして、ここで研究するというのもできるんだよ。だからあそこに産業を植えつけようと。それと高市総理が心配しているのは、いわゆる介護の問題、エッセンシャルワーカー。例えば久米島高校にエッセンシャルワーカーを育てる学科をつくって、これも全部見ますよと言っているわけだよね。だからわざわざ本島の高校に来なくても、久米島で免許が取れるようになる。そして島の人たちを面倒見るようになる。だからこういうのをつくっていって初めて産業じゃないのか。だから久米島で介護士の免許を取ろうと思っても――本島に来たらもう戻りませんよ。だからこういうので過疎化対策をしてくれというのが、実はこのネクストハイスクールです。これは、あなた方ここで一生懸命――令和４年か、学校再編計画とかって書いてあるけれども、これも読んだけれどももうこのレベルじゃない。これは書き換えないといけないところまで来ている。だから、僕はもう一回これを見直す必要がないかどうかを聞きたい。60億円を３年間基金で積み上げて、そこから出していくっていう話だ。どうか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　議員御指摘のとおり、この事業については、昨年の11月頃からその構想が我々のほうにも届きました。２月13日には確定のグランドデザインが出されておりますけれども、我々も昨年からこれは承知をしているところであります。やはりこの全国で3000億円という大きな予算でありますので、我々も説明を受けたときには、これ国は不退転の決意であると、そういったこともお話をされておりましたので、国は相当の決意で取り組まれているなというのは我々理解しているところであります。最大62億円が投入されるということでありますので、しかしながら、この膨大な予算を――実はこの改革先導拠点の申請が今年の５月であります。それまでに我々は急ピッチで今取組を進めているところでありまして、この実施期間は令和８年度から３年間、この先進改革拠点校は３年間、令和８年度からスタートしなければならないと。そして３年間という限定付でありますので、この改革を早期に実現できる体制を整えることのできる学校等でなければならないと考えておりますし、また本県の教育課題等に資するパイロットケースの創出を図ることが目的でありますので、そういった視点で改革先導拠点の選定や取組内容の検討を今進めているところであります。全ての学校が対象になりますが、今言ったようにこの短期間でこれだけの大きな計画をつくっていくということで、我々は急ピッチにそういった視点で今、選定を進めているところであります。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　いいですか、教育長。2040年には産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力の需給ギャップによって、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的な不足、そういうのがもう見通されているわけですよね。であれば、何でこれを教育委員会が持っているのか。だからさっきから言っているように、縦割りをするからあなた方は連携ができないんだよ。これって産業にも関係するから商工労働部も関係するし、企画部も関係する。何でこれを共有してやらないのか。ましてや５月までしかない。これ、高校が皆さんに出すのはいつか。皆さんのところで締め切るのは。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　今ちょうど学校のほうに投げかけているところでありますが、議員御指摘のとおり、この事業は教育委員会だけで進めるということではないと言われています。まさに関係部局、地域、産業界、高等教育機関が一体となったこのコンソーシアムをまずつくり上げて、そして一体となってこの産業イノベーションを創出する、この人材を育成していくということが示されておりますので、もちろん教育委員会が中心になりますが、今急ぎその体制をお願いをしているところでありまして、しっかりと協力を仰ぎながら取組を進めていきたいと思います。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　いや、ですから、これ高校が皆さんのところに手を挙げるのはいつか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時58分休憩

午後５時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　今学校に公募している、学校からの申込申請は来週中と見込んでおりまして、その選定については、３月中で選定をしていきたいという今スケジュールでございます。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　グループもできないのに、これ３月中に選んでいくということができるのか。僕は分かっていたから２月の初めに久米島に行って、選挙終わって久米島に行って、この件をお話しして、町長と副町長を呼んでこれをコーディネートしてくれと。だから久米島高校と話合いをしてくれということもやって、もうあそこは進んでいますよ。どういうふうに持っていくかどうか分からないけど。だけど、この期間――３月末までにできないよ。これは無理だ。だから、期間がないからあなた方は大事に大事に見て、僕は２月にこの要綱があるだろう、持って来いと言ったら、いやこれは出せませんというわけだよ。出せませんって、俺は12月には持っているんだよ。こんなレベルでも秘密主義になるもんだから、なかなか前にスタート切れないわけだよ。だから僕は企画部も、全部の部長――全部とは言わないけど、関係する部長が集まってやるべきだと思う。もう一つは、僕はさっきＮ高の話をしたよね。去年Ｎ高って東京大学に７名通っているんだよ。旧帝大に23名通っているんだよ。難関大学はもう３桁だよ。これが目の前に学校があるんだよ。だから僕は、久米島高校でクラスが１部屋空いているんだったら、そこを民間に貸して、Ｎ高でサテライトにしてくれんかと思っているんだよ。だけどあなた方は、多分従来どおりの考え方だから、間違いなくこれは公共だと。あなた方は私学だと。これ誰のためにやるのか。久米島にいる子どもたちのためのものでしょう。あなた方教育委員会のものじゃないんだよ。だから、その考え方が、視点が初めから間違っている。この久米島高校をどう活用したら久米島のためになるのか、どう活用したら子どもたちのためになるのか、これが原点だよ。スタートだよ。だからこういうところをあなた方は、もう復帰後53年たって、そろそろ考え方を変えないと、いつまでもこの59校か60校を自分たちで守るなんて考えていたら、メンタルヘルスはどんどんどんどん広がっていくし、いろんなものが――そこに解決できないものがあるうちは、未来は、夢は見れるのかと思ったら、僕は夢は見れないと思うけど。どう思うのか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　今Ｎ高のお話がありました。例えば、仮にＮ高から久米島高校の校舎を活用してサテライトをしたいという申請があった場合には、県教育委員会でそれをしっかりと受け止めて、学校と連携しながらそれが可能かどうか検討する必要があると考えております。今離島の子どもたちが離島にいて学ぶ体制ということ、これは重要であると思っていまして、現在、久米島高校は県立泊高校通信制課程の協力校となっておりまして、島内に在住しながら泊高校に在籍し、スクーリング等で久米島高校の施設を利用している生徒もいるところでありますので、公立高校の活性化をいかに図っていくかということが我々の使命でありますので、泊高校の活性化を図りながら、仮に久米島の高校の生徒たちが泊高校の通信課程をしっかりと受けたいと、そう言えるような泊高校の魅力化も図っていかないといけないと思っておりますし、我々はまず公立の高校の魅力化を図りながら、その高校教育改革を進めていくと、そういう視点でしっかり取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　宏　議員　教育長、今日は生き生きとしている顔をしているよ。さっきまで死んだような顔をしていたから。今Ｎ高等学校もこの一般質問を見ていますよ。そして、僕は久米島だけを見ているわけじゃない。これが通信でできるんだったら、もう渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜、家にいて高校を卒業できるんだよ。僕の末娘はＮ高の卒業で、学校に行くのはスクーリングで１年に１回、１週間だけ。だからこれは、もう離島にとって物すごくいい話なんだよ。だから21世紀の新しい教育の在り方を真剣に考えてやってほしいなと思います。

今日通告したけどできなかったものについては、大変おわびをします。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時３分休憩

午後６時３分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉清義　議員　議長からお呼び出しありましたので、皆さん、今日の最後の一般質問です。ぜひできるだけ優しく突っ込もうかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、順番を変えていきたいと思います。一般質問について、資料で調べながら、ちょっとびっくり仰天するところが１つありまして、まず順番は３、４、５、６、７、８、９といって、１、２に戻りたいと思いますので、その間少し飛ばしますので、よろしくお願いいたします。

まず、３、医療福祉行政についてなんですが、私これずっとちょくちょく取り上げてきたんですが、びっくりしたのが沖縄県の現状であります。どのような現状かというと、今読み上げさせていただきます。

平成17年10月、26ショック・沖縄県の平均寿命と死亡状況の調査結果と報告書が沖縄県福祉保健部健康増進課より288ページ提出されました。その内容は、平成12年――2000年厚生労働省発表で、沖縄県は県民男性の平均寿命が１位から26位に後退したとの26ショックでございます。その改善に全力で取り組むために、健康おきなわ2010が推進されてきました。

その後はどのように変化したかといいますと、15年後の沖縄県民の平均寿命は男性が36位、女性が７位とさらに後退。その５年後の2020年には男性は43位、女性は16位とさらにさらに後退。また、最も大切な健康寿命は、2024年時点で男性45位、女性46位と、これ以上後退が許されない状態まで後退して、我々沖縄県民は、日本人として真っ先に滅亡する絶滅県民になりつつあるのではないかと私は危惧をしております。2000年から取り組んできたこれまでの県民の健康増進事業では、もはや県民の健康と命は守れないことは明らかであります。一日も早い大改善、修正が必要であります。

そこで伺います。

県民の命と健康を守る予防並びに健康増進事業について伺います。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

ただいま御指摘がありましたように、健康増進計画というものが、健康おきなわ2010の頃からございます。今の県の健康増進計画は健康おきなわ21と申しますけれども、そちらでは生活習慣病の発症予防と重症化の予防、それから食生活、飲酒、喫煙などの生活習慣の改善に向けた取組を推進しているところでございます。その中で健康経営といいまして、働き盛りの人たちの健康を改善するために、企業等の協力を得て健康づくりを推進していますけれども――健康経営を推進しています。それから市町村におけるがん検診の精度管理、受診率向上を図る事業など、健康を支える社会環境の質の向上にも取り組んでいるところでございます。さらに、その下の世代に向けて教育委員会等と連携して、次世代の教育、健康づくりに取り組んでおりまして、健康長寿おきなわ復活に向けて、官民一体となった体制で推進しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長、今のこの推進事業で目標数値は、健康寿命、平均寿命はどのような数値に今好転しつつあるか、御説明ください。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　まず平均寿命――ゼロ歳で生まれた子どもがどのくらい生きるかということですけれども、一番最新の平均寿命、男性、沖縄県は80.73年、女性は87.88年ということになっております。順位は先ほど御指摘がありましたように、全国順位が下がっておりますけれども、平均寿命そのものはまだ延びてはいるというところで、高齢者が長生きだったり、あるいはその全体的な健康については、寿命がまだ延びているというふうな状況でございます。

ただ一方で、健康寿命は――先ほど御指摘がありました健康寿命、これについては単純な生存、死亡に加えて、アンケートなどで今健康状態で何か気になるところがあるかという質問に対して、はいと答えた人は、もう不健康と判断するというものが加味されますので、そちらのほうは今男性71.62歳で、ここは前回よりも0.49歳マイナスとなっています。女性も74.33歳で前回よりマイナス1.18歳となっていまして、順位のほうも下がっている状況です。

日常生活に制限があると答えた人が、何らかの理由で増えているというところが一つの理由だと考えていまして、直近のコロナの影響だったりとか、あるいは専門家の先生が指摘をするのは、骨折で高齢期を迎えた場合に、なかなか日常生活に制限がきているんではないかということがありますので、今はそういうところの分析等を行っている状況です。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　そうすると、確かに平均寿命は延びたかもしれません。ただ、平均寿命に落とし穴があります。ＩＣＵに入っていても、植物人間でも平均寿命は延びてきます。皆さん、生きているからには平均寿命じゃないんですよ、健康寿命なんですよ。自分で自ら動くことができる、自分自身の世話は自らできる、これを延ばさないと駄目なんですよ、皆さん。これがマイナスだということは――ですから私、この我が沖縄県、絶滅県民になるんじゃないのと言っているんですよ。これは何も年齢層にかかわらず、以前これは壮年期だけでしたが、もうこれが青年期や幼児、赤ちゃんまで来てしまっている。私たちはこの30年間一体どうだったんだろうと。私は部長に、ぜひ今の事業の在り方は本当にこれでいいのかと、結果はもう防ぎようがないと。ですから、私もこれを見た限りは疑問です。例えば、今年度の健康増進計画推進事業、1800万円余りあります。皆さんの新年度予算です。県民１人当たりにこれ換算したら、何円に相当するか御存じですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時12分休憩

午後６時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

今一つの事業として健康増進計画推進事業、令和８年度は1806万円ですけれども、試しに今県の人口146万人で割ってみたところ、１人当たり12円という形となります。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　そうなんですよ、皆さん。県民１人12円で我々の健康を守れるか。梅干し１個も買えませんよ。皆さん、そればかりじゃないですよ。年齢層関係なく着実に侵入してきている。この生活習慣病予防費――生活習慣病予防対策事業ですか、これが約3100万円余りついております。これも県民１人に――140万県民全員で割ったら、皆さん僅か2.6円ですよ。そしてなおかつ、我々若い世代から働き盛りの皆さん、これからの沖縄を背負う皆さん、生産年齢人口、それで計算してみると健康推進事業費は僅か21円、そんなものですよ、皆さん。この健康推進事業の本部長は玉城知事なんですよ。予算額はそういうものなんですよ。我々、沖縄県民の一人一人の健康を守るのに、10円とか20円の世界で守れますか。この推進事業の本部長である知事、どう思いますか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　県民の様々な健康状態を分析して、新しい健康おきなわ21の県民会議の中で、重点的にそれぞれターゲットとするような疾患状態のほうを、今検討しているところです。例えば今年度は、血圧が高い人で、血圧を管理しないまま生活をされている方が多いということで、そういう方々について、高血圧対策を重点的にするという形で、主に普及啓発ですけれども、そういうものを県も、それから関係団体も、同じテーマで同じメッセージを届けようという形で行っています。全然血圧を管理されていない方が、それを聞いて管理をすることで、疾病あるいは合併症を防ぐことができるということを期待しておりますので、議員のような１人当たりの予算額というのは、私たちちょっとまだ、あまりそういう計算はしておりませんけれども、限られた予算ですけれども、効果的に、効率的に県民が重症化しない、あるいは健康につながるというところの施策を考えているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長、何も反対はしませんよ。考えているのは皆さん、30年前から考えているんですよ。予算もほぼ１円も上がらない。そういう中で悪くなっているのは、140万県民の命と健康ですよ。だからこれでいいんですかって聞いているんですよ。

(2)、次に入ります。

これまでの予算額とその費用対効果について。

皆さんこんなに30年間も予算をかけて、一つでも向上したのがありますか。何か向上したのがあれば言ってください。何もないですよ。破竹の勢いでどんどんどんどん下がっていますよ。ですから費用対効果について、この予算で何をどうするのという目標をしっかり持っていますか。まず費用対効果について伺いましょう。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

予算と費用対効果のお話ですけれども、令和７年度の健康おきなわ21に関連する予算額は、２億8230万円となっております。令和８年度は３億1647万4000円を計上し、3417万4000円の増額となっております。その効果についてですが、先ほど申し上げましたように、平均寿命の延伸というところでは延びてはおりますけれども、全国の伸び率より悪い、そして全国順位も下がっているというところとなっています。

県としましては、重点的に肥満の予防、肥満の改善、それから有所見率の改善という様々な指標のチェックをしながら、これが改善する方向に向かって、引き続き施策に取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　今部長が言うように、例えば聞いていくと、すごいね、沖縄県ってこんなに健康づくりにお金かけているんだ、となる。中身は違うんですよ、皆さん。病気になった人が入院をする、治療する、その予算が全部で２億円余りじゃないですか。私が言いたいのは、病気にならないための予防――予防医学なんですよ、予防医学。予防医学には僅か1000万円余りしかかけない。

しかし、皆さん病院にかかる、病気にかかった、こういった手当は――補塡に関しては、確かに２億円、３億円です。逆に２億円、３億円以上をこの予防医学にかけてしまえば、みんな健康になるんですよ、皆さん。ですから、先ほど、梅干し１個も買えませんよ

と、一人一人が健康になるための予算というのはこんな微々たるものですよと。私はこの考えを変えるべきだと思いますよ。別に病気になった人は、治療も必要です。それはそれで予算かけてください。しかし、我々一人一人が健康になるために、病気にならないためにどうあるべきか。メタボリックなんか見てください。壮年期しかなかったのが、中年期に入って、今は10代まで入ってますよ。なおかつ、ワーストですよ。10代のメタボリックがいるのは日本全国で沖縄県だけですよ。これも皆さんおかしいとも思わない。おかしいと思わないところがとってもおかしいんですよ、皆さん。ですから私は、ぜひ皆様方にお願いしたい。県民の命、健康を守らないと、平和、平和を唱えても、沖縄県自らさっさと上に行ってしまいますよ。そしてなおかつ、今回、どのような全く予期しない病気が出たかというと、若年層の若年性認知症、全国の４倍の精神疾患が出てしまったんですよ。誰も予想しないですよ。20代30代で認知症が出てしまったんですよ。これも全国の４倍ですよ、皆さん。これがどんどん続くと、30年後、40年後、沖縄県民はみんな認知症だらけですよ。いくら病院があっても足りませんよ。だから、こういうのをしっかりと、なぜそうなるのか、ならないためにはどうするんだということを部長、やるべきですよ。その一番のトップである知事、一切答弁しないんですが、もういいです。知事の答弁は求めないですが、少しアイデア教えます。私は言いっ放しではありません。ですから、今皆さんの健康増進計画推進事業でぜひやっていただきたい。例えば栄養学、身体生理学、運動機能学等を取り入れ、改善に向けた取組をこの地域と一体になり、楽しい、元気になる自治会活動などを目指した取組をしてはいかがですかと。地域に早く帰るわけですよ。地域の生の声を聴き、モデル地区をつくって、栄養学から運動生理学も一緒にやってみる。僅かな予算でできますよ。そこでデータを取って県民全部に持っていけばいいじゃないですか。今、皆さん幅広く手薄くやる中で、これ病気になった人だけの補塡だけです。これじゃありませんよ。ぜひ発想を変えて、そして部長、知事に思い切り予算要求してください。ウトゥルサグヮーしなくていいですよ。やっぱり本当の平和というのは、一人一人の県民が健康であることですよ。チュイン　ヌクサン　ムル病気なってしまって、こんな平和なんか要りませんよ。本当に平和というのは、一人一人が健康で自らできる、これがあって本当に一番の幸せですよ。チュイン　ヌクサン　ムル病気で認知症になってどうするんですか。部長、思い切って改善に向けて、本部長に予算もっと上げろと、あと10倍ぐらい上げろと言って、やってみませんか。もう遅いですよ。手がつけられなくなりますよ。どうですか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　県民一人一人のレベルでといいますか、健康にもっと関心を持つということ、そしてそういう情報を私たちのほうからも継続的に県民にメッセージを送って、生活習慣の改善―― 一つ一つできることから改善するということで、先日の県の会議でもチャーガンジュウ９か条という、県民が無理なく楽しく続けられるような、そういうメッセージを伝えるということもありますので、それをぜひ引き続き継続していきたいと思っています。地域との連携についても、そこに専門家を交えることで、栄養とか運動とかの専門家が地域の人と一緒に運動して、地域を盛り上げることで、働き盛りの人に影響があるということも期待できると思いますので、先ほどの御提言も踏まえて、県の専門家とも協議しながら、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　従来のこの30年間の取組にこだわらずに、新しい発想でやってください。実際健康になる人もいっぱいいます。県民の層は相反しています。これから健康になりそうな人間の層と、これから病気の層、２つに分かれ始めています。なぜこれがあるかですよ。発想が全く違います。やり方が違います。そういうのも取り入れて、ぜひもっと頭を柔らかくしていってもらいたい。もう子どもたちかわいそうよ。メタボリックは多いわ、そしてこの認知症みたいなのが出てくるわ、本当に我が沖縄県民の子どもたち、かわいそうよ。増える一方ですよ。これ家庭であり行政も我々も、大きな責任があるということです。

次行きます。

４番の就農支援事業についてなんですが、畑の土壌及び散水用水の検査はどのように取り組まれているか伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

農家圃場の土壌分析につきましては、県の農業改良普及センターにおいて土壌のｐＨやＥＣなどの簡易分析は対応可能となっているほか、土壌分析、土壌診断の相談対応を行っているところであります。また地下ダム等では、ｐＨや塩分濃度などの項目について定期的に水質調査を実施しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長の答弁で私もそう思っていましたよ。農家に聞いたら行われてないですよ、皆さん。３年か２年前に取りやめになっていますよ。だから聞いているんですよ。担当に確認しましたか。部長、私もショックを受けましたよ。本当にやっているかどうか間違いないですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

農業改良普及センターにおける土壌分析でございますけれども、これまでは分析器を用いましてｐＨ、ＥＣでございますとか、あとリンとかそういった項目まで詳細な分析をやっていたところでございますが、この普及機関で使用しておりました土壌分析の機械でございますが、廃番になったということで、令和６年以降は順次簡易的な機器を各普及機関に整備しているところでございます。普及機関では、障害発生のない通常の圃場におきましては、この簡易分析でｐＨでございますとか、ＥＣとかそういったものの値をやっているところでございますけれども、例えば障害が発生しているとか、そういったものがあった場合には詳細な分析が必要になってくるということで、そういった事案に対しては予算を確保の上、民間機関への分析の委託を行うこととしております。

基本的に２、３年前までやっていたような、例えばこれまでやっていた土壌分析というのは、今ちょっと機械の廃番でできていない状況がございますので、ｐＨでございますとかＥＣとか、簡易分析的な分析を今やっておりまして、そういったもので対応しているところでございます。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長、だから言うんですよ。この機械が何十億もするんだったらいいんですよ。ですから部長にお尋ねしますけど、例えば土壌や水質のｐＨや残薬濃度、腐敗堆肥、微生物、団粒構造など、これ作物の生育、収穫、品質等にどのように影響してくるか御存じですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　土づくりの点で議員からの御発言だと思いますけれども、基本的に団粒構造とか、そういった地力が高いもので栽培される場合には、やはり強い作物ができるということではないのかということは認識しているところでございます。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　やはり部長が現場に行って知るべきですよ。皆さん、いかに現場に行っていないかよく分かりますよ。もうこれだけは、こう言ったらちょっと叱られますけど、やはり土壌が健全でなければ、全ての作物が育たないんですよ。ｐＨなんか大きく左右いたしますよ。ですから、作物が成り立たなければ農家なんか成り立ちませんよ、皆さん。そして、この土壌というのは、目で直視して土壌の状態を見ることは不可能なんですよ。検査をして初めて分かるんですよ。農家を育成し、本来の食を生産するために、土壌を知ることは必要不可欠なんですよ。それを皆さん、機械が壊れたからやりませんというのは、農家を見捨てているようなもんですよ。機械を入れて、一番大事な農家が土壌を基盤としてつくる。これを早急に予算をつけないといけない。ですから普及所で再度、土壌・水質等の農家を支援する定期検査のシステムを早急に構築するべきだと思います。補正予算を組んででもその機械を購入する、壊れたら買わないんじゃなくて。農家が大変困っている。考え方を変えるべきだと思いますよ、部長。補正でも組んで、予備費からでも組んで。そんなに何千万円もする機械じゃない。南部、中部、北部、３か所の普及所に置くことによって農家は助かりますよ。若い農家を助けてみませんか、皆さん。見捨てるんですか。いかがですか、部長。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、土づくりが非常に重要ということは我々も認識しているところでございます。ただ、普及センターで土壌分析をしなくなったということではなくて、これまで使っておりました機械が廃番になったということで、要は分析用の試薬とか、そういったものがもう購入できない状況だったものですから、普及センターでは、簡易的に別の機械を今導入して、土壌分析を進めているところでございます。

また、先ほど申しました例えば簡易的なｐＨでございますとかＥＣとか、そういったもの以外のものの詳細な分析が必要となった場合につきましては、こういった分析ができるところに委託いたしますので、役務費等も予算化しております。そういったものを活用しながら、畑の土壌診断というものはしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　ぜひ普及所で、ちゃんとした器具をそろえると。そうすることで農家は非常に自分の土壌を正しく知ることができる。知ることができれば、作物がしっかり実をつけるんですね。実を結ぶんですよ。それは分かる。自分でどのように管理すればいい

か。幾ら営農所がここをこうしなさい、ああしなさいと言ったって、土壌の中身が分からなければできっこなんかないですよ。私から言わせると、残念ながら我が沖縄県はこの基本を放棄してしまった。これは早急にすぐやってくださいよ。よろしいですか。また次回もやっているかどうか聞きますから、さらに詳しくまた突っ込んでいきますので。

次、(2)の県が定義をしている農産物のブランド化とは何か伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

県では、亜熱帯沖縄のイメージを持ち、高品質かつ安全・安心な県産農産物で、消費者と生産者の双方にその価値が認知、評価されているものをおきなわブランドとしているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　ですから、安心・安全で高品質とは、どのような状態をいうんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時31分休憩

午後６時31分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

安心・安全な農作物というものでございますけれども、基本的にこの農作物は、農薬取締法でございますとか、食品衛生法とかそういったものに基づきまして、農薬の基準値、そういったものの使用方法が定められているところでございます。こういった農薬等を適正に使用して適切な栽培管理で行われた農産物については、安心・安全と理解しているものでございますし、また農薬の適正使用等につきましては、使用履歴の記帳などについても、普及センターでもしっかり指導を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長、やはりもう少ししっかり基準を示していただきたいな。中身を調べていただきたいな。ブランド化と言っているんだから、皆さん。皆さん自体がブランド化とはどういった品物か分からなければ、ブランド化なんてできないですよ。

やはり安心であるということは、農薬の残留濃度が１点目。２点目が糖度、おいしさ。３点目が色、形。４点目がしっかりと保存はどういう形になるか。こういったのが全部ブランド化ですよ。それもせずに、ただ農薬の残留濃度どうのこうのでブランド化すると大変ですよ。これをいかにしてつくるかですよ、皆さん。ですから土づくりが必要だと言っているわけですよ、土壌が。これをつくる鍵は土壌にあるんですよ。

ですから皆さんが――あえて次の(3)に移りますが、土壌づくりがしっかり行われたこの栽培で生産された農産物は、食卓において何が異なるのか、御説明ください。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

議員の御質問の中では、土づくりがしっかり行われた有機栽培で生産された農産物ということでございましたので、それについて答弁させていただきます。

有機農業とは、化学肥料・農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培法となっておりまして、有機農産物は有機農業で作られた農産物のことで、有機ＪＡＳの基準に沿って栽培された農産物とされているところでございます。この有機農業に関する国の資料によりますと、この有機ＪＡＳは栽培のルールを定めたものでございまして、これは出来上がった農産物の品質等に関する基準ということではないということで、食卓において何が異なるかということでございますけれども、農産物の味などの品質というものは、やはり栽培の方法でございますとか、農地の条件等の影響を大きく受けるとされているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　部長、食卓で何が違うか、また部長も家に帰って、母ちゃんと一緒に調査してください。まず何が違うかというと、まず１点目。まず、農産物は腐りにくくなります――野菜はですね。今冷蔵庫に保管する野菜、ほとんどが置いておくと腐れていきます。植物は枯れるものであって、腐るものではありません。そして保管できる期間が長くなります。そしてもう一つ、調理するとき火を通す時間が短くなります。そして食感が柔らかくなります。そして糖度がありますからおいしさが増す。子どもが喜んで食べます。これはあくがないからです。こういったのが食卓に出てくるわけですよ、部長。だから私は極端に有機栽培と言いますが――別に化学肥料を多少使っていいんですよ。正しく土壌をつくるとこういった野菜ができますよと。こういうのがブランドになるわけですよ。部長、今日から本当においしい野菜とはどんなものなのか、これを調査・研究してみたらどうですか。そしたら的確な指示、予算をどうすればいいか、どこに突っ込めばいいか分かってくると思いますよ。いか

がでしょうか、部長。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後６時35分休憩
午後６時36分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
議員御指摘の部分ですけれども、例えばこういった栽培方法の違いとか、有機栽培農産物あるいは慣行栽培の農作物の成分分析結果の比較について、栽培方法の違いだけでなく、こういった土壌などの栽培環境ですとか、季節変動等の多様な影響があるということで、正確な比較はちょっと難しいとは考えているところでございますが、どのように区別するというか、そういったものについては、少し研究させていただきたいと思っております。
○中川京貴　議長　又吉清義議員。
○又吉清義　議員　ぜひ、有機栽培でこのような情報いっぱい出ていますから、自ら皆さん調べてください。有機農法でも害が出るんですよ。御存じでしたか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後６時36分休憩
午後６時37分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　申し訳ございません。
有機栽培関係の資料等でそういった害が発生するというのは、申し訳ありません、ちょっと私どもは知り得ておりません。
○中川京貴　議長　又吉清義議員。
○又吉清義　議員　ぜひ情報収集してください。
要するに戦後、日本の農業とアメリカの農業が入り交じってしまって、生態系が狂ってしまいました。戦後は、今入れている有機農法はほとんど腐敗堆肥です。これは亜硝酸がたまってきます。亜硝酸ですから植物は腐るんです。我々、腐る野菜を食べるということは、みんな病気になりやすいということです。以前はどのような堆肥を使っていたかというと、発酵堆肥です。みそ、しょうゆ、酒を発酵させて造ります。腐らせたら食べられないですよ。これを平気で造っています。ですからこれは県が指導して腐敗堆肥、発酵堆肥、しっかりと皆さんが把握をしないと指導のしようがない。これが現状です。ですから有機農法でも害が出るわけです。だからそういうのを、本来県はそれを造るために予算も出してきました。しかしうまく運用されていない、活用されていない。これをぜひ我々県民の健康、命を守る、食を生産する、農家にもうかってもらうために、やはり土壌を知る。そこからが基本だということを、ぜひしっかり知っていただきたいと思います。
もう時間がありませんね、５番に移りたいと思います。
絶滅危惧種に近い希少生物たちの保護に対する県の取組について。
(1)、どのような対策が行われ、その効果について伺う。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。
県では沖縄県希少野生動植物保護条例に基づき、47種を指定希少野生動植物種に指定し、捕獲等を原則禁止とすることで保護を図るほか、絶滅の危機に瀕しているナゴランなど３種については、保護増殖事業を実施しております。またヤンバル地域におきましては、マングースについて北上防止柵の設置や環境省と連携して捕獲を実施するなど、その結果としまして、絶滅危惧種であるヤンバルクイナ等の生息域の回復が見られているというような状況にございます。
○中川京貴　議長　又吉清義議員。
○又吉清義　議員　何か打合せと随分違っていますね。
(2)、保護を行うと同時に、その後どのように生かしていくべきであるか、計画について伺う。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　希少野生生物の活用等についてお答えいたします。
自然度が高く希少生物も多く存在する自然公園でありますとか鳥獣保護区等では、自然観察会やバードウオッチングなどが行われております。中でも世界自然遺産に登録された本県の沖縄島北部及び西表島は、自然環境が非常に豊かな地域で希少な固有種等が数多く生息・生育し、これらの地域では希少種等を観察するためのガイドツアーなど、自然環境の保全と適切な利用を図る様々な取組が行われているところです。
沖縄県としましては、引き続き希少種の保護とともに、適切な利活用に取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　又吉清義議員。
○又吉清義　議員　今の(1)、(2)についてなんですが、我々土木環境委員会でニュージーランドに行って見てきて非常にびっくりしたのは、保護地区の在り方ですね。柵の造り方であり、そしてそれを見る環境で

あり、沖縄県と根本から全然違うなと。エリアゾーンをつくって管理するとした場合、例えばヤンバルクイナでありノグチゲラであり、その管理の仕方がこのままでいいのかなと。これ、もっと強化をしていくべきだと思いますが。例えば今のマングース対策もこの小さい柵ですよね。そのエリアについても再度我々はこのノグチゲラ、そういった希少動物を保護する意味からとても大事だと思いますが、その辺はまたいかがでしょうか。この対策で皆さん満足していますか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

マングースの北上防止柵につきましては、マングースが乗り越えられないような形で、これまでのいろんな専門家等の知見も得ながら、高さ等も決定して、構造等も決定してやってきているところです。一方で、今御提案のありますように、ニュージーランドにおける取組とかそういったものにつきましては、本県の自然環境の特性とか、あるいは法制度の違いでありますとか、あるいは土地の所有形態でありますとか、そういったものを様々に考慮しながら、参考になるべきところを参考にして、沖縄県におけるこの保護対策についても取り入れていく必要があるかなとは考えております。まずはそのためにも、県としましては、ニュージーランドにおける保護対策等について情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　もう一点ぜひお願いしたいのは、意外とこういった希少動物、そして天然記念物等を保護することで、立派な観光資源として成り立っていると。非常に魅力があるんですよ。これ何かというと、保護をする、またエリアをつくっていくと、やはり予算がかかるわけですね。そこはそういったもの、もっと幅広く、害がないようにそこまで発想を――ただ守るだけじゃなくて、いかにこれでもって観光資源に持っていくか。沖縄のノグチゲラは特別記念物で、半端じゃないですよ。そういったことまで今後規模を拡大して、自然を守って大事にしていただきたいなと思いますが、部長いかがですか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　これにつきましては、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、自然公園区域でありますとか鳥獣保護区、あるいは世界自然遺産の区域におきましては、希少種等を観察するようないろんなガイドツアーなどが行われているというような事実があります。そういったのも踏まえまして、県としましては、引き続き、この保護とそれから適切な利活用、これをバランスを取りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　ちょっと時間を使い過ぎましたね。

６番に移ります。

与那原マリーナ並びに宜野湾マリーナの地域住民と共に、さらに発展するまちづくりのビジョンについて伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、与那原マリーナではスーパーヨットの受入れ拠点や大型ＭＩＣＥ施設と連動したウォーターフロント空間の形成を図ることとしております。また宜野湾港マリーナでは、世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を図ることを位置づけております。県では、それぞれの将来像の実現に向けて、マリーナや隣接する港湾施設の整備、管理運営等に民間の創意工夫を取り入れるなど、地元自治体と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　すみません、９番の我が党代表質問関連について、徳田議員のワシントン駐在問題についての(1)です。

資金の流れについて調査できるシステムがあると聞いているが、明確な調査はこれ以上できないのか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

県は、ワシントンコア社等との委託契約に基づく委託業務の対価として、支出の根拠となる領収書等を確認の上、委託料を支払ってきたところです。また、ワシントンＤＣオフィス社に係る入出金の内容等については、銀行が発行した同社の銀行口座の全ての履歴証明及び必要に応じてワシントンコア社の口座の履歴証明を取り寄せて、県で確認し、監査委員事務局にも提出しました。さらに、それを整理した資料を監査委員及び百条委員会に提出し、県のホームページにも掲載されております。使途や支払い先は明らかになっており、必要な調査は尽くされているものと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　今履歴については、これ全てというのは私も全部は見たことないんですが、落ち度が

あったら大変申し訳ございません。月締めのものしか見たことないんですが、これ一日一日の入出金が入っている履歴と理解してよろしいですか。よろしいですね。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時45分休憩

午後６時46分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　銀行の入出金があった日付については、全て確認ができるということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　又吉清義議員。

○又吉清義　議員　大変ありがとうございます。途中までしかできませんでした。すみませんでした。

ありがとうございます。

○中川京貴　議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時47分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月25日

令和８年
第　１　回　　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和８年２月25日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第６号

令和８年２月25日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで

甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）
甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）
甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例
乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第33号議案　工事請負契約について
乙第34号議案　工事請負契約について
乙第35号議案　工事請負契約について
乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

47番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	大田　守　議員	26番	仲村未央　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	新垣光栄　議員
5番	米須清一郎　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	喜友名智子　議員	39番	當間盛夫　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	上原快佐　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	島袋　大　議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	井澤和生	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
宮城優次	長	川満鈴花	主任
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事
宮城亮	課長補佐		

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第１及び**日程第２を**一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮里洋史　議員　皆さん、おはようございます。

一般質問２日目、沖縄自民党・無所属の会、宮里質問進めていきたいと思います。順不同で行ってまいります。

まず２番目、借換債。

昨年のこの議会で予算修正議決を経て総務省のお墨つきもいただいた借換債の58億円、財政調整基金積み立てる部分なんですけれども、その後の使用状況をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和７年度当初予算において、議会の修正議決を受け、借換債を58億円増額するとともに、同額を財政調整基金へ積み立てたところです。令和７年度の各補正予算において、当該積立金を含む一般財源約140億円を活用し、酪農家への初妊牛の県外導入費用に対する支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光の推進、賃金引上げとともに生産性向上に資する設備投資等に取り組む県内中小企業者への支援、医療提供体制の維持・確保に係る県立病院への繰出金など、様々な事業に充当しております。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　ありがとうございます。

この140億円を活用し、という部分ではあるんですけれども、今回この事業のうち11事業出されていました。その11事業の事業費は77億円で間違いないですか。

○宮城嗣吉　総務部長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時５分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮里洋史　議員　それではこの140億円の内訳について質問していきたいと思います。

令和７年補正、補正額712億円というふうにあります。財政調整基金繰入れ36億9543万2000円とあるんですけれども、これ、財政調整基金から36億円繰り入れた、要するに一般会計に入れたということでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和７年度の６月の第１号補正から11月の第６号補正まで、財政調整基金を取り崩した額、これの合計が36億9500万という形でございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　当初予算で58億円積み上げました。そこから１年間の補正予算で取り崩した額が36億円ということでよろしいですか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　一般財源として充当した事業は、基金への積立てとか人件費等を除いて140億あると先ほど御説明いたしました。そのうちの内数として、財政調整基金を取り崩した額が36億円強という形になります。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　私は58億円はどうだったかと質問したんです。58億円はどうなりましたか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　財政調整基金も含めて一般財源でございます。当初予算成立後、例えば県税の上振れであるとか、地方交付税の追加交付であるとか、あるいは決算剰余金の２分の１を補正で活用するという形を通常取っておりますので、財政調整基金と合わせてこれらの一般財源を活用して補正を編成したというところで、先ほど申し上げましたとおり58億円を上回る一般財源を活用したというところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　ちょっと真摯な答弁願いたいんですけれども、私たちはこの予算をしっかり活用して県民の暮らしに役立ててほしいという話をしたんですよ、初め上げるときに。緊急的な事業の話もさせていただきました、和牛畜産農家を筆頭に職員体制も含めていろんな質疑が出てきました、修繕関係も出てきて。58億円は、皆様が提案した中に入っていなくて追加で積み増したわけですよ。ということは、補助事業とか計算せずとも、より自由に使える財源だったはずなんですよ。そういった認識はないんですか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　そういう趣旨で、借換債を増額して財政調整基金に積み増したということで受け取っております。その後補正を編成するに当たりましては、各部局のほうで立案するに当たりましては、関係団体あるいは皆様方の意見も踏まえながら、必要な予算を計上したというところであります。その中でどの財源を充てるかという部分につきましては、財政調整基金に加えまして他の一般財源も活用させていただいたというところでありますので、一般財源を活用したという意味合いでは必要な事業についてそれを積み上げて予算を編成したということでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　部長、僕は58億円の話をしているんですよ。その間の補正予算の内訳の中にあるのは、県税収入160億円、地方交付税126億円、繰越金40億円、その他54億円とあるんですよ。これ財政調整基金から繰り入れたのは36億円、事実そうなんです。その後、今の見込み、令和７年度末残高見込みですよ、当初が415億円だったんですけども、令和６年度末、令和７年度は330億円なんですよ。だから減額84億円ってあるんですけれども、これ、本当は58億円積み上げてこの見込みなんですよ。だけど過去、今までの財政調整基金の残高をお話しさせてください。平成29年230億円から、令和３年から400億円、400億円、400億円と増えて、令和６年も400億円、令和７年300億円となるんですけれども、これ全然回っているじゃないですか、県の財政。全然回っているんですよ。健全です、とても。だけど58億円積み増した分使ってくださいと我々は言ったのに、36億円しか一般財源に繰り入れて使用していないということが事実ですよね。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　編成上そういう形で繰入れが36億ですけれども、一般財源としまして、令和７年度の当初予算編成後に一般財源が確保できた部分、そ

れも合わせて活用させていただいたということで、一般財源に色はついていないという形になりますので、財政調整基金を優先して使うということではなくして、当初予算編成後の税収の上振れ等も合わせて活用させていただいたということであります。併せて申し上げますと、令和７年度末の財政調整基金残高、そこの部分は令和８年度の収支対策として活用させていただいたところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　いやまだ使えるのに使っていないというのが現実だと思うんですよ。我々が主な予算で出された11事業の単独事業、私たちは緊急なものを使って補助金がなくてもできるようにしてと言っているんです、そもそもスタートがですよ。その中で、11事業のうちに単独事業で使われた予算があります。そこには酪農基盤維持緊急支援事業だったり、和牛子牛価格安定対策事業があります。これ総額４事業で27億円なんですよ。そもそも当初予算で58億円なかった、でも使ってくださいってやった。でも補助メニューがないやつで使えるお金っていうのは27億円しか使ってないんですよ。その27億円使ったうちの16億円が病院事業への繰出金なんです。我々は、県民が暮らしに困っているから58億円を活用してくださいと言ったんですよ。和牛畜産農家、今何と言っているか分かりますか。本当に苦しいんだと。だから別の質問かも分かりませんけれども、こういう畜産の基盤というのは経営が潰れるとかじゃなくて、そういった産業がなくなるぐらいの危機感を経済労働委員会は持っているわけですよ。そういったことにお金を入れようって言ったのに、36億円しか入れていないし、県単独でできるお金でも27億円しか入れていないんです。財政調整基金は300億円で、平均とあまり減っていないから来年使えますって、分かりますよ。税収も上がっているんですよ。このタイミングで使わないと、潰れたときにどうするんですかって。お金の使い方として僕はずっと――そこら辺お願いします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　議員が今御説明しました部分に付け加えますけれども、財政調整基金は36億9500万円ですけれども、一般財源として補正予算で投入した部分につきましては、人件費それから基金等の積立金を除いて140億円あるわけですよ。この140億円を活用して各種の事業に充当したというところでありまして、事業の立案に当たりましては各部局において関係団体等の意見も踏まえながら立案して、緊急性等を踏まえまして予算編成をしたというところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　すみません、その事業を活用したとあるんですけども、そもそも126億8000万円を国からの交付金できているんですよ。多分、物価高対策予算でしょうね。県税の上振れが160億円なんですよ。まあそうか分かりませんけれども。だから140億円使った使ったって言うんですけど、結局自分なんかの貯金は減らせずにできているわけですよ。県民の頑張り、国からのお金、それでやっているわけです。もっと県民にお金を出して予算をつけてたくさん事業すべきじゃないですかって言っているんです。そこなんです。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　予算立案につきましては、そういった財源、国の交付金、それから税収を含めまして様々な財源を活用しまして立案させていただいたところでありまして、令和７年度分の残額分につきましても、先ほど申し上げましたとおり、令和８年度で259億円取り崩して令和８年度予算を編成しておりますので、そういった形で順次有効に活用させていただいているというところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　あの部長、それでも予算の補正で、だから予算で足りなかった部分はまた財調に積むわけじゃないですか。我々も当初予算で必要なのは分かりますよ。ただ今までより低い――増額したのは我々なんですよ、提案したのは。もともと予算をこれぐらいでやろうと言って増額しても増額しなくても、お金は持つというのは明々白々じゃないですか、皆さん。これ財政調整基金の話しましたけれども、結局沖縄県がもっと我々沖縄自民党・無所属の会、そしてこの議決をした人たちが何を言っているかといったら、将来負担率が低くて、要するに東京都に次いで借金の残高が少ないわけですよ。だからもっと投資できるよねと。無理な財政をしろと強いているわけじゃなくてもっとできるよねって言ったんですよ。

皆さん聞きますけれども、令和４年県債の残高は下がりますか、上がりますかどっちですか。令和７年です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度末で488億円の残

高になっております。今ちょっと手元に……。休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮城嗣吉　総務部長　令和７年度末で4895億円で、前年度の5058億円から減っております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　そうです。借金するから借換債しないでおこうってしきりに答弁ありましたけれども、県の残高はさらに減ります。これ平成29年から見ると1400億円ぐらい借金返済しているんですよ。めちゃくちゃ減っていますよ。九州の平均は１兆円を超えています、８県。まだ借金を返済し続けて緊縮財政で県民を苦しめるんですか。答弁願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時20分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　一般会計当初予算、令和８年度の予算ですけれども過去最大となっております。その要因が県内の景気拡大基調であることに対する県税や地方譲与税の増、それから物価高、産業クラスターの形成等の財政需要の増加に伴う地方交付税の増、それからいわゆる教育無償化への対応とか物価高騰対応重点支援地方交付金の活用等、国庫支出金の増を見込んでいるということと併せまして、各省計上予算や有利な県債など多様な財源を活用したというところが令和８年度の予算編成の特徴となります。多様な財源の活用という部分につきましては、有利な県債の活用につきまして、37事業で約170億円を計上しておりまして、前年度比で20億円の増というところで、県としましても、そういう必要な事業の部分について積極的に県債を活用するというような姿勢で臨んだところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　それでは令和８年度県債全体の残高は令和７年度より増えますか、減りますか、どちらですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度当初予算編成時点での令和８年度末見込みですけれど、4888億円ということで前年度の令和７年度見込みから比べてほぼ同程度という形になります。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　そのとおりです。借金残高減るんです。過去最大の予算とおっしゃっていました。確かにそうです。ただそれは国も積極財政の下で各地方にお金を、予算をつける。県民の努力、社会の活性の中で税収が増える、インフレ率もあります。その中で、沖縄県はなぜ県民にもっと投資しないんですかという質問なんですよ。過去最大の予算は分かります。その内訳は、新しい事業は、単費で取り組む課題は、そういったものが見えてこない。一括交付金に頼ったり、国の重点支援地方交付金に頼ったり。私たちが言いたいのは、例えば児童相談所、人員足りていないという声すごく聞きます、生活保護の相談。１人当たりの対応人数100件を超えて大変って声もあります。若年の犯罪対策、公園の遊具や公共施設の劣化、みんな見て分かると思います。これ全部単費でできるんですよ。単費でできるんですよ。自分たち沖縄県の努力でやるべきところなんですよ。そこをやってくれって言っているんですよ。分かりますかその意味。（発言する者多し）

○中川京貴　議長　静粛にお願いいたします。

休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　昨年度の議論もありましたので、令和８年度予算編成に当たりましては、利便性の高い公共交通の構築とか、離島・過疎地域の持続可能な地域づくり、物価高騰対策などの様々な取組とともに、子ども施策の強化、社会保障関係費の対応等々、そういった経費に充当するために、臨時財政対策債、借換え可能額が314億円ありましたが、その部分につきましては臨財債相当分も含めまして全額借換えするなど、一般財源を捻出すると、そういった努力もしたところでありますし、また予算編成の手続、過程に当たりましても、予算編成におけるスケジュールを各会派に共有いたしまして、その間、県議会各会派の皆様との説明会を複数回実施し、併せてこれらを踏まえた要望事項も提供してもらうなど、編成に当たりましては幅広く意見を聴取したというところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　借換債全て借り替えたということは一歩前進かなと思います。ただそれを毎回やれという意味ではございません。ただ、私たちが求めていた事業、例えば58億円を全額使っていないと見られる。それで、実際借金残高も６億円しか、臨財債というか下がっていかないという中で、どういう対話をしたら私たちが願うような、県民に使うような予算編成がされたのかというのをお聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　先ほども申し上げましたけれども、予算編成過程におきまして複数回にわたりまして県議会各会派の皆様と編成過程についての御説明を差し上げまして、それに対する意見を聴取していただいたところでありますし、また予算に係る意見という形で、具体的に経費の内容等々について意見を書面で聴取するといった形がありましたので、そういった意見も踏まえて各部局のほうでさらに意見交換を重ねて立案し、部内で編成をしたというような過程がございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　我々はもっと対話して、活用できる予算編成までいろいろ提案できたらなと思いました。

次の質問に行きます。

１、若年層の犯罪について。

(1)、若年薬物犯罪の現状と流入経路をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

令和７年中の県内におけます薬物事犯の検挙人員は248人となっており、前年比で23人の増加となっております。この248人の内訳について年齢層別で見ますと、20歳代の者が107人、20歳未満の者が65人となっており、全体の約70パーセントを占めているところです。また20歳未満の者の65人のうち中高生につきましては、中学生が３人、高校生が17人となっております。昨今は、秘匿性の高いＳＮＳなどによります密売が増加しており、流入経路の特定が非常に難しくなっているところでございまして、このためＳＮＳ上での売買を阻止することが重要となっているところでございます。そこで県警察といたしましては、児童・生徒、保護者を対象とした薬物乱用防止教室におきまして、薬物の危険性はもとより、秘匿性の高い通信アプリの利用の防止ですとかＳＮＳの健全な利用について呼びかけているところでございまして、ショート動画の作成配信などの啓発活動も行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　この若年の薬物犯罪、薬物犯罪全体が日本的にもすごく上がっているのは数字で出ているところだと思うんですけども。流入経路が判別しづらい、その中で僕が聞いたところによると、こういったサイトの摘発も行っていると聞いておりますけれども、この薬物駄目というような啓蒙活動にどういった内容で、予算はどれぐらい使用しているのかお聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　ちょっと、休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

令和７年度薬物乱用防止特別啓発事業というのを保健医療介護部で行っていますが、予算額は388万8000円となっています。この事業の中ではリーフレットの作成、それから県内の専門学校と協力した啓発動画の作成等を行っております。今年度は、県内のお笑い芸人等による啓発動画や県警察と協力して危険ドラッグ乱用防止啓発ソングを作成し、ＳＮＳや動画共有サービス等を活用した普及啓発活動を実施しているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　私が頂いた資料では400万円とか300万円とかリーフレット等含めた事業があります。本当に大切なことだと思います。流入経路がなかなか特定できないっていうと、やっぱりみんなで意識を変えていかなければ、社会の意識を変えていかなければならないと思います。そこでなんですけども、また通報に関してちょっとお聞きしたいんですが、匿名通報ダイヤルというものがあるとお聞きしておりますけれども、それの県内での利用というか、そういった通報件数とか、分からなければいいんですけども、それに対してのアナウンスも県民に向けてやっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

今御質問のありました匿名通報ダイヤル、こういったものを利用して、周知啓発は様々なツールを使ってやっているところですけれども、御指摘のあったこういった匿名通報ダイヤルなんかも、やはりきっちり周知を図ってまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　知事にちょっと確認したいことがございまして、様々な会見を知事はされていて知事の発言一つ一つが大きなことだと思っております。その中で、この薬物に関して危機を呼びかけたりとか、そういったお話をされたことがあるでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほども答弁にありましたとおり、薬物の乱用防止ですとか、あるいはＳＮＳによる特殊詐欺などの件についてはテレビＣＭ、ラジオ放送、防災無線、デジタルサイネージなどを活用しつつ、また私も自身の記者会見などでもそのような乱用防止についての啓発を含めて呼びかけをさせていただいております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　やはり社会を変えていかなければならない本当に大きなテーマだと思っております。そういった中で私以前もこういう薬物に関して質問させていただいたんですけれども、私の考え方とすれば10代の子どもたちに限っては、巻き込まれているんじゃないかなというお話ししました。それはその人の付き合いだったりとか、つながりだったりとか、置かれた環境様々あると思います。そういった方々が相談できるチャンネルってありますでしょうか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　お答えいたします。

若者のための相談体制ということだと思うんですけども、こども未来部におきましては子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅというところに公認心理師等を配置して、不登校、ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの様々な相談に対応して、必要に応じて関係機関への紹介等を行っているというところでございます。そのほかにも、県教育委員会が設置する24時間子供ＳＯＳダイヤル、それから県警察が設置する様々な相談窓口においても、相談に対応しているというところでございます。引き続き関係部局と連携を図りながら、子ども・若者の多様な相談に対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　虐待、人権、様々な窓口があってこの内容もとてもすばらしいと思います。しかし、自分が巻き込まれてしまった、自分が警察に罪を問われるんじゃないかという立場になった方が相談できる場所があるのか、そこもお聞かせください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えさせていただきます。

警察におきましては、もちろん今御質問のありましたような、特にこの少年、若者につきましては、自分が犯罪を犯す側あるいは犯罪の被害に遭った、様々な立場があってそのどちらなんだろうってのは分からないというような相談もあると思います。こういったものにつきまして幅広く、もちろん警察相談として受けさせていただいておりますし、また特に生徒さんということであれば、少年サポートセンターから人も派遣させていただいている学校等もございますので、そういったところで相談をしていただくなどの対応もできるかと考えているところです。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　ぜひ、これは要望になるんですけれども、そういった自分が置かれている状況によっては警察に話しづらいというのは、多分学校がもしかしたら受けているのかもしれませんけれども、そういった匿名のチャンネルがよりあれば何かサポートできるのかなと思いますので、そこは要望したいと思います。

次の質問に行きます。

４、公営住宅についてお伺いいたします。

共益費をめぐるトラブルの件数、実態はどうなっておりますか。そして県としての指導、改善策をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

共益費については各団地の自治会が徴収しまして会計処理を行っております。令和７年度の入居者から指定管理者への相談件数が103件ありまして、そのうち自治会の会計処理に関する相談は７件となっております。県としては、各自治会における共益費の会計について指定管理者と連携し、研修の実施など必要な対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　トラブルはあると聞いております。そこでトラブルがないようにするためには、共益費を家賃と一緒に引き落としてくれないかという相談もあります。全国で珍しいですが、那覇市の公営住宅でそれを行っているところもあります。共益費が取れない、集めないといけない、様々な課題があると思うんですね。私はこういった共益費のトラブル、ヒューマンエラーな部分があると思いますので、県としても公社が公が集めて活用していくっていうのをそろそろやっていかないといけないと思うんですけどもいかがでしょうか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　県が一緒に徴収してはどうかということだと思いますが、県営住宅130余りを抱える県では、県または指定管理者で徴収する場合、共益費の徴収管理とあと電気料金の支払い業務などの整理すべき課題があると考えております。ほかの自治体の状況も参考に、指定管理者ですとか自治会と意見交換をしながら考えていきたいと思います。
以上でございます。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　意見交換よろしくお願いいたします。
６番に行きます。カキ養殖による新産業創出について。
(1)、カキ養殖を本県の新たな水産業として育成する考えはあるのかお伺いいたします。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
カキ養殖につきましては、新たな養殖種類としての期待が高まりつつあり、近年、県内各地において、試験的な養殖が取り組まれております。このため県では、水産業普及指導員による養殖現場での技術指導などを実施しているほか、安全・安心なカキの供給体制構築のため、食品衛生に係る講習会の開催を３月に予定しているところでございます。引き続き、現場における養殖状況等を確認しながら、カキ養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　養殖をするに当たってなんですけども、今の漁業者は今の漁業をしているわけなんですよね。新しいチャレンジをするときに初期投資というのはかかってきます。初期投資が結構かかるのでチャレンジしづらいというお話も伺っております。初期投資、特に養殖バスケット等は備品になるかどうか分からないので消耗品扱いされて補助金がつかないというお話もありますから、例えば農家の畑のハウスと同様に産業基盤と捉えて、県として支援の対象として補助金の創出を行うべきじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
○中川京貴　議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
県ではこの養殖業への初期投資に関しまして、水産業構造改善特別対策事業等により、漁協でございますとか市町村が実施する養殖施設等の共同利用施設の整備に対する支援を行っているところでございます。同事業につきましては、毎年、市町村、漁協等に対し要望調査を行っており、カキ養殖に関する要望があった際には、この施設整備計画の内容等について、費用対効果などを精査いたしまして、事業の実施については検討してまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　今おっしゃった事業を活用すれば、そのバスケットでも個人でも補助金はつくんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午前10時40分休憩
午前10時40分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
農林水産部長。
○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。
このバスケット等の養殖資材でございますけれども、現時点で、県でこの養殖資材等に対する支援は行っていないんですけれども、国が養殖業体質強化緊急総合対策事業等によりまして、協業化による養殖形態の生産性向上支援でございますとか、環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援というのを行っております。同事業の公募要領等によりますと、養殖用の資材費も対象となっていることから、このカキの養殖に関する要望等がございましたら当該事業の採択等に向けてまた支援を行ってまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　今ある要望というのは、協業だったり転換ではないんですね。スタートアップなんですよ。小さくでも始められるような補助金があるからこそ、産業基盤がじわじわじわじわとできてくるはずなんです。そこに対しての支援を求めているんですけども今のメニューじゃ多分できないんですよ。そこら辺いかがですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

まず個人とかがこういった海面養殖業を営むためには、他の漁業操業や地域での海面利用との調整を整えた上で、知事によります漁業権の免許を受ける必要等がございます。またカキ養殖のようにこれまで本県海域で実施されてこなかった養殖種類については、この本県の漁場特性等を考慮いたしました養殖技術の改良などが必要となると考えております。こういった新規参入者がカキ養殖に着手して継続して営んでいく上では、基本的な技術の習得でございますとか、漁業権とか、様々な課題が出てくるかと思います。県としましてはこういった新規参入希望者の養殖支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　すみません、新規参入ではなくて、今の漁業者が新しい事業を立ち上げるという意味のスタートアップです。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

先ほどちょっと答弁させていただきましたが、国の養殖業体質強化緊急総合対策事業で環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援というのがございますので、例えば現在漁船で操業されている方が養殖をやりたいということであれば、こういう転換ということでの支援がございますので、このような事業の活用等も検討できるのではないかというふうに考えております。

○宮里洋史　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

現在やっている方が新たに養殖をやりたいということなんですけれども、これもこの国の事業等の活用等も――ちょっと要領等を確認しないとあれですけれども、できる可能性もございます。そういった場合には計画の立て方とかそういったものがあるかと思いますので、個別的に御相談いただければ、どういった支援ができるかというのはまた検討できるかと思っております。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　新しい事業を今この場でやってくれって言って、分かりましたということにはならないのは分かっているんですけれども、やはりなかなかスタートしていけない。だからこういった事業に、一番初めの質問の借換債とかを充てて基金をつくって、５億円でも10年間やりますでも５年間やりますでも期限を決めてやっていくことが、私は県の産業振興のためには必要だと思っているんですね、予算があるので。最後に聞きますけれども、カキ養殖の可能性はどのように考えているでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　様々水産業の取組については、農林水産部長から答弁がありましたが、カキ養殖の可能性は非常に高いというように考えております。現在、水産業の分野において養殖部門に参入する新規の方々が増えているということは、実はせんだって関係者の方からお話を聞かせていただきました。ですから、この初期投資に対して――議員御提案のスタートアップの際に、例えば始めてから３年間、その経過を見ながらどうやってサポートするかということは非常に重要だと思いますし、今般令和８年で５つの基金を立ち上げたのも、そのような観点から継続してある一定程度の資金量をしっかりと確保しようということでの基金の立ち上げであります。同じように水産業、カキ養殖においても、議員御提案のようなそういう新たな取組についての国の事業、予算も活用しつつ、県からもまたしっかりと持ち出しをしながら、その取組をするという方向性は、これからも考えていきたいというように思っております。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　分かりました。引き続きよろしくお願いいたします。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮里洋史　議員　８番、我が会派の代表質問との関連について。

徳田将仁議員のワシントン駐在問題(1)、県の調査

についてお伺いいたします。
　営利企業従事許可を出している、追認をした後に。そして、職務専念義務の免除も行っている。この２つは行っておりますよね。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　営利企業従事許可及び職務専念義務の免除を出しております。
　以上です。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　お聞きします。職務専念義務とは何でしょうか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午前10時48分休憩
　午前10時48分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　地方公務員法の第35条で職務に専念する義務が規定されておりまして、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定されております。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　これは駐在職員の対応についての質問でありますけれども、それでしたら職務専念義務の免除とは何でしょうか。
○宮城嗣吉　総務部長　ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午前10時49分休憩
　午前10時50分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　先ほどの職務専念義務を解除するという形になりますが、ワシントン駐在の事案につきましては、職務に専念する義務の特例に関する規則第２条第９号に、「県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員又職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合」に該当しますので、免除を行っているところです。
　以上です。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　それでしたら、免除されているのは年間どれぐらいですか。
○宮城嗣吉　総務部長　休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午前10時51分休憩
　午前10時51分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　駐在職員が株主総会、取締役会、その他の会社固有の業務について従事する場合に、職務専念義務を免除しているということでございます。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　今の――今のというか過去ですけれども、駐在職員に沖縄県から給料が支払われておりますが、これは給与条例のどういったことを根拠にお支払いされているんですか。
○宮城嗣吉　総務部長　休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午前10時52分休憩
　午前10時53分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　ワシントン駐在は県職員の身分を有しており、転任の発令を受けて同事務所の公務に従事していることから、県において給与を支給しているところでございます。支給する根拠としましては、地方自治法第204条第１項、地方公共団体は職員に対し給料及び――給料を支給しなければならないと。それから、地方公務員法第25条第１項で、職員の給与は給与に関する条例に基づいて支給されなければならないというところでございます。
○中川京貴　議長　宮里洋史議員。
○宮里洋史　議員　これは公務を行っているから給料を払っているということだと思うんですけれども、公務というのであれば、やはりなぜ株式会社の役員という形を取らなければならなかったのか、お伺いします。
○溜　政仁　知事公室長　すみません、休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　午前10時54分休憩
　午前10時55分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。
　ワシントンＤＣオフィス社での職務内容及び責任は、在沖米軍基地と地域社会との関係や、沖縄と米国の経済・文化関係を含む地域課題について、沖縄県と米国の利害関係者の意思疎通を促進し、より深い理解

と協力の実現を図るとともに、沖縄と米国の事業機会及び国際貿易を促進するとなっており、県の職員としてのワシントン駐在の活動内容と一致していることから、県がなすべき責を有する職務であると考えております。

以上です。

○宮里洋史　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　設置の目的と法人設立の理由をお答えいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決について、日本政府のみならず一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自ら直接訴えることが重要と考えていることから、ワシントン駐在を設置したところでございます。ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在が米国でＦＡＲＡ登録を行って活動するに当たり、その受皿となる法人が必要だったことから、コロンビア特別区の法令に基づいて設立したものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　県の職員は、株式会社――民間の会社に勤めるときというのは、通常どの手続を経ないといけませんか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　営利企業従事許可の手続が必要だと承知しております。

○宮里洋史　議員　休憩願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　知事公室長、すみません。ということは、県の職員が通常企業に勤めるときは、派遣条例に基づいて行っているのかなと思ったんですが、それは違うということですね。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　県職員に営利企業の従事許可を与えるケースなんですけれども、３点ありまして、１点目が職員が職務上の必要性に基づき、県の施策に関連する営利企業の役員に就任する場合……

○宮里洋史　議員　すみません、休憩お願いします。ごめんなさい。議長ちょっと……。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　私が聞いているのは、職員の在籍を民間会社に行くときに必要な手続、条例は何ですかと聞いているんですよ。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時０分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　職員が関係団体の株式会社等の役員に就く場合は、議員おっしゃるように派遣条例に基づく派遣という形態もありますが、先ほど説明しました営利企業の従事許可という許可でもその役員に就くという場合がございまして、この営利企業の従事許可というパターンが、県の施策に関する営利企業の役員に就任する場合であるとか、あるいは職員が個人の利益を目的とした営利企業を自ら営む場合、３点目に職員が報酬を得て事務または事業に従事する場合、そういった場合に営利企業の従事許可を行っているところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　ありがとうございます。理解いたしました。

駐在職員、営利企業従事許可を出されていました。その従事許可を出されている企業でのお勤め時間は何時間でしたか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　１日当たり７時間45分でございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　そのように許可が出されております。これ県の職員の１日当たりの働く労働時間と一緒

です。これ公金で給与をお支払いされているわけなんですけれども、営利企業従事許可で７時間45分働いているということは、その企業で７時間45分勤めているということでよろしいですよね。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在職員は、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねているということでございます。

以上です。

○宮里洋史　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時３分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど答弁したとおり、当該職員はワシントンＤＣオフィス社の職員の地位を７時間45分兼ねているということでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　そうなんです。この営利企業従事許可で、その会社で７時間45分勤めていいですよと許可しているわけですよ。これを県民にどう説明するんですか。でも公務員です。だから税金から給料を払います。これどのような根拠でお支払いされているのか教えてください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時５分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　駐在職員は、県としての職員とワシントンＤＣオフィス社の役員としての地位を兼ねているという形になりますので、県職員として給料を支払っているということでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　私がお聞きしたいのは、営利企業に７時間45分従事していいよと許可を出していて、兼ねているから公務として給料を払っていると今おっしゃっているわけですよね。それは条例のどこを読み解いたらいいんですか。それともほかの方もほかの会社に勤めながら、ここの会社の給料はもらわなくて、県から給料をもらっていいんですか、公務と認定されれば。教えてください。

○溜　政仁　知事公室長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時６分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在職員について、地方公務員法の解釈上、営利企業従事許可の要否はワシントンＤＣオフィス社の設立根拠となる法令に照らして判断する必要があり、同社は米国の法令に基づいて営利企業として設立されていることから、営利企業の手続を取ったというものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　改めて聞きます。

県が公務と認めれば、ほかの会社に公務員が勤めて、ほかの会社が給料を払わないから県が給料をお支払いしてもいいということになるんですかという質問ですよ。公務だから、公務だからじゃないですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時７分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　ほかの役員の地位を兼ねるというところの部分につきましては、派遣条例の派遣とか、今回のように営利企業の従事許可という形で役員の地位を兼ねるという形になりますので、その場合は役員としての地位と県職員としての地位、両方を併せ持つという形になりますので、職員として給与を支払いしているということでございます。

○宮里洋史　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　それでは、県が公務と認めれば民間企業に勤められるという答弁でよろしいですね。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時９分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　ワシントン駐在につきましては、営利企業の従事許可を得て地位を兼ねているということになりますけど、営利企業従事許可の基準を御説明いたします。

職員が現に占めている職と当該営利企業、事業もしくは事務との間に特別な利害関係がなく、またその発

生のおそれがないこと。当該営利企業、事業または事務に従事しても職務の遂行に支障がないこと。その他、職員の品位の保持に反しないこと。この３点を許可基準として判断し許可しているところでございます。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　では、なぜ県は派遣条例を制定しているのでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　お答えします。

職員の派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第２条第１項等の規定に基づいて行うもので、同法第１条の規定により地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度となっております。

以上です。

○宮里洋史　議員　休憩願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　この営利企業従事許可と職務専念義務免除に係る部分で、今職員の職責を――職責というか、訓告処分されているんですけど、その処分の内容ってどういった内容なんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　ワシントン駐在に関する不適正な事務処理について、地方公務員法に定める懲戒事由に該当するか否かを確認の上、可罰性について個々の職員の職責、行為の態様、結果、過失の程度、組織的執行体制の不備等を総合的に考慮の上、審査しました。その結果、懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善、向上のために行う矯正措置としての訓告を実施するのが相当と判断したところです。具体的には、法人設立時において文書による意思決定手続が行われず、株券の公有財産登録や営利企業従事許可等も取られていなかった事案に関与した１名に文書訓告、２名に口頭訓告を行っております。法人設立後において是正措置がなされず、その状態が令和６年度まで継続していた事案に関与した３名に口頭訓告を行っております。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　次の質問に行きたいと思います。

徳田将仁議員の代表質問の(8)、「ワシントンコア社への委託料には消費税相当額が含まれていない一方」の部分でありますけれども、当時の資料が出てきました。外国法人契約における消費税の扱いについて、当時の財政課と地域安全政策課がやり取りをしております。今回の場合とは異なり、明らかに非課税事業者のみが参加する公募であれば消費税額は控除しないといけないという財政課からの答弁があります。当時明らかではなかったから消費税込みにしたみたいな考え方もできるかと思いますけれども、その後なぜこの消費税の取扱いが変わらなかったのか、お伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　当該ワシントン駐在に係る支援についての事業については、国内の事業者についても排除していないところから、消費税の取扱いというのはそのままにしていたところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　米国法人が一発目を受託しました。確かに一発目は分かりますよ。それから14件ずっとアメリカの米国法人が受託をしております。アメリカの法人でありアメリカでの取引であれば、消費税はかかりませんというか非課税とか免税じゃないですよ、不課税なんですよ。そこら辺はいかがですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　確かに、結果的には米国の法人が取っております。しかしながら、当該事業については必ずしも国外の法人が取るものではない。我々は相手を限定して事業を発注しているわけではなくて公募によって選定をしておりますので、やはり国内の企業も参加できるということを検討しないといけないため、消費税は算定の中に入れているということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　私が聞いているのは、14回入札公募を行うに当たって、なぜそこが入札の条件、仕様書の条件に組み込まれなかったのかって聞いている

んです。外国法人が一発目取りました。２回目、３回目、４回目、５回目も入札参加しております。ただ参加資格を取っているかも分かりませんけれども、そこら辺も含めて答弁願えますか。なぜ検討されなかったんですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　企画公募型の提案型の契約といいますか募集につきましては、その事業費を示した上で募集をすることになります。そのため、先ほど来説明しているとおり、国内の企業も参加する可能性もあることから、県としては消費税を含めた形で算定していると。それぞれの応募する企業が、それぞれ消費税がかかるかかからないか等を判断して、その予算の範囲内でより適正な事業が実行できるというものを提案していただくという仕組みでございますので、結果的に消費税がかからなかったということになろうかと思います。

以上です。

○中川京貴　議長　宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　財政課にお聞きしたいと思います。

明らかに非課税事業者のみが参加する公募であればという部分がありますけれども、明らかにこの人たちが取ったら非課税だな、消費税は納めないなというのを入札条件に組み込むことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　不課税取引をどう想定するかにつきましては、それぞれの事業の性質等を総合的に勘案し、担当部局において適切に判断されるものと考えます。

以上です。

○宮里洋史　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　これまで14回公募入札が行われましたけれども、入札比較価格より上の上積み分、この14件のこの上積み分の総額は幾らになるでしょうか。

○溜　政仁　知事公室長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　予定価格と比較をしたものというのは現在手元にはございません。

○宮里洋史　議員　休憩願います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時28分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　この部分はまた我が会派の質問で出てくると思いますので、早めの提出を求めたいと思います。

それでなんですけれども、この入札比較価格の上積み分14件がありました。これは不課税取引の法人に対してお支払いされた契約額になります。これ今まで14件あるので、その中でこの人たちは不課税だからちょっと公募要件を変えようかという話もできたはずなんですよ。これ県民に対してのこの事業の不作為だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　繰り返しになりますが、当該事業においては事業者を特定して事業を公募しているものではございません。そして、国外の事業者も国内の事業者も対象となるということでございますので、消費税を含めた形で県は積算をしていると。それぞれの事業者は、それぞれ消費税がかかる事業者、かからない事業者、それぞれの事業者への対応――規定に基づいて積算をして、よりよい提案について採用しているというものでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里洋史　議員　それは先ほど説明から聞いて理解をしているんですけれども、14回公募があったわけ

ですよ。その中で、国外法人、外国法人がもう取っているわけですよ。それ事実あるんです。10年間やってきたんですよ。その間に、でも外国法人が取るんだったら消費税かからないからという検討が入っていない理由を聞いています。

○中川京貴　議長　総時間が終わっておりますので、答弁はできません。総時間はあなたの質問も入っていますので。

先ほど宮里洋史議員の質問で、執行部はしっかり調べてからお答えしたいということでありましたので、議長が許可しますので準備してください。

以上で、宮里洋史議員の質問を終わります。

○宮里洋史　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○下地康教　議員　沖縄自民党・無所属の会の下地康教です。通告に従い一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は新年度予算提案説明の中で、本県の離島地域は、我が国最西端の領海・領空・排他的経済水域の保全など、国家的利益の確保と増進に重要な役割を果たしているとしております。国家的利益を確保するための手段として、どのような方策があるのか伺います。また、尖閣問題で、中国海警船の接続水域における航行を我が国の領土・主権を侵害しかねない行為と指摘していますが、先島地区漁民の安全を守るために、知事として中国に対して抗議すべきではないのか伺います。

２、農林水産業政策について。

(1)、先島地区における公共工事単価の是正について伺います。

ア、離島における建設資材の実態調査の実施等について伺います。

(2)、ハーベスタ等農業機械倉庫支援（補助、融資：低金利、長期貸付等）について伺います。

(3)、セグロウリミバエ対策について伺います。

(4)、農作物（サトウキビ、カボチャ等）の害獣被害について伺います。

ア、環境保護の観点から外来種の駆除が進められておりますけれども、外来種であるイタチ駆除の影響により農作物の野鼠被害が重大な問題となっております。抜本的な野鼠被害対策が必要だが、その対策を伺います。

イ、また、宮古地区におけるイタチ駆除の進捗状況を伺います。

(5)、牛白血病の発生・拡大防止について伺います。

ア、牛伝染性リンパ腫（ＥＢＬ）への感染が畜産農家では重大な問題となっておりますけれども、その対策を伺います。

(6)、モズク養殖網購入支援事業について伺います。

特に養殖事業に新規参入する場合、モズク養殖網の購入に支援が必要であるというふうに考えます。

３、社会資本整備について。

(1)、県道保良西里線の白線補修工事について伺う。

これまで数回にわたり県道の白線修繕整備を要求してきましたが、宮古地区における県道保良西里線の白線修繕整備がいまだに実施していない状況であります。

(2)、県道204号線伊良部下地島空港線補修工事について伺います。

当該路線は、宮古市民や観光客が下地島空港利用を含めた利用率の高い道路であるが、走行性が非常に悪い。また安全性にも問題があるということでオーバーレイ補修等を含めた改良工事の必要性を伺います。

(3)、宮古空港における課題解決について。

ア、2025年の宮古空港利用客は200万人を突破しております。利用客の増加により重要な課題の解決が急がれます。

(ｱ)、スマートレーンの整備状況について伺います。

利用客の増加により保安検査での混雑が大きな問題となっております。

(ｲ)、エプロン拡張整備について伺います。

中型機の駐機によりエプロンが狭隘のため、ほかの飛行機の滑走路進入が困難となっている状況であります。

(ｳ)、平行誘導路整備について伺います。

誘導路の未整備により、空港利用客増加に対する増便が困難となっている状況であります。

(4)、宮古地区における災害避難場所に県立高校が指定されておりますけれども、避難に必要な備蓄はど

のようになっているのか伺います。

４、県立宮古病院の医療体制について。

(1)、人工透析患者の血管拡張手術医不在による医療体制の現状及び今後の対策について伺います。

５、ワシントン事務所百条委員会について。

(1)、百条委員会における証人喚問では、この重大な事件に対して関係する課長以上は、行政として重大な不備を犯していると答弁をしておりますけれども、職員の処分は訓告など非常に軽い行政処分となっています。職員の分限処分並びに処分の内容を公開すべきではないかと伺います。

６、我が会派の代表質問に関連して。

新垣善之議員の質問３の(15)、農林水産施策の総括についてに関連して伺います。

宮古地区における農業農村整備事業予算が縮小されておりますけれども、農業生産を上げるという意味では予算の縮小をどのように捉えているのか伺います。

また、新垣善之議員の３の(21)、耐候性園芸施設整備事業についてに関連して伺います。

これまでにおける県全体及び宮古地区の予算とその実績、今後の計画について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての(1)、有人国境離島における国家的利益及び尖閣諸島周辺海域での漁業者の安全確保についてお答えいたします。

沖縄県の離島が果たしている領海・領土の保全などの役割を持続可能なものとするためには、有人国境離島における地域社会の維持などに取り組む必要があります。そのため令和８年度当初予算案では、前年度に比べて約31億円増となる約686億円の離島振興予算を計上し、新たに離島住民の買物環境の改善、住宅整備コストの負担軽減などに取り組むこととしております。

また、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による漁船への威圧行為等に関しては、本県漁船の安全操業に大きな影響を与えていると認識しております。

沖縄県としましては、引き続き漁業関係団体と連携し、同海域における漁業者の安全操業の確保を国に対し強く求めてまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　２、農林水産業政策についての(1)のア、離島の公共工事における適正な価格設定についてお答えいたします。

公共工事の予定価格の設定に当たっては、実施設計単価表を年４回改定し、物価資料に掲載されている資材については、毎月改定するなど最新の取引価格を反映した資材単価を適用することとしております。また、物価の急激な変動に基づく請負代金額の変更については、工事請負契約書第26条、いわゆるスライド条項により適切に運用しております。さらに、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に、旅費や宿泊費等の追加分の費用について、実績に応じて設計変更できる取組を実施しております。

次に３、社会資本整備についての(1)、保良西里線等の区画線再設置についてお答えいたします。

県では、令和８年度当初予算において道路環境を緊急的に改善するため、県単独事業として６億3000万円を計上しており、そのうち区画線再設置を行う予算として３億円を計上しております。保良西里線をはじめ宮古土木事務所管内における劣化した区画線については、本予算を活用し、緊急度の高い箇所から順次再設置を行い、交通安全を確保してまいります。引き続き、道路の適切な維持管理に努めてまいります。

次に同じく３の(2)のア、平良下地島空港線の管理等についてお答えいたします。

県道平良下地島空港線は一部市道と重複する道路となっており、いらぶ大橋海の駅付近から長山港までの区間は宮古島市の管理となっております。市に確認したところ、ポットホールなどの部分的な補修等は行っておりますが、全面的な改修については現時点で未定とのことであります。

県としては、道路利用者から苦情等を受けた際は、市に対して情報共有を図っていきたいと考えております。

次に同じく３の(3)の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)、宮古空港の機能強化についてお答えいたします。３の(3)の(ｱ)から３の(3)の(ｳ)までは関連しますので一括してお答えします。

宮古空港は近年の入域観光客数の急増に伴い、航空機の大型化や就航便数が増加し空港施設の混雑が課題となっております。スマートレーンの設置については航空会社等と協議を行っているところであり、引き続き、協力していきたいと考えております。駐機場拡張や平行誘導路設置については混雑状況等の調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたい

と考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　２、農林水産業政策についての(2)、農業機械倉庫の導入に係る支援についてお答えします。

国の農地利用効率化等支援交付金では、一定の要件を満たせば農業機械倉庫の導入は可能であります。当該交付金については補助率は３割で、補助残については融資を含めた活用が可能となっております。なお、要件としては地域計画に担い手として位置づけられていることや、農産物の生産等に係る作業以外の用途に使用されないことなどとなっております。

県としましては、引き続き農業機械や施設などの導入を支援してまいります。

同じく２の(3)、セグロウリミバエ対策についてお答えします。

セグロウリミバエは、令和７年４月から国の緊急防除が行われており、これまでに沖縄本島と周辺離島の33市町村で発生が確認されています。県では同年６月から不妊虫放飼を実施しており、現在、週当たり約2000万頭を放飼するとともに各種調査を実施しております。なお宮古島市では、11月に１頭誘殺がありましたが、果実調査やトラップ増設を実施しており、現時点で発生は確認されておりません。今後も関係機関と連携し、セグロウリミバエの早期終息を目指して防除に努めてまいります。

同じく２の(4)のア、野鼠被害の対策についてお答えします。

本県における令和６年度の鳥獣による農作物被害額は約7589万円で、そのうち50.2％がイノシシによる被害となっているところです。野鼠については約474万円となっており、そのうち66.5％が宮古島市のサトウキビ被害となっております。そのため県では、宮古島市等関係機関と連携し、今月上旬に現地調査を実施したところです。今回の調査結果等を踏まえ、適切な防除方法について指導・助言を行うほか、今後の防除の在り方について検討してまいります。

同じく２の(5)のア、牛伝染性リンパ腫の対策等についてお答えします。

牛伝染性リンパ腫はウイルス性の届出伝染病であり、発症率は数％ですが、近年増加傾向にあります。そのため県では、沖縄県牛伝染性リンパ腫防疫対策指針を策定し、生産農家等への指導を行うとともに、家畜生産農場衛生対策事業等で検査費用の助成や、未発症牛の自主淘汰について農業共済組合等と連携し支援を行っております。なお、本病が発症した場合には、農業共済の適用対象となっております。引き続き、関係機関等と連携し感染拡大防止に取り組んでまいります。

同じく２の(6)、モズク養殖業における新規参入者への支援についてお答えします。

県では、漁業関係団体が開催する沖縄県漁業就業支援フェアに参画し、モズク養殖を含めた就業希望者の着業を支援しております。新規就業者に対しては水産業普及指導員により、採苗技術や養殖網への種付け技術などの指導を行っております。また、若年層のモズク養殖漁業者を対象とした経営診断等により、定着率向上にも取り組んでいるところです。これまでモズク網購入の支援は行っておりませんが、新規参入者に対する支援の在り方について検討してまいります。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての(1)、宮古圏域における農業農村整備事業費の減額についてお答えします。

宮古圏域における農業農村整備事業の令和８年度当初予算は42億1000万円を計上しており、ピーク時の令和２年度と比較すると40億7000万円の減となっています。その主な要因は、国営事業の早期効果発現に向けて圃場整備やかんがい施設整備を進めていた多くの地区が完了したことや、新規採択地区が減少したことなどが挙げられます。宮古圏域の農業振興を図る上で農業生産基盤などの整備は重要であることから、引き続き、関係機関等と連携を図り所要額の確保に努めてまいります。

同じく６の(2)、耐候性園芸施設整備事業の実績及び計画についてお答えします。

耐候性園芸施設整備事業の前身事業も含めた予算額は、総額で約111億7600万円であり、整備実績については令和６年度までの合計が298地区、約197ヘクタールとなっております。うち宮古地区では予算額は約８億3800万円で、22地区、約11.7ヘクタールとなっております。今後の計画については、現在要望のあった地区の採択要件等を精査し、実施地区選定作業を進めているところであり、令和８年度当初予算として４億4400万円を計上しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　２、農林水産業政策についての(4)のイ、宮古地域におけるイタチ駆除についてお答えします。

県では、宮古諸島に生息する外来種であるニホンイタチがミヤコカナヘビ等希少生物を捕食していると専門家から指摘を受け、平成28年度から調査と試験捕獲を開始しました。その後、平成30年６月に策定した沖縄県外来種対策指針において、ニホンイタチを対策の優先順位が高い重点対策種に位置づけ、宮古諸島の生態系を保全するため、まずは下地島での排除を目指し、下地島及び隣接する伊良部島で駆除しております。その結果、両島において平成28年度から令和６年度末までに約1500匹駆除しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　３、社会資本整備についての御質問のうち、(4)、宮古地区の備蓄状況についてお答えします。

市町村は災害対策基本法に基づき避難所を指定しており、避難者への食料や生活必需品等を備蓄する義務があります。宮古島市においても県立高校等を避難所として指定し、物資拠点等に災害時に必要となる物資を備蓄しております。県においては市町村の備蓄を広域的に補完する立場から、発災から３日間に必要となる物資を県宮古合同庁舎等に保管しております。また大規模災害時においては、市町村の要請を待たずにプッシュ型支援を実施することとしております。

県としましては、引き続き市町村と連携して備蓄の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光　病院事業局長　４、県立宮古病院の医療体制についての(1)、宮古病院の透析医療体制についてお答えします。

宮古病院では令和８年４月から腎臓内科の医師が不在となることから、人工透析導入時などに必要となる、狭くなった血管部分をカテーテルで広げる治療について、全て院内で行うことが難しくなる見込みとなっております。そのため当面の間は、緊急時や島外移動が困難な患者を優先することとなりますが、院内で治療を行う体制を整え、できる限り患者に負担をかけない方策を検討しているところです。また透析治療自体は、経験のある医師を配置するなどして継続することとしております。病院事業局としましては各県立病院及び関係機関と医師確保等に取り組み、地域で完結できる透析医療体制の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　５、ワシントン事務所百条委員会についての(1)、職員の処分内容についてお答えします。

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理については、地方公務員法に定める懲戒事由に該当するか否かを確認の上、可罰性について、個々の職員の職責、行為の態様及び結果、過失の程度、組織的執行体制の不備等を総合的に考慮の上、審査しました。その結果、懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善向上のために行う矯正措置としての訓告を実施するのが相当と判断しました。具体的には、法人設立時において、文書による意思決定手続が行われず、株券の公有財産登録や営利企業従事許可等も取られていなかった事案に関与した１名に文書訓告、２名に口頭訓告を行っております。法人設立後において是正措置がなされず、その状態が令和６年度まで継続していた事案に関与した３名に口頭訓告を行っております。なお訓告を受けた６名の当時の職責は、管理職が２名、非管理職が４名となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

質問の途中ではありますが、下地康教議員の再質問は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

午後の会議は１時20分から再開いたします。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

下地康教議員の再質問を行います。

下地康教議員。

○下地康教　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○下地康教　議員　それでは、再質問に行きたいと思います。

まず大項目５の、ワシントン事務所の百条委員会についての再質問でございます。

私は今回のワシントン事務所に関する処分、職員の

処分に関して質問しているんですけれども、この公開している処分の事案概要、これを端的に簡単に分かりやすく説明していただきたいと思います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　ワシントン駐在に関する一連の不適正な事務処理について過失の程度等を考慮の上、６名に対して訓告を行ったということで、事案の概要としては、法人設立時の文書による意思決定等の手続が行われなかったもの、また取得した株券の公有財産手続等、必要な手続が取られていなかったことに関与した職員３名に対して訓告を行った部分、それから法人設立後において、本来取るべき文書による意思決定が取られなかったことについて是正措置が取られなかったもの等について訓告が３名になされたということでございます。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　じゃあその処分の――この６名の方への処分ということだと思いますけれども、この職責をお願いいたします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　管理職が２名、非管理職が４名となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　この職責――職位とも言いますけれども、それで一番上は管理職ということですけれども、これ職位というのは公表できますか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　当時の職責を申し上げることによって職員が特定される情報については、申し訳ありませんがお答えすることはできません。

以上でございます。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　それでは、ワシントン事務所の役割及び目的について重要な部分を端的に説明していただけますか。

○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時24分休憩

午後１時24分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在は、沖縄の米軍基地に関する情報収集や情報発信、また沖縄県人会との連携・交流や県産品販売促進、観光情報の発信などの役割を担っていたというものでございます。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　百条委員会の証人喚問では、池田副知事を含めて退職された方々がワシントンＤＣオフィス社の設立に関しては、部下からの報告がなかった、記憶にないという証言をしております。そうしながら、この問題は重大な不備があったという答弁もしているんですね。つまり、ワシントンＤＣオフィス社の存在なんて知りませんでしたと言っているようなものですけれども、これ本当に知らなかったという形になりますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　設立当時にワシントン駐在と本庁の間において十分な意思疎通あるいは法律についての認識等の欠如において、このような重大な事態に至ったということは大変反省しているところです。一方、この件につきましては、私も含め具体的な報告というのはなされていなかったということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　庁内では設立当初から、ワシントンＤＣオフィス社は沖縄県の子会社にしなければワシントンでの活動の目的を果たせないというような議論があったように思いますけれども、それは認識されていますか、確認されていますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　設立当時から何らかの法人格を所有する必要があるだろうということで動いていたということは承知しております。ただ、それについて株式会社に類するものになるということについては共有されていなかったということでございます。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　ワシントンでロビー活動をするためには、ＦＡＲＡ登録をしなければならないと。そのためにはワシントンＤＣオフィス社は法人格が必要であるという認識をされていたということを、当時翁長前知事の特別秘書の方が百条委員会で証言しているんですね。それはどうなんですか。現在の担当者としてはこれ妥当なものだと思いますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　その証言のとおりだと思います。ＦＡＲＡ登録等の手続をやる必要があるだろうと。そのためには何らかの法人格を所有する必要があるだろうという議論はなされていたと思います。ただ、その中で今回株式――今回といいますか、結果として株式会社に類する形態を取ったということについ

て報告がなかったということでございます。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　そして一方で、その当時の事務担当者は、ワシントン事務所の活動にとってどうしても銀行口座が必要なので口座が開設できないかと、ワシントン事務所からの要望があったと言っていますね。そして本庁では、ワシントン駐在は出先機関なので、口座を開設するための出納員を置けなかったということも証言をしています。これは、県庁内でワシントンＤＣオフィス社は沖縄県の子会社ではないということになっていたということですよね。しかし、アメリカのワシントンＤＣオフィス社は、法人格を取得しなければ活動ができなかった。これつじつまが合わないんじゃないですか。なぜそのような矛盾が発生したんですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　当時のやり取りについて、詳細については把握はしていないところなんですけれども、まず駐在については出先機関ではないので口座等は持てないということでございます。一方、法人格を有する企業――法人については、そういう銀行口座等が持てるということであっただろうというふうに考えております。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　要は駐在所であったというふうな、本庁はそういう理解であった。しかしながら、アメリカでは県の子会社として、株式会社として認められなければロビー活動ができないということを言っているんですけれども、これはどういうことですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ですので、何らかの法人格を有しているだろうということはあったんですけれども、基本的に今回のような株式会社という形態を取ったということが、こちらのほうに伝わっていなかったため問題になったということでございます。ですので、法人格を有しているだろうということは理解していたと思っております。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　ワシントンＤＣオフィス社は、法人格として認められなければあそこでロビー活動ができないと言っているんですね。しかしながら沖縄本庁では、この子会社というものが設立されていないんですよ、本庁の中では。それにもかかわらず、ワシントンＤＣオフィス社を法人格とする目的で必要な書類を本庁で偽造して、ワシントンに送って、それが株式会社として認められてロビー活動をやっているというふうに思われているんですよ。どうですかこれ。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　何をもって偽造かというのがちょっと承知できないところなんですけれども、基本的には、我々説明を受けて書類は作成しているところでございます。繰り返しになりますが、本庁側としても何らかの法人格は必要であろうということは認識していたということでございます。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　これ法人格じゃなければ、アメリカでロビー活動ができないというのははっきりしているんですよ。しかしながら、本庁では法人格をつくっていないんです、会社を子会社を。それにもかかわらず、アメリカではその株式会社の書類が必要なんですよ。それを本庁でつくっていない会社を、幽霊会社の書類をアメリカに送っているっていうことですよ。どうなんですか。
○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩します。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後１時32分休憩
午後１時32分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　本庁側のほうでは、職員のビザ申請手続のために必要ということで、公室長等がサインをした書類というのを提供しているところでございますが、法人設立等に当たってこちらのほうから何か書類を出したということはございません。
以上です。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　県は報告書においても、ワシントン事務所は子会社であると言っているんですよ。明記しています。そして、ワシントンＤＣオフィス社の設立は、翁長前知事の肝煎りで政治判断によって進められた重要なプロジェクトだと私は思っているんですね。沖縄県における当該株式会社の設立は、当然沖縄県の事務決裁規程では知事の決裁まで届くべき重要な案件ではなかったかと思うんですけれども、あの当時のこの事務の進め方、今どう思いますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　議員御指摘のとおり、当時、どのような法人にする、あるいはその職員の身分はどうなるということについて、適切にワシントン駐在と本庁サイドのほうで意見交換をし吟味していれば適切な対応を取ることができたと思っております。それがなされなかったために、ワシントンＤＣオフィス

社についての手続等が取られなかったということは大変遺憾に思っているところでございます。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　そして、ワシントン事務所の法人化についての議論を、平成27年５月１日、ワシントンと沖縄県の本庁でウェブ会議をやっていますね。これ確認できていますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在と三役等とのウェブの会議のことだと思います。これにつきましては、法人化について進めているという報告はあったと記録されているところなんですけれども、その細かい話はなかったと。基本的には、迫る訪米の話が中心になったということで承知しております。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　その当時のことを百条委員会の参考人である翁長前知事の特別秘書の方はこう言っているんですよ。要するに、ワシントン事務所の設立に関して言えば、業務の決裁ラインは当時の知事公室長、統括監、課長の決裁ラインであるので、これを飛ばすことはあり得ないと、これ証言しているんですよ、今。なぜこれこのラインが飛ばされているんですかね。どう思いますか、今。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　決裁ラインはそのとおりだと思います。何をもって飛ばしているかというのがちょっと把握できないところでございます。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　これだけ重要な問題を議論をしていながら、何をもって飛ばしているのかが把握できないというのは、これ答弁になっていないんじゃないですかね。要するに、ワシントンＤＣ株式会社の設立に関して、その事務的な設立を庁内でちゃんと決裁をしていないのかということですよ。分かりますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。先ほど来答弁させていただいているとおり、本来であれば本庁サイドで知事まで決裁を行って、設立について手続を取るところであっただろうと思っております。それがなされなかったということは、大変重く受け止めているところでございます。
　以上です。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　これ重大な問題なんですね。そして、翁長前知事は、2014年11月、県知事選挙において、ワシントン事務所の設立を公約に入れて当選を果たしているんですね。そして2015年６月に訪米をし、ワシントンＤＣオフィス社の設立を意気揚々と発表しています。なぜ翁長前知事は、日本においてまず先にワシントンＤＣオフィス社の子会社を設立して訪米しなかったのか。そうすれば、今のような問題は起こらずにワシントン事務所を閉鎖することはなかったと思うんですけれども、これ知事どう思いますか。知事に聞いているんですよ。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　訪米のタイミングというのは、あらかじめ決まっていたところだっただろうと思います。それで、その中で訪米した際に、駐在のほうから法人についての手続の説明があったということだろうと考えております。
　以上です。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　そして、令和２年当時の担当班長が、ワシントンＤＣオフィス社設立に沖縄県が意思決定手続を取っていなかったことに気づいた。しかしながら、是正措置が取られていなかったんですね。そして、平成27年度から令和６年度まで、この問題が発覚するまでこれが放置されていた。放置ですよ。どうですか。放置していましたか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　当時、班長が調査をしたときに私課長をしておりました。私は申し訳ないですけれども、班長からの報告があったということについてはいまだ記憶がないところなんですけれども、班長によりますと、その途中経過として議会前に報告をしたということでございます。その途中経過ということもあって、そのままといいますか、まだ上には報告はしていない状況だったと考えております。
　以上です。
○中川京貴　議長　下地康教議員。
○下地康教　議員　この問題は、アメリカでのロビー活動をあまりにも急ぐ翁長前知事の強引な政治判断、これが起こした重大な事件と私は思っているんですね。そして、ワシントンにおけるロビー活動を行うためには、沖縄県の子会社設立が必要条件であったにもかかわらず、会社設立をこれ省略しているんですよ。その当時の状況を現在の担当部長はどう思いますか。どういうふうに評価しますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　まず法人の設立については、駐在と本庁において十分な意思疎通を図り、法律を確認して手続を取るべきだったというところが取ら

れていなかったということは大変遺憾に思っているところでございます。ただ駐在としましては、初めての北米での駐在ということもあり、またすぐに知事の訪米が控えているという中で、かなり業務が多忙であったんだろうなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　これは、この問題を分かりやすく説明しますと、現地の弁護士にワシントンＤＣオフィス社を設立させ、沖縄県は委託料をトンネル会社であるワシントンコア社に支払い、ワシントンコア社から支払いを受けた沖縄県の子会社でもない何でもないワシントンＤＣオフィス社で、沖縄県職員が業務許可も得ずにロビー活動を行っていたと私は評価するんですね。これがこの事件の全容だと私は思っています。これは組織ぐるみの――――だと思いますよ。そして、このような――――に関して、県庁内で下された職員の処分、それは常識では到底納得できない非常に軽いものだと私は受け止めています。県民からすると、大山鳴動してネズミ一匹ですよ。この問題というのは、そういうふうにしか思えないんですよね。この重要な事件は、大きな問題が内包しているにもかかわらず、令和２年の時点で是正措置の手続に関する起案が知事決裁まで行かなかった。その当時の上司である副知事も含め、担当部長までの責任は非常に重大だと私は思っています。ワシントン駐在所問題は、百条委員会で様々な不祥事がこれからも白日の下にさらされることになってきます。さらに追及が厳しくなっていきますけれども、これはもう非常に皆さん方覚悟しなければならないと思っております。

そして、今回提示された見積書の比較ですね。ワシントン駐在に関する委託契約。これはその差額が――消費税に関する差額ですけれども、これは先に入札をする前に、外国の場合は消費税を取らないというような文言を付せば、これ大丈夫だったと思うんですけど、これおかしいねというふうに思います。だからそういったものがどんどん出てくるんです、この問題は。だからこういったものをしっかりと、どこに誰が責任を持ってこの事件が起こったのかというようなことをしっかりと追及していきたいと思っております。

それでは次の質問に移っていきます。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○下地康教　議員　（パネルを掲示）　これは、私が農林水産関係の質問で、この害獣被害についてなんですけれども、これはカボチャです。カボチャですね。カボチャの収穫で、このあばたみたいになっているのがネズミがかじった跡という形になります。それと、これですね。これはこの部分がネズミがサトウキビをかじったという形になっています。これの被害調査ですけれども、これはどの程度まで進んでいますか。もう一度お願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

伊良部の野鼠被害調査につきましては、１月下旬に宮古地区のさとうきび技術委員会で調査内容の協議を行いまして、技術委員会及び宮古製糖伊良部工場の原料員によりまして２月上旬に調査を実施したところでございます。調査したところ、圃場７地点を選定したんですけれども、全ての地点で野鼠の被害が見られたという報告を受けております。

以上です。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　これは、この野鼠防止の農薬というのは市町村が支給することになっているというふうに思います。しかしながら、支給の量が少ないというところで何とかしてくれという要望があります。それについて県はどういうふうに考えていますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　県としましては、サトウキビあるいはカボチャといった農産物の安定生産を図るために、こういった野鼠の防除対策というのは重要というふうに認識しているところでございます。現在、県で野鼠に対する支援に対するものはございませんけれども、事業の予算化につきましては、被害の実態等を踏まえまして、どのような対応が可能か宮古島市など関係機関と意見交換を行ってまいりたいと考えておりますし、また野鼠剤の効果的な防除の方法とかそういったものの指導助言とか、そういったものも普及機関等を通じて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　この防除薬品というんですかね、

それにかかる費用が非常に少ないということなんですね。それで県としては、そういった被害が起きるような――これシーズンによっても――シーズンといいますか、その年によっても違うと思うんですけれども、そういった応急処置というんですか対応措置、そういったものを農業関係の基金から対応するようなことは考えられないんでしょうか。どうですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

この野鼠の被害につきましては基金でできないかという御提案もございましたが、現在、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、今こういった鳥獣害の防除等には努めているところでございますが、この殺鼠剤については、国からの鳥獣の捕獲手段には当たらないということから、この交付金の活用、野鼠剤への支援というのが難しいんですけれども、ただネズミによる被害の防止対策といたしまして、捕獲のわなですとか防護ネット、あるいは超音波防除機械などの設置等は当該交付金でも支援が可能ということは聞いておりますので、そういったものも活用していきながら、また野鼠剤の支援等については、議員御提案のございました基金事業等でできないかというのは検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時48分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○下地康教　議員　これも大項目２の農林水産業、(5)の牛白血病に関する感染対策の質問です。

これはこういう状況が出るということですけれども、狂牛病と違って、これは例えば殺処分というふうにはならない伝染病なんですね。それで、これ届出伝染病ということらしいんですけれども、つまりこの感染牛は人には影響をしないとなっていますけれども、これ飼育牛としては商品にならないんですね。その辺り、その感染対策をどのように考えているかちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　まずこの牛伝染性リンパ腫の国の支援としましては、家畜生産農場衛生対策事業等で対策を実施している農場への検査や淘汰に係る費用の一部等を助成しております。県では畜産公社が事業主体となりまして、宮古地域では、高度感染牛を自主淘汰した生産者に対して、令和６年度約219万円が交付されているところでございます。また、今年度、令和７年度は約126万円が交付される予定となっております。またなお、令和８年度からは、県内で広くこの事業を活用できるよう検査費用を1000頭分、約250万円ですけれども、そういったのを予算措置して検査等を行いながら、この伝染病の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　下地康教議員。

○下地康教　議員　これからの対応をお願いしたいというふうに思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○下地康教　議員　（パネルを掲示）　これは宮古空港の混雑具合ですね。大項目３の社会資本の整備でありますけれども、これはどういう状況かといいますと、保安検査を待っている状況なんですね。保安検査場は見えないんですけれどもこの辺りにあるんですね。これがずっと続いているんですね。なので、宮古空港では１時間前に空港に行って飛行機に乗れるかというと、これ直行便が重なると１時間前では乗れないんですよ。そういう意味では、しっかりとこのスマートレーン、それを整備をしていただきたいと思っておりまして、先ほどの答弁では航空会社と調整をしてやっていますよということだったんですけれども、具体的にこの時期というのはいつ頃になるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　スマートレーン運用開始までのスケジュールについてですけれども、これは航空会社が主体となって整備することとなっておりまして、市と県はそれに協力していくということになっております。航空会社によりますと、詳細なスケジュールは今後決定するということなんですけれども、目標としては令和９年３月末までには運用を開始したいというふうに聞いております。

以上でございます。

○下地康教　議員　どうもありがとうございました。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の小渡良太郎でございます。いつもは壇上から最初の質問させていただくんですけども、今回は少し議論を深めたいという意図もありまして、一問一答を採択させていただきました。ぜ

ひ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の要旨１、予算編成の基本的な考え方について。

今議会に提出された令和８年度予算案、当局の皆様方がおっしゃるように9000億円を超える過去最大の規模となっております。主には国がかなり財政出動していますので、それが占める割合が多いという話もあるんですけども、そのうち地方財政の中でも、県民の安全な暮らしと活発な経済活動のための環境を整備すること、将来世代への公共資産の形成をすること、直接的に地域経済活性化に寄与する性格を有する、という３つの大きな点で重要な位置を占める普通建設事業費に絞って議論を進めていきたいと思います。

(1)、過去15年の事業費推移と変動の理由について答弁お願いします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　本県の普通会計決算における平成24年度から令和６年度までの普通建設事業費の推移は、平成24年度は1360億円で、それ以降は増加で推移したものの、平成28年度の1809億円をピークに減少傾向で推移し、令和６年度は1189億円となっております。変動の理由としましては、沖縄振興公共投資交付金等の沖縄振興予算が増減したことに伴い連動して、普通建設事業費の額が変動しているものと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　他府県との比較についても併せて教えてください。(2)になります。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　国の地方財政統計年報を基に本県と他の都道府県における普通建設事業費の推移を比較しますと、平成29年度までは本県が全国平均及び九州平均を上回っているものの、平成30年度以降はいずれも下回っている状況にあります。

以上です。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　(3)、県事業費分と沖縄県内における国直轄事業費との比較についても教えてください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和７年度沖縄振興予算2642億円のうち、その内訳については、県の試算で県事業が1155億円で43.7%、国から市町村等に補助されている事業が379億円で14.4%となっており、これらを合わせた地方向け補助金が1534億円、58.1%となっております。また、国直轄事業は1108億円で41.9%となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　そのまま(4)番、事業費予算案の内訳に関して、国制度活用状況の詳細、県負担額の割合などということで、質問取りのときに詳細に確認しておりますので(4)についても答弁お願いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　土木建築部におけます普通建設事業費予算案の内訳について御説明いたします。

土木建築部の令和８年度一般会計予算に係る普通建設事業費は約645億円となっております。その内訳は、沖縄振興公共投資交付金を活用した事業が約226億円、35%となっており、社会資本整備総合交付金等その他交付金を活用した事業が約289億円、44.9%で、単独事業は約130億円、20.1%となっております。また、平成29年度予算における普通建設事業費と比較して約143億円、18.1%の減となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　今土建部の部分についての確認したんですが、この沖縄県の普通建設事業費が減少に転じた平成29年度以降の事業費の内訳の推移、大まかで構わないので教えてください。割合を。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　平成29年度普通建設事業の内訳としましては、補正額を含めた平成29年度予算における土木建築部の普通建設事業費につきましては、約788億円となっております。内訳につきましては、沖縄振興公共投資交付金を活用した事業が約486億円の61.7%、社会資本整備総合交付金等その他交付金活用した事業が約265億円、33.6%、単独事業が約37億円、4.7%となっております。

土木建築部の令和８年度一般会計当初予算における普通建設事業費に占める割合を29年度予算と比較しますと、沖縄振興公共投資交付金を活用した事業が26.6%の減、その他交付金を活用した事業は11.2%

の増、単独事業が15.5％の増となっております。
以上でございます。
○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。
○小渡良太郎　議員　続いて(5)、近年多く発生している入札不調等への対応に係る取組についても確認をさせてください。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　今年度の12月末までに土木建築部が開札したのが444件で、そのうち不調・不落が124件で全体の28％となっております。前年度同時期と同率となっております。その主な要因は配置技術者の不足等と考えておりまして、対策として主任技術者等の兼任要件の緩和や、離島等で必要となる経費の精算対応等を行っているところであります。また最新の資材単価での積算や、見積活用方式を採用するなど、適切に予定価格に反映しているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。
○小渡良太郎　議員　答弁ありがとうございます。
(4)、(5)については土建部案件で、ちょっと規模が大きくなるのでそこを抽出して少し確認をさせていただきたいんですけれども。我が県、本年2026年で復帰から54年経過するという形になります。復帰後に本土に追いつけ追い越せということで、整備された社会インフラの老朽化というのは著しく進んできていて、先日も水道管が破裂をするというような事故も発生をいたしました。また昨今の気候変動や大型地震等災害リスク等もありますから、防災・減災の観点からもこの普通建設事業費はかなり重要視されていて、特に先ほど答弁にもありましたとおり、全国的には堅調の伸び、九州においても堅調に伸びている状況にある中で、沖縄県だけは、特に玉城県政に代わってからのこの７年間大分減ってきていると、30％、額にして600億円減少しているというふうに資料を頂いた部分でも比較しても言えます。この全国の推移と比べて、またいろいろ今答弁いただいた部分、資料頂いたところも含めて総合的に判断すると、減ってきているというよりは減らしているというようにしか思えない状況じゃないかなと思うんですが、日本全国では国土強靱化と、この全国全体の流れに逆行して、この予算が減らされている、減り続けている理由というのを総体的に教えてください。
○中川京貴　議長　総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　本県の普通建設事業費が、令和３年度時点で補助事業費が全体の87％を占めているということでありますので、その補助事業の増減に連動して普通建設事業費が減少傾向にあるというふうに考えられます。その主なものというところの部分で、一括交付金の国の予算計上の考え方でございますけれども、令和４年度から今期の沖縄振興計画が始まっておりますが、その時点では前年度の令和３年度と同水準の事業を引き続き実施できる規模という考え方が示されました。また令和５年度以降は、前年度と同水準の事業を引き続き実施できる規模や、物価高騰をそれぞれ勘案し計上されているということで説明を受けておりますので、そういう考え方でいきますと、県が必要額を積み上げた要望額との乖離があるというような状況となっております。
○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。
○小渡良太郎　議員　事あるごとにハード交付金を含めた振興予算の減額というのを理由に挙げるんですけれども、一方で先ほど少し答弁いただいたように、ハード交付金頼みというところも、これ以前から私も議会で指摘させていただいたんですけども、国の様々な事業メニューがある中で、国土強靱化の予算もある、社会資本整備以外の部分でも様々なメニューがある中で、なかなかそういうメニューを活用できていないんじゃないかと。今回の予算編成の考え方の中でも、国のメニューを積極活用するという文言がようやく出てきました。何で今まではそれを活用してやってこなかったのかというところを疑問に思います。選挙目前にした令和８年度の予算に向けて、ようやくやり始めたという印象を拭えません。特に現在、沖縄県の公共事業は国発注工事が牽引をしていると。その数字を維持しているという状況であるように感じます。不調・不落の――先ほど話も答弁もいただいたんですが、全国で最も高いという中で、この議会においても様々な提案、また要望というのが一般質問・代表質問、そして委員会の審議も含めて出てきていると思います。道路、港湾整備、治水というところから、公園や景観の整備という細かいところまで様々な議員が様々な提案をしているにもかかわらず、答弁を総体的に聞いていると、予算がないという一点張りに終始しているのかなというような気がします。先ほども申し上げましたように、県民生活の土台づくりというのがこの普通建設事業費であると私は考えております。玉城県政に入ってから翁長県政のときに比べて600億円も減った、30％も減っているよと。玉城県政、一体何をやってきたんだというのを非常に強く疑問に思います。安定した生活基盤に投じる予算を、つくるための予算を削っていくということは、全てを未来に先送

りしているということにほかなりません。知事はその部分をどう理解をしているのか見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度当初予算の編成については、重点テーマに沿った施策の推進、それから沖縄県ＰＤＣＡ等の反映、沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え喫緊の課題に対応するとともに、先ほど御指摘いただきました多様な財源の積極的な活用を図りつつ、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により予算編成を行ったところであります。その結果、公共事業につきましては、より財政措置の有利な県債を活用するということと併せまして、各省計上の予算も積極的に活用させていただいているところでございます。県債の活用の部分につきましては、令和８年度は37事業で170億円を計上し、前年度比で約20億円の増となっているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　次年度は多様な財源を活用し、という話が今あったんですが、なぜ今まではそれやってこなかったんですか、理由をお聞かせください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　これまでも姿勢としてはあらゆる財源を活用して、ということで予算編成に取り組んでいたところでありますけれど、令和８年度予算を編成するに当たっては、それを再確認しまして、あらゆる財源を積極的に活用というところでターゲットとしましたのが、有利な県債をなるべく活用していく、県債を活用していこうというところ、それから各省の予算を、メニューをしっかり研究してそれを活用していこうという話。それから借換債についても全額活用させていただくと、そういった方針で編成したところでございます。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　借換債の全額活用については先ほどの一般質問にもあったように、いろいろ疑義があるところであるんですけれども。先ほどから申し上げているように、玉城県政になってこの７年間、来年で８年目という形に――もう８年目入っているか、９月ですから。という形になるんですが、事業費は減っていると、600億円も減っている、30％も失われているわけであります。その中で様々な努力をして、省庁予算も取りに行って、いろんな事業をやってほしい、もしくはやるべきだというふうな提案がある中、年々ずっと減り続ける一方だったというところに関する具体的な説明は、今の答弁聞いていても納得できる答えが得られたとは思っていません。知事の口から幾度となく誰一人取り残さないという言葉が出てきます。我が党は島袋会長を先頭に、いつも政治は結果であるということを言っています。それを県行政に当てはめるのであれば、知事としてしっかり事業化をして予算をつけてそれを実現するということが唯一の方法であり、それをしっかりとやっていくということが重要になってくると思うんですが、減ってきている部分、それで、また補助率の高いハード交付金頼みのように映るようなやり方が長年続いてきているというところも含めて考えると、知事の言っている誰一人取り残さないという言葉は、普通建設事業費という切り口で見ても、実効性が伴わないきれいごとにしか聞こえません。なので今まで様々な提案がこの本会議でもなされてきました。インフラの整備、住宅政策、この老朽化著しいところをどうにか建て直ししてほしいというのも幾度となく出ています。災害に対応するという話もよく出てきました。医療とか学校の整備、医療拠点の整備というのも出てきております。観光基盤をつくっていくということも必要だということで提案はなされているんですけども、このハード的な問題、課題解決というのが先送り、ずっと先送りされているようにしか感じません、予算の額を見てても。改めて総務部長の話は結構ですので、知事の御認識、見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまでの県の財源を構成する取組については、先ほど総務部長から説明があったとおりであります。有利な県債の活用、借換債の活用、各省予算、それから重点テーマに沿った様々な取組など、いわゆる普通建設事業費が減になっているのはこれは一概には沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金が減らされているということが一番大きな要因ではあります。さはさりながら、やはり必要な市町村の事業、県の事業と併せて施行されるところにはしっかりと予算を配分するということ。それから誰一人取り残さない沖縄らしい社会というのは端的に考えると、やはり子どもからお年寄りまであらゆる世代、あらゆる地域、いわゆる県民のためにどのような事業にどのような額の予算をどのぐらいの期間それを用いることができるのかという、そういう総合的な戦略、計画からもたらされているものであります。結果的に令和８年度は過去最高の予算額になっていることは、これはいわゆる交付税の戻りですとか、あるいは様々

な事業の予算がそこで組み込まれているということからも表れております。引き続き、そのようにしっかりと目配りをしながら、健全な財政体制とともに県政の発展に向けた仕組みをしっかり予算をかけて取り組んでいきたいと考えています。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　ずっとハード交付金のお話するんですけれども、ハード交付金が減らされているから普通建設事業費が減っているというのが沖縄県の答弁のお決まりです。それ言うんだったら、何でハード交付金もないほかの県は伸びているんですか。何でハード交付金というところに――だからさっきハード交付金頼みという言葉を使うわけですよ。ほかの都道府県は全部軒並み伸びています。災害対応もしないといけない、いろんな整備をしていかないといけない。通常の県民に求められるものもしっかりとやっていくというところで、ほかの県は全部伸びているんですよ。何で沖縄県だけ減ってその理由がハード交付金にしかないんですか。改めて総務部長、ハード交付金以外の理由は何か考えられるか見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　ハード交付金も含めまして、国庫補助事業である内閣府の一括計上予算、そこが減額傾向にあるということと連動して、普通建設事業費全体が全国と比べて減少傾向にあると捉えられるかと思います。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　だから内閣府計上予算もほかの県はないんですよ。そんな予算は持っていない。この沖縄振興の予算というのは、当初21世紀ビジョンの計画にも書かれているんですね。沖縄の発展に資するための予算ということで位置づけられて国から出されてきております。私の私見ですけれども、この予算、本来であれば、ほかの県が当たり前にやっている、当たり前の国の補助メニューとかを活用したものはしっかりそれを当たり前にやった上で、例えば単費でやってきた部分にそれをしっかり充てて、余った部分でほかのことをやる。それができて初めて沖縄の発展に資する予算の使い方と言えると思います。でもハード交付金が減ったから、内閣府計上予算が減ってきたから沖縄の事業費も減ってきていますと言うんだったら、何でほかの県と同じように努力をしてこないんですか。道路を造るために道路予算を活用する、確かにハード交付金のほうが補助率はいいかもしれません。でもほかの県は、省庁としっかりとコミュニケーションを取って予算を獲得してきて、それに県もしっかり負担分を出してそれを進めてきています。その上に一括交付金の活用があれば、沖縄はこのような状況に今なっていないんじゃないかと。この８年間、特に玉城県政になって減っていますから、何をしてきたんだと強く感じます。先日、私の自宅近くに県総合運動公園ありますので、その遊具がリニューアルされたということで式典に参加させていただきました。これも議会の中で幾度となく提案、指摘し続けて、ようやく着手してできた公園ですから、非常に感無量の思いで遊具ができたのを見たんですけれども、そこで改めて感じたのは、どれだけの期間この遊具を使いたいという子どもたちが置き去りになってきたのか、どれだけの期間使用禁止状態で放置され続けてきたのかということを改めて同じように感じました。この遅れというものは、玉城県政で遅れた部分というのは、その先の県政で取り戻していかないといけない。では何でこの遅れを生じさせるような県政運営をやっているんだ。そのしわ寄せは全て県民に行くわけであります。なのでここの部分も改めて、もう今任期最後の年になるんですけれども、しっかり考え直して基盤整備をちゃんとやっていく、そのための事業費を獲得して、頑張って獲得をしてきて、事業を起こして県民に資する事業を一つ一つ丁寧にやっていくということがいま一度求められるところだと考えております。知事どう思いますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　様々な取組は先ほども申し上げましたが、適正な予算の配分というものがありまして、その場合にはまず優先事項がどこから予算を投資していくかということも重要になってまいります。ですからそれがより県民の、いわゆる環境的に言うとより安全・安心な分野から予算を投下する、事業を進めていくということの優先順位もあろうかと思います。さはさりながら、やはり要望が上がっているものは、この辺しっかりと予算措置をしてまた行っていくということで、取りこぼすことがないようにしっかりとそれもまたカバーをしていく、そういうような事業が一般的な予算事業であり、また緊急に必要な場合には、また臨財債、財調も使って様々な取組をまた行っていくということも通常の予算計上では考え得るということだと私は考えております。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　県内あちこちで発生している災害への対応一つ取っても、とても適正な予算配分が行われて、適正に事業が進んでいるとは思えない。いま一度、玉城知事になって600億円も減ったんだという

ことをぜひ御理解いただいて、補正も含めていろいろ対応の仕方あると思いますから、しっかりとやっていただきたいと思います。でもいろいろ議論して今日感じたのはもう期待するのが間違っているのかなとも思いました。議論をしても全てはハード交付金が悪い、国の内閣府の予算が減っていることが悪いということで、それ以外の理由を述べようともしないという姿勢こそがまずおかしいのだろうと感じますので、ぜひそれも含めて県当局の皆様方も、しっかりとこの県民の生活の土台をつくるのが普通建設事業費になりますから、しっかり予算を獲得してくる、事業を起こして予算をつけて前へ進めていくということを、不満が少しでも減っていくような事業展開をお願いしたいと思います。

次に行きます。

２番、部活動の県外派遣費について。

以前より質問でも取り上げてきました。県代表として県外に赴く児童生徒の支援については、第一義的に県が積極支援するべきと言い続けたところの部分で、(1)、これまでの県における部活動等の県外派遣支援に関する取組の詳細と実績をお聞かせください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

島嶼県である本県において、大会参加にかかる費用は保護者の経済的負担となっており、県教育委員会ではこれまで、離島から本島での県大会、九州大会及び全国大会に参加する中高校生に対して、中体連・高体連等を通して派遣費を補助してまいりました。直近２年で見ますと、令和６年度の当初予算額は約3800万円、令和７年度は約4000万円となっております。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では令和７年度から、スポーツ少年団が主催する沖縄本島の大会への離島チームの派遣に対し、渡航費の一部を支援しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　県外派遣のところだったんですけれども、まあいいとして。

(2)番、今議会に基金条例の議案が提案されておりますが、基金立ち上げに至った理由と経緯及び基金事業の基本的な運営方針をお聞かせください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

部活動等の大会参加に要する航空運賃等については、これまでも県として補助してきたところでありますが、依然として保護者の経済的負担が大きいことから、さらなる負担軽減を図るため、令和８年４月から安定的かつ継続的な支援に向けて、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置することといたしました。基金事業におきましては、部活動や地域クラブ活動等で大会に参加する際の航空運賃に加え、新たに宿泊費を対象とするなど補助額を拡充することとしており、基金には３年分の事業費を積み立て、令和８年度は約１億4000万円の支出を見込んでおります。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　県外派遣支援についてはクラウドファンディング等の事業も行ってきたと思うのですが、この場で改めて、基金を立ち上げるに至った、クラウドファンディングじゃない基金を立ち上げるに至った経緯と理由、教えてください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　先ほど申し上げましたが、派遣に係る経済的負担の軽減ということで、これまでの取組に加えて、クラウドファンディング等の取組を重ねてきたところであります。やはり依然としてこの経済的負担が大きいということから、今後も安定的かつ継続的に支援することができるよう、今般基金を設置することに至ったものであります。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　この基金条例議案の提出については、私も非常に喜ばしいことだと思っています。９月の一般質問でも申し上げました、また委員会でもずっと提案し続けてきた話で、今年度中に基金立ち上げが見られない場合には議員提案でやるよという話も９月議会では発言をしております。昨年末ぐらいから他府県の基金条例――議員提案の基金条例にはどういうものがあるのかなと資料集めをしていたところなので、今回教育委員会から出てきたことを感謝しております。

そこで改めて要望というか、追加の要望になるのですけれども、ぜひこの基金の財源について、行政からの繰入れだけではなくて民間からの寄附も募れるような受皿として機能させていただきたいなと考えております。そこでまずは一般論として、地方公共団体の基金について寄附を受ける際の基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　法人からの寄附金を基金に受け入れることは可能であると考えております。安定的かつ継続的な支援に向けて、寄附金の活用は効果的な手

段と考えておりまして、今後募集方法等について検討していきたいと思います。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　県外派遣費の支援を充実、強化していくためには、やはり民間から寄附も受け入れていくこと、また持続的にそれをやっていくためにはやはりしっかりと募っていくことが重要になると思っています。ただ寄附について、これできればなんですけれども、基金に寄附することでいろいろ税額控除等があるという、損金算入ができるという部分は分かっているんですが、何らかしらの民間からの寄附をいただいた際に、インセンティブを付与するということは技術的に可能なのかどうか。これも少しお聞かせください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　税制上の優遇措置に加えて、県ホームページ等での企業名公表等がこの企業のインセンティブにつながると考えております。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　あともう一つ、この基金の活用に当たっては、今も教育委員会と文化観光スポーツ部、両方から答弁あったように、間口を広くしてやっていただきたいなと。基金の運用ではなくて、活用についてもぜひ広く意見をしっかり聴取をして、今子どもたちがいろいろと取り組む競技とか、そういったものも多様化してきていますから、ぜひ全てのあらゆる大会、県外大会にこの基金を活用してというとこまでは求めないですが、これは子どもたちのやる気と可能性をしっかりこの基金が後押しできると。それを民間の方々が好意で寄附をしたときに、しっかりとインセンティブ、企業名の公表も大きなメリットであると思うんですけども、もう少しプラスの要素を何かできないかというところをぜひ工夫をしていただいて、寄附する方も、寄附をいただいた部分から派遣費をもらう子どもたちも、みんな喜んでやれるというふうな制度にしていただきたいというふうに、これは要望いたします。

次３番、公文書の英訳証明の発行について。

ちょっと専門的な話になるんですけれども、日本人が留学や海外企業への就職等を行う際に、必要書類として戸籍に関する書類や卒業証明書、成績証明書を翻訳して提出することが求められるそうです。それら公的な文書の外国語翻訳書類は私文書――公文書でも翻訳したら私文書になってしまうということがあって、再度公証を受けないと公文書として海外で使えないということが留学とか就職の際にハードルになっているという話を聞きました。他府県では行政が発行する公文書を翻訳するものについて英訳証明書として認証するサービス等を行っているところもあるようですが、県の今の現状と今後の展望を伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　御質問のうち戸籍関係の部分についてお答えいたします。

戸籍に関する事務は法定受託事務として市町村長が事務処理を行うこととなっており、市町村長が請求に応じて、一般の行政証明として戸籍抄本の英訳であることを証明することの証明文を交付することは差し支えないものとされております。また県外の一部の市区町村において戸籍等の証明書類の英訳証明書を発行している事例があるものと承知しております。あくまで県外の事例でございます。県におきましては、各市町村において国の見解も踏まえて検討がなされるものと考えております。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　県立学校における卒業証明書等の翻訳についてお答えいたします。

県立学校においては、英語版の卒業証明書や成績証明書等を求められた場合、英語科教員等が翻訳をし、学校長の責任の下発行しております。また、英語以外の言語について翻訳できる職員が学校にいない場合は、外部に翻訳を依頼することもあると聞いております。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　先ほど企画部長から答弁ありましたように、基本的に戸籍抄本、謄本とかは市町村の担当というのは十分理解はしているんですけども、ただ市町村によってやっているところが出てきた場合、やっていないところとの格差というか差が生じてしまうと。実際今現時点でもう公立では英訳についてやっているんですけれども、私立の文書はそもそも私文書になるということもあって、なかなかこれが公証人役場に行って認証しないといけない。その認証も１書類当たり何万円もかかり、期間もかかるということで、お金も時間もかかってしまうというところが一つ課題なのかなと感じています。例えば、学校長がしっかりと印鑑を押して出した文書については教育委員会として認めるということができるのかどうか。また、そういったことをやる市町村が出てきた場合、県として県民に広くサービスが行き渡るようにしっかりと調整を行うということができるのかどうかというところも含めて、改めて県当局と教育委員会の見解をそれぞれお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　全国の中でも、我々が確認できた範囲で言いますと、東京都の練馬区であるとか、岐阜県岐阜市であるとか、福岡県の大野城市、そういったところがそういう発行をしているという確認をしております、ただ英語のみという形で確認しております。県におきまして市町村から相談があった場合には、他県の事例も含め、国の見解も含め、そういったものについて御相談に乗っていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　県立学校につきましては、先ほど申し上げました英語科等教員等が翻訳した文書につきましても、学校長が認めればこれは公文書として認めると認識しております。

○中川京貴　議長　小渡良太郎議員。

○小渡良太郎　議員　沖縄県は県の事業でもありますとおり、国際的な人材を育成するというのを掲げております。国際的な人材を育成するに当たって、そのスタートラインに立つために必要な書類等の作成の後押しを県が率先して、県教委が率先してやっていくということも、そういった人材育成する上でまず重要なことなのかなと考えますから、今回こうやって取り上げさせていただきました。ぜひこれは沖縄ではまだないものだという話もありましたので、今後ぜひ前向きにしっかりと進めていっていただきたいと強く感じる――特に、英語はいいとして、中国とか台湾とか韓国とかに留学行く子どもたち……

○中川京貴　議長　そろそろまとめてください。

○小渡良太郎　議員　なかなか翻訳代もかかるという話も聞きましたので、ぜひ後押しのために、最後、知事の見解をお聞きして質問を閉じたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄の将来の人材となる有望な子どもたち、あるいはまた海外で自身の見聞を広めたいという子どもたちのために、県行政としてどのようなサポートができるのか、議員御提案の英訳証明あるいは多言語証明等々の政策について、どのようなサポートができるかしっかり検討していきたいと思います。

○小渡良太郎　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　休憩をお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○新垣淑豊　議員　昨日２月24日は、ロシアによるウクライナ侵攻から丸４年となる日でした。本日で日数にして1462日。沖縄戦がおよそ84日間であったことを思えば、その17倍を超える期間、今なお戦闘が続いている現実。多くの民間人が兵によってじゅうりんされている。非常に心苦しい思いがございます。その国の未来を担う子どもたちにも大きな影響が出ています。報道によれば、多くの子どもたちが心理的な苦痛を抱え、２万人を超える子どもが国外に移送されたとの指摘もあります。名前や言語、家族とのつながりを失うことは単なる人道問題にとどまらず、国家や社会の将来に深い影響を及ぼします。また、現代の脅威は、軍事力だけではかれるものではなく、軍事的能力に加え、侵攻の意図が重なったときに現実化いたします。さらに戦いの形は物理的なものに限られず、情報空間にも広がっております。ＳＮＳでの大量拡散や、この沖縄含め地域の帰属をめぐった不確かな言説も散見し、情報が社会認識を左右する事例も確認されています。沖縄は地理的にも、歴史的にも、安全保障環境の影響を受けやすい位置にあります。だからこそ冷静な事実確認に基づく情報発信と、県民一人一人の情報リテラシーの向上が不可欠です。ウクライナの例を見ると、独自の抑止力が十分でなく、集団安全保障の枠組みにもなかった国家が侵略を受けたわけです。「汝平和を欲さば、戦への備えをせよ」、これは有名な警句であります。私たちは二度と沖縄を戦場にしてはなりません。そのためには理念だけでなく、現実に即した備えと政策の積み重ねが必要です。県として国に対し、必要な安全対策と情報対策の強化を求めることは将来世代への責任であります。知事にはぜひとも要望を上げていただきたいと思います。

以上申し上げ、冒頭の発言といたします。

１、沖縄県の出生動向と将来見通しについて。

沖縄県の出生率、10年前から大きく下がっております。そこでお伺いいたします。

県は今後10年間における出生数、合計特殊出生率の見通しをどのように分析していますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　本県の出生数及び合計特殊出生率はこれまで減少傾向で推移しており、令和６年の出生数は約１万2000人、合計特殊出生率は1.54となっております。これらの要因につきましては、若年層の人口の減少、未婚化・晩婚化などが影響しているとされており、今後もこの傾向は続くものというふうに考えております。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　低位推計だともう9000人弱というふうにも言われております。本当に今後人口減少というのが非常に大きな課題となると思いますが、県は若年妊産婦の割合について現状の統計値を把握していますでしょうか。沖縄県、非常に若年妊産婦の割合も多いと言われておりますので。また加えて、若年妊産婦が経済的に困窮するリスクとの関連をどのように分析しているのか、県の認識を伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　お答えいたします。

まず若年妊産婦の割合ですが、令和６年の人口動態統計によりますと、本県の10代の出産割合は1.5％で、全国の0.6％に比べて高くなっているという状況でございます。また、若年妊産婦は学業の継続が困難であること、それから日常生活を送る上で必要な基礎的知識や就労に関する経験が乏しいなど、生活困窮に陥るおそれが高いと認識しております。そのことから、悩みや不安を抱え孤立することがないよう、妊娠中から専門的かつ継続的な支援が必要であると考えております。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　続いて行きます。

県は若年妊産婦から出生後の子どもに至るまでの貧困の連鎖リスクについて、統計的評価を行っているか。また、周産期支援と貧困対策の統合的な検討をどのように位置づけているのか伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　先ほども答弁させていただきましたが、県としましても若年妊産婦の方々が経済的に困窮するケースがあるということは認識しております。ですので、統計的評価、いわゆるデータに基づく裏づけにつきましては、５年に１回実施しておりますひとり親調査ですね、それから毎年実施しているこども調査、または民間の調査などを活用して若年妊産婦と貧困の関連性についてこれから研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　沖縄県における現在の周産期医療体制において、ローリスク分娩――通常の分娩の受皿ですね。院内助産体制、離島の妊婦や家族の事前滞在支援、そして産後ケア体制の整備状況について県の評価を伺います。また、若年妊産婦が比較的多い沖縄において、現状の周産期医療及び産後ケアなどの支援提供体制が十分と言えるのか、周産期医療施設及び人的資源の現状を伺います。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

まず産科の医療機関につきましては、第８次沖縄県医療計画で施設数を維持するという目標がありまして、毎年調査をしているところでございますが、経営悪化などの理由により、令和４年度31施設であった分娩取扱施設が、令和７年12月１日現在では24施設に減少しておりまして、施設数の維持に課題があると考えております。それから院内で助産をする体制につきましても、同計画において全ての周産期母子医療センターで院内助産することを目標としておりまして、令和４年度はゼロ施設だったんですけれども、令和７年度は２施設に増加をしているという状況でございます。それから離島の妊婦の通院の支援につきましては、沖縄県離島患者等通院費支援事業により市町村の取組を支援しているところでございます。なお、産科、婦人科の医師数については、令和６年12月31日現在で172名となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　産前産後ケア体制についてお答えいたします。

妊産婦への相談支援体制として、医療機関がリスクのある妊産婦を把握した場合は、県作成の子育て支援地域連絡票というものがございまして、それにより市町村に情報提供をして産前産後の切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。また県では、市町村の保健師を対象に、産後鬱に対応するため相談会、それから研修会を開催しております。

県としましては、全ての妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、引き続き、産前産後ケアの体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　すみません、産科、婦人科の医師の方が172名とありますけれども、この増減ってどうなっているんでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

産科、婦人科の医師数が172名というデータですけれども、２年に１度行われています三師調査――医師・歯科医師・薬剤師というふうな定期的な調査の結果172名となっているということです。

○新垣淑豊　議員　増減。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後２時41分休憩
午後２時43分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○糸数　公　保健医療介護部長　申し訳ありません。先ほどのは令和６年だったんですけれども、令和２年のデータにつきましては、産科、婦人科、合計で175名となっていますので、このデータで言うと３名ほど減少しているという状況でございます。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ありがとうございます。
先ほど、こども未来部長からもあったんですけど、住民に近い市町村が対応するというところで、そのつなぎはしているよということだと思うんですけれど、市町村の窓口に行くのも若い子にしてみたら、ちょっと敷居が高いと感じることもあるんですね。例えば出産時に立ち会っている助産師とか、その周囲にいる方が、妊娠の初期から時間をかけて関係性を構築する、そして出産後も相談に乗る。そういったことができたら関係性を深めてさらに市町村へつなぎやすい環境ができると思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後２時44分休憩
午後２時45分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
こども未来部長。
○真鳥裕茂　こども未来部長　失礼いたしました。
医療機関がリスクのある妊産婦を把握した場合に、市町村に情報を提供して、こども家庭センターにおいて保健師が家庭訪問を実施するなど、医療機関や福祉部署、他の医療機関との連携を行って切れ目のない支援を現在行っているというところでございます。また、県が設置している若年妊産婦の居場所では、妊娠中から出産、育児に関する相談支援、それから就学や就業を含め自立に向けた支援を行っているというようなところでございます。今後とも関係部局と連携して進めてまいりたいと思います。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　先ほどの答弁で地域の産院が閉まっているというお話がありました。理由は様々あると思いますけど、これ地域はどの辺りの地域が減っているのかというのは分かりますか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後２時46分休憩
午後２時46分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
保健医療介護部長。
○糸数　公　保健医療介護部長　失礼いたしました。
これにつきましては、件数で言いますと南部の医療圏で６件、それから中部でも４件、北部でも２件というふうに、偏在というよりは全体的に減少が進んでいるというような状況となっています。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ありがとうございます。
人口比とかも考えると非常に中部とか多いのかなということを感じるんですけれども、ローリスクを受け入れる施設が減ると――今異常分娩とかハイリスクのところに寄ってくるわけですよね。そうなると、そのハイリスクの方への負担というのが非常に大きくなるのではないかと思っております。なので、県外は公立や私立、また大学の病院などに助産師の主導型バースセンターを設置して、助産師が中心となってローリスク分娩を担って、異常時は医師が即応するというような二重構造を確立しているところがあります。沖縄県としては離島の環境などもあり、先ほど述べた若年妊婦の件もあることから、医療資源の効率化や医療安全の向上、また若年妊産婦支援の拡充、離島の出産支援体制の強化、あと貧困連鎖の予防に資する総合政策として、ローリスク分娩、院内助産、離島妊婦や家族の事前滞在、そして産後ケアの機能を一体で担う周産期医療拠点を整備することが必要ではないかと思っておりますが、この可能性について県として正式に検討するべきではないでしょうか、見解を伺います。
○中川京貴　議長　保健医療介護部長。
○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。
冒頭に出生数が減少しているというお話がありましたけれども、それよりも上回るペースといいますか産婦人科の分娩取扱施設の減少のほうがかなり速いスピードで進んでいまして、結果的に診療所で１施設当たりで診るお産の数がどんどん増えているということに非常に危惧を抱いている専門家の意見が医療計画のほうでもございました。ということで、県では分娩取扱施設の集約化において、第８次沖縄県医療計画において、各圏域において正常分娩に対応できる施設の維持に努めるとともに、環境変化を踏まえて院内助産師を活用するなど、正常分娩の周産期母子医療センター、いわゆる病院ですね、周産期母子医療センターに集約することを検討することとしております。集約化に当たっては、本県の出生数が減少している現状を踏まえ、今後の需要を慎重に見極めた上で、引き続

き、関係者との意見交換を行うなど集約化の在り方について検討していくこととしておりまして、分娩の体制については、今議員が御指摘のような形での方向性で意見交換を続けていきたいと考えております。なお、そこに相談機能――産後ケアなどについて、そこに持たせる必要があるかどうかにつきましては、どのような機能が必要かこの集約化の在り方を検討する中で、関係者の方々と議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　知事、先ほど施設が大分減っていますよということで、第８次の医療計画の中でも本当は保ちたい、だけどこれだけ大きく減っているということは、これについてしっかりと今の時点で議論を始めないといけないと思うんですけれども、この点ぜひ知事にもお考えを聞かせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　やはり通常の分娩が可能であり、またそれぞれの地域においても、十分それが支援につながる医療センターとの連携は非常に重要だというように考えております。第８次沖縄県医療計画においても、各圏域において対応できる取扱施設の維持に努めるということと、それからさらに議員御案内のいわゆるバースセンターのように拠点化整備を検討すべきではないかという御意見も様々あると伺っております。引き続き、安心してお産につなげることができる、そういう取組についての検討を進めてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　子どもを安心して産み育てられる環境というのが、やはり今後の沖縄にとっても非常に大事だと思いますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

続いて２番の沖縄県立中部病院再整備についてです。

県が示している沖縄県立中部病院の現地建て替え案について、建て替え後の医療機能は現状維持なのか、それとも高度化を前提としているのか伺います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　中部病院の医療機能は、放射線治療棟のリニューアル、それから手術用ロボットの導入、令和８年度はハイブリッド手術室の設置等、強化を図っております。建て替え後はヘリポートの設置を含め、現在、災害拠点病院でありますけれども、ヘリポートを持っていませんので、新しい建物の屋上にヘリポートを設置しまして、さらに強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　現地建て替えに伴う医療安全リスクについて、現地建て替えは診療を継続しながら長期工事を行うことになります。工事期間は何年を想定し、騒音、駐車場制限、動線制約、診療制限について影響評価は行っているか。また、その際に救急受入れ体制に制約が生じる可能性は本当にないのか伺います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　中部病院の建て替えは、工事を２期に分けて行います。１期で整備する建物は基本計画の着手から約６年、２期の建物は２期の設計から約４年半、全体で10年半での完成を見込んでおります。また、将来構想の策定後、現地工事に伴う騒音、駐車場や診療の制限等の懸念事項について調査を行いました。工事施工の工夫等により、おおむね対応可能との結果を得ております。救急受入れについては、工事に伴って救急の出入口や救急車両の進入路を塞ぐことがないため、制約は生じないと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　医師の確保と施設整備の整合性についてです。

医師確保は、沖縄県医療界の最大の課題であります。設備の制約や教育環境の不足が生じれば、若手医師の定着率が低下します。専門医育成機能の低下、診療科縮小の連鎖につながる可能性もあります。現在でも休診の診療科がありますが、県は医師確保戦略と施設整備を一体で設計しているのか。施設整備が人材流出につながった場合、どのように責任を負うのか伺います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　医師の教育においては、施設環境整備は重要な要件の一つとは考えておりますけれども、一番はロールモデルとなる指導医の充実が重要と考えております。中部病院は1967年に研修事業を開始以来、屋根瓦方式の教育を取り入れ、現在までに1300人を超える医師を育ててきました。そして、これまでも、これからも、彼らは離島・僻地の医療を支える重要な戦力と考えております。県立病院の整備や人材確保等の業務執行については、管理者であ

る病院事業局長がしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　現在でも県立病院は休診の診療科とかがあると聞いておりますけれども、本当に私今回議事録に残すためにやっています。

改めて聞きますけれども、もう一度聞きます。

誰がどのような責任を負うことになりますか。どうやってこれ責任を取るんですかというところです。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　公営企業法の第８条では、病院事業に関しての地位とか、あるいは権限に関しては局長に課せられておりますし、今回施設整備に関しても人材確保に関しても局長がしっかりと責任を持って執り行うことと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　先ほど、10年と半年というお話がありました。ちゃんとこの辺りの引継ぎというものをしっかりとやっていかなければならないと思っておりますし、その件も含めて局長にはちゃんと責任を担っていただきたいと思っております。

あと現地建て替え以外に移転建て替え案を正式に比較検討したのか。その際に用地取得の可能性や建設期間の短縮効果、医療機能の最大化、将来拡張性、地域経済影響などを含め調べた客観的比較資料は存在するのか。存在するなら――提出してもらいたいと言ったら出していただいたのでいいんですけれども、この辺についてもう一度ほかの――移転建て替え案について少しお話を聞かせていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　令和６年９月に策定した将来構想の検討委員会において、他の市町村有地も検討すべきとの意見がありましたので、移転の検討も行っております。検討委員会では市町村から提示のあった候補地について、工期、費用、上下水道等の整備状況、交通アクセス、所在・周辺市町村の人口等について比較検討を行っております。検討の結果、南病棟への早期対応のため、建て替え場所は現地がよいとする意見が大勢であったことから、その方針を示した将来構想を策定した次第であります。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　中部病院というのは本当に県内医療の中核ですよね。それで、先ほどから最新の医療をしっかりとした機能拡張ができるかということについてですけれども、これがないと医師の先生方が選ばないケースに陥るのではないかと思っております。なので、将来の拡張性も含めてしっかりと検討していただきたいと思っておりますし、先ほど１番の質問で出しました周産期医療センター、これもぜひ高度医療の施設とセットでなければ意味がないと思っていますので、この辺の設置についてもぜひ検討いただきたいんですけどいかがですか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　今バースセンターは私が知っているのは、例えば聖路加国際病院とかそれから国立成育医療研究センター等ではもう既に始まっていて、実は私が院長のときに――実は中部病院はやろうと思えばできるんですよ。それでほとんどハイリスクを扱っているんですけれども、助産師はかなりたくさんいますし、それで始めてみたらどうかという提案はしたんですけど、やっぱり医者の数等々で実現はしませんでした。ただ、助産師外来は行っていると思います。そういうことでは、中部病院も総合周産期センターですし、南部医療センター・こども医療センターもそうですので、今議員から提案のあったことはこれはやっていかないといけないと、私も同じような意見であります。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ぜひともそれも実現をしていただきたいと思っております。よろしく願います。

続きまして５番、宿泊税の進捗状況について伺います。

宿泊税について沖縄県と国との協議について、協議が成立したという報道もされておりましたけれども、今後のスケジュール含め進捗内容を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　宿泊税については、今月13日付で地方税法に基づく総務大臣の同意を得たところであります。今後、令和９年２月１日の施行に向けて県税システムの改修を行うとともに、多言語表記によるポスター、チラシ、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、旅行者、県民に対する広報を展開し、制度の導入に向け丁寧に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　今ちょっと(2)番のほうのお答えもいただいたんですけれども、周知の方法等々につい

てはいいんですが、特別徴収義務者、いわゆるホテル、宿泊事業者の方々の計算システムの対応状況、そして今後の支援計画などはどのようになる予定でしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、宿泊税導入に伴い発生する宿泊事業者の税徴収事務の負担軽減を図るため、システム改修への支援を行うこととしており、令和８年３月から説明会の開催、補助金申請の受付を開始いたします。また、令和９年２月の制度施行に向けて関係市町村と連携し、北部・中部・南部圏域のほか離島での説明会開催、各種手続をサポートする相談窓口設置、特別徴収事務の手引やＱ＆Ａの作成・提示など、宿泊事業者に対する丁寧な支援を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　こちらの支援についてですけれども、離島の方々についてもしっかりと行われるのか確認させてください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

説明会では離島につきましても、宿泊施設がある全ての離島を訪問して説明・意見交換会を設けることを基本的には考えているところでございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　安心いたしました。

では、このシステムの対応についての財源というのはどういった形で考えていらっしゃいますか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　事業者に対するシステム支援につきましては、観光振興基金を活用して支援することとしております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ありがとうございます。

観光振興基金は我々議会のほうから提案をさせていただいて、新型コロナの感染拡大期に創設されました。40億円を４つの該当する条件の下で活用することができると認識しておりますが、その効果についてのまとめをそろそろやっていかないといけないと思っておりますが、この点についてはどういうスケジュールを見込んでいますか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　観光振興基金につきましては、宿泊税が令和９年度本格的に導入するということで、８年度まではこの振興基金の一部を使って事業を展開します。その事業結果も見てしっかり検証していきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　40億円という大きなお金ですので、これはしっかりやっていただきたいという要望がございました。また、以前のような感染症などを含めて我が県の基幹産業の大きな柱である観光に影響が出る事案もあると想定されます。そのときにも、コロナのときにも大きな予算を使いましたけれども、その総括についてどのようにまとめているのかを気にしている方もいらっしゃいます。今回の宿泊税の活用についても、よくも悪くもこれまでの事業の内容や効果を顧みた上で行わなければならないと思いますけれども、総括について――これまでのコロナの総括ですね、どのような形でされているのか、これは財政の面も含めてお伺いできればと思っております。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　コロナの期間の検証につきましては、観光事業者等から強く検証の要望が二、三年前からございます。それについては意見交換の中でもしっかり取り組むということで素案をつくってやり取りをしております。まだ最終的な整理はできていませんが、今最終の詰めを団体と意見交換している状況ですので、しっかりまとめた後はオープンにしていきたいと思っています。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　諸見里部長も異動されるということですので、しっかりと後任に引き継いでいただいて、早めの総括をしていただきたいと思っております。

続きまして４、首里のまちづくりについてですね。県道29号線、龍潭線の完成に向けて地域での議論が二分されていると聞いておりますが、この内容について伺います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　昨年９月に地元通り会より、石張り舗装の見直しに関する要請書が出されましたことから、龍潭線における今後の歩道整備方法について、今年の１月に龍潭線沿線の自治会ですとか通り会等の地域住民と意見交換を行ったところであります。当該意見交換におきまして、石張り舗装による整

備の継続と、あと石張り舗装からほかの工法への変更という意見が出ております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　私も事務所を構えていますので、よく地域の方から耳にします。賛否あります。見た目がよく首里という象徴的な場所でメインの通りであるのでこのほうがいいという意見もありますし、誰でも通行しやすいかと言われたらそうでもないと。石の割れ、欠けや段差などがあることでつまずいたり、ベビーカーや車椅子の方にも影響があると。そして事故などが心配であると言われておりますし、また修繕にも通常より多額の経費がかかるだろうと言われています。そして時間もかかります。中城御殿の前はコーラル舗装することになっているようですけれども、実は私は全体的にそのほうが時間も費用も後の補修なども含めて考えると、県の支出も抑えられるのではないかと思っていますが、なぜ石張りとなっているのか、変更することはできなかったのか。他の地域では、修繕などで欠けたところを結局黒のアスファルトで埋めたりするケースもあるんですね。今後もしっかりと予算を確保して保全ができるのか。舗装のために事故などが生じた場合の責任をしっかりと県が取ってくれるのか。この辺について明確に答弁いただきたいと思います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　龍潭線の歩道の舗装につきましては、那覇市の都市景観条例に基づく都市景観形成基準において歩道は石畳敷と規定されております。ほかの工法による整備を行うためには基準の改定を那覇市の都市景観審議会に諮る必要がございます。石張りで破損等が見られるということなんですけれども、石張り舗装の破損に伴う補修等については適宜対応しているところでございます。龍潭線に関しては、特にそういうところが――ほかのところでは見られるんですけど、龍潭線に関しては今のところ見られていないというところなんですけれども、破損は車両が乗り入れする箇所に多く見られておりまして、補修に当たりましては下に練りモルタルを敷いて剝がれないようにするとか等の対策を実施しております。今後とも、地域とは意見交換しながら進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　計画を立てるときに、多分すごくいい想定をしたはずなんですよ。だけどあそこの通りって30年ぐらいかかっているんですよね。その間に実際に運用してみたら駄目だったということも多々あるはずなんです。そういったときには何かしら直す、改善をするという仕組みをつくらないといけないと思っていますので、この辺はぜひ今後――あれだけのグレードのものを造るというのはなかなかないと思いますけれども、別のところでも様々な計画をつくるときにはしっかりとバッファーを持たせたような計画をしたほうがいいんじゃないかと個人的には思っております。

そして、ちゃんと舗装のための事故とか保全についてはしっかりと予算取りしてくれるんですよね。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　石張りですとかタイル張りとかそういうのは結構舗装が剝がれたりというのもございますので、しっかりと予算を確保して、破損が見られたときには対応していきたいと考えます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

(2)番に進みます。

第32軍司令部壕の整備に関して地元で数回の説明会があったが、その内容と住民からどのような意見があったか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　御説明いたします。

第32軍司令部壕の保存・公開の取組については、今年度、展示施設基本計画の策定作業を進める中で、昨年12月末から本年１月にかけて４回の住民説明会を実施し、これまでの取組経緯や展示施設の概要について、地域住民の皆様に説明したところでございます。説明会では、ごうの保存・公開の重要性、あるいは整備場所の見直しや施設規模、公開坑道の整備、首里城公園周辺の既存の交通渋滞や路上駐車、徒歩での周遊促進など、様々な御意見を頂戴したところでございます。

県としましては、今後も首里杜まちづくり推進協議会や第32軍司令部壕ワークショップなどにおいて、地域住民の皆様と丁寧に意見交換を重ねながら、保存・公開の在り方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　私、金城町の隣のほうの自治会長もやっていまして、いろんな意見聞くんです。なの

で、特にやっぱり交通の問題、子どもが歩いたりするところが危ないというような話もあります。この辺は、地域の方の意見を丁寧に聞いていただきたいと思っております。ぜひお願いいたします。

すみません、ちょっと３番飛ばしていましたね。３番行きます。

沖縄県の住宅政策についてというところで、沖縄県全体の過去４年における県内全体の孤独死の件数を年度別に示し、そのうち65歳以上は何件で全体に占める割合は何％でしょうか。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

県警察におきまして、お尋ねの孤独死という件数での統計項目の把握はございませんが、令和６年から県警察において取り扱いました御遺体のうち、自宅において死亡した独り暮らしの方の数については把握をするようにしているところでございます。この数字で申し上げますと、令和６年中は自宅において死亡した独り暮らしの方という数につきましては令和６年中は825体で、県警察の取り扱った御遺体の約37.0％、令和７年中は956体で、県警察の取り扱った御遺体の約43.8％となっております。また御質問ありました、このうち65歳以上の方の数というのは、令和６年中は610体で、県警察の取り扱った御遺体の約27.4％、令和７年中は639体で、県警察の取り扱った御遺体の約29.3％となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　例えば、発見が遅れて特殊清掃というのがあるんですけども、これを要した事案について、沖縄県全体で過去４年間に何件発生し、そのうち65歳以上は何件か、及び割合はどれぐらいかということについて御承知でしょうか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

特殊清掃とは、居住者の死亡確認までに相当期間が経過した部屋、それから事件・事故の現場、いわゆるごみ屋敷、それから通常の清掃方法では対応が困難な特殊な状況下で行われる清掃を指すと認識をしており、県内においても複数の事業者が実施していると聞いておりますけれども、御質問の実施件数等については把握をしてございません。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ありがとうございます。

孤独死――先ほどそういった定義がないという話を本部長されてましたけれども、この定義や把握方法について、例えば県警察の統計とか消防データとか福祉部局の把握など、県としてどういった基準があるのか、統一定義があるのかないのかというのを教えていただけますか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

全国的に単身世帯が増加している等の中、社会に内在する孤独・孤立の問題への対応のため、国において令和３年に内閣官房孤独・孤立対策担当室というものが設置をされ、令和６年４月１日には孤独・孤立対策推進法が施行されているところでございますが、その中においても孤独死についての定義は定められておりません。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　今お話あったように、孤独とか孤立とかということをしっかり国としてやろうと言っているんだったら、その定義を示してくれよと言わないと駄目だと思うんですけどね。この辺どうでしょうか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　様々な意見があるところでございまして、孤独、それと孤立の違い等についても、孤立は客観的に見て独りでいるとか、先ほどの県警察本部長からあったような状態では把握することができますけれども、それが孤独だったかどうかというところは主観的なところになるということで、なかなかその定義が難しいという議論が国のほうでもなされたようでございますので、まだはっきりした定義がないという状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　分かりました。

県営住宅に行きますけれども、県営住宅における単身65歳以上世帯の最新の割合と世帯数をお伺いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　令和７年12月31日現在でございますが、県営住宅の全入居世帯数が１万5732世帯となっておりまして、そのうち65歳以上の単身高齢世帯が3305世帯で21％となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　過去４年間の県営住宅における孤独死――先ほど言った単身でお亡くなりになった方の

数全体と65歳以上について、また特殊清掃を要した事案についての状況を年度別内訳と発見までの平均日数を教えてください。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県営住宅内におきまして単身で亡くなられた事案というのが、令和４年４月から令和７年12月末までに43件となっておりまして、そのうち65歳以上の方は34件となっております。また特殊清掃を要した件数ですけれども、令和４年度が１件、令和５年度が１件、令和６年度２件、令和７年12月末現在３件の合計７件となっております。そのうち65歳以上の方は合計６件となっております。発見までの平均日数なんですけど、おおむね２週間となっておりまして、同じ団地に入居する方とか親族からの情報提供というものがほとんどであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　高齢世帯の方がお亡くなりになるケースというのがあって、その比率というのが結構高いということが分かりました。孤独死の多くは発見の遅れが問題と言われていまして、例えば、コンセントに差し込むＷｉ－Ｆｉ型のセンサーとか、分電盤の電力使用量を読み取る装置とかを活用して、居住者の日常的な直接的な行動とか電力使用のパターンの変化を分析する見守りシステムがあると聞いております。まずは県営住宅で実証実験として導入して、例えばその後、市町村などにも拡充していくということができるのではないかと思っております。このような高齢者見守りに関する設備の導入について、国交省の補助制度とか厚労省の補助制度、あとデジ田交付金などの活用というのが想定できるんですけど、この辺の活用というのはできるんでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　先ほども答弁しましたとおり県営住宅においても単身高齢世帯というのは増加しておりまして、入居者の不安ですとか御家族の見守りへの期待などから、必要性ですとか有用性はあるものと認識しております。実証実験につきましては、様々な機器ですとか方法、あと費用とかそういうのがございますので内容も確認した上で、実施についてはどの予算が活用できるのかというのも含めて、関係部局等と連携して意見交換をまずしていきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　部長、つけたからといってなくなるかというとそうでもないんですよね。だからその効果というのは見えづらいかもしれませんけれども、こういったものをしっかり対応すると、先ほどおっしゃっていたみたいに離れて暮らしている御家族、どうしても離島に住んでいる方とか、沖縄特有の問題としてもあるはずなので、これはぜひ県民の安心感という意味で取組をしていただきたいと思っていますけれども、知事いかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　御家族の普段の様子を見守るといういわゆる見守りのシステムは、昨今では室内にカメラを置いて携帯のアプリで子どもたちの様子、赤ちゃんの様子なども観察できるというようなそういうシステムもあるというように承知をしております。今後、先ほど部長からありましたとおり、県営の団地でモデル的に行う場合のケースについてどのような方法、他県の状況等々、様々な角度から検討してみたいと思います。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　カメラだとプライバシーの問題とかが出てくるので、ぜひ様々な方法ありますのでぜひ検討していただきたいなと思っております。

では、我が会派の代表質問に関連してということで、すみません、最初にワシントン行きたいと思います。

徳田将仁議員の１、ワシントン駐在問題の(1)について。

沖縄県の財政的援助団体等監査実施要領について、この基準はいつ定められたかということを教えてください。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えいたします。

地方自治法第199条第７項の規定に基づく財政的援助団体等の監査について、監査委員においては平成８年２月に実施要領を定め監査を実施しております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　監査の対象の基準とはどのようになっていますか。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えいたします。

地方自治法第199条第７項の規定により、監査委員は必要があると認めるとき、または長の要求があるときは財政的援助団体等の監査をすることができるとされております。その対象は、県が補助金等の財政的援助を与えているもの、資本金等の４分の１以上出資し

ている法人、公の施設の管理を行わせている者等の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助等に係るものとなっております。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ワシントンＤＣ株式会社はこの対象ではありませんか。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　資本金につきましては４分の１以上となっておりますので、100％出資であればそこのほうに対象になってきていたものと考えます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　監査がされない場合はどのようなペナルティー、罰則などがあるんでしょうか。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えします。

地方自治法第199条第７項の規定は、監査委員が財政的援助団体等の監査をすることができる旨を定めている規定でございまして、受ける側の財政的援助団体等に関する罰則等は定められておりません。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　ではこれまでにワシントンＤＣ株式会社は、この監査をされたことがありますか。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えします。

財政的援助団体等の監査につきましては、執行部からの報告に基づきその対象団体を選定しているところです。ワシントンＤＣオフィス社については財政的援助団体等として報告されていなかったことから、監査対象として監査委員としては把握しておらず、監査を実施しておりません。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　これが分かったのは、もう数年前から分かっているわけですよ。その後に監査の要請というのはありましたか。

○中川京貴　議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫　代表監査委員　先ほど申し上げたところですけれども、財政的援助団体等につきまして県が補助金を出しているところ、あるいは指定管理をしているところなどの団体がございます。これに関しましては、各執行部の部局から報告が上がってくることになっておりますので、それにより監査委員として把握をしておるところですが、これまでに報告を受けておりません。

以上です。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　先ほど下地康教議員の質疑の中の答弁で、溜公室長が何らかの法人格が必要と承知していたというお話をされておりましたが、この監査の申請についてなぜなされなかったのか、その理由を明確にお答えください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時22分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在あるいはワシントンＤＣ株式会社につきましては、その当初の検討段階において本庁サイドと駐在の間でコミュニケーションができなかったと申しますか、適切な対応ができていないため、本庁への報告もなされないまま会社が設立されたという経緯がございます。そのために監査等への対応というのも不十分になったというふうに考えております。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　すみません、公室長、私は当初の話をしているんではなくて、最近我々の中でも話題になっているんですよ。もう沖縄県民どころか全国の人たちが知っているホットな話題です、これ。それなのに、このワシントンＤＣ株式会社においての監査を要求しなかったということについて、これは私は問題だと思いますけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時25分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　令和６年来の後半から、このワシントン駐在については様々な御指摘をいただいたところです。まずは県として、どのような問題があったのかということをまずは把握をする必要があったということで、我々の調査をまずは優先させていただいたという中で、まだ監査のお願いはしていなかったということでございます。

○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。

○新垣淑豊　議員　すみません、代表監査委員、これ聞きますけど、そういった理由で監査を要求しないと

いうことは、これは仕組みとしてあり得るんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時26分休憩
午後３時26分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
代表監査委員。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えいたします。
先ほど申し上げました根拠条文は199条の７項に……。
休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時26分休憩
午後３時26分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　財政的援助団体等監査の根拠は199条第７項にありまして、監査委員が必要があると認めるとき等につきましては、財政的援助団体の監査をすることができるということになっております。実務上で申し上げますと、全体として大体160余りの対象団体があるのですけれども、その中から過去の監査の状況等を踏まえながら監査委員が選定をして行っているところでございます。
以上です。
○新垣淑豊　議員　ちょっと休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時27分休憩
午後３時27分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　財政的援助団体等の監査につきましては、監査委員が必要と認めるとき、または長の要求があるときに監査をすることができるということになっておりますので、その対象を把握するためにどういう対象団体があるかということを部局に照会をして、そこから上がってきたものの中から監査委員がその周期、何年ごととか、そういった期間も勘案しながら対象団体を選定して監査をしているということでございます。
以上です。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ちなみに今回監査委員のほうからこれについて監査をしますということを要求したことはないということですね。必要と思っていないということですね。
○中川京貴　議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　例年、財政的援助団体等監査につきましては、９月から11月の間で定期監査やあるいは決算審査の終わった時期に、その短い期間でやっております。その中でですので、数も限られてまいります。その選定に当たっては、部局から出てきた団体の中から選定しているということでございます。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　代表監査委員、これは先ほども言いましたけれども、全国の方々が注目している案件なんですよ。百条委員会を開いている。ということであれば、本来はこれは能動的に動くべきだと思うんですね。これをしっかりとやっていただかないと、監査委員の役割というものを私はうまく成し得ていないと思うんですよ。だからこれはしっかりとやっていただけませんでしょうか。
○中川京貴　議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　監査委員は独立した機関でございまして、４人の独任制の機関となっております。その監査をどのようにやるかにつきましては、監査委員のほうで判断してまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ぜひこれやっていただきたいと思っております。
続きまして、同じく徳田議員の１のワシントン駐在問題の(8)についてです。
ワシントン事務所事業に関して、国内外にわたって行われる役務の提供、例えば国内の事業者が特定国の市場調査を請け負い、国外で市場調査を行って、日本で調査分析をする、報告書を作成するなど国内外にわたり行われる役務の提供に該当し、国内対応と国外対応分の対価が契約において合理的に区分されている場合はその区分とされているところによる。しかし、その対価が合理的に区分されていない場合は、役務提供者の所在地で内外判定を行うことになっているとあります。公室長の、予定価格については免税事業者、課税事業者双方が想定されているので消費税を入れているとありました。この事業に対して不課税取引の積算が想定されておらず、県の作成した積算資料にも消費税が加算されていることになっています。事業構築の在り方や入札後の契約について、上記を踏まえた答弁がされていなかったと思っております。この点について、公室長及び代表監査委員より見解を伺いたいと思います。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後３時30分休憩
午後３時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在員活動支援事業に係る企画提案の上限額は、消費税が課される事業者と契約する可能性も考慮して消費税相当額を含めた額としており、これは妥当な事務処理であったと認識しているところでございます。
　以上です。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　監査は。
○中川京貴　議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　お答えいたします。
　ワシントン駐在員活動支援事業に係る消費税相当額の取扱いにつきましては、議会からの監査請求事項となっておらず監査を行っていないため、御質問の内容について監査委員として見解を述べることはできないので御理解いただきたいと思います。
　以上です。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ぜひこれについて、請求をしたいと思っております。
　そして、この本件契約の法的当事者は誰になりますでしょうか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後３時31分休憩
　　午後３時32分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　沖縄県とワシントンコア社ということになります。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ワシントンＤＣ株式会社と県は独立した法人格として扱われていますか。確認です。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後３時32分休憩
　　午後３時32分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　100％の出資の子会社となっていますが、法人格としては別ということで認識しております。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　この支援事業の支援対象は沖縄県のワシントン駐在ですか、それともワシントンＤＣ株式会社ですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在でございます。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　ワシントン駐在、例えば電話とかこういった支払いに関しての名義は誰ですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後３時33分休憩
　　午後３時34分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　電話につきましてはコア社のほうが支払っているというのは確認できているんですけれども、そこの名義というものまで今少し手元に資料がないというところでございます。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　そのほかのものについても、これはワシントンコア社が払っているので名義を知らないという認識でよろしいですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後３時34分休憩
　　午後３時35分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　例えば、家賃につきましてはワシントンＤＣオフィス社名義ということになっていますが、そのほかについては少し詳細はまだ把握できていないということです。
○中川京貴　議長　新垣淑豊議員。
○新垣淑豊　議員　今答弁ありましたよね。私先ほど聞いたのは、この支援事業の対象者は誰ですかって聞いたときにはワシントン駐在ですとお答えになったんです。しかしその支出先はワシントンＤＣ株式会社なんです。そこのそごというのがあるんですよ。だからこのワシントンＤＣ株式会社というのは基本的にアメリカの会社です。アメリカの会社ですね。これは御承知だと思う、皆さんが登録していますから。この取引というのは、アメリカの法人の支援をするための取引なんです。だからこれは先ほどおっしゃったみたいに、支援をするための取引ですから基本的には国外での取引になるんです。だからこれは不課税での取引というのがメインになってくるはずなんですよ。だから私はこの件聞いているんですよ。だから不課税での提案をしなければならなかった、そして不課税の提案をしなかったということは、国内の企業がもし取ったらという話をされていましたけど、国内の企業が取ったら最初の時期は８％、後になったら10％の粗利が変

わってくるんですよ。そうなると国内の企業、日本国内の企業なんか手挙げられない。向こうのほうがいい提案するに決まってるから。そういうことを考えた上で、しっかりとこの制度設計をしなければならなかった。そこは私は指摘をしておきたいと思います。

私からは以上です。すみません、財政の件ちょっとできませんでしたけどごめんなさい。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後４時０分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　議長、ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時１分休憩

午後４時４分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　会派沖縄自民党・無所属の会の西銘です。

質問に入る前に先般、事務方にお願いしていた資料の提出がまだ行われていないので、この資料の提出を求めて、資料の提出がないと質問に入れませんので、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時５分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県としましては地方自治法第100条第４項の規定を踏まえ、当該事実を一般に広く了知させることで個人情報を保護する利益、法人の営業上の利益、公務に支障を生じさせない利益等が損なわれると考えられるものを職務上の秘密に属するものとして黒塗りした上で、百条委員会に提出しております。御指摘の資料についても職務上の秘密に属するものと申し立てておりますので、地方自治法第100条の手続に沿って対応する必要があるものと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後５時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　確認させてください。

先ほど、職務上の秘密と認め黒塗りをするという話がありましたが、この判断をしたのはどなたなのかお答えください。

２点目、黒塗りをすることを判断した者は、黒塗りする前の原文を確認した上で判断したのかお答えください。

３点目、執行部に対しては黒塗りを外した資料を提出するよう以前から伝えていました。昨日も伝えていましたけれども、資料提出の可否について何の連絡もありませんでした。これは真摯な対応とは言えないと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

まず１点目、決裁者は知事公室長、私でございます。２点目、黒塗りをする前に、黒塗り予定箇所を枠で囲った上で内容を確認しているところでございます。３点目としましては、連絡経路を正確に確認しないまま議会事務局とのやり取りが進んだことで十分な対応ができなかったことをおわびいたします。申し訳ございませんでした。

○中川京貴　議長　啓史郎議員よろしいですね。

○西銘啓史郎　議員　はい。

○中川京貴　議長　この際申し上げます。

会派及び議員からの資料要求については、議会基本条例第18条第２項の規定により、知事等は誠実に対応するものとするとされております。知事と執行部の皆様におかれましては議会活動を尊重し、会派及び議員からの資料要求につきましては資料提出の可否の速やかな伝達も含め、真摯に誠実に対応することを求めるとともに、今後このようなことがないよう厳重に注意いたします。

質問を続行いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時49分休憩

午後５時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　すみません、本当は全部取下げて退出しようかと思ったんですがそういうわけにはいきませんので、通告に従って質問を行いたいと思います。

３、パラオ共和国との覚書についてから先に進めたいと思います。

(1)、ＭＯＵの概要（締結日・合意事項等）について伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

ＭＯＵの概要についてお答えいたします。

沖縄県とパラオ共和国は、令和４年８月26日に、双方の歴史的・文化的な絆を基礎とした友好関係を強化することを目的にＭＯＵを締結しております。基本原則として、１つ目に双方が有する技術・人材・資源等を積極的に活用し、島嶼地域の共通課題の解決に向けて協働すること、２つ目に協働分野は双方協議の上、別途定めることとし、合意に至った分野については個別ワーキングチームを設置して具体的な取組を開始することとしております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　(2)に行きます。

技術・人材・資源等の具体的な活用状況について伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

パラオ共和国とのＭＯＵによる取組について、今年度は、水産分野では漁業関係者を派遣し、現地の関係者と資源管理の在り方等について意見交換を実施しております。また、平和分野では、ＪＩＣＡと連携し、教員等の相互派遣による平和継承・平和学習に関するセミナー開催や、パラオにおける戦跡等の保存活用に関する技術協力を実施しました。さらに、県内高校生を派遣し、パラオの戦争の歴史等について現地高校生と意見交換を行いました。民間分野では、沖縄電力グループが浦添市と連携しパラオにおける再生可能エネルギーの導入に取り組んでおります。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　(4)に行きたいと思います。

パラオ共和国内の３島に存在する沖縄の塔について県としての現状の認識を伺います。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

太平洋の西部に位置するパラオ諸島には戦前から多くの日本人が移り住み、昭和12年の記録では日本人在留者約１万1000人のうち４割強が本県出身者ということでございましたが、太平洋戦争中、その多くが現地で日本軍の召集を受けたということでございます。そのような経緯をたどりまして、太平洋戦争におきましてパラオ本島、コロール島、ペリリュー島、アンガウル島など、パラオ諸島全域で戦没した同胞の霊を慰めるため、昭和52年に南洋群島帰還者会及び沖縄パラオ会の有志の皆様によってコロール島に沖縄の塔が建立されたほか、ペリリュー島とアンガウル島にも沖縄の塔が建立されたということを承知しております。このうちコロール島の沖縄の塔につきましては、令和５年１月に玉城知事が訪問し、献花を行っております。またペリリュー島の沖縄の塔につきましては、昨年10月に多くの関係者の御寄附で修復が行われたことを新聞報道等で確認しているところでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　実は沖縄パラオ友の会という会がありまして、そこの会長とも電話でお話をしました、まだお会いしていませんけれども、昨年12月に、10日から14日までペリリュー島を訪問して沖縄の塔を参拝してきたそうであります。コロール島とアンガウル島にも沖縄の塔ありますけれども、まだ完全に老朽化していないんですけども、これについて今後老朽化したときの対応が必要ではないかという相談も受けました。この件について当該部として何か考えがあれば教えてください。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

○北島智子　生活福祉部長　お答えいたします。

老朽化に伴う修復等についてでございますけれども、民間で建立されている海外慰霊碑の修復という点におきましては、国におきまして、海外の慰霊碑のうち、建立者等が不在となっているなど状態が不良となった慰霊碑につきましては、移設等を行うことを目的に、海外民間建立慰霊碑移設等事業というものの実施がございます。各慰霊碑の関係者からの御相談等がございましたら現在の状態などを確認した上で、海外民間建立慰霊碑移設等事業の活用につきましても情報提供を行うなど、お話を伺ってまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　ぜひいろんな意味で――パラオ、私も議員になって初めて会派で行ってきました。実は私の父はパラオ小学校の卒業で、祖父がパラオで鰹節工場をなりわいにして成功したということを聞いていまして、その関係もありましてパラオに私も足を運びました。申し上げたいことは、やはりこういったペリリュー島、コロール島、アンガウル島で戦死した方々の沖縄の塔をしっかり守ってくださっている

方々、そして今後やっぱりそういうときに何らかの力に私もなりたいと思っております。

続いて４番目に行きます。教育行政について。

(2)、公立学校情報機器整備事業の現状（導入市町村・台数等）と課題（予算等）について伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

沖縄県では、ＧＩＧＡスクール構想第１期において、国の補助金を活用し、令和２年度から４年度にかけて全市町村の児童生徒分約14万5000台の学習端末を整備いたしました。第２期では、令和６年度から７年度にかけて約８万台、令和８年度から10年度にかけて約８万3000台の端末を更新し、全市町村で約16万3000台の端末を整備する見込みとなっております。課題としましては、高校と同様に端末価格の高騰が懸念されており、現在、他県等の状況も参考にしながら端末調達が円滑に行えるよう市町村と連携し、取り組んでいるところであります。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　教育長、補助が１台５万6100円だとお聞きしています。今先ほどありましたように、端末、パソコンのＣＰＵでしたか、大分値上がりをしていると。いろんな形で、これ文科省の管轄だと思いますけれども、その辺の予算の補正も含めて、私もまたいろんな形で動きたいと思いますけれども、ぜひ学校の生徒たちのＧＩＧＡスクールに影響が出ないように、ウオッチをしていただければと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時57分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　では１番に戻って知事の政治姿勢について。

(1)、所信表明について。

ア、「県政運営に取り組む決意」については知事の任期最終年度に向けての決意表明であり大変重要と考えるが、重要性を増している課題に対する取組（12項目）の優先度はどのように考えているか伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県政への取組につきましては、誇りある豊かな沖縄の未来に向けて全て重要であると考えているところでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　企画部長、12項目ちょっと読み上げてもらっていいですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時58分休憩

午後５時59分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　まず交通に関連する施策。次に離島振興策。次に県立病院の経営再建をはじめとする医療提供体制の確保。次に新たに設置する沖縄県糖業・農業振興基金等々を活用した持続可能な農林水産業の実現。次に大規模災害に備えた強くしなやかな県土づくり。さらに道路標識、街路樹などの集中的な実施をすることによる安全・安心な道路環境の確保。それからＰＦＯＳ等の低減化対策、さらには環境保護・保全。東アジア地域における平和的な外交・対話を通じた緊張緩和、さらには地域外交、さらに基地問題、安保３文書等が活用された際の防衛力強化のための当該文書を前倒しで改定する――すみません、米軍基地問題の関係ですね。最後に首里城の復興を踏まえた記念事業の実施となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　この知事提案説明要旨、所信表明は企画部が管轄でつくったと聞いていますけれども。これ成案までの調整は誰とどのように行ったか教えてください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　知事提案要旨について11月頃から事務的に作業を始めて、年明け知事を含め四役等と調整を重ねてまいりました。知事を含む調整としては４回、副知事のほうは――第２章を副知事のほうに御覧になっていただきましたので、それぞれ両副知事に１回ずつ、さらに最後また資料差し入れという形で確認を取らせていただきました。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　その際、知事や副知事から修正や追加等があったか教えてください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　様々な指摘をいただきました。構成も含め、どういった事業を書き込むかも含め、様々な意見をいただいたところでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　実は、先ほど12項目読み上げてもらいました。恐らくこの辺は私は重要度を増しているということでは、１番目に来たのが公共交通ですよね。辺野古基地が10番目ですよ。11番目に自衛隊配備があって、12番目に首里城の正殿完成があるんですけども、申し上げたいことは、この知事のこの辺

野古基地に対するものがちょっと非常に気になっているんですね。それで実は私も毎年この所信表明を読み比べていますけれども、ちょっとすみませんけど令和８年の５ページ20行から６ページ２行、令和３年の６ページ２行から７行、読み上げてもらえますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　まず令和３年の該当箇所でございます。「一方で、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、辺野古移設に関わりなく、同飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還を政府に対し強く求めてまいります。私は、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、今後も、あきらめず、ぶれることなく、全身全霊をもって、県民の思いに応えてまいります。」となっております。

次に令和８年の該当箇所でございます。「特に、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであり、その実現を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持し、「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書と、「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」に込めた平和への願いを叶えられるよう、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。」となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　今読み上げてもらったように、令和３年、中２段目ですかね、「辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、今後も、あきらめず、ぶれることなく、全身全霊をもって」と書いています。今年のものについては建白書と建議書の話が出て、「平和への願いを叶えられるよう、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。」と。言葉からすると思いは変わりませんと多分知事おっしゃるんでしょうけども、受け止め方としては非常にトーンダウンしていると私は感じます。特に去年の所信表明に比べると、取り組む決意というのが今年は行数でいうと43行です。昨年は83行ありました。重要性についても今年83行、昨年が132行と行数が減ったからってことはないかもしれませんけども、読んでいて知事の思いが私には伝わりませんでした。そういう意味では与党の方々も辺野古に基地はこれから造らせないということで頑張ってくると思いますけれども、この辺も踏まえてイに行きたいと思います。

普天間飛行場の移設について、直近の民意は知事としてどのように把握しているか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

例えば、先月の名護市長選挙に合わせて実施された出口調査では、普天間飛行場の辺野古移設への賛否に係る質問に対する回答は、いずれの調査においても反対が過半数を占めております。県としては辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった３度の県知事選挙や、辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票で繰り返し示されており、辺野古新基地建設に反対する県民の民意は揺らいでいないと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　2025年７月の参議院議員選挙のときの知事のコメント、ちょっと知事、読み上げてもらっていいですか。覚えていますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　令和７年９月の定例会で、私は「本年７月の参議院議員選挙でも辺野古新基地建設に明確に反対をしている候補者が当選をしているという、この一連の県民の反対の民意は揺らいでいないということが明らかになっております」と発言をしております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　知事は勝ったときはそういうことを民意って言うんですよね。今回負けたとき、衆議院選挙で辺野古移設反対の候補が全員落選した事実はどのように受け止めますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時６分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　選挙はそれぞれの候補者の政策を有権者が判断をして投票したその結果によるものというように考えております。なお、今回のいわゆる私が支援をした候補者の方々はいずれも辺野古新基地建設断念、反対を掲げて立候補していた方々ですが、その結果としては残念と受け止めております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　ですから、民意をどのように捉えるかということだと思うんですけども。勝てば県民の揺るぎない意思の表れであったと答えたり、負けると、いやいろんな政策によってと言う、この民意っていう言葉をあまりにも使い分け過ぎるんじゃないかなと私は思います。もちろん私は民意は普遍だと思って

おります。常に一緒ではないですし。その中で、３回の知事選の話や県民投票の話をいまだに持ち出すってことは私はナンセンスだと思います。いろんな意味でもう県民が求めているものは生活であり物価高であり、そういったところをしっかりと知事として受け止めてほしいと私は強く求めたいと思います。

次に行きます。

ウ、全然話変わりますが、今回多くの基金設置が検討されていますけれども、基金本来の意義と活用、取崩し等についてどのような認識か伺います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　普通地方公共団体は地方自治法第241条第１項の規定に基づき、条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するための基金を設けることができることとされております。その活用につきましては、それぞれの基金の設置目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に、基金から一般会計に資金を繰り入れて各種事業を実施することとなります。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　では(ｱ)に行きたいと思いますが、沖縄県こども・若者施策推進基金、沖縄県地域連携高齢者支援基金の基金額、具体的な活用方法等について伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　まず初めに、こども・若者施策推進基金についてお答えいたします。

県では子どもの貧困対策の推進を目的に、平成28年に30億円の子どもの貧困対策推進基金を設置しまして、令和４年度に60億円規模に増額したところです。令和７年３月に策定したこども・若者計画に基づく施策を推進し、継続的かつ中長期的に取り組むため、安定した財源が必要であることから、基金の目的等を改正し、20億円を積み増し、57億円規模の基金となっております。具体的な活用としましては、本基金を活用しまして貧困対策のほか、こどもの権利擁護委員会の設置やフリースクール実態調査等に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

今議会に提案しています地域連携高齢者支援基金の積立額は約15億円であり、民間事業者や市町村、地域住民等の多様な主体が連携・協働し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための取組を集中的に推進することを目的としております。具体的には高齢者の生活支援ニーズに対する新たな取組をつくり出す基盤となる官民連携プラットフォームの運営、多様な主体が連携・協働した事業の立ち上げ支援、地域密着型介護サービスの整備促進を図る経営支援などに活用してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　では(ｲ)に行きたいと思います。

子どもの貧困等に関する事業数と予算額及び高齢者支援等に関する事業数と予算額について伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　こども未来部におきましては誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現に向けまして、令和８年度は北部圏域への拠点型子どもの居場所の設置、それからひとり親世帯、ヤングケアラーや若年妊産婦への支援など、子どもの貧困対策を含みます子ども・若者、子育て施策に関する経費として、合計104事業、約520億円の当初予算を計上しております。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

保健医療介護部におきましては、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりのため、令和８年度は介護保険事業の運営及び低所得者の保険料軽減に係る経費や、多様な主体による高齢者を支援するための取組の集中的な推進に要する経費など、合計45事業、計229億円の当初予算を計上しております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　部長、今の介護保険の額をちょっと数字で言ってもらっていいですか。介護保険事業ですね、ごめんなさい。229億円のうちの何億円なのか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時12分休憩

午後６時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

介護保険、介護給付費等の負担事業費が約176億円となりまして、約76.9％を占めております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　今事業数と予算だけで言うと子

ども貧困等で104事業520億円、高齢者支援が45事業ですが、介護があるので44事業として、229億円から176億円を引くと53億円ぐらいの事業ということですよね。申し上げたいことは、実は私県議選１期目から公約の中のキーワードとして安心、夢、希望という３つのキーワード、私はずっとこの３期まで使ってまいりました。どういうことかというと、安心して暮らせる沖縄、夢が実現できる沖縄、希望に満ちた沖縄ということで、安心して暮らせるというのは全世帯、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる、これは防衛も含めてですけども、そういうものを沖縄でつくっていきたい。それから夢が実現できる沖縄というのは子どもたちの夢、先ほど来子どもの貧困も含めてですけども、そういう沖縄をつくりたいということと、最後の希望に満ちた沖縄というのは、これはもう高齢者の方々が――先ほど新垣淑豊議員の中でもありましたけれども、孤独死の定義はないにしても、私はもう少し高齢者に対する支援事業も増やすべきではないかと。数で言うと104事業と44事業、予算で言うと520億円と53億円であります。申し上げたいのは、高齢者の方々も今独りで暮らしている方、私もその高齢者の独り住まいの一人ですけども、やはりいろんな寂しいことって多いんですよね。この中で独り住まいの人、何名いるかな、恐らく、議員の中でも65歳以上で独りでしたという人、後で手を挙げてくださいね。申し上げたいことは、両部長、私は子どもの貧困を決して否定はしません。ただしやはり根本的な事業、この事業だけではなくて親御さんのことだったり働けるような環境をつくるであったり、そこを改善しないと――子どもの貧困に対する事業が膨らみ過ぎるとは言いませんけども、それに比較すると高齢者の支援が大変厳しいと。私の周りでも御主人が亡くなられて独りでアパートを借りようとするともうなかなか入れない、契約ができないことであったり。もう買物難民であったり、それから交通難民であったり。すみません、正しい言葉じゃないかもしれませんが、交通弱者といいますか買物弱者といいますか、そういう方々が周りにもたくさんいらっしゃいます。ですからそういった方々が、残り自分の人生を終えるときに、幸せだったなと思えるようなことを私はぜひ県としても取り組んでほしいと思います。決して子どものこの貧困をないがしろにしてほしいということではなくて、高齢者の方にも――その一人ではありますけれども、私も議員辞めたら独居老人なりますけれども、どうかそういう人たちにも光を当てていただきたいと、このように思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時15分休憩

午後６時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　次のエに行きます。

北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）へ正式加盟とありますけれども、その概要と具体的な手続について伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）は、日本、韓国、中国、モンゴル、ロシア、北朝鮮の６か国87自治体などが参加する国際機関であり、北東アジア地域全体の共同発展を目指し、世界平和に寄与することを目的としております。なお、国内では富山県や島根県などが参加しております。県では令和６年９月のオブザーバー加入の後、ＮＥＡＲの各会議への参加を重ね、同地域自治体等とのネットワーク構築に取り組んでおります。引き続き会員自治体との相互理解を深め、友好関係の構築を図り、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な地域外交を展開するため、正式加入したいと考えております。加入手続については、加入書類を提出後、総会等において議決権を有する会員の議決により加入が認められるものと確認しております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　これは、加入費用は発生するんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　加入に関して費用が発生するということは聞いておりません。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　私は調べてみたところ年会費一般負担金で約30万円前後と書いていますけれど、これは確認されていませんか。

○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時17分休憩

午後６時17分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　事務局に確認したところ、ＮＥＡＲでは会費の徴収は行っていないとのことで

す。なお事務局の運営費用は韓国の慶尚北道と韓国浦項市が負担しているということでございます。また総会及び広域事務委員会の開催経費は議長自治体が負担することとなっているほか、分科委員会の運営費はコーディネーター自治体が負担することとなっているということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　私はここで申し上げたいのは、この活動自体もよく分からないということと、それから課題も幾つかあるようですけれども。この県政がもし代わったときに、これ脱会するとかそういうのもまた手続必要だと思うんです。要は加盟するのは自由でいいんですが、これを本来は議会に諮るべきかどうかは、もちろん執行部で決定してもいいんでしょうけれど、脱会するときの手続は何か、大丈夫ですか、教えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　退会につきましては、加入申請時と同様に知事の署名の上、退会の意思を記した書面を事務局に提出し、総会に報告するという手続になるということでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　では２番に行きたいと思います。

沖縄県ワシントン駐在問題について。

(1)、沖縄県ワシントンＤＣ株式会社は営利企業として申請されたが、その理由と営利活動の実態について伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在職員が米国で活動するに当たり、その受皿となる法人が必要だったことから、コロンビア特別区の法令に基づいて設立しております。設立に当たっては、現地における法律事務所と相談し、また、当該法律事務所が国務省や内国歳入庁に照会するなどして、検討を行いました。その上で、当時、非営利法人として設立した場合は活動に制約を受ける可能性があるとの説明を受け、日本でいう株式会社に相当する形態の法人を選択したものですが、同社として営利活動を行った事実はございません。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　(2)番に行きます。

現地採用のスタッフは、沖縄県ワシントンＤＣ株式会社の直接雇用か伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社は、現地スタッフと直接雇用契約を交わしておりました。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　いつから何名雇用したか、平成27年度からちょっと教えてもらえますか。

○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時21分休憩

午後６時22分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成29年から令和４年の途中までは１人でございます。令和４年の途中から２人になりまして、令和６年の途中まで２人体制だったんですけれども、その後１人となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　関連するので質問番号飛びますけれども、(4)の資金の流れ等についてなんですが、その中のウの(ｱ)、平成28年度、令和元年度、令和４年度の支払い先と内容というところで、現地採用人材派遣業務の業務内容と対価について伺います。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時23分休憩

午後６時24分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　現地スタッフの採用に係る業務について、平成28年度はタバタ・オックスフォード社、令和元年度はインテレッセ・インターナショナル社、令和４年度はルネッサンス・リソース社への再委託を承認し、採用に係る経費を支払っているところです。再委託経費――承認ベースでの委託の経費は、平成28年度が94万4000円、令和元年度が80万4420円、令和４年度が113万7996円となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　これ、普通に考えて直接雇用なのに派遣会社への支払いが発生するのはなぜでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時25分休憩

午後６時25分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　当該業務については、人材募集に係るものでございます。人材募集のウェブサイト上での募集広告、応募者の一次選定作業、履歴書整理等の業務が発注されているということでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　ちょっと確認ですが、人材募集ということは、通常日本で言うと派遣業者との契約の場合は派遣業者に費用を払ってというイメージなんですが、先ほど直接雇用とおっしゃいましたけれど、こういうものはアメリカでは普通に発生する費用なんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ジェトロの資料によりますと、米国において人材選定を専門としている会社に依頼をして採用しようとする場合、一般的には最終的に採用が決まった場合のみ何らかの形式で費用が発生するとのことでございます。それは一般的であろうと考えております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時26分休憩

午後６時27分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　そのときの金額は幾らかお答えください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時27分休憩

午後６時33分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　予算のほうを確認しましたら、平成27年、28年ともに予算の支出――予算はありません。

以上です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時33分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　提出した資料では、スタッフへの賃金等支払いとなっていて、コロンビア特区への税金等そういうのが含まれるということなんですけれども、その例示が適切ではなかったということでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　じゃあ令和４年の１名の直接雇用の費用は人件費幾らですか。令和４年――平成29年から令和４年まで採用が１名でしたよね。令和４年から２名と聞いていますけれど、平成29年１名のときの直接雇用の人件費は幾らですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません。個人の人件費については公で回答することは控えております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時34分休憩

午後６時35分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　報告書では給与と税を合わせた数字として表記しているところでございます。

○西銘啓史郎　議員　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時37分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　2024年１月から12月の給与と給与税を合わせた金額は、1364万9363円となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　出せないと言いながらこういう決算書には出るわけですから、数字としてしっかり答弁いただきたいと思います。

続いて(3)の株券については取下げをしたいと思います。

(4)に移ります。

資金の流れ等について以下伺います。

ア、平成27年度の米国調査事業の委託先と再委託先及びおのおのの事業費について伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時38分休憩

午後６時38分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年度米国政策調査事業は、委託先がワシントンコア社で、契約額は2570万4000円となっております。再委託は、マーキュリー社のみとなっており、再委託承認額は1285万2000円となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　イのほうも削除させてもらって、ちょっと確認です。

平成27年度、私はずっとワシントンの駐在活動の事業費だけだと思っていたら、今の米国調査事業と、それともう一つ沖縄県地域安全政策事業というのがありますが、この概要と委託先について伺います。

○溜　政仁　知事公室長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時40分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　地域安全政策事業においては、主に普天間・辺野古問題に関する情報収集業務、知事など沖縄県関係者の米国出張の事前準備及び同行支援、有識者等と沖縄県関係者による意見交換等の事前準備及び同行支援、米国シンポジウム開催業務を行っておりました。契約額は2168万9523円となっており、本業務においては再委託は行っていないということでございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時41分休憩

午後６時41分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　委託先は、ワシントンコア社でございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　となると、私が持っているデータで言うと、平成27年は実際のワシントン事務所の委託事業と、それから米国調査事業と沖縄県地域安全政策事業と３つあったわけですね。今知事の訪米と言いましたけど、この辺はマーキュリー社の米国調査事業に入っているんじゃないでしたか。二重で払っているんですか。

○溜　政仁　知事公室長　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時42分休憩

午後６時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　米国政策調査事業は、沖縄に関連する米国の安全保障政策の調査、マーキュリー社による知事と米国連邦議会議員との面談設定や面談内容に関する助言、ワシントン駐在員による調査活動等の支援等を内容としております。一方、地域安全政策事業では、普天間・辺野古問題を主とした情報収集、知事訪米に係る車両手配、記者会見準備、レセプション開催、本庁から職員が出張して有識者と面談する際の支援等を行っていたということでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　この事業は平成27年から何年まで継続した事業でしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後６時43分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成28年までの事業となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　本当にお金の流れが分かりにくいですね。私が作った資料は皆さんからもらった資料を基に作りました。米国の調査事業については改めて資料を請求して見ました。この沖縄県地域安全政策事業というのは、ワシントン事務所からの報告書の中に、概算払いを手続中、概算払いをしましたという中で私初めて見つけました。ですから、いろんな事業がいろんなところでお金の流れも見えないものが幾つかあるわけですよ。百条でも解明できていない。今もコア社に全部委託と言いましたけれども、恐らくコア社だけでも7000万円、8000万円近いお金が流れていると思いますけれど、この辺もしっかり資金の流れを明確にしないとこのワシントンの事業が本当に不明なものが多過ぎます。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時44分休憩

午後６時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　その後のエとオです。エは取り下げます。

オについてですけれども、マーキュリー社への支払いを、令和３年度から６年度までワシントンＤＣ株式会社を経由した理由についてお答えください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　米国の外国代理人登録法、いわゆるＦＡＲＡに基づく登録を行って活動する者は、定期的に司法省に活動状況を報告する義務があり、受領した資金の提供者等についても報告することとなっております。マーキュリー社は、沖縄県の代理人としてＦＡＲＡに基づく登録を行い、ワシントン駐在の活動を支援していたため、同社も県の代理人としての活動状況及び県から資金を受領していることを報告しておりました。こうした報告と整合を図るため、共同企業体の代表者であるワシントンコア社は、構成員であるマーキュリー社に対して、ワシントンＤＣオフィス社を経由して支払いを行っていたというものでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　これも何か後づけのような気がしてならないんですけれども、いずれにしてもまたもう一度契約書も見直して確認をしたいと思います。

　では５番に行きたいと思います。

　我が会派の代表質問との関連について。

　徳田将仁議員の代表質問１(4)、辺野古基金の活用に関してであります。

　初代副所長は、数回、辺野古基金の活用については相談しているようであります。その相手方と日付をお答えください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　　午後６時46分休憩

　　午後６時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年当時、ワシントン駐在が面談をした際に辺野古基金に関する話が出たという経緯がございますが、それが何回あったかということは今承知をしていないところでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　　午後６時47分休憩

　　午後６時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年の８月14日の業務報告に基づきますと、その中の面談で話があったのは３件となっております。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　８月５日にはＷＵＢ幹部との基金の活用、それから18日は新里議員、25日は個人名出しません――議員と話をしています。辺野古新基地建設問題対策課に対しても辺野古基金の対応についてということで初代副所長の出張の日程に入っていました。その記録は残っていないんでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　　午後６時50分休憩

　　午後６時51分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　御指摘は、平成27年８月14日付のレポートにおいて、同年８月15日から翌４日までの間、当時の副所長が沖縄に出張を予定していること、出張の際に業務の一つとして辺野古基金への対応・調整として辺野古新基地建設問題対策課を訪問する予定があることを示したものと承知しております。その次のレポートが平成27年９月14日付となっており、８月15日から９月４日までの出張の報告がなされておりますが、辺野古新基地建設問題対策課との調整内容については記載がなく、調整が行われたかも含めて不明となっております。

　以上です。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　要はその辺が大事だと思うんですよね。本来私は――辺野古新基地建設問題対策課が絡むかどうかも分かりませんけれども、少なくともそれを面談するという日程が入っているということと、（スクリーンに表示）　それと今お手元のｉＰａｄに出しましたけれども、この⑧番のところで「人の紹介と基金活用の提案を後日、ペーパーで送ってほしい。」、これは初代の副所長が新里元議員に言ったのか、新里元議員から要請があったのか、どのように受け止めていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　　午後６時53分休憩

　　午後６時53分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年当時の駐在職員について、辺野古基金活用の提案を求められた旨の記述は確認できるものの、その後の対応について示す記録はございませんでした。

　以上です。

○西銘啓史郎　議員　ちょっと今答弁が漏れている。違うんですけれども、この……

○中川京貴　議長　休憩いたします。

　　午後６時54分休憩

午後６時54分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　議会に提出した記録には「人の紹介と基金活用の提案を後日、ペーパーで送ってほしい。」との記述があり、この記述からは駐在職員が提案を求められたというように読めるということでございます。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　私もそう思いました。それで、ワシントンＤＣ株式会社と辺野古基金の関係なんですけれども、ＤＣ株式会社の職員なのか県の職員なのか、いずれにしても行政と――この辺野古基金というのは任意団体と言われて、以前私調べました。でも明らかに、ここに書いていますけど「政治活動はできない。」と言いますけど、８億円近くのお金を動かしているわけですよ。時には県議団の訪米にもお金を立て替えています。申し上げたいのは、こういったことを民間の任意団体というところがお金も出して、それに対して県の職員がそういったサポートをする。ある意味、便宜供与かどうか分かりませんけれども、そういったことをしていいのかどうかですよね。そこは問われるべきだと思いますよ。ただし、私はこの個人を責めるのではなくて、そういった基金――後ほどちょっと基金も触れますけれども、こういったオール沖縄会議の訪米というのが記録によると2017年１月31日から２月４日、これは稲嶺元市長が行っています。第２団、2017年８月16日から24日、伊波団長、県議団ほか21名が行っています。そのときの支援の記録もあります。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時56分休憩

午後６時56分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　（スクリーンに表示）　これが2017年４月１日から９月30日で、いろんなのがあります。その中に、21番のところにオール沖縄会議訪米仮払い――金額は入っていません。それから一番下のほうにも、９月29日、オール沖縄会議に訪米仮払いとあります。実はこれ中身を私確認しました――休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時57分休憩

午後６時57分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　私が辺野古基金の事務局に行ったときに、書面で質問してくださいと言われたので書面の回答があります。そのときの回答の中に、2017年の訪米仮払いは何に対して行ったのかということを聞きました。そうすると回答は、支援内容は参加団体の現地行動及びＮＤ――これは新外交イニシアティブですね、を通して日程調整等への費用、班ごとの移動費、通訳に係る費用が主となっております。その成果として、オール沖縄会議はアジア太平洋アメリカ人労働組合（ＡＰＡＬＡ）との交流も始まっていますという答弁をしているんですよ。これ見てください。この中にもＡＰＡＬＡがありましたよ、どこかに。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時58分休憩

午後６時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　ちょっと中身は別としても、とにかくそういった形で辺野古基金、何度も言います。2015年から現在までも――ここに出ていますけれども、８億円余りありましたけど、残りもう180万円しかありません。ほとんどもう予算がない状況になっています。その中で、私は別にこの活動自体を否定するわけじゃありませんけれども、我々政治団体は１円の収入・支出全て報告をやります。しかし、任意団体になると一切これがない。そして前も言いました、オール沖縄会議はもっとひどいです。収入も支出も明細がない。この中にあるように、オール沖縄会議への支援ってあります。恐らくそれが何千万円単位だった時期もあると思います。申し上げたいのは、そういった形で辺野古基金は県の行政とは関係ないという時代もありましたけれども、議会議事録を私調べました。当時公室長は、辺野古基金が増えて大変うれしく思いますと答弁していますよ。そして議員も辺野古基金が５億円たまりました、６億円になりましたってこともしています。ですから私は、全く無関係ではなくて、辺野古基金が知事の行動を支えているとは思いますけれども、私が申し上げたいのは――前も言いました、もう民意は変わっていますよと。寄附が集まらなくなっています。もう残り180万円しかありません。事務所の運営もできません。元の――元といいますか、直近の事務局長もたまたまお会いしたら、もう事務局長は辞めたそうです。要は何が言いたいかというと、知事が思うほど辺野古に対する思いは県民はないということを私明らかに言えると思います。辺野古も大事かもしれませんけれども、私が申し上げたいのは、知事が公約で辺野古に新基地は造らせないということで、情報収集が目的になっていると言いますけれど

も、私は逆で、辺野古に新基地を造らせないことが目的で、手段としてワシントン事務所があったと思っています。この目的を達成できないのであれば、知事は最重要課題とおっしゃるのであれば、これが止め切れない場合は、私は知事としてしっかり責任を取るべきだと思います。出馬しても構いません。とにかく県民がこういうことに対して、知事に対してどのような思いで見ているかを――知事は先ほど直近の民意をどう捉えるかに対しても、負けた選挙についてはいろんな課題があったと。勝った選挙は民意がまだ残っているということで言葉の使い分けをすると、私はいかがなものかなという気がいたします。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時０分休憩

午後７時１分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　（スクリーンに表示）　今お示ししているのが、この前の辺野古基金のホームページから取りました2017年度の支援金額――これ支援件数とありますけど、バスの支援だったり燃費支援だったり活動費っていうのがあります。その中で事務局費を見てください。560万円から始まって220万円、もう残高が180万円しかないので事務局費も出せないような状況に辺野古基金はなっていると思います。逆に、報告が上がっていないようにすれば見えない寄附があれば別ですけれども、少なくともホームページ上での収支については厳しい状況になっているということを伝えておきたいと思います。

それと最後にちょっと公室長、確認です。

以前私の質問の中で、知事のスタンプ――スタンプっていいますか、何て言いましたっけ。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩お願いします。

午後７時２分休憩

午後７時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○西銘啓史郎　議員　知事のデジタルサイン――知事の直筆でないやつを法的に有効かという問合せをしたと思います。そのときの答弁が後日調べたいと。条例が必要なのかも確認したいとおっしゃっていました。その確認後の答弁お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時２分休憩

午後７時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県は、ワシントン駐在の活動を支援する業務をワシントンコア社及びマーキュリー社で構成する共同企業体に委託していると。そしてマーキュリー社は、米国の外国代理人登録法、ＦＡＲＡの規定により、同社と沖縄県の関係を示す文書を司法省に提出する必要があるため、県と共同企業体との間で締結した契約書及び県が承認した業務実施計画書の内容を基に、改めて県と同社との間で文書でＭＯＵを締結していると。当該ＭＯＵは文書管理規程に照らして公印を省略できる文書であるということから、先方の同意の上、ワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに、知事本人が書いたサインの画像を表示したものであり、御指摘の電子サインはこのことを指していると思っております。このような画像の表示は法令に基づいて行う、いわゆる電子署名には当たらないものと理解しております。

以上になります。

○中川京貴　議長　西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　簡単に説明してほしいんですけれども、ＭＯＵだけではなくていろんなところで知事のサインがありませんか。直筆ではなくて、デジタルサインは。それは法的に根拠は大丈夫かということを伺っているんです。あるのかないのか。ＭＯＵ以外に知事のサインが米国に出した資料があるかないかをお答えください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　挨拶状等にはそういう表記があると記憶しております。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時４分休憩

午後７時４分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘啓史郎　議員　最後になりますけれども、いろんな情報の提供を我々百条委員会でも求めていますけれども、はっきり言えることはあまり県の執行部から誠意が感じられません。先ほども言いましたけれども、その職務上の秘密については公室長が判断をしている、目を通していると言いましたけれども、質問したら資料には目を通していない経歴が出ますし……。

私は申し上げたいと思います。ワシントン駐在については、もう私は最後は虚偽の報告、虚偽の申請に尽きると思います。そこはしっかり百条委員会でも確認をして、また次の段階に進んでいきたいと思います。

答弁ありがとうございました。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時６分休憩
午後７時６分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○仲里全孝　議員　皆さん、こんにちは、こんばんは。
沖縄自民党・無所属の会の仲里全孝です。
一般質問を行います。
１、ワシントンＤＣ事務所について。
(1)、当該ワシントンＤＣ事務所は、県の正式な意思決定及び決裁文書が存在しないまま設立・運営されていた事実はあるのか明確に伺う。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、本来行われるべき文書による意思決定がなされず、設立に伴って必要となる手続が十分に整理されなかった結果、法定の手続が行われない状況となっていたということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　意思決定がないということは、これ違法または重大な過失に当たりますか。
○溜　政仁　知事公室長　休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時８分休憩
午後７時８分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　内部統制上は重大な不備ということで位置づけているところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　重大な不備ではなくて、重大な過失に当たりますかって聞いているんです。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時８分休憩
午後７時13分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　懲戒事由の該当性について判断しておりますけれども。法人設立に関する文書による意思決定手続の未処理については、知事の権限に属する事務の手続を定める沖縄県事務決裁規程や文書処理の原則を規定する沖縄県文書管理規程に抵触し、また当該法人の議会への状況報告など、必要な手続の未処理については地方自治法や地方公務員法に抵触するという形になりますので、地方公務員法第32条法令等に従う義務、それから第35条職務専念義務に違反することとなって懲戒事由には該当するということになりますが、さらに懲戒審査に当たりましては可罰性について、個々の職員の職責、義務違反があった職員の行為について悪質な行為であったか、過失や公務運営上の支障の有無などのほか、設立当時の組織体制、職務の遂行に影響を与えた要因等も総合的に考慮の上、今判断したというところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　総務部長、それも含めて重大な過失に当たりますかということです。それも含めています。皆さん職員を処分したじゃないですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時14分休憩
午後７時14分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　結果として懲戒処分ではなく、訓告という形になりましたけれども、６名に対して口頭または文書の訓告をしたというところでありますが、その内容につきまして、個々の職員が重過失であったのか、過失であったのか、過失でなかったのかということについてはお答えを差し控えさせていただきます。
○仲里全孝　議員　議長、休憩します。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時15分休憩
午後７時16分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　視点を変えます。
皆さんはこれまでの答弁で、駐在所、駐在所と言っています。この駐在所の庁内手続はこれまで行ってきましたか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在という表現をしておりますけど、駐在所というのは表現していないと思っております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　駐在所というのは存在しないんですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントンに派遣している職員をワシントン駐在と表現しているところでございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　駐在職員が駐在しているのは駐在所と言うんじゃないですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時17分休憩
午後７時18分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉　総務部長　沖縄県職員の駐在等に関する規程で駐在させる職員の駐在場所、担当区域等というのが定められておりまして、駐在場所としてワシントンと規定されておりまして、担当区域がアメリカ合衆国となっております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　その駐在所の住所を教えてください。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時19分休憩
午後７時21分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○仲里全孝　議員　確認します。ワシントンＤＣ、Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ，Ｉｎｃ．いわゆる株式会社と同じ住所になっていますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　同一の住所となっているということです。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　その庁内手続はどのようにやったんですか。
○溜　政仁　知事公室長　ちょっと休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時22分休憩
午後７時22分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○仲里全孝　議員　(2)番、実質的に運営を担っていた法人組織、いわゆる株式会社がビザ取得、ＦＡＲＡ登録を行ってきた事実はありますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社は米国の移民国籍法に基づき、駐在職員のＬ１ビザ発給に関する請願書を米国移民局へ提出しておりました。当該申請書に係る許可通知が米国移民局から発行された後に、駐在予定の職員本人が米国総領事館に当該許可通知等を添付しＬ１ビザを申請しております。
以上です。
○仲里全孝　議員　議長、休憩します。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時23分休憩
午後７時23分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○溜　政仁　知事公室長　先ほどお答えしたんですけれども、ワシントンＤＣオフィス社は米国の移民国籍法に基づき、駐在職員のＬ１ビザ発給に関する請願書を米国移民局へ提出しているということです。
○仲里全孝　議員　休憩します。(2)番……
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時24分休憩
午後７時24分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○溜　政仁　知事公室長　ビザの取得はあくまでも職員本人が総領事館に、主として当該許可通知等を添付しＬ１ビザを申請しているところでございます。
○仲里全孝　議員　それ聞いていない。通告……
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時25分休憩
午後７時26分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
○溜　政仁　知事公室長　議員が御指摘している法人組織というのは、我々ワシントンＤＣオフィス社のことということで承知しています。そのワシントンＤＣオフィス社はその米国の移民国籍法に基づいてビザ発給に関する請願書というのを米国移民局へ提出しているということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　いわゆる皆さんが設立した法人組織で、スポンサーでビザを取得しているわけですよね。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時26分休憩
午後７時27分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在につきましては、ワシントンＤＣオフィス社を受入れの企業、議員御提案のスポンサーという受入れ企業としてＬ１ビザを申請しているということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　そのとき、どこで雇用証明を発行されたんですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　県で雇用証明を出しているところです。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　これは知事公室長で雇用証明発行されたんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時28分休憩
午後７時28分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　公室長がサインをして発行しているということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　この雇用証明は誰が作成したんですか。
○溜　政仁　知事公室長　休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時28分休憩
午後７時29分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　まずその案についてアメリカ側で駐在のほうで作成して、それを本庁に送って、その本庁側で確認して歴代の公室長がサインをして作成するという形になっております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　公室長、そこに雇用証明の添付資料があるんですよ。まず一つは沖縄県のカンパニー、もう一つは沖縄県の組織図ですね。これ添付されているのは把握されていますか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　組織図が添付されているのは把握しております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　公室長、この組織図に明らかに皆さんが設立した法人組織は県の子会社として明記されていますよ、県の子会社。されていますよね。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時30分休憩
午後７時30分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　この組織図にはそのように表記されております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　この組織図で、子会社Ｏｋｉｎａｗａ Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ ＤＣ Ｏｆｆｉｃｅ，Ｉｎｃ．明記されているんですよね。ガバナー ――玉城知事が明記されていますよね。この組織図の決裁は誰がやったんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後７時31分休憩
午後７時32分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の名義でＬ１ビザ発給に関する請願書の添付書類として提出されたものと承知しております。本庁において決裁及び知事への報告は行っておりませんが、ビザ取得は委託業務仕様書にも明記されており、委託業務の進捗管理や駐在職員からの報告等を通じて本庁としてもビザ取得の状況を適宜把握していたということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　知事公室長、誰が決裁したんですかって確認取っているんですけどね。Ｙａｓｕｈｉｒｏ　Ｔａｍａｋｉ。これ公文書扱いされているんですよ、公文書扱い。普通の手紙のやり取りだったら、これまで知事は玉城デニーとか向こうとの手紙のやり方。これ公文書扱いされている。なぜこういった組織図を、それも外国と取引するのに、これ知事がちゃんと目を通されていないんですか。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　先ほど説明をしたとおり、知事には報告をしていないところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　だからね知事公室長、私さっきから言っているのは重大な不備じゃないですよ。どこの会社であってもどこの省庁であっても、組織図はトップが承認するんですよ。それを皆さん目も通させない、移民局に申請させている。これ誰が見ても明らかに子会社になっているじゃないですか。池田副知事、把握されていましたか。
○中川京貴　議長　池田副知事。
○池田竹州　副知事　明確には覚えておりません。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　雇用証明発行したことありますか。
○中川京貴　議長　池田副知事。
○池田竹州　副知事　公室長のときにサインしたことはございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　添付資料に組織図なかったですか。

○中川京貴　議長　池田副知事。
○池田竹州　副知事　添付資料まではちょっとすみませんが、記憶していないところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　副知事、だから重大な過失っていうんですよ。沖縄県のトップにこの組織図、目も通させない、どういうことですかこれ。知事にこれ確認をさせれば、当時この株式会社って把握されているんですよ。だから過失じゃないですかって言っているんだよ、皆さんがやっていることは。これ書類の不備じゃないですよ。覚えていない。

次、(3)番行きます。営利企業従事許可を申請せずに活動していた事実はあるのか確認したい。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

県では、ワシントン駐在職員に対して、令和６年12月26日に地方公務員法等に基づく営利企業従事許可の手続を行っております。これより前においては、駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることに当たって当該手続は取られておりませんでした。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　取られていなかったということは、法令または重大な瑕疵に当たりませんか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時36分休憩

午後７時37分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　営利企業従事許可についてですが、本来駐在を設置する前に十分な調査・検討を行い制度を理解する必要があったと考えております。こうした調査・検討がなされず、また駐在職員が赴任した後も関係者間のコミュニケーションが不足した結果、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立したことについて、十分に把握されないままとなっておりました。一方、駐在職員は当然ながら沖縄の米軍基地に関する情報収集、情報発信等の活動に従事しており、いわゆる営利活動に従事しているものではございませんでした。このため本庁においても現地においても営利企業従事許可の手続の必要性に気づくことなく、手続が取られない状態が続いたものと考えており深く反省しているところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　これも瑕疵には当たらないんですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時38分休憩

午後７時39分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　行われるべき法令等の手続を行わなかったということにおきましては、瑕疵に当たると考えております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　(4)番に移ります。

知事は、令和６年10月頃、百条委員会開催前に本件を初めて認識したと説明しているが、それは事実か。認識時期及び報告経路を含めて伺う。
○中川京貴　議長　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　令和６年10月24日の総務企画委員会における決算審査を受け、同日夕方に知事へ決算審査の概要を電話で報告し、同月28日に法人設立の状況等を説明しているところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　知事に答弁してもらいたかったんですけどね。これもう皆さん、上司に、それも沖縄県のトップに知事に報告していなかったというのはこれ、瑕疵に当たりませんか。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　私へのワシントンＤＣオフィス社の報告については、先ほど知事公室長が答弁をさせていただきましたが、私はそれまでの間はいわゆる委託先に委託金を払ってワシントン駐在が活動しているというような形で認識をしておりました。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　だから知事、それまで知事に報告しなかったということは、瑕疵に当たりませんかって言っているんですよ。
○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時41分休憩

午後７時41分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　平成27年当時に日本の株式会社に相当する法人を設立していたということをこの段階まで正確に確認をしていなかったということには、問題があるものだと考えております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　池田副知事に確認します。池田副知事は、いつこの法人設立を把握されたんですか。
○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　知事と同じように10月24日に報告、最初は電話で受けたと覚えています。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　これまで沖縄県の子会社ということも把握はされていないんですか。

○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　はい、把握しておりませんでした。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　その件はまた百条委員会でちょっと確認していきたいと思います。

次に、(5)県が当該株式会社の1000ドル分の株を保有している事実はあるのか。また、その取得経緯及び法的根拠について伺う。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

県はワシントンＤＣオフィス社の取締役会において、県に対して１株１ドルの株式1000株を発行することを決議した平成27年６月17日時点で、株主としての地位を得ていたものと認識しております。出資金の払込みは同年７月10日であり、株式発行より後になっておりますが、このことはコロンビア特別区事業組織法により認められているものと承知しております。

以上になります。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　公有財産に登録されていますが、この公有財産である有価証券として誰がこれ認めたんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時44分休憩

午後７時44分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　沖縄県公有財産規則第６条に、「公有財産の取得、管理及び処分に関する事務は、当該公有財産の所管に係る部局長が行うものとする。」と規定され、同条第２項において、「部局長は、その所管に係る公有財産の取得、管理及び処分に関する事務を当該公有財産の所属に係る課長等に取り扱わせるものとする。」と規定されております。また同規則第53条において、有価証券を取得した場合の会計管理者への送付、管財課長への報告について規定されております。これらの規定に従いワシントンＤＣオフィス社の株券の受入れについては知事公室長が決裁した上で、基地対策課長が公有財産台帳への登載を行い、取得した株券の現物を会計管理者に送付し、併せて管財課長に報告したところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　沖縄県の公有財産として取得されたと。この株券、1000ドルの株券は契約はどのように取ったんですか。支払いはどのようにやったんですか。領収書はありますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時46分休憩

午後７時46分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県によるワシントンＤＣオフィス社への出資は、委託業務の一環として行われたものと認識しております。平成27年当時において委託料の一部がワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社へ送金されており、そのうち1000ドルが同社において資本金として計上され、県としてもこれを出資金と位置づけております。この1000ドルを含むワシントンＤＣオフィス社に送金された資金は、その後委託業務に要した経費として実際に支出されています。そのため県が委託料の精算を行うに当たっては、当該1000ドルについては出資金としてではなく、委託業務に要した経費に含められる形で精算を行っているというところです。したがって委託料の精算に係る証拠書類として出資金の領収書はないものの、委託業務に要した経費の一部である1000ドルを出資金として位置づけております。また県は１株１ドルの株式1000株を取得していることを証明する株券の原本を保有していたということでございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　あのね知事公室長、株券というのは実際に支払いした人が管理しないといけないんですよ。これは後に出てきていますよ。皆さん領収書も契約もないのに、これ沖縄県の株券って言えますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時48分休憩

午後７時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　先ほど御説明しました委託の一連の流れで３万ドルを送金したということ、このような一連の経緯に加え、株券においても沖縄県に対して発行されたものであることが明記されていることを踏まえ、沖縄県の公有財産であると判明したという

ものでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　代表監査委員に聞きます。
　我々監査請求を出して代表監査委員から答弁をいただいているんですけれども、３万ドルの中に1000ドル支出された、明記された、この確認取れていますか。
○中川京貴　議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫　代表監査委員　平成27年度ワシントン駐在員設置及び活動支援事業の委託料に係る実績報告書におきましては、1000ドルの出資についての内容の記載は確認できておりません。
　以上です。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　我々受け取ったのは、やっぱり確認取れていないって言っているんですよ。それで、なぜ皆さんが公有財産である有価証券として認めているのか非常に疑問がある。これまで何回も皆さんに明確にこれは詳細を出してくださいって言っているのに、いまだに出さない。これは、皆さん、公有財産登録、有価証券については登録するときにこれ議会に諮らないといけないじゃないですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後７時51分休憩
　　午後７時51分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　先ほど御説明しました公有財産規則第53条に基づいて有価証券を取得した場合、会計管理者への送付、管財課長への報告について規定されていて、これらの規定に従いワシントンＤＣオフィス社の株券の受入れについては知事公室長が決裁した上で、基地対策課長が公有財産台帳への登載を行い、取得した株券の現物を会計管理者に送付し、併せて管財課長に報告するというものでございますので、特に議会への報告ということは必要がないかと考えております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　会計管理者に確認します。
　この公有財産である有価証券というのは、沖縄県のものですか。
○中川京貴　議長　会計管理者。
○友利公子　会計管理者　先ほど公室長のほうからも答弁ありましたとおり、所属の課長等が有価証券として取得したということで、この公有財産規則第53条の規定に基づいて有価証券受入通知書を作成して会計管理者へ送付しているということでございますので、県の株券であると考えております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　会計管理者、この株券、沖縄県が出資して沖縄県が購入しているんだったら、契約書もあって領収書もありますよね。代表監査委員はこれそういう明記はないと言っているんですよ、会計上。それがないのも実際公有財産として、有価証券として登載できますか。
○中川京貴　議長　会計管理者。
○友利公子　会計管理者　申し訳ありません。会計課のほうで行うのは有価証券の保管ということになりますので、公有財産に登録する件に関しては私のほうでは答弁はできません。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　地方自治法第96条第１項第10号に抵触しないですか。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
　　午後７時54分休憩
　　午後７時56分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁　知事公室長　地方自治法第96条第１項第10号は、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」とされておりますので、これは該当しないと思っております。そして、第６号というのがございます。第６号は、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」とされており、財産を出資の目的とする場合、すなわち現物出資を行う場合について議会の議決を必要とすることを定めておりますが、これは現物出資ではございませんのでこれも該当しないということでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　支払いもしていないのに現物出資じゃないですよ。だから抵触しないですかということ。皆さん、根拠ないですよ、これ。1000ドルの株券の根拠ない。もう１年以上もこれ議論しているじゃないですか。だから抵触しないですかということ。だって皆さん、沖縄県の財産じゃないのに財産目録に登記しているでしょ。代表監査委員も支払いされていないって言っていますよ。
○溜　政仁　知事公室長　休憩。
○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後７時57分休憩

午後７時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　地方自治法の第96条第１項の各号については制限列挙――議会への確認の制限列挙となっていて、我々が確認したところでは各号には該当するものはないと考えております。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　これも皆さん何の根拠もないのに財産登録をしている。それも有価証券としてやる。これ公金で取得していませんよ。非常に不自然。

次に(6)番行きます。

これまで約９億円余りの県費が支出されているが、その支出は法的・財政的に適正かつ妥当なものであったと現在においても断言できるのか。検証結果と併せて明確な見解を求める。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　これまでのワシントン駐在員活動事業費に係る委託料の予算執行については、沖縄県財務規則にのっとって行われ、駐在職員の人件費についても沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき支払われております。これらの支出については、適正かつ妥当なものであったと考えております。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　知事公室長、これまで８年間、なぜ議会にこれ報告されなかったんですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成27年当時の法人等の設立について、本庁側と駐在の間の十分な調整が行われず、また法的理解が十分ではなかったということで適正な手続が行われなかったと。その結果、法人の設立について本庁側への報告がなかったと、我々が知らない状況が続いたということでございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　それで私はこれまで違法性、特に重大な過失ではなかったか、それを問うているんですよ。だって皆さんは８年間も議会に出していないですよ。１年置きに報告すべきだったものを出していない。単なるミスじゃないですよ。だから皆さんは職員も処分されているわけでしょう。

次に行きます。

２番、教育行政について。

(1)、高校入学時に求められる連帯保証人及び申請書類の具体的内容について伺う。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

高校入学時に提出が必要となる誓約書兼保証意思確認書については、沖縄県立高等学校管理規則において、入学を許可された者は、校長が指定する期日までに提出しなければならないと定めております。また、保護者等の元から通学できない状況にある生徒については、保証人を立てるものとしており、保証人は、生徒の安全・安心に関わるような緊急時の対応をお願いするためのものであります。

以上です。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　(2)番ですね。

当該保証人の法的責任の範囲はどこまで及ぶのか。学費、損害賠償等を含め明確に答弁をお願いします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　この保証人につきましては、保護者等の代わりに生徒の安全・安心に関わるような緊急時の対応をお願いするためのものでありまして、そのことからあくまでも保護者等がすぐに対応できない場合等に依頼するものでありまして、法的責任はないものと考えております。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　この保証人について、教育長、令和７年６月３日付で文科省のほうから、国公立の高等学校へ入学するときの保証人を見つけることが困難な状態にある生徒については保証人を求めないという柔軟な対応をしてほしいと。これ文科省から届いていると思うんですけれども、それは間違いないですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　そのような確認をしております。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時３分休憩

午後８時３分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲里全孝　議員　そこで、これ離島においてなんですけれど、わざわざ教育委員会から沖縄県立高校の受験は認められない、入学願書を出す前に、本島内に居住する保証人がいない場合は、沖縄県立高校の受験は認められませんと、これ教育委員会が離島の各教育事務所に、皆さんのほうから公文書として来ているんですよ。どうですかこれ。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　今議員のお話のあった書類につ

きましては、入学の出願時に出す確約及び証明書の件だと思いますが、この証明書によって、出願時に保証人を届け出るということは、合格後に保証人が見つけられないなどの状況も懸念されるということがありまして、生徒、保護者等に不利益が生じないように時間的余裕を持って、出願時に保証人を届け出るように求めるものであります。やはり状況に応じてなかなか保証人が見つけられないという場合もございますので、そのときにはしっかりと相談を受けて、柔軟な対応、生徒に不利益がないように柔軟な対応を取っているところであります。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　あのね教育長、皆さんの管理規程の規則の中に、第20条にちゃんと入学して許可された人は保証人を提出してくださいとあるんですよ。しかしわざわざ離島の教育事務所に、本島内に居住する保証人がいない場合は、沖縄県立高校の受験は認められませんと、これ公文書で来ているんですよ。そして、私これ10月ぐらいから皆さんの担当の方といろんな意見交換をしました。もう12月あるいは１月頃にちゃんとこれ丁寧に説明したほうがいいですよと、ちゃんと説明してもらえないかと、説明すると約束したんですけれども、やっぱり今年もこういう説明会があったらしいね。これ県の決まりだから、沖縄県の高校の受験は認められないと、願書を出せないんですよ。国の文科省から皆さんに来ているのとこれ逆行していますよ。離島の人、受験できないよ。受験まで皆さん奪うんですか。これどうですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　もう一度確認させてください。

この証明書につきましては、合格発表後に高校入学手続を行う時期は３月中旬から４月上旬となっておりまして、この時期は転出・転入・転居のピーク時となっておりまして、この誓約書兼保証意思確認書というのがございますが、これは合格後に出すものでありますけれども、その際に保証人を当てにしていた方が転出等で保証人となれなくなる場合などがあり得るということで、今事前に出してもらうという確約及び証明書というのが作られておりますけれども、これはやはり合格後に保証人が探せないようなことがないように、事前に保証人を探してもらうという趣旨でやっておりますので。ただ、今の出願ができないとかそういうことをもう一度確認させていただきたいと思いますが、受験者に不利益のないようにしっかり確認をさせていただければと思います。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　これ丁寧に説明してもらえないですかと私言ったんですけれど、それを一向にしない。そして親御さんから、沖縄本島内に知り合いがおらず保証人が立てられない。こういう場合どうしましょうかと。今教育長が言うように、こういう場合はいろんな対策をするのが皆さんの役目だと思うわけよ。そしたら県の回答は、保証人がいない場合は沖縄県立高校は受験できませんと、こう来ているんですよ。受験できないと。知事も皆さんも離島は一丁目一番地とこれまで言いながら、これ離島軽視だよ。これ皆さんの教育事務所から来ているもの。実際に。だから私は11月ぐらいから皆さんの担当とこうではなくて、いろんな協議をして、離島の教育委員会とも、同じ離島ですからこれを調整してうまい具合に進めてもらえないかと、そういうふうに約束したんですけど一向にしないから、これ困っているよ、本当に。（発言する者あり）

○中川京貴　議長　静粛にお願いいたします。

○仲里全孝　議員　今１月なって、もう２月になっているんだよ。結局これではもう受験もできないよ、今年も。保証人がいないと受験できないって言っているの、皆さんが。学校教育課から。これ事実――この文書のやり取りは把握していますか、まず教育長。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　今、私の認識は、この保証人――先ほど申し上げました、あくまでも保証人が探せないときに困らないようにという書類であると認識しておりますので、その保証人が探せないがゆえに受験できないと、そういうことがないように私も一度確認をさせていただきたいと思いますが、どうしても探せない場合には不利益にならないようにしっかり対応していきたいと思います。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　教育長、これ私の要望なんですけど、この学校管理規則、改正してください。これうやむやですよ。文科省の指針に基づいて改正してくださいよ。そして離島の皆さんに関しての取扱い、こういう取扱いはやめてください。非常に困っている。だってはっきり受験させないって言っているんですよ、皆さんが。何でお子さんの権利、受験すらさせない。これ第20条では、入学したと同時に保証人は必要ですと。我々が高校のときもそうでしたよ。ちゃんと保証人、入学して。皆さん受験させないって言っているんですよ、離島の人は。まずこの管理規則を皆さん調整して、改正するところは改正してやりやすいように、お子さんが入学しやすいように取り組んでもらえない

ですか。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　しっかりと生徒に不利益のないように、いま一度再確認をして検討させていただきたいと思います。
○仲里全孝　議員　休憩します。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後８時12分休憩
午後８時12分再開
○中川京貴　議長　再開いたします。
仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　３番、水道行政について。
(1)、伊是名村全域に断水のおそれがあるとされる件について、その具体的な内容を伺う。
○中川京貴　議長　企業局長。
○宮城　力　企業局長　本年１月以降、伊是名浄水場で、膜処理設備の目詰まりが発生し、施設能力日量約800立方メートルに対して、８割程度の日量約650立方メートルの送水となっておりました。また、企業局からの送水量の約半分に相当する日量約320立方メートルが村管理の水道管から漏水している状況にあり、水需要に対して企業局の送水量が不足する状況が続いておりました。これらにより、一部の地域で断水が発生し、村民の皆様に御不便をおかけしたことを深くおわび申し上げます。
現在は、仮設の海水取水ポンプの増設等で送水量が増加したことにより、供給不足は解消されておりますが、引き続き膜処理設備の目詰まりの原因究明と抜本的対策についても適切に対応してまいります。
以上です。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　皆さんは、マイクロフィルター、この機器にどうも不具合があったということがありました。この今改善策というのはどのようにやっていますか。
○中川京貴　議長　企業局長。
○宮城　力　企業局長　伊是名は、陸水系と海水系がございます。今目詰まりが発生しているのが陸水系を処理する膜でございます。昨年渇水があったときに水位が低下して、その際に水質が悪化してそれが原因で目詰まりが発生しているのではないかと推定しておりますけれども、過去にもこのようなことがなかったものですから、今原因究明に向けてこの設備を設置した事業者の方からの意見も聴取した上で、原因究明に努めていこうと考えております。また、海水系についても潮位が下がった場合等に目詰まりが起こるものですから、その際には洗浄を行うんですけれども、海水淡水化設備を停止しないといけない。陸水系がちゃんと充水しないと水が足りなくなるというところもありますので、今仮設の取水ポンプの増設を行っているところ。これを次年度以降は本設置にするということで取水能力の増強を図ることとしております。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　今、設備を引き渡ししてから、この設備の瑕疵というのはどこにあるんですか。沖縄県にあるのか。それとも今これメーカーかどこかが調べているのか。まず一つは、マイクロフィルターというこの設備はどうなっているのか。
○中川京貴　議長　企業局長。
○宮城　力　企業局長　今同型の設備については、伊是名村の後ですけれども、伊平屋村、それから渡嘉敷村にも整備したところでございます。そちらについては特に異常は確認されておりません。ですので、設備そのものの瑕疵ではなくて、何らかの外部的要因によって目詰まりが発生しているのではないかというところで、今様々な薬品を注入して、この目詰まり解消に向けてどのような薬品が一番効果的か、今検証も進めているところでございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　目詰まりとか、今膜とかいろんな話が出ているんですけど、これ何か水質にも関係しているんですか。
○中川京貴　議長　企業局長。
○宮城　力　企業局長　例えば目詰まりであれば、海水であれば砂等が入ってきて詰まってしまうというのもありますし、陸水の場合では泥等がある、あるいは何らかの生物的な要因で、いわゆるぬめり等が出てきてこれで詰まるということもございます。
○中川京貴　議長　仲里全孝議員。
○仲里全孝　議員　局長、要するに伊平屋とかほかの離島では同じ設備を設置してそんな問題はないけど、伊是名村においては目詰まりとか、いわゆる膜の詰まりとか、いろんな症状が出ているんだけれども、これは伊是名村の水質そのものが、海から取るもの陸から取るもの、そこに原因があるんですか。
○中川京貴　議長　企業局長。
○宮城　力　企業局長　海水については穴がたくさんある取水管を使っています。一定の目詰まりがあるというのも想定して必要取水量の1.……ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴　議長　休憩いたします。
午後８時18分休憩

午後８時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○宮城　力　企業局長　必要取水量の1.5倍の水量を確保しているところです。特にこの伊是名特有の問題があるとは考えておりません。ただ陸水系の場合は目詰まりが起こっているので、その原因がよく分からないというところもありますので、これは特異性なものなのか、あるいは何らかの要因があるのか、今これを究明しているところでございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　局長、現在これはメーカーが調査しているのか。沖縄県で――職員が行っているとは聞いているんですけれども、これ誰が今調査されていますか。

○中川京貴　議長　企業局長。

○宮城　力　企業局長　まずはこの対策としまして安定給水を図るというところで、村に常駐の１人、委託として管理を行っていただいていたところですけれども、専門的なノウハウを有する企業局の職員を２月12日から本日まで、夕方から明け方まで毎日２人派遣しまして、まずは水量の確保を図るというのをまず優先して行ってきたところで、原因究明というのもこれからになります。メーカーといいますか、設備を設置した事業者の意見も聞きながら、企業局としてこの究明を図っていくというところでございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　局長、伊是名村の、もちろん役場の人とか住民が非常に不安がっているんですよ。それを回避するにも原因究明をぜひ早めにやってほしい。職員を派遣しているのも分かるんですけれども、メーカーも含めてこの原因を特定しないと、やっぱり地域の人は通常の60％しか上がっていないということを聞いているんですよ、通常の。そういった技術的なこといろいろあるにしても、やっぱり村と一体となって調査してもらえないですか。

○中川京貴　議長　企業局長。

○宮城　力　企業局長　先週企業局の統括監を現地に向かわせまして、村長に対しておわび申し上げるとともに、今後の対応についても協議してまいりました。企業局としましては、原因究明を図った上で抜本的な対策を図る。あわせて、村のほうでも漏水対策についてしっかり行ってもらう。その際には、我々企業局としてもこれまで以上に寄り添った対応をするということで今話合いを進めているところで、今後とも連携しながら村民の皆様の不安を払拭するような抜本的な対策を取っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時21分休憩

午後８時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　次に、我が会派の代表質問との関連についてを行います。

新里治利議員の３(26)、放置艇や放置車両の撤去件数等について。

本部港における放置艇及び放置車両の撤去状況（放置期間や所有者特定、手続の状況等）について、県はどのように対応してきたのか伺う。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

本部港の本港地区におきまして、放置艇が58艇、放置車両が６台を確認しております。放置艇につきましては、所有者の調査を行いまして所有者を特定しているところです。

県としましては、その結果を権限移譲している本部町と共有しまして、放置艇の撤去を促すなどの指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲里全孝議員。

○仲里全孝　議員　部長、これですね、もう長い間、やっぱり皆さんが調査しているのは分かるんですけれども、一向に前に進まない状態になっているんですよ。やっぱり本部町とか、あるいは伊江島とか、いろんな催し物があるときに、フェスティバルがあるときに、この地域を――もう皆さんにも要望がきていると思うんですけれども、活用したいと。駐車場に使いたいと。もう非常に困っているんですよ。これどうですかね、早めにこれ解決できないものなんですかね、部長。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　放置艇の処理なんですけれども、やはり所有者がいますので、一義的には所有者の責任において処理されるべきものと考えております。放置艇の所有者の特定につながる調査等を行いまして撤去を促すことがまず重要だと考えております。そのため、引き続き特定した所有者に対しまして、本部町と協力して放置艇の撤去を促す等の指導を行ってまいります。

県としては、放置艇対策に関して市町村との連絡調整会議を設けておりまして、その中で意見交換や情報提供を行っております。国の放置艇対策の動向にも留意しながら、これらの解決に向けて取り組んでいきた

いと考えております。
以上でございます。
○仲里全孝　議員　部長、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。
○中川京貴　議長　大浜議員から続行してほしいという申出がありますので、続行してよろしいですか。休憩しますか。
続行します。
大浜一郎議員。
〔大浜一郎　議員登壇〕
○大浜一郎　議員　ケーランネーラー　ムールブガレードゥオーレンラー　ナァウメンナァヤリキー　頑張リヒヨーリ。
それでは、通告に従って進めたいと思います。
１、知事の政治姿勢について。
(1)、衆議院選挙における辺野古移設に関する県民意識への知事の認識について。
(2)、令和８年度沖縄振興予算への知事の評価、認識について。
(3)、令和８年度県当初予算における離島振興の重要度について。
(4)、石垣市議会が再三要望している特定利用空港・港湾指定を拒む県の理由について。
(5)、石垣市議会が可決した「尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例」についての知事の評価と認識について。
(6)、中国による沖縄への認知戦工作について。
ア、石垣市、豊見城市、糸満市の市議会において抗議決議が採択された中国による沖縄住民に対する先住民発言など、執拗な認知戦工作に対する知事の認識と対応について。
(7)、ワシントンＤＣオフィス社に係る県の真相解明、責任所在、再発防止の説明責任について。
(8)、百条委員会が開催中にもかかわらず、新たな米国駐在機関を検討する知事の認識について。
(9)、沖縄県宿泊税の税収使途における徴収事業者との綿密な協議の重要性について。
２、八重山の課題について。
(1)、与那国町の医療提供体制の保持について。
ア、与那国町が要望する診療所県立化への課題と対応について。
イ、専門医派遣の対応について。
ウ、琉球大学病院との連携対応について。
エ、離島医療体制保持の観点から自治体への財政支援の必要性について。
(2)、八重山地域（離島から離島）物流費負担軽減における県施策の重要性について。
３、我が会派の代表質問の関連については、取り下げます。
○中川京貴　議長　玉城知事。
〔玉城デニー　知事登壇〕
○玉城デニー　知事　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。
知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、衆議院議員選挙における辺野古移設に関する県民意識についてお答えいたします。
今回の衆議院議員選挙の結果につきましては、各選挙区でそれぞれの候補者が掲げた政策や考え方を踏まえ、国民、県民の皆様が判断した結果であると受け止めております。今回の選挙において、各政党により主に物価高対策、外交・安全保障、外国人政策などが訴えられていたと承知をしております。一方、先月の名護市長選挙に合わせて実施された出口調査においては、普天間飛行場の辺野古移設への賛否に係る質問に対する回答は、いずれの調査においても反対が過半数を占めております。私は辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった３度の県知事選挙や、辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票で繰り返し示されており、辺野古新基地建設に反対する県民の民意は揺らいでいないと考えております。
そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。
○中川京貴　議長　総務部長。
〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕
○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、令和８年度沖縄振興予算案の評価についてお答えします。
令和８年度の沖縄振興予算案については2647億円が計上され、今年度当初予算額から５億円の増額となり、一括交付金についても増額になりました。新たに次世代情報通信基盤実装に係る経費等が計上されるとともに、令和７年度に別建てで計上された駐留軍用地跡地先行取得に係る経費等が一定額確保されました。国の財政状況が厳しい中、10年ぶりに前年度比増額となったことは配慮がなされたものと認識しており、関係要路に対して感謝を申し上げたところです。一方で沖縄振興一括交付金を含む沖縄振興予算については、県及び市町村の要望額といまだ乖離があることから、引き続きあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。
以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、令和８年度当初予算における離島振興施策についてお答えいたします。

県では、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、特に小規模離島については人口減少等により地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況であり、強い危機感を持ち対策を講じる必要があると考えております。離島市町村との意見交換や県民意識調査における離島住民のニーズ、県議会での議論を踏まえ、県としましては生活コストの負担軽減や担い手の確保、住宅問題の対策等に重点的に取り組む必要があると認識しております。令和８年度当初予算案においては、これら喫緊の課題に対応するため、離島住民の買物環境の改善や空き家を活用した住宅確保の支援、住宅整備コストの負担軽減等に関する経費を計上しております。

次に２、八重山の課題についての中の(2)、八重山地域の物流費負担軽減施策についてお答えいたします。

八重山地域を含む離島地域においては、遠隔性や片荷輸送などの非効率性による割高な物流コストにより、家計や事業者に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。このため令和８年度では、沖縄本島と離島間の物流実態調査を行う予定であり、食品、日用品等の生活必需品をはじめとした物資の物流構造や価格形成過程を把握することとしております。

県としましては、調査結果や万国津梁会議での有識者等の意見を踏まえ、効果的な物流コストの低減策を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊、海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して、優先的に配分したかを明らかにすることは予算制度上困難であるとのことであります。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)、石垣市議会が可決した尖閣諸島等に係る条例についてお答えいたします。

尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例は、石垣市議会において、尖閣諸島や周辺海域に関し適正な管理や持続的な発展を図る必要があると考え条例化したものと考えております。尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こり、県民、特に宮古・八重山地域の住民に不安を与えております。このため県はこれまでも、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ示すこと、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講じること、中国との関係改善を図ることについて繰り返し国に対して要請しているところであります。尖閣諸島をめぐっては平和的な外交、対話を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本政府に対し引き続き強く求めてまいります。

同じく１(6)のア、中国による先住民族発言に対する認識等についてお答えいたします。

国連における中国次席大使の発言については報道等で承知しております。どのような意図でそのような発言が行われたかは不明ですが、沖縄に関する歴史認識や個人のアイデンティティーについては県民一人一人の考えや思いなど様々であり、それが尊重されることが重要であると考えております。

同じく１(7)、ワシントンＤＣオフィス社に係る説明責任についてお答えいたします。

県ではワシントン駐在問題に関して、百条委員会の調査事項も含め、県が把握している事実及び情報に基づく整理、分析を行い、問題が発現するに至った要因や再発防止について、昨年11月に報告書として取りまとめて公表しております。また、この問題に関係した職員に対しては、義務違反の有無、原因及び過失の程度等について調査を行い、６名の者に対して訓告の措置を講じております。知事においては、公務の遂行に対する県民の信頼回復に努める強い意思を示し、透明性を確保した適切な行政運営を一層推進するため、去る11月定例会において知事の給与を減額する条例案を提出したところです。

同じく１(8)、新たな米国駐在の検討についてお答えいたします。

ワシントン駐在問題については、地方自治法第100条に基づく議会の権限に基づき調査が進められており、県としては、引き続き丁寧に説明し真摯に対応し

てまいります。一方、米国における駐在機能については、基地問題のみならず経済、観光、文化、ウチナーネットワークの継承・発展、南米における取組との連携等、幅広い分野で必要であると考えております。このため、関係部局の長から成る委員会における検討や専門家への相談等を通じて、高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(9)、宿泊税の使途についてお答えいたします。

税の徴収を担う宿泊事業者等の協力を得るためには、使途の透明性と公平性の確保が不可欠と考えております。このため、事業の企画立案に当たっては、関係者と丁寧に意見交換を行った上で、有識者、沖縄観光コンベンションビューロー、宿泊事業者等で構成する沖縄県観光振興戦略会議で意見聴取を行うとともに、事業実施後の効果検証も併せて行うこととしております。

県としては、こうした取組を通じて事業の透明性確保、県民、観光事業者、宿泊者の理解促進を図り、適切な制度運用を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　２、八重山の課題についての(1)のア、与那国町診療所の県立化についてお答えします。

県では与那国町診療所の運営に関し、指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や面談設定などの側面支援を進めてきたところです。その結果、令和８年１月の町臨時議会で指定管理者が選定されましたが、町が引き続き県立化を要望していることは承知しております。しかしながら、同診療所の県立化につきましては、医療従事者の確保等に課題があり、検討に時間を要するものと考えております。

県としましては、今後とも与那国町と連携し持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

同じく(1)のイ、専門医派遣巡回診療についてお答えします。

与那国町診療所を含めた離島診療所での専門医派遣巡回診療については、離島町村からの実施要望を踏まえ、専門医の日程や使用する医療機器を調整の上、取り組んでいるところです。離島によって専門医療を必要とする患者数や専門医療機関への距離等が異なることから、各島の状況に応じて派遣回数を検討するなど効果的な事業執行に努めてきたところであり、今後も派遣元の専門医の確保も含め、可能な限り離島町村の要望に沿って実施できるよう取り組んでまいります。

同じく(1)のウ、琉球大学病院との連携についてお答えします。

県では、与那国町診療所における医師２名体制を維持するため、琉球大学と地域枠医師の派遣に関する調整を進めてきたところです。その結果、令和８年１月の与那国町臨時議会において指定管理者が選定されたものと承知しております。

県としましては、与那国町診療所の安定的な運営のためには、琉球大学からの継続的な医師派遣が必要であると認識しており、今後とも関係機関と連携し、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

同じく(1)のエ、財政支援の必要性についてお答えします。

令和８年度以降の与那国町診療所の運営につきましては、引き続き町が指定管理料を負担して運営することとなります。

県としましては、離島診療所代診医支援事業等の活用により、与那国町診療所を含む離島診療所への代診医派遣などの人的支援を継続する等、安定的な運営に資する支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　八重山の課題から行かせてください。

八重山地域の物流費の負担軽減なんですけどね、これ私は初当選以来ずっと言ってきているんだけれども、もうかなり年数たっているんだけど、今から調査というのはあまりにも遅いんじゃないかと思っているんですよね。これ期限を決めて調査をするということをちゃんと明記していただけませんか。どうですか、そこは。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　調査期間は来年度１年間ということで考えております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　何で１年間でできるのに今までやらなかったんですかね。僕は聞いているんですよ、今。これが離島の問題の一番肝なんですよ。１年間でできるのに何で今までやらなかったのかというのと、１年で結論出て、いつぐらいから支援体制ができるか、そこのほう含めてお願いします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　作業のスケジュールとしましては、４月から作業を実施して２月に報告書をまとめるような形でのスケジュールを考えているところです。今回調査に当たっては、物流のフローの把握、それからコストの分析、さらには需要側の物資の入手状況や供給側の出荷状況、そういったものも含めて細かに調査してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時45分休憩

午後８時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○武田　真　企画部長　まずは調査結果を踏まえて、どういったところを支援するというか手当てをすれば、その物流コストが下がるのかというところも含めて、そこは調査結果を踏まえて事業をまた設定しないといけないですので、そこはできる限りその調査結果を反映できる令和９年度当初予算には反映できたらというふうに考えているところです。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　迅速な対応をお願いします。

それと与那国の医療体制なんですが、知事。与那国はこの医療体制がぐらぐらしていることが非常に住民にとって不安なんですね。やはり小さな自治体ですから、自治体にとってはそれなりの財政負担が重いんですよ。なので、この医療体制を保持する観点から、財政支援を含めて何かしら手だてが講じられないかという切実な町の願いがありますけど、その点はどういうふうに考えられますか。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　先ほどの答弁の内容は、診療所の主治医となる先生の派遣、指定管理についての内容でございましたけれども、やはり離島診療所を運営するためには代診の先生がすぐ来るとか、あるいは専門医の巡回によって専門診療ができるとか、県がそのような今既存の事業で支援しているところもありますので、そういう面で側面的にと言いますか、総合的に連携を取りながら持続可能な体制についてしっかりとフォローしていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　休憩します。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時47分休憩

午後８時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　代診医の確保、専門医の巡回サービス等、そのほかにも財政的にまた様々な手だてを講じることが必要であれば、それも含めて検討すべきであろうと考えています。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　ありがとうございます。

今日は与那国町長が、多分ユーチューブを同時中継で見ていますので、喜んでいるんじゃないかなと思います。

それでは１の知事の政治姿勢のほうに移りたいと思います。

(2)番の沖縄振興予算への知事の評価の件でありますけれども、２月議会は予算議会です。沖縄振興予算について言えば、知事は任期中に政治対話を積み上げて、必要な予算を積み増す政治対話が結局できずに、振興予算の3000億円の局面をつくれなかったということについては、実は県民から厳しい意見があるのは当然です。知事、それは認めますよね。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　前年度から増額とはなっておりますけれども、沖縄県や市町村が求める要望額とはなお乖離がある状況でございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　２期の任期中に結局3000億円台に乗せることができなかった。こんなことが続いたことは県民にとって大きな損失だというふうに言わざるを得ないと思います。振興予算における離島振興とか、各種インフラ整備、子どもの貧困対策の成果、鉄軌道を含む重要な将来施策への種植えについても厳しい指摘も実はされているわけです。これはもう県政の結果責任であると思います。

そこでお伺いしますけども、県の優先度として特に重点的に取り組む課題として、県が要望して予算化された施策について具体的に説明ができるならお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時49分休憩

午後８時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度予算額としましては、前年度５億円増となる2647億円が計上されたところでございます。そのうちソフト交付金及びハード交付金も増額になったところであります。

まずこの点につきまして、一括交付金につきましては全41市町村から所要額の確保について要望がある

ところでありますので、その部分が増額になったという部分については、一定程度配慮がなされたものと思いますし、また昨年度別建てで計上されました駐留軍用地跡地の先行取得、あるいは離島住民の医療費負担軽減、その部分についても規模が大きい中で一定程度確保されたというところもあります。あわせまして、今年度の補正予算としてハード交付金で64億円、公共事業等に係る防災・減災、国土強靱化の推進等で175億円、合わせて291億円が計上されたというところで、あらゆる機会を捉えて予算措置を要望したところにつきまして、国としても一定程度配慮がなされたのかなと思っております。

以上です。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　５億円上がったからよしとするのではなくて、必要なものは必要で積み上げるような政治対話をぜひ知事、任期中ではできなかったかもしれないけれども、こういうことになってきているということだけは認識しておいていただきたいと思います。

(3)ですけれども、令和８年度の県当初予算の離島振興の重要性なんですけどね。率直に言います。離島住民は、任期中に知事が現場に行くことは極端に少ない、住民との触れ合いによる現場感覚とか実は大事なんですけど、この現場の匂いを知らないから離島振興が遅々として進まないのではないかと思っている方が多いです。どうして本土や海外のイベントで多額の予算を消化して参加するのにもかかわらず、なぜ離島には心が向いてくれないんだろうかと。このチムグクルを離島の住民が本当に感じていると知事は思っていますか。離島振興なくして沖縄の振興はないというのは、実は私も同じ政治信念です。これまで随分と離島の振興策が後回しにされたなという感が実は否めないんですね。

そこで伺います。

施策の多くは、これまでも幾度となく課題として挙げられてきたものが列挙されていると思います。逆に対応の遅さを感じているぐらいなんですよね。今般の離島振興策の重要性を予算に反映するために、県は離島自治体と十分な聞き取りと要望を酌み取った上で予算措置したのか。自治体からは協議の場は一切なかったと聞いているんですよ。これは一体どういうことなんですか。説明を求めます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　私も就任以来約７年半、離島を中心に行政視察に回らせていただいて、現地における行政のみならず、様々な市民の方々、あるいは施設を利用していらっしゃる方々、あるいは製糖工場を運営していらっしゃる方々、それぞれの現場現場を回ってその意見を聞かせていただき、それを離島の施策に少しでも反映できるようにということで予算化をし、事業化させていただきました。その内容については、額は大きくないけれども、ぜひこれを優先してやってほしいという切実な声などもたくさんありまして、それがなかなか額としては表には出てこないようであっても、それを少しずつ優先順位をつけてやらせていただくというようなことも含めて、離島振興として私は位置づけております。引き続き、この離島振興なくして沖縄県政の発展なしというその強い思いでしっかり取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　意気込みは本当にすばらしいと思います。しかし離島住民はそう思っていない。僕は先ほど言いましたが、なぜ離島の自治体の長と――議会でもいい。長と、特に長とこの予算を組むに当たって、こういう協議の場を設けなかったのかということを私は聞いているんですよ。一切なかったと言っているんです。一体何をしているんですか。これちょっと分かるように説明してください。１回もなかったと言うんですよ。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　離島施策につきましては、様々な離島の皆様の声を反映させているというような考え方で我々はやっているところです。美ぎ島美しゃ等々、あと離島振興協議会、そういった皆様からも毎年様々な要望をいただいております。また昨年、令和６年度に行いました県民意識調査においては、離島住民の特別調査についても行っております。そういった離島住民の声も今回新たな施策として、空き家対策であるとか買物環境の改善であるとか、そういった取組も新たに新規事業の形で今回反映させているところでございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　休憩します。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後８時55分休憩

午後８時55分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　予算ということに限定という形ではなくて、離島の課題については沖縄振興会議の後に離島の町村の皆さんだけ集まっていただいて会議をするとか、離島の皆様の意見を様々な機会を捉え

て、意見を捉えているところでございます。予算という形ではなくて、課題の共有という意味ではいろいろ機会を捉えて意見を頂いているところです。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　課題があって、要望があって予算がつくんでしょ。何でこういうことを言うんですか。非常に離島軽視していませんか、企画部長。企画部長は離島振興をとても大事にしていた人でしょ。結果的にそうなっているんですよ、みんなからそういう声がある。これだけは忘れないでください。美ぎ島美しゃだって知事が全然対応しないんですよ。宮古、八重山とか離島が全部来ているのに、やらないじゃないですか。知事が対応しましたか。そういうことが結局はもう離島軽視となってくるわけですよ。これも今までやってきたことの、僕は掘り返しているぐらいにしか見ていませんよ。もっとやることがいっぱいあるんですよ。ここを知事、肝に銘じていただきたいなと思います。

(4)番に行きます。

特定利用の件でございます。

特定利用の基本的な課題は、住民保護、災害対策、離島の機能の維持という行政の責任なんですね。県は去る議会で、特定利用じゃなくても対応は可能と答弁をしております。しかしこれは、可能性や思い込みの議論ではありません。

そこで３点伺います。

去る議会での答弁が拒む根拠になるのであれば、これまでの図上訓練や自治体での防災訓練などから得たデータから、県は詳細なリスク評価を評価項目別に実施をしていなければなりません。それが提示できますか。

２点目、それを基にした代替案の具体策ができているはずです。あるはずです。それが提示できますか。

３点目です。県は特定利用の指定について拒むのであれば、石垣と国に対してこの代替案の実効性を説明する義務が行政責任として確実にあるわけですよ。それはいつ実施するのか。具体的な日程を答えられるなら答えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　前回の議会においての御質問は、国民保護あるいは防災の観点から特定利用空港・港湾じゃなければ何か支障があるのかという御質問でございました。国民保護あるいは防災の観点からは、当然現有の機能をベースにした計画をつくるというのが基本でございますので、その旨回答させていただいたところでございます。なので、この国民保護の観点から拒むとかそういうものではないということでございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　これは土建部の問題ではないんですよ。何かあったときに、どういうふうに行政責任としてきちっと負えるかという問題なんですよ。私が先ほど言った、このリスク評価というのをちゃんとやっているんですかということも、これも大きな問題なんですよ。この指定をずっと延ばし延ばしにしていくのは、リスク評価がちゃんとあるのかと。それに基づいて代替案があるのかということが、まず行政としてきちっとやっていかなくてはいけない話でしょう。そういったことを私は言っているんですよ。僕が言っている意味分かりますか。そのまま放っておくわけにはいけないということですよ。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時０分休憩

午後９時１分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　国民保護の議論の中では、そのようなリスクの評価というのは行われていないということでございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　これやらなくてはいけないんじゃないですか、どんなにしたって。仮に指定を受けるであっても、そういうリスクがありますよということは僕やるべきだと思いますよ。そう思いませんか。普通にあるでしょう、リスク評価は。ただやっただけの訓練では意味がないだろうが。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今県と国、先島５市町村が取り組んでいる国民保護の訓練については、特定の事態を想定したものではございません。その際、万が一の場合に備えて、先島から九州各県へ移動する際の様々な問題点というのを整理しているというところでございます。実際のリスク評価等については、この中では触れられていないということでございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　離島というのはね、地続きじゃないんですよ。特殊な環境にあるからリスク評価をしておかないと、ほかのところとは違うんですよ。そういったことをもう少しやるのが行政の責任だと僕は思いますよ。やっていませんじゃ通らんよ、これは。もうちょっとしっかりとね、防災対策とか災害対策のときに、この地域にとってどういうリスクがあって、ど

ういう備えをしておかなくてはいけないかぐらいはちゃんと考えておいてくださいよ。

質問を変えます。

石垣市が可決したこの尖閣諸島の条例の件でありますけれども、私は可決された条例は、尖閣諸島を行政区域に持つ地方自治体としての責任を制度として示したものだと思っています。この条例に至るまで、石垣市は長年にわたり尖閣諸島をめぐる具体的な施策を積み重ねた履歴があります。日々厳しくなる尖閣諸島の状況を目の当たりにして、行政区内の保全と利活用を明確に内外に示す画期的なものだと私は理解しています。

まず知事の評価、認識をお伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　まず条例についてですけれども、尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例は石垣市議会において、尖閣諸島や周辺海域に関し適正な管理や持続的な発展を図る必要があると考えて条例化されたものと考えております。

他方、尖閣諸島をめぐっては、平和的な外交対話を通じて一日も早い解決が図られるよう、県としてはこれまでもこれからも、日本政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　尖閣の問題に関わってくると、いつも無関心な答弁を議会でされるんですよね。知事ね、この知事答弁の姿勢そのものが、県民にとって県政の判断につながってくると、もう自覚されたほうがいいと思いますよ。

それでお伺いしますけれども、具体的にいろいろやっていると言うけれども、２点お伺いしますね。

県は安心・安全のために、漁業者や国に対して具体的な要請の内容について、いつ、何度、実施したのか示せますか。

もう一点が、中国政府に対して領海侵入の実態について、これまで県の責務として、何か具体的に抗議なり実施してきたことがありますか。やったことがある、やったことがないならそう答えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

尖閣諸島につきましては、県はこれまでも尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ示すこと、さらなる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずること、中国との関係改善を図ることについて、繰り返し国に対して要請を行っているところでございます。

直近におきましても、今年に入りましても１月８日に防衛大臣に行っております。また１月13日には国土交通大臣、外務大臣政務官、あるいは１月14日に農林大臣に対して要請を行っているところでございます。

以上です。

○大浜一郎　議員　休憩します。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時６分休憩

午後９時６分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○溜　政仁　知事公室長　領土・領海などの国の主権に関わる問題は、一義的には日本政府において対応するものと考えております。このため尖閣諸島をめぐっては、日本と中国の政府間において見解の相違があるため、日本政府が我が国の立場を繰り返し表明するとともに、日中両政府において協議が行われていると承知しております。

以上です。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　あのね、領土と外交の件は国の仕事ですよ。こんなのは当たり前なんだよ。しかし、尖閣諸島で海域で漁業者の安心と安全に向き合うのは、県政の責務でしょう。そういうことが分からないの、あなたたちは。安心・安全を担保するって、私たちの沖縄県の海なんだよ。そういったことが分からないのかと、いつも僕は思っている。そこの海域で漁業する人たちの安心・安全を守る、向き合うのが県の責務。知事、それぐらい答えられるでしょう。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまでの答弁を踏襲するようで大変恐縮ですが、領土・領海、国境における問題については、一義的にはやはり国のほうで捉えていただきたい、対話による平和的な関係を構築していただきたいということは、重ねて要望してきているところであります。

それから特に海上保安庁においては、巡視船の大型化など、尖閣海域のいわゆる体制については強化をしているということも認識をしておりますし、私も石垣の海上保安部を視察をさせていただいた際にも、現場の司令からしっかりとその取組についての話も聞かせていただいております。

これからもまたそのような海上保安体制の強化については、国においてもしっかりと進めていただきたいということを重ねて要請申し上げたいと思います。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　残念だな。次、変えます。

中国による沖縄への認知戦工作についてお伺いします。

石垣市、豊見城市、糸満市では、この中国の発言に対応を求める意見書が出ました。この問題は、これはあくまでも歴史観を大事にすべきですし、自己認識とかそういうのは丁寧にすべきだというのは私も思いますよ。しかし、外国政府が国連の場において、沖縄県民を一くくりに先住民だと規定をして、政治利用としての認知戦のたくらみに、県知事として何も言わないとか明確な否定もしないということは、不必要に誤解を知事自らが発信しているに等しいものだと私は思いますよ。実に無責任な態度だと私は思います。

そこでお伺いしますけれど、認知戦という戦略を、知事、どういうふうに理解していますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時９分休憩

午後９時10分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　今回の場合といいますか、ちょっと私の認識で申し上げますと、認知戦と言いますと、対相手国の国内に対する情報等を送り、相手国の国内の情報を混乱させる、あるいはその考え方というのを混乱させるような工作と考えております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　しっかりとですね、これはみんなで県の中でも認識をしておいてください。認知戦というのがどういう戦略なのかということです。混乱をさせるんですよ、分断をあおるんですよ。

２番目にね、中国がこういう発言をしたことで、県民に対して国際的な誤解を招くと知事は認識していますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　そのような発言があったということは承知しておりますが、どのような意図でされたものであるかということの詳細については把握しておりません。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　詳細を把握してください。

次に行きます。

県は、公式見解として否定、説明、是正要求のいずれかを強く行いますか。行うならその方法と時期、行わないなら明確な理由を示してください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時12分休憩

午後９時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほども答弁させていただきましたが、どのような意図で発言されたかどうか、認知戦、情報戦等によって、混乱、分断を招くものであるかどうかということは認識をしておりませんが、沖縄県は日本の一地方自治体であり、沖縄県民が日本国民として日本国憲法の下で平等な権利と義務を有しているということは、誰もが疑うことのない共通の基本的な認識であると、我々は常にそのように申し上げております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　だから、私たち先住民ではありませんよということは、知事の口からは何も言えないという理解でいいですね。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　この間、議員とはこの先住民の件について質疑を重ねてきておりますが、御承知のとおり沖縄県庁においては、先住民族であるかどうかというその定義等々の議論については行っておりません。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　県庁内で話す議題なんですか。では、県庁内で結論が出たらそれを公表するんですか。アイデンティティーを大事にすると言ったじゃないですか。何の議論をするんですか。先住民かどうかという議論して、そこで結論出して、これ公表するんですか。そうですよと言うんですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　原住民に関する議論や意見、対談、討論、論調は様々あっていいと思います。それは広範な市民、住民の権利でもありますし、またそのお考えを深めていこうということは、お互いの国と国とのまた理解を深めていくということにもある一定つながる部分もあるだろうということを私も認識をしております。ですが、行政として先住民族について改めて県庁内で何らかの議論を起こすというようなことは考えておりません。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　知事、中国にぜひとも利用されないように心がけてください。

ワシントンＤＣに係る真相解明、責任所在、再発防止の件であります。本来ならこれ県が出て、きっちりと明確な説明をしなければなりませんけれど、本日の答弁でも明らかなように、これいまだに果たせない

し、果たせるのかなと疑問です。

県は報告書を提出したことで責任を果たしていると考えるのであれば、これは責任の線引きもない仕組みの改善も示されないものを見せられた県民は、何をもって行政を信頼しろと言うのか。全く県民を馬鹿にした態度なんですよね。あの報告書は、始めの導入部分の内部整理の記述だけであって、本論とは到底言えないんですよ。読めば誰でも分かります。

知事、県民は政策だけでなくて問題が起きたときにどう向き合うか、その責任の取り方、行政の信頼性への姿勢を見ているんですよ。

そこでお伺いします。

県は、期限と責任者を明示して県民に公表、説明する重大な義務があります。具体的に示せますか。それ確実にやりますよねということです。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時15分休憩

午後９時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在問題につきましては、これまで我々も調査したところでも平成27年当時のワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、その駐在と本庁の間の意思疎通が十分ではなかった、あるいは法律的な問題の理解が十分ではなかったことなどにより、様々な問題が発生したと承知しております。

この問題に関係した職員に対しては、義務違反の有無、原因及び過失の程度等について調査を行い、６名の者に対して訓告の措置を講じたというものでございます。

○大浜一郎　議員　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時16分休憩

午後９時16分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　これも繰り返す答弁で申し訳ありませんが、県ではワシントン駐在の問題に関しては、百条委員会の調査事項も含め真摯に対応させていただくとともに、我々が把握している事実と情報に基づく整理や分析を行い、問題が発現するに至った要因や再発防止については、昨年11月に報告書として取りまとめて公表させていただいております。そして私は、知事においては公務の遂行に対する県民の信頼回復に努めなければならないということを強く決意をし、透明性を確保した適切な行政運営を一層推進したいということで、去る11月には知事の給与を減額する条例案も提出させていただきました。そのような経緯についても御議論をいただいているものというように承知をしております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　先ほど申し上げましたように、この報告書には真相解明、責任所在、再発防止の設計書も何もないんですよ。いまだに混乱しているじゃないですか皆さん。

私はこれ確認したいんだけど、この報告書はあくまでも整理論なんですよ。整理をしているだけ、今までの。これから何をどうしていくのか、真相解明はこれなんだ、責任の所在はこれなんだと、再発防止はこういう設計なんだということをきちっとしてやらないとこれは報告書にはならないんですよ。だからこの報告書は明確に最終報告ではないということを認めますよね。これ認めないと話終わりませんよ。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　報告書の中でも述べさせていただいております、詳細は省きますけれども、この文書による保存、保管、そして手続がなされていなかったということ、議会において報告すべき内容があったことが報告できなかったことなどなど、その反省点を振り返り、決してこういうことを繰り返してはならないということを含めて、その報告書の中でも反省点と改善点をしっかりと述べさせていただいております。

よって我々は、これからも公務の遂行については信頼をしっかりと回復をし、さらにその信頼を損ねることがないように努めてまいりたいということも重ねて申し上げさせていただいております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　分かります、知事の思いは分かります。だから思いではないんです私たちが言っているのは。具体的に真相の解明、所在、再発防止。だからあの報告書は最終版ではないですよねということを私は皆さんに聞いているわけですよ。最終版にはなるはずがないんですから。そこを聞いています。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　この報告書につきましては、これまでの経緯を踏まえて原因等を整理したものでございます。知事からもあったとおり、リスク発現の要因と再発防止等を書いたものでございますので、今のところこれ以上のものはないと考えております。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　次に移ります。

この新たな米国駐在機関に関する問題です。(8)番です。

知事、今県民の見ているのは、新たな米国駐在の機関の必要性よりも、県政の順序と責任ある行動の在り方ではないかと私はそう信じています。

しかし再設置の検討を指示したことについては、本当に正直驚きました。なぜそのような指示が今の時期にできるのか。県民には責任の処理より政治的思想を優先していると、こういうふうに見るに違いありません。

知事に、これは具体的に説明を伺いたいんですけどね。百条委員会の開会中にもかかわらず、再開の準備を進めるのは前進ではなくて未処理案件を先送りにしているとしか言えません。責任ある処理を終えてから再検討するのが、行政としての順序です。知事はその順序をしっかり踏まえて、これを処理していくと断言できますか、伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほども答弁させていただきました。我々の一定の見解は報告書で述べさせていただいております。

他方で、ワシントン駐在問題については議会の権限に基づき、地方自治法第100条に基づく百条委員会が現在進められておりますので、その場においても我々は真摯に対応してまいりたい。

しかし他方で、米国における駐在機能については基地問題のみならず、経済、観光、文化、ウチナーネットワークの継承・発展、そして新たに設置しようと考えております南米における取組との連携等、幅広い分野でやはりその北米への事務所の設置は、必要であるという声が非常に大きいということも考えております。ですから、より透明性の高い、しっかりとその反省を踏まえた上での検討ができないかということは、並行して研究をさせていただいているということでございます。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　思いは分かります、何度も言っています。思いは分かります。ちゃんとしたら我々だって支援しますよ。しかしまだ何も解決していないんですよ。分かりますか。真相解明、責任の所在、再発防止の設計なんかできていないでしょう。それを終わらせてからやるんですよ。これが行政の順序でしょう、やり方でしょう、責任でしょう。なぜそういうことが分からなくて思いばかり言うんですか。だから混乱が起きるんですよ。

もう一点、知事に再度お聞きしますけどね。

当初予算に米国駐在予算を計上しないとしても、百条委員会の終了後に、本年度中に補正予算で計上する意思があるとも耳に入ってきたりもします。百条委員会の報告書が提出され、再発防止策など十分な議論が尽くされていない段階での予算計上はしないと明言できますか。知事、明確に答えてください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　百条委員会の取扱いについては、我々も真摯に対応させていただきたいと思いますし、またその取組についても真摯に受け止めさせていただきたいと考えております。

○大浜一郎　議員　休憩します。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後９時23分休憩

午後９時24分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○玉城デニー　知事　繰り返すようですけれども、我々もその再発防止を徹底するということはもう大前提で、今、では北米事務所をどのような形で設置するべきかということを様々な方面から検討をしております。

ですから、それは百条委員会とは別の行政としての検討すべき課題であると、我々は責任を持って、真摯にそこも県民の声に応えなければならないという思いで取り組ませていただいております。百条委員会がどのぐらいの期間、この後行われるかどうかということは先が見えませんので、今そこで予算化するかどうかということについても、議員が仄聞していることに私がこの場で明確にお答えすることは控えたいと思いますが、百条委員会には引き続き真摯に対応するというのが県の姿勢だということをまずお受け止めください。

○中川京貴　議長　大浜一郎議員。

○大浜一郎　議員　知事、これはね、なぜワシントン事務所がここまで問題になったかというのは、みんながアライアンスが取れていない。誰も知らない、分からない、忘れた、記憶にない。しかも海外だからね、海外で何が起こっているかというのも全然把握できていないということが積み重なってそういうふうになってきているんですよ。

だから今回、北米にするにせよ、南米のことは僕らは聞いているから分かりますが、北米にする際には、知事、きっちりと仕事を収めてから、思いは語っていいかもしれないけれど、きっちり収めてからでないと前に進めないと。これは知事としての政治責任でもありますよ。行政責任でもあるけれど、政治責任でもあ

ると。そこはしっかりと肝に据えてやっていただきたいと思いますけど、最後どうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　ほぼ私も、議員の御意見と相違はないというように受け止めさせていただいております。ですから、これからも真摯に対応してまいりたいと、そのように答弁をさせていただいております。御理解ください。

○大浜一郎　議員　アラーグ　フガラッサ。

○中川京貴　議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後９時27分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月26日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

令和８年２月26日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

令和８年２月26日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで

甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）
甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）
甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例
乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第33号議案　工事請負契約について
乙第34号議案　工事請負契約について
乙第35号議案　工事請負契約について
乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（45名）

47 番	中川京貴 議長	22 番	新垣淑豊 議員
42 番	上原　章 副議長	23 番	比嘉　忍 議員
1 番	瑞慶覧長風 議員	24 番	当山勝利 議員
2 番	瀬長美佐雄 議員	25 番	西銘純恵 議員
3 番	大田　守 議員	26 番	仲村未央 議員
4 番	儀保　唯 議員	27 番	新垣光栄 議員
5 番	米須清一郎 議員	28 番	玉城健一郎 議員
6 番	高橋　真 議員	29 番	山里将雄 議員
7 番	宮里洋史 議員	30 番	糸数昌洋 議員
8 番	徳田将仁 議員	31 番	仲里全孝 議員
9 番	新里治利 議員	32 番	仲村家治 議員
10 番	新垣善之 議員	33 番	下地康教 議員
11 番	新里　匠 議員	34 番	新垣　新 議員
12 番	平良識子 議員	36 番	大浜一郎 議員
13 番	比嘉瑞己 議員	38 番	渡久地　修 議員
14 番	次呂久成崇 議員	39 番	當間盛夫 議員
15 番	喜友名智子 議員	40 番	仲宗根　悟 議員
16 番	幸喜　愛 議員	41 番	山内末子 議員
17 番	上原快佐 議員	43 番	西銘啓史郎 議員
18 番	松下美智子 議員	44 番	又吉清義 議員
19 番	喜屋武　力 議員	45 番	呉屋　宏 議員
20 番	大屋政善 議員	46 番	島袋　大 議員
21 番	小渡良太郎 議員		

欠　席　議　員（1名）

35 番　島 尻 忠 明 議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城　肇	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	井澤和生	警察本部長
北島智子	生活福祉部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
真鳥裕茂	こども未来部長	池田　修	人事委員会委員長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
宮城　優次	長	川満鈴花	主任
上原　毅	議事課長	浦崎千都	主事
宮城　亮	課長補佐		

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大議員。

○島袋　大　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島袋　大　議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の島袋大でございます。

自民党は今日が最後になると思っておりますから、よかったですね。しっかりとその辺をまとめ上げながら質疑したいと思っております。昨日までの一般質問を拝見しましたけれども、２日目はうちの議員がワシントン事務所を集中的にされていましたけれど、知事、ワシントン事務所は今百条委員会という調査特別委員会に移っているんですけれども、百条委員会でも何ら回答、答弁が、答えられません、記憶にありませんというのが一遍でありまして、それで一般質問を皆さんやっているわけですよね。それでもらちが明かない。過去にやった質問も答弁を聞きますと二転三転ころころ変わっている。私は、これが何のために、この

問いただす百条委員会に付託されたのか意味が分かりません。知事、ここはそういった形で調査を深掘りする委員会でありますから、責任者である知事のほうから、執行部に対してしっかりと指示をしていただいて、出せる資料はどんどん出していただく。そういったことをしてもらわないと、きちんと着地点が見いだせないと思っています。ここはお互い、議会でありますから与野党で白黒はっきりも含めてありますけれども、着地点を見いだして、どういった形で改善の道に向けていくのかというのも一つの手法だと私は思っています。ここはしっかりと考えていただきたいなと思っていますので、理解をいただきたいなと思っています。

それでは質問に入ります。

沖縄振興予算についてお聞きします。

次年度予算について、今年度より５億円アップの2647億円となりました。厳しい財政状況の中、総額がアップしたことは大変いいことだと私は理解しておりますけれども。補正予算も前年度から９億円アップの289億円となり、合わせたら2936億円となります。ここは私は高く評価できると認識しておりますけれども、知事の受け止めをお聞かせください。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度の沖縄振興予算案については2647億円が計上され、今年度当初予算額から５億円の増額となり、一括交付金についても増額になりました。新たに次世代情報通信基盤実装に係る経費等が計上されるとともに、令和７年度に別建てで計上された駐留軍用地跡地先行取得に係る経費等が一定額確保されました。国の財政状況が厳しい中、10年ぶりに前年度比増額となったことは配慮がなされたものと認識しており、関係要路に対して感謝を申し上げたところであります。一方で、沖縄振興一括交付金を含む沖縄振興予算については、県及び市町村の要望額といまだ乖離があることから、引き続きあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　知事が答弁してくれると思ったんですが。内容としましては、特に多くの自治体が懸念していたハード交付金は10億円アップとなりました。補正でも多額の予算がついたので、そこは政府も配慮したと私は考えているんですけれども、前回の質疑でもやり取りしましたが、土建部長も補正予算については評価したものだと私は認識しているんです。けれども、知事、今回５億円アップしましたが、中には新聞紙面も報道ベースも含めて、５億円はちょっと少な過ぎるんじゃないかとか、あるいは５億円で喜ぶ姿がいかがなものかという声も聞くんです。私は沖縄振興調査会の会議に何度も入って――知事も担当部長も皆さん入っていると思いますけれども、１万円だろうが1000円だろうが100万円だろうが、あの押し引きというのは並々ならぬ異様な雰囲気の中でやっているんです。そこの５億円アップというのは我々最大限に配慮してもらわないと私は困ると思っているんですよ。ましてや、我々自民党としても野党ではありますけれども、ここは県民のことを考えれば、しっかりと玉城県政を支えるためでも――我々予算をぶった切れとかそんな話じゃないですよ。１円でも多くしっかりと県民のためになるような仕事を我々はやっているんですけれども、その評価はどんなですか。今知事のほうから、５億円アップして本当にいろんな意味で我々は努力してきましたということは言えませんか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　議員の御意見にありますとおり、沖縄振興調査会でも本当に厳しい御意見を受ける中で、我々もやっぱり自分たちで有利な県債などを活用しながら、決して一括交付金などに頼り過ぎないように、バランスのある財政を心がけていかなければならないというような御指導などもいろいろいただきながら、この沖縄振興予算全体についての議論をしていただいております。議員がおっしゃったように補正予算を合わせると3000億円近いというそういうような年の全体の予算になる、いわゆる15か月予算というような表現も使えますけれども、そういうように取組を継続していく中で補正をつけ、さらに新年度予算においてもその額の増減ではなくてどのぐらい県からの要望が認められたかということが、しっかり議論の中で形として出てくることに我々も大変大きく期待をしているわけであります。そういう意味では、これからもまたそのような努力を重ねて県政の発展、県民の福祉の向上、暮らしの安定のためにも一緒に頑張ってまいりたいというように考えております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　今年は県知事選があるということでありますけれども、これから迎えます次年度の概算要求、８月に大体概算要求決定するんですが、私が一つ気になるのは、今回の高市政権は施政方針演説でも――私ちょっと拝見しましたけれども、従来の補正予算はなしだと、新年度予算に全部盛り込むと言っているんですよ。ここが我々も経験していない未知の世界

なんですよ。あの総理は言ったことやりかねませんからね。新年度予算に我々がどんな議論をしていくかというのが大きなポイントになってくると思うんですけど、その辺は県の対応としてどういうふうに考えていますか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　高市政権の方向性、まだ就任して間もない、しかも第２次組閣を行ってその顔ぶれは第１次と同じ顔ぶれではありますけども、引き続きその政府の動向をしっかりと注視をしながら、議会とも協力をしてきちんとその形を見せながら予算要求できるように頑張ってまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　知事ここは――知事はまだ出馬表明していないからどうこう私言いませんけれども、選挙になるんだったら大変だと思いますが、仲井眞県政の恐ろしいところは、担当部長に責任をしっかりと任せて、予算の調整は君が責任持ってやってきなさい、最終的に私が出てくるからと、そこで最後押し引きしたんですよ。この現場を私も見せてもらいましたけれどもね。玉城デニー知事にはここがないと私は思っているんですよね。しっかりと担当部署と連携をする。我々自民党ともしっかりと連携する。新年度予算に向けての新しい手法になってくると思いますから、ここを私は大事にするべきだと思っていますよ。ここは我々全然ウイング広げてお話しようということはしますよ。しかし対話をしようと私はいつもウイングを広げて、心を広げているのに知事が来ないわけですからね。ここは、県民の皆さん方は間違った考えだと思いますよ、島袋大がいつも強硬にノーと言っているような雰囲気ですが、そうじゃないですよ。県民のためにしっかり私は考えていきたいと思っていますよ、知事。

次に、GW2050のプロジェクトについてお聞きします。

御存じのとおり、政府の次年度予算の紙に大きな肝として、GW2050が書かれました。政府の骨太方針にも書き込まれましたので、政府としてはこの事業は全力で取り組むことだと私は思っております。当然沖縄県と二人三脚でないと事業は進みません。もちろん我々沖縄自民党も全面的に協力はしていきます。まずはGW2050の推進に当たり沖縄県の基本方針をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　ゲートウェイ2050プロジェクトにつきましては、本県が掲げている強くしなやかな自立型経済の構築にも資する取組だと考えております。本県が抱える課題や強みに対する認識に加え、成長産業として位置づける分野も、県の計画でも施策単位では共通点も数多く確認できております。

県としましては、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出せると認められるアイデアについては、連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　私はGW2050の大きな肝は、那覇空港の機能強化と返還予定の米軍基地跡地の一体的な開発をいかに具体的に進めるかが大きな課題だと考えているんですよ。特に那覇空港の機能強化、ここが最も重要だと私は考えております。それでは機能強化とは何かですよ。そこはずばり第１滑走路と第２滑走路の間を埋めることだと私は思っているんですよ。皆さん、普段から那覇空港を利用して思いませんか。第２滑走路に着陸してだらだらとターミナルまで移動する。第１滑走路と第２滑走路を埋めて、その埋めたところに新しいターミナルを移動して運用すれば、もっとスムーズにお客さんを乗り降りさせて、飛行機の離発着も伸びると私は思っております。さらにターミナルを移動させた跡地は、経済活動に幾らでも利用価値があるわけですよ。知事、ここはぜひ沖縄県として真剣に検討していただきたいなと思っています。今後観光立県として沖縄県がもう一度一皮むけるためには、那覇空港の機能強化は絶対に避けられないと私は思っております。もちろんあそこを埋め立ててターミナルを移すことには莫大な費用がかかるんですけれども、しかしそこは我々もしっかりといろんな面でお支えしますよ。ぜひ一緒に政府に対して提案すべきだと思いますけども知事いかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　那覇空港の機能強化は当然沖縄県の優位性や発展可能性を存分に引き出すものであると考えておりますし、また周辺が非常に狭隘な関係から、自衛隊との関係をどうするかというふうなことも含めて、那覇空港の一体的な開発については国や経済関係団体との協議、それから那覇市をはじめとする市町村との協議などもしっかりと進めていきながら総合的な大きな計画にしていく必要があるだろうと考えております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　2050年といってばかでかい長い話だよと言うかもしれませんけれども、そうじゃないと思っていますよ私は。お互い早めにその辺の議論を

して、スキームづくりをしっかりとやっていくことによって早めに事業は進むと思っていますし、土地の先行取得も米軍返還用地もやっているわけですから、そこをしっかりと理解して一緒に頑張っていきたいと思っております。

次、安和桟橋の安全対策についてであります。

進捗状況はどうなっていますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　安和桟橋の出入口付近においては沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。また安和桟橋出口において車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。県は道路管理者として道路法に基づき必要な安全対策を講じているものと認識しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　県警にお聞きします。

捜査の状況はどうなっていますか。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　お答えいたします。

御質問の事案につきましては現在も捜査中でございますので、具体的な捜査状況につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、県警察といたしましては関係者から聴取を行い、各種証拠を精査するなどあらゆる観点から慎重に捜査を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　この場所は死亡事故が起きて、いまだに反対派の皆さん方がいろんな面でわめき散らしていろいろやっていますけれども。死亡事故が起きた場所なんですよ。にっちもさっちもいかない。これ一般論でちょっとお聞きしますけれども、死亡事故が起きた。ガードレールを設置しないといけない。これ手続論――まず土建部では、地域の皆さん方を含めてガードレールを設置してくださいと言ったら、手続上どうなりますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　一般的に、道路の利用者等から道路施設に関する安全対策について要望が寄せられた場合、現地を確認の上、道路法に基づいて道路管理者として必要な対策を講じることとしております。今回の安和桟橋におきましては安全対策に関する要望がありましたので、街路樹の伐採やラバーポールの設置で視認性の向上を図るなど道路管理者として実施可能な安全対策を実施しているところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　県警としてはどうですか。

○中川京貴　議長　警察本部長。

○井澤和生　警察本部長　警察といたしましては、やはりこの死亡事故のような重大事故が発生した場合におきましては、これも一般論ではございますけれども、警察、道路管理者、関係自治体が連携を行いながら、同様の交通事故の再発を防止するという観点から必要な対策を検討して措置を講じているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　道路管理者の判断でできるということなんですよね。あの死亡事故が起きて似たような事故が２件ありました。そういった形も考えれば、必要性があるということでいろんな面で皆さん方が言っていますよね。ラバーポールをしただけで済んでいますけれども。ガードレールをしない限り、すり抜けて同じような死亡事故が起きかねないと言っているわけですよ。最終的には道路管理者の判断ですけど、知事、もう土建部長の話はいいです。知事がどうするか、ガードレールを設置するかしないかの判断なんですけれどどうですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまでも土木建築部長が答弁を重ねてきておりますけれども、歩行者の歩行を妨げるような場所へのガードレール設置は法律上できないということでございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　県民の皆さん聞いていますか。死亡事故が起きた後は、淡々と法律上できないって、そんなことあり得ませんよ。あなたが設置できると言ったら、できるんだよ。県民の皆さん、こういう知事ですよ。誰一人取り残さない、残しているじゃないですか、しかも亡くなったんですよ。そういったことを考えて私はやるべきだと思っています。これはしっかりと続けていきますよ。地域から要請が来たらどうするんですか。あなた方はないがしろにするんですか。冗談じゃないですよ。その辺はしっかりと理解してください。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島袋　大　議員　ごめん、休憩。すみません。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島袋　大　議員　次です。

池田副知事の任期途中での辞任の経緯についてであります。どうなっていますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

池田副知事においては、今年の３月末までの任期となっていたところ、去る２月９日に知事に対し、３月11日で辞任したい旨の辞職願を提出されました。ワシントン駐在に係る百条委員会の証人喚問での御指摘や県議会での議論の推移など、様々な事情を総合的に勘案した上で辞職願を提出することを判断されたものと認識しております。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　唐突に池田副知事が辞めるというわけですけれどもね。私は納得いきません。どういうことかなと思っています。人事権を持っているのは知事ですから聞きますけれども、そもそもなぜ池田副知事を替える必要があるんですか。政府といろんな面で議論や調整をしてもらって、私たち自民党ともいろいろ調整役――議論して汗かいてもらいましたよ。その副知事が辞めるということですけれども、この副知事を替える理由、知事から聞きたいですね。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまで池田副知事には県政のトップである私をしっかりと支えていただき、庁内の調整、そして議員御意見のように国との調整、外部との調整などなど非常にその卓越した見識で様々な副知事としての業務をこなしてこられたということで大変尊敬をしております。なお辞任ということは、御本人が総合的な事情を勘案された上での重い決断に至られたものだというように慎重に受け止めております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　知事、じゃあ池田副知事からいつ頃そういった形の話を聞いたんですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　直接、その辞任の申出を受けたのは２月９日であります。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　県庁内でもなぜ辞めるんですかという声を幾つか私は耳にしたんですけれども。実際、経済界を含めていろんな方々から話を聞きますと、昨年の10月の時点で池田副知事は再任だと。次も副知事をしっかりやっていきますということで経済界のみんな話を聞いているんですよ。その中で今言うように１月に、いきなり副知事が辞める。あり得ませんよ、知事。何らかの話があったんじゃないですか。どうなっているんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　御自身に様々なお考えがあったのだろうというように思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　その10月の後、11月に空自のフェスタがあったんですよね。三役の皆さん方は、米軍機が展示されるんだったら参加しないということを言ったわけですよね。しかし池田副知事は参加をした。ここは副大臣からも聞きましたよ。いろんな面で、搬送空輸の面で感謝を申し上げますということで、参加をしていただいたということですけれどもね。これが11月。その後ですよ、問題は。知事、この後に、まさか与党から池田副知事に、ワシントン問題も含めてこういった形でやっているけれども、本当に辞めてもらったほうがいいんじゃないかって話はないですよね。まさか人事に与党側が政治介入して、はい分かりましたと、あなたは１月に調整して、池田副知事が辞任したということに持っていってませんか。10月時点では再任という話なんだよ、経済界は。その辺はどうなっているの。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　どのような市井での話があるかということについては百般、百論あると思いますけれども、池田副知事に至りましては様々な状況を勘案されたということと承知をしております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　目の前の辞められる方に私どうですかって聞きたいですけどね。そこまでいきませんよ。あなたが最後決めたんだから、知事。こんな与党の意見を聞くのもいいけど、そういった形で蓋を閉めるようなことしないでくださいよ。そこはしっかりと考えるべきだと思っていますよ。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○島袋　大　議員　和牛繁殖農家への新年度の支援策についてであります。

和牛子牛価格が下落した要因は何なのか伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

肉用子牛価格は、令和３年４月をピークに令和６年９月まで下落しました。肉用子牛価格下落の要因については、コロナ禍に伴う国内及びインバウンド需要の低下や、配合飼料価格の高止まりなどによる肥育農家の子牛の買い控えや導入意欲の低下が考えられます。なお令和６年９月以降、肉用子牛価格は上昇傾向にございまして、直近３か月においては平均価格は70万円を上回っているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　和牛繁殖農家の直近３年間の農家戸数はどのようになっていますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

和牛繁殖農家の直近３か年間の農家戸数でございますけれども、県が実施しております家畜・家きんなどの飼養状況調査結果によりますと、和牛繁殖農家戸数は令和４年が2212戸、令和５年が2123戸、令和６年が2046戸となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　繁殖用母牛の直近３年間の頭数はどのようになっていますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　繁殖用母牛の直近３か年の飼養頭数でございますが、これも先ほど答弁させていただきました県が実施しております家畜・家きん等の飼養状況調査結果によりますと、繁殖用母牛の飼養頭数は令和４年が３万8454頭、令和５年が３万7153頭、令和６年が３万5555頭となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　直近の和牛子牛価格の平均価格が上昇していますけれども、要因は何ですか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

令和６年９月以降、肉用子牛価格は上昇傾向にあり、直近３か月においては、平均価格は70万円を上回っております。肉用子牛価格上昇の要因については、コロナ禍の収束以降、国内及びインバウンド需要の回復などに伴い、肥育農家の子牛の導入意欲が回復したことなどによるものと考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　11月議会――去った議会ですけれど、附帯決議において、和牛繁殖農家をはじめとした畜産農家の経営実態を的確に把握し、経営再建につながる実効性のある施策について検討を行い、その方向性を新年度予算において明確に示すことを全会一致で可決したんですけれども、どのように取り組んでいますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

11月議会において、①畜産農家の経営実態を的確に把握することや、②経営再建につながる実効性のある施策について、その方向性を次期予算において明確に示すことが附帯決議として採択されました。同附帯決議を受け、県では、畜産農家の経営安定を図り、持続的な本県畜産業の発展を図るための中長期的な施策として、新たに沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例案を今議会に提案し、令和８年度当初予算に約20億円を計上しております。また、和牛繁殖農家の経営実態を的確に把握するため、令和８年度に、沖縄県畜産経営技術指標を改訂することといたします。また引き続き、和牛繁殖農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　同じく昨年の11月20日に和牛繁殖農家の経営安定化及び生活支援に係る要請が農家の皆さん方から行われたと思いますけれども、その内容をどのように検討し、新年度予算に反映したんですか。伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

昨年11月に和牛繁殖農家の経営安定化及び生活支援に関する要請を受けたほか、10月には農業関係団体から畜産振興対策に関する要請を受けたところでございます。県では、これらの要請内容を踏まえ、和牛繁殖農家をはじめ畜産農家の経営安定と本県畜産業の持続的な発展を図るため、中長期的な視点に立ち、生産基盤の強化等に取り組むことを目的とした新たな基

金を創設することとし、令和８年度当初予算に約20億円を計上したところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　この件について私３年間やっていますけれども、今日250名近くの皆さん方が仕事の手を休めて映像で拝見しているそうです。知事、私が今から確認をしますけれども、明確にリーダーとしての決意も含めてちょっと判断していただきたいと思っていますよ。

和牛繁殖は、在庫産業だと思っています。母牛が生産設備ですね。これが減っているのに制度が変わらないので、今構造的な問題が起こっているんですよね。価格が上がっても頭数が減れば総生産は減っているんですよ。これ供給の縮小型の価格上昇であって、好況ではないと思っています。ここ数年、和牛繁殖農家への支援を行ってきたと毎回我々は議会で回答いただいているんですけれども、母牛の頭数はどう推移しているのか。減っているんですよね。離農率は改善したのか。毎年離農が多いんですよね。出荷頭数は維持できたのか。出荷頭数減っているんですよ。効果が出ないのに継続する根拠は何ですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー　知事　本県の畜産業は、農業産出額の約４割を占める重要な産業ということで認識をしておりますし、また肉用子牛の取引頭数は全国４位の産地であるということ、離島も含めた地域を支える重要な品目と認識をしております。先ほど農林水産部長から答弁がありましたとおり、11月議会において経営再建につながる実効性のある施策について、その方向性を次期予算において明確に示すよう附帯決議もなされたところでありまして、今般、その畜産農家の経営安定を図り、持続的な本県畜産業の安定を図っていくために、やはり中長期に取り組まねばならないということで、新たに基盤強化支援基金条例を提案させていただいております。このように若手後継者の育成を含め、これからの沖縄の畜産農家に対する様々な支援体制をしっかりと構築していくためにこの基金を活用しながら、常に現場の方々の意見に耳を傾けてまいりたいというように考えております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　あのね、知事。その辺知事は理解していると今聞いて答弁で言っていると思いますけれど、今農家では子牛や母牛が高値で売れているので早めに売り切って離農しようと思っている方々が増えているんですよ。毎回競りで頭数が減っているんです。そして子牛の数が減っているわけですから、いろんな面でこれ高値になっていますけど、子牛の数が減っているから高値なんですよ、皆さん。本当にこれでいいんですか。知事が先ほど述べました、全国で４位の子牛生産地である沖縄県の地盤が今崩れているんですよ、知事。ここ数年で急速に減少している現状を打破することができるのは、農家が一番よく分かっていて、それを訴え続けているのが今回の農家の皆さん方のいろんな面での要請や我々県議会の附帯決議なんですよね。それを踏まえてどうなんですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

子牛の出荷頭数が令和４年度が２万5247頭ということで、令和６年度が２万3882頭となっております。そのような状況を踏まえまして、県ではこの配合飼料の購入でございますとか子牛価格下落への補助、あるいは優良繁殖雌牛更新に係る支援に加えまして、肉用牛経営サポート体制の強化など様々な支援に取り組んできたところでございます。その結果、離農率――確かに離農される方もいるということは認識しているところではございますが、離農率は全国と比べるとちょっとまだ低い状況で推移しているということもございますので、そこはやはりある程度県の支援というのも一定の効果があったものではないかと考えているところでございます。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　今回のこの沖縄県畜産生産基盤強化支援基金も含めて20億と言いますけれども、この中身、枝葉を教えてください。どんなメニューなんですか。

○喜屋武盛人　農林水産部長　ちょっと休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

本基金事業は、種畜の導入支援や家畜改良、自給飼

料の増産などの５つの柱に基づき各種施策を推進することとしております。具体的には、和牛繁殖雌牛や優良乳用牛の導入、ゲノム検査を活用した高能力種畜の育成、あるいは畜産環境対策、家畜衛生対策及び自給飼料増産対策など総合的かつ効果的な支援を実施することとしております。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　これは20億円の基金と言いますけれども、これ今のメニュー含めて使った場合は基金が減るわけですけれども、これ積み増しはありですか。実際これは単年度の基金ですか。どうなっていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

この基金は取崩し型の基金となっておりますけれども、今回の基金の創設に当たりまして外部有識者等による効果の検証も行うこととしております。そういった検証結果や生産者団体などとの意見交換を踏まえつつ、財源の確保も含め、今後の在り方については検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　ですから部長、今20億の基金を使ったら減っていくわけですから、この辺の積み増し、そして時期はこれ単年度の20億なのか、どうなっているのか。その辺を教えてください。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　失礼しました。

この基金でございますけれども、５年間で20億を使っていくというふうな基金になっている状況でございます。

以上です。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　そうでしょう。基金といっても５年間のめどなんだよ。私が言っているのは、今日あしたどうなるか分からない状況なんだよね。この沖縄県の子牛和牛というのは、繁殖農家というのは、沖縄の超がつくぐらいブランドのスタートなんだよね、これが。その中で今離農して経営も苦しいという中で、子牛の数も減っている中で、高値の推移――高値が崩れた場合にはどうなるかといったらもう大変な状況になるんですよ、知事。これ20億円を５年間で使えじゃないし、ましてやこの中身も含めて――今畜産だから全部バリエーション高いわけですよ。豚もあれば酪農もあれば鶏もいれば、そうなるわけですよね。そこでそれだけで和牛繁殖農家を特化せよってことまで私言いませんよ。しかし、状況を見ても、和牛農家、繁殖農家というのは、１頭の母牛から１頭しか生まれないんですよ。最短で競りにかけるまで約１年、１年ちょい、よくて２年かかるかもしれない。その中で今70万円が競り価格になっている。高値と言われている。しかし以前は、80万、90万あった。その中で、母牛を売り渡して、母牛を競りに売って、子牛含めて――もう子牛がいないわけですよ。母牛がいなくなるから生まれることがないわけですよ。それをまた母牛を買いなさいという助成をしてもいいよという考えでも、助成金をもらっても大きい金額がない農家の皆さん方はもう仕事辞めなさいあなたと言っているんだよ、今現状は。私はそこを考えてほしいと知事に言っているんですよ。ですから、ここ確認したいのは、その運転資金が不足している農家が多いわけですよね。その農家は収入までに約２年ちょいかかる。優良母牛の導入をすることが可能だと思いますか、そうではないわけですよね、私が今言ったように。その中で前回の即効性の支援を求める要請を我々はやったんだけれども、この和牛繁殖農家に水を入れないで経営持続が可能ですかということですよ、何度も言いますけど。今回、新たに基金をつくり、予算化しておりますよ。この内容をそういったことも――組替えじゃなく、新たなメニューに入れられるのか。沖縄の和牛畜産という長年構築してきたこの産業が止まる可能性が高いんですよ。ですから、この基金を活用して何らかの形でのメニューをつくって取り入れる。ここは知事の判断だと思いますが、どうですか。できますか、できませんか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　今議員御案内のように、農家の皆さんの経営状況は様々な状況にあるということは我々も十分承知をしなければならないと思っております。先ほども申し上げましたが、本県の畜産業は農業生産額の４割、そして肉用子牛の取引頭数は全国４位の産地であるということ、これはもう紛れもなく沖縄からブランド牛を発信していくその場所でもあるということが、全国の農家にも認められているということは間違いないと思います。先ほど議員御提案の沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例、これは先ほど部長からの答弁で５年間で約20億円という、ある程度基金を設置する場合には何年間でどのぐらいの規模とい

うことをあらかじめ計上させていただきますが、しかし中長期的に取り組むためにはこの基金の想定される先の状況によってもいろいろと変化が生じてくるということは我々もよく分かっております。ですから、そこには機敏に対応する、そして迅速に農家に支援の手だてを講じていく。それはこの基金を提案している以上、そういうことも想定しての提案ということでお受け止めいただき、さらなる取組の厚みについては議会の御協力もいただきながら取り組んでまいりたいということを申し上げたいと思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　知事、まさしく今の答弁を聞いてもうちょっと深掘りしたいんですけれども。今私が言った、この１次産業の中でこの畜産の和牛、ここを今止めるわけにいきませんから、今この基金のメニューは６項目あるんですけれども、今私が言っているこの離農者に歯止めを利かす、そして子牛がいない状況で母牛をしっかりと新たに持って、子牛をたくさん育てて、いろんな面で販売意欲を上げていく。それをするためには何らかのてこ入れをしないといけないわけですよね。そこで何か基金を活用してということでやらないといけない状況は来ているんだけれども、先ほど知事が言ったように、中長期に見るんだったら、もう短期的に今全く効かないわけですから、その基金のメニューに新たに盛り込んで、そういう考えられる余地をということで、今の知事の答弁で私は理解していいんですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　その点については農家の直接の御意見、それから有識者の意見等も参考にしながらしっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　農家の意見、いろんな面で専門家と言っていますけど、私同じこと３年間言っていますよ。３年間言い続けているんですよ。ですから、知事には現場も見に行ってもらいましたけれども、いろんな面で参考にします、検討しますということは、知事も議会議員経験者で私も24年目ですけれども、行政側の検討しますというのは、やりませんと一緒ですよ。だから私は知事――この好き嫌いのバランスは崩しましょうね。踏み込んで、知事、まさしく今この農家を救うためにはリーダーの英断が必要なんですよね。ですから、私は何度も農林水産部長ともいろいろ議論、調整しましたけれど、私はこの附帯決議をもって知事に何度も会いたいと打診しましたよ。しかし知事は忙しい方ですから会えないということでしたけれども、ここで知事がおっしゃっている対話ということができれば、私は真剣に知事にぶつかって、知事、ここを酌み取れればこれだけのパイの人たちが助かるんですよと。イコール経済の発展のいろんな面でバイヤーも含めて、この売上げ率が高いから所得が上がるんですよ、と言いたかったけれど、なかなか知事の時間がなかった。だけどこういった形でメニューをつくられたのであれば、私が言っているようにもうちょっと踏み込んで、新たなメニューの中に盛り込むことは可能ですかと言っているんですよ、知事。これだけ基金を――予算はあるんだから、なくなったら上積みすればいい話であって、私が今言っているのは来年の今頃、今の農家の、この和牛繁殖農家の戸数が半減になったらどうするんですかと、知事。今食い止めるところの時期はどこなんだって言ったら、私３年前から言っていますけど、今でも最終議論ですよ、最終。これ超えたらもうなくなりますよ。知事どうですか。しゃべり過ぎましたね。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　ですから、この議会に畜産生産基盤強化のための支援基金の条例案を提出させていただいているのは、まさに令和８年４月からどのような対応を取れるかということにもかかっているというように思います。私は基金は中長期の話、先の長い話、つまりそれだけ腰を据えてやろうという意味での思いを語らせていただいておりますが、そのためには今何をすべきかということは、まさにこの条例が可決されて以降、この基金が発動していく段階でどのような手当てが必要かということも含めての議論であるというように考えております。私の友人には、子牛農家も肥育農家の方々もいらっしゃいます。そういう方々から直接お話も聞かせていただいています。ですから、あらゆることを想定して、しかしその想定を超えるような状況になったときにはどうするかということにも対応しなければいけないということも含めて、しっかり考えてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　まさしく言っていることは正論ですよ。しかし、これ条例可決したら、ウヌマーマ５つのメニューで私は終わると思っているんですよ。だから、可決する前に知事の英断と決断をはっきりさせる。今和牛繁殖農家の人たちは若い人たちですよ、皆さん。この人たちの職をなくすんですかという話ですよ。これ見ていられませんよ、私は。知事、再度聞きますけれども、このメニュー、私はこの条例は反対したくないですよ。今のようにだらだら言うんだったら

我々反対に回るかもしれませんよ。ここはきちんと整理して、その議論まで踏み込めるような余地はあるかって聞きたいんだけど、どうですか知事。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　予算総額も含めて様々な提案をさせていただいておりますので、御議論いただき可決いただければというように思います。

○中川京貴　議長　島袋　大議員。

○島袋　大　議員　ここまで議論して、私もはいはいはいはいと言って、分かりました、よろしくお願いしますって引き下がるつもりないですよ。今回これだけちょっと長い時間を取って和牛繁殖に関する質問をしていますけれども、250名近くの方々が今回映像で見ています、知事。これは本当に生の声ですから。知事も友人、知人がそういった形で農家されているんであれば、もう聞いていると思いますよ。私も何度も足を運んでいろいろ聞きますけれど、今これを支える、酌み取るべきというのは分かるじゃないですか、人間誰でも。今支えないと大変なことになるなという状況が分かるわけだから。ここは知事、これから議会、委員会も始まるんだけれども、今回の一般質問で入り口の――私も３年間やっていますから、最後聞きますけれど、いま一度この基金のメニューも含めて何とか和牛繁殖農家の離農を食い止める、そういった形の策の文言、いろんな面で調整できませんか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　議員の３年分の思いを今しっかりと聞かせていただきましたけれども、我々もこの３年間手だてを講じてこなかったわけではありませんが、いわゆる子牛の競りの価格の下落にどうしても歯止めがかからずに、国の資金も投与しながら一生懸命農家の方々を支えていきたいという思いで取り組んでまいりました。議員御提案の今支える新たな手だてということについても、しっかりと部局のほうで検討させていただいて――この場合は、やるという意味での検討だと受け止めてください。検討させていただければと思いますので、引き続きしっかりやってまいります。

○島袋　大　議員　よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

〔松下美智子　議員登壇〕

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○松下美智子　議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

公明党の松下美智子です。

初めに一言所感を述べさせていただきます。

今回の選挙に関しましては、高橋真県議の代表質問の冒頭の所感を共有しております。その上で、私が尊敬してやまない公明党の創立者池田大作先生の著作「新・人間革命」の冒頭の一節「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩であらねばならない。」を、さらに胸に深く刻み、多くの先人の御努力により、戦争のない平和な時代を歩ませていただいた一人として心から感謝し、未来の宝である子どもたちに平和を贈ることができるよう、強き決意で進んでまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の所信表明から「子育て支援・福祉サービスの充実」について。

沖縄県として過去最高額となる9468億円の令和８年度当初予算案が今議会に上程されました。その中でも、子育て支援・福祉サービスの充実は最重要施策の一つとして位置づけられています。取組に感謝いたします。

その中の主な施策について、以下質問いたします。

ア、こども基本法の理念に基づく、沖縄県こどもの権利条例（仮称）の制定と権利救済機関の設置について、条例制定の時期と子どもの意見反映の仕組み、実効性のある救済体制の構築についてお伺いします。

イ、若年ひとり親家庭への新たな支援、運転免許取得事業も含めた生活、就労等を一体的に支援する、宿泊型就労支援拠点の設置計画についてお伺いします。

ウ、新たに設置される沖縄県こども・若者施策推進基金（仮称）の目的と使途について、「こどもの貧困解消を含む、こども・子育て施策を全庁体制で力強く推進」とあります。取組についてお伺いします。

エ、沖縄県のこども家庭センターの設置促進について、現状と次年度の取組、不登校、ひきこもり等に対する多角的な支援についてお伺いします。

オ、多職種の専門家で構成されるこども・若者自殺危機対応チームの設置と自殺対策強化の取組についてお伺いします。

カ、待機児童の解消に向けて、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の安全確保と質の向上の取組についてお伺いします。

キ、歯科口腔保健対策の強化に伴う特別支援学校におけるモデル事業の展開について、モデル校に選定し

た意図、具体的な取組内容、卒業後も見据えた切れ目のない支援体制についてお伺いします。

ク、地域包括ケアシステムの深化を加速させるため新たに設置される沖縄県地域連携高齢者支援基金（仮称）の活用について、民間活力導入による生活支援サービスの創出及び市町村と連携した持続可能な仕組みづくりについてお伺いします。

２、選択的夫婦別姓制度の導入について、玉城知事の見解をお伺いします。

３、２月８日に開催された平和の礎30周年記念シンポジウムの内容と今後の平和学習充実のための取組についてお伺いします。

４、難病患者の方が福祉サービスや就労支援を利用しやすくするための登録者証の発行事業について、昨年９月議会でも取り上げました。糸数部長からは、県として指定難病の患者の方に広く周知を図るため、再度登録者証の仕組みなどについて、難病の指定医療機関、市町村、関係団体等に通知することを検討してまいりますと御答弁をいただきましたが、その後、当事者の方から担当医師が御存じなく、周知不足が否めないとのお声が寄せられました。具体的な周知の取組についてお伺いします。

５、障がいのある生徒の高校受験について。

(1)、学力検査等に際して障がいに応じた配慮を行う配慮願い申請の取組について、中学校入学時から保護者に情報提供してほしいとのお声が寄せられています。取組についてお伺いします。

６、障がい者グループホームでの事件が報道されています。安心して障害福祉サービスを受けられる環境づくりに対する県の取組についてお伺いします。

壇上からの質問は以上です。再質問は、御答弁を伺ってから行いたいと思います。御答弁よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　松下美智子議員の御質問にお答えいたします。

２の選択的夫婦別姓制度の導入について、お答えいたします。

国は、第６次男女共同参画基本計画の令和７年12月時点原案において、旧氏使用に法的効力を与える制度の創設の検討を含め、旧氏使用の拡大や周知に取り組むとしつつ、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めるとしております。これまでに、令和６年６月には経団連から制度の早期実現を求める提言が発表され、同年10月には国連の女子差別撤廃委員会から制度の導入についての勧告がなされたところです。さらに、第217回国会において、28年ぶりに審議が行われるなど、関係法律の改正の必要性を含め、今後さらに議論が深まっていくべきものと考えております。

沖縄県としましては、その国に対しては、全国知事会を通して制度に係る具体的な議論を加速、活性化させるよう要請を行っているところであり、国の動向や県民各層の議論を注視しながら、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、沖縄県こどもの権利条例（仮称）の制定等についてお答えいたします。

県では、令和８年度中の条例制定に向けて検討を進めており、主役である子どもの意見を聴き、反映させる取組等を実施しているところです。また、相談窓口を新たに設置し、子ども等からの救済の申出などに応じて、有識者で構成されるこどもの権利擁護委員会が、行政から独立した立場で調査・調整等を行い、必要な措置を講ずることを求める仕組みとしております。

県としましては、引き続き子どもの最善の利益を守ることを念頭に、子どもの権利擁護に取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(1)のイ、若年ひとり親家庭の支援についてお答えいたします。

若年ひとり親家庭では、育児への不安、就労経験の少なさなどにより、抱える課題は複雑になっています。このため県では若年ひとり親に対し、共同生活により生活全般を見守りながら、運転免許取得と就労まで支援する新たな事業を令和８年度当初予算案に計上したところです。同事業では、包括的支援が可能な事業者を公募で選定し、年間６名程度を支援する予定となっております。

県としましては、若年ひとり親家庭の生活安定と自立促進のため、包括的かつきめ細やかな支援に努めてまいります。

続きまして同じく１の(1)のウ、沖縄県こども・若者施策推進基金（仮称）についてお答えいたします。

県では、子ども・若者施策を横断的・重層的に推進していくため、令和７年３月に沖縄県こども・若者計画を策定したところです。本計画に基づく施策を推進

し、継続的かつ中長期的に取り組んでいくため、安定した財源が必要であることから、既存の沖縄県子どもの貧困対策推進基金の目的等を改正し、20億円を積み増す予算案を提案したところです。本基金を活用し、貧困対策のほか、こどもの権利擁護委員会の設置・運営、フリースクール実態調査等に取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(1)のエ、こども家庭センターの設置促進と不登校等に対する多角的な支援についてお答えいたします。

こども家庭センターは、現在20市町村に設置されており、県では、同センターの設置、機能強化促進を図るため、ワークショップ等を開催し、全市町村に設置されるよう取り組んでいるところです。不登校、ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援については、子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅに公認心理師等を配置し、様々な相談に応じ、関係機関への紹介なども行っております。令和８年度には中部地区にサテライト相談窓口を設置し、相談体制の拡充を図ることとしております。

続きまして同じく１の(1)のカ、待機児童の解消及び幼児教育・保育の安全確保等についてお答えいたします。

本県における待機児童は、施設整備が進んだことにより10年連続で減少し、令和７年４月１日時点で171人となっており、最大の課題である保育士の確保に取り組んでいるところです。また、幼児教育・保育の安全確保と質の向上に向けて、保育所等へは施設監査、認可外保育施設へは立入調査を年に１回行うほか、認可外保育施設に対しては、ソフト交付金を活用して給食費及び健康診断費等の助成をするなど、保育の質の向上に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のオ、こども・若者自殺危機対応チームの設置と自殺対策強化の取組についてお答えします。

令和７年度から開始したこども・若者自殺危機対応チームは、児童精神科医、弁護士、公認心理師、精神保健福祉士等11名の専門家で構成されており、学校や市町村などへの支援者支援として、チーム検討会議などでの助言等に取り組んでおります。令和７年９月からは県立高等学校を、令和８年１月からは小中学校及び特別支援学校等を対象に相談受付を開始し、令和８年１月末時点での相談対応延べ件数は22件、ケース会議の実施は４件となっております。今後も継続して、子ども・若者の自殺対策強化に取り組んでまいります。

同じく(1)のキ、特別支援学校むし歯予防モデル事業についてお答えします。

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき策定された、歯がんじゅうプランにおいて、特別支援学校に通う児童生徒に対し歯科保健医療を実施し、虫歯のある者の割合の減少を目標に掲げています。同事業では、高い予防効果と安全性が報告されているフッ化物洗口などを実施する予定です。一方で、学校側の負担を懸念する声もあることから、調製が不要の洗口液を活用するなど、学校側の実情に応じた対応を検討しております。

県としましては、関係機関等と連携し、生涯を通じた歯科口腔保健の推進に取り組んでまいります。

同じく(1)のク、基金を活用した生活支援サービスの創出等についてお答えします。

今議会に提案している地域連携高齢者支援基金は、民間事業者や市町村、地域住民等の多様な主体が連携・協働し、持続可能な事業計画の下に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための取組を集中的に推進することを目的としております。具体的には、高齢者の生活支援ニーズに対する新たな取組をつくり出す基盤となる官民連携プラットフォームの運営、多様な主体が連携・協働した事業の立ち上げ支援、地域密着型介護サービスの整備促進を図る経営支援などに活用してまいります。

続きまして４、難病患者の方が福祉サービスや就労支援を利用しやすくするための登録者証の発行事業について、登録者証の周知についてお答えします。

登録者証は、難病の患者が福祉や就労等の各種支援を円滑に利用できるよう、当該患者が指定難病に罹患していることを証明することを目的に発行するものです。県ではこれまで、難病指定医療機関等に周知するほか、更新手続の案内文への記載、支援者向け研修における案内、県ホームページへの掲載などにより周知してまいりました。引き続き、より広く周知するため、再度、制度の仕組みや対象などについて医療機関等へ通知するほか、関係者で構成される難病医療連絡協議会での周知等を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　３、平和の礎30周年記念

シンポジウムの内容と今後の平和学習充実のための取組について、お答えいたします。

去る２月８日に開催された平和の礎30周年記念シンポジウムでは、建設当時の関係者との意見交換を行ったほか、県内の学生から知事に対し政策提案がありました。学生からは、平和の礎を活用した平和発信の取組や沖縄戦の記憶を継承するための方策など、多様で具体的な提案が示されました。

県としましては、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承していくためには、平和学習の充実が必要であると認識しており、これら若者からの提案を生かした取組を検討するとともに、メタバースの活用や演劇等への参加、さらには同世代間で主体的に学び合う新たな平和学習など、多様な学習機会の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　５、障がいのある生徒の高校受験に際しての配慮申請について、お答えいたします。

学力検査等における配慮事項については、これまで中学校等において継続的に行われている支援内容について申請することを原則としております。また配慮申請については、県内６地区全ての中学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会を対象に実施する高校入試説明会において周知を図っております。

県教育委員会としましては、今後とも受験生の不利益にならないよう、公平公正な入学者選抜実施に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　６、安心して障害福祉サービスを受けられる環境づくりに対する県の取組について、お答えします。

障がいのある方が安心してサービスを利用できるよう、事業者の責務として、従業者研修の実施や虐待防止委員会の設置、合理的配慮の提供等が法令等により義務づけられております。県では、利用者への適切なサービス提供がなされるよう、定期的に運営指導を実施する中、不適切事案にも対応するため担当職員を増員し、指導体制を強化するとともに、市町村職員や従業者等に対する研修等を行っています。今後も引き続き市町村等と連携し、障がいのある方が地域で安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　一通り御答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず１のア、県こどもの権利条例（仮称）の取組についてです。

条例制定の取組に感謝をいたします。子どもの意見を聴き取る、反映する取組、大変大切だと思っております。もう少し詳しくこの取組について、お伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　子どもの意見を反映させる取組ということですけれども、県では今年度養成した、子どもの意見表明を支援する大学生ファシリテーターを活用しまして、現在制定に取り組んでいるこどもの権利条例（仮称）に子どもの意見を反映するためのワークショップを開催するなど、子どもの意見表明に取り組んでいるところでございます。また、子ども・若者が意見表明できる、こども・若者モニターというものを募集しまして、令和７年度は、県内在住の小学生から20代まで、約180名の登録を行いました。これまで、庁内の計画等に対する意見を求めるため、４件のアンケートの実施をしておりまして、こういった声を踏まえて反映をさせたというところでございます。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　様々、子どもの意見を反映する取組をしていただいているというふうに伺っておりますが、学校に来られない、不登校だとかひきこもりの子どもたちに対しても、そのつながりのある人を通じて、ぜひその声を拾い上げていただきたいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　ありがとうございます。

実は、昨年末にこども・若者計画を策定させていただきました。その策定の際にも障害者施設などにも訪問しまして、職員のお力も借りながら意見聴取をして、この計画のほうに反映したところでございます。今後もこういった取組を全庁体制で取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　よろしくお願いいたします。

もう一点、子どもの人権、権利救済に当たる、こどもの権利擁護委員会（仮称）の設置に向けて、申立て先が知事となっているということで、第三者機関とし

ての独立性を疑問視する意見が専門家から寄せられているというふうに新聞報道にありました。この点の改善というか取組について、再度お伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　委員会の独立性につきましては、現在お願いしています検討委員会、それからパブリックコメントなどでも様々な意見を頂いているところでございます。

県としましては、実効性ある機関とするために、独立性の担保は非常に重要であるというふうに認識しておりまして、現在地方自治法や他県の制定状況等を踏まえまして、権限の整理に取り組んでいるところでございます。引き続き、子どもたちが安心して活用できる救済機関の設置に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして１の(1)のイ、ひとり親家庭、若年シングルマザーへの運転免許取得事業も含めた宿泊型就労支援拠点の設置計画についてお伺いします。

この議会を迎えるまで、先に２月３日に新聞にこの事業が大きく報道され、大変うれしく拝見をいたしました。今部長からも御説明がありましたけれども、少し読ませていただきます。「若年のひとり親家庭を支援しようと、県が来年度に宿泊型就労支援拠点の設置を計画している。子育てや生活全般の支援を行いながら、自立への一歩となる運転免許の取得を目指す。（中略）車社会の沖縄で、進学や就職の幅を広げるには免許取得が有利とされる。しかし、若年のひとり親は育児や仕事に追われて教習所に通えない人が多く、費用捻出も難しい課題がある。教習所で学ぶ間、子どもの預け先に困ることもある。こうした状況を改善しようと、県は宿泊型拠点の設置を計画。（中略）免許取得費用は県が負担する。来年度はモデル事業の位置づけで、効果を検証した上で翌年度以降に事業を拡大したい」というふうに掲載をされておりました。ともかく予算をつけていただきましたこと、またこの事業をスタートしていただくことを心から感謝したいと思います。既に各市町村でも公明議員を中心に、議会でこの運転免許取得事業を取り上げております。県だけではなく、やはり今後市町村にも拡大をしていくことが望まれると思いますが、まず県内に３つの母子生活支援センターが既に設置をされております。それが設置されている那覇市、浦添市、沖縄市からこの事業が市独自でも展開できないか、ぜひ県としても連携を取って意見交換をして進めていただけないかというふうに思いますが、御答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　県では、今般この事業を取り組むに当たりまして、先ほど議員からもお話がございました母子生活支援施設を持っている市町村とも少し意見交換をさせていただきました。

今後、県としましても、事業成果やニーズ等を踏まえながら、実施箇所の拡充、それから支援内容の充実、また市町村における同様の取組の働きかけというものを検討してまいりたいというふうに考えていますので、市町村とも連携しながら、若年ひとり親家庭の妊産婦の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　すみません。少し長くなりますが、所感を述べさせていただきたいと思います。

振り返れば私は、浦添市議時代に山内優子先生に勧められて、映画「遠いところ」を拝見しました。若年シングルマザーの置かれた現状の厳しさ、残酷さがリアルに描かれ、本当に心が痛みました。その負の連鎖打開のためにどう行動すればいいのか、とても衝撃を受けました。沖縄にある現実ではありますが、私が今までお受けしたシングルマザーの市民相談の中でも、知り得なかった現実でした。その後、令和５年10月に行われた沖縄こども未来ネットワーク主催の「映画「遠いところ」から見えてくるもの～そして今何をすべきか～」の意見交換会に出席して以降、この問題に取り組んでまいりました。一昨年、６月に県議に初当選させていただいてから、若年シングルマザーの自立支援について、特にその第一歩である運転免許取得の給付支援について、その年の12月に初めて、現在既に実施されている、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の中の運転免許取得などに利用できる技能習得資金の現状を質問したことに始まり、これまでの８回の議会の中で、今回を含め５回も質問させていただいております。よく言えば粘り強い、悪く言えばしつこい取組だったと思っておりますが、次年度、令和８年度に予算が通れば実現の見通しとなり、継続は力なりを実感しているところであります。真鳥部長はじめ担当職員の御努力、知事の御英断に感謝をいたします。

あさって２月28日土曜日に「運転免許が未来を拓く」と題して、休眠預金活用事業成果報告会が午後２時から読谷村地域振興センターで開催されます。この事業で運転免許を取得し、今は保育士資格も取り、保

育士として従事されている御本人が体験を発表されるようで、大変楽しみにしております。よろしければ皆様も御参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に行きます。

今回取上げました１、(1)のアからクの施策は、どれも大変重要なものです。しっかり取り組んでいただき、子育て支援、福祉サービスの充実のために御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、委員会の中でしっかり質疑もさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして２番、知事から御答弁をいただきました、選択的夫婦別姓についてですが、知事の御答弁の中にもありましたように、この件は、沖縄県弁護士会からも陳情が出されているんですね、御存じだと思いますけれども。少しその内容を読ませていただきたいんですけども、「民法第750条は夫婦同姓を義務づけており、婚姻後も婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていない。しかし、夫婦同姓でなければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される婚姻の自由を不当に制限するものであり、また、氏名の変更を強制されない自由もまた人格権の重要な一内容として憲法第13条により保障されることから、民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法第13条に反する」と述べられております。日本が批准する――先ほどもありましたけれども、女子差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約でも、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされております。国連女子差別撤廃委員会では、日本政府に対して４度にわたり女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しております。世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本のほかには見当たりません。これは日本の戸籍制度を重んじておられることに由来すると考えますが、世界で戸籍制度があるのは日本と台湾のみです。その台湾でも選択的ではなく、夫婦別姓が法律上の原則になっています。もう既に28年が経過をしております。日本で求めているのは、この夫婦別姓を希望する人が選択できる制度の導入です。ぜひ多様性を尊重する社会を確立するためにも――今の状況では女性が活躍していらっしゃる場合、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なっている、旧姓を通称使用しても金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認等に困難を抱え、精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できないというふうにも述べられております。ぜひ今回の選挙を通して、この選択的夫婦別姓制度の議論が後退しないように、あえて今回も取上げさせていただきました。

再度御答弁があれば、議論が深まるように希望したいと思いますが、お願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　今般、松下議員への私からの答弁で、この選択的夫婦別姓の問題についてを選ばせていただきました。

これは、当然憲法第13条の幸福追求権や憲法の中でいわゆる尊重すべきものの一番根本的な課題であり、なおかつ、日本国が長くそのことについてなかなか議論が進んでこなかったということに対しての現代的な要求の、最も端的な課題であろうというように捉えているわけです。ですから沖縄県としては、県民各層の御議論もしっかり拝聴させていただきながらも、ジェンダー平等を実現していくためには、選択的に夫婦が別姓を名のることができることも、これもまた人権の選択の自由、大きな自由であるという観点から、沖縄県としても、ぜひとも全国知事会を通して、このことは国会でもしっかり議論をしていただきたいというように考えていることを、県民の皆様にもお伝えさせていただくということで、今回このように述べさせていただきました。

ぜひ、沖縄県としては、さらに国会での議論も注視しながらも、国際社会の動きも相まって取り入れることができるように、しっかりと情報収集と、またさらなる検討を加えてまいりたいというふうに思います。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　共に頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３番の平和の礎30周年記念シンポジウムについてです。

公室長のほうから御答弁を頂戴いたしましたけれども、非常にすばらしい取組で、新聞にも高校生の皆さんが班をつくって議論をされて、具体的に提案をされている内容が載っております。私、教育委員会として、平和教育にしっかり取り組んでいただきたいということも継続して取り上げているんですけれども、教育長はこの提言を見られたかと思うんですが、この提言を受けて、教育委員会として、平和学習の充実、平和教育について、どのように取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　このシンポジウム、私も新聞等

で拝見させていただきましたが、やはり今後、平和教育を推進する上では、高校生、児童生徒が自ら主体的に平和教育に取り組む態度を育成する、そのことが重要であるというふうに考えております。県教育委員会では、学校教育における指導の努力点を作成し、児童生徒の発達段階に応じた指導の指針等を示しており、各学校においては様々な工夫を行いながら平和教育に取り組んでおります。また、今年度は県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、各校種をつないだ体系的な授業モデルを地区ごとに作成する研修を実施しており、本研修で作成した授業モデルを各地区に展開してまいります。次年度から新たな取組として、広島市等を参考に外部人材を活用し、児童生徒の発達段階に応じた平和学習ノートなどの体系的な教育プログラムを作成し、平和教育のさらなる充実に努めてまいります。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　大変具体的に提言が載っております。知事も参加をされ、知事への提言でしたので、非常に重要なテーマで、ぜひ考えていきたいというふうに応じておられましたので、今後どのように生かしていかれるのか、御答弁があればお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　学生さんたちが事前にフィールドワークを行い、そしてグループディスカッションを通して、具体的にこういうことをやりたい、こういうことをやってほしいということをじかに提言をいただきまして、私たちにとっても、また会場にいらっしゃった、あるいはオンラインでつながっていた県外の学生さんたちにも非常に大きな示唆を与えてくれたなというように受け止めております。

今教育長からありましたように平和ノートなどの導入も含めて、沖縄県としてはぜひ体系的に、小学生、中学生、高校生とそれぞれの年齢や学年に合わせた――この１か月限りとかあるいは、例えば６月23日に集中してとかということにならないように、そこも大事ですけれども、年間を通してしっかりと平和教育に取り組むことができて、段階的にそれを継続して学習していけるようなそういうシステムやカリキュラムをこれからまた、しっかり研究してまいりたいというように考えております。引き続き、教育委員会と連携しながら、知事部局もまた関連して取組を進めていきたいと思います。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　本当に生徒さんの純粋な新鮮な視点での提言ですので、ぜひ生かしていただけるように、教育委員会も知事部局もよろしくお願いいたします。

それでは、４番の難病患者の方の登録者証発行事業について、再質問させていただきます。

部長、改めて、今回取り上げているのは登録者証なんですけれども、もともと重症の難病患者の方に発行されている受給者証との違いについて、御答弁いただきたいと思います。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

指定難病の受給者証については、難病法に基づく指定難病患者のうち、医療費助成の対象である患者に交付をするものでございます。難病法では、疾患ごとに定められた重症度の分類など、重症度等に関して一定の基準を満たした場合には、医療費の助成が必要となりますけれども、その際に患者からの申請に基づき、受給者証というものが交付されます。なので、受給者証は一定の重症度等に基づくもの。一方、御質問の登録者証については、指定難病の患者であることを証明するものですので、重症度の基準を満たさない指定難病患者でも申請することができる、いわゆる軽症の方でも申請することができるということで、その用途についてはハローワークとか、あるいは市町村の福祉部門で活用できるということが両者の違いとなっております。

以上です。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　なぜこれをお伺いしたかと申し上げますと、後者のこの受給者証は２年前、2024年、国は４月から、県は６月からスタートしている事業です。全ての難病患者の方が作ることができます。もともとあった受給者証と混同されていて、なかなか周知が広まらないのかなという懸念があって、今部長から違いについてお伺いをしたんですけれども、まだまだ――先ほども申し上げた、担当医師も御存じない、病院でも分からない事務方の方もまだまだいらっしゃるということで、ホームページには大変詳しく記載をしていただいているんですけれども、そこまで行かない人々のためにポスターか何かで、この受給者証が――ごめんなさい、登録者証ですね、すみません。さっき受給者証と言ってしまいました。登録者証――２年前に事業がスタートした、これが導入されているということを目に見える形で、この難病患者の方が立ち寄られるところ等に掲示していただくというような取組はいかがでしょうか。お願いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　今議員の御指摘のように、まだ周知をさらに強化する必要があると考えております。登録者証の周知を図るために国の資料等を参考にポスターを作成し、医療機関へ配布ができるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　ありがとうございます。

ぜひその際に、この登録者証を作るメリット、１点目は、難病患者の皆様の身分証明書となるということと、２点目は、在宅介護や障害福祉サービス、またハローワークを利用する際に、本来これまでは、お医者さんによる診断書をその都度作らないといけなかったものが、これを一度作れば、もう生涯に一度だけでいいので、診断書を提示する必要がなくなるということで、手間も費用も削減をされるんですね。大変メリットのある制度ですので、このこともぜひ記載をしていただいて、ポスター掲示、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、５の障がいのある生徒さんへの高校受験についてですけれども、教育長から御答弁を頂戴しました。ただ高校受験の間際に、この配慮を申請できるということをお聞きするので、大変慌てる。もともと障がいのある生徒さんには、こういう配慮申請で高校受験ができるということが分かっていれば、安心して学生生活を送ることができるので、早めの周知にぜひ取り組んでもらいたいという切実なお声がありましたので、その点、御答弁いただければと思います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　高校入試の説明等、中学校においては、具体的にこの要項の説明等は中学校３年になって早い時期で行われるというふうに思いますが、やはりキャリア教育、あるいは進路指導の視点から、生徒の状況、あるいは要望に基づいて、１年、２年の早い時期からの説明、周知も行われているものと理解しております。特に配慮事項の申請につきましては、中学入学時の説明ということでありますけれども、この子どもたちの入試による配慮事項の説明によって、中学校におけるこの支援の在り方が縛られてしまうとか、そういったことが少し懸念されるところもありますので、まずは、しっかりと子どもたちの状況に応じた支援をしながら、できるだけ早い時期に、配慮事項等についても説明できるように取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴　議長　松下美智子議員。

○松下美智子　議員　どうぞよろしくお願いいたします。

最後に糸数部長、北島部長、私、県議に当選させていただいて１年８か月、様々な厳しい提言もさせていただいたんですが、一つ一つ善処して対応していただきましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。さらなる御活躍を祈りながら、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○糸数昌洋　議員　皆さん、こんにちは。

公明党の糸数昌洋です。

発言通告に従い質問を行います。

初めに非核三原則の堅持について。

会派の代表質問でも触れておりますけれども、改めて伺いたいと思います。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である日本が国際社会の中において平和国家としての信頼を得る上で極めて重要な役割を果たしてまいりました。今般、高市政権下においては、さきの衆院代表質問でも、非核三原則の堅持が明言されないばかりか、核共有の議論を含めた政策転換への疑義も生じております。看過できない状況があります。知事は、令和８年度中にグローバル・アライアンスに参加し、広島、長崎と連携して国際社会に訴えるとしておりますけれども、具体的な取組内容と時期について問います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　では、まず私から概要的なことをお答えさせていただきます。

グローバル・アライアンスは、ポストＳＤＧｓで核兵器廃絶が目標となるよう国際社会に働きかけを行う国際市民社会グループです。主な活動は、核兵器問題が多方面に及ぼす影響を持続可能性の視点で捉え、国際社会に問題を提起する政策提言などの実施となっております。なお現在、事務局を務める広島県と早期の加入に向けて調査を進めているところであり、加入した後は、グループの一員として、核兵器廃絶を国際社会に働きかけるとともに、広島や長崎と連携した共同事業の実施により、核兵器廃絶に向けた機運醸成や人材育成などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　この国際社会グループということで、現在の参加団体等はどうなっているのか、答弁願います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　グローバル・アライアンスに参加する団体・個人の数は令和７年６月時点で、世界24か国から36団体、67個人となっており、自治体では、広島県、長崎県が参加しているということでございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　このグループへの参加が――今非核三原則をめぐる議論をしておりますので、日本における非核三原則の堅持に向けて、どのような効果、インパクトが期待されると考えているのか見解を問います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　グローバル・アライアンスに参加することによって、核軍縮及び核廃絶に向けた取組を進めることは、かつて核兵器が配備され、県民が核兵器の恐怖と隣り合わせの生活を強いられていた歴史的な経緯を持つ沖縄が、恒久平和に貢献するために果たせる役割の一つであるというふうに考えております。また、広島、長崎と連携しながら、国際社会に向けて、人類を破滅に導く全ての核兵器の廃絶を訴えるということは、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信力の強化と、それに伴う世界からの認知度の向上にもつながると期待しているところでございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　広島、長崎との連携を含めいい取組だと思うんです。中長期的な取組としては大変いいと思います。ただ、今日の危機的状況からすると全く足りないんじゃないかと思っております。国際社会に訴えることも大事で、先日のパグウォッシュ会議のような国際会議の誘致も必要だと思っております。これは核廃絶に向けた取組として大変有効かと思うんですけれども、今日本における非核三原則の堅持について必要なのは、むしろ県内そして国内世論の喚起じゃないかと思うんですね。実は先日の地元紙で日本被団協代表委員の田中重光さんが、沖縄高校生平和ゼミナールのメンバーへオンラインで語った記事が掲載されておりました。ノーベル平和賞受賞後に外国からの要請に応じて、１年間、スペイン、フランス、ドイツ、韓国を回ったと。しかし歓迎はされたけれども運動は広がらないということが書かれておりました。これ日本も同様で、今の国際情勢を反映してまだまだ国民の声が小さいと感じているという切実な声が載っておりまして、県内・国内世論の喚起が今一番大事であるというふうに感じております。知事は、核兵器の悲惨さと非核三原則の堅持、この核を持ち込ませないという今現実的な議論になってきているわけですから、その世論の形成のためにどのような取組が必要だと考えるのか、見解を伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　日本においては近代教育の中でややもすると、過去に起こったことは過去に起こったことで、これはもう未来には起こり得ないというような考え方を誘導するような論調があるということも承知をしております。つまり、何が言いたいかというと、過去に戦争があったこと、過去に被爆したこと、過去に沖縄には核兵器があったことなど、それは過去のことではなくてこれから先の未来に果たしてそれがどうなるのかということを常にお互いに啓発し合う、啓発し続けることが必要だと思っています。そのために今回は、グローバル・アライアンスに加盟をして、広島、長崎と共に、過去にあったことが未来に起こらないようにするということを全国に働きかけていく、それこそが非核三原則の最も根本的なことを確認し合える、そういう手段にもなり得ると考えておりますので、一つ一つ、広島、長崎と丁寧に取り組んでいく、その仕組みづくりを構築していきたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　世論喚起が大事だという観点の質問なんですね。というのは、例えば原爆の過去の悲惨さであるとか、そういうものを伝える、しっかりと県民に伝えていくような取組が今求められているのではないかと思っているんです。我々も恩納村にそういう核のミサイルの跡地ありますけれども、そこは直接伝えるものとしてはまだまだ弱いなという部分もあります。本当に核の悲惨さ、例えば原爆展であるとか、まだやはりそういう認識は県民の間にも十分に行き渡っていない。そういう状況を考えると、もう少し県民世論の喚起を促すような取組を具体的にやっていただきたいというふうに思っております。先日の公明新聞の記事をちょっと紹介します。これは公明党の非核三原則との関わり、歴史が紹介されていますので、ちょっと読み上げたいと思います。「非核三原則という言葉が国会の議事録に初めて掲載されたのは1967年12月、公明党による衆院本会議での代表質問だった。そして71年、沖縄返還協定を審議した「沖縄国会」が転換点となる。沖縄返還に当たっての最大の焦点は、沖縄からの核兵器撤去と再持ち込みの拒否、米軍基地

の縮小だった。しかし、日米両政府が合意した協定には不備欠陥が多く、国会は紛糾。自民党は衆院本会議で強行採決の構えを崩さず、社会党や共産党は審議拒否で対抗する中、事態の収拾に動いたのが公明党だった。公明党は協定には反対の立場を貫きつつ、自民党との粘り強い交渉で最大限の譲歩を引き出し、非核三原則の順守を盛り込んだ付帯決議を実現した。これに対し佐藤栄作首相（当時）は「厳粛に順守する」と言明。沖縄を含む日本全土に非核三原則が適用され、国是として確立された。」、これが記事でございます。これは我が党の平和政策の原点になっております。非核三原則は国会決議ですから、国会の意思による変更も理論上は可能になっています。しかし私たち公明党は平和国家日本の根幹はこの非核三原則の堅持だというふうに思っておりますし、沖縄返還の中で勝ち取った歴史ですから、これを覆す勢力とは断固闘うつもりでおります。国論を二分するようなことになっても、ここ沖縄は一致して、この点は断固守らなければならないと思っておりますので、ぜひとも議場の皆さんよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に移ります。

普天間飛行場の返還について、いかなる安全保障上の理由があろうとも、嘉手納以南の米軍基地の固定化があってはなりません。県として普天間飛行場の確実な返還を推進するための部署を庁内に創設し、宜野湾市とも連携しながら対策を強化すべきと考えますが、知事の見解を問います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

県では名護市辺野古地先への普天間飛行場代替施設建設に関する事務を一元的に処理することを目的として、平成27年６月に辺野古新基地建設問題対策課を設置し、普天間飛行場の移設及び返還に係る諸問題の調査及び連絡調整に関することなどに取り組んでおります。また、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は、宜野湾市と県の共通の課題であり、県は普天間飛行場負担軽減推進会議などにおいて、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や、同飛行場所属機の長期ローテーション配備など宜野湾市と連携し、県外へ施設移転を求めているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　この普天間飛行場の返還について、現在様々な報道がなされておりますけれども、県が公式に把握されている情報について、ぜひ教えていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　申し訳ございません、今手元にございませんが、まず１つは、米軍の中佐によるレポートがございます。これについては、普天間飛行場は効果的な施設であるため、米軍としてはそのまま保有することがよいという趣旨のレポートだったということです。もう一つは、米国国防総省のほうが提出した報告で、普天間飛行場の移設についての要件として、緊急のために必要な長い滑走路を持つ民間の飛行場滑走路についてはまだ確認されていないので、その場合は引き続き普天間飛行場を継続して使う必要があるというような趣旨での報告があったということでございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　今の答弁聞いても、やっぱり普天間に関する情報がしっかり一元化されてないなと感じるんですね。この一連の報道で、県内外からの問合せが増えていると思います。現在の県の体制を見ると、先ほど答弁ありましたように、この普天間の返還問題を所管しているのが、辺野古新基地建設問題対策課となっていて、県民から普天間返還を扱う部署が見えないと。どこが窓口なのか分かりにくいという声が上がっておりますけれども、これについてどう思いますか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　課の名前が辺野古新基地建設問題対策課ということで、普天間飛行場の返還について分かりにくいという御指摘なんですけれども、我々として業務の内容としては、辺野古移設問題、あるいは普天間飛行場の危険性除去ということを目的にやっておりますので、これについては我々としても、できるだけ県民あるいは国民に向けて周知を図っていく必要があろうというふうに考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　業務の内容ではなくて、県民からもまた県外からも見えるような形でこの普天間返還問題をきちんとやっているよということを示していく必要があると思うんですよ。そういう意味では知事が反対する辺野古の代替施設が完成しても、普天間が返還されないという最悪のシナリオは何としても避けなければならないというふうに思います。普天間の危険性除去と返還実現は、辺野古問題とは切り離して、県と

して主体的、戦略的に取り組むべき重大課題でありますので、改めて伺います。

普天間飛行場の確実な返還を実現するために、専門部署の創設、宜野湾市との常設連携体制の構築、また国内外への積極的な情報発信と専用窓口の設置、これらを明確に打ち出すべきではないでしょうか。知事の政治判断としての見解を求めます。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　普天間の一日も早い危険性の除去、これは県、宜野湾市のみならず政府とも一致した考え方であることは、これまでも都度確認されております。さらに、今御提案の普天間への取組がなかなか県民に伝わらない、あるいはその内容について、なかなか広がっていかないというのは非常に反省すべき点があるかと思いますし、どのようにすれば、この普天間の問題の解決は辺野古が唯一という解決の言葉どおりにはならないということを、どうそれを伝えていくかということが必要だと思います。なお、普天間飛行場は３つの機能が付加されており、１つは、オスプレイ等の運用機能、いわゆる回転翼機です。それからもう一つは空中給油機の運用機能、もう一つは、緊急時における航空機の受入れ機能。このうち、空中給油機と緊急時の航空機の受入れはもう既に県外の場所がしっかりと指定されております。残るはこのオスプレイの運用機能をどこに移転することができるかで、普天間を間違いなく一日も早い危険性の除去が実現できる。なので私たちは、政府に対して対話による解決を求めているということも同時に伝えることがあると思います。なお、このそれぞれの課題をどのようにして国民に周知していくかについては、なお一層、検討を深めてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　よろしくお願いしたいと思います。

３番目の離島の暮らしの維持向上について。

知事は新年度を迎える県政運営の所信表明において、離島振興を県政の最重要課題と位置づけております。新年度予算案における離島関連予算の対前年比較と主な新規拡充された事業について伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　令和８年度当初予算においては、前年度に比べ約31億円増となる約686億円の離島振興予算を計上しており、新たに離島住民の買物環境の改善、ガソリンスタンドの施設整備等の支援、住宅整備コストの負担軽減、担い手確保のための奨学金返還に取り組む町村役場や民間事業者への支援、離島町村総合事務センター（仮称）の共同設置の検討等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　細かな施策展開とそれから予算も増額したということで一定の評価をしたいと思います。幾つか注目すべき個別の事業がありますので伺いたいと思います。

離島住宅整備コスト負担軽減事業と、昨年９月補正で事業化された離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業、この両事業の概要と期待される事業効果について伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　空き家、住宅――離島の皆さんといろいろ様々な意見交換をする中でやはり住まいの確保というのが非常に重要だと伺っております。それが不足しているというのが、現実的課題だと聞いております。それに対応するために、短期の時間では空き家を活用する、長期では住宅を造るという２本立てで支援しないといけないだろうということで、２本の事業をしております。空き家につきましては、今年度の９月補正で予算を措置していただいて、現在、その周知広報であるとか、空き家所有者の探索、それからサブリースの契約に向けた技術的な支援、空き家活用の実態調査、そういったものを行っております。そういった取組で――約半年程度の取組にはなりますが、空き家対策に取り組む市町村が新たに２村加わっていただきました。掘り起こしにつながった件数が20件、サブリースの活用意向を得られた件数が５件、さらには、改修に実際に着手した空き家も１件、そういった実績もございます。令和８年度はその他新たな課題に向けて、横展開も含めて対応していきたいと思っております。それから、住宅のほうにつきましては、御承知のとおり住宅コストが非常に高い、本島に比べても1.3倍から1.7倍とか、場合によっては２倍とかという形で、大変高いということになっております。そういった意味で、離島での施工に有利な工法、そういったものも含めていろいろ調査してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ありがとうございます。

短期と長期に分けて施策を立ててやるということで、これ通年事業で何年間かやっていくという話ですので、ぜひ効果が出るように頑張ってほしいなと思います。

空き家活用緊急支援事業に着手した町村について、

どこか教えていただけますか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　実際に掘り起こしを行った町村は大宜味村、渡名喜村、伊平屋村となっております。それから、改修に実際に着手したのは渡名喜村となっております。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　ぜひ周知をして広げていっていただきたいと思います。
　あと新規事業で離島町村担い手確保支援事業、この概要と期待される効果を伺います。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　昨年度からの渡名喜村の役場の維持のところから含めまして、離島における役場機能、それを維持するというのはやはり大変重要な課題だと思っております。そういった意味で離島の役場、それから事業者においても優秀な人材を確保できるように、そういった職員、従業員の奨学金の返済支援について、県のほうで新たに取り組むこととしております。それによって離島の役場の職員も定着する、離島に必要な事業者の社員についても定着するような取組につなげてまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　奨学金の返還支援がこういう形で離島に適用されるということは大変に歓迎したいと思っております。ちょっと具体的な中身、年齢であるとか、期間であるとか、分かれば教えてください。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　詳細はまだ詰めている段階でございますが、採用５年以内の40歳以下で返済している方、期間についても５年間の補助期間というふうに考えているところであります。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　ぜひこれも周知が課題だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
　それから継続事業ですけれども前年当初から減額された事業について２点伺いたいと思います。
　１つは離島住民等交通コスト負担軽減事業、燃料費や物価高が続く中でなぜ減額になったのかお尋ねします。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　離島住民等交通コスト負担軽減事業が昨年度から一括ソフト交付金から切り出される形で内閣府の直轄事業という形になっております。内閣府の予算計上額をそのまま県の予算に計上させていただいているわけなんですが、令和６年度の実績に比べて――過去の実績を申しますと令和５年度が29億、令和６年度が33億となっておりまして、その辺の実績を踏まえて今年度は約35億、36億程度を予算計上しているところでございます。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　あと、離島空路確保対策事業費――これ航空便の欠損補助に当たりますけれども、この減額の理由を伺います。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　空路について、昨年に比べて約１億円ほど減額となっております。欠損補助ですので、収入と支出の差が欠損補助の対象になるんですが、実は昨年度、重点支援地方交付金を活用して、航空事業者の燃料費高騰であるとか整備費に補助金を充てました。その結果として欠損額が減ったということで予算計上額も１億円程度減っているということになっております。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　この欠損補助が滞ると航空便の減便とか運賃上昇につながるということで、新年度は昨年同様の航空会社への何らかの補助というのはあるんですか。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　そちらのほうも予算計上させていただいております。
○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。
○糸数昌洋　議員　ありがとうございます。
　最後にお尋ねしますけれども、離島振興全体の話なんですが、県の施策で離島と過疎地域が一くくりで議論されるケースが多いと思っております。国の過疎債が離島を含むということで事情も聞いておりますけれども、離島出身から見るとちょっと違和感があるなと思うんですね。海に囲まれて空路、航路の交通手段が必要な離島と陸路で移動できる本島内の過疎地域では、生活状況が本質的に異なると思います。施策と予算を区分して、それぞれの実情に寄り添った政策体系を構築したほうが、もっと実のある政策になるのではないかなと思いますけれども、この離島・過疎の一類型として扱うのではなくて、独立した政策カテゴリーとして再整理する考えはないのか、見解を問います。
○中川京貴　議長　玉城知事。
○玉城デニー　知事　取り上げる過疎債の点も含めると、今議員御案内のように離島・過疎というくくりでどうしても捉えがちなんですが、ただ我々は、離島や過疎地域はやはりそれぞれの個別の課題を抱えているということも認識をしておりますし、また、離島もそ

の離島振興を図る場合に、一つ一つの離島ではなくて地域ごとに、例えば一つのテーマで幾つかの離島をまとめてサポートするとか、いろんな考え方を構築していくべきだろうと思います。当然、陸続きだけれども人口減少に悩む過疎地域には、どのような個別のサポートが必要かということは、そこも十分、それぞれの状況に合わせた施策が打てるように、これからもしっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　よろしくお願いします。

４番目、バス交通の改善についてです。

県はこれまで、路線バスの利便性向上と利用促進に向けて様々な取組を行ってきましたが、いまだ現状は改善できず、乗車運賃の値上げが予定されております。今回の値上げに至った状況と課題解決に向けた認識及び今後の取組を問います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県内主要バス４社が運転手の処遇改善等を目的に国の認可の下、令和８年４月から運賃を値上げすることとなっております。具体的には那覇市内の均一運賃を現行の260円から280円に引き上げることとしております。なお、通学の定期につきましては、運賃を据え置く予定となっております。県としましては路線バスの維持、利便性の向上に向けて、特に運転手不足が大きな課題と認識しておりますので、引き続きバス事業者と連携しながら、運転手確保や利便性向上に向けた取組に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　バス離れ以上に運転手不足が深刻な状況と聞いております。

現在の県内路線バス運転手の不足人数と充足率はどうなっているのか伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後０時１分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　ちょっと数値的に令和６年度末になりますが、県内の本島主要４社のバス運転手は令和６年度末が686人となっております。これは令和元年度の861人と比べますと、175人の減となっているという状況になっております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　県は、交通事業者運転手等確保支援事業などで運転手不足の解消に向けた取組を行っていますけれども、その状況と事業効果、分かれば教えてください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後０時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　対策としまして、求人広告や求人イベントへの補助、大型二種免許取得費の補助、それから県外からの人材の受入れの渡航費、そういった補助に対しても行っております。令和６年度の補助実績、補助による効果としましては、路線バスの免許の取得者が３名、タクシーが11名、貨物事業者が９名、合計23名となっております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ありがとうございます。

なかなか――23名、バスに至っては３名ということで、今年は1000万拡充されていますけれども、ぜひ事業効果を最大限発揮できるように、いろいろ検証されて取り組んでいただきたいと思います。今回、このバス運転手の確保に向けた若手職員からの政策提案トライ＆チャレンジ！関連事業というのが予算化されておりますけれども、その概要と期待される効果について伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時４分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　若手職員からのアイデアということで、いわゆるトラチャレと我々呼んでいる取組になりますが、そこで提案された内容として、循環バスの導入であるとか、県庁職員がバス運転手として兼業をするのはどうかというようなアイデアが出されました。いずれに対しても、必要な予算、それから対応に向けた取組を進めているところではございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　兼業というのは、県庁職員がバス運転手を兼業するというチャレンジ、これは実現可能なんですか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　まず、そういったことを希望される職員がいれば、できるだけ背中を押してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　私もチャレンジしたいところです

けれども。

交通系ＩＣカードのＯＫＩＣＡについて聞きたいんですけれども、現在の利用率と課題について伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後０時６分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真　企画部長　ＯＫＩＣＡにつきましては、利用率という形ではなく発行枚数で言いますと、県内でも70万枚を超えるような発行枚数となっております。システムの更新というのも課題でありますし、少しサービスを向上しようとすると、システムを改修しないといけない、そういったものが課題だというふうに考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　70万枚発行されているけれども、持たれていない方も――最近は観光客が増えてきていて、私も割とバスを利用するんですけれども、現金払いのたびに停車時間が長くなって、それが運行遅延の一因になっているというような現状もあると聞いておりますので、提案ですけれども、観光客も含めて、この利用率の高い決済手段の導入にそろそろ踏み切るべきだというふうに考えますが。この利用者の利便性を高めることが最優先の課題だと思っておりますけれども、そのことについての見解を問います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　ＯＫＩＣＡが導入された当初と違って、今現在はクレカ決済であるとか、顔認証決済だとか、様々なシステムも随分当時とは大きく変わっております。その辺の様々な技術、そのサービスを含めまして、事業者と今後どういった形の決済のシステムの在り方がいいのか、既に議論を始めていますので、今後その施策の展開にも対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　やはりＯＫＩＣＡについては先ほどシステム更新の問題等あると。デジタルの情報が取りにくいということが大きな課題だと聞いております。決済手段を再構築して、まず乗りやすい環境をつくると。その上で日常の運行から得られたデータを一元化して、それを需要予測に基づいたダイヤの最適化、そしてまた路線の再編というのが可能になってきますので、ぜひともここは慎重に検討をしていただきたいなというふうに思っております。

では、次に行きます。

教育行政についてです。

県の小中学校への実技指導者派遣事業や小学校専科担任制教員活用事業が大変に好評であります。これまでの実績とさらなる拡充について見解を問います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

県教育委員会では、学校における実技指導者の充実を図るため、学校体育実技指導協力者派遣事業を実施し、令和７年度は、水泳実技指導者を小学校36校に、武道・ダンス実技指導者を中学校８校、高等学校９校に派遣しております。また、授業の質の向上と学級担任の負担軽減等のため、国の加配定数を活用し、小学校に体育、英語、理科、算数の専科教員を126名配置しております。

県教育委員会としましては、引き続き実技指導者の計画的な派遣と専科教員の配置拡充に努めてまいります。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　この両事業、現場では大変に好評だと聞いています。那覇市の学校からの声ですけれども、教員の負担軽減のほか、体育専科に任せて空いた時間を学校全体の課題に学年を越えてチームで取り組むことができており、大変助かっているという声も上がっておりますので、ぜひ拡充していただきたいと思っております。現在、この予算枠を超えて希望校が多い場合の対応というのは、どういうふうにしていますでしょうか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　まず実技指導者につきましては、なるべく多くの学校に指導員を派遣するよう努めておりまして、希望校が多い場合は、指導時間数を調整して、希望する全学校に指導員の派遣を行うように努めているところであります。また、専科教員につきましては、各学校とヒアリングを行い、学校の課題や要望等を踏まえ、学校現場の実態に応じた適正配置に努めているところであります。複数の兼務も活用することにより、可能な限り多くの学校に配置できるように努めているところであります。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　時間数の調整ということが行われているということですけれども、予算をもうちょっと増やせば、対応が可能じゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　実技指導者については、できる

だけまた予算が獲得できるように努めていきたいと思います。また、専科教員については、文科省の加配定数等も活用しているところでありまして、国の措置によりますのでまた国にもしっかり要望してまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ぜひこれ市町村が喜ぶ事業というものについては、積極的に予算を拡充して取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

あと(2)番目の、ＡＩの活用による英語教育強化事業の概要を問います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

本事業では、モデル校を選定し、授業の中でスピーキングやライティングなどにＡＩを活用した効果的な指導モデルの構築等に取り組むこととしており、その成果と課題を県内各校へ普及することで、生徒の英語力向上を図りたいと考えております。

県教育委員会としましては、今後ＩＣＴやＡＩを活用した取組を推進し、外国語教育の充実に取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ぜひ非常にいい事業だと思いますので、取組をしっかりやっていただきたいと思います。

(3)番目に、久米島高校の離島留学生事業について、これまでの成果と課題を問います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

久米島町では、将来を担う人材育成、地域活性化、人口増及び生徒の学力向上を目的に、久米島高校魅力化プロジェクトを立ち上げ、離島留学生を受け入れております。久米島高校においては、当留学制度によって島内外の生徒が切磋琢磨しながらお互いを高め合うことにより、大学等進学などの進路決定率も向上するなど、成果を上げております。

県教育委員会としましては、久米島高校のさらなる活性化と地域連携の充実に向けた支援の在り方について、引き続き高校及び久米島町と意見交換を行ってまいります。

○糸数昌洋　議員　議長ちょっと……。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時12分休憩

午後０時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○半嶺　満　教育長　進めていく上でいろいろ久米島町からも御要望がありまして、例えば、町営寮の舎監の配置でありますとか、やはり多くの希望者がおりますけれども寮のキャパがありますので、なかなか受け入れることができない人もいるというような課題も伺っているところであります。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　教育長、ありがとうございます。

先日も呉屋県議に久米島高校を取り上げていただいたところですけれども、私の母校でもあり、今年創立80周年の節目を迎えることになります。宮古、石垣を除いて、小中規模離島では唯一の高校になっております。何としても存続させていただきたいというふうに思っております。

この離島留学制度は、高校の魅力を高めて高校の存続に直結する事業です。答弁では本事業が久米島高校の活性化や生徒数確保に一定の成果を上げているということが分かりました。しかしながら実際には、採用枠を大きく上回る――今10名しか採用できないんですね。それが20名、30名来るんですよ。その分採用ができないということで、この町営寮――先ほどあった、じんぶん館の入寮可能人数という人数制限のために、応募者は多いけれども採用できないという状況があります。県立高校である以上、県営の学生寮整備の検討が必要かと思いますけれども、教育委員会としての見解を伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　先ほど課題を申し上げましたが、まず当センターは町営寮であることから、町が配置する職員により運営がなされておりますけれども、久米島町から要望をいただきまして、県教育委員会としまして生徒指導等の必要性を考慮しながら、令和７年度から舎監を１名配置しております。また、宿舎を新たに設置することにつきましては、用地、財源の確保あるいは舎監の配置、継続的な入寮者の有無等が想定されることから、慎重に検討する必要があるというふうに考えておりまして、引き続きしっかりと学校あるいは久米島町と意見交換を図ってまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　よろしくお願いします。

６番目、生物多様性の保全・継承について、県のこれまでの取組と成果及び課題について問います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

県では、平成25年３月に生物多様性おきなわ戦略を策定しまして、関連する118の事業、取組を実施し

ており、令和４年度に取組の進捗状況について評価を行ったところです。その結果、自然保護区域の拡大や世界自然遺産登録、生物多様性保全利用指針ＯＫＩＮＡＷＡの策定など、約８割が順調・おおむね順調と評価されております。一方で、やや遅れ・遅れというものが全体の１割となっておりまして、赤土等流出防止対策や県民参加を促す仕組みづくりなどが課題として整理されているというところでございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　先般、土木環境委員会で自然保護先進国であるニュージーランドを視察してまいりました。議長も一緒でしたけれども、かなり過酷な視察となりまして、腰を痛めた議員もおりましたが、大変有意義な視察でございました。視察テーマの一つが国立自然史博物館の誘致を掲げる本県の取組と関連しまして、ニュージーランドにおける生物多様性の保全について、どのような取組を行っているのか、実際の現場も何か所か見てまいりました。この国立公園管理における地域住民との協働、非常にボランティアが多かったです。侵略的外来種対策の徹底、それから子どもや住民の環境教育の体系化、監視体制――レンジャー制度などの専門家等々、もう規制だけではなくて住民参加型の保全が重要であると強く感じました。何よりも現在の沖縄の取組について我々がもっとしっかり学ぶ必要性があるなというふうに感じた次第であります。

ここで再質問ですけれども、生物多様性の高いヤンバル地域における保全活動の取組と成果、そして今後の課題について問います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

本県の生物多様性の保全を図るため、県はヤンバル地域におきましては平成12年度から、それから環境省におきましては平成13年度から、マングースの捕獲を行っております。現在は大宜味村塩屋から福地ダムを結ぶライン以北におけるマングースの完全排除を目指しまして、環境省は同ライン以北で、県は同ライン以南のバッファーゾーンで連携しながらマングースの防除対策に取り組んでいるというところでございます。この継続的な駆除の取組の結果としまして、マングースの生息数は減少してきており、分布域も縮小してきております。それに伴いまして、希少種でありますヤンバルクイナをはじめとする在来種の生息状況の回復が見られてきているというような状況でございます。また一方で、近年はライン以北の一部の地域において、リュウキュウイノシシが捕獲のわなを破壊するということで、十分な捕獲の圧力がかけられないといったような課題もありますので、こういったことが完全排除には至っていないというようなことで課題になっております。

県では、こういったことにつきましても引き続き環境省と連携しまして、このライン以北でのマングースの駆除に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ありがとうございます。

ぜひまた我々の視察の成果を何らかの形で生かしていきたいと思っておりますので、意見交換を含めてやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

この生態系保存区域、いわゆる保護区の拡大というのを今行っているということですけれども、規制はどうしても必要だということで、主な取組になっているかと思います。この生物多様性というのが沖縄の最大の財産であるということで、その保全が将来世代への責任でもあると思っております。そのためにも、県民参加型の保全モデルというものに進化させていくという必要があると思いますけれども、その取組について認識を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

まず、生物多様性保全に関する県民参加型ということにつきましては、こういった外来種の駆除につきまして、例えば那覇市の公園等におきまして、市民参加型で捕りやすい外来種の駆除を行ったりとか、あるいはこの外来種の駆除等に対する住民参加型での取組といったものを行ったり、あるいは赤土等の流出防止につきまして、グリーンベルトの設置ですとか、そういったものを住民参加型で行ったりという形で生物多様性の取組を行ってきているところです。こういったものにつきまして、今後も引き続き県としましては実施することとしておりますので、生物多様性の保全の周知等も含めながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ぜひ頑張ってほしいと思います。

最後になります。

令和８年の新年度予算におけるこのトピック別の予算書を見ますと、この第１が首里城正殿完成記念事業ということで、ここに29の事業で８億2000万円が計上されております。一方で、県内各地で老朽化が進む県指定有形文化財（建造物）の保全・継承についてどうなっているのかということで、現状と対応を問います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

県内には、県指定有形文化財に指定された建造物が18件あり、沖縄県文化財保護条例により、その保存及び活用のため必要な措置を講じております。令和６年度は竹富町の新盛家住宅、令和７年度は南風原町の摩文仁家の墓の保存修理を行いました。また、指定文化財管理事業として、個人所有の県指定文化財３件に補助金を交付し維持管理を支援しております。

県教育委員会としましては、今後とも、所有者、市町村と連携して文化財の保存・継承に努めてまいります。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　県の指定有形文化財の建造物が県内で18件ということで、意外と少ないなと思ったんですけれども。歴史的建造物ということで、一般建築物とは異なる修繕上の制約とか課題があると思いますけれども、それについてお尋ねしたいと思います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時22分休憩

午後０時23分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　修繕等を進める場合に所有者との確認が必要でありますけれども、そういった調整にやはり時間等が必要であると、そういった課題がございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　ありがとうございます。

所有者との調整もありますし、多分実際の修理の際に様々配慮する点もあろうかと思うんですね。それで、この保存修理事業の予算についてですけれども、直近の推移がどうなっているのかについて教えてください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　直近３年間の実績について少し御報告いたします。

令和５年度は市町村より要望がございませんでした。また、令和６年度に竹富町が実施した新盛家住宅保存修理事業は、事業費総額が949万1000円で、県の補助額は280万円、補助率は総額の30％となっております。今年度南風原町が実施した摩文仁家の墓保存修理事業は、事業費総額が176万円で、県の補助額は88万円、補助率は総額の50％となっております。令和５年度から令和７年度までの３年間の修理事業の県の補助額は、368万円となっております。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　事業によって補助率が大分変わりますね。３割補助だったり５割だったり。これは何でですか。

○半嶺　満　教育長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時25分休憩

午後０時25分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　失礼しました。

年度によりまして総事業数の増減で配分率が異なってまいりますので、県の補助率も50％を上限に変動をしている状況でございます。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　これ、この補助率の部分も含めて最大２分の１ということで、２分の１は当該市町村が出さないといけないということもあって、なかなか手が挙げられないところも結構あるんじゃないかと予想できるんですね。ですので、これもう少し補助率を上げてしっかり取り組むということはできないんでしょうか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　その予算の確保については関係部局と調整しましてしっかりとその確保に努めるとともに、所有者の負担が軽減できるように、各種文化芸術財団の助成金等もございますので、その活用もしっかり促してまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　糸数昌洋議員。

○糸数昌洋　議員　いや、首里城の完成記念事業で８億2000万ですよ。こういう中で地域にある県指定文化財というのは、地域の財産であって誇りなんですね。そういう意味では、こういう大きな復元事業も大事ですけれども、既存文化財のメンテナンスにもっと力を入れるべきじゃないかと私は思っております。２分の１が地元負担になっていて修繕に踏み込めない事情もあろうかと思います。早期の点検、小規模修繕の積み重ねが結果的に長寿命化と財政負担の軽減につながると思いますので、しっかりとこの財源の確保を含めて取組をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後０時27分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

上原　章議員。

〔上原　章　議員登壇〕

○上原　章　議員　皆さん、こんにちは。

未来の若い人に負けないように頑張りたいと思います。

質問の前に所感を述べさせていただきます。

昨年12月23日、私にとって県議会議員の手本となっていただいた糸洲朝則氏が逝去しました。心より御冥福を祈るばかりです。糸洲朝則氏は、37歳で那覇市議会議員に当選して以来、県議会議員として７期を務め34年にわたり、市政そして県政のキーマンとして保革の対立を乗り越え、沖縄の発展に尽くされました。私も議員としての心構えや矜持など多くのことを学ばせていただきました。多良間島出身として常に離島に思いを寄せ、沖縄県の発展に心を尽くし、県議時代に２つの大きな病気にも見舞われ、それでも不屈の精神で乗り越え、常に現場を走り、会う人ごとに笑顔を絶やさない姿は私にとって、議員として、人間として大きな存在でした。糸洲朝則先輩の残してくれた遺志を受け継ぎ、後輩として同じ思いで県勢発展に頑張ってまいりたいと決意をするものです。改めて心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは通告に基づき、一般質問を行います。

初めに１、知事の政治姿勢について。

(1)、令和８年４月以降の物価高対策（電気・ＬＰガス補助等）について伺います。

(2)、令和８年４月実施予定の県内小学校の給食費無償化について伺います。

(3)、新年度新規事業、地域連携高齢者支援基金事業の目的と事業内容を伺います。

(4)、賃上げ・生産性向上緊急支援事業の内容と取組を伺います。

(5)、家賃高騰で苦しむ低所得世帯（高齢者、若者、学生等）への家賃補助を検討できないか伺います。

次に２、教育行政について伺います。

(1)、2024年度、県内小中学校で不登校の児童生徒が前年度より419人多い7432人となり過去最多を更新し、高校は299人増の1526人で、中途退学者は1068人とのこと。極めて深刻な状況であり、早急な対策が必要です。不登校の原因、対策、効果を伺います。

(2)、学校内に設置されている自立支援室の意義と評価、設置状況を伺います。

(3)、県内の学校現場における体育館のエアコン設置について伺います。

次に３、県立病院の経営改善について。

(1)、県立病院が過去最大の赤字を更新しているとのこと。原因、現状、対策、効果を伺います。

(2)、人員削減を検討していると聞くが、対応を伺います。

(3)、オンライン診療の推進、医療事務のＤＸ化について取組を伺います。

(4)、県は、県立病院経営強化計画（2023～2027年度）を改訂し経営改善に取り組むとのことだが、これまでとの違いを含め内容を伺います。

次に４、脱炭素島嶼社会の実現に向けて。

(1)、今年３月改定予定の沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブと第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画について、2040年度の目標、重点施策を伺います。

(2)、沖縄本島における大型風力発電について取組を伺います。

次に５、サイパン、テニアン両島との交流及び北マリアナ諸島自治連邦区との姉妹都市締結の取組について伺います。

次に６、県道221号線の那覇大橋改修工事が長引いているが、その理由と工事完了の見通しを伺います。

我が会派の代表質問は取り下げをいたします。

よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　上原章議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、地域連携高齢者支援基金についてお答えいたします。

沖縄県の75歳以上人口は、全国と比べ、将来に向けて高い伸び率で増加することが見込まれております。高齢者の地域での生活は、介護、福祉のみならず、地域経済や住民による支え合いなど、多様な主体との関わりの中で成立しているため、沖縄県では、超高齢社会に対応する公共私の連携に関する万国津梁会議の提言を踏まえ、全国に先駆けて、官民連携プラットフォームの構築を進めているところです。今議会に提案しました地域連携高齢者支援基金は、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、高齢者の支援ニーズに対応する新たな取組の立ち上げや、地域密着型介護サービスの整備など、複数年度にわたる取組を安定的かつ集中的に推進することを目的としております。戦後社会の礎を築かれた団塊の世代をはじめ、全ての高齢者が住み慣れた

地域で安心して暮らせる高齢者フレンドリー社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　１、知事の政治姿勢についての(1)、物価高対策についてお答えします。

県ではこれまで国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで総額313.6億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、賃上げや労働生産性向上、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援を実施しております。令和８年度は重点支援地方交付金を活用して、46.1億円を計上しており、水道料金高騰に対する支援、子育て・若者世帯への食支援、交通困難者の公共交通利用促進に係る実証など、引き続きエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、小学校の給食費無償化についてお答えいたします。

県教育委員会では、小学生の学校給食費について、令和８年４月から、全ての市町村に対して、国の給食費負担軽減交付金を活用し、基準額である児童１人当たりの月額5200円を補助することとしております。基準額を超過する市町村への支援については、国の制度の詳細や市町村の状況等を確認しながら、県の対応を検討してまいります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

続きまして２、教育行政についての中の(1)、不登校の原因、対策等についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によると、不登校の主な相談内容は、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。県教育委員会では校内自立支援室事業により、不登校児童生徒等を支援をするとともに、スクールカウンセラー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めております。令和６年度の不登校児童生徒数の増加率は、前年度より低下し、これまでの取組に一定の効果があったものと考えておりますが、不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあり、さらなる取組の充実強化を図っていく必要があると考えております。

同じく(2)、校内自立支援室についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和４年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒への支援等について取り組んでいるところであります。令和７年度は20市町村、54校に支援員を配置し、児童生徒個々の状況に応じた学習支援や登校支援等を行っており、令和６年度の登校復帰率は53.4％となっております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と連携し、校内自立支援室等による支援の充実に努め、児童生徒の社会的自立に向けて取り組んでまいります。

同じく(3)、学校体育館のエアコン設置についてお答えいたします。

国が令和６年度に実施した調査によると、本県の公立小・中・高校における体育館等の空調設置率は2.7％となっております。県では国の支援策を活用し、今年度、県立学校５校で体育館屋根の断熱性確保工事等に取り組んでおります。また市町村には連絡会議等で積極的な取組を促しているところです。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携し、当該支援策の期限である令和15年度までに、避難所に指定されている体育館の空調整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、賃上げ・生産性向上緊急支援事業の内容及び取組についてお答えいたします。

本事業は、国の重点支援地方交付金を活用し、県内中小企業・小規模事業者の設備投資や、従業員のスキルアップ研修などの生産性向上に資する取組に対して県が補助を行うものです。対象事業者数は400社程度を想定し、現在、事業執行の業務受託者を選定しているところで、補助金交付申請の受付は４月開始予定としております。

県としましては、本支援を通じ、賃上げ環境の整備を図ることにより、県内事業者の持続的成長を後押ししてまいります。

続きまして４、脱炭素島嶼社会の実現についての(1)のうち、イニシアティブの目標と重点施策についてお答えいたします。

県では、国の第７次エネルギー基本計画の策定を踏まえ、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを改定することとしております。改定後は、新たに2040年度の再エネ電源比率を低位目標として24％、高位目標として30％に設定するなど、2023年度実績の12.5％からさらなる再エネの導入拡大等を目指すこととしております。このため、再エネ普及啓発プロジェクトや革新的再エネ導入拡大チャレンジなど、11のアクションプランを推進することとしております。

同じく４の(2)、大型風力発電に関する取組についてお答えします。

県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、風力発電を再エネ最大化に向けた重要な電源と位置づけ、導入拡大を図っております。これまで、波照間島において強風を回避できる可倒式風力発電の導入を支援し、事業化につなげてまいりました。また、現在は民間事業者が陸上風力の発電設置に先立って行う風況観測を支援するとともに、洋上風力発電の適地選定に向けた可能性調査を行うなど、事業化のための環境整備に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、低所得世帯への家賃補助についてお答えいたします。

県は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業を令和６年９月から実施しております。本事業は低額所得の高齢者世帯などに対して、家賃負担の低減に取り組む市町村に県が補助を行うものであります。県としては事業実施する市町村の拡大に取り組むとともに、制度拡充について市町村と意見交換を行っているところであります。

次に６、那覇大橋の整備についてお答えいたします。

那覇大橋は老朽化が著しいこと等から、現在架け替え工事を行っております。整備期間の長期化の主な理由としては、設計時点の想定より地盤が悪く、基礎形式が変更になったことや、既設橋梁の補強が追加で必要となったためであります。現在は上流側新設橋梁の整備を進めており、完成後に交通を切り替え、その後に下流側新設橋梁の整備を進める計画であることから、完成までには工事工程上、おおむね８年程度を要する見込みであります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光　病院事業局長　３、県立病院の経営改善についての(1)、県立病院の赤字要因と対策についてお答えします。

県立病院が厳しい経営状況にある背景には、コロナ禍後の受療行動の変容に伴う患者数の減少による収入減、人件費や材料費高騰による支出の増など、収支のアンバランスといった構造的課題があります。これらの課題を改善し、地域医療提供体制を維持するために、現行計画の経営強化から経営再建へ年度内に見直しを行うこととしております。具体的には、病棟・病床機能の見直し、医療ＤＸの推進、職員配置の最適化による労働生産性の向上等に取り組んでまいります。看護業務においては時間外勤務の縮減等の効果が見られておりますが、引き続き厳しい経営環境が続いているため、経営再建の取組を一層進めてまいります。

同じく３の(2)、病院事業局の人員削減についてお答えします。

現在策定を進めている経営再建計画では、人件費と収益のバランスの適正化に取り組むこととしております。その中において職員の配置についても、医療提供上の必要性や病院経営への影響などを総合的に勘案し、最適な配置に努めることとしており、一律の人員削減を検討しているものではございません。

同じく３の(3)、オンライン診療、ＤＸの取組についてお答えします。

病院事業局では限られた医療資源の中、安定的かつ持続的な医療提供のため、局全体のＤＸ推進やオンライン診療の導入が重要と考えております。このようなことから、職員の業務負担軽減、離島・僻地における医療体制の確保等を目的とした沖縄県立病院ＤＸ推進計画の策定に取り組んでおります。オンライン診療については今年度、本島の病院と離島・僻地の病院間において、オンラインを活用した遠隔透析の支援に係る実証実験を行っており、次年度から本格運用を予定しております。

同じく３の(4)、経営再建計画の内容についてお答えします。

現行計画はコロナ禍にあった令和４年度に策定した経営計画であり、コロナ禍後の患者数の減少や物価、人件費高騰など、急激な環境変化に対応する必要が生じております。そのため現行計画の経営強化から経営再建の視点へと取組の方向を切り替えた計画として取りまとめることとしております。具体的には、現行計画では想定していなかった資金不足を回避するため、

新たな病院事業債の活用による資金調達を行うと同時に、労働生産性の向上や収益と人件費のバランスの適正化等の構造改革にも取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　４、脱炭素島嶼社会の実現についての(1)のうち、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画の目標と重点施策についてお答えいたします。

県では、令和７年２月の国の地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、令和８年３月を目途に、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定することとしております。改定後の計画案では、新たに2040年度の温室効果ガス削減目標を設定し、低位目標として2013年度比で48％削減、高位目標として52％削減としております。また重点施策として、新たに事業活動における温室効果ガス排出量削減対策の促進などを加えた52の重点施策に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　５、サイパン、テニアン両島との交流及び北マリアナ諸島自治連邦区との姉妹都市締結の取組についての(1)のうち、サイパン、テニアンとの交流についてお答えいたします。

サイパン、テニアンを含む南洋群島は、戦前沖縄から多くの人が移り住み、現地の地域振興に大きく貢献したものと承知しております。このような歴史的背景や観光業を中心とした島嶼地域であることなどの共通性から、南洋群島と交流を継続することは重要であると考えております。県としては、平和交流や移民の歴史に関する交流など、どのような分野で交流できるのか、引き続き関係部局と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　５、サイパン、テニアン両島との交流及び北マリアナ諸島自治連邦区との姉妹都市締結の取組についてのうち、北マリアナ諸島との姉妹都市締結の取組についてお答えいたします。

北マリアナ諸島では戦前から多くの県民が移り住み、太平洋戦争では１万2000人余りの貴い命が失われた歴史的背景や、島嶼地域であるという共通性から友好関係を構築し、相互交流を深めていくことは重要であると考えております。このため県では、令和８年度の新規事業として、同諸島との交流促進を図るための事業を当初予算案に計上しております。姉妹都市の締結については、幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できることなどを確認しながら、その可能性を検討したいと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　どうも御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず大項目１の(1)、物価高騰対策についてなんですが、様々な支援策を令和８年度も計上していただいている、またこれまでの取組も非常に評価をしたいと思います。その中でこの１月から３月、国の支援に合わせて電気とＬＰガスの補助、これは県独自でも予算を組んでいただいているんですが、これ今物価高騰がこれだけ長引いている中で、特に電気と県内はＬＰガスを多くの家庭がお使いになっていますので、４月以降もこれはしっかり支援をしていく必要があると思うんですが、国が今そういう方向に動いた場合、県もしっかりやるということでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　４月以降につきましては、国の動向のほうも見ながら、それから支援ニーズ等も把握していく必要があると考えておりますので適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　本当、生活インフラ、電気・ガス等はどうしても大事な部分でございますので、国にもそれをやっていただけるように、公明党としても去年、国政与党のときにも提案しているところでございますのでよろしくお願いします。

次、令和８年度４月、小学校給食費無償化、いよいよ国が5200円という数字も出しております。年度内に国会が、予算を確定しない状況にあっても、４月からしっかり無償化スタートできるということでよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

国の説明によりますと、自治体の事務執行に支障が生じないように配慮し、令和８年４月１日以降の給食費に充てられるよう、しっかり調整を行うというふうに聞いております。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　暫定予算等いろいろ組むという方向もあると思いますけれども、４月からしっかりやれる形、市町村との連携は取れていますでしょうか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　まず、小学生については国の制度でありますので、国から市町村向けの説明会を実施したところであります。

また県としましても国の制度に係る事務手続について、市町村担当者向けの説明会を国の説明を受けて開催する予定であります。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　教育長、先ほど国は5200円補助すると、これ確定してるわけでございますので、その差額分も、これはもう県と市町村がしっかり連携取ってやることは今の段階でできると思うんですが、国の動向を見るというのはどういうことですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　国は、今御説明ありましたとおり基準額分を市町村に補助することとしておりまして、基準額を超過する市町村への支援については、制度の詳細や市町村の実施状況を確認しながら、県の対応を検討していきたいというふうに考えておりますが、具体的な制度、例えば実績額の算出方法とか非喫食者の範囲等、具体的な内容がこれから示されますので、そういった状況も踏まえながらの対応になりますので、その状況見ながら、県の対応を検討していきたいと思っています。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　知事、この給食費小学校無償化、いよいよこの新年度からと。これは知事の公約でもございますので、今先行して、半額とか一部補助をしていた市町村はあって、本当に今、保護者の方々にしっかり応える、この給食無償化に頑張っていただいているので、ぜひ知事も、今回国がいよいよ全国無償化に乗り出す中で、この差額分についてもしっかり県が引き取ってやっていくぐらいの決意を見せてもいいんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　国の給食費負担軽減交付金、これが、児童１人当たり基準額5200円ということで今、5200円を下回っているところ、少し上回っているところのその全体の調整を教育庁のほうで図っていただいておりますが、当然我々は４月から5200円しっかりと補助していくということで今備えを進めております。引き続き、またさらなる負担分についても、市町村の状況などを勘案しながら、その点についてもしっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　現場というか保護者の皆さんは、去年、中学無償化が沖縄県でスタートして、そして今回いよいよ小学校という、非常に高く評価をしているんですね。その中で市町村によっては、差額分をそれぞれ財政の厳しい中でやっているところがありますので、そこでばらつきが起きると、一方では完全無償化ができたと。一方では、一部保護者の負担が出てしまったと。そういうことがないようにするためには、私は県がしっかりこの予算の確保、市町村に示していく中で、沖縄県が小学校完全無償化が確保できるんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　議員御意見のとおり、やはり市町村によってそれぞれ状況が違うということもありまして、市町村としてもそれをどう見極めていくのかということが、国のさらなるその支援策を見ながら考えていきたいということも声として上がっているというふうに伺っております。当然、それぞれの市町村の状況に合わせてではありますけれども、県として、可能な限り支援できることにつきましてもしっかり考えてまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

次に新規事業の地域連携高齢者支援基金、これ非常にすばらしい内容だと思っております。ぜひ、市町村単位の取組を県が先行してやるという、この旗振りをやるということは本当に大きな、私は期待できるものだと思います。15億円というこの基金でございますので、しっかりお願いしたいと思います。そして、１の(5)に関わりますので、家賃高騰で苦しむこの高齢者の方々――ずっと私取り上げていますが、あと今回若者、学生――去年、名護で名桜大学の新入生が自分の賃貸物件を探せないということで、一部大学内で寝泊まりをするということがありました。これは名護だけにとどまらず、やはり家賃高騰というのが非常に大きな壁になっていまして、低所得者の高齢者、そして家庭の事情で――若者というか学生等が進学する中でしっかり支援をする。これは私は県が示すことが必要かと思うんですが、こども・若者基金も含めたこの２つの基金で、こういった家賃支援も検討できないか、お聞かせください。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

地域連携高齢者支援基金につきましては、高齢者フレンドリー社会と私たち呼んでいますけれども、全ての場面で高齢者が生活しやすいような、いろんなフレイルになってもなるべくその地域にとどまって日常生活が送れるような形ということを考えております。高齢者フレンドリーな社会にするためには、保健医療介護以外の普段の生活の分野においても、民間事業者を活用した形でいろんな事業を継続、立ち上げるというのが必要になりますので、今庁内の中でも保健医療介護部だけではなく、土木建築部あるいは生活福祉部のような住宅あるいは生活困窮者等に関わっているところと連携を取りながら、どのような検討ができるかというふうな形で取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○上原　章　議員　こども・若者は。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　お答えいたします。

こども・若者基金ということで、今般、今ある子どもの貧困対策推進基金を改正して増額したんですけれども、今回増額したことで、こども・若者計画に位置づけられている施策を推進するという目的がございます。これまでもひとり親に関しましては、住宅支援と自立支援を合わせた総合的な支援ということで、ゆいはぁと事業とか、そういった事業を展開してまいりました。今後も、そういった施策が打てないかというのは検討してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

それで先ほど答弁にありました、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業、これ令和６年度からスタートしたと聞いていますが、今の成果をお聞かせください。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　家賃補助の実績についてですけれども、令和７年度は宮古島市、豊見城市、北谷町において事業を実施しております。それぞれの自治体においては、合計16戸の補助を予定していたところですが、現在のところ実績がゼロ戸となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　これ当初は月２万円を県が組んで、5000円が市町村でしたから――県は１万5000円、そして市町村が5000円。だけど今国もそれに乗り出して、国が１万円、県が5000円、市が5000円、２万円。これを10年ということでございます。本当に高齢者の皆さんが安心して住める、そういった補助事業がなかなか市町村に広がっていないと考えると、この周知徹底というのが非常に弱いのかなと思うんですが、この点今後はどういうふうにこの事業をしっかり執行していく予定ですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　説明会等も開催しておりまして、市町村担当者説明会ですとか、個別に市町村の説明会等も行っております。これは住宅と福祉部局に合同での説明を行っております。あと県の居住支援協議会における会議に対する説明ですとか、概算要望の市町村ヒアリング等においても、この話題について市町村に説明しております。あと資料の提供としまして、市町村の補助要綱の提供ですとか、申請請求などの様式の提供なども行っているところでございます。引き続き、居住支援協議会等と連携しながら、推進していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　あわせて、居住支援協議会を沖縄県が設置して、沖縄市が設置して、残りの市町村がまだできていないと聞いています。この拡大もしっかり県がリードしてやっていただきたい。ちょっと要望で終わりたいと思います。

次に、先ほどの賃上げ・生産性向上緊急支援事業、これは約20億――今回補正予算でもまた追加が入っていますが、中小企業に４分の３の補助、小規模企業に５分の４の補助、最大1000万という非常に内容がいい。これは要件として、社員の平均給与月額を３％以上引き上げしたところに適用されると聞いています。こちらも４月開始ということで、令和８年12月までだと聞いていますけど、これもしっかり告知、周知することが重要だと思うんですが、これはどうなっていますか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　議員御指摘のとおり、周知が非常に大事だと思っております。周知に当たりましては、専用のホームページを開設しますけれども、商工会関係、経済団体関係の方、そして市町村にもパンフレットを作成して配布する予定としております。それに加えまして、対象者そして支援者、そういった方々向けの説明会も予定しております。それからプレスリリースですとか関係機関への案内も含めまして、様々な媒体を重層的に活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　（資料を掲示）　私も担当からこういうすばらしいチラシも頂きました。やっぱりこういうのをしっかり末端まで、現場の人たちに届くようにしていただきたいなと思います。今本当に賃上げということで収益をどう上げるかで悩んでいる中小・小規模企業の皆さんにとっては、県がこれだけ20億を組んでやるんだと、400社を目標にしているんだということであれば、私は絶対執行を100％に近い結果を出していただきたいと思いますが、部長どうですか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　全執行を目指して頑張っていきたいと思います。

以上です。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

あとは大項目２の(1)の不登校についてなんですが、もう本当に今不登校が小・中・高とここまで年々増えているという、本当に――私も３人の子どもが小・中・高でお世話になったんですが、子どもたちが本当に安心して学べる環境、これは我々大人の大きな責任だと思うんですが、県内の不登校になっている――先ほど国が調査し、その理由として無気力とかいろんなそういうお話しをしていましたけれど、私は県独自で、この不登校の理由が何なのかを調査すべきだと思っています。不登校になった理由が分からないで支援ができるのか、私は非常に疑問に思っています。ですから、沖縄県の子どもたちが不登校になっている理由、これはしっかり県が調査をして、それに合う支援策を組まないと、この取組はなかなか前に進まないと思うんですがいかがですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　先ほど文部科学省の問題行動調査の結果を申し上げましたが、県内につきましても国の調査を中心に行っているところでありまして、本県における不登校の相談内容は全国と同様の傾向となっておりますが、特徴的なことは、全国と比較して、小学校では生活リズムの不調、これが多くなっています。また中学校では遊び・非行、これが沖縄県の特徴として多い状況にございます。不登校の要因については複合的であると考えておりますが、議員御指摘のとおり、個々の状況をしっかりと把握して的確に対応していく必要があると思っておりまして、学校では関係職員が校内ケース会議を持ちまして、アセスメントと指導計画による早期対応を行っているところであります。また、やはり状況を把握するためには専門的な知見を有するスクールカウンセラーも重要でありますので、その配置に努めているところでもあります。また、遊び・非行という特徴的なものがありますので、保護者、家庭・地域と連携した基本的生活習慣の確立についてもしっかり取り組んでいく必要があると思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　教育長の担当ではあるのですが、どうしても知事に向かって僕は訴えたくて向こうに向かいますけれど、教育長、この不登校というのは、確かに生活リズムとか遊び・非行とかいろいろおっしゃいますけれど、私の周りでいろいろ相談を受けるのは、やはりいじめ、結構非常にデリケートな問題なんですけれど、どこまで親に相談していいのか、どこまでスクールカウンセラーに相談していいのかということで、学校内での本当に児童生徒のつらいつらいそういった思いを考えると、私はしっかり丁寧にアンケート調査――無記名でもいいですよ。そして今何が起きているかをしっかり把握しながら、保護者とスクールカウンセラー、いろんな方々とどうやってこのお子さんを守っていくかを担任を含めて、しっかりとやる必要があると思うんですが、いかがですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　この子どもたちの状況、その原因等を把握する方法ですけれども、やはり子どもたちには学校内で話しやすい先生もいると思います。あるいは担任、教科担任、あるいは養護教諭――スクールカウンセラーは専門的な立場でありますので、子どもたちのその内容をしっかりと受け止める立場であると思います。そういった子どもたちが話しやすい状況があると思いますので、そういう場面を持ちながら、教職員がその状況をしっかりと把握し、原因等を情報共有しながら、しっかり寄り添った指導が必要であるというふうに思いますので、引き続きそういった体制づくりに努めてまいります。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

それと自立支援教室、今現在、県が取り組んだ小学校30校、中学校24校、計54校ということで、私は現場でも非常に評価が高いと思っています。そこで、この自立支援教室が――県が取り組んでいるこの事業は、これはもう終了ですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　県が行っている校内自立支援室事業については、基本的に市町村の取組を促すためのモデル事業でありまして、事業終了後は各市町村による事業化を検討していただくというものでありますけ

れども、市町村の状況を見ながら、しっかりと継続しながら、市町村の取組についても支援していきたいと思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

本当に令和４年度からこの事業が――保護者もまた生徒も今まで学校になかなか踏み出せなかったのが自立支援教室で今非常に頑張っている。そこが打ち切られたら、この子らはどこに行くんだということになるわけですね。ですから市町村と連携を取って、この自立支援教室が必要な間はしっかり継続していく。あわせて、県内には263の小学校があります。でも現在は30校しか設置していない。中学校も152ありますが、24校しか今設置していない。必要ないところはいいと思うんですけど、私は市町村に本当に必要だというところがあるのであれば、県が継続してこの事業をやっていくことも大事かなと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　この校内自立支援室事業、我々もしっかりとモデル事業としてでありますけれども、市町村の支援に向けて継続しながら支援していきたいと思いますし、今国において、教育支援センターの――同じような取組でありますけれども、補助事業もございますので、県と市町村が連携しながら、国の事業も活用しながら、そういった居場所づくりに努めていきたいと思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　ぜひお願いします。

それからクーラーの設置なんですが、沖縄の場合、もう全国の中でも本当に暑い県でございますね。夏場も子どもたちが、いい環境で部活やその他いろんな活動ができるようにしていくには、避難所指定の体育館ということも含めて、令和――昨年私質問したときに、県内の公立小・中・高の設置率が2.7％、全国が17.7％――あの時点でですね。その開きが本当に何なのかと思っていたんですけれども、先ほど連絡会議では市町村にも設置を促していきたいと。この連絡会議とはどういった会議なんですか。それのための会議ですか。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　まずこの新しく国の支援事業が打ち出されましたので、しっかりとその内容を周知して、市町村としても取り組んでいただくようにということでの連絡会議でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　全国とあまりにも数字が離れていますので、むしろそれを上回るぐらいの取組をぜひやっていただきたいと思います。

次に病院事業局長、すみません、いろいろ現場の医療確保で大変だと思いますが、まずこの改善の取組の中で――私前も取り上げたんですけれど、未収金の対策というのはどのようにされているのか、直近の３年、未収金の状況と改善状況を教えてください。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　お答えします。

過去３年間の不納欠損額ですけれども、令和４年で900万、令和５年で1800万、令和６年で4200万となっております。未収金に対しては、防止策として納付相談の強化とか社会保障制度の活用の支援、あるいは支払い方法の多様化などに取り組みながら、発生した場合には、督促や納付指導とか、納入通知の文書の送付等々回収業務を強化しておりますけれども、困難な場合もあります。そういうときには弁護士委託などを行って回収に努めているところであります。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　私もちょっと調べたんですけれど、未収金が令和３年16億、それから令和４年も16億7000万、令和５年が15億4000万、令和６年が14億4000万ですか。この未収金の中で中部病院が特にちょっと高いんですが、これ何か理由があるんですか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　累積ですので、多分一番の理由はやはり症例数の違いなのかなと思います。地域の特性については調べておりませんので分かりませんけれども、多くは多分それと、やはり高額医療をやっているところも要因としてあるかもしれません。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　それで累積赤字についてなんですが、コロナ前の累積赤字、そしてコロナ後の赤字、そして現在の赤字、これ教えてもらえませんか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　コロナ前――令和元年ですね、令和元年が90億の累積赤字でした。令和２年度が67億、令和３年が２億、令和４年度が39億の黒字ですけれども、これは全てコロナの補助金によるものです。令和５年の５月に５類になりましてからはもう補助金がありませんので、令和６年度は125億の累積赤字と膨らんでいるのが現状です。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　コロナが終わって需要も少し減少

したとか、いろんな事情もあるとは思うんですが、この累積赤字が過去――これまでコロナ前は長い間累積しても90億という数字であったんですけれど、この一、二年、コロナがいろいろあったとはいえ、この２年間でまた125億というあまりにもこの数字がぐんと上がった、何かもっと原因がありませんか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　やはりコロナ後の患者数がかなり減っているということで、入院収益が減少しているということが一番大きいかなと思います。プラス人件費の高騰ですね。この２年間、人勧で給与を上げていることを含め、それから物価高騰は県立病院だけではないんですけれども、全国も赤字を抱えていますので、そういうのが大きな要因になっていると思います。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　僻地医療とか、診療所を抱えての大変な取組だと思いますけど、ぜひ改善にも、職員一致して頑張っていただきたいと思います。

次に大項目４の(2)ですが、この大型風力発電、本島内で導入できない課題があると思うんですが、それは何ですか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　大型風力がなかなか導入が厳しい状況にある理由の一つには、極値風速の規制というものがございます。これは何かと申し上げますと、電気事業法に基づきまして、日本特有の厳しい気象条件、そういったものに対応していくために、50年に１度の確率で発生する最大瞬間風速、それを表す極値風速を用いたその安全設計が義務づけられているといったところにございます。沖縄県は極値風速が90メートル相当となっておりまして、非常に厳しい風速の中での条件下となり、そういった意味で大型の風力の導入が厳しい状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　ということは、もう今後この大型風力は沖縄県には望めない、本島には望めない。それとも、関係者、専門家の意見を聞き、今の規制をしっかり改善するような動きはないんですか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　法律の規制の緩和等につきましては、安全性を勘案して設けられたものと認識しておりますので、なかなか厳しいものがあるのかなと思っておりますが、ただ今後の技術開発によっては、そういう極値風速に耐え得るような風車が開発される可能性は十分ございますので、そういったものの情報なども収集しながら、どういった形で――例えば実証実験などができるのかどうかも踏まえて、考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　そういうところを含めて、沖縄電力との共同提携というのは進んでいますか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　民間事業者、発電電力の皆さんとは、風力発電の導入に当たっての可能性調査というものを実施しております。これまでにも国頭村、それから宮古島市、名護市等で民間事業者で実施する風況調査の取組を支援してまいりました。そういう意味では、民間事業者の取組を支援しながら可能性については探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

あとサイパン、テニアン、この令和８年度の新規事業内容を教えてください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県では、令和８年度の当初予算で沖縄県地域外交人材育成事業というものを計上しているところでございます。同事業は、地域外交による平和構築や相互発展、国際的課題の解決に資する人材を育成するため、学生等若年者に対し、国際的な視点を涵養する機会を提供することを目的として、実施するものでございます。令和８年度は、サイパンやグアム、ハワイ州、済州などへ学生等の派遣を検討しているというところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　よろしくお願いします。

最後に那覇大橋改修工事なんですが、これあまりにも長引き過ぎて、先ほどの見通し、おおむね８年という、これは今年から８年後に完成ということですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　今年から８年となります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　上原　章議員。

○上原　章　議員　この事業は７年計画でスタートして、今もう７年プラス10年たっているんですよね。そういう意味では、折り返しの橋の片側までまだ来ていない中で、もう本当にピッチを上げてこれをやらないと、あの地域はもう多くの交通量の地域でございますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○比嘉瑞己　議員　よろしくお願いいたします。

それでは初めに、１番の沖縄振興特別措置法について伺います。

(1)ですが、今年は沖縄振興計画を見直す大変重要な年となります。後期５年計画に向けた県の政策提言の概要を聞いていきたいと思います。

まず初めにアですが、県が目指す世界から選ばれる持続可能な観光地とはどういったことでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指すべき将来像としており、具体的には、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲内で観光産業の成長と維持を図り、沖縄経済を最適に活性化させることでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　県のリーディング産業である観光産業の発展を多くの県民が望んでいると思います。一方で、県民から様々な疑問の声も寄せられています。ホテルが増え過ぎてはいないか、こういった声をあちこちで聞きます。恩納村を国道58号で行くと、また増えたなという感じで、行くたびにホテルが増えている感じがするんですが、その中身も超富裕層の泊まれる１泊何十万円もするホテルだったり、また一方で那覇市とかでは、路地の中にもアパートメントホテルが乱立しております。このホテルの数、客室数などは、20年前と比べてどれぐらい増えているのか、このことをまずお聞かせください。そしてこうした今の沖縄の現状、西海岸にホテルが集中しているだとか、都市部に宿泊施設が偏在しているとか、こうしたホテルの供給過剰について、県はどのように考えているのか教えてください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

まずホテルにつきましては、平成16年と令和６年の20年間で比較させていただきます。ホテル数は822軒から4251軒と、3429軒の増加で5.17倍でございます。客室数は２万8303室から６万4371室と３万6068室の増加で2.27倍でございます。収容人数は７万1062人から18万8425人と、11万7363人の増加で2.65倍となっております。あと富裕層、アパートメントホテル等の増加につきましての認識ですけれども、那覇市や恩納村などの特定の地域への宿泊施設の集中は、周辺の観光インフラの効率的な整備や都市型観光高級リゾートという地域イメージの定着に寄与する一方で、慢性的な交通渋滞や大規模開発による環境負荷増大の一因になっているものと認識しております。観光の質の向上を図る上では観光客の分散化、これに取り組むことが重要であることから、宿泊施設の分散化について今後検討する必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　今部長がおっしゃったとおりだと思います。やはり持続可能な観光地というからには、受け入れる県民であり、観光業者の皆さんの理解も必要だと思います。今後、取組が必要だと思うんですけれども、やはり一定の規制だったり、あるいは政策誘導という形で県がしっかりと政策を持つべきだと思いますが、今後の取組を教えてください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県内の宿泊施設は20年以上右肩上がりで増加しており、需給バランスの実態把握や立地の偏在緩和に向けた取組が必要になっているものと考えております。このため県では、令和８年度当初予算案に県内宿泊施設実態調査や適正配置検討に必要な情報収集を行うとともに、調査結果を踏まえた需給バランスの安定化に向けた有識者との協議を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　実態調査、まずは頑張ってください。

続いてイですが、観光産業における雇用環境、オー

バーツーリズムの課題は何ですか。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
宿泊業・サービス業の平均年収は、全産業平均を約18％下回る320万円、非正規雇用の割合は全産業平均を27.4ポイント上回る64.9％となっており、雇用の安定性に課題があるものと認識しております。また、オーバーツーリズムにつきましては、那覇空港周辺の渋滞やモノレール等での車内混雑が課題となっているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　非正規雇用率の高い沖縄で、その中でも特に高いのがこの観光産業です。64％が非正規雇用。年収も全産業よりも70万円低い形になっているんですね。これでは本当に胸を張ってリーディング産業というふうには言えないと思います。それでもう一つ聞きたいんですが、観光従事者の離職率は幾らになっているのか。こうした課題を解決していくためにも、働く人々の正規雇用化、所得向上、そして待遇の改善が必要です。県の取組をもっと拡充すべきですが、どうでしょうか。
○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
県内観光従事者の離職率は、国の雇用動向調査によりますと、宿泊業・飲食サービス業では、平均32.4％となっており、全産業平均の15.9％と比べても高い水準にあり、人材の定着は喫緊の課題であると認識しております。このため県では、人材定着に向けて、現在観光事業者が実施する省人化、適切な価格設定による収益改善、人材が定着する組織づくりへの支援を行っており、今後は宿泊税の活用も含め、観光の質的向上に向けた事業者の処遇改善や人材育成の取組への支援をより一層強化してまいります。
以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　ぜひ宿泊税の活用、こういったところに力を入れていただきたいと思います。
続いて環境部にお聞きします。
ウ、沖縄の豊かな自然を守る持続可能な社会への取組をお聞かせください。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。
県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、社会、経済、環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展等を目指し、自然環境の保全に関しても様々な取組を展開しております。沖縄振興特別措置法施行後５年間の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、政策提言の素案におきましては、環境分野でさらに取組を強化する必要があるものとして、赤土等流出防止対策の推進、米軍に起因する環境問題への対応等の整備、離島における廃棄物の処理促進、レンタカー等への電動車導入促進などを挙げているところでございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　今挙げたのはどれも重要な取組なんですけど、今回赤土対策についてちょっとお聞きしたいです。
土木環境委員会でも陳情が上がってくるんですけれども、この赤土の原因はもうはっきりしているんですよね。農地がほぼその原因になっています。原因は分かっているのに、なかなか有効な対策が進んでいないという課題になっています。この後期振興計画の中で最も重点的に取り組む一つだと思うんですが、どういった対策ですか。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。
今、議員からの御指摘のとおり、赤土等の流出につきましては、条例の施行後約半分ほどまで減ってきておりますけれども、今現在流れている赤土等の原因の約８割は農地からという形になっております。これにつきましては、様々な対策に取り組んできたところなんですけれども、農地における赤土対策は長期にわたって継続的に実施する必要があるということで、農家における費用や労力の負担が大きく、なかなか取組が進まない、効果を上げてないという状況があります。そのため、先ほど申し上げたとおり、農地を中心とした赤土等流出防止策の取組に係る拡充というのを政策提言として挙げているところです。具体的にはどういったことかといいますと、農家等が行う営農的な赤土対策への補助でありますとか、生産品への取組表示、あるいは農家の取組意欲の向上でありますとか、地域活性につながる仕組みづくり、それからあるいは修学旅行生の農地における赤土等流出防止対策の体験等のレスポンシブル・ツーリズムの支援でありますとか、あるいは、財政支援を実施することによる農地からの赤土等の流出の削減といったものを考えておるところでございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　ぜひこれは、環境部だけに任せる

んではなくて農林水産部も一緒に取り組んでいただきたいと思います。

続いてエですが、沖縄の歴史、伝統文化を次世代につなげる取組をお聞かせください。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

本県では人口減少、少子高齢化の影響等により、地域の伝統文化、伝統芸能、文化芸術活動を担う人材が減少している課題があるものと認識しております。このため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄の歴史、伝統文化を次世代につなげるため、しまくとぅばの普及継承、次世代を担う子どもたちへの鑑賞機会の創出、文化芸術団体の組織力向上、基盤強化などに取り組んでまいりました。引き続き担い手の育成・確保など、沖縄文化の継承・発展に向けて、取組を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　私たちの文化の基盤には言葉――ウチナーグチ、しまくとぅばがあると思います。これまでも取組をしてきたと思うんですけど、やはり日常的に使わないとなかなかこの言葉を守っていけないと思います。もっと長期的に見た取組が必要じゃないかなと思います。そういった意味で体系的に教育現場での取組が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

学校教育では教育の目的、目標に基づき、各教科の目標と内容が示され、それを踏まえた教科書を活用して授業が行われております。しまくとぅば教育についても同様に教育の目的、目標等の整備が必要だと考えており、令和８年度新たに教育課程の専門家などの有識者で構成する会議を設置し、令和９年度までに教育の目的、目標の決定、学習指導要領、教材の作成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ぜひ教材の作成頑張っていただきたいと思います。

続いてオですが、今の沖縄振興計画の中でも自然史博物館を誘致しようということが重点施策に盛り込まれました。今機運も少しずつ高まっていると思うんですけれども、この自然史博物館、教育研究機関としての役割が大変重要だと思いますが、その点についてどのように考えていますか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

国立自然史博物館には、１つ目に、自然史標本の収集・整理・保管、２つ目に、自然史標本に基づく自然史科学の研究、３つ目に、研究成果を活用した展示・教育・普及という３つの機能、役割を持つ施設となっております。研究機関としての役割につきましては、画期的なイノベーションの創出の源泉となるなど、あらゆる研究の基礎となる自然史科学の研究を通じて、その成果を社会に還元するということが考えられます。また教育機関としての役割につきましては、収集した標本の展示等を通じて、多くの人々に対し、自然環境への関心を高め、理解する機会を提供するということが考えられるところでございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　そこで環境部と教育庁にもお聞きしたいんですけれども、私たちもこうした議連をつくって、このほど県民会議も発足することができました。現在約50の団体や民間企業の皆さんが加盟をしていただいているんですけれども、この肝腎の教育関係団体の加盟がまだまだ広がっていない状況です。これ、やはり教育分野で皆さんが誘致しようという機運がなければ、国にも訴える力が弱いのかなと思います。今後どのように推進していくのか、両者の見解をお聞かせください。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

環境部におきましては、この機運醸成をさらに図っていくということで、11月補正におきまして予算をつけて、テレビＣＭ等を今現在行っているところでございます。また今回の２月補正におきましても、このテレビＣＭ等を強化していくことで、１日５回のテレビＣＭが流される形で取り組んでいるところでございます。引き続き、こういった活動を続けまして、機運醸成を図っていきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　国立自然史博物館の持つ研究成果を活用した展示・教育・普及の役割は本県の児童生徒の自然科学への関心を高め、学力向上にも資するものと認識をしております。

県教育委員会としましても、今後、国立沖縄自然史博物館誘致県民会議等の取組を広く教育関係者へ周知をし、博物館の設立誘致に向けた理解促進及び機運醸成に努めてまいります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　教育長、ぜひよろしくお願いします。理科や科学の先生からは、すばらしい話だと。ぜひ協力したいという声も頂いていますので、教育長からもよろしくお願いいたします。

この振興計画について、最後に知事にお尋ねしたいと思います。

復帰から50年以上たって、沖縄の社会資本整備、経済も大きく発展してきました。一方で、消費される沖縄であってはいけないと思うんですね。やっぱりこれからの時代、本当の豊かさというのは何なのか。こういった歴史や文化、自然、先人たちが守り続けてきたものを次の世代に受け継ぐのが私たちの役割だと思います。いち早くこのＳＤＧｓの理念も取り入れて、新時代沖縄を掲げた知事の振興計画に向けた決意をお聞かせください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　今比嘉議員から５点について、沖縄振興計画の具体的に分野ごとにいろいろなお話、御質問を承りました。いずれの項目にしても、やはり観光が基幹産業である沖縄にとって、この持続可能でレスポンシブルな、あるいはエシカルなツーリズムをどうつくっていくかということが、まさに沖縄の自然史博物館を誘致しようというその雄大な環境を併せ持っている地域の特有になっていくと思うんですね。しかしそこにはまたやはり、人口減少、少子高齢化の中で地域社会や伝統文化をどう継続させていくかという地域振興と人材育成も併せて必要になってまいります。具体的に一つ一つを掘り下げるとそれぞれにそれぞれの重大なテーマが、課題やテーマがあると思います。ですから、今後の沖縄振興はまさに、少し長いスパンで戦後90年、戦後100年という、そういう時代に沖縄がどういう島でありたいかということが新・沖縄21世紀ビジョンにしっかりと織り込まれておりますので、そのビジョンの具体的なポイントをさらにアップグレードあるいはブラッシュアップさせていきながら、それがより沖縄らしさをまとっていくための創意工夫、努力をどこに織り込んでいくかということをこれからもまたさらに、この沖縄振興特別措置法の残り５年間の検討の中で未来を通して、ＳＤＧｓのようにバックキャスティング――沖縄の戦後100年はこういう姿でいたいから、90年にはこういう姿に、そして85年にはこういう姿にというような形での見通しをしっかり計画の中に埋め込んでいきたいというように思います。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ぜひよろしくお願いいたします。

続いて大問２です。開発と自然環境保護について伺います。

(2)になりますが、本島北部における沿岸海岸部の構造物の損壊や、砂浜の消失の状況はどうでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　北部地域の土木建築部の所管する海岸につきましては、国頭村の辺土名海岸、あと大宜味村の根路銘また塩屋海岸の護岸の一部に破損等があることを確認しておりまして、自然災害防止事業により浸食対策を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　この間、私大宜味村に改めて調査に行ってまいりました。そこでは、今あった根路銘の浜を見てきたんですけれども、もともとはすごく美しい砂浜だったんですが、以前この海岸が浸食され砂が少なくなり、県として養浜事業を行ったと思います。この根路銘での養浜事業の実績をお伺いします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　大宜味村の根路銘海岸ですけれども、護岸の天端高不足などが確認されまして、台風時の越波等により背後地の住宅等が被災するおそれがあるということで、平成12年度から平成16年度に総事業費約９億円をかけまして、人工リーフや養浜、突堤などの高潮対策事業を実施しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　９億円もかけて人工の砂を投入したわけなんですけれども、その根路銘の海岸は今も砂が減り続けています。そこで、そのまた先にある喜如嘉の浜も見てまいりました。この喜如嘉の浜は手つかずの自然の海岸です。しかしやはりここも砂がなくなっていって、絶滅危惧種であるウミガメの産卵がすごく危険な状況にあります。沖縄はいろんなところでウミガメが産卵するんですが、この喜如嘉の浜は、その中でもタイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ、３つの亀が産卵する唯一の場所として、研究者内では大変貴重な浜になっているんです。ところがそこの砂浜の浸食も進み、漂着ごみも大変たくさんありました。私、その対策が急がれていると思います。

(3)番です。絶滅危惧種であるウミガメの産卵状況はどうでしょうか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

ウミガメの産卵状況につきましては、環境省が作成しておりますモニタリングサイト1000ウミガメ類調査報告書における、2024年度の調査結果によりますと、鹿児島県和泊町、知名町、それから座間味村の阿真ビーチとニタ浜、竹富町黒島、竹富町西表島の合計５サイトの産卵回数が、アカウミガメ58回、アオウミガメ143回、タイマイ５回というふうになっております。

県としましては、今後とも同調査結果の推移等を注視してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　環境省の調査だけで、県としての調査をやっていないんですね。この大宜味の浜はすごく貴重なところなんです。この問題いつかまた環境部にやりたいんですが、今回ちょっと土木の皆さんにお聞きしたいと思います。

(4)番ですが、美しいこの沖縄の砂浜を守り、生物多様性を保全するためにも、この沖合でやっている海砂採取を規制すべきだと思いますが、県の対応を問いたいと思います。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県におきまして海砂利は建設用骨材などとして必要不可欠なものでございまして、将来にわたって安定的に供給されるべきものであると考えております。海砂利採取の規制等につきましては、これまでの調査結果等を踏まえまして、委員会等における議論の内容ですとか設置まで含めた検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　これまでは無制限に採ることができたんですけれども、全国的にも規制がかかっていって、やっと沖縄県も今その検討段階に入ってきている状況だと思います。ただし、やはり国際社会はもっともっと進んでいて、時代はもっと求めていると思います。

環境部にお聞きしたいと思います。

2022年に生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、昆明・モントリオール生物多様性枠組というものがあります。この中では、2030年までに陸と海の30％以上を健全な生態系として保全しよう、いわゆる30ｂｙ30という目標を掲げました。それを受けて日本でも、生物多様性国家戦略を閣議決定しているところです。

お尋ねしますが、その30ｂｙ30に向けた取組、県は生物多様性の保全のための基本計画として、生物多様性おきなわ戦略を策定していると思いますが、この30ｂｙ30に向けて、今後どのように取り組みますか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　30ｂｙ30につきましては海洋保護区ということで、自然公園でありますとか鳥獣保護区などがありますけれども、本県におきましては、沿岸域のほぼ全域に共同漁業権が設定されておりまして、この30ｂｙ30の目標は達成しているところでございます。

ただし県としましては、ほかにもこの新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づきまして、海洋保護区の一つである沖合海底自然環境保全地域でありますとか自然公園、鳥獣保護区、こういったものの区域拡大を含めた適正な地域指定、あるいは管理、それから利用促進というものに取り組んでいるところでございます。一方、御指摘のありましたこの生物多様性の保全につきましては、県の基本的な計画として生物多様性おきなわ戦略、これを平成25年３月に策定しております。令和５年３月に閣議決定された国の新たな生物多様性国家戦略を受けて、この計画について現在改定作業に取り組んでいるところでございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　農林水産部に聞こうと思ったんですけれども答弁がありました。もう沖縄のほとんどが共同漁業権区域であり、その海洋保護区になっていると。だけどさらにそれにとどまることなくちゃんと守っていこう、広げていこうという姿勢だと思います。それぐらいこの海洋保護というのはやはり大きなテーマになっています。

続いて(5)番に行きたいんですが、それでこれまでの海岸行政なんですけれども、高潮や波浪、こういった災害から防護のための海岸の整備でした。しかし平成11年に海岸法が改正されて、防護だけでなくて、海岸環境の保全、利用、これが目的に追加されました。これからは、景観や自然環境に配慮した海岸の保全が求められるようになっているわけです。

そこで伺いますが、沖縄県の計画である琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の改定への取組をお聞かせください。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

県では気候変動の影響を踏まえた当該基本計画の改定に現在取り組んでおりまして、有識者等による検討委員会において、技術的な検討を行っているところで

ございます。早期の改定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　その改定の中でちゃんと取り組んでいただきたいのが、この海岸保全区域についてなんです。先ほど述べた大宜味村の浜、昔ながらの砂浜の風景も失われて今深刻な問題になっています。喜如嘉をはじめ、ヤンバルの海岸を海岸法で定める海岸保全区域に指定して、保全していくべきではないですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　海岸保全区域ですけれども、台風などで発生する高潮等から海岸背後にある住宅等の保全施設を防護するために指定する区域となっております。本島北部地域の海岸保全区域の指定につきましては、海岸背後の利用状況、また被害状況などを勘案して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己　議員　議長、休憩ください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時14分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　部長、背後地のお話がありましたが、ちょっと確認させてください。この法改正によって、この砂浜は海岸保全施設として登録できますか。

○砂川勇二　土木建築部長　休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時14分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　高潮等から守る海岸の施設でございますが、護岸単独でやる場合とか、あと養浜によって、砂浜で波高を低減させるという面的整備という手法もございます。なので、面的整備で行った場合には砂浜も保全施設となりますが、自然の砂浜については、保全施設という位置づけではございません。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　そこはまだ課題が残っていますが、続いて聞きたいんですけど、全国の自治体で海岸保全区域を守るために、海砂の採取区域について海岸からの距離の規制を厳しくしている事例があると思います。沖縄県は50メートルなんですよね。この沖合50メートルは、ここは海砂採取とかやったら駄目だよという規制になっているんだけれども、全国ではそれを超えて規制を張っている自治体があると聞いています。いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　九州各県の規制状況について確認いたしました。福岡県や長崎県等において本県で定めている距離、水深以上の採取区域を定めているということは確認しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　担当課には国土交通省の資料もお渡ししているんですけれども、この愛知県の表浜海岸、ここは３キロの海岸保全区域を設けています。東京都の葛西海岸、これ５キロなんですよね。なぜそれができるのか、ここはもっと研究しないといけないと言っていたんですけれども、皆さんもやはりそうした形で、海岸の海洋保護区を守っていくという姿勢を持つべきだと思います。調査研究していただけませんか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　議員おっしゃる資料については確認しております。当該海岸の事例については、まだ愛知県ですとか東京都等に詳細を確認できておりませんので、その設定経緯などを確認した上で、今後の砂利採取等の規制に係る研究の参考にはしたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　愛知県の表浜海岸は海砂の問題で、この保全区域を広げたみたいなんですけど、結果としてウミガメが今戻ってきている。こうした事例が報告されています。ぜひ研究していただきたいと思います。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時17分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○比嘉瑞己　議員　続いて大きい３番です。次世代交通ビジョンおきなわについて伺います。

(2)です。次世代型路面電車（ＬＲＴ）やバス高速輸送システム（ＢＲＴ）等のフィーダー交通の導入について検討状況をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　お答えします。

県では、都市間交通となる鉄軌道とＬＲＴやＢＲＴなどの多様な都市内交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築が重要と考えており、昨年度から今年度にかけて、ＬＲＴやＢＲＴなどのフィーダー交通導入可能性調査を行っております。またそれと併せて、その公共交通ネットワークの構築に向けて、北・中・南部の３つの圏域別市町村連携交通会議の中で、それぞれの地域に合った公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ありがとうございます。

この間、本会議でも議論してきました。知事もすごく前向きに答えていただいていましたけれども、やっぱり圏域ごとで、まずこのネットワークをつくっていく。これを結んでいけば大きな公共交通ネットワークができるというお話をしました。これまでも言っていました、那覇が今、ＬＲＴの計画を持っていて、那覇だけで止めるのはもったいない。もっと与那原、西原、そしてモノレールのある浦西駅まで結べば、そこからまたモノレールというふうに東京の山手線みたいな循環のフィーダーができるわけです。こうしたＬＲＴの延伸計画というのはどうでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　地域別のその検討の中では、ＬＲＴ、ＢＲＴ、いわゆるシステムを予断を持って検討するわけではなくて、様々なシステムを可能性も含めて検討しているところでございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　この圏域ごとの山手線みたいなつなげるルートというのはどのように考えていますか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　その地域に合ったそのルートも含めたことを――現況と今後の将来を含めてどういった形のルート、それを結ぶためにはどういったシステムがいいのかということをその地域ごとに今検討しているところでございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　分かりました。

じゃあ(1)番、南北縦貫鉄軌道への取組をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　鉄軌道の導入に向けては、国のほうから課題となっている事業性や採算性を向上させ、国との協議を加速させる必要があるというふうに認識しております。そのため県のほうでは、費用便益比のさらなる向上が期待できる観光客の滞在時間の増加や、沿線の人口増等の土地利用の変化、駐留軍跡地利用の不動産価値の向上など、新たな４つの便益について今検討を行ってまいりました。令和８年度は、この４つの便益を新たに算定しまして、その成果を生かしながら、国との協議を加速させていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　改めて確認しますが、この南北鉄軌道について、今はどの計画に基づいて動いていて、どの段階なのか。次の段階に進むための課題は何ですか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県のほうでは、平成30年になりますが概略的な鉄軌道の事業をイメージして、構想段階の計画という形になっております。これを構想段階から次の段階といいますと計画段階というところに行きますが、そこを国にお願いしたいという形で今様々な要請を重ねていっているところです。国からは、先ほど御案内したとおり、事業性、採算性、そういったものが今課題であるというふうに示されております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　構想段階から計画段階に行くためには、ビー・バイ・シーをクリアしないといけないという段階です。それで皆さんこの構想段階で、ビー・バイ・シーを計算するためにいろんな試算をしています。先ほど言った、人口増だったり観光客とかもやっているんですけれども、車両システムについてお聞きします。

どの車両を想定して概算事業費は幾らになっているのか。１キロ当たりの単価までお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県が構想段階で策定した、いわゆるシステムにつきましては、小型鉄道というものの施工実績でもって概算事業費をはじき出しております。それによりますと、那覇－名護間約70キロ、それが約6000億円の事業費ですので、１キロ当たりは約85億円となります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　それで国のほうも試算をしています。国はどの車両を想定して総事業費、１キロ当たりの単価は幾らですか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　令和６年度の国の調査になりますが、ＨＳＳＴいわゆるリニモというシステムになります。国のほうでは、那覇－名護ではなくて糸満－名護市間の約80キロ、事業費が約7450億円です。１キロ当たりで単純に計算しますと、93億円となります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　今聞いたように、国や県もシステムについては小型鉄道だったり、ＨＳＳＴというものですごく巨額の建設費がかかります。これではなかなかビー・バイ・シーをクリアできないと思います。その採算性が取れないから次の段階行けないわけですよね。

そこで提案なんですが、この小型鉄道だけでなくて、専用の軌道型と言われる次世代型の路面電車、今ＬＲＴも専用軌道を持っているやつがあるわけです。それをはじめ、ほかの中型の輸送軌道についても比較検討が必要ではありませんか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　先ほど、県のほうは小型鉄道、国のほうはＨＳＳＴというような形で御案内いたしましたが、どちらも考え方としては、ビー・バイ・シーの話がありますので、Ｂが上がる、Ｃが下がるということで、それぞれシステムを考えているところです。我々の取組につきましても、平成30年のときは小型鉄道がトンネルの断面で一番コストがかからないというふうなこともあってそれを採用しているんですが、様々な最新の技術開発等の動向、そういったものを情報収集しながら、小型鉄道にこだわっているわけでもございませんので、Ｂが上がりＣが下がるというようなシステムがあれば、それについても研究してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　小川政策調整監にお聞きしたいと思います。

今こだわることはないとおっしゃっていました。先ほどから言っているように、その次の計画段階に行くためには、ビー・バイ・シーを越えなければいけない。そのためには新たな検討が必要ですね。だからやはりそのシステムをもっと比較検討するべきだと思います。これだけ何十年も多額の予算を使ってやっているのに、小型鉄道だけの試算だと、なかなか私厳しいと思うんですね。やっぱりこの骨格軸とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークとおっしゃっているわけですから、このフィーダーもいろんな議論をしている。その場合、この路面電車を南北にやったらどうなるんだという試算をぜひやっていただきたいんです。

この比較検討についての調整監のお考えをお聞かせください。

○中川京貴　議長　政策調整監。

○小川和美　政策調整監　お答えします。

企画部長からも答弁ありましたが、いわゆる交通モードにつきましては、いろいろな技術の進歩とか進展とかありまして、今、様々な技術の提案とかもあるように思います。そういうことですので平成30年――あるいは国のＨＳＳＴ含めて新しいモードについて、比較検討がこれから行われていくんだろうと思います。そのような事業の環境の熟度が高められるように、政策調整を行っていきたいというふうに考えます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ぜひ比較検討をお願いいたします。

続いて(3)番ですが、公共交通の乗り継ぎ割引、これもずっと要望しているんですが、この導入についてお考え聞かせてください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県としましては、公共交通の乗り継ぎのしやすい環境というのは、利便性、利用促進につながるものと考えております。ただ、乗り継ぎ割引を導入するに当たっては、事業者間の割引分の負担に係る合意形成、それから事業者が実施する仕組みに対応した決済システム、そういった対応が必要となるものと認識しております。そのため県では、今年度、運賃を半額にした実証事業を行いました。そういったデータも収集しておりますので、それらを分析した上で事業者との意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ぜひお願いします。

それとそのためには、交通ＩＣカードが必要ですよね。それでこのＩＣカードの機能拡充というのも大切なものだと思います。今はカードじゃなくて携帯にアプリを入れて利用する方がほとんどです。しかし観光立県と言われているのに、観光客が沖縄に来たら、Ｓｕｉｃａではバスに乗れない。沖縄県民からしたら、ＯＫＩＣＡを買っても本土に行けば使えない、こういったことが課題になると思います。日本全国どこでもこのＯＫＩＣＡを相互利用できるように、こうした開発が必要だと思いますが、このアプリの開発を含めて意見をお聞かせください。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　ＯＫＩＣＡが導入された頃に比べますと、今決済のシステムは様々だと思っております。スマホもございますし、クレカの決済もございます。さらには顔認証決済、そういった新たな技術も出てきております。今どういったシステムで行うのかというのは事業者がメインとなって経営戦略も含めて検討されていくというふうに考えておりますが、公益性の面で何らかの支援が必要であれば我々も一緒になって議論していきたいと思っています。最新の情報については事業者とも共有してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　続いて(4)番ですが、地域で支えていく持続可能な公共交通として、地域の循環バスを導入すべきでありませんか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県のほうでは、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定と併せて、公共交通の将来像の在り方の検討を進め、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ることとしております。地域巡回バスの実証事業についてもその一環として実施することとしており、今年度から来年度にかけて市町村、交通事業者と連携しながら、地域循環バスの導入可能性調査をまず行った上で、導入可能性の高い路線については実証実験まで行っていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　網の目に公共交通が進むように期待したいと思います。

続いて４番の良好な沿道景観についてお聞きします。

(1)番、雑草を低い状態で維持管理する性能規定方式の成果をお聞かせください。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

県では、令和２年度から性能規定方式による道路の除草管理を導入しておりまして、対象路線を段階的に拡大していっております。令和７年度は、県管理道路の約７割となる880キロメートルで導入しておりまして、従来の発注方式と同程度の費用で雑草の草丈を低く維持できるなど、効果が表れております。引き続き、効率的な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　本当に御苦労さまです。皆さんの取組で雑草については、少しずつ改善をしていっていると思います。

(2)番ですが、そのような方式があるのであれば、雑草だけじゃなく街路樹についても適正に維持管理し、地域の意見を反映させた沿道景観をつくるべきだと思います。いかがですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　県では、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を目的に、令和４年度に「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」を作成しております。また令和５年度には街路樹植栽・維持管理ガイドラインも策定しております。これらの計画に基づきまして、植栽管理のさらなる効率化を図るために令和８年度から性能規定方式を拡充しまして、除草に加え街路樹管理も一部路線でまずは試行導入する予定としております。引き続き、地域等と連携した維持管理体制の構築、また良好な沿道景観の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ありがとうございます。

それでこの間も、街路樹、特に高い木の並木のある通りを皆さんいろいろ手入れをしていただいていると思います。ただ、地域の方からまた声もあるんですね。那覇市の裁判所通りに、これまでアカギの大変大きな並木があったんですけれども、ばっさり全部切られてしまいました。いろいろ課題があってのことだったと思うんですけど、ただ切りっ放しでその後どうなるのということをよく聞かれます。この伐採後の整備についてはどのような考えですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

街路樹を伐採する理由としましては、病害虫ですとか、あと大きくなり過ぎて歩道を壊してしまっているとか、様々な要因がございます。先ほど申しましたガイドラインに基づきまして良好な沿道景観の創出にも努めていくこととしております。あと道路の環境を市街地かとか地方部かとか、そういう環境に応じて街路樹の在り方などについて適切な樹種の選定とか地域の意見なども踏まえて、各路線に応じた景観を創出していこうという計画でございます。切りっ放しということでございますが、やはり地域の意見等もございます。その道路の歩道が狭いとか、適正な樹種は何かというのとかもいろいろ検討しないといけませんので、引き続き意見交換も行いながら、植栽の管理に努めた

いと思います。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　幅員の話がありました。幅員を理由にもう高い並木は全部切っていくというのはこれまた寂しい話だと思います。今言った裁判所前のアカギの大並木だったり、また沖縄市役所の前のくすの木通り、すごく緑のトンネルで通るのが楽しみだった県民も多いと思います。しかしそこも今なくなっています。この地域の意見も聞きながら、全部中木、低い木じゃなくて、もっと中長期的にこの高い並木をつくっていただきたいと思うんですけれども、その考えはどうでしょう。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　確かに高木で植栽すると緑陰もつくって非常に景色もきれいになるというのはございます。ただそれによって、歩道がぼこぼこになるとか、一方ではそういうのがございまして、つまずいて転んでけがをしたとか、いろんな管理上の課題もございます。例えば、中木を植えていてところどころポイント的に大きいのを植えるとか、その辺りについてもいろいろ検討していくこととしておりますので、その辺も含めて引き続き検討していきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　よろしくお願いします。
　５番の島嶼振興について聞きます。
　(1)、島々の空き家率と対策計画の策定状況をお聞かせください。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　総務省の令和５年住宅・土地統計調査によりますと、県全体の空き家率が9.4％となっております。そのうち離島という分類がございませんので、人口１万5000人未満の小規模町村でお答えさせていただきますが、その空き家率が17.8％となっておりまして、県全体と比較して高い状況となっております。離島市町村における空家等対策計画の策定状況につきましては、令和８年１月時点で15市町村のうち６市町村が策定しているところでございます。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　沖縄の離島が17.8％空き家なんですけれども、ただ実際島に行くともっとあるように感じるんです。そこで町長とかからお話を聞いても、あそこ空き家じゃないですかって言ったら、いやいや、トートーメーがあるので年に何回か帰ってくるので、空き家ではありませんという定義になるらしいんです。本当はもっともっとこの空き家の数多いと思うので、県のしっかりとした対策が必要だと思いますが、いかがですか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　今議員おっしゃられたとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法というのがございまして、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものが空き家という定義になっておりまして、年数回使うということは空き家というふうにはならないと聞いております。過去に実施したアンケートによりますと、空き家の課題として相続問題のほか仏壇が置かれているということで、そのままでは賃貸、除却ができないという回答がやはりございます。
　県としては、離島地域における住宅不足の解消には空き家の利活用も有効であるということは考えておりますので、地域の特性に応じた空家等対策計画を策定してもらって、効果的な対策を検討するよう市町村に助言及び情報提供を行っているところです。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　対策が進むのを期待したいと思います。
　(2)番、島外への通院や出産に係る交通、宿泊費支援の拡充についてお聞かせください。
○中川京貴　議長　保健医療介護部長。
○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。
　県では、離島の住民が島外への通院等に必要な交通費及び宿泊費を助成する離島市町村に対し、その費用の一部を補助する離島患者等通院費支援事業を実施しております。当該事業につきましては、令和８年度から県から市町村への補助要件に関して、宿泊費基準額を引き上げるほか、補助対象の追加、付添人に関する要件や補助上限人数の拡充といった見直しを予定しております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉瑞己　議員　続いて(3)番、児童生徒の島外での大会参加についての負担軽減策をお聞かせください。
○中川京貴　議長　教育長。
○半嶺　満　教育長　お答えします。
　県教育委員会では、これまで離島から本島での県大

会、九州大会及び全国大会に参加する中高校生に対して派遣費を補助しております。また、令和８年４月から安定的かつ継続的な支援に向けて、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、部活動や地域クラブ活動等で大会に参加する際の航空運賃に加え、新たに宿泊費を対象とするなど、補助額を拡充することとしております。なお、基金には３年分の事業費を積み立て、令和８年度は約１億4000万円の支出を見込んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き保護者の経済的負担の軽減が図られるよう取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　これまでは離島から本島への大会への補助だったと思います。そこからさらに勝っていって、九州や全国大会に行くときはどうなりますか。これまでこの予算の範囲内での補助だったんですが、それはどうなるのか。また文化系も対象になるのか。以上、お聞かせください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　県外の派遣についてでありますけれども、本島、離島に限らず、ちなみに九州大会は5500円から２万6000円へ、全国大会は開催地により異なりますが、関東地区開催の場合は8500円から３万3000円に増額することとしております。また、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟が主催する大会に対して派遣費の補助を行っておりまして、中高校生の文化活動も補助対象としております。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　ありがとうございます。

今、本島もそうですけれども離島もそうですが、少子化の影響で学校にもクラブがなくて、地域クラブに移行している事例もたくさんあります。そうした地域クラブも対象となるのか。その辺はどうなのか教えてください。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟等が主催する大会に参加する際に派遣費を補助しております。地域クラブ活動につきましても、当該連盟が主催する大会に参加が認められた場合には派遣費補助の対象となります。

○中川京貴　議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己　議員　多くの県民が待ち望んでいた政策だと思います。しっかり、これからも頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後４時０分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久成崇　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時１分休憩

午後４時１分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○次呂久成崇　議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

会派立憲・無所属の会、次呂久成崇です。

一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、2022年末に安保関連３文書が改定されて以降、米軍・自衛隊による県管理空港の使用が拡大している。米軍による自衛隊基地や民間空港・港湾を使った訓練の実施が増加している現状について伺う。

(2)、県は、国民保護共同図上訓練の中で、武力攻撃予測事態を念頭に置いた先島住民を避難させる船舶に、国の沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用したやいま丸を候補船に挙げているが、目的と異なる使用が指摘されている。その経緯と正当性について伺う。

(3)、石垣市において、中学３年生の自宅へ陸上自衛隊高等工科学校の試験案内のはがきが突然届き、保護者から、なぜ個人情報が使われたのか、同意した覚えはない、いきなり届いて驚いたとの声が寄せられた。差出人は自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所であり、自衛官募集業務の一環であることは承知している。自衛官募集は、防衛省の法定業務であり、住民基本台帳に基づき自治体からの情報提供や閲覧が制度上可能とされているが、今回の対象は15歳前後の未成年であり、保護者の多くは自らの子どもの個人情報がどのような手続で提供、閲覧され、どのような形で利用されたのか知らされておらず、不安や戸惑いの声が上がっている。未成年の個人情報が保護者の十分な説明や認識がないまま活用されているとの声について、知事はどのように受け止めているか伺う。

(4)、八重山、宮古をはじめとする離島の公共交通について、採算性を前提とした交通政策ではなく、生活を支える社会基盤としてどのように位置づけ、今後どのような方針で維持確保していくのか伺う。

２、土木環境行政について。

(1)、ノヤギの防除対策の取組状況について伺う。

(2)、沖縄県環境影響評価条例では20ヘクタール未満の開発は原則としてアセスメント対象外となっており、赤土流出や地下水、生態系への影響、景観破壊などが累積すれば地域や島々に深刻な影響を与えかねない。最初から20ヘクタール未満で着手し、その後段階的に拡張していくことが可能であることから、環境影響評価制度そのものの実効性が問われるのではないかと思うが見解を伺う。

(3)、沖縄県浄化槽取扱要綱は令和５年３月に改正され、水質や排水基準は検討されているが、サンゴ礁海域への影響は検討されたのか伺う。

３、農水産業行政について。

(1)、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金を活用した事業支援策は、どのような事業効果、施策を実施していくのか、既存事業の拡充だけではなく県独自の施策を検討しているか伺う。

(2)、肉用牛肥育部門では、急激な牛市場の回復による素畜費の急激な増加や物価高騰にあおりを受けた消費者の牛肉離れの影響があり、枝肉相場が低迷しているが現状と課題について伺う。

(3)、中国や韓国、台湾などでアフリカ豚熱の感染が広がっている。韓国では１月30日に口蹄疫も発生している。アジアのクルーズ船市場拡大により沖縄県への寄港が増加しているが、乗客の自由行動や持込みなどを通じて家畜伝染病が侵入するリスクが高まるのではないかと不安の声が寄せられている。クルーズ船寄港の増加に伴う家畜伝染病侵入のリスクについての認識と対策について伺う。

４、教育行政について。

(1)、県内の中学生、高校生の部活動加入状況と部活動の備品・道具等の部活費用について伺う。

(2)、学校の部活動における大会派遣については、行政による派遣費支援制度が整備されている。しかし、学校の部活動にない課外活動については同様の教育的意義を持ちながらも公的支援がほとんどなく、保護者の経済的負担に大きく依存している。特に離島においては航空運賃や宿泊費、備品・道具等の輸送費などが大きな負担となっている。教育機会の均等と離島格差是正の観点から、学校外活動を含めた新たな支援制度の構築に取り組むべきだと考えるが県の見解を伺う。

５、我が会派の代表質問との関連についてですが、喜友名智子議員の代表質問２の(3)、県立病院の職員定数と充足率、充足不足で休診している科、指導医の配置状況についてですが、現在、充足不足で休診しているのは八重山病院の眼科との答弁でしたが、離島の県立病院で次年度、４月から常勤医師が不在となる可能性がある診療科について伺う。また、常勤医師が不在となった場合に想定される年間搬送件数とリスク評価について伺う。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

農水産業行政についての御質問の中の３の(1)、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金についてお答えいたします。

沖縄県では、中長期的な視点、かつ、年度にとらわれない柔軟な事業執行を推進するため、畜産生産基盤の強化などを目的とした新たな基金を創設することとし、令和８年度の当初予算には約20億円を計上しております。当該基金では、これまで行われてきたゲノムを活用した改良など県独自の施策をさらに推進するほか、優良種畜の導入等に取り組んでまいります。これらの取組により、生産基盤が強化され、子牛の出荷頭数や豚のと畜頭数の増加など、県産畜産物の安定供給が図られるものと考えております。引き続き当該基金を活用し、本県畜産業の生産振興に取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、米軍による自衛隊基地、県管理空港及び港湾の使用状況についてお答えいたします。

県が把握している米軍による県内の自衛隊基地の使用回数は、令和４年度は４回、令和５年度は７回、令和６年度は８回、令和７年度は12月までに７回となっております。緊急着陸及びその支援のための使用を除いた県管理空港の使用回数について、令和４年度及び令和５年度は使用されておらず、令和６年度は21回、令和７年度は12月までに21回となっております。県内港湾の使用回数について、令和４年度は使用されておらず、令和５年度は５回、令和６年度は１回、令和７年度は12月までに２回となっております。

同じく１(2)、国民保護訓練におけるやいま丸についてお答えいたします。

県が、令和４年度から実施している先島諸島からの住民避難訓練の検討に当たっては、沖縄本島と宮古島間の近海区域を航行可能な船舶の確保が課題となって

おり、今般、報道等でやいま丸が就航するとの情報を得たことから、国と連携の上、同船を運用する商船やいまに対して、協力を打診し、候補船の一つとすることについて了解を得たところです。使用に当たっては、幾つかの課題があることは承知しており、引き続き国や関係機関とも連携し、地元の皆様の意見も聞きながら、慎重に検討を進めてまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、自衛隊の住民基本台帳の閲覧についてお答えいたします。

住民基本台帳法第11条第１項の規定により、国の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができるとされております。自衛隊地方協力本部においては、必要に応じ、住民基本台帳の閲覧を通じて入手した資料を、中学生に対する陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に利用しているものと承知しております。

同じく１の(4)、離島における公共交通の確保・維持についてお答えいたします。

県においては、離島の公共交通は、離島の住民生活に必要不可欠な社会インフラであり、これを確保・維持してまいりたいと考えております。そのため県では、欠損が生じた航路及び航空事業者、バス事業者に対して、国、市町村と協調して補助を行うとともに、国の重点支援交付金を活用して、航空機の整備費用や燃料費高騰分の支援を実施しております。また、交通事業の担い手確保を図るため、船員の職業体験や研修費用の支援、バス事業者等の運転手確保支援に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　２、土木環境行政についての(1)、ノヤギ対策についてお答えいたします。

県では、平成30年６月に策定した沖縄県外来種対策指針において、外来種対策の優先順位を定めておりますが、ノヤギについては、令和５年３月に優先順位の高い重点対策種として位置づけ、世界自然遺産地域のあるヤンバル地域と西表島で対策を実施しております。西表島においては、令和４年度から令和７年11月末までに73頭を捕獲しております。

県としましては、引き続き環境省等関係機関と連携して対策に取り組んでまいります。

同じく２の(2)、環境影響評価制度の実効性についてお答えいたします。

環境影響評価制度に限らず、対象とする事業について、一定の規模要件を設ける様々な法令においては、事業の分割が問題になるものと承知しております。環境影響評価制度では、対象となる事業について、対象事業の目的が同一であり、かつ事業の構想及び決定の時期が同一か否か等により、事業の一連性を総合的に判断することで、事業の分割を防止しております。また、条例の規定に違反して手続を行わない者や評価書と異なる内容で対象事業を実施した者に対し、勧告できる規定を定めております。

同じく２の(3)、県浄化槽取扱要綱改正時のサンゴ礁海域への影響の検討についてお答えいたします。

令和５年の同要綱の改正は、浄化槽放流水の地下浸透の取扱いに関するものであったため、地下水への影響について検討を行ったものであり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の環境基準の達成状況や宮古島市の地下水調査結果における減少傾向を踏まえ、浄化槽法で定める水質基準で地下浸透したとしても、地下水への影響は少ないと判断したところです。また、地下浸透された放流水は、希釈されて海域に流れ出ていくため、サンゴ礁海域の水質が悪化するおそれはないと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、農水産業行政についての(2)、肉用牛枝肉相場の現状と課題についてお答えします。

農林水産省の畜産物流通統計によると、牛肉の価格は、新型コロナウイルス等の影響で下落しており、その後一定の回復傾向は見られるものの、近年の物価上昇に伴う消費者の買い控えなどもあり、コロナ禍以前の水準には戻っていない状況にあります。そのため県では、肉用牛肥育農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の一部補助、肥育素牛の導入支援、消費拡大キャンペーンや輸出促進に向けた支援等を行っております。引き続き、関係団体等と連携し肉用牛肥育農家の経営安定に努めてまいります。

同じく３の(3)、家畜伝染病に係る認識と対策についてお答えします。

近年のインバウンドの増加に伴い、家畜伝染病の対策についても強化が求められております。そのため県では、動物検疫所や市町村と連携し、空港・海港にお

ける靴底消毒や動物検疫広報キャンペーンを実施しております。また、農場での発生予防対策として、飼養衛生管理基準の遵守指導とともに、関係者以外の立入りを禁止するステッカーの配布や啓発用ポスターの掲示等を行っております。引き続き、国や関係機関と連携し家畜伝染病の侵入防止対策の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　４、教育行政についての中の(1)、中高校生の部活動加入率と使用する用具等についてお答えいたします。

中高校生の部活動の加入率について、中学校は、令和６年度60％、令和７年度58.5％、高等学校は、令和６年度65.2％、令和７年度62.8％となっております。部活動で使用する用具については、学校の実情に応じて保健体育の授業で使用する備品を共用するほか、部活動単位で保護者から徴収した部費により購入するなどの対応がなされているところであります。また、高額な用具等については、これまで本県で開催された全国大会において、県が購入した事例もあることから、今後、関係部局等と意見交換を行っていきたいと考えております。

同じく(2)、学校外の活動への支援についてお答えいたします。

中学校・高等学校の部活動は、学習指導要領により、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう位置づけられております。そのため県教育委員会では、全ての公立中学校・高等学校が加盟する中文連、高文連等の主催大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費補助を行っております。学校外の活動につきましては、離島における公平な教育機会の確保に向けて、どのような支援が可能か関係部局と連携し研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光　病院事業局長　５、我が会派の代表質問との関連についての(1)、離島の県立病院で常勤医師不在となる診療科等についてお答えします。

八重山病院脳神経外科につきましては、令和８年４月から常勤医師が不在となるため、診療体制に変更が生じます。外来診療については、南部医療センター・こども医療センター及び琉球大学病院から派遣される医師が行いますが、手術など緊急の場合は沖縄本島の病院へ搬送が必要となるため、年間30件程度島外搬送が増える見込みとなっております。診療体制の変更に伴う患者への影響は、発症から治療開始までに時間を要することや、島外の病院への搬送に伴う患者や家族の負担増などが考えられます。こうした影響を低減させるため、脳神経外科以外の医師による初期治療の対応や早期受診に関する住民への啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　答弁ありがとうございます。

まず知事の政治姿勢についてですが、１の(1)についてなんですけれども、やはりこの安保３文書改定以降、この県内の空港と港湾は、平時から自衛隊、米軍が使用する分散運用拠点というふうに位置づけられて、有事を想定した軍事利用が前提化しています。観光立県沖縄にとって、県民と観光客が日常的に利用する民間空港の軍事利用拡大は、県民の安全と地域経済の根幹に関わる重大な課題だというふうに私は思っています。この訓練の積み重ねが既成事実となるということは、やはりこれは常態化につながるというふうに思っています。ですので、県としてはこれまでも歴代の県政、もう一貫して防衛局等に、民間空港については、緊急やむを得ない場合を除いては米軍機の使用は自粛してもらいたいと再三要請をしてきました。その自粛要請もむなしく繰り返されているのが今日の実態なんですけれども、今後もこのなし崩し的な拡大を防ぐためにも、県は国に対して自粛要請の受け止めとか、あと国として米軍に使用自粛をどのように伝えているのかということも含めて、県として使用自粛を強く求めていくべきだというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄県としては、民間航空機及び船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間空港及び港湾の使用は緊急時以外は自粛すべきというのが、これまでの一貫した我々の対応であり、方針であります。また、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、自衛隊と米軍による施設の共同使用、共同演習、訓練の増加、それは今まで以上に基地使用することによって負担が生じることがあってはならないということも考えております。引き続き日米両政府に対し、米軍による緊急時以外の民間空港及び港湾の使用は自粛するよう強く求めるとともに、訓練の実施に当たっては、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること

などを引き続き求めてまいります。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　引き続きぜひ強く求めていただきたいなと思います。

次に(2)、先島住民避難の候補船やいま丸について伺います。

まず、このやいま丸なんですけれども、まだ就航していないんですよね。幾つか疑義があるんですけれども、まず日本国内の港間の輸送というのは、船舶法第３条で規定があるかと思うんですが、このカボタージュ規制について伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　海運カボタージュと言うようなんですけれども、海運カボタージュとは、国内の港間の旅客、貨物の沿岸輸送をいい、カボタージュに従事する権利は専ら自国船舶に保留されることは、国際慣行上確立されており、我が国では船舶法第３条において、外国船舶によるカボタージュが原則禁止されているということになっております。やいま丸が外国船籍であることから、旅客の国内輸送には、船舶法に基づく国土交通大臣の沿岸輸送特許が必要となるということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　これはもう国際的にも一般的なルールなんですよね。そして国土交通省ですか、許可を取るということなんですけれども、今回この候補船に挙げたということについて、やいま丸はまずパナマ船籍なんですよね。そして台湾企業のワゴングループが運航して、船員は外国人というふうに私は認識しています。まだ就航はしていませんが。この武力攻撃予測事態という極限状態において、外国企業、外国人船員の船が日本政府の統制下で住民避難輸送に従事する。そのような想定が現実的なのかということをちょっと伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　議員が御指摘のように、やいま丸については、様々な課題が――先ほど言いましたカボタージュであったり、外国人船員の問題等々、様々な課題があるということは我々も承知しております。一方、国民保護につきましては、宮古－本島間を越えるためにはある一定程度の大きな船が必要ということで、今その候補船がどのようなものがあるかということを確認をしているという段階でございます。ですので、先ほどの答弁の中でも候補船の一つとして挙げているという御説明をしたというところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　この船は本来、離島振興を目的とした補助事業で整備された船舶であるということも含めてなんですけれども、やはり離島振興のために整備した船が結果として有事を前提とした住民避難船として位置づけられるということを県が容認をするということ自体、やはり私は少し目的外になってくるのではないかなと思いますし、国外企業が運航し、外国人が船員の船に、有事の際に県民の命を預けるということ自体、私はいかがなものかと思います。保護法で住民避難計画を自治体が策定しないといけない、これは義務づけられているというのは私も、それは認識しているんですけれども、やはりその計画に至っても住民の命を預けるということですので、しっかりとしてこの候補船――ただ挙げるだけじゃなくて、様々なハードルがあると思います。しっかりとこの国民保護計画、また共同図上訓練の姿勢が問われるものでも私はあるかなというふうに思いますので、しっかりと検討、また見直しをするようにお願いをしたいなと思っています。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時29分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○次呂久成崇　議員　次、土木環境行政について伺います。

(2)の環境影響評価条例についてですけれども、現行制度のように20ヘクタール未満なら対象外という一律基準では、やはりこの小規模開発の積み重ねによる環境悪化を事前に防ぐことができないというふうに思っています。最初は20ヘクタール未満で着手しても、結局はその後段階的に拡張していくと、いわゆるフェーズ型開発と言うそうなんですけれども、これが実質的には大規模な開発につながるということもやはり想像ができると思います。ですので、やはり私はその実効性そのものが問われてくるのではないかなと、後々ですね。そのように思っています。本来、環境影響評価制度というのは、単に規模で線を引くのではなく、環境への重大な影響を未然に防ぐということが目的だというふうに思いますので、沖縄県のように島嶼型で自然環境も限られている、そして我々住民の生活区域も限られているという地域においては、この規模の大小にかかわらず、やはり環境への影響が想定され

る開発については、原則として環境アセスを実施するというような考え方への方向転換というのが私は必要じゃないかなというふうに思っています。環境は一度失われれば取り戻すことができません。とりわけ観光立県沖縄にとっては、この自然環境というのは経済の基盤なんですよね。ですので、規模が小さいから対象外ということじゃなくて、影響があるなら規模にかかわらず評価するという制度理念の確立というのは、私は県として必要じゃないかなというふうに思っています。この現行20ヘクタールの基準及び当初規模で対象外とする運用について、規模にかかわらず環境アセスを基本とする制度の見直し、または知事判断による対象拡大など、条例改正も含めた検討を行う考えがあるのか伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

まず環境影響評価制度につきましては、当然のことながら環境影響の程度が著しいものとなるものを対象事業としております。事業の規模の大小にかかわらず全て対象にするという話にしますと、調査費とかアセスの手続に関する期間、こういったものが非常に事業者にとっての大きな負担になると考えております。そのためにこういった形で対象規模という形を設けているわけですけれども、一方で、この環境影響評価制度の対象とならない小規模な事業につきましては、県におきまして小規模事業を対象とした環境配慮の手引きというものを令和７年３月に作成しております。そうしたものに基づいて、小規模事業に関しても環境影響の配慮というものを実施していただくという形で考えているところです。もう一方、先ほど事業分割というようなこともありましたけれども、こういった事業分割によるアセス逃れというものにつきましては、中央環境審議会においても問題視されておりまして、令和７年３月にこの中央環境審議会のほうから、今後の環境影響評価制度の在り方についてというものにおきまして、アセス逃れ防止のため、本来一連性があり環境影響評価手続の対象となる規模要件を上回る事業を分割して実施する事業に対し、適正に手続が課せられるよう取り組んでいくことが必要であるというような答申がなされているところもあります。

県としましては、こうしたことを踏まえた今後の国の動向等にも注視しまして、また本県の社会的状況、あるいは事業の実態、こういったものを踏まえまして、必要に応じて条例等の見直しも検討していきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　ありがとうございます。

制度の目的達成のためにしっかりまた取り組んでいただきたいなと思います。

次に、この(3)の浄化槽取扱要綱改正のサンゴ礁海域への影響検討についてなんですけれども、答弁を聞くと検討しなくていいという判断という内容だったのかなというふうに私は聞いたんですけれども、もう一度よろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

趣旨としては、要綱の改正は地下水への影響を考慮して地下浸透の見直しを行ったということですので、サンゴ礁海域への影響という部分ではなく、地下水への影響の視点から検討を行ったというところでございます。ただし、この水質基準というものが法に基づいて定められておりますので、それが守られていれば、しっかりとこの環境基準も守られるし、サンゴ礁海域への影響というものも問題ないというような趣旨で答弁させていただいたというところでございます。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　環境基本法第４条で、環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること、科学的知見の充実の下に、環境の保全上の支障が未然に防がれることと定めているんですよね。法律で示すこの基準の範囲内だからいいというのは私は検討した理由にはならないというふうに思っています。そしてこの基本法第７条なんですけれども、環境保全は国の法律を適用するだけではなく、地方自治体は、その自然的条件に合わせた施策を策定し実施しなければならないというふうに県の責務を定めています。これは水循環基本法第５条でも同じように定めているんですけれども、本県のように、地下水とサンゴ礁海域が結びつくこの地域においては、地下浸透基準を緩和する場合に、海域への影響を検討せずに浄化槽法や水質汚濁防止法の基準に合わせたからといって問題ないというのは、私言えないんじゃないかなと思っています。まずそれについてちょっと見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

まず環境基本法第７条についてですけれども、これはいわゆる上乗せ基準、それから横出し規制といったものについての地方公共団体の責務を定めているものでございます。これに関しましては、本県におきましては、閉鎖性海域である金武湾海域とか、そういったところにおきまして、上乗せ排水基準を設定している

というところでございます。こうした上乗せ排水基準というものに関しまして――今回の浄化槽に関しましては、我々は501人槽以上の大規模な浄化槽については基準を厳しくしておりまして、浄化槽法で定めるＢＯＤ20ミリグラムパーリットルというのが基準でありますけれども、それよりも厳しいＢＯＤ10ミリグラムパーリットル以下、及び全窒素10ミリグラムパーリットル以下という形で定めているところでございます。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　沖縄の海は、観光、また漁業、そして県民生活を支える基盤なんですよね。一度損なわれれば回復するというのはなかなか難しいというふうに思います。この影響が出てから対策を講じるとしても、サンゴというのは元に戻るわけではありません。ですので、緩和を否定するわけではないんですけれども、この本県の最大の資産であるサンゴ礁、そして海を守るという視点から、やはり制度設計をしっかり組み込んでいくということは私は県の責任だと思います。ですので、陳情等もいろいろ上がっているんですけれども、この市民団体との意見交換をするとか、専門家を含めて――例えば検討委員会を設置して、この課題について検討・協議をするという対応ができないのか。そうじゃないと、実際にそこをなりわいとしてやっている皆さんは不安を抱えたまま、そのなりわいに携わっていくわけですから、ぜひそのような検討・協議をする場というのを設置できないか、その辺は対応できないか見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

いろいろ陳情者に関しましては公開質問状等も出ましたので、そういったものに対して県としての考え方を示してきたところでございますけれども、そうしたものの話合いの場というものについては、今後、この陳情者ともいろいろ連絡を取り合いながら検討していきたいと思っております。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　文書のやり取りだけじゃなくて、やはり直接顔と顔を合わせてそのように意見交換の場をつくっていただきたいなというふうに思います。

次に農水産業行政について(3)、口蹄疫等の家畜伝染病なんですけれども、先月、石垣島でクルーズ船の乗客が自転車でサイクリングした件について把握しておりますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　そのようなことがあったということは県としても把握しているところでございます。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　本県で、アフリカ豚熱とか口蹄疫が発生すると、畜産農家への打撃はもちろんなんですけれども、移動制限とか殺処分など、地域経済に対する影響というのはもう壊滅的になると思うんですよね。例えば、八重山のほうでは竹富町の黒島などは周囲が10キロなので、そこで例えば口蹄疫などが発生すると、もう全滅してしまいます。あそこには約3000頭といわれる牛がいるんですけれども、結局はこれは牛もそうなんですけれども、そこに住んでいる住民の生活が崩壊してしまうということになりますので、しっかりとこの対策は私取らないといけないというふうに思っています。そして、この観光振興と畜産防疫を両立させるため、県として今後どのような対策強化を図るのかということが重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、この水際対策のさらなる強化、そして危機管理体制の徹底について見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

口蹄疫やアフリカ豚熱などの特定家畜伝染病が一たび蔓延すれば、この地域の畜産業の――もちろん生産性を低下させることだけではなく、議員がおっしゃいました地域社会とか経済に影響を与えるということから、やはり県としましても関係部局などと連携した取組が重要であると考えております。そのため県では、家畜伝染病侵入防止に係る啓発活動といたしまして、商工労働部と連携して海外事務所におけるＳＮＳによる情報発信でございますとか、ゆいレールにおけるポスターの掲示、あるいは本年１月からはテレビＣＭ等による呼びかけなどを実施しているところでございます。議員御案内のとおり、本県は観光立県である一方、やはり畜産も重要な産業でございますので、相互に発展できるよう、より効果的な家畜伝染病の侵入防止対策について、関係部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　ぜひ取組よろしくお願いします。

次に、教育行政について伺いたいと思います。

まず４の(1)、部活動の備品・道具等の費用についてなんですが、これは答弁はいいんですけれども、要望です。

例えば知念高校ヨット部のように、１艇が約300万ぐらいかかると。先ほど答弁のほうでもありました、体育の授業で使用したりする設備、備品・道具とかは予算要求しやすいんですけれども、このような高価なものについては、例えば学校を通じて、また教育委員会の中で、どうしても優先順位というのが出てくるかなというふうに思いますので、しっかりと学校だけじゃなくて教育委員会の中でも共有しながら、生徒、また保護者に負担にならないような対応をしていただきたいなということを要望として申し上げたいなというふうに思います。

(2)について伺いたいと思います。

近年、文科省も部活動の地域移行や文化芸術活動の推進を通じて、学校内外を問わず子どもの多様な学びを支える方向性というのを示しています。そうであるならば、この学校の部活動以外の課外活動であっても、社会教育や生涯教育の観点から、教育的価値が高く、公益性を有するというような活動は、行政が一定の支援を行うということが、私は教育機会均等の観点からも求められているのではないかなというふうに思います。沖縄県として、この離島の子どもたちの文化芸術、またスポーツ等の学校の部活動にない課外活動に対する派遣費等を含めた支援制度の検討というのは、私は本当に必要だと思います。子どもたちの才能や挑戦――また家庭の経済力によって子どもたちの未来が奪われるということはあってはならないと思いますので、ぜひこのような新たな支援制度の構築に取り組むべきだと思いますが、改めて教育長の見解を伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　地域の子どもは地域で育てるとの考えの下で、地域における伝統行事や文化芸術活動に多くの児童生徒が参加し、豊かな心やたくましさなどの生きる力の育成が図られております。そういった視点で非常に教育的な意義が大きいというふうに考えておりまして、また様々な活動等で児童生徒の活躍が見られます。やはりこのような取組に対して、今お話のありました公平な教育機会の確保の視点からどのような支援ができるのか、しっかり関係部局と連携して研究してまいりたいと思います。

○中川京貴　議長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇　議員　最後に、会派の代表質問との関連について、八重山病院の脳神経外科医が不在となるということについてなんですが、応援で各県立病院のほうからもまた来ていただけるということなんですけれども、やはり急なけがであったりとか、発症した場合に、沖縄本島に搬送しなければならないと。そして結局、天候やまた夜間、そういう場合によってこの搬送が間に合わないという事例もあると思うんですよね。やはり結果として、結局本来救えた命が救えなかったということになった場合、これやむを得なかったということでは収めることはできないと思うんですよ。ですので、これはもう病院事業局一局の課題ではないと。やはり県全体の大きな課題として、知事を先頭に、しっかりとこの医師確保に努めていただきたいなと。特に脳神経外科医というのは、10年後には全国でも2500人以上が不足する状態になるというふうに言われていますので、今のうちからしっかりその人材確保をしていく必要性があると思いますので、最後に見解を伺いたいなと思います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　本当に八重山地区の住民には非常に御心配をおかけしておりますけれども、今議員おっしゃったように、実は脳外科医が全国的に非常に不足しております。県立病院でも今、例えば北部病院はもうかなり以前から不在ということで、ただそういうわけにもいかないので他府県の大学あるいは病院、私も知り合いにもいろいろ今連絡を取りつつ、できるだけ早期に対応できるように努めてまいりたいと思っています。これからも引き続き確保に向けて頑張りたいと思います。

以上です。

○次呂久成崇　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時47分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○米須清一郎　議員　本日最終です。よろしくお願いいたします。

通告に沿って順にやっていきたいと思います。

１、子ども・若者施策について。

(1)、沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例を沖縄県こども・若者施策推進基金条例に改めるとのことだが、その理由及び今後の取組を伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　お答えいたします。

県では、子ども・若者施策を横断的、重層的に推進していくため、令和７年３月に沖縄県こども・若者計画を策定したところです。本計画に基づく施策を推進し、継続的かつ中長期的に取り組んでいくため、安定

した財源が必要であるということから、既存の沖縄県子どもの貧困対策推進基金の目的等を改正し、20億円を積み増す予算案を提案したところです。本基金を活用して、貧困対策のほか、こどもの権利擁護委員会の設置・運営、それからフリースクール実態調査等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　従来の子どもの貧困対策に加えて、子どもの、若者の総合的な対策に進むということで期待をしたいと思います。

次(2)、沖縄県こどもの権利擁護委員会の設置の取組を伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　県では、令和８年度中のこどもの権利擁護委員会の設置に向けて、現在条例や救済の仕組み等の検討を進めているところでございます。条例の制定に当たっては、主役である子どもたちが自分事として受け止め、理解を深めることができるよう、子どもの意見を聴き、反映させる取組等も実施しております。県としましては全ての子どもが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される社会の実現に向け引き続き取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　午前中の質問と答弁でもありました。新しい条例を制定し、権利擁護委員会、救済機関と言われるものの設置に向けて取り組んでいるというところで、もともと、子どもの権利というのは大事なものであるんだと思いますけれども、県のこども・若者計画で明記しているように、その権利を尊重する、そして取り込んでいくというさらに踏み込んだ取組が今求められているだろうと思うんですけれども、その意見の尊重のために、子どもの、若者の意見表明、そして意見反映していくという、今年度からの具体的な取組も御説明があったと思います。それともう一つ、有識者から求められている部分だと思うんですが、独立性の確保、担保というんでしょうか、そこがちょっと疑問視されているような御意見も出ているということなんですが、県の今の検討の案としては、いわゆる諮問機関、県の附属機関、そういうことでの方向性で検討しているんでしょうか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　現在県としましては、条例のほうにしっかり子どもオンブズを位置づけて、知事の附属機関として設置するという方向で検討を進めているところでございます。今議員からも御紹介ありましたけれども、委員会の独立性につきましては、今現在検討を進めている検討委員会、それからパブリックコメントなどからも、様々な意見を頂いているところでございまして、県としましては、実効性のある機関とするために独立性の担保が非常に重要であるというふうに認識しておりまして、現在地方自治法や他県の制定状況等を踏まえ、権限の整理に取り組んでいるというところでございます。

引き続き、子どもたちが安心して活用できる救済機関の設置に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　独立性というところで、県に対する申立てがなくても、その委員会、救済機関が調査をする、いろいろな調整をする、そして改善に向けた流れに動いていくということが、この附属機関であってもできるんでしょうか。申立てがなくても――そういう発意という言い方もあるみたいですが、そういう動きができるのかどうか、お聞きします。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　今、知事の附属機関という位置づけなので、基本的には相談があって――流れを申しますと、まず相談があってそれに対して相談員が相談を受け付けます。それで、相談をされた方がどうしてもその申立てをしたいという話になったときに、調査員が調査、それから調整に入っていきます。調査・調整というのは、例えば学校での問題であれば学校のほうに出かけていって調査・調整をするということでございます。そういった中でどうしても、解決に至らない場合には調査委員会のほうでじっくり調査をして、提言なり要請なりをするという流れになるので、基本的に何も申立てがないのに、出かけていって何かをするというようなスキームには今はなっていない、案はですね。そういうことでございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　今の御説明からすると有識者等、あるいは市民団体の主張している意見ともちょっと違ってくる部分かなと思うんですけれども、今ここで決めることではないとして、申立てがなくても、調査したり調整したりという機能が必要かどうかというところを、今後そこから検討をすることが可能かどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　今、外部の有識者を入れた検討委員会のほうでもこれまで４回ほど審議をし

ていただいておりますので、いろいろな御意見を聞きながら、しっかりとした独立性を担保した救済機関を設置していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　お時間がある限りはしっかりとどういった役割が求められる、その中で独立性ということですけども、その中身、独自に動くことまで求めるのか、そうすると県の附属機関としてそれができるのか、そうじゃない形があるのかどうか、しっかり検討いただきたいと思います。

それから今後条例制定、そして委員会設置に向けて動いていくときに、いま一度社会に普及啓発が必要なんだろうと思うんですけれども、その辺の取組もお聞きしたい。先ほど言いました、その権利を尊重するというのがどういうことかというのが、より踏み込んだことが制度としてつくられていくわけですので、県の計画もありますし、こども基本法というのがまたあるということでの世の中に、関係者に周知――条例をつくり、委員会を設置するということの周知ももちろんですけれども、その中身の部分での普及啓発をどのように取り組むかお聞きしたいと思います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　これまで子どもの権利につきましては、分かりやすく書かれたこども・若者計画のやさしい版というのがあるんですけれども、そういったものを活用したり、あと県の広報誌、それからＳＮＳ等の活用により、市町村等への普及啓発にこれまで取り組んできたというところでございます。今後はこれまでの取組に加えて、新たに設置するこどもの権利擁護委員会についても、市町村それから学校、関係団体への説明会の実施を予定しておりまして、引き続き子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するような取組を強化してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　子ども・若者に関係する機関というのは本当に多いですし、それこそ社会全体だと思いますので、しっかりやっていただきたい。その中でも、やはり各地域を担うというところで、行政としての市町村というのは大きいと思いますので、市町村との連携を含めて、しっかりやっていただきたいと思います。

もう一つこの関連で、その関係者の中でも、やはり学校というのは大きいと思うんです。子どもたちの関係者というのはいろいろあると思うんですけれども、小・中・高というのが、もうそれこそ大体の子が通う、何年もかけて通うというところでの現場としての学校に対して、子どもの権利尊重、そしてそれを取り込む動きというのが、福祉、こども未来部だけじゃなくて、学校現場としても、その普及啓発というのが必要なんだろうと思うんですけれども、教育委員会としての見解をお聞きできればと思います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　やはり学校教育において重要なことは、子どもたちを主語にして、主体にして、しっかりと教育活動に取り組んでいくことが重要であると思います。そのことについて、まず教職員が子どもたちの人権を大切にしていく、そういった視点が重要でありますので、しっかりと校内においても、研修等を通して、悉皆研修等もございますので、あるいは経年研修等もございますので、しっかり人権を考えるという機会を設けていきたいというふうに思っております。そういった教職員の意識醸成を図りながら、学校としてしっかりと教育活動全体を通して、子どもたちの人権教育、人権が尊重できるような教育の推進を図っていきたいと思います。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　もういろいろな取組が従来からあると思うんですけれども、また研修、具体的なその、管理者研修であったり、何ていうんですかね、それこそ学校単位でやっているような、全職員が受けるような研修に落とし込んでいくというような取組を求めたいと思います。

次に移ります。

２、高齢者支援について。

沖縄県地域連携高齢者支援基金設置の目的及び当基金を活用した取組について伺います。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

この基金の設置の目的でございますけれども、民間事業者や市町村、地域住民等の多様な主体が連携・協働して、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援するための取組、これを集中的に推進するということを目的として設置をした基金でございます。具体的な取組ですけれども、高齢者の生活支援ニーズに対応する新たな取組をつくり出す基盤となる官民連携プラットフォームの運営、そして多様な主体が連携・協働した事業の立ち上げの支援、そして地域密着型の介護サービスの整備を促進するための経営支援などとなっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　高齢者が地域で生活することを支援するということは、従来から長く、市町村中心に地域包括ケアシステムということで言われていますけれども、要するに、市町村が基本的に主体だと思うんですよ。ここに来て県がどこまでやれるのか、また市町村との関係で、どのようにこの取組を進めていくか。もうちょっとその市町村との関係で、説明をお願いしたいと思います。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　一つは、今後沖縄県内ではかなりのスピードで高齢者が増加していくということがございます。現在も市町村では地域支援事業ということで、介護に至る前の段階の介護予防的な事業の組立てはございますけれども、なかなか限定されているというようなところがあります。一方で高齢者の生活を見た場合には、買物に行ったりとか、集ったりとか、いろんな移動したりとかというところで、民間事業者が地域にたくさんいるんですけれども、民間事業者はそれぞれの活動をどこどこの市町村だけと限定しているわけじゃなく、広域的に、例えばスーパーに行くんだったらいろんな街から集まって、いろんな市町村の人が利用するような形で、広域的なものも必要になってまいりますので、そこを県が間に入って、民間企業も含めた形で多様な主体の方に、高齢者の支援が何かできないかという働きかけをして、何らかの事業を今立ち上げるというようなことをやっています。市町村に支援事業がございますので、市町村を支援しながら、行く行くはそちらのほうに引き継ぐようにできないかという形で、介護予防の段階の方々――フレイルまでを想定していますけれども、そういう方々には今、支援を行っているところです。もう一つは、実際の介護サービスの中で、今沖縄県内の市町村で少しまだ十分じゃないというふうなところが――小規模な、小回りのきくような介護サービスというのが少し少ないという状況がありますので、その立ち上げについても、市町村を支援していくような基金を設置したというふうな形と考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ずっと県がやり続けていくわけではないと、市町村に引き継いでいくということも想定しながらというところですので、そのときになくならないように、県だけがやって、引き継ごうとしたらやれないという感じにならないように、市町村としっかり連携してやっていただきたいですし、またエリアを、地域を特定してやり出すのかなというイメージなんですけれども、そこをまた全体に広げていくこともまた意識してやっていただきたいなと思います。

次３、観光振興について。

(1)宿泊税について。

ア、導入に向けた手続や準備等の進捗状況及び導入時期の見通しを伺います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　宿泊税については、今月13日付で地方税法に基づく総務大臣の同意を得たところであります。今後、令和９年２月１日の施行に向けて、来月から宿泊事業者を対象に北部・中部・南部において地域別に説明会を開催するほか、宿泊税導入５市町村や各有人離島においてきめ細かく説明会を開催する予定となっております。あわせまして、県税システムの改修や、宿泊事業者のシステム改修支援を行うとともに、多言語表記によるポスター、チラシ、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、旅行者、県民に対する広報を展開し、制度の導入に向け丁寧に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　イ、税収の使途について、観光業界等関係者の意見をどのように反映させるか、また、市町村及び住民、県民の意見をどのように反映させるか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

宿泊税は県民、観光事業者、旅行者の満足度を高める受入れ体制の強化など、５つの使途項目に沿った取組に活用することを想定しております。事業の検討に当たっては、各種計画との整合性を図るとともに、有識者、観光事業者、市町村等で構成する沖縄県観光振興戦略会議で中立的な立場から意見を聴取するほか、事業実施後の効果検証も併せて行うこととしております。

県としてはこうした取組を通じて事業の透明性確保、県民や関係者の理解促進を図り、適切な制度運用を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　観光業界等もそうですけれども、会議には全部の市町村は入らないと思うんですよ。代表するような形かなと思うんですが、しかし全市町村、必要だと思うんですね。今回併せて導入する５つの市町村だけじゃない、それこそ41市町村全て

の意見を――宿泊税に対するニーズとか、それぞれ事情が違うでしょうから。そういったことも踏まえると41市町村全ての意見を聞いて反映させていくという、県としての取組が必要かと思いますけれども、どうでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

まず県では、宿泊税を導入しない36市町村に対する交付金、これを予定しております。これにつきましては県の５つの使途項目を踏まえつつ、市町村の創意工夫で事業を活用していただきたいと考えております。また、市町村の交付金の申請に当たっては、透明性確保の観点から事前に事業計画を提出していただいて、要件等の充足、それを個別個別に確認していきます。そういうことをして、事業実施後はホームページ等で公表しますので、そういう意味ではオープンにしていくという形を取っています。また、同じように条例を導入する５市町村についても個別に対話を重ねていますので、あくまでも36市町村が初めてですので、その辺を中心的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　しっかり進めていただきたいと思います。

ウ、新たな制度の導入に当たって離島住民への配慮が必要であります。県としてどのような対策を行うか伺います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　宿泊税の導入に当たりましては、離島から要望のありました部活動など教育活動に伴う宿泊や、学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動において、スポーツ少年団など規則で定める団体が主催する大会に参加するための宿泊については、県と５市町村ともに課税免除としております。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　課税免除についても、その導入に伴う離島配慮として取り入れていただいた部分だと思うんですが、それ以外の離島対策、今回の宿泊税導入に伴って、離島への移動等に伴う配慮というのを意識した事業の拡充というのが、これまでの答弁でもあったと思うんですが、そこをいま一度お聞きできればと思います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　もう一度……

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時９分休憩

午後５時９分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　失礼いたしました。お答えいたします。

離島住民の通院に対して、負担軽減策の具体的な例をということですけれども、離島患者等通院費支援事業というのをずっと保健医療介護部のほうで行っておりますけれども、次年度見直しを行っております。本事業の見直しについては、例年実施しています市町村の要望調査に加えまして、宿泊費が高騰している現状や、宿泊税導入に際して離島住民への配慮を求める声がある点も踏まえ、制度の見直しを進めているところでございます。具体的に申し上げますと、宿泊費の基準額を現行の5000円から7000円に引き上げるほか、補助対象に新たに一般不妊治療、不育治療、未熟児を追加し、さらに付添人についての親権者、配偶者等の要件を廃止をするとともに、18歳未満の小児慢性特定疾病児童等、重度障がい者については上限を２名に拡充するということで、内容を拡充しているという状況です。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　失礼しました。お答えいたします。

県教育委員会では、これまで本島での県大会、九州大会及び全国大会に離島から参加する中高校生に対して派遣費を補助しております。また令和８年４月から安定的かつ継続的な支援に向けて、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、部活動や地域クラブ活動等で大会に参加する際の航空運賃に加え、新たに宿泊費を対象とするなど、補助額を拡充することとしております。なお基金には３年分の事業費を積み立て、令和８年度は約１億4000万円の支出を見込んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き保護者の経済的負担の軽減が図られるよう取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ありがとうございます。

整理すると宿泊税導入は来年の２月めどに進めているけれども、昨年からの議論を踏まえて、離島配慮の

事業対策として、従来やっていることを拡充して、通院支援も、部活動等の派遣支援もやっていく、前倒しでやっていくという、税収以外のところの財源を使って拡充していく、そういう理解でと思うんですけれども。引き続き、観光振興のための税収が入る導入の時期に合わせたその使途の検討、離島配慮を含めた検討をしっかり、さらに進めていただきたいと思います。

次に移ります。

(2)、観光２次交通結節点機能強化事業について。

ア、これまでの実績と成果、令和８年度の取組を伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光２次交通結節点、北谷ゲートウェイ実証事業では、設置後の令和６年７月から令和７年12月までの18か月間で、70万7212人の利用が確認されております。また、結節点設置により、那覇空港－北谷間、北谷－北部間の新たなバス路線の開設、レンタカーから公共交通機関への利用転換、観光客の満足度向上など、一定の効果があったものと考えております。令和８年度は、結節点機能を継続しつつ、本格運用に向けた検討を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　イ、事業成果を継続的、効果的なものにしていくためには、結節点機能を具体的な形にする必要があると思います。ターミナル機能の整備をどのように進めるか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

北谷ゲートウェイは北谷町の美浜駐車場に設置しており、今後の整備に当たっては北谷町との連携が重要となります。このため県では、北谷町美浜駐車場との一体的整備を見据えた本格運用に向け、実証結果を踏まえた必要な機能、規模、費用等の検討、北谷町では、将来予測を踏まえた駐車場の需要調査をそれぞれ行った上で、外部有識者検討委員会を合同で設置し、基本構想の策定等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ウ、拠点間の連結など、広域交通の円滑な流れをつくることが大切だと考えています。見解を伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

陸・海・空の交通手段が切れ目なくスムーズにつながるシームレスな観光の実現に向け、空港・港湾、観光拠点を含めた交通拠点間の連結は重要だと認識しております。県では現在観光２次交通結節点、北谷ゲートウェイを起点に主要観光地へ実証バスを運行しております。今後も主要観光地間の接続強化を推進し、誰もが快適に沖縄観光を楽しめる移動環境の構築に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　今やっているその事業、観光２次交通結節点機能強化事業の拠点間というのはどちらかというと南北、空港――那覇から北谷、そして北部というところですけれども、もっと近い距離感で、東西といいますか横も意識しながら、そういう近い距離感の拠点間の連結とか、そういう事業も取り組めないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　観光メインではなくて、県民の足プラス観光という観点だろうと思いますが、企画部のほうでは、来年度、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）についての策定を行うこととしております。その一環として、地域のバス、循環バス、そういったものの実証事業も行うこととなっております。その際には、拠点間、広域な循環バス、そういったものも検討することとなっております。コミュニティーバスも含めて裾野を広げた形で、その可能性についても検討してまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ちょっと違う事業にもなったりするかと思うんですけれども、観光だけじゃなくて、その交通の流れをスムーズにするというところで、交通対策の新規事業も含めて、いろいろやっていただきたいなと思います。やはり細長い島でありながら、東西の移動は弱いということは以前から言われてきたことだと思いますし、民間がなかなかできない。コミュニティーバスでは地域限定、そこを市町村にまたがるような横移動も意識しながら、行政が実証的にやるというのが大事なことかなと思いますのでぜひ、いろいろな取組を通して進めていただきたいと思います。

次に移ります。

４、離島・過疎地域の振興について。

(1)、新規事業、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業、離島の生活環境改善支援事業、離島・へき地

遠隔医療推進事業の内容を伺います。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　３つの事業のうち空き家対策、生活環境の２つについて御説明いたします。
　離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業は、令和７年度補正予算により、空き家を活用したサブリースによる住宅確保の支援を行うため、相談窓口の設置や市町村への伴走支援を行っているところであり、令和８年度においても引き続き取り組んでまいります。
　離島の生活環境改善支援事業は、小規模離島における住民の買物環境の改善を図るため、ネットスーパー事業者や離島の小売店、郵便局が連携した新しい買物環境の構築に向けた実証事業を行うこととしております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　保健医療介護部長。
○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。
　離島・へき地遠隔医療推進事業というのを保健医療介護部のほうでは実施をいたします。県では、令和７年の９月に離島・へき地における遠隔医療導入検討ワーキンググループを設置し、僻地診療所等における遠隔医療の導入について検討を進めてきたところです。令和８年度からの新規事業、離島・へき地遠隔医療推進事業では、離島診療所でのオンライン診療の実証事業を予定しており、離島・僻地における遠隔医療の効果、課題を検証するなど、実装化に向け取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　米須清一郎議員。
○米須清一郎　議員　いろいろな事業が離島対策として出てきているのは本当にいいことだなと思いますけれども、どれも対象をまずは限定して、モデル的にというんでしょうか、実証事業という説明でしたし。３つ今回の質問で挙げていますけれども、そのどれもがそういう実証的なモデル事業なのかと。これをそこだけで終わらせるのか、離島地域、過疎地域として継続的に利用する中で、対象をどのように全体に広げていくのか、そこを両部にお聞きできればと思います。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　企画部のほうで対応する空き家対策、それから新しい買物環境、これ、いずれも我々にとっても初めてのチャレンジングな事業になっております。どういった形で――まずはやってみて、どういった課題が出てくるのかというのは、それを検証しながら、さらに改善、改良を重ねながら、横展開も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴　議長　保健医療介護部長。
○糸数　公　保健医療介護部長　こちらのほうも実証事業ということで、僻地の診療所のほうでモデル的に行うこととしております。現在、遠隔医療の課題と言われているものについて、オンライン診療ですけれども、医療機関における職員のリテラシーの向上とか、適切なシステムの導入、患者の理解促進、どのような場面で遠隔医療を活用することができるかなど、そういうふうな課題があらかじめ想定をされております。それから診療所のほうにあらかじめアンケートを行って、どういう場面でオンライン診療があったほうが役に立ちそうかということを聞いたところ、やはり急に自分が体調を崩したとか、あるいは外に出ることで代診の先生が来たときの対応を見たいとか、あるいは専門医の巡回診療も、オンラインでやることによって、診療所の先生がオンラインの専門家の先生等の意見を聞きながら患者を診察するとかという、いろんなその場面を今想定していますので、それぞれについて、実際にやってみてどうだったかというふうな課題を全体に広められるような形で次年度は検討したいと思います。
　以上です。
○中川京貴　議長　米須清一郎議員。
○米須清一郎　議員　次に移ります。
　(2)、離島・過疎地域への移住・定住を促進し暮らしを支える様々な対策が必要であると思いますが、総合的な支援がさらに求められると思います。見解を伺います。
○中川京貴　議長　企画部長。
○武田　真　企画部長　県のほうでは離島振興計画や過疎計画等に基づき、交通、生活コストの負担軽減などの生活基盤の整備のほか、移住促進、関係人口の創出、地域の魅力を生かした産業振興など様々な施策に取り組んでおります。また、市町村が住民サービスの維持や地域の担い手不足などの様々な課題を克服するため、国の制度を活用して取り組む地域活性化施策への指導助言、関係者間の調整などの支援も行っているところです。さらに、行政サービスの維持に向けては、職員採用や業務効率化の支援のほか、離島町村総合事務センター（仮称）の共同設置の検討や、離島町村の職員等の奨学金の返還支援に取り組むこととしており、引き続き市町村との意見交換を重ねながら、必要な取組を進めてまいります。
○中川京貴　議長　米須清一郎議員。
○米須清一郎　議員　いろんな分野にまたがるものを

集約しながら、市町村とも共有しながら、いろんなことやってきたと思いますが、さらにいろんな新しい事業を出したり、事務の共同化ということでのセンターの設置も検討しているということで、本当に取り組んでいると思うんですけれども、もっとできないかなという、一議員としての思いを述べているわけですけれども。どちらかというと、事務センターというのもルーチン的な事務のイメージ、県が新規事業いろいろ立ち上げているけども補完的な事業のイメージ、イメージの話をしてもあれなんですが、要は市町村と一緒になって事業主体となってやっていくというぐらい踏み込んでいくことができないかという、再質問をさせていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　今回センターについては、まず各小規模離島のほうのセンターということを想定しておりますが、そこでは直接住民サービスはやはり市町村の皆さんに担っていただきたい。必ずしも離島でなくてもできるようなバックオフィスヤードについては、県庁でもフォローできるんじゃないかという趣旨のセンターになります。住民サービスが主体、メインですので、やはりそこは離島市町村においても主体的な取組をお願いしたいと思っていますし、首長の皆さんといろいろ意見交換する中においても、やはりその主体的自主性は大変大切にしたいというような思いは聞いておりますので、そういったことは大切にしながら、県としてできる支援をやってまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　会議等、あるいは個別の調整等を通して、いろんな課題等を共有しながらできることをさらに進めていただきたいと思います。

次に移ります。

５、平和推進について。

順番を変えました。世界ウチナーンチュセンターの設置に向け、どのように進めていくか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では交流拠点となる機能を備えた世界ウチナーンチュセンター（仮称）を、大型ＭＩＣＥ施設に併設し整備する方針としております。ハード面の整備の間は、県が運営するウチナーネットワークコンシェルジュを活用した情報発信、次世代を担う人材育成、交流イベントの展開など、ソフト面の充実に取り組んでまいります。県としては、引き続きコンシェルジュ機能を拡充するとともに、海外県人会、関係団体等の意見を踏まえつつ、世界ウチナーンチュセンターの早期設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　世界ウチナーンチュセンターは、何年も前から提言とか、いろんな御意見、御要望あったと思います。

いま一度その目的、お聞きしてよろしいでしょうか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時26分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

世界ウチナーンチュセンターは、４つ大きい項目ございます。県民と世界のウチナーンチュとの交流拠点としての機能、２つ目、移民資料や物品等の資料収集、展示機能、３つ目、県民やウチナーンチュ子弟留学生・海外研修生が移民に関する歴史、文化等を学ぶ場としての学習普及機能、４つ目、国内外のウチナーンチュからの問合せや相談の窓口、移民情報レファレンスサービスの提供を行う相談窓口機能、これら４つの機能を備えた施設を予定しております。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　前にも取り上げたことがあるんですが、それらはもう既にやっているものではあると思います。施設が充実したものがあればいいねと思うんですけれども、それは引き続き継続的に検討もするとして、それを待たずにセンターが動き出すということがあってもいいのかなと、しつこく２回目の取上げになります。例えば来年には、ウチナーンチュ大会を控えていますね。その準備に合わせて、もうセンターも造っちゃう。世界のウチナーンチュ大会の準備と併せてセンター機能を発揮していく、それが継続的に続くということはできないんでしょうかね。ちょっと乱暴な質問ですけども。お願いいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

まずウチナーネットワークの機能拡充ということで、実は今言った来年開く世界のウチナーンチュ大会ですけれども、それに向けて機能強化として、予算も

1000万円から1600万円で、大会に向けた調査事業という形で今６名のスタッフを――ＪＩＣＡ沖縄の中にいますけれどもそこの強化をしつつ、今議員おっしゃったように、大会に向けてサミットを北米で実施し、南米も今年予定しております。そこの県人会の意見等もいろいろ出てきておりますので、今言った、今のＪＩＣＡ沖縄の部分をＭＩＣＥができるまでの間、どういう形で運営していくかというのは、ぜひ県人会の意見等も聞いて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ぜひ充実した施設の検討をしながらも、今やっている取組を充実していく、推進させていくというところでの御検討を引き続きお願いしたいと思います。

順番入れ替えました(2)になりますかね、国際平和研究機構とはどういうものか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書においては、国際平和研究機構（仮称）の機能として、沖縄戦、基地問題、安全保障等に関する調査研究や、研究員・学芸員の人材育成などが示されております。同機構の具体的な機能の在り方や既存の研究機関等との役割分担につきましては、今後設置する有識者会議において、専門的見地から十分に調査・検討を行ってまいります。

県としましては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信を強化していくためには、同機構の創設は重要であると認識しており、その実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　検討中というところで、そこのそういった機能、役割が必要だろうと思う一人でありますし、ぜひ進めていただきたいと思うんですけれども。一昨年の３月ですかね、策定されました県の地域外交基本方針、そこでうたっている国際平和創造拠点というのは、この平和研究機構とのことになるんでしょうか、その関連性を御説明いただければと思います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　令和６年３月に策定しました沖縄県の地域外交基本方針では、沖縄県の地域外交が目指す３つの姿として、１つ目に国際平和創造拠点、２つ目にグローバルビジネス共創拠点、３つ目に国際協力・貢献拠点の３分野の地域外交を展開することとしております。この中の国際平和創造拠点につきましては、沖縄及びアジア太平洋地域の平和を維持するために、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化や、平和に関する学術研究の促進に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献する役割を示しており、その中におきましても、国際平和研究機構も位置づけているところでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　地域外交基本方針で言うその３つの中の一つ、国際平和創造拠点が、国際平和研究機構ということではない、もう一度、イコールなのか一部なのかということをお聞きします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　地域外交基本方針の中では３つの分野において方針が定められていて、その中の一つに国際平和創造拠点というのがあって、創造拠点では国際平和に貢献する様々な取組が記述されているんですけれども、その中の一つの施策として、機構のことが書いてあるということでございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　否定しているわけではなくて、あくまで推進してほしいという中での質問なんですけれども、以前から国連機関の誘致に県も取り組んだことがあると思いますし、いろいろなアイデア、いろいろな団体等からの御意見等あると思います。実際に県も地域外交基本方針で、３つの柱、その中で国際平和創造拠点というのを定めました。沖縄県として国際平和創造のために今後どういった機能、役割が必要なのか、その一つが、今回の国際平和研究機構という理解でよろしいのか、あれなんですけれども。もっとこの全体像、沖縄としての、要するに地域外交基本方針の続きというんですか、その具体化、実現のための戦略のようなものが必要なんじゃないかと思うんですけれども、見解を伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　沖縄県における平和創造のための取組、まず、この今までのウチナーネットワークなど既存のネットワークを活用しさらなる、３つの役割を持つことを理念として、沖縄県の地域外交の基本方針を策定させていただきました。沖縄県が取り得る、あるいは展開し得る可能性のものをたくさん、その中でうたっているわけですが、その平和創造の地域拠点の一つに、この国際平和研究機構というのが位置づけ

られているというのは先ほど公室長が答弁をしたとおりです。そして、恒久平和に貢献する万国津梁会議は、もう少しこの、国際平和研究機構の機能について、もっとより専門的に、より本格的に、例えるなら公文書館のように、そこに専門のキュレーターがいて、あらゆる資料を取り寄せてあらゆる資料をオープンにして、そしてそこの資料を活用する方のためにも、自分たちも参画をするという、そういうような平和を創造し貢献するための、沖縄戦を中心とした、国際社会に関しての平和研究と発信をそこが専門的に担うというようなことになりますので、恐らく沖縄県の考え得る恒久平和の実現のための重要な拠点といいますか、研究所の一つ、情報発信の一つというふうに捉えていただければと思います。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ぜひできるところから、検討を進めていただければと思います。

次に移ります。

(3)、設置に向け取り組むとしている平和行政における新たな基金について、その目的と活用方法を伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県では、戦後90年、100年を見据えた長期的な視点に立ち、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）について今年６月をめどに策定することとしております。恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言では、同ビジョンの実現に当たっては、長期的かつ継続的な取組が重要であり、安定的な財源確保に加え、多様な主体の参画が必要であることが示されています。このため、同ビジョンの必要な財源の確保に向け、新たな基金の設置に取り組むとともに、県民や企業等の参画を促す仕組みの構築を進めてまいりたいと考えております。新たな基金の制度設計や活用方法については、今後設置する有識者会議で具体的に検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　まだ検討中ではあると思うんですが、その新たな基金、平和行政のための新たな基金、先ほど取り上げました国際平和研究機構の設置に伴う事業なり、取組に充てるものという、そういうことにもなるんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　具体的にこの基金でどのような事業を活用するかというのは、まだ具体的には決まってないところなんですけれども、機構だけではなくてもっと民間の事業の後押しができるものはないかとか、平和賞をどうするかとか、そういうもっと大きな、平和行政というか施策の全体的なものについて検討する必要があろうかというふうに考えているところです。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　ありがとうございます。

次に移ります。

６、県の組織体制について。

(1)、県職員の休職、退職の状況、欠員の状況と要因、人員確保の取組を伺います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　知事部局における令和６年度の病気休職者67人で、普通退職者は122人、従来の定年年齢60歳の退職者除くと102人となっております。欠員は令和７年４月１日時点で169人で、速やかに臨時的任用職員を採用するなどの対応を行い、６月末時点で21人となっております。欠員の要因は、新たな行政需要に伴う定数増、採用試験受験者数の減、内定辞退者の増や普通退職者の増が挙げられます。人材確保につきましては、学校における説明会や内定者と若手職員の座談会を開催するとともに、技術者の特別枠試験や再採用制度など多様な手段を講じております。また、令和８年度から働き方改革・人材確保推進室（仮称）を設置し、人材確保と働き方改革に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　欠員がある時点、昨年時点でしたかね、21人ということで、採用もままならないんで欠員が出た状態になっているのかなと理解しているんですけれども。その欠員がある状態で、業務に何らかの支障があるのかどうかというところも気になるところなんですが、要するに県としての事業が何かストップしている、業務に支障がある、そういったことはないでしょうか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　臨時的任用職員を配置してもなお21人ほど６月時点で欠員が生じております。欠員が生じているポストの主なものが土木職が７名、心理職が３名、あと医師とか薬剤師とか、技術系の職員が欠員になっているというところがございますので、そういう専門的な現場の部分で、その他の職員に過重がかかっているということが想定されます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　何かストップしているとしたら、県政、県としてはよくないですし、また今の御

説明では過重労働につながっているということで、それも本当にまた悪循環を生んでいく要素にもなっていくと思います。ぜひ働き方改革・人材確保推進室でしたかね、県庁、知事部局としての新しい強化する体制もあると思いますのでしっかり取り組んで、業務の改善、人員確保のための取組を進めてほしいと思います。

次、最後になりますけれども(2)、県立病院職員の休職、退職の状況、欠員の状況と要因、人員確保の取組を伺います。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　お答えします。

病院事業局における令和６年度の普通退職者は184人、令和７年12月１日時点の病気休職者は33人、欠員数は234人となっております。欠員の主な要因としては、育児休業者の増加に伴う代替職員の確保が困難なことが挙げられます。病院事業局では、職員採用試験の実施方法の見直しなど、人材確保の取組を強化するとともに、ハラスメントの防止など安心して働ける職場環境づくりに取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　米須清一郎議員。

○米須清一郎　議員　これも先ほどと同じような質問になりますが、欠員が出ている状態で何か支障が出てないか。診療科目が停止している、あるいは使われていない病床が発生しているとか、そういった影響がないでしょうか。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

○本竹秀光　病院事業局長　コロナ禍後に患者がかなり減っているということで、全病院で病床を閉めているのがあります。それによって特に看護師の配置が変わりますけれども、診療に支障を来しているということは一応報告は受けておりません。

○米須清一郎　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年２月27日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和８年 第１回　沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和８年２月27日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第8号

令和８年２月27日（金曜日）
午前10時開議

第１　特別委員の辞任の件
第２　一般質問
第３　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　特別委員の辞任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第２　一般質問
日程第３　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで

甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）
甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）
甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例
乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第33号議案　工事請負契約について
乙第34号議案　工事請負契約について
乙第35号議案　工事請負契約について
乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（43名）

47番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	大田　守　議員	26番	仲村未央　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	新垣光栄　議員
5番	米須清一郎　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	新里治利　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
12番	平良識子　議員	34番	新垣　新　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	喜友名智子　議員	39番	當間盛夫　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	上原快佐　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	46番	島袋　大　議員
21番	小渡良太郎　議員		

欠 席 議 員（3名）

7 番	宮 里 洋 史 議員	45 番	呉 屋 宏 議員
35 番	島 尻 忠 明 議員		

欠 員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉 城 デニー	知事	諸見里 真	文化観光スポーツ部長
池 田 竹 州	副知事	砂 川 勇 二	土木建築部長
大 城 肇	副知事	宮 城 力	企業局長
小 川 和 美	政策調整監	本 竹 秀 光	病院事業局長
溜 政 仁	知事公室長	友 利 公 子	会計管理者
宮 城 嗣 吉	総務部長	白 井 勝 也	総務部財政統括監
武 田 真	企画部長	半 嶺 満	教育長
多良間 一 弘	環境部長	井 澤 和 生	警察本部長
北 島 智 子	生活福祉部長	榊 原 千 夏	労働委員会事務局長
真 鳥 裕 茂	こども未来部長	池 田 修	人事委員会委員長
糸 数 公	保健医療介護部長	森 田 崇 史	人事委員会事務局長
喜屋武 盛 人	農林水産部長	渡嘉敷 道 夫	代表監査委員
知 念 百 代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平 田 正 志	議会事務局長	安 田 健	主査
宮 城 優 次	長	川 満 鈴 花	主任
上 原 毅	議事課長	浦 崎 千 都	主事
宮 城 亮	課長補佐		

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程第１　特別委員の辞任の件を議題といたします。

２月24日、喜屋武力議員から予算特別委員を都合により辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

喜屋武力議員の特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、喜屋武力議員の特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　次に、お諮りいたします。

ただいま喜屋武力議員の予算特別委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により予算特別委員に新垣新議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員に新垣新議員を選任することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　日程第２及び**日程第３**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第29号議案から甲第45号議案まで、乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利議員。

［当山勝利　議員登壇］

○当山勝利　議員　おはようございます。

沖縄社会大衆党の当山勝利です。

最初に所見を述べようかと思いましたけれども、なぜ私がものづくりにこだわっているのかということを話し始めると、恐らく20分では足りませんので、そのまま質問に入らせていただきたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、令和８年度一般会計当初予算が9467億8000万円と過去最高額であったが、この予算は、物価高や米軍基地問題などで苦しむ県民を安心・安全で豊かな生活に導くものと思いますが、知事の見解と決意を伺いたい。

(2)、普天間基地と辺野古新基地建設について伺います。

ア、大浦湾側の地盤改良の進捗状況を伺います。また、知事の所見を伺います。

イ、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に、普天間基地返還条件として施設の完全な運用上の能力の取得とある。この返還条件の具体的な説明を求めます。また、辺野古新基地には普天間基地機能の何を移転するのか伺います。

ウ、同じく返還条件の中に、普天間飛行場代替施設では確保されない、長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善とありますが、民間施設とはどこを指しているのか伺います。

(3)、米海兵隊において第４海兵連隊改編の中止など、米海兵隊のグアム移転計画への影響が心配されていますが、現状と県の認識そして考えられる基地返還の具体的な影響について伺います。

(4)、今年１月15日に行われた日米防衛相会談において、南西地域における日米共同プレゼンスの拡大について何を確認したのか。また、その確認事項に対する知事の所見を伺います。

(5)、１月24日に実施された米軍基地形成史の学び公開学習会について、その概要と知事の所見を伺います。また、次年度も同様の事業を継続する予定があるか伺います。

(6)、沖縄戦時の海外資料（米軍資料）を基とした戦没者遺骨収集事業について、経緯と概要並びに今後の計画について伺います。

２、産業振興について。

(1)、テストベッド・アイランド沖縄の現状と次年度の計画について伺います。

(2)、スタートアップ・エコシステムの現状と次年度の計画について伺います。

(3)、バイオ分野について。

ア、知事所信表明で事業化支援や人材確保に取り組むとしていますが、現状と次年度の取組について伺います。

イ、バイオ産業を観光業、情報関連産業に次ぐ３つ目の柱とする方針はあるのか伺います。

(4)、ものづくり産業について。

ア、知事所信表明に付加価値の高い製品開発、生産性の向上、域内自給率の向上などが挙げられていますが、現状と次年度の取組について伺います。

イ、ものづくりを支えるサポーティング産業を発展させることが解決すべき最重要課題ではないか、認識と取組を伺います。

ウ、企業を誘致するにも誘致できる土地はどれだけあるのか伺います。また、対策についても伺います。

エ、観光業、情報関連産業、そしてバイオ産業に関わるものづくり企業を誘致し振興してはどうか、所見を伺います。

(5)、沖縄県内企業に対する投資の現状について伺います。

(6)、ＡＩなどの普及・発展を見込み半導体関連産業の振興が日本国内や世界で脚光を浴びています。沖縄県内に半導体設計業務を誘致してはどうか伺いま

す。

３、農業及び水産業について。

(1)、知事所信表明の県内農業の振興において、域外所得獲得に取り組むとしていますが、域内での農業振興ができてからの域外所得獲得ではないか、足腰の強い県内農業振興の取組について伺います。

(2)、水産業においては、沖縄型のつくり育てる漁業を推進するとありますが、生産されている品目やそれぞれの生産額など現状について伺います。

４、沖縄県こども・若者計画について。

(1)、ライフステージに応じた切れ目ない支援とありますが、発達障がい児・者に対する支援について伺います。

(2)、５歳児健診を推進していますけれども、現在実施している市町村は幾つあるのか。また、５歳児健診を推進させるための県の市町村に対する取組を伺います。

５、那覇軍港浦添移設の環境影響評価について。

(1)、配慮書の知事意見において、埋立面積の根拠などを方法書に記載することを求めましたが、それは方法書でどのように示されたのか伺います。

(2)、方法書の知事意見について。

ア、用途ごとの埋立面積や算定根拠を準備書に記載することを求めていますが、配慮書の知事意見の埋立面積の根拠等を求めたことと何が違うのか伺います。

イ、供用に伴う事業活動等について、何を準備書に記載することを求めたか伺います。

ウ、供用に伴う事業活動について、環境に著しい影響を及ぼす事業活動等とは何を指すのか、環境に著しい影響があると誰が判断するのか伺います。また、環境影響評価法または沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない場合でも、事業者自ら環境影響評価を実施することとしているが、事業者自ら実施しなかった場合、知事意見を出した県の対応について伺います。

６、我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、令和８年度当初予算についてお答えいたします。

令和８年度当初予算案については、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、多様な財源の積極的な活用を図りつつ、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算編成を行ったところです。特徴としましては、物価高騰などの影響を受けた生活者や事業者への支援、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定や鉄軌道の導入促進など地域公共交通の充実、離島町村等の人材確保及び業務効率化の支援など離島・過疎地域の持続可能な地域づくり、首里城に象徴される歴史・文化の価値を次世代へ継承し、国内外に向けて沖縄の魅力を発信するなどの首里城の復旧・復興、宿泊税導入に向けた環境整備、変化する社会課題へ中長期的に、かつ機動的に対応する基金の設置などが挙げられます。予算額は、総額9468億円で、県政史上初めて9000億円を超え、過去最高の予算規模となりました。私は、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、普天間飛行場代替施設建設事業に係る地盤改良工事の進捗状況等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和８年１月末時点における地盤改良ぐいの打設本数は、計画本数約７万1000本のうち約4700本との回答がありました。

県としては、工事が埋立申請書の内容に沿って行われているかどうか注視していくとともに、工事の進捗状況について、適宜、沖縄防衛局に対して情報提供を求めつつ、新たな事由が生じた場合は、関係法令の規定を踏まえ適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)イ、普天間飛行場の返還条件及び辺野古新基地に移転される機能についてお答えいたします。

令和元年に開催された第10回普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、普天間飛行場の返還条件の一つである施設の完全な運用上の能力の取得について

政府に確認したところ、普天間飛行場代替施設の運用開始に先立ち、飛行場の安全性を確認するため、米国政府機関による検査を受ける必要があり、米国政府による飛行場認定を指すものであるとの説明がありました。また、政府は普天間飛行場の３つの機能のうち、辺野古に移転することとされているものは、オスプレイ等の運用機能としており、その他の空中給油機の運用機能及び緊急時における航空機の受入れ機能は、県外の施設へ移転を進めているものとしております。

同じく１(2)ウ、普天間飛行場の返還条件における民間施設についてお答えいたします。

普天間飛行場の返還条件の８項目のうち、緊急時における民間施設の使用の改善については、政府に対し具体的内容を示すよう繰り返し求めておりますが、政府は、法的枠組みは既に整っているが、実際に緊急事態が発生した際における事態に応じた臨機の対応に関することであり、現時点で具体的な内容を定めることは困難としております。

同じく１(3)、在沖海兵隊のグアム移転計画の現状と認識等についてお答えいたします。

在沖海兵隊のグアム移転につきましては、令和６年12月に約100名による小規模な先遣隊がグアム移転を開始したとの発表があったものの、その後の具体的な移転計画はいまだ示されておりません。また、第４海兵連隊の改編中止等について政府に確認したところ、在沖海兵隊のグアム移転に関しては、これまでの既存の日米間の合意事項に変更はない旨の回答がありました。

県としては、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む海外移転は、負担軽減に関する日米政府の合意事項であることから、確実に実施されるべきであると考えております。

同じく１(4)、日米共同プレゼンスの拡大についてお答えいたします。

去る１月の日米防衛相会談において、南西地域における日米共同プレゼンスの拡大に関して、自衛隊の防衛力強化の取組の進捗を踏まえ、同盟の最優先事項の一つとして、より高度かつ実践的な共同訓練について、特に南西地域での拡充を含め、一層取り組むことなどが確認されております。

県としては、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えております。

同じく１(5)、米軍基地形成史の学び推進事業公開学習会の概要等についてお答えいたします。

県では、沖縄戦から現在に至る在沖米軍基地の成り立ちに着目し、基地形成史という視点から沖縄の歴史と基地問題を学ぶ公開学習会を先月24日に開催したところ、学生53名、教員23名の参加がありました。本学習会では、県内及び県外の高校生による共同学習の成果発表を行うとともに、基地形成史の学びを広げていく取組について、参加者が議論しました。参加した生徒からは、米軍側から直接意見を聞くことを望む声や、教員からは、授業にも取り入れていくことには意義があるなどの意見がありました。

県としては、次年度も本事業を実施し、若者が沖縄に基地が形成された歴史的背景、沖縄の基地負担の現状について理解を深め、平和に対する意識の高揚につなげたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(6)、海外資料を基にした戦没者遺骨収集事業についてお答えいたします。

県は、令和７年９月の新聞報道を受け、遺骨収集に関する新たな海外資料の活用により、戦没者遺骨収集を加速化する観点から確認を行いました。戦没者遺骨収集情報センターにおいては、当該資料を分析し、遺骨収集を一層推進するため、地理情報システム専門家や沖縄県公文書館職員らを加えた有識者で構成する海外資料調査部会を立ち上げ、年度内に調査結果を取りまとめ、埋葬されているおおよその場所を特定していくこととしております。その結果を受け、令和８年度から同センターにおいて、土地の状況調査や関係者への聞き取りなどを行った上で、可能な場所から試掘に向けた検討を進めていくことを予定しております。

続きまして４、沖縄県こども・若者計画についての御質問のうち(1)、発達障がい児等への切れ目ない支援についてお答えします。

県では、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障がい児・者のライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人材育成のほか、個別支援ファイル新サポートノートえいぶるの普及に取り組んでおります。また、令和７年３月には、第４期沖縄県発達障害者支援体制整備計画を策定し、支援体制の整備を推進しているところであります。

県としましては、引き続き、医療、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関と連携し、一人一人の特性に応じた切れ目のない支援の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　２、産業振興についての(1)、テストベッド・アイランド沖縄についてお答えいたします。

県では、企業が行う実証実験を総合的に支援するプラットフォームを構築し、実証フィールドのあっせんや自治体等とのマッチング、規制緩和の対応など、フォローアップも含め様々な支援を行っております。自治体で活用できるヘルスケアシステムや、ＲＦＩＤ技術を活用した物品管理システムの実用化などの成果も出ております。次年度も引き続き先端的な技術やアイデアの事業化を促進することで、新たなビジネスの創出や沖縄への拠点形成による産業の活性化、地域の課題解決等につなげてまいります。

同じく２の(2)、スタートアップ・エコシステムの現状と次年度計画についてお答えします。

本県では、産学官金の連携による支援体制を構築し、分野ごとの強みを生かしたビジネスコンテストの開催や伴走支援など、様々な取組を行っております。同組織が発展戦略で掲げる資金調達額は、令和６年が約74億円と前年比35億円増で、全国トップテン入りを果たすなど、着実に成果が現れてきております。次年度は、ＮＥＸＴグローバル拠点都市の強みを生かし、国と連携した資金調達環境の充実や海外展開支援の取組強化など、成長を促進する好循環を図ってまいります。

同じく２の(3)のア、バイオ分野の現状と次年度の取組についてお答えいたします。

県では、これまでインキュベーション施設の整備やバイオベンチャー等への研究開発、及び事業化支援に取り組んできたところです。その結果、バイオ関連企業数が令和７年８月末で115社まで増加するなど、企業集積の成果が出ております。次年度も引き続き、内閣府認定を受けた沖縄バイオコミュニティの活動を通して、専門家による個別相談や県内外の理系人材に対する県内企業紹介など、バイオ関連分野の事業化支援や人材確保等、各種支援に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のイ、バイオ産業の振興に向けた方針についてお答えいたします。

本県では、今後、新たな産業へと成長することが期待されるシーズとして、バイオ分野など地域特性を生かした産業分野を挙げ、振興に取り組んでいるところです。本県のバイオ関連産業については、亜熱帯特有の生物資源や沖縄科学技術大学院大学の立地、アジアに近い地理的特性などを有しており、高付加価値な製品開発や新しい事業の創出の可能性が期待されております。

県としましては、引き続き沖縄の優位性を生かした新たな産業として、バイオ産業の振興に取り組んでまいります。

同じく２の(4)のア、生産性及び域内自給率の向上に向けた取組等についてお答えいたします。

県では、これまで製造業の振興を図るため、本県の特性を生かした付加価値の高い製品開発、生産性向上に資する技術開発支援を行ってまいりました。また、県内企業間の受発注の促進や専門家派遣のほか、デジタル化、省力化などを推進するセミナー等の開催など、各種施策に取り組んできたところです。次年度におきましても、引き続き新製品開発の支援やデジタル技術の活用促進等を通じて生産性の向上を図り、域内自給率の促進に資する取組を行ってまいります。

同じく２の(4)のイ、サポーティング産業に対する認識と取組についてお答えいたします。

サポーティング産業は、製造業等を下支えし、域内自給率の向上に寄与する重要な分野であると認識しております。このため、工業技術センターにおいて、主に県内製造事業者を対象に、金属加工等の技術支援のほか、人材育成や研究開発に取り組むことで、裾野の拡大を図っているところです。サポーティング産業の誘致については、展示会出展等のほか、企業への個別訪問により人的ネットワークを構築しながら、県内企業の発展に資する技術を有する企業の誘致に取り組んでまいります。

同じく２の(4)のウ、産業用地の確保についてお答えいたします。

製造業等企業誘致活動の結果、中城湾港新港地区においては、分譲率が９割を超え、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっております。このため県では、市町村との産業用地の確保に向けた意見交換や、整備後を見据えた県外での誘致活動のほか、不動産業界と連携し民間が保有する産業用地の情報収集にも取り組んでおります。あわせて、賃貸工場の売却も進めるなど、県としましては、多様な手法を組み合わせながら、新たな産業用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく２の(4)のエ、観光業やバイオ産業等に関わるものづくり企業の振興についてお答えいたします。

県では、バイオ産業や航空関連産業、情報通信産業等の本県の特性に適した産業の集積に取り組むとともに、土産品や機内食の製造事業者など、観光業の振興に資する企業の誘致も行っております。また、企業の

高度化や生産性向上等への支援、企業間のマッチングによる県内産業への波及効果の拡大等、企業の稼ぐ力や域内経済循環の向上等に向けた各種取組を推進しております。今後とも、本県の特性を生かす産業分野と連動したものづくり企業の誘致等に取り組んでまいります。

同じく２の(5)、県内企業に対する投資等の現状についてお答えします。

県では、これまでおきなわイノベーション創出ファンドなど、官民が連携した投資事業による県内企業の事業拡大や成長に向けた支援等を行っているところです。また、近年の傾向としましては、県内金融機関等が主体となった民間投資も活発化しており、新たな価値創造や地域の課題解決に取り組む企業等の資金調達環境の創出が図られております。あわせて、県内金融機関の融資による貸出金残高は増加傾向にあり、積極的な資金供給が行われているものと考えております。

同じく２の(6)、半導体設計業務の誘致についてお答えいたします。

半導体関連産業は付加価値が高く、今後も成長が期待される分野であると認識しております。このため、県においても積極的に誘致に取り組んでおり、これまでに国際物流拠点産業集積地域等に、半導体製造装置用の部品や部材の製造等を行う企業等が十数社立地しております。半導体設計事業については、高性能な設計処理システムなどに加えて、高度な専門エンジニア等の人的資源が重要であることから、大学等教育機関の取組との連携可能性について探ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、農業及び水産業についての(1)、農業振興の取組についてお答えします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、農林漁業者の所得向上、域外所得獲得力の向上、域内経済循環の拡大に向けた各種施策に取り組んでおります。域外所得獲得力の向上については、おきなわブランドの確立やマーケットインの視点を踏まえた販路拡大、観光産業との連携などに取り組んでおります。また、域内経済循環の拡大も重要と考えていることから、引き続き食品産業との連携による加工品開発、ホテル・飲食店等との連携による地産地消の推進などに努めてまいります。

同じく３の(2)、本県の養殖対象品目と生産額についてお答えします。

令和５年の本県の海面養殖産出額は79億3600万円で、そのうちモズクが25億3100万円、クルマエビが25億7600万円、海ブドウが９億4700万円となっております。近年の動向として、クルマエビと海ブドウの生産額では増加が見られておりますが、モズクは高水温などの影響から生産量が不安定なため、20億円から40億円の範囲で変動しております。そのため、安定生産に向けた高水温耐性株の系統選抜や消費拡大に向けた販売促進に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　４、沖縄県こども・若者計画についての(2)、５歳児健診推進のための県の取組についてお答えいたします。

今年度、県では、市町村への導入促進を目的に、プレ５歳児健診を実施し、市町村担当者に見学をしてもらったほか、研修会等を開催いたしました。その結果、新たに３村が実施に加わり、５歳児健診を実施する自治体は４町村となり、また、令和８年度においては９市町村が実施予定となっております。５歳児健診は、専門職、会場の確保に加え支援機関との緊密な連携が求められる健診となっているため、引き続き研修会等を開催し、５歳児健診の導入に向けて市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　５、那覇軍港浦添移設の環境影響評価についての(1)と(2)のア、那覇港湾施設代替施設建設事業における埋立面積の根拠等に関する知事意見についてお答えいたします。５の(1)と５の(2)のアについては関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

埋立事業については、埋立面積を最小限に抑える必要があると考えておりますが、本件方法書で示された配慮書についての知事意見に対する沖縄防衛局の見解では、埋立面積の根拠等については、日米合同委員会での合意等に基づき49ヘクタールが必要との結論に至ったものとの見解のみが示されております。そのため、代替施設に係る各施設の用途ごとの埋立面積を含めた算定根拠等を準備書に記載するよう再度意見を述べたところです。

同じく５の(2)のイ、準備書に記載を求めた供用に伴う事業活動等についてお答えいたします。

本件方法書に対する知事意見では、供用に伴う事業

活動等が、環境影響評価法または沖縄県環境影響評価条例の対象事業となる場合もあることから、供用に伴う事業活動等の内容を明らかにし、具体的かつ網羅的に準備書に記載するよう意見を述べております。なお、供用に伴う事業活動等が、同法または同条例の対象事業とならない場合でも、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある供用に伴う事業活動等については、事業者自ら環境影響評価を実施することに努めるよう意見を述べております。

同じく５の(2)のウ、環境に著しい影響を及ぼす事業活動等に関する環境影響評価の実施についてお答えいたします。

環境に著しい影響を及ぼす事業活動等とは、環境影響評価法または沖縄県環境影響評価条例の対象事業の要件である事業の種類及び規模に該当するものとなります。対象事業とならない場合、これらの要件を考慮し、事業活動等の内容に応じた事業特性及び地域特性を踏まえて、事業者が判断することになります。

県としましては、今後準備書で示される知事意見に対する事業者の見解等を厳正に審査し、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　御答弁ありがとうございます。

それでは順次再質問を、飛び飛びにはなりますけどさせていただきます。よろしくお願いします。

１番の知事の政治姿勢についての(1)番、自立的発展に向けて頑張っていくという知事の決意が述べられましたので、またしっかりとお願いしたいなと。私たちもしっかりと応援していきたいと思います。

(2)番、まずアですけれども、地盤改良の進捗状況については分かりました。総本数の6.6％であるということも分かりましたし、これ単純計算すると15年余りかかってしまうという、それぐらいの長さになるようですけれども、くいの本数は明示――先ほど御答弁いただきましたけれども、どこに砂ぐいを打っているのか、それは防衛局のほうから明らかにされているんでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

沖縄防衛局に対しまして、現在行われている地盤改良工事の施工範囲について確認しておりますが、明確な回答をいただけていないという状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　明確な回答をいただけていないということに関して、防衛局側のほうで明確にしない理由は何かありましたでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　この施工範囲を確認する質問に対しまして、沖縄防衛局は、所要の箇所に砂ぐい等を打設するという回答のみでありまして、施工範囲を明らかにしない理由については不明でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　県としては、その場所を明らかにするように求めていらっしゃると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　施工範囲についても問い合わせておりますが、先ほども答弁しましたとおり、所要の箇所に打設するとの回答のみしかいただけておりません。その理由については不明という状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　本数だけでどこがどのように進捗しているか分からないというのは、県としてもこれは適正な工事かどうかが判断できない状況に陥ると思います。また、環境影響評価であったり、その進め方に本当に則しているかどうかも分からないと思いますので、その辺はしっかりと対応していただきたいと思いますが、知事何か意見がありますか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　引き続き、沖縄防衛局に対して情報の提供を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　次行きます。

(2)のウですね、質問させていただきますけれども、これちょっと細かく説明を求めたいと思います。

まず１つ目、長い滑走路というのは何メートル以上の滑走路でしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

平成25年に日米両政府で合意された統合計画において普天間飛行場の返還条件の一つとして、普天間飛行場代替施設では確保されない、長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善があります。長い滑走路について具体的に何メートル以

上の滑走路を指すのかは明らかにされておりませんが、普天間飛行場の滑走路が約2740メートルであることから、同程度の長さの滑走路を指しているものだと考えているところでございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　あくまでも推測上ということですね。

次行きます。

２つ目、緊急時とは一体何を指すんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　政府は、緊急事態における飛行場の円滑な利用調整を行うため、特定公共施設利用法などの必要な法的枠組みが整っているとも説明していることから、緊急時とは、同法で定める武力攻撃が発生したとき、または武力攻撃が予測されるに至ったときが含まれるものと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　そこなんですけれども、例えば何らかの理由で嘉手納飛行場に米軍機が着陸できない場合――横風が強いとか、そういう場合ですね。やはり緊急時として那覇空港を利用していると思うんです。緊急着陸として。それでも緊急時と解されるというふうにはならないでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　議員御指摘のように、せんだってダイバートというもので嘉手納に降りれないので、那覇空港を使うということはございました。これはもうまさしく緊急時に当たると考えております。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　日本政府は武力攻撃もしくはそれに準じたときと言っていますけれども、ここで書かれているのはあくまでも緊急時としか書かれていないですし、その辺はどうかなと私は考えます。

次伺いますね。

民間施設の使用とありますけれども、これは誰が使用することを想定されているんでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　平成25年に日米両政府で合意された、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画における普天間飛行場の返還条件の中で定められた事項であることから、米軍が使用することを想定していると考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　では米軍が使用するであろうということは、県としてはそのように理解しているということで理解いたしました。

次ですね。

2025年――関連するのでちょっと伺います。2025年９月――去年ですね。米国防総省が米政府監査院に示した公式見解――今回議会でもいろいろ出ておりますけれども、これについて県はちゃんと確認されたでしょうか。それとその内容を御答弁ください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　県は、米国防総省が米政府監査院へ提出した公式文書について、米国防総省のホームページで掲載されていることを確認しております。その内容は、米政府監査院による普天間飛行場代替施設の滑走路の長さの不足を指摘する勧告に対し、米国防総省が、代替滑走路の選定は日本政府の責任であり、選定が完了するまで普天間飛行場は返還されない旨の見解を示したものとなっております。

以上です。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　ちょっと再び伺うんですけど、日本政府はこの見解に対して、日米間でもこの条件を達成困難とするような特段の問題は生じてないという見解を述べておりますけれども、その根拠は何でしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　小泉防衛大臣は、今月20日の記者会見において米国側との認識のそごは生じていないという根拠を問われておりますが、具体的な説明はなかったものと承知しております。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　具体的な説明はなかったということなんですが、過去の国会の中で日本政府は、武力攻撃等における特定公共施設等の利用に関する法律など必要な法的枠組みは既に整っているということを根拠にして、そごはないんだという認識を示していますけれども、なぜ――県は米軍と言っていますよね。米軍。日米地位協定が根拠にならない。なぜですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　日本政府によりますと、米軍の艦船及び航空機は、日米地位協定に基づき、日本国の港または飛行場に出入りすることが認められていると。その上で、国内法においては米軍の施設利用を確保するため、例えば武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律などにおいて、必要な規定を整備しているという回答でございました。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　ですから、そういう武力攻撃事態でなくても日米地位協定においては使うことができるんですよ。わざわざ範囲を狭めなくても、米軍機が利用すればそれで事足りるんですよ。だけどわざわざ日本政府がそうではない、もっと狭い領域での判断をしているというのは何か理由があるはずなんですよ。それはどうなのかということなんですね。それ確認すべきじゃないですか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　我々も、なぜ法律で定めているのかということを確認したところ、先ほど回答しました答え――基本的には地位協定で認められていると。その上で国内法を整理しているんだというような回答がございました。我々も明確に理解しているわけではございませんので、改めてまたこれは確認したいと思います。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　知事。今のやり取りいろいろ聞いていただいたと思うんですけれども、この条件の中には、ちゃんと明確になっていない部分があります。そして、日本政府と米政府の見解が明らかに違う。両政府にきちんと正すべきところは正し、また情報提供を求めるべきだと思うんですね。これ、やはり知事の見解として、知事としてやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　この米国防総省の公式文書に係る一連のやり取りについてですが、日本政府はこれまでも、辺野古への移設完了後も普天間飛行場が返還されないという状況は想定していないと繰り返し説明しているんですが、今回の米国防総省の公式文書の内容を踏まえると、日米間で本当に認識が共有されているのかということの疑問を挟まざるを得ない、これは私の正直な気持ちであります。いずれにしても、このような米国側に都合のいい話、つまり再編の話はなしだ、海兵隊のグアム移転もなしだなどのように、米側にとってのみ都合のいい話を断じて容認することはできないというのが我々の考えであります。

沖縄県としては、政府に対して、米国側の認識を含む事実関係について説明責任を改めて求めたいと思いますし、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらない現在の埋立工事も直ちに中止をして、沖縄県と対話による解決を図っていただきたいということも、繰り返しまた求めてまいりたいと思っております。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　そもそも世界で一番危険な基地であるということを言ったのは、米側ですよね。これ、米側なんですよね。それを即時に返還していただきたいと求めているのは、沖縄県民であるということですのでしっかり対応していただきたいのと、最近報道では、普天間基地の改修工事、大型の改修工事をするんだということが出てきています。せんだっての報道だと、８年から10年かけてやるんだと。この辺野古の基地も13年と言っていますけど、県としてはもっとかかるだろうという見識をされているし、私もそう思います。また報道によると、全ての費用は米側が持つ、日本は持たないということを確認しているんですよね。これを見るに当たって、米側は本当に普天間基地を返す気があるのかという疑念を持たざるを得ないんですよ。ですので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(3)番ですね。

先ほど知事の答弁にもありましたが、グアム移転。これがスムーズにいかなかったとした場合――仮定の話になってしまいますが、統合計画上、何に影響が出るのか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　仮に移転が進まなかった場合ということでございますが、平成25年４月に公表された沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画において、キャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドー及びその南側部分に隣接する区域、牧港補給地区の一部の計３区域、約204.5ヘクタールについて、在沖海兵隊の国外移転を前提としておりますので、その部分の返還に何らかの影響を生じる可能性があると理解しております。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　多大な影響があるということは分かりました。

次行きます。

１の(4)番、南西地域における日米の共同プレゼンスということで御説明いただきました。せんだっても、防衛大臣が与那国にミサイルを配備するということを発表されました。それに対して県の受け止めと、それから対応について伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　与那国の駐屯地についてでございます。防衛省は、令和12年――2030年度に与那国駐屯地に中距離地対空誘導弾部隊の配備を計画しており、来月３月２日に住民説明会の実施を予定していると承知しております。現在、同部隊の配備に向

け、用地取得や取得後の整備に係る基本検討、埋蔵文化財調査などが行われているものと認識しております。与那国町においては、平成28年に陸上自衛隊与那国駐屯地が開設され、沿岸監視隊が配備されたほか、令和６年には電子戦部隊が配備され、令和８年度には対空電子戦部隊の新編が予定されております。

県としては、自衛隊配備をめぐっては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活の影響をめぐって様々な意見があると承知しております。これらのことを踏まえて、自衛隊の配備については、国において地元の理解と協力が得られるよう一層丁寧な説明を行う必要があろうかと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　次行きます。

２番の産業振興の(3)のイなんですけれども、これは指摘で終わります。

県は20年以上バイオ産業を振興しようとして、企画部から始まって、商工労働部のほうに移って今振興されているわけですけれども、なかなか第３の柱になっていかないなというのが正直な感想です。ですけれども、先ほどあるようにポテンシャルが高いということはおっしゃっていますので、ぜひ沖縄県の次の産業の柱へと育てていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで、(4)のイなんですけれども、サポーティング産業ですね。

このサポーティング産業がなかなか育っていないということは、皆様方も認識されておりますし、それに向けて取り組まれているのも重々理解しますが、沖縄にない技術はないんですよ。どこを探しても、それは出てこないはずなので、先ほど企業訪問とかおっしゃっていましたけれども、県としてはもっともっと積極的に取り組む――以前私ＭＯＢＩＯの話をさせていただきました。委員会でも視察に行かれたと思うんですけれども、ＭＯＢＩＯは団体として一つの組織としてやられているわけですよね。特にバイオ関係のものづくりというのは、いっぱい集積されているんですよ。そういうところと沖縄県のバイオに係るものづくりをしっかりと連携させていく。企業と企業がつながれば、またその企業が沖縄県で商売になると思ったら、来てくれると思うんですよね。そういう地道な努力が必要だと思うんですね。これは域内自給率を上げるという意味においては、相反するかもしれません。しかし、それがいずれ沖縄県に来る企業になるかもしれないというのであれば、それはそれで域内自給率を上げることにつながると思うんですね。そういう取組って必要じゃないでしょうか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　今、ＭＯＢＩＯのお話もございました。県内の技術にないものを他県の技術で連携できることはないかといった御趣旨だと受け止めております。県内で製造できない製品については、幾つかそのアプローチ方法としてフェーズがあるかと考えております。まず県内企業でできるかどうかといったことがまず一つ目にあるのかなというところがございます。製造できるような単独企業が存在していないかどうか、そういったことは相談から始めまして、マッチング等でやっているものでございます。そして県内企業で連携してその製造ができないかといったところは、こういったものを造りたいという企業、それを造れるかもしれないといった企業を見つけ出していくという作業も必要になってくるかと思います。その上で、県外企業――県内では造れる企業が存在しないであるとか、またコストの面で難しい、そういったことがあった場合、県外の企業で技術を持っているところとの連携というのは十分に考えられるのかなとは思っておりますので、そういった幾つかのフェーズを見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　分かりました。

次、(6)のほうに行きます。

半導体なんですけれども、沖縄は台湾に近いということ、そして台湾というのは、半導体メーカーが数多くあります。私が提案している設計部門というのは、環境負荷はほぼほぼないという認識です。であるならば、しっかりとその設計分野を沖縄県に誘致するという目標も持ってはどうでしょうか。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　議員おっしゃいますように、環境負荷が少ないというふうには認識しているところでございます。また半導体設計業務というのは、製造工程に不可欠な大規模な土地ですとか、大量の水、そういったものを必要としない点では、本県で持っているその不利性に即した形での分野なのかなとは認識しているところです。一方で設計業務となりますと、非常に高度な専門人材が必要となってきます。ＩＴインフラももちろん不可欠になってきますけれども、その点が大きな課題と認識しておりますので、こういったところは大学等の教育機関と積極的にコミュニケーションを取りながら、そういったプログラムが

開講できるのかどうかといったことも含めまして、意見交換を――実際は行っているところですけれども、引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　当山勝利議員。

○当山勝利　議員　熊本県においては、国が10年間で何兆円という投資をするんだということで、台湾の企業を誘致したんですよね。本気で誘致するのであればそれなりの投資は必要だと思います。その辺も含めて検討していただきたいと思います。

ちょっと飛ばします。すみません。

最後の５番ですね。

環境影響評価について伺います。

環境影響評価では事業の活動の記載がないので、なくてもよいのであれば、埋立権者は供用の事業というのが分からないまま白紙委任でやることになります。どういう事業をされるか分からない、どう使われるか分からないというのであればですね。でも本当に埋立権者はそういうことで判断できるのかどうなのか。本当に、そこを埋め立てた後にどういう使われ方をするかという評価ですね。そこはどこで判断するのか伺います。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

まず、今回の方法書に対する知事意見におきましては、御指摘の供用時の活動等についても法では定められてはいないものの、それを記載するようにということで意見を述べさせていただいているところです。今議員のおっしゃる公有水面埋立てのどこで判断するのかという部分についてですけれども、まず環境影響評価法におきましては、この免許等を行う者は、評価書に対する中身等について、環境の保全について適正な配慮がなされているものであるかを審査することになっております。また、公有水面埋立法におきまして、添付書類の中の環境保全に関し講じる措置を記載した図書という添付図書においては、供用時の影響についても記載して申請するという形になっておりますので、最終的には公有水面埋立法に基づく免許等の申請の際に判断されるものと理解しております。

○当山勝利　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　おはようございます。

てぃーだ平和ネットの玉城健一郎です。

一般質問をさせていただきます。

まず１番目ですけれども、次年度の令和８年度の当初予算額は9468億円となり、今回史上最高額となりましたけどもその要因についてお伺いいたします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　一般会計当初予算が過去最大となった主な要因は、県内景気が拡大基調であることなどから、県税や地方譲与税等の増を見込んでいること、物価高、産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上への対応など、財政需要の増加に伴い、地方交付税の増を見込んでいること、いわゆる教育無償化への対応や物価高騰対応重点地方交付金の活用等に伴う国庫支出金の増を見込んでいること、各省計上予算や有利な県債など、多様な財源の活用を図っていることなどが挙げられます。また、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援、変化する社会課題へ機動的に対応するための新たな基金の設置、学校給食費の無償化支援、宿泊税導入に向けた環境整備、高齢化に伴う社会保障関係費への対応など社会経済情勢の変化を的確に捉え、必要な経費を積み上げたことにより、予算額は過去最高の予算規模となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

本当に9468億円という――大体沖縄県8000億ぐらいのイメージで予算を考えていたんですけれども、ここまで大きくなるというのは本当に私自身もびっくりしています。今回の予算額についてなんですけれども、今部長からお話がありましたが、やっぱりこの沖縄県の需要に対してしっかり合うような予算編成、そして税収の増によっての予算編成だと思います。この中で、県が努力することによってつくられた新たな財源というのはどれぐらいありますか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度の予算編成に当たりましては、沖縄振興予算に加え、各省予算と国の各種制度、基金や県債など多様な財源を積極的に活用することとしました。その結果、各省計上予算につきましては、内閣府の地域未来交付金をはじめ、文部科学省やこども家庭庁などの補助金を活用し、各種取組を計上し、予算額は41.3億円、前年度比53％増となっております。また、より財政措置の有利な県債の活用につきましては、約170億円を計上し、前年度比で約20億円の増となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

各省、特に各省庁計上強化枠の事業に関して、本当に知事以下、池田副知事も、これに関してかなり強化

をしながら、令和５年に６億円だったものが、今41億円という形で新たな財源をつくっていく。職員の努力も含めて非常に頑張っていると思います。この点について、もし御意見があればお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　ありがとうございます。

令和５年、６年、７年と、このほぼ３年にわたって各省計上予算を積極的に取りに行こうと――取りに行くといいますか、しっかりと検討を踏まえて、有利なメニューがあるのであれば、それは利用していこうということ。それから、有利な県債の発行も後年に交付税で戻ってくるのであれば、積極的にそれも積み上げていこうということで、県庁内でも各部局で本当に努力を重ねさせていただきました。今般、9468億円という過去最高の予算案を積み上げたんですが、実はこれは次年度、2026年度――令和８年度は現在の沖縄振興計画の後期に入っていくということもあり、その後期の入り口として我々は、その５年後以降をどうやって見据えて財源をつくっていくのかということも真剣に考えていかなければならない。ぶっちゃけて、――ぶっちゃけてというか、胸襟を開いて申し上げますと、一括交付金頼みにならない予算の組み方をどうするかということは、かねてからの沖縄県政の予算構造の上での非常に大きな問題といいますか、課題でもありました。ですから、その課題を克服するためには、やはり幅広い財源の獲得を自らが知見を積み上げていかなければならないということもあり、先ほどの各省計上予算、有利な県債等、今まで以上に努力をしてくれたというのが私の評価でありますし、この姿勢は、次々年度以降もなおはっきりとその方向性を獲得していきたいと考えている、今般の予算計上案となっております。

○中川京貴　議長　池田副知事。

○池田竹州　副知事　答弁の機会を頂きありがとうございます。

私自身、長年県庁の職員として内閣府との緊密な連携というのは常に心がけてきました。ただ、多くの職員が内閣府のほうだけを向いて仕事をする嫌いがあるなというのは非常に気になっていたところです。各省庁それぞれ毎年、様々な新規事業に取り組んでいます。そういったところにも、ぜひ沖縄県も他県と伍して肩を並べていただきたいということで、財源を別に確保してエントリーするというところで、それは職員の意識改革にもつながってきているのではないかと思っております。

どうもありがとうございました。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございました。

これまでの予算というのが上から来るという状況から、積極的に職員一人一人が、こういった需要に対して何ができるのかというのを考えていく県庁に変わってきたのかなというふうに非常に感じています。ぜひ次年度以降も頑張っていただきたいですし、これを引っ張っていただいた池田副知事には、本当に御尽力感謝いたします。ありがとうございます。

続きまして、今、県債や財政調整基金を活用して予算編成を行っていますけれども、この財政調整基金の残高見通しと、県債の償還が将来の財政に対して圧迫するリスクというのはどのように捉えていますか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　令和８年度当初予算におきましては財政調整基金に、地域未来基金費で66億円、給与改善費で33億円、運用益で１億円の計100億円を積み立てるとともに、令和８年度の当初予算編成後の事情変更に対応し得る補正財源として、70億円程度を確保することとしておりまして、年度末残高は現在の見込みで約172億円を維持しているというところであります。また、適正な公債管理については、新沖縄県行政運営プログラムにおいて、総合的な公債管理の推進として取り組んでおりまして、具体的には地方公共団体の財政状況を明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標である実質公債費比率や将来負担比率を成果指標として目標値を設定の上で、有利な県債の積極的な活用を図りながら適切に公債管理を進めております。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　今の話になってくるとやはり我々はまた20年、30年先の沖縄県に対しても――皆さんもそうですけれども、責任を持ってこの財政というのを考えた上で、今借金するべきことだったりとか、今やるべきこと、もしくは今後将来やらないといけないというものに関して、財政というのは非常に長期的に考えないといけないと思います。そういった状況の中で今、いわゆる世代間の負担の平準化というのを県としてどのように取り組んでいるか、御説明お願いします。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　道路、港湾など公共インフラで、耐用年数が――長期間活用するというような投資的経費につきましては、整備段階で多額の費用を要するというところもありますので、将来の住民にもその

世代に応じた恩恵というか、利益に応じて経費を分担していただくことが、世代間の公平につながるという考え方の下で、過度な負担にならないということに配慮しながら、県債を財源として世代間負担の平準化を図っているところです。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

今回の財政、9468億円で史上最高額なんですけれども、今の話を聞いている中で、やはりこの身の丈に合った財政運営というのをしながら、しっかり県民の要望に沿った状況というふうに私は感じました。この中で今回の予算編成についてなんですけれども、いわゆる知事が申し上げている新時代沖縄で、将来を見据えた経済活性化に関する取組、こういったものの戦略というのはどの事業が該当しているのか、御説明お願いします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　各分野各事業においては将来性を見据えた上での様々な投資的な財政計画を講じておりますけれども、例えば宿泊税のように、新たに県の独自の財源となるようなものについては、まさにこれから取り組んでいくその方向性をしっかりと見据えていき、それが観光分野のみならず、地域の文化でありますとか、様々な活用の在り方についても検討していけるだろうと思います。この宿泊税の導入というのは、実は新たな財源としてさらなる新税の検討が必要になってくるということも想定されておりますので、そのことを考えると、我々が交付金、交付税頼みではなく、どのような自主財源をつくり出していけるかということが非常に大きなテーマになってきますので、引き続き、この宿泊税の導入をきっかけとして、また新たな県の独自の財政計画に資するような、そういう取組を加えていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　財源に関しては、とてもたくさん聞けました。ありがとうございます。

今回ですけれども、県民の生活に寄り添ったような、物価上昇――今の県民の生活というのが、物価上昇に賃金の上昇が間に合わない状況の中で、実態生活は非常に苦しい状況にあると思うんですよ。今回の予算において、県民生活や所得向上につながるような施策、そういった県の考えというのがどのように反映されているでしょうか。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　当初予算編成に当たっては、県の政策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプトである重点テーマに沿った施策を推進することとしております。県民生活においては、子ども、高齢者、離島・過疎、医療、交通などの視点から、施策を展開することとしまして、子どもの貧困解消に向けた取組を含めた総合的な子ども施策の推進、学校給食費の無償化に向けた取組、地域包括ケアの推進、本島周辺離島の水道広域化の拡大、人材確保等小規模離島における地域社会の維持に向けた施策の推進、県立病院の経営再建に向けた取組、道路標識や街路樹の緊急的な改善対策などに取り組んでまいります。

また、強くしなやかな自立型経済の構築におきましては、県経済の成長と自立型経済の構築に向け、全産業におけるＤＸの推進や、県内企業への賃上げ支援など、県民所得の向上につながる県内企業の稼ぐ力の強化に向けた各種施策を推進してまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

稼ぐ力を推進していくこと、財源をつくりながら稼ぐ力をつくっていく。先ほど勝利議員の話もありましたバイオのお話。バイオのスタートアップの企業というのが今注目されていて、昨日ちょうどテレビで特集されていました。ぜひこういったところが活性化していって、次の稼ぐ柱になるような県の施策をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、普天間飛行場についてです。

普天間基地の継続使用に関する論文が米軍のシンクタンクのほうから出ましたけれども、この論文に関して、沖縄県の見解、どのように考えていますか、お願いいたします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　米海兵隊中佐が、辺野古新基地建設完成後も普天間飛行場を継続して使用することなどについて提言した論文については承知しております。この論文は、あくまでも個人的なものであると理解しております。いずれにしましても沖縄県としては、市街地の中心にあって住民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場の危険性の除去は、辺野古移設に関わりなく実施されるべき喫緊の課題であると考えており、引き続き、日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて普天間飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

先ほどもありましたけれども、滑走路の改修工事がこの2027年度、米軍の予算に盛り込まれるという報道がありますけれども、これまで普天間飛行場は補修という形で、ちょっとした穴とかそういったものを直すというあくまで暫定的な措置というのはあったんですけれども、今回の改修は、もう補修とは全く違って、これから先、長期的に使っていくようなものだと思うんですね。こういった改修も米軍側がやるとはいえども、沖縄県が抱えた負担の軽減だったりとか、危険性の除去と逆行する動きだと思いますけれども、これについて見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　米海兵隊が、最新の航空計画に普天間飛行場の滑走路の補修工事を実施する方針を盛り込んだことは報道により承知しております。現在、沖縄防衛局に事実確認中でありますが、当該工事が普天間飛行場の固定化につながるようなことは決してあってはならないと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

これと併せてですが、普天間飛行場はもう長期的な改修をする。米軍側では――国防省の見解では長い滑走路選定まで普天間を返還せず――これはもう日本の防衛省との見解は違うと言っていますけれども、これは非常に何か、普天間飛行場を固定化していくような流れになっているのかなというのを、私は宜野湾市民として非常に危惧しています。今この沖縄県の立場として、我々もそうなんですけれども、普天間飛行場が固定化している、そのまま使われている理由というのは、できるかどうかも分からない辺野古新基地建設にこだわっているからだと私は思います。そもそも建設に関して12年以上もかかって、また90メートルにも及ぶ軟弱地盤というのがあります。またあの予定地は、軟弱地盤地域と沈まないもともとの陸地が一緒になっています。滑走路というのは平らでないといけない。そういう状況にある中、この米軍が求めているような基準を満たすとも思えないんですね。そういった中で、このまま辺野古が唯一という考え方に固執してしまうと、普天間飛行場がずっと固定化してしまう。普天間飛行場の代替施設が完成するまで、これが利用できるまでという言い方をしながら、ずっと暫定的といえども、普天間飛行場を使い続けるという状況を、私たちは非常に危惧しています。こういった中で、この普天間飛行場の返還というのはどこからスタートしたのか、そういったところをぜひ考えてほしいです。まずは、沖縄の基地の負担軽減、そして危険性の除去だと思います。こういった原点に立ち返って普天間飛行場の問題に取り組んでいただきたいと思いますけれども、見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　まさに議員御案内のとおり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、それがスタートラインであるべきなんですね。しかしそれが辺野古が唯一の解決策という答えに一方的に導かれた。その過程においてでは、一体どことどこを比較して、例えば、簡単に言うとマル、バツ、三角をつけて、ここは適している、適していない、ここは検討の余地があるという資料があれば出してほしいということを私も衆議院議員時代に、防衛省に幾度か求めました。しかし、答えは出てきません。つまり日米間の政府で決めた、それだけなんです、出てくる答えは。しかし、我々の答えは、その答えに決して納得できるようなものではないということも申し上げてきております。なぜなら、普天間の３つの機能のうち既に２つの機能は県外に移設されたということは残る１つの機能、つまりヘリコプターやオスプレイの運用を県外・国外に移すことも検討すべきではないか、そうすれば辺野古に頼らずとも、普天間基地の早期閉鎖・返還、一日も早い危険性の除去につながるということは、私たちの明快な、政府に対して求めている考え方であります。引き続き、このことはぶれずに政府に求めてまいりたいというように思います。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ぜひよろしくお願いします。

やはり我々県民だったりとか、県議会の皆さんも含めてですが、この普天間飛行場の機能というものについて――３つの機能だったりとか、基本的な考え方ってみんな共有していると思うんですけど、どうしてもやっぱり内地という言い方は失礼かもしれないけれど、沖縄以外では、こういった基礎的なところ、どういった機能が普天間飛行場にあるのか、そしてまた沖縄の基地はどれぐらいあるのかといったものも分からない状況の中、中央の政治の部分だったり、行政の部分では、普天間が沖縄にあるから基地をそのまま受け入れてくださいみたいな、そういった状況にあると思うんですよ。そのような考え方を直していくためにも、ぜひ知事の発信というのは重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先日、これおとといぐらいもありましたけれども、普天間飛行場の下流側で、泡消火剤と思われるようなものが下水道からあふれ出てきていまし

て、これについての県の見解をお願いいたします。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　マンホールからの泡流出についてですけれども、当該マンホールを管理する宜野湾市におきましては、当日に試料を採取しておりまして、分析したＰＦＡＳ濃度について、公共用水域及び地下水における要監視項目の指針値であります50ナノグラムパーリットルより低かったことを公表しております。また先日報道にもございましたが、宜野湾市は当日に、また下水のサンプルを採取して分析するということでございまして、これに関しましてもまた約１か月程度の時間がかかると聞いております。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。
○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。
　これについてなんですけれども、宜野湾市が採取したものというのが、泡が出てきてから時間のたった下水道の水なんですね。いわゆる市民団体がこの泡そのものをサンプルとして持ち帰って、そうしたらこのＰＦＯＳの基準値を何倍も超えるような数値が出てきたというふうに出てきています。そもそも、この宜野湾市が行っているサンプルとこの市民団体が行っているサンプルが違う中で、また市が採ったサンプルというのが、この泡が出てきてから時間が経過しているサンプルなので、そもそもここの下水道――下水に関して、あれが残留しているか、汚染されているかどうかというものは分かりますけれども、泡そのものがどういったものなのか、どういった物質なのかというのは、分からないまま来ていると思います。ぜひこの泡の発生――泡が結局何なのかということを我々は知らないといけないと思うんです。これについて、市民団体はこの泡を採取して、サンプルを採っていますけれども、市民団体のサンプルだったりとか調査結果を県として取り寄せて、今後の知見に入れていくべきではないかと思いますけどいかがでしょうか。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　下水道管理者としましては、下水の水質について法令等で定められた水質であることということを確認する必要がありますので、下水道内の下水を採取して分析するということを行っております。市民団体の分析結果が報道等で出ていることは認識しておりますが、先ほど述べたように下水道管理者という立場からしては、それの追加の分析というのは現在のところ考えておりません。
　以上でございます。
○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。
○玉城健一郎　議員　では、環境部長に聞きますけれども、環境部長、普天間飛行場の周辺の土壌調査をしたりとか、このＰＦＡＳがどこから来ているのかを環境部として調べていると思います。今回の泡消火剤のものに関して、環境部として調べていく必要はないでしょうか。
○中川京貴　議長　環境部長。
○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。
　まず普天間飛行場周辺における環境部の調査につきましては、普天間基地周辺の地下水に関するものでございます。今回のものは下水道ということですので、普天間飛行場間の配管等がどうなっているかというものが確認されるべきものだろうと思っております。今回市民等が調査した分析調査結果の報道等によりますと、今現在普天間飛行場に保管され、使用された泡消火剤の成分に由来する６：２ＦＴＳという成分が検出されてないというような状況もあると認識しております。そういったことも踏まえて、いずれにしましても、県におきましては、米軍基地への立入り申請を行っておりますので、まずはその立入り申請が実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。
○玉城健一郎　議員　あまり納得があれなんですけれども、ただ今沖縄県として土木――下水道もそうなんですけど環境部としても、知事公室も立入調査だったりとか、県民の命だったり、暮らしに関わることなので、ＰＦＡＳの問題に非常に取り組んでいると思います。そもそもこの普天間飛行場の周辺で、泡が出てきていたら泡消火剤だと思ってしまう我々の感覚のほうがやっぱり本土とは違っていて、それぐらい市民自体がこの問題に関して、関心が高いと思うんですよ。こういう状況にある中、やっぱりこの担当課が自分のところではちょっと違うからとか、下水道としても、水質の問題だからそもそも泡についてはやらないとかという姿勢だと、どうしても市民からしてみれば後ろ向きだなという印象を受けてしまいます。ぜひこの問題について県として能動的に、積極的にやっていただきたいと思いますけど、どうでしょう、いかがでしょうか。どこになりますか、担当部署は。
○中川京貴　議長　土木建築部長。
○砂川勇二　土木建築部長　下水道で発生しておりますので下水道の担当として答えさせていただきますが、令和４年と７年にも出ておりまして、今回も１月、２月と連続して発生しておりますので、その原因について、直接下水道を管理している宜野湾市とこの原因究明についてどういうことができるかというの

は、意見交換しながら取り組んでいこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ぜひよろしくお願いします。

今回この市民団体が泡を調査しましたけれども、この調査結果というのもぜひ県として、公的な――自分たちの調査ではないからなかなかあれだと思うんですけれども、公的調査を補完する資料としてこれを取り扱っていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　お答えいたします。

市のほうは下水を採っていて、市民団体は泡を採っているということなんですけども、そもそも採っている物が違うというところと、分析の方法等も市がやっているものと同じなのかとかいうところも分からないところもあるので、比較できないところではございますが、結果として値が出ているということについては、参考としていきたい、取り扱いたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　よろしくお願いします。

続きまして、昨年防衛省が12月19日に発表しましたけれども、沖縄県が求めている基地への立入調査、これについて米軍の回答が出てきました。もう、読んでいてもやらない理由を書いている、もしくは非常に間違っている認識が多いなというふうに私も見ましたけれども、これについて県の見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　お答えいたします。

今回の米軍からの回答は、県が平成31年、令和２年及び令和３年に行った立入り申請に対するものであり、令和７年２月の普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査での専門家会議調査結果等は考慮されていないものでありました。県としましては現在米側から示された回答や見解について、それから、これらの調査結果をはじめ県がこれまで積み重ねてきた科学的根拠、こういったものを反映させた再度の立入り申請に向けて関係部局において検討している状況でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

本当に、反論できるところばかりで、正直、国指定の重要文化財のチュンナーガーのところの湧水の採水についてもなんですけれども、非常に何か認識が間違っているところがたくさんありまして、ぜひこれに対して反論していただきたいと思います。

あともう一つ併せてなんですが、そもそもこの防衛省が要約したものがこうやって出てきているわけですが、原文というのは実際、環境部長は見たことあるんでしょうか。

○中川京貴　議長　環境部長。

○多良間一弘　環境部長　米側の回答の原文というのを我々は見たことはございません。それで昨年――令和７年12月19日に防衛省側から、県の立入り申請の回答、米軍側の回答、これを説明された際にも、県から国に対してこの原本の提供というものを要望したところです。しかしながら国からは、今回示されているものが出せるもの全てであるというような回答でございました。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　原文を見ないと、結局米軍がどう言っているのか、どういうニュアンスで言っているのか分からないですし、防衛省が発表しているのが――これは正しいとは思うんですけれども、どういったニュアンスで言っているのか分からない状況の中で答えていくのも非常に難しいと思います。引き続きこれは求めていってほしいと思います。

最後になりますけれども、これまで普天間飛行場の問題で、固定化する問題だったりとか環境問題とか、非常に大きな問題が県民、市民に大きく出てきている中で、次年度、新年度での訪米も計画されていると思いますけれども、直接行動でやはりこういった沖縄、宜野湾市が抱えている課題だったりとか、こういった普天間飛行場の問題、ＰＦＡＳの問題について、ぜひともこれまで出てきたことを生かして発信していただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　これまでも、例えば全国でのトークキャラバンでは、沖縄における普天間基地を含めた米軍基地の問題と沖縄県の考え方を広く国民の皆さんにも情報発信し、問題・課題についての共有を図っていきたいということで、取組を進めてきております。あわせまして、訪米活動ではまた様々な議員もしくは議員補佐官との意見交換、情報交換を通じて、沖縄及び海外における米軍基地の環境に関する課題・問題についても情報共有を図ることを行ってきております。引き続き、令和８年度以降についても、ワシントン事務所については、まだまだ整理すべき課題、透明性を持って構築するべき課題がありますので、一概

にいつにできるとは言えませんが、ただ私が出張という形で、また訪米活動を行って、沖縄の基地問題、普天間をはじめ様々な課題について情報提供し問題を共有するために議員に働きかけていく、そのことは、引き続き力強く進めていきたいというように考えています。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

ぜひよろしく行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、公共交通施策についてですが、これまでの取組と令和８年度の取組をお願いいたします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県ではバス・モノレールの利用促進策、基幹バスシステムや鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を推進しております。また、今年度から公共交通の将来像を県民と描く次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に着手しているところです。加えて、令和８年度には、地域循環バス等の実証事業や小禄道路などの道路整備と一体となった交通体系の調査、連節バスの導入に向けた調査を行うとともに、需要喚起策の一環として、交通困難者を対象としたバス・モノレールの実証事業を実施するなど、様々な施策を展開してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

続きましてモノレールの延伸の検討状況お願いいたします。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　県では昨年度から今年度にかけて、公共交通の骨格軸となる鉄軌道と有機的に接続するモノレールの普天間方面への導入可能性に関する調査を行い、導入に向けた現状分析、事業費等の延伸可能性評価、課題等について整理していくこととしております。県としましては、利便性の高い公共交通ネットワークの構築が重要と考えておりますので、モノレールを含むフィーダー交通の導入可能性について引き続き検討してまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

本当に公共交通、鉄軌道ができるまでの間のフィーダー交通というのをしっかりつくりながら、県民の足として愛用されるような施策をぜひ行っていただきたいと思います。各議員からもお話ありましたけれども、やはり乗換割引だったりとか、あとは定額制にするとか、そういった料金面は県民にとっては非常に気になるところだと思いますので、ぜひその辺りの調査も引き続き行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、ラーケーション制度についてお伺いいたします。

令和７年９月から全県立学校で試行導入していますけれども、本格導入に向けた取組状況をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

県教育委員会では、昨年９月から試行的に導入した本制度について、保護者アンケート等を実施しているところであり、現在のところおおむね好意的な御意見が寄せられております。県教育委員会としましてはアンケートの結果等を踏まえ、課題の整理等を行うとともに、関係部局と連携し、令和８年度からの本格実施に向けて取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　私の知っている人もラーケーションを使ったと言っていて、使った後に、実は僕はこれ質問したんですよと話したらとても喜んでいて、非常に使いやすくて、負担もなく使えていたと言っていました。今回このラーケーションは、県立学校だけ本格導入なんですが、小中学校での導入状況――報道等ではありますけれども、導入状況と検討状況をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

市町村立小中学校におけるラーケーション制度については、現在、座間味村、伊平屋村、与那原町で実施されております。また国頭村、中城村、豊見城市、八重瀬町、渡嘉敷村、竹富町など９市町村で令和８年度中の実施が予定されているほか、それ以外の市町村においても導入に向けた検討が進められているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、各市町村へ情報提供を通じて、ラーケーション制度の導入を促してまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

続きまして、今回この県立学校の導入に併せて――やはり導入するに当たっても親御さんがお休みを取れなければ、そもそもラーケーションというのを使えなくなってしまう制度になりますので、ぜひ今回の本格導入に併せて、経済団体や企業に対して、保護者がお子さんのラーケーションに合わせて休暇が取りやすい

職場環境づくりを官民一体で呼びかけていただきたいと思いますけれども、商工労働部長の考えをお願いいたします。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

○知念百代　商工労働部長　ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を商工労働部で行っているところです。例えば、社会保険労務士等の専門家派遣によりまして、就業規則の見直し支援、そういったものをやっておりますけれども、休暇を取得しやすい環境整備に後押しをしているところです。今議員から御指摘のありますラーケーション制度の拡充に向けましては、働く保護者の休暇取得の促進にもつながってまいりますので、今のこのワーク・ライフ・バランスの普及啓発につきまして、経済団体等との意見交換、それから様々な機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　よろしくお願いします。

最後に、今回導入の目的として、ワーク・ライフ・バランスの推進だったりとか、観光の平準化というところがあると思います。その中で、県と市町村がばらばらだと、どうしても上の子は取れても下の子が取れなかったりとか、その逆があったりとかということで、県民の利便性にとっては非常に問題があると思います。ぜひ県立と市町村立、私立も含めて全県に導入するためにも、沖縄県がしっかりリーダーシップを取って全県導入を図っていただきたいと思いますけども、見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今、県内において県立で試行的に導入していると。各市町村の教育委員会においても普及してきております。観光部局としても、これをぜひ広く県内41市町村で導入していただいて、平準化に貢献するような仕組みをつくりたいと。あわせて、全国でも導入が進んでいけば、ぜひ沖縄に誘致という形で、修学旅行のような形での展開も見据えて、内部でそういう協議体をぜひつくっていきたいと、修学旅行に類似した会議体をつくって、よりステップアップした取組を強化していきたいと思っています。その中で市町村との連携も併せて強化していきたいと思ってます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、教育行政についてです。

小中学校、県立高等学校の正規職員の比率をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

沖縄県公立小中学校の令和７年度教員正規率は82.9%となっております。また、県立高等学校の教員数に対する本務者の割合は92.5%となっております。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

続きまして、今回働き方改革という状況の中で質問しているんですが、小中学校、高校の先生の採用数もお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

令和７年４月時点の公立学校における教員採用数は、小学校251人、中学校157人、県立高等学校は48人となっております。県教育委員会におきましては、教員採用制度の改革や県内外での教職セミナー及び大学生への説明会を実施するなど、引き続き教員確保に取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

この教員の働き方改革の中で、やはり人がいないということが大きな課題になっていく中、公立小中学校だったり、高校の教員の採用数が非常に増えていて、本当に私たちはほっとしています。ぜひこれを引き続き取り組んでいただいて、特に実績が増えている県外から職員を引っ張ってくるということも非常にいいことだと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について現状をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

令和７年度は、スクールカウンセラー137人を全公立小中学校399校、全県立高等学校59校及び特別支援学校20校に配置し、児童生徒、保護者等に対する相談・助言を行い、教育相談体制の充実を図っております。またスクールソーシャルワーカー22人を各教育

事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけなど、関係機関と連携した支援に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

続きまして再質問なんですけれども、沖教祖が行った県内の全公立中学校の教職員を対象とした部活動に関するアンケートについての報道がされています。この中で、部活動を担当する職員の時間外労働時間が月平均72.7時間、過労死ラインを超える月80時間以上が有効回答81件ということで４割に達していると。一方で、部活動を担当しない職員の時間外労働は平均43.8時間と、部活動が時間外労働に非常に影響しているということが可視化されています。その上で、部活動の担当が希望制ではなく、原則担任制となっていることが、大きな負担と指摘されていますけれども、今こういった現状と県教育委員会の考えをお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

学校教育における部活動については、生徒の体力や技能の向上を図る目的以外にも責任感、連帯感の涵養など、多様な学びの場として、教育的意義を有していると考えております。多くの中学校において、部活動の円滑な運営や教員の負担の均等化などを図るため、全職員で顧問を担当する体制を取っておりますが、専門外の部活動を見なければならない教職員も多く、指導体制が厳しくなっている現状があります。

県教育委員会としましては、部活動の地域展開等を促進し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、教職員の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

やはり国のほうも、この部活動に関しては、教員がする仕事ではないと明確に書いているわけで、やはりここはしっかり力を入れて、問題が分かった以上、取り組んでいただきたいと思います。実際私も小・中・高と部活動をやっていましたけれども、ここまで学校の先生に負担があったのかというのは、今回非常に分かった部分もありますし、そもそも学校の先生の本分というのは、教えることだと思いますので、授業だと思いますので、ぜひ、そういったところをしっかり力を入れていただきたいと思います。

もう一度見解をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　多くの生徒が部活動に参加していることから、円滑な運営や教員の負担の均等化などを図るために、多くの中学校で現在、全職員で顧問を担当する体制を取っております。今後は、この部活動の地域展開等も進めながら、教員の負担軽減を図っていきたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　分かりました。了解です。よろしくお願いします。続けて取り組んでください。

続きまして、働き方改革推進計画が今年度最終年度になりますけれども、成果指標に対する達成状況をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

本計画では、目標の達成状況を多面的に把握するため、３つの成果指標を設定しております。成果指標１と２は、働きやすさと働きがい、心身の健康に関する５つの項目について、教職員のアンケート結果の肯定的な回答が80％以上となることを目標としております。令和６年度の結果は、この５項目のうち、１項目のみが目標値を下回っておりますが、それ以外の全ての項目では目標を達成しております。また長時間勤務に関する達成指標３においては、月80時間を超える長時間勤務者の人数、割合とも改善傾向にあります。引き続き、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備を推進してまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

この推進計画の中でも肝となっているのが、教員の仕事を減らすことだったりとかその仕事の部分、役割を専門家に任せることを推進しています。時代のニーズに合わせた職員だったりとか人員確保が必要だと思いますけれども、県教委の考えをお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　県教育委員会では、これまで県内外での教職セミナーの開催や大学生への説明会などを実施しており、引き続き教職の魅力発信と人材の発掘に取り組んでまいります。また教員選考試験においては、人物重視の選考を実施し、人間性豊かな教員を採用するとともに、採用後も継続的な研修を行うなど、その資質能力の向上に努めてまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　部活動の地域移行も含めてですけれども、ぜひ県教委として取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、学校給食費無償化への取組の状況をお願いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

県教育委員会では、令和７年度から中学生の学校給食費の２分の１相当額を全ての市町村に対して補助しており、27市町村が無償化をしております。令和８年度からは、中学生に加え、小学生の学校給食費について、国の給食費負担軽減交付金を活用し、基準額である児童１人当たりの月額5200円を補助することとしております。基準額を超過する市町村への支援については、国の制度の詳細や市町村の状況を確認しながら、県の対応を検討してまいります。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　すみません。今のところちょっと気になったんですよ。5200円を超える市町村というのは県で把握しているところありますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　この令和７年度でありますけれども、5200円を超える市町村は、12市町村ございます。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

県としてもしっかりこの無償化の取組、超える部分に関してどのようにしていくのかだったり、市町村に一義的には責任があると思いますけれども、財政的にいろんなところがありますので、県としても協議に協力できるところは協力していただきたいと思います。

続きまして、６のハンセン病についてです。すみません、このハンセン病のシンポジウムなんですが、私参加する予定だったんですけれども、どうしてもちょっとできなくなってしまって申し訳なかったです。この第２回沖縄県ハンセン病問題シンポジウムのディスカッションについてですが、浮かび上がってきた課題をお願いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。シンポジウムで共有された課題についてお答えします。

県が主催した２回目のハンセン病問題シンポジウムは、去る２月８日の日曜日に行われまして、当事者、家族を含め約150名の方が参加いたしました。パネルディスカッションでは、人権を考え守る学びの場をつくるためにというテーマで、元患者家族が受けてきた偏見・差別の体験や、学校現場におけるハンセン病問題を通した人権学習の取組が紹介されました。その中でファシリテーターからは、ハンセン病問題に係る全国的な意識調査の紹介がされまして、これまでの啓発や学習は知識の習得が中心であったため効果的ではなかったという指摘や、人権学習に取り組んでいる学校の先生からは、身近にいる当事者の直接の語りが自分事として人権を考えるきっかけになること、学習の機会を提供している学芸員の方からも、教師も一緒に学んでくれることが大切であることなどが述べられ参加者全体で共有されたところです。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

このハンセン病の問題に関して、やはり教育だったりとか――もう、そもそも支えていくことも重要なんですけれども、社会として。やっぱりこれを知っていくことだったりとか、差別をなくしていくこと、また教育の部分でも非常に重要になってきていて、本当に教育長もこの問題について取り組んでいただいているという話は聞いています。ぜひこれを――やはり過去の話ではなくて、今も続いている差別だったりとか間違った施策の問題なので、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、このハンセン病問題に関しての今後の対応をお願いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　県ではハンセン病問題を通して、一人一人の人権を守る大切さを学び、社会について考えることを目的に、平成29年度から県教育庁と連携して、小・中・高校を対象にした人権講演会を開催し、対象校種を順次拡大しているところです。

県としましては、引き続き当事者や専門家による人権講演会の開催、啓発パンフレットの作成等に取り組

むほか、令和４年度から立ち上げています沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会の意見を踏まえつつ、現在愛楽園で実施しています教員向け講座の受講案内や、今回のシンポジウムのアーカイブ配信などの取組を拡充し検討していきたいと思っています。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして７番、最後ですけど、ＨＩＶ対策についてですけれども、何度も私これ質問していますが、沖縄はＨＩＶ、いきなりエイズが多かったりということで、沖縄の中でも結構大きな問題だと思います。こういった中で、今のＨＩＶ対策について、エイズの問題について、対策と令和８年度の取組、またＨＩＶ、性感染症対策に係る計画の作成についてお伺いいたします。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　お答えいたします。

沖縄県では、エイズを発症した状態でＨＩＶ感染が判明した者の割合が約６割を占め、全国平均よりも高い水準となっております。いきなりエイズという、その呼び方をすることもありますけれども、先日の協議会でもそういう言葉の話じゃなくて、早期発見ができていないために発症して見つかっているんだということで、早期診断につながる検査がやはり重要ということを今共有しているところです。令和８年度は検査機会の拡充のため、令和７年12月から開始した郵送検査を、通年で実施できるよう調整をしております。また、国のエイズ予防指針等の改正を踏まえ、各種対策を総合的に推進していくため、ＨＩＶ及び性感染症対策に係る本県独自の個別計画の作成に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　玉城健一郎議員。

○玉城健一郎　議員　ありがとうございます。

通年でこの郵送検査ができることは、非常に担当課の職員の皆様ありがとうございます。今回知事の所信表明でも、このエイズの問題、ＨＩＶの問題が取り上げられたというのは非常にいいことだと私も思っています。糸数部長、今年で御異動されるということですけれども、これまでこのハンセン病の問題に関しても、ＨＩＶの問題に関しても、部長として、本当に職員時代からずっと取り組んできた問題で、ここまで前に進んできた。まだ課題はありますけれども、進んでいる状況に本当に感謝を申し上げます。引き続きこの問題というのは、まだまだ根深い問題がありますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

〔瀬長美佐雄　議員登壇〕

○瀬長美佐雄　議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

一般質問を行います。

まず、さきの衆議院選挙の結果を受けて、多くの方から怖いと言われました。高市総理が目指す軍拡政治、長射程ミサイルの配備、憲法改憲、スパイ防止法、非核三原則の見直しなど、どれも沖縄を戦場にする方向であります。その県民の不安を共有するものです。同時に言われたのが、「玉城デニー知事を守らんといかんよー」と。「イッター　ハマリヨー」とも言われました。軍事力増強より平和外交の推進でこそ安全・安心できる沖縄なのだと県民が確信を持てるかどうかが重要だと思います。知事、引き続きタゲーニチバラナーヤーサイ。

それでは質問に行きます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄を戦場にさせないために。

ア、安保関連３法の前倒し改定に県民の不安が高まる中、知事の所信表明で建白書と新建議書に込めた平和への思いをかなえるよう、全身全霊で取り組むと記しています。所信表明で示した知事の思いと決意、日本国憲法との関わりも伺います。

イ、辺野古新基地問題では、知事が行った処分が国によって取り消された。地方自治をゆがめる裁定的関与について、全国知事会と連携して国に見直しを求めるべきではないか。知事の見解を伺います。

ウ、米国防総省の米政府監査院（ＧＡＯ）への公式回答文書は、辺野古新基地が完成しても代替となる滑走路が選定されなければ普天間飛行場は日本に返還しないと報道された。普天間基地返還を求める県民の願いを踏みにじるものであり絶対に許されない。日米両政府に抗議すべきです。

エ、特定利用空港・港湾指定は、自衛隊の軍事使用を日常化し、米軍の使用も可能になるのではないか。沖縄を標的の島とするものであり反対すべき。見解を伺います。

(2)、「軍隊は住民を守らない」が沖縄戦での教訓ではないか。沖縄戦前と同じ戦争準備体制が進められ

ている。沖縄戦研究の成果を踏まえた平和事業の強化が求められます。新年度の取組を伺います。

(3)、米軍訓練水域・空域の使用実態と漁業者への影響を伺います。訓練水域・空域の廃止の取組を強化すべきです。見解を伺います。

(4)、知事が就任以来、ＳＤＧｓを推進し、ＳＤＧｓ未来都市に選定され全国の先進県と評価されています。新年度に自発的自治体レビューを国連に提出する内容と意義、この間の成果及び今後の計画を伺います。

(5)、基地は経済発展の阻害要因であることを示す基地返還跡地の経済効果の現状、最新の数値を求めます。

(6)、ワシントン事務所再開に向けた取組を伺います。

２、平和構築・平和地域外交の推進について。

(1)、戦後80年事業の成果、新年度に継続し発展させる事業等を伺います。

(2)、国際機関やＡＳＥＡＮの会議誘致、連携を求めてきました。現状と今後の取組を伺います。

(3)、南米事務所開設の目的、期待される効果と課題を伺います。

(4)、沖縄県地域外交人材育成事業の目的、期待される効果と課題を伺います。

(5)、沖縄県平和ガイド人材育成事業の目的、期待される効果と課題を伺います。

(6)、北東アジア地域自治体連合への正式加盟を目指す取組と加盟の目的、期待される効果、課題を伺います。

３、中小企業支援について。

(1)、物価高騰の中、海外輸出大企業優遇の制度を改善し、消費税の一律減税が必要と思うがどうか。インボイス制度は廃止すべきです。インボイス制度による県内中小零細事業者の課税状況、次年度の課税・納税に不安の声があり、インボイス制度の個人タクシー事業者等への影響を伺います。

(2)、奨学金返済に苦しむ若者が多い。奨学金返還支援事業の拡充が求められます。新年度予算額等を伺います。

４、農林水産業振興について。

(1)、気候危機は深刻であり、食料自給率向上、食料生産増産を抜本的に強化する必要があるのではないか。主食である県内産の米の生産を増産し、米作農家への支援強化策を伺います。

(2)、畜産農家支援の強化について。

ア、今年度の取組状況、県の独自対策予算の執行状況を伺います。

イ、新年度予算の沖縄県畜産生産基盤強化支援基金事業を伺います。

(3)、サトウキビ振興に重要な課題である、ゆがふ製糖工場の建て替えの促進を求めます。新たに設置する沖縄県糖業・農業振興基金（仮称）の目的と期待される効果についても伺います。

５、沖縄県文化振興基金事業の今年度の取組と新年度予算での取組を伺います。

６、県立芸術大学のセクシュアルハラスメント問題は、深刻であり看過できません。同大卒業生有志による再発防止等の取組が行われています。沖縄県としての見解、ハラスメント再発防止、根絶のため第三者による調査や対策を大学と共に取り組むべきではないか伺います。

７、我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

○中川京貴　議長　ただいまの瀬長美佐雄議員の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時４分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

午前の瀬長美佐雄議員の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)、自発的自治体レビュー（ＶＬＲ）を国連に提出する意義・内容等についてお答えいたします。

沖縄県は、ＳＤＧｓを先導的に取り組む自治体として、令和３年５月ＳＤＧｓ未来都市に選定され、沖縄県ＳＤＧｓ実施指針で掲げた沖縄県独自の優先課題を柱とするおきなわＳＤＧｓアクションプランを策定するなど、先行的な取組を推進しております。これらの取組により、おきなわＳＤＧｓプラットフォーム会員は約1880に達し、ＳＤＧｓを推進するパートナー登録や認証団体等が1000団体を超え、これらの団体による地域課題の解決に向けた取組も全県的に展開されております。現在、これまでの取組を総括し、モニタリングで蓄積されたデータの分析・評価を通じて客観的な成果と課題を可視化した自発的自治体レビュー

（ＶＬＲ）を作成しており、次年度の国連提出に向けた取組を進めております。都道府県単位では、東京都に次ぐ全国２番目の策定となり、国内でも先行的な取組となります。今後は、ＶＬＲの策定を機に、沖縄県独自の歴史、風土に根差し、平和を希求する沖縄らしいＳＤＧｓを国内外へ発信し、新たなネットワーク創出や取組のさらなる強化につなげ、持続可能な社会の構築と恒久平和の実現に貢献してまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、知事提案説明要旨における知事の決意等についてお答えします。

建白書は、沖縄県議会、市町村、市町村議会、各会派代表者などの連名で、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設の断念などを求めたものであり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還の実現を求める多くの県民の強い願いが込められています。また、新建議書は、復帰当時の先人達の願い、今を生きる私達県民の思いを踏まえ、自立型経済の構築及び基地のない平和の島の実現、日本国憲法に掲げる理念の追求に向けた不断の取組、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成など、復帰50年に向けた平和への強い思いが込められています。知事提案説明要旨においては、これら２つの文書に込められた思いを再認識し、基地問題の解決や平和で豊かな沖縄の実現に向けて全身全霊で取り組む知事の決意を表しております。

次に、同じく１(1)イ、裁定的関与の見直しについてお答えいたします。

県は、裁定的関与を認める現行の法制度は公平公正なものとは言えず、憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化する極めて重大な問題を生じさせるものであると認識しております。このため、令和３年度に全国知事会に裁定的関与の見直しを提言し、以後、同会の提言書の中に盛り込まれ、政府に提出されているところです。また、令和６年４月に開催された、全国知事会の特別委員会では、知事が直接、沖縄県の認識及び提言を述べるなどしており、全国の知事の皆様にも問題を共有していただいているものと考えております。

県としましては、今後とも、全国知事会等と連携し、政府に対し、裁定的関与の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

同じく１(1)ウ、米国防総省の公式文書に対する見解についてお答えいたします。

米国防総省が米政府監査院へ提出した文書について、小泉防衛大臣は、今月20日の記者会見において、日米間の認識に全くそごはないなどの発言をしておりますが、現在まで県への具体的な説明はありません。いずれにしましても、このような米国側に都合のよい話は断じて容認できません。県としては、政府に対し、米国側の認識を含む事実関係について改めて説明責任を果たすよう強く求めてまいります。

同じく１(2)、平和事業に関する新年度の取組についてお答えいたします。

令和８年度の平和関連の取組については、戦後90年、100年を見据えた長期的な視点に立ち、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）について本年６月をめどに策定することとしております。あわせて、同ビジョンの実現に必要な財源として、新たな基金の設置に取り組むとともに、国際平和研究機構（仮称）の創設に向けた取組、戦争遺跡群の保存・活用、核軍縮及び核兵器廃絶の取組を推進してまいります。また、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するため、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保などの取組を推進するとともに、平和祈念資料館の展示更新に向けた取組等を進めてまいります。

同じく１(3)のうち、米軍訓練水域・空域の使用実態等についてお答えいたします。

米軍の訓練水域及び訓練空域での演習については、沖縄防衛局を通じて、演習を行う予定の水域及び空域の名称、日数等が通知されております。しかしながら、具体的な訓練・演習の内容などは通知されないため、訓練の実態は確認できておりません。米軍の訓練水域での演習については、漁業者への影響が大きいことなどから、県はこれまで、日米両政府に対して、使用実態の公表も含め、訓練水域・空域の大幅な削減を求めており、本年１月にも、小泉防衛大臣に対して要請を行ったところです。

同じく１(6)、ワシントン事務所再開に向けた取組についてお答えいたします。

県としては、米国における駐在機能は引き続き必要であると考えており、高い透明性を確保した新たな体制で再スタートできるよう、様々な体制を比較し検討してきたところです。米国における駐在機能については、地域外交の推進など、平成27年度当時との状況の変化を踏まえ、基地問題のみならず、経済・観光・文化、ウチナーネットワークの継承・発展、南米における取組との連携など、幅広い分野での活動を担うことを想定しております。引き続き、関係部局の長から

なる委員会における検討や、専門家への相談等を通じて、高い透明性を確保した体制の構築に取り組んでまいります。

次に２、平和構築・平和地域外交の推進についての中の(1)、戦後80年事業の成果と新年度事業についてお答えいたします。

県では、戦後80周年平和祈念事業として、40事業に全庁体制で取り組んでおり、これらの取組を通じて、多くの県民の平和を考える機会を創出するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信できたものと考えております。令和８年度は、国内外の平和関連施設等との連携強化によるネットワーク形成や新たな平和学習による次世代への継承など、これまでの成果を踏まえた施策をさらに発展させてまいりたいと考えております。

同じく２(2)、国際機関やＡＳＥＡＮ会議の誘致、連携についてお答えいたします。

国際機関の誘致については、長期的な視点で協力関係を築いていくことが重要と考えております。ＡＳＥＡＮ関連会議の誘致については、外務省ＡＳＥＡＮ代表部等へ誘致の可能性についてヒアリングを実施するなど、誘致に向けた取組を実施しております。また、ＡＳＥＡＮとの連携については、昨年７月に駐日ベトナム大使による講演会を那覇市内で開催したほか、ＪＩＣＡ草の根事業を活用し、カンボジアにおける平和博物館の設立に向けた取組を実施しております。引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、ＡＳＥＡＮ関連会議等の誘致、連携について取り組んでまいります。

同じく２(4)、沖縄県地域外交人材育成事業についてお答えいたします。

令和８年度の新規事業として当初予算案に計上している沖縄県地域外交人材育成事業は、地域外交による平和構築や相互発展、国際的課題の解決に貢献する人材を育成するため、学生等若年者に対し、国際的な視点を涵養する機会を提供することを目的としております。次年度は、ハワイ州、韓国済州特別自治道、サイパンやグアムへ学生等の派遣を検討することとしております。

同じく２(5)、沖縄県平和ガイド人材育成事業についてお答えいたします。

平和ガイドは、戦争体験者が減少する中、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承する上で重要な役割を担っておりますが、体系的な研修や学習支援の仕組みが十分でないことなどから担い手不足が課題となっています。このため、令和８年度当初予算案で計上している沖縄県平和ガイド人材育成事業では、平和ガイドの育成・確保を図ることを目的として、学習カリキュラムの構築や人材育成に係る支援を行うとともに、活動実態の把握に向けた調査を行うこととしております。県としては、本事業を通じ、将来にわたり安定的に人材が確保される持続可能な平和ガイド体制の構築に取り組んでまいります。

同じく２(6)、北東アジア地域自治体連合への正式加入の目的等についてお答えいたします。

北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）は、日本14自治体、韓国16自治体、中国15自治体、モンゴル22自治体、ロシア18自治体、北朝鮮２自治体の６か国87自治体などが参加する国際機関であり、北東アジア地域全体の共同発展を目指し、世界平和に寄与することを目的とするものです。ＮＥＡＲへの加入は、北東アジア地域の自治体とのネットワークが構築できるなどの大きな意義があると考えております。

以上になります。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のエ、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して、優先的に配分したかを明らかにすることは予算制度上困難であるとのことであります。県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、米軍の訓練水域・空域における漁業者への影響についてお答えします。

ホテル・ホテル訓練水域や鳥島射爆撃場水域などでは、連日訓練の実施計画が立てられていることから、当該海域への立入りが制限されております。そのため、漁業者においては、操業できる海域が狭まるだけでなく、漁場間の移動にも大きな制約を受けております。

次に、４、農林水産業振興についての(1)、水稲農家への支援策についてお答えします。

県では、水稲農家への支援として、本県に適した優良品種の選定及び種もみの増殖普及、二期作における泡盛原料としての加工用米や紫黒米等の栽培技術開発及び実証、ジャンボタニシなど病害虫防除対策、県産米の販売促進による消費拡大、経営所得安定対策の推進などを実施しているところであります。さらに、令和８年度当初予算に沖縄県水稲・小麦等安定生産支援モデル事業を計上し、水稲の作業受委託や、共同営農に必要な田植え機、収穫機の導入及び共同育苗費等を助成することとしております。

同じく４の(2)のア、令和７年度における畜産農家支援などについてお答えします。

長引く飼料価格高騰等により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。このことから、県では、令和７年度においても、飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等に対する継続的な支援として、補正予算も含め、総額52億円を予算措置し、現在執行しているところであります。引き続き、関係団体等と連携し畜産農家の経営安定に取り組んでまいります。

同じく４の(2)のイ、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金事業についてお答えします。

県では、中長期的な視点かつ年度に捉われない柔軟な事業執行を推進するため、畜産生産基盤の強化等を目的とした新たな基金を創設することとし、令和８年度当初予算に約20億円を計上しております。当該基金では、優良種畜の導入やゲノムを活用した改良など県独自の施策を実施してまいります。引き続き、当該基金を活用し、本県畜産業の生産振興に取り組んでまいります。

同じく４の(3)、ゆがふ製糖工場の整備及び沖縄県糖業・農業振興基金についてお答えします。

県では、ゆがふ製糖工場の整備について、２月補正予算で所要額を措置したところであり、市町村、ゆがふ製糖株式会社、沖縄県さとうきび農業協同組合などと連携し、同工場の整備を進めてまいります。

沖縄県糖業・農業振興基金は、サトウキビの生産をはじめとする糖業及び農業を一体的に振興し、機動的かつ持続的な支援を行う目的で設置いたします。当該基金も活用し、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げる目標の達成に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)、駐留軍用地返還跡地の経済効果の現状等についてお答えいたします。

県では、駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査結果を平成27年に公表しており、既返還の３施設を合計した活動による直接経済効果は、返還前の89億円に対し、返還後は2459億円と約28倍になると試算しております。また、返還予定の５施設を合計した活動による直接経済効果は、返還前の501億円に対し、返還後は8900億円と約18倍になると試算しております。当該経済効果は公表から約10年が経過しており、次年度に更新調査を実施する予定であります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、平和構築・平和地域外交の推進についての(3)、南米事務所開設の目的、効果、課題についてお答えいたします。

県では、沖縄と南米のウチナーンチュとの間で、文化活動や経済等の情報を共有し、相互の交流・発展につなげることを目的に、ブラジルでの沖縄県南米駐在員事務所（仮称）設置に取り組んでおります。今後は、駐在員を通じて、現地との連絡調整・情報収集、県人会活動支援等の業務を実施することで、本県と南米社会の相互発展につながることを期待しております。

県としては、駐在員活動の実績、現地県人会の意見等を踏まえつつ、連絡体制の拡充を検討するなど、南米各国との連携強化を図ってまいります。

続いて５、沖縄県文化振興基金事業についての(1)、文化芸術振興基金の取組についてお答えいたします。

県では、文化芸術の担い手育成、社会全体で文化芸術の振興を支える観点等から、令和６年度に文化芸術振興基金を設置しました。令和７年度は、文化芸術振興審議会での議論等を踏まえ、40歳未満の若手を対象とした脚本コンテストの開催や首里城復元の機運醸成への支援を行っております。令和８年度は、新たなテーマに基づく文化芸術団体等への支援、脚本コンテストの優秀作品の舞台化による人材育成、首里城復元の機運醸成への支援などについて取り組んでまいります。

続いて６、県立芸術大学のセクシュアルハラスメント問題についての(1)、県立芸術大学のハラスメント問題についてお答えいたします。

県立芸術大学は、令和３年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、同法では、法人の自律性・自主性を尊重することとされております。大学では、本事案に関して、外部専門家による調査委

員会を設置して調査を行っており、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。

県としては、引き続き、大学の自律性・自主性に留意しつつ、現状、課題、再発防止策などについて意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　３、中小企業支援についての(1)、消費税減税とインボイス制度への対応についてお答えします。

消費税の減税については、国において、飲食料品にかかる消費税を２年間に限り、ゼロ税率とする検討を加速する方針が示されたことから、国の動向を注視してまいります。消費税の課税状況については、沖縄国税事務所資料によると、個人事業者の令和６年度の消費税申告件数は２万3652件で前年度から2074件の増、納税額は99億6400万円で前年度から15億8400万円の増となっております。また、小規模事業者への負担軽減としては、令和８年度税制改正において、事務負担への配慮が必要な個人事業者を対象に、納税額を売上げにかかる消費税額の３割とすることができる経過措置が新たに２年間講じられます。県としましては、同制度が中小企業者等に与える影響等を踏まえながら、引き続き必要な支援等について、全国知事会を通して国に要望してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　３、中小企業支援についての(2)、奨学金返還支援事業の実績及び次年度の取組についてお答えいたします。

本事業は、県内中小企業の人材確保・定着を目的に従業員へ奨学金返還支援を行う企業に対し、県独自に補助を行っております。令和６年度は65社を支援し、今年度は１月末現在で75社の申請を受け付けております。令和８年度は、今年度の実績を踏まえ2580万円を計上し、企業及び従業員にとってメリットが大きい代理返還を推奨するほか、周知・広報のための費用を増額しています。引き続き、奨学金返還支援事業の利活用促進に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

まず初めに質問５、沖縄県文化振興基金事業について、先ほど答弁がありましたが、今後の基金の活用で新たな事業化、あるいは支援策などの展開ができないか、知事の思いがあれば伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　令和６年度設置いたしました文化芸術振興基金ですが、令和７年度、８年度それぞれ取り組むテーマと、さらには新たなテーマに基づく文化芸術団体等への支援などを行っていくという予定であります。なお、教育庁のほうでは、例えば学校の部活動、クラブ活動などの県内の大会あるいは全国大会などでは、支援のその方向性が出ていますけども、例えば、この文化芸術振興基金を活用するという観点からすると、学生たちの取り組んでいるその努力の姿勢と向上心の養成への援助などに鑑みて、例えばダンス、演劇、バンドスタイルなどで取り組んでいる学生たちの全国大会参加の際の、またその参加の渡航費などについても、基金から活用できないかということも検討していきたいと思います。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　ありがとうございます。それができたら本当にすばらしいと思いますので、ぜひ実現の方向でお願いいたします。

次に質問４の農林水産振興に係る質問を伺います。

私はこの間の畜産農家支援について、沖縄県の努力は本当に高く評価しています。

ただ先ほど具体的に今年度どういう事業で、畜産に限って言えば、どういう支援をしていくんだという答弁がなかったのかなと思います。それについて答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

基金事業の具体的な内容でございますけれども、具体的には、優良種畜の導入、ゲノムを活用した改良、畜産環境対策、家畜衛生対策及び自給飼料増産対策など、令和８年度から令和12年度までの５か年間で総合的かつ効果的に支援を実施するということで、計13事業、約20億円を基金事業として検討しているところでございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　国の支援はどうなのかと問いたいと思いますが、まず、物価高騰で発動する国の制度

の改善を生産者の皆さんも求めたと思いますが、改善されたのか端的にお答えください。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時51分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　国の配合飼料価格安定制度については、令和５年度第４四半期以降、補塡が発動されておりません。このことから県では、関係機関と共に、飼料価格高騰対策に対する制度の見直し等について国へ要請を行ってまいりました。また県では独自の飼料価格高騰対策として、令和４年度から令和７年度まで、約48億3000万円を措置しており、令和８年度におきましても、約12億8000万円を措置しております。引き続き、国の制度の見直しを求めるとともに、畜産農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　次に、国家予算に占める農業の予算の割合、予算額、この間の推移について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

国における農林水産関係の予算は、平成17年度当初の２兆9672億円から、平成23年度当初の２兆2712億円まで減少傾向にございましたが、近年は横ばいで推移しており、令和７年度当初は２兆2706億円となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　大分さかのぼりますが、農林水産予算は４兆円を超えた時期もありました。それからいうと大幅な後退です。

続きまして、世界の農業政策は農家の所得を補塡し、あるいは価格補償も行い、農業生産を継続してもらう努力が行われています。畜産農家の経営継続のため、農家団体と意見を聞いて国に求めることが重要ですが、伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　国は、所得補償ということではございませんが、畜産農家の経営安定と再生産の確保を図るため、肉用子牛生産者補給金制度など、各種事業を実施しております。しかし、県内の畜産農家はやっぱり厳しい経営状況が続いているということから、県では関係団体と共に、畜産経営安定対策について国に要請を行っております。引き続き、関係団体等とも連携し、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　昨日の知事の島袋大議員への答弁で、新たな支援策の検討を具体化すると、前向きに検討するんだと答えました。価格が下がったときに発動する、それでも約７割しか補償されない制度がありますが、新たな基金を活用して、さらに補塡の上乗せ、実質的な赤字をゼロにするという検討もかなわないのか、それについて知事の見解を伺いたい。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　この畜産生産基盤強化支援基金につきましては、令和８年度から基金を当て込んでいきながら、生産基盤を支えていく。ゲノムの開発とそれを導入した、いわゆる優良母牛の導入ですとか、あるいは、様々な畜産関係について、それぞれの業界において、その要求・要望がいろいろとこれまでにも寄せられてきていると認識をしています。ですから、新たな緊急的な対応、それから中長期でしっかりと基盤を構築するための対応等々それぞれ検討し得るということもありますので、部局においてもしっかり検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　よろしくお願いします。

次、質問６、県立芸大のセクシュアルハラスメント問題について質問します。

１点目は、これまで法人移行前と移行後で何件ハラスメント事案が起こり、どのような対処がされてきたのかを伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

法人移行前に懲戒処分が行われた事案は７件で、評議会を中心に調査が行われ、懲戒処分の場合は、学長が沖縄県知事に申し出て、知事が処分を行うことになっておりました。移行後は、令和６年度に１件ハラスメント事案が発生しており、学内で全ての手続が取られ、学長が処分しております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　２点目ですが、文化観光スポー

ツ部長の先日の答弁では、構造的な問題だという見解・認識が述べられました。その認識について伺いたいと思います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

芸術的な指導を追求する過程で、絶対的な上下関係を背景とした師弟関係による強い関係性が生じやすい点が構造的な問題ではないかと考えております。このため大学では、特に個人指導について、組織的な指導体制の構築を検討していくとしており、その在り方についても意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　３点目ですが、2013年、経済労働委員会では乙第57号議案停職処分取消等請求事件の和解等について審議されていまして、モラルハラスメントに係る職員の処分について、県立芸大における対応の件なのですが、仲村未央議員の質疑に対し、当時の部長答弁で、沖縄県立芸術大学の在り方検討委員会で様々提言がされてますし、ガバナンスの改善も検討しているというところだと答えています。その後その検討どおり対応が改善されたのか、その改善を受けて、法人に移行するという中ではそれも引き継がれたということなのか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

法人化前の県立芸術大学では、学長を中心とした評議会で実質的な意思決定を行う反面、経営主体は沖縄県であったため、庁内の調整に時間を要し、学長のリーダーシップが発揮しづらいという課題がございました。また、大学単体としての予算・決算や貸借対照表がなく、経営成績が分かりづらいということの課題もありました。このために全国的な法人化以降の状況も踏まえつつ、県立芸術大学の在り方検討委員会の提言を受けて、令和３年４月から公立大学法人として運営してきております。この間、学長を中心にガバナンスの強化が図られてきたものと認識しております。また、先ほどの当時の平成25年の経済労働委員会で当時の文化観光スポーツ部長が、こう述べております。大学側でのしっかりとした仕組みがまず必要で、その上で文化観光スポーツ部としても、これまで以上に連携はしっかりとしていかないといけないと。この当時の県の考え方を踏まえまして、今般私が直接学長と意見交換をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　セクシュアルハラスメントの根絶を願う県立芸大卒業生有志の皆さんによる、大学関係者のネットアンケートが行われていまして、そこにはセクハラ、パワハラ、アカハラ等が過去から現在も続いている、明らかに性暴力と思われる事案もありました。その内容については、ぜひ入手して確認されてほしいのですが、卒業生有志の皆さんは、在学中の学生が置かれている環境を思うと苦しいんだと。未来の沖縄の伝統芸能文化を継承し発展させていく人材をセクハラで傷つけ、将来の夢が終わるようなことがあってはならないと。自らもやはり県立芸大を卒業したという誇り、プライド、それが傷つけられているんだと。だからこそ根絶まで頑張っている、その思いに応える必要があると思います。この卒業生の思いを真摯に受け止めて、再発防止、根絶に全力を尽くす必要があると思いますが、どう取り組むのか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県としては一連の報道について大変憂慮しております。当然ながら、大学においてはハラスメントはあってはならないものと認識しております。一方で大学では現在、外部専門家による調査委員会で事実関係を調査中ということでありますので、引き続き、大学の自律性・自主性に留意しつつ、ハラスメントが二度と起こらないような環境整備について、意見交換を続けていきたいと考えております。また、現在陳情者である芸大ＯＢの方々と日程調整を含めて、事務的な調整を行っているところであり、早ければ来週にでも、直接私がお会いしてお話を聞きたいと思っています。その際はＯＢの方々の思いをしっかりお聞きしながら、より実効性のあるハラスメント対策の在り方などについて、意見交換を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　この件については、沖縄の伝統芸能文化というのは、文字どおり沖縄が誇れる――それを養成する担い手育成の機関でこういうことが行われているし、以前から、なかなか解決できないということがあります。

知事に伺いますが、やっぱり沖縄の誇れる伝統芸能文化の育成機関でこういうことが起こっていると同時に、講師や社会的な立場の皆さんの関わりの中で、現状でも、ちまたではある問題だと、解決しなければな

らない。ですから知事に確認したいのは、こういうことは絶対あってはならないんだという毅然とした知事の姿勢を示す必要があろうかと思いますし、今後こういう伝統芸能文化に関わる皆さんの在り方という点で、知事の見解が伺えたらと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　専門的な分野で後継者を育てる側の指導者、そしてその指導を受ける側から特殊な信頼関係が生まれるのは非常に大切なことだと思います。ただ、それが、その関係を越えて抑圧的あるいは圧力的であったり、あるいは、ある種自分の考え方にこそ従うべきだといったような、旧来の誤った指導法にとらわれているところがあると専門家の方々も指摘をしております。今般、県立芸大では、組織的な指導体制をしっかりと内省を含めて構築していきたいというようなことも伺っておりますし、また、我々県庁においても、パワハラ、モラハラ、セクハラなどハラスメントについては、常に、公僕として社会にどうあるべきかというようなその姿勢もまた問われているのではないかと、我々は常に考えております。ですから、そういう点からしても、やはり、良好な社会を形成するためには、そのようなハラスメントを一掃するという思いをそれぞれにしっかりと構築して、良好な対人関係、人間関係、ひいては社会における信頼関係を醸成していくことがやはり望ましいというように考えております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　よろしくお願いします。

続きまして質問１、知事の政治姿勢についての(1)アについて伺います。

まず、新建議書の県政における位置づけについて伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　お答えいたします。

新たな建議書は、復帰から50年経過した現在においても残されている課題、有識者との意見交換会における基地の整理縮小や沖縄から平和の発信、経済的自立発展などを求める意見、県民意見募集において寄せられた県民が望む将来の姿などを踏まえ、問題の解決及び県民が望む沖縄21世紀ビジョンで描く将来像の実現を図る観点から取りまとめた重要なものであると位置づけております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　その新建議書の中で、復帰措置に関する建議書いわゆる屋良建議書なのですが、その中で米軍基地と沖縄県民との関係性、復帰の県民の思いなど、どのように記述されているのか伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　該当箇所を読み上げる形でお答えします。

「復帰措置に関する建議書」においては、県民の福祉を最優先に考え、「地方自治権の確立」、「反戦平和の理念をつらぬく」、「基本的人権の確立」、「県民本位の経済開発」等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれております。同建議書においては、沖縄の米軍基地は、「民主主義の原理に違反して、県民の意思を抑圧ないし無視して構築、形成されてきたものであり」、「その基地の存在が県民の人権を侵害し、生活を圧迫し、平和を脅かし、経済の発展を阻害している」と指摘し、基地の島としてではなく、「基地のない平和の島」としての復帰を強く望むことが明確に記されております。

以上が記述されております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　まさに今日に続く現状だと言わざるを得ないと思います。

そこで、沖縄県の戦前、米軍統治下、復帰後の沖縄振興計画による今日の発展の経過を学ぶ上でも重要な文書となっていると思います。県民に周知することも大事ですし、県の職員研修でも活用すべきだと思います。復帰後世代の人口比、県職員に占める復帰後世代の状況も併せて伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　新たな建議書については、県のホームページで公表し周知を図っているほか、県内の市町村や図書館へこの建議書を配布するとともに、県の広報誌などでも広く周知を図っているところです。

また、県人口に占める復帰後に生まれた者の割合は、直近の令和２年の国勢調査に基づいた算定でございますが、57.3%と見込んでおります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　県では平成29年度から新採用職員等を対象に、平和を希求する心や公務遂行の精神を学び、次世代に継承することを目的として、沖縄戦の実相を学ぶ研修を実施しております。また今年度は、新採用職員を中心に希望者を募り、県庁壕での研修、島守之塔の清掃活動を実施しました。現在実施している新採用職員研修、県庁壕研修などにおいて、新建議書に込められた思いを再認識し、平和で豊かな沖

縄の実現に向けて活用してまいります。

また、令和７年４月１日現在の知事部局における復帰後生まれの職員は、3431人で割合は82.5％となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　ありがとうございます。

もう復帰前の状況が分からないというのが多勢になっていると、県の職員もそうです。そういう状況の中で、新建議書自体の活用は本当に有用だと思います。

次にイについてですが、辺野古新基地建設をめぐり住民訴訟が行われています。住民の訴訟においては、一部の住民に原告適格が認められましたが、沖縄県が行った裁決の取消抗告訴訟ではどうだったのか伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　お答えいたします。

県の埋立変更不承認処分に対する国の裁決の取消しを求めて県が提起した取消抗告訴訟においては、法定受託事務に関して、行政不服審査法及び地方自治法は、原処分をした県が抗告訴訟により裁決の適法性を争うことを認めていないとされ、県は取消訴訟を提起する資格を認められませんでした。

以上です。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　県が埋立て承認を撤回した理由を改めて伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　裁決の取消抗告訴訟において、県は、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶＢ27地点において、力学的試験を実施していないことなどから災害防止への配慮が不十分であることや、埋立て事業の実施がジュゴンに及ぼす影響、あるいは、サンドコンパクションパイル工法の実施に伴う地盤の盛り上がりが環境に及ぼす影響について適切に情報が収集されていないことなどから、環境保全への配慮が不十分であることなど、沖縄防衛局が行った埋立変更承認申請の内容は、公有水面埋立法の要件に適合しておらず、県の不承認処分における判断に瑕疵はないということを主張してまいりました。

以上です。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　沖縄県の敗訴といっても実質審理されてないんだと、門前払いでしたということだと思いますが、地域住民による住民訴訟と住民訴訟における埋立事業の実質審理に対する県の見解を伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　辺野古の新基地が完成することで、健康や生活環境に係る著しい被害を受けることを訴えている辺野古周辺の住民の方々にとって、国の裁決が取り消されるか否かは重大な問題であると考えております。裁判所においては、住民の方々の声に耳を傾け、適切に判断されるよう期待しております。

以上です。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　次に１の(6)、米国防総省の米政府監……。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○瀬長美佐雄　議員　１の(6)ですが、国民・県民を欺いたもので許せないと、公式回答については思いますが、ただこのことを考えると、ワシントン事務所の駐在がいれば、タイムリーに情報収集し、県民の怒りを発信することができたのかなとも思います。その点でワシントン事務所の駐在の必要性及びこれまでの成果と早期開設への決意を伺います。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　ワシントン駐在は、駐在していた10年間で延べ6000人以上の方々と面談を行い、沖縄の基地問題の解決に向けて精力的に働きかけを行ってきたところです。その結果、例えば2020年６月の米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案の関連資料に辺野古新基地建設へ懸念事項が記載され採決されたことや、昨年12月にも、2026年会計年度国防権限法に係る合同説明報告書及び下院の附帯報告書に、沖縄における軍人による犯罪防止等について盛り込まれたところでございます。これらはやはり大きな成果だと考えております。これらも踏まえて、今後とも引き続き、駐在の在り方等については検討していきたいと考えております。

○中川京貴　議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長美佐雄　議員　１の(3)について、米軍の訓練に伴う漁業関係者への連絡、具体的な対応がどうされるのか、操業できない日数の実態及び操業ができないための損失について伺いたいことと、併せて駐留米軍に対して訓練水域・空域の提供をしている同盟国があるのか伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　米軍訓練の実施に当たっては、沖縄防衛局が県と関連団体宛てにメールとファクスで連絡を行うこととなっております。米軍訓練水域に伴う漁業者への損失補償については、関係法令等に基づき、防衛省から漁業者等に対し補償金が支払われております。なお沖縄防衛局によりますと、令和５年度の漁業補償金は約３億2900万円、漁業見舞金が約５億4900万円、合計で約８億7800万円となっております。

○中川京貴　議長　以上です。

○瀬長美佐雄　議員　提供国は答えるのかと思ったけど、なかったね。ありがとうございます。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時18分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟　議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派立憲・無所属の会、仲宗根悟です。

一般質問を行いたいと思います。

チカグルヌワカンチャーヤー、ナマヌワカンチャーヤーと、今どきの若い者はというウトゥスイ方、あるいは先輩の方々がよく使う言葉で耳にすることもたくさんあろうかと思うんですけれども、これはもう世代間の価値観の違いでそういうふうに言うんだろうなと思って、先輩方から見ると自分たちが若い頃はそうではなかったよと。何しているのか今の若い者はと戒めに近いような、チカグルヌワカンチャーヤーというような使い方があるのかなと思っていますけれども、いつの時代からそういう言葉が出たんだろうと先輩方にお聞きしましたら、ウレー、ローマ時代から使っているはずよというようなお話でした。もう古くからそういうことがあるんだろうなと。もちろん、世代、世代で物事の価値観は違うわけですから、それだけまた世の中も変化しているわけですから、この変化に応じた年寄りになりたいなと思っています。何を話したいかというと、私はこの逆バージョンで、近頃の若い者が非常に頑張っているなと、非常に勤勉だなというところをかいま見ることがありました。近頃まで学生でしたので、今の学生は非常に勤勉で休み時間もしっかりと学習に取り組んでいるというところを見せていただきました。私たちの頃の大学では、授業をサボって映画を見に行ったり、あるいは学校の近くの――あの頃アレンジボールというのがありました。パチンコ屋さんのそばに。そのアレンジボールに明け暮れていて、非常に遊ぶのに一生懸命で大好きだったように覚えていて、最近の学生というのは非常に勤勉だなというのがまず一つです。あと一つは、読谷村では図書館が昨年10月にオープンしました。もう毎日いっぱいです。これは先輩方から生徒、学生、そして児童まで幅広く使われていて、ここでもしっかりと学習している姿を見るんですね。非常に今の若い者は頑張っているなという思いでした。

本題に戻りますが、１月の末に高校の出前講座に参加させていただきました。場所が読谷高校ということもありまして、我が会派では読谷高校の出身は僕一人だったものですから、早速、ワンタマシヤサヤということで、参加させていただきました。２年生、17歳です。50年前の僕は17歳です。50年ぶりに高校の教室に入りまして、その子たちといろいろ意見を交わしながら――８組までありましたので８名の議員で対応して。６テーマありまして、その６テーマを８グループに分けて発表していただきましたけれども、調査から、グループでディスカッションをしながらまとめ上げ、そして最後の発表まで、物すごいボリュームでしているなということで、これもまた私感心させられました。だから、近頃の若い者はすばらしいなと。最後はこうです、最後の時間は体育館で２年生全員が集まって全体的な感想を述べるんですけれども、それぞれ受け持った議員の方々も感想を述べました。そして総括というところで、出身校ですからヤーンカイ任せたということで私のほうで行きましたら、中川議長が本当は参加するはずだったんですが、常任委員会の視察の関係で読谷高校に来られないということで、Ａ４用紙にぎっしりと書いた彼のメッセージをぜひ読んでくれと託されました。総括は３分以内となっていましたけれども、彼のを読むだけでもう５分ぐらいかかるんじゃないかと思うぐらい、中川議長が学生の頃はこうでしたよと、やんちゃなほうでしたとまでしっかりと書いてありました。どれぐらいやんちゃだったかというのは、もう帰って親御さんに聞いてくださいねという内容です。そこに時間を費やしたわけですけれども、いろいろ子どもたちと接して――もうやがて孫の世代ですよね、僕らからすると。非常に有意義な時間を過ごしたなと……。

ダーヌーヌ話ヤタガヤ。

そういうことでまとめたいと思います。

以上で終わります。

それでは、本題に入りましょうね。

１、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、令和８年度の県政運営について誰一人取り残さない沖縄らしい社会の実現に向けた決意を述べられました。改めて最重要課題への取組を伺います。

(2)、県内陸上交通の大きな課題と位置づけています、中南部都市圏の交通渋滞や公共交通空白地域などの解消に向けた将来像を描いた次世代交通ビジョンおきなわの策定に取り組むとしておりますが、その内容を伺いたいと思います。

(3)、令和７年の入域観光客数も過去最多と好調に推移しているとあります。高市早苗首相の台湾有事をめぐる存立危機事態発言を発端に、日中関係が悪化しているとしています。中国本土から日本への観光客が減少しているとするが、中華圏の旧正月の春節期間中も渡航自粛で来日客が激減していると言いますが、本県への影響はどうか伺いたいと思います。

２、基地問題について。

(1)、嘉手納飛行場でＦ35Ａステルス戦闘機がすさまじい爆音を響かせ離発着及び上空旋回訓練を繰り返しています。生活破壊そのものであります。米軍の運用に傍観姿勢の政府に憤りを禁じ得ません。県の対策と対応を伺いたいと思います。

(2)、伊江島補助飛行場の補修工事終了後、２月３日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が強行されました。日米合意をなし崩しにする米軍の姿勢は許されるものではありません。県の対応を伺いたいと思います。

(3)、辺野古新基地が完成しても普天間飛行場は維持すべきとの諭説を現役米海兵隊員が発表しています。しかもその中で辺野古に建設中の代替施設は、長さも運用能力も及ばないとしています。普天間基地返還８条件が整わなければ返還できないとする稲田朋美元防衛大臣の国会答弁もあるように、普天間返還の唯一の解決策との政府見解は欺瞞でしかないと思います。県の見解を伺いたいと思います。

３番目は農林水産業の振興についてであります。

(1)、本県の目指す魅力と活力ある持続可能な農林水産業を実現するための施策を伺いたい。

(2)、基幹作物であるサトウキビの生産向上の取組や担い手の育成など、重要な課題であります糖業振興をどのように推進するのか伺います。

(3)、多様なニーズや気候変動に対応した新品目・品種、生産技術の開発・普及、おきなわブランドの確立などの取組を伺いたいと思います。

４番目は、ワーク・ライフ・バランスの推進についてお聞きをします。

(1)、県庁、県立病院、教職員における職員の超過勤務の縮減や過重労働解消に積極的に取り組むということについて伺いたいと思います。

５番目の我が会派の代表質問との関連について。

喜友名智子議員の４、沖縄経済の現状についての中の(2)、県内の中小零細事業者支援について伺いたい。県の企業立地支援対象と実績についての中の、中城湾港新港地区での企業立地の現状はどのようになっているのか。そして、今後の産業集積地の計画はどのように考えているか。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　仲宗根　悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、最重要課題への取組についてお答えいたします。

県政の取組につきましては、誰一人取り残さない沖縄らしい社会の実現に向け、全て重要なものであると考えています。例えば、子どもの貧困対策を含めた子ども施策などのあらゆる世代への総合的な支援、物価高に対応した様々な分野における生活者支援、事業者支援、持続可能な観光地の形成に向けた国内外の観光需要の持続的な確保、外需の獲得と域内循環の活性化による県内企業の稼ぐ力の強化、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定、小規模離島を含めた地域社会の維持と離島・僻地の医療提供体制の確保、サトウキビをはじめとする糖業・農業の一体的な振興や畜産生産基盤の強化、老朽化した水道施設の更新をはじめ、社会基盤の計画的な整備・補修など、交通安全と沿道景観の形成に向けた緊急的かつ集中的な道路環境の改善対策、自然環境の保護・保全や国立自然史博物館の設立誘致に向けた取組、地域外交の推進によるアジア太平洋地域の平和の構築や相互の発展、ＰＦＯＳ等の低減化に向けた取組、首里城復興の節目としての記念事業の実施など、いずれも最重要の施策と言えると思います。沖縄を取り巻く環境が変化する中において、重要性を増した課題、新たな課題、直面する課題などなど、沖縄県は様々な課題を抱えています。私はこうした様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　１、知事の政治姿勢について

の中の(2)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）についてお答えいたします。

県では、中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しております。本ビジョンでは、県民や各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、基幹交通インフラや公共交通ネットワークを含む公共交通の将来像の構築やその実現のための課題の整理、必要な取組の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、中国からの観光への影響についてお答えいたします。

昨今の日中関係の影響により、一部航空路線の欠航、クルーズ船の寄港キャンセル等が生じておりますが、直近12月の外国人観光客数は過去最多となっており、影響は限定的となっております。

県としては、春節期間中の渡航自粛の影響を注視しつつ、東アジア、東南アジアに加え、欧・米・豪からの戦略的な誘客に取り組むなど、特定地域に偏ることなく様々な国や地域からの誘客を促進し、持続可能な観光地づくりの実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　２、基地問題についての中の(1)、嘉手納飛行場での航空機騒音についてお答えいたします。

嘉手納飛行場では、常駐機に加え国内外から飛来する外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われるなど、地域住民の生活に甚大な被害を与え続けております。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、引き続きあらゆる機会を通じ、軍転協等とも連携し、航空機騒音をはじめとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

同じく２(2)、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

県としては、パラシュート降下訓練は、ＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。しかしながら、昨年12月に伊江島補助飛行場の滑走路の修繕が完了したにもかかわらず、今月、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施されたことは、到底受け入れられず極めて遺憾であります。このため、去る２月４日に特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に強く抗議したところです。引き続き、日米両政府に対して、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を実施しないよう強く求めてまいります。

同じく２(3)、米海兵隊中佐の論文に対する見解についてお答えいたします。

米海兵隊中佐が、辺野古新基地完成後も普天間飛行場を継続して使用することなどについて提言した論文については承知しております。この論文は、あくまでも個人的なものであると理解しております。

いずれにしましても、沖縄県としては、市街地の中心にあって住民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場の危険性の除去は、辺野古新設に関わりなく実施されるべき喫緊の課題であると考えており、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて普天間飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　３、農林水産業の振興についての(1)、魅力と活力ある持続可能な農林水産業を実現するための施策についてお答えします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化、担い手の育成・確保と経営力強化、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進、成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備などの７つの施策に取り組んでおります。引き続き、魅力と活力ある持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(2)、サトウキビの生産振興についてお答えします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、関係機関等と連携して生産振興に努めているところであります。具体的には、農業法人等受託組織やオペレータなど担い手の育成強化、ハーベスタなどの導入による機械化の推進、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進、土づくりのための堆肥や緑肥などの支援などに取り組んでおります。引き続き、市町村、ＪＡ等関係機

関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、多様なニーズや気候変動に対応した品種開発等についてお答えします。

県では、多様なニーズや気候変動に対応するため、基腐れ病に強く肉色が濃い紫のカンショ沖育19－１や、台風被害を軽減するパインアップル沖農Ｐ17を育成しております。また、太さや硬さなど加工品質に優れ高水温耐性を有するモズク株を選抜しております。その他、県産優良種雄牛の造成、アグー種豚の改良、クルマエビ、ヤイトハタなどの生産安定技術の開発にも取り組んでおります。引き続き、地域資源を最大限に生かした農林水産物のブランド化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　４、ワーク・ライフ・バランスの推進についての(1)のうち、知事部局職員の時間外勤務縮減等の取組についてお答えします。

知事部局では、所属長による職員の勤務時間の適正な把握、業務の効率化等に引き続き取り組むとともに、ノー残業デーの設定、終礼の実施、県庁ライトダウンなどの取組を通して定時退庁を促しております。長時間勤務が生じた際は、各所属において要因を分析し、業務分担の見直し等に取り組んでおります。令和６年度に月45時間を超えて時間外勤務を命じられた職員数は延べ2403人と前年度から254人、9.6％減少しております。引き続き、時間外勤務の縮減や働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光　病院事業局長　４、ワーク・ライフ・バランスの推進についての(1)、病院事業局職員の時間外勤務縮減等の取組についてお答えします。

病院事業局においては、時間外労働の上限規制や勤務間インターバルなどの医師の働き方改革に取り組むとともに、職員の労働時間をシステムで見える化することにより勤務実績の適正管理を図っております。令和６年度の職員１人当たりの時間外勤務時間数は月15.6時間となっており、前年度比で1.3時間減少しております。引き続き、医師労働時間短縮計画に基づくタスクシフト等の推進や看護提供体制の見直しなどの業務効率化を推進し、時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　４、ワーク・ライフ・バランスの推進についての中の(1)、教職員の長時間勤務縮減等の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和６年度から令和８年度までを集中取組期間と位置づけ、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に具体的な項目を掲げ、働き方改革の全県的な取組を推進しております。令和６年度の月80時間を超える長時間勤務者の月平均の割合は、令和元年度と比べ、市町村立学校で3.7ポイント減の1.8％、県立学校で1.8ポイント減の2.1％であり、改善傾向にあります。引き続き教職員が心身ともに健康で、働きやすさと働きがいを実感できる環境整備を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　５、我が会派の代表質問との関連についての(1)、中城湾港新港地区の企業立地状況についてお答えいたします。

県はこれまでに、中城湾港新港地区へ既存市街地から企業を移転再配置するとともに、製造業等の臨空・臨港型産業や情報関連産業などの生産性の高い企業を誘致してまいりました。この結果、令和６年度時点で同地区には271社の企業が立地し、7373人の雇用が創出されております。また、同地区の工場用地の分譲成果としましては、９割を超える用地が利用されております。

県としましては、引き続き県内企業の支援を行いながら、産業振興を図ってまいります。

同じく５の(2)、今後の産業集積地の計画についてお答えいたします。

県では、市町村と産業用地の確保に向けた意見交換や情報共有を行うとともに、不動産業界と連携し、民間が保有する産業用地の情報収集に取り組んでおります。市町村における具体的な計画としましては、糸満市が真栄里地区において、令和10年度の分譲に向け約24ヘクタールの産業用地整備を進めております。また、うるま市では上江洲・仲嶺地区において、令和11年度の分譲に向け、約15ヘクタールの産業用地整備を進めております。今後とも市町村や民間との連携により、産業用地の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　御答弁ありがとうございました。

それでは順を追って要望ないし再質問したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初の県政運営についてなんですけれども、県政運営にとってはどれを取っても重要な施策と捉えています。沖縄21世紀ビジョンの実現、そして物価高騰を受けての産業経済、教育、そして福祉、医療の支援施策を柱としているということで、非常に理解をいたしましたし、またいろいろな課題についてもどうぞ取組を進めていただきたいと思います。これは要望ですね。

(2)番目の陸上交通の課題なんですけれども、これまでも交通渋滞緩和策には、マイカーから公共交通にシフトすべく施策を展開してまいりましたが、バス利用の促進もなかなか利用率が上がらないと。そしてまた観光客の増加によるレンタカーも増えてくると。道路整備も追いつかない状態で渋滞緩和策をどうするのかというところが非常に大きなテーマでありました。次世代交通ビジョンおきなわに期待したいところでありますけれども、この施策の積極的な取組が今回表れてきたのかなと思います。我が会派の當間盛夫議員も、この交通政策についてはすごいエネルギーを注いでおりますので、ぜひとも執行部の皆さんにもいま一度この意気込みを聞かせていただきたいなと思います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほど企画部長から答弁をさせていただきましたが、中南部都市圏の交通渋滞の解消、これはもう待ったなしの状況がずっと続いていると思います。先般、民間企業が算出をいたしました経済を失っている――逸失の金額ですけれども、平均時速が――特に、中部から那覇に向かう幹線道路が混雑をしている。それが毎時10キロという速度で計算すると、この間の失われている金額が1450億円、これが５キロになると、その倍の3000億円になる。つまり、それだけの利益といいますか時間的な利益もそうですけれども、我々がまちづくり、都市空間において、果たして現在の状況のままで車が減っていくのを待てるのだろうかということを考えると、もうこの公共交通に関して、それぞれの事業者も含めて連携した取組がもう待ったなしの状態であるということは、議員も御存じのとおりだと思います。ですから、県民や各種ステークホルダー等と連携・協働すること、そして様々な角度から県民の皆様の御意見を拝聴させていただいて、取り得るべき緊急的な対応、中長期的な対応というように、その取り組む手段を明確に県民に示しながら、県民にも御協力をいただきながら、その取組をしっかりと進めていきたい。そのために、令和８年度は交通戦略推進課を新しく立ち上げて、そこに現在３つの部局にまたがっている交通政策をまずは一元化するところから始めていき、将来鉄軌道を導入するに当たっては、準備室の開設も含めて今度は市町村の協力も仰いでいくというように、しっかり目に見える形にしていきたいというように考えています。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　この問題、多くの議員の皆さんに取り上げていただいて、それほど最重要課題の一つかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたい。期待をしておりますので、よろしくお願いします。

(3)番目ですね。

高市首相発言の11月以降にも、中国本土からの航空便やクルーズ船のキャンセルが発生したということで、少なからず観光に影響があったのかなと思っています。玉城県政は、琉球王国時代からこのアジア諸国との友好関係を築いてきた歴史を踏まえて、独自のソフトパワーを活用した国際的な地域間協力を推進しております。地域外交を推進し友好関係を構築していくのは、非常に大事な取組と感じております。その点、地域外交をどんどん推し進めてほしいと思うんですけれども、この辺についてもいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　アジアとの関係につきましては、台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であるということで、県民の生命財産を守り、沖縄の振興発展を図る上でも不可欠であると認識しております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう冷静かつ平和的な外交、対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えており、この考え方につきましては、先日、来沖しました小泉防衛大臣にも知事から申し上げたところでございます。

県としましては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄の地域外交の重要な役割と考えており、このため観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤として、様々な交流を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　よろしくお願いします。進めます。

基地問題なんですけれども、この嘉手納飛行場の騒音問題、周囲の皆さんはこれ爆音と呼んでいます。すさまじい、けたたましい、そして殺人的な爆音と言っているんですね。生活環境の破壊、身体的な苦痛、そして健康被害、何とかしてほしいという周辺住民の叫びなんです。しかるべき対応をぜひお願いをしたいと思います。

議長、休憩。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時55分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲宗根　悟　議員　よろしくお願いします。

伊江島補助飛行場の運用が再開されても、なお嘉手納飛行場の飛行場使用が常態化しています。このパラシュート訓練ですね。嘉手納基地の使用をめぐって日米合意が私はもうほごにされていると思っています。それに関連して、この合意をしたにもかかわらず、嘉手納飛行場の中の基地使用をめぐって、旧海軍駐機場が使用されていると。移転に20年以上も要請をしながら、非常に嘉手納町長が頑張って、やっとの思いで2017年に移転にこぎ着けたのに、またこういう使用がされているから、たまったもんじゃないんだということなんです。この日米合意、どのような合意だったのか、公室長ぜひ述べてもらえませんか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　経緯と合意内容を御説明いたします。

嘉手納飛行場の旧海軍駐機場については、1996年――平成８年12月に取りまとめられたＳＡＣＯ最終報告における騒音軽減イニシアティヴの一環として、約20年後の平成29年１月に新たな駐機場へ機能移転が実現しております。

その内容としましては、まず１つ目に、嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移動する。２つ目に、嘉手納飛行場におけるＭＣ130航空機を平成８年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転するということでございます。

以上です。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　公室長が今述べたような合意がなされたにもかかわらず、こういった状況が続いていると。もうこの基地のある町長、それから住民にとってはたまったもんじゃないよというのがもう本音なんですよね。爆音は来るわ、合意に反するわということで、この基地使用をめぐってはぜひ政府のほうへしかるべきアクションを起こすべきだと思って――次の普天間の問題もそうです。しっかりと頑張っていただきたいと思います。どうでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　議員御案内のとおり、航空機が旧海軍駐機場を使用するということはＳＡＣＯ最終報告における騒音軽減イニシアティヴの趣旨に明らかに反するもので、到底容認できるものではございません。県は、政府に対し累次にわたり旧海軍駐機場における航空機の使用を行わないよう求めてきたところであり、引き続き軍転協あるいは三連協とも連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて同飛行場の航空機騒音等の負担軽減を求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次、農林水産部長にお伺いしたいんですけれども、研究機関で開発され――先ほどいろんな開発されたものということで紹介がありました。その中で読谷としては、６次産業へつなげていった紅芋――基腐れ病に強い品種開発で新しいもの――沖育19－１と言っていましたよね。これ以前、前門前農林水産部長からも自信を持って開発しましたよというお知らせがありましたけれども、こちらも現場でお話を聞きますと、新たな課題が出てきたということなんですけれども、そういった課題をしっかりと克服できるような研究をしっかりと続けて開発に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。何かありますか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

今御案内ございました沖育19－１でございますけれども、「紅つよし」という名称で今普及に取り組んでいるところでございます。新たな課題が出てきていると今議員からお話がございましたけれども、そういった課題につきましては、農業改良普及センターですとか、現場を指導する普及機関あるいは農業研究センター、あるいは国の農研機構とか、そういったところとも連携しながら、しっかり地域での課題とかそういったものには、研究等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟　議員　よろしくお願いします。

次は、ワーク・ライフ・バランスの推進についてなんですが、こちらは働き方改革に力を注ぐという点でも非常に取り組むべき課題の一つかなと思います。学生たちにやはり魅力であるような職場、そういった環境であってほしいと思っているんです。学生たちと接する機会が多かったものですからいろいろお話を伺いますと、「県庁ですか。先生方は教職員ですか。」という答えが返ってくる。次の答えはもう何を言わんとしているか聞かなくても分かると思いますが、そういった学生たちに魅力があるような職場環境づくりを県庁挙げて頑張っていただいて、志望する職場の第１位にこぎ着けるような内容でぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。これは要望です。

あともう一つ要望なんですが、商工労働部長。

中城湾港新港地区の工場用地の分譲が９割近い、そして雇用も大分創出されているというようなお話を伺いましたけれども、もう少し目を向けてほしいところが小規模事業者の方々への支援なんです。これに応えていただきたいと。小規模でどのぐらいの立地が必要なのかというところで、どうも大きいところしか御案内いただけなくて、これは大き過ぎてかなわないというような小規模事業者の皆さんに、ぜひ市町村だとか、あるいは商工会、商店街と連携を取りながら、きめ細かい支援ができるような体制づくりも私は必要なのかなと。県にもそういったすぐアドバイスができるような仕組みづくりが必要じゃないかなと感じました。ぜひその辺のところもお酌み取りいただきながら頑張っていただきたいと思います。これも要望です。

以上、終わります。ありがとうございました。

○中川京貴　議長　20分間休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時30分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲村未央議員。

〔仲村未央　議員登壇〕

○仲村未央　議員　皆さんこんにちは。

そろそろお疲れの時間かもしれませんけれども、先ほど、うちの会派長から冒頭いろいろありまして、読谷と中川議長の話に夢中になっておりましたので、会派のことについて少し触れたいと思います。

この議会から私どもは立憲・無所属の会として、２名、當間盛夫さんそして大田守さん含めて、７名で始動をしております。そして立憲の名前が会派名に入ったのは久しぶりで、その背景には當間盛夫先輩議員が何としても、野党第一党なんだからしっかりと立憲の名前入れて会派にしなさいという激励があったことで、改めてこの名称でスタートをしております。しかし今回の選挙、まさに野党が大敗を喫しましたので、様々課題、検証が続いておりますが、いずれにしても立憲民主党は、また平和主義と立憲主義に立って、多様性の尊重、それから共生社会の実現に向けて歩みを進めてまいりたいと思いますので、引き続きの御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

アメリカ、ロシアの間で唯一残っていた新戦略兵器削減条約が先月失効をしました。世界の核兵器の約９割を持つ両国間の戦略核、これを法的に制限する枠組みが冷戦後初めて消滅をしたということで、核軍拡競争にいよいよ歯止めがかからなくなるのではないかという懸念が今世界を覆っております。本定例会において、所信で玉城デニー知事は戦後90年、100年を見据えた恒久平和に貢献する沖縄ビジョンの策定を表明されました。とりわけ、非核三原則の堅持、グローバル・アライアンスへの参加を強調されたことはいつのときにも増して一層の意味を持つものと考えております。

質問をいたします。

１(1)、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加について、広島、長崎両県知事から要請がある中、日本は参加を見送り続けています。政府の対応について知事の所見を伺います。

(2)、2030年に終了するＳＤＧｓの次の開発目標に核兵器廃絶を組み込むことを目指すグローバル・アライアンスへの参加の意義と広島県等との連携、今後の取組を伺います。

２、沖縄観光の推進体制強化と観光宿泊税の活用について。

(1)、第６次沖縄県観光振興基本計画において、世界から選ばれる持続可能な観光地を具体化する指標が示されています。目標値と達成状況を伺います。

(2)、観光客数500万人、700万人、900万人に達した年度における観光収入、１人当たり消費額、観光事業者平均年収、経済波及効果等を伺います。

(3)、該当年度におけるＭＩＣＥ客数（件数）推移を伺います。

(4)、同じくレンタカー台数の推移を伺います。

(5)、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向けた推進体制の現状と課題を伺います。

(6)、沖縄観光コンベンションビューローの役割――立案、調査分析、ブランディング、マーケティン

グ、関係省庁・地域との連携、危機管理体制の構築、人材育成等、これが役割だとされていますけれども、ＤＭＯとしての機能強化策、人材育成に資する観光宿泊税の活用について取組方針を伺います。

３、県道20号線拡幅事業について。

(1)、事業の進捗率と課題、今後のスケジュールを伺います。

(2)、渋滞が課題となっている沖縄市高原交差点の改良、右折車線の設置について取組を伺います。

４、我が会派の代表質問との関連で伺います。

喜友名智子議員の質問項目３の(2)、県職員の欠員数について過去３年の推移と、同じく過去３年の公社、外郭団体等への出向者の人数を伺います。

それから當間盛夫議員の質問項目２の(6)、バス路線の最適化について、県主導の取組を伺います。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

非核三原則の堅持、核軍縮及び核兵器廃絶の取組についての１の(1)と１の(2)、核兵器禁止条約への政府の対応とグローバル・アライアンスへの参加についてお答えいたします。なお、１の(1)と１の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

我が国は唯一の戦争被爆国であることから、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し、国際社会を主導するため、核廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。沖縄県がグローバル・アライアンスに参加し、核兵器廃絶を国際社会に訴えることは、恒久平和の実現に貢献していく上で、大きな意義があると認識しております。現在、早期の加入に向けて、事務局を務める広島県と調整を進めているところであり、私と広島県知事との意見交換も併せて行いたいと考えております。加入後はグループの一員として、ポストＳＤＧｓにおいて核兵器廃絶が国際的な目標として位置づけられるよう、国際社会に働きかけるとともに、広島や長崎と連携した共同事業の実施により、核兵器廃絶に向けた機運の醸成や人材育成などにも取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　２、沖縄観光の推進体制強化と観光宿泊税の活用についての(1)、持続可能な観光地形成に向けた目標値と達成状況についてお答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向けた目標値を、社会の視点、経済の視点、環境の視点から設定しております。令和13年度の目標値と令和６年度の実績値は、社会の視点では県民の幸せ感は目標値90％に対し実績値47.6％、観光業従事者の満足度は80％に対し68.8％、観光客の満足度は80％に対し70.9％で、いずれも目標値に達しておりません。経済の視点では観光収入は目標値1.2兆円に対し実績値9821億円、人泊数は4200万人泊に対し3036万人泊、観光事業者20代の平均年収は280万円に対し286万円、役職者の平均年収は448万円に対し453万円で、順調または既に目標値に達しております。

同じく２の(2)、観光客数の増加に伴う観光収入等の推移についてお答えいたします。

観光客数500万人の平成15年度は、観光収入3754億円、１人当たり消費額７万3831円で、観光収入等は暦年値、平均年収は統計未整備のため算出しておりません。観光客数700万人の平成26年度は観光収入5342億円、１人当たり消費額７万4502円、平均年収256万円です。観光客数900万人の平成29年度は観光収入6979億円、１人当たり消費額７万2853円、平均年収294万円です。各年度に近接する時点で算出した経済波及効果は、平成16年度6903億円、27年度１兆249億円、29年度１兆1700億円です。

同じく２の(3)、ＭＩＣＥ開催件数、参加者数、経済効果についてお答えいたします。

県では、平成26年からＭＩＣＥ開催実態調査を実施しており、観光客数500万人の平成15年は統計未整備のため算出しておりません。観光客数700万人の平成26年は、ＭＩＣＥ開催件数1023件、参加者数30万9340人、経済効果約169億円です。900万人の平成29年は、ＭＩＣＥ開催件数1209件、参加者数49万3651人、経済効果約227億円です。

同じく２の(4)、レンタカー台数の推移についてお答えいたします。

レンタカー台数は、平成15年度１万1895台、平成26年度２万8124台、平成29年度３万7327台です。

同じく２の(5)、推進体制の現状と課題についてお答えいたします。

第６次沖縄県観光振興基本計画に基づく施策については、沖縄県観光推進本部や沖縄観光推進戦略会議において、施策の実施、進捗の確認を行い、推進しているところです。県としては、観光振興施策の評価検証、新たな施策展開への取組に当たっては、裾野が広

い観光産業の様々な意見を集約し、合意形成を図ることが課題と認識しており、今後は行政と民間の協議の機会創出が重要だと考えております。

同じく２の(6)、ＯＣＶＢの役割と機能強化に資する宿泊税の活用についてお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローは誘客、受入れ、地域活性化、人材育成、危機管理等に取り組むとともに、広域連携ＤＭＯとして、多様な関係者との合意形成、ブランディング、受入れ体制整備等の役割を担っております。このため沖縄観光コンベンションビューローの機能強化は、沖縄観光の振興にとって重要であると認識しております。県としては、引き続き、関係部局と連携しつつ、宿泊税を含む必要な財源の確保に努め、沖縄観光コンベンションビューローの体制強化を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二　土木建築部長　３、県道20号線拡幅事業についての(1)、胡屋泡瀬線の進捗等についてお答えいたします。

県道20号線は、胡屋交差点から高原交差点までの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として整備を行っているところであり、令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約49％となっております。取得済み用地の管理については、雑草対策等を適宜実施し、適切な管理に努めております。今後は高原交差点の整備に向けて、用地取得に取り組んでいく予定であります。

次に同じく３の(2)、高原交差点の改良についてお答えいたします。

高原交差点は、主要渋滞箇所に特定されている交差点となっていることから、胡屋泡瀬線を４車線に拡幅するとともに、国道329号へ新たに右折車線を設置することとしております。今後は用地取得に向けて、説明会や調査等を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　４、我が会派の代表質問との関連についての(1)、過去３年の欠員状況についてお答えします。

知事部局における年度当初の欠員数は、令和５年度が89名、令和６年度が136名、令和７年度は169名と増加傾向にあります。欠員については、速やかに臨時的任用職員を採用するなどの対応を行っており、令和７年度は６月末時点で21人の欠員となっております。

同じく４の(2)、外郭団体等への県職員派遣人数の推移についてお答えします。

知事部局において外郭団体等へ派遣している県職員の人数は、令和５年度が116名、令和６年度が113名、令和７年度は114名となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真　企画部長　４、我が会派の代表質問との関連についての中の(3)、重複路線に係る県の取組についてお答えいたします。

バス網における重複路線の効率化や再編につきましては、バス事業者間の合意形成が必要であると考えております。県におきましては、熊本県の取組などの先進事例を事業者と共有し、意見交換を行っているところです。今年１月に開催した沖縄県地域公共交通協議会において、複数のバス事業者から共同運行の拡充について前向きな意見があったところであり、今後、路線の共同運行の拡充を含め、事業者と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　後ろのほうから順番に行きたいと思いますけれども、今バス路線の最適化について、県を主導とする取組を説明いただきました。これはもう沖縄県も調査をされた熊本県の状況が、非常に参考になるのではと思います。熊本においては県と市が主導して、バスの事業者５社と連携して、その重複競合路線を整理する中で、最適化によって利便性が向上されましたと。それから使用するバス台数も削減をする。それから、必要となる運転者数もおのずと減員するわけですから、非常に経営の効率化という意味では赤字の解消にも資するというような結果が今出つつあるという取組になっております。それでこれは知事が特段、交通戦略推進課の新設を掲げているわけですから、やはり一段ギアを上げて、沖縄県の旗振り、これが非常に重要だと問われていると思いますが、いま一度取組を伺います。

○中川京貴　議長　企画部長。

○武田　真　企画部長　これまでバスの共同運行等々含め、利便性の向上につきましては、事業者と様々な意見交換をしてまいりました。先ほど御案内したとおり１月に事業者のほうからもそういった意見が出始めております。

県として、事業者との意見交換を重ねながら、ぜひ

とも共同運行はじめ、持続可能な形でのバス網の運行ができるように、取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　ぜひお願いいたします。

それから土木建築部のほう、県道20号線。非常に長期にわたる事業でもあり、渋滞の解消も含めてその完成が待たれる事業でもあるんですけれども、ただ一方、先ほど課題のところで触れていました既に買収された県の土地、つまり県が管理する土地となっているところに残土が放置されたり、雑草が生い茂ったりするケースというのは、ここに限らず、時々生じるわけですね。そうなると、周辺の地域の安全、環境衛生、そういう景観等が損なわれることがありますので、事業期間が長期にわたる場合の、その土地の維持管理に関しては、これもしっかり予算を措置して、適切な管理になっているのか、そのことへの工面もしっかり適切にされているのか、そこをお尋ねいたします。

○中川京貴　議長　土木建築部長。

○砂川勇二　土木建築部長　道路事業、街路事業ともにですけども、維持管理に必要な経費として毎年度予算を確保しておりまして、引き続き次年度以降も雑草対策を実施することで適切な管理は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

休憩をお願いいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時51分休憩

午後３時52分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲村未央　議員　観光のところを少しいろいろ調整もさせていただいて答弁もらいました。「世界から選ばれる」と「持続可能な」というのは、具体的に皆さん定義を持っていらっしゃるので、どのような状態を指しているのか、いま一度伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

第６次沖縄県観光振興基本計画では、「世界から選ばれる」とは、世界の人々に認知され、温暖な亜熱帯海洋性気候の下、豊かな自然環境や世界文化遺産、琉球料理、泡盛、空手、組踊など独自の歴史文化を生かして、沖縄でしか味わうことのできない自然・歴史・文化の体験が、国内外の旅行者から選ばれる状態を指しております。また、「持続可能な」とは、豊かな自然環境や地域住民の生活環境への影響を可能な限り軽減しながら、観光業に従事する人々が質の高い安定した暮らしを継続するとともに、地域社会の発展に資する自然・歴史・文化を次世代に引き継ぐ担い手が育成される環境が整った状態を指しております。

以上でございます。

○仲村未央　議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後３時53分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

仲村未央議員。

○仲村未央　議員　先ほど、500万人達成の時点、700万人達成の時点、900万人、その到達したそれぞれがいつになっているのかということでお尋ねをしました。500万人が2003年、700万人が2014年、それから900万人が2017年ということでしたので、その時点での観光収入と、それから１人当たり消費額について先にデータで皆さんから頂いたんですよね。（パネルを掲示）　そしたら知事今、500万人、700万人、900万人と、その達成したところがまさにその棒グラフの３つなんですけど、そのときの１人当たりの消費額――まあ収入自体はそれぞれ2000億円台伸びているんですが、１人当たりの消費額というのはほとんどもう横一線で、７万3000円台でずっと900万人まで動かなかったわけですよね。この辺り、どのように分析されてきたのか、そこをお尋ねいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光収入は、国内客と外国空路客・海路客の１人当たり消費額に入域観光客数を乗じて算出いたします。2003年から2017年までの間は、入域観光客数が大幅に増加し、量の拡大が図られる一方で、ＬＣＣ就航による旅行スタイルの多様化、安価な宿泊が一般化したことが１人当たり消費額が伸びなかった要因だと考えております。また、滞在時間が短く、１人当たり消費額が少額となる外国人海路観光客、クルーズ客の割合の増加も全体の１人当たり消費額を押し下げたものと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　それで2024年が最新だということで、最後出していただいたんですが、ここの今、

2024年度の観光客数、観光収入、１人当たり消費額について答弁をお願いいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　2024年度――令和６年度は、観光客数995万人、観光収入9821億円、１人当たり消費額９万8672円となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　そうなると900万人超えた2017年から、実際にはこの間50万人ぐらいしかデータで増えてないわけですよね、990万人に達すると。ところが１人当たり消費額は、７万から９万8000円台にうんと伸びたわけですよね。これはどう見ているのか。つまり物価高で、単に上がったのか、質の向上が伴って付加価値がまさに伴って、１人当たり消費額上がったと見ているのかそこはいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

１人当たり消費額の上昇要因は、物価高騰と付加価値向上の両面あるものと考えております。

沖縄県の消費者物価指数は、2017年――平成29年ですが、そこから2024年――令和６年までの間、11.1％上昇しております。同期間の１人当たり消費額の伸び率は35.4％で、消費者物価指数を大きく上回っているところです。また、費目別でも宿泊費のほか、飲食費や娯楽入場費も物価上昇率を超える伸びを示しており、観光客が体験や食の付加価値に対し、より高い対価を支払う傾向が強まっているものと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　付加価値も伴ってというところがまさに私たち沖縄観光が目指すべきところだと思うんですよね。それで、１人当たり消費額の向上に貢献したのは、やはりＭＩＣＥ観光が大きいのではないかというふうに見えますけれども、2024年度のＭＩＣＥ観光の実績と直接効果、それから効果自体が最も高い催事、Ｍなのか Ｉなのかというところの、その辺の特徴もお尋ねいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

2024年のＭＩＣＥ開催件数は2073件、参加者数121万1156人、直接経済効果約473億円となっております。県内参加者が多いＥ（エキシビション・イベント）を除く、Ｍ（ミーティング）、Ｉ（インセンティブトラベル）、Ｃ（コンベンション）の参加者１人当たり消費額は、11万1285円で、観光客１人当たりの県内消費額の1.1倍となっており、観光収入の向上に寄与しているものと考えております。また、最も直接経済効果が高い催事は、Ｉ（インセンティブトラベル）で約122億4000万円となっております。

以上です。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　インセンティブトラベルの、いわゆる報奨旅行の１人当たり消費額は出ていますか。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後３時59分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲村未央　議員　後で分かったら――恐らく報奨旅行の方は16万円になっていたと思うんですよね。そういう意味では一番その効果が高いのが、このインセンティブトラベルであるということは、非常にこの間の実績からも出ているわけですよね。ＭＩＣＥ観光の本来期待される目的というのは、やはり季節性を平準化させる。要は夏だけ観光とか、そういうイベントのときだけ観光ではなくて、やはりこのＭＩＣＥを取り入れることによって、年間を通じた需要の安定化、需要をまさに安定させるということは、雇用が安定する。そして発注・受注の需要の見通しを立たせるという意味で皆さんはＭＩＣＥ観光を、平準化を非常に拡大させようということで取り組んできたわけですよね。その狙いどおりになっているのか、実績も踏まえて、過去最大の伸びを今示していますけれども、そこはどう見ていますか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

一般的な観光旅行は、週末や長期休暇に集中する傾向があるのに対し、ＭＩＣＥはビジネスイベントであることから、平日や比較的観光客の少ない時期に開催される傾向がございます。2024年のＭＩＣＥ参加者数を月別に比較すると、上位は、10月が最も多く39万3389人、１月は18万703人、11月は15万846人となっており、観光の平準化へ寄与しているものと考えます。あわせて、平準化については修学旅行、スポーツイベントの誘致等と併せ大きな柱の一つと理解しております。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　今、建設に向けていろいろ取り組む中ですので、やはりその効果をしっかりと検証しながら、その平準化の貢献というものが、本当に期待どおりなのかどうかというところはいま一度改善点があれば、ここは注力をしていただきたいなと思います。

それで次に行きますけれども、その「持続可能な」というところ、先ほど定義は何ですかということで私自身が非常に気にしているのは、「観光業に従事する人々が質の高い安定した暮らしを継続する」と、これが持続可能なというところで、県民の幸せを最大にできるかというところだと思うんですよね。県の文章にはいつも観光はリーディング産業であると書かれていますけれど、リーディングというのは、要はその産業があることによって他を牽引して経済波及効果をもたらすことができる産業ということになるわけだから、そこに従事する人たちが豊かになっていないと、それは持続可能なリーディング産業とはやはりなかなか言えない、難しいと思うんですよね。沖縄はどこまでが観光産業なんだというくくりは確かに難しい。サービス業全般を捉える必要もありますので、それを宿泊業だけに限ってというわけにはいきませんけれども、いずれにしても東京に次ぐ規模でＧＤＰに対しても、就業人口も就業者の割合で見たら、もう88％がサービス業に従事しているわけだから、観光が牽引してくれないと、そこで働く人たちの所得が伸びないということになると思うんですよ。それで、そこは非常に重要で、もう一つのパネルを見ていただきたいので、休憩お願い……、大丈夫ですね。（パネルを掲示）　今タブレットにも出してもらったんですが、知事これどういう図かというと、統計課から、2020年からの過去５年間の資料を頂きました。そして、この青の高さの部分は、全国も沖縄もそうですけれど、全産業平均の月額の賃金の総額です。いわゆる月額の総所得ですね。赤に示している部分は、いわゆる宿泊・飲食サービスと言われる部分の人たちの賃金水準なんですよね。ですので、沖縄だけ見ていただいてもお分かりのとおり、やはり全体の賃金、総所得に比して観光、宿泊部門、サービス業で働く人たちのその水準というのは、なおも全体よりは低いという位置にある。ただ、やっぱりこれ一つ希望があるなと思ったのは、2020年から2024年を比較すると、全体の水準に占める割合は2020年は69％だったものが、2024年になると88％。他産業と比しても、だんだんとサービス産業の総所得というのは、少しずつですけど、その傾向としては並びつつあるのかなというふうに期待もあるわけですよね。ここをどう見るか。全産業に比してなおもまだ課題はあるけれども、やっぱりその付加価値の向上に伴う、働く人たちの持続可能な所得のありようというものをどう追求するかということに対して、皆さんはどう分析して――今持続可能な状況になるために、何をどうしようとしているのかお尋ねいたします。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今お示しのように、観光業の従事者の所得についてはやはり厳しい状況でしたが、最近はその差が縮まってきているということで、それは議員おっしゃるように、付加価値の高い消費が伴ってきているということを考えております。一方で、非正規の件ですけれども、どうしても非正規率も高くございます。賃金水準も同じように低いという形で――これ全国と比べてもそうですけれども、この部分をやっぱり解消していくためには先ほどの平準化が非常に重要になるかと思います。１年を通じて平準化できることで正規雇用率が上がると。そうすると給与としても支払えるし、待遇改善につながると思います。それがひいては、全体的な観光業界の底上げにつながると思いますので、そこの平準化にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　もう一つ気になるのが県内調達率ですね、これはどうなっていますか。このいわゆる観光、特に観光部門での県外漏出というものも指摘をされてきましたね。それがどうなっているのか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　県外漏出額については、県による令和２年度の令和元年度沖縄県における旅行・観光経済波及効果では約658億円と推計しております。観光を基軸とした域内経済の循環促進については、量的またはコスト的な問題で県内調達が困難、観光客のニーズに合った商品等の不足、域内経済の循環促進のための基盤が弱い、観光客に対する県産品プロモーションが不十分といった課題があるものと認識しております。現在、収益力の高い地域経済づくりに向けた地産地消の推進や、域内循環を促進するための適切な情報発信・共有に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　令和２年の調査でありますけれど

も、658億円の県外流出があるであろうという試算が出ていると。調達が県内で無理なのかというところがやっぱり非常に課題ですよね。今皆さんのいろんなその課題を聞いてみると、必ずしも無理ではない。むしろ県内で調達できるものもまだまだあって、これを外に漏出させるということはもったいないというのが、状況だと思うんですよね。ところが情報が共有されてない。島野菜がどういうふうに、いつどの時期にどれぐらいあるのだという共有がなされてないとか、それからアメニティーにしても必ず県外から入れなきゃいけないのと。本当にその分野の製造業も含めて、確保も含めて育てていけば、そこはスケールメリットは沖縄にはないわけじゃなくて、むしろ観光立県としてあるわけですよね。そこで本当に調達できるような、アメニティーも含めて、ここに付加価値も入れて、沖縄県産ですというところで使っていただけるような、そういった取組はこれは農林水産部も商工労働部も、本当にそこの情報の共有や調達ができるような体制づくりをしないと、これは漏出してしまうわけです。だから所得に還元されない。まだまだ課題がある。そして先ほど言ったように、沖縄県は88％で、他産業に比して近づいてはいるといっても、この全国との７割のギャップ、やっぱり７割止まりの賃金というところの状況がなおも今日の課題ですから、全体を引き上げるために本当にリーディングとして観光を生かそうというんだったら、今言うような調達を県内で高めていくということも、私非常に重要な課題だと思うんですよ。そこを本当に各部も含めて一緒に連携して取り組んでいただきたいと思いますけど、そこはいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

万国津梁会議の域内循環の件の議論もありました。その中でも、先ほど言った４つの大きい視点が指摘されております。これについては今は、農林水産部、商工労働部含めた関係部局と鋭意調整しながら進めているところですので、より実効性のある取組ができるように引き続き取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　それで私は今回、観光目的税の導入に伴って、この体制づくりに本当に力を向けてほしいということで、私はこの使途を注目しているわけですね。要は、今皆さんの説明を聞いていると、その目的税を使うときの使途の決め方で、各部からいろんな意見を上げてもらって、これを事業仕分けのように仕分してここに幾ら、ここに幾らにしようみたいな話に今なりつつあるわけですよ、立てつけが。これだと、結局今までに必要だった一般行政の上乗せ、需要がまるで普通税のようにそこに吸収されてしまいかねないということに私は危機感を持っている。だから先ほど来言うように、今の観光を本当にリーディング産業にしていけるかどうかの体制づくりは、これを担う人材の育成、体制・組織も強化しないといけないわけですよ。皆さん、ビューローの役割で文書化されているものを私はそのまま書いたが、立案、調査分析、ブランディング、マーケティング、省庁・地域との連携、危機管理体制の構築、人材育成、これみんなビューローの役割として規定しているわけですよね。ところが実際ビューローに聞いたら、今136名現員はいるようですけれども、正職員は36名らしいですよね。そういう中で本当に専門性が蓄積されてＤＭＯとしてこれが機能して、今課題の一端を私は言っているだけだけれども、こういった分析や調査、それに基づいた企画を上げてブランディングを高めて付加価値を上げていくという体制づくりは、私は県庁の中だけでは本当に無理だと思うんですよ。やっぱりそこにＤＭＯの活躍があって、そこを継続的に持続できる組織として体制をつくってもらわないと、行き当たりばったりで結果オーライの数字だけ並べてみたって、たまたまよかったね、ということになりかねないので、そこの体制づくりにしっかりと充ててほしいし、観光税の使い方というのはこのＤＭＯの体制づくりにきちんと投資をして、ちゃんとそこに専門的な人材が育つような体制づくりに使ってほしいと思うんですけどいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今議員おっしゃるようにビューローにつきましては、従来の業務から当然広域連携ＤＭＯという役割を担うことになっているわけですので、この部分については、より今後は観光を活用して持続可能な地域経営、地域振興に関わってもらうという新しい役割が求められていると思います。ただ議員おっしゃるように、今の体制で果たしてそれができるかというとなかなか厳しい。そこで県としましても――会長以下と意見交換を私直接何回もやっていますけども、やっぱり広域連携ＤＭＯとして、県としても、宿泊税も含めた役割分担をしていただきますので、令和８年度はプロパー職員を２名、今、採用を関係部局と調整をしております。そういう意味では体制強化も図りつつ、宿泊

税等も活用して、その財源をいろいろ確保してきて、ぜひビューローについては、新しい広域DMOとしての役割を担う人材の確保と育成、これを強力に後押ししていきたいと考えております。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　136名のうちの36名しか正規職員がいないというこういった状況の中で、ぶつぶつ雇用が切れていたら全然専門性の蓄積がないわけですよ。だから、２名とおっしゃるけど、そういう規模ではなくて、本当にこの体制をどうするかですよ。それから、総務部長、先ほど欠員状況160何名とおっしゃいましたけれども、外に出しているのが100名もいるということになると、やっぱり今めり張りのある選択と集中で組織をどう強化するか、これは今のビューローのことを一例に出しましたけど、外にある組織も支えながら助けながら、でも中にやっぱり必要な人材をちゃんと戻して、めり張りのある選択と集中をしないと、いつまでたってもやっぱり経験の蓄積というのが散漫になってしまっているという感じが正直見えるんですよね。そこの体制づくりも併せて御答弁いただきたいと思います。

○中川京貴　議長　総務部長。

○宮城嗣吉　総務部長　県行政と密接な関連を有する公社等については、県との適切なパートナーシップを構築し、県の行政施策の円滑かつ効率的な推進に資することを目的に、支援が必要な団体において県職員を派遣しているところです。派遣に当たっては、所管部局の要望や意見等を確認しつつ、その業務内容を踏まえ、県職員が行う必要性、それから先ほど来議論出ています、プロパー職員と県職員との役割分担、効果、業務量等を適切に判断して派遣に努めているところであります。この業務量という部分については、毎年度毎年度変動が予想されますので、自立性が高く、公社等のプロパー職員で運用できるような団体につきましては、派遣職員を縮小する方向というこういう基本的な考え方で運営管理をしているところでございます。

○中川京貴　議長　仲村未央議員。

○仲村未央　議員　縮小――派遣を戻すと同時にね、やっぱり各役割を持つ団体との両輪の体制がしっかりと機能するような、人材の充て方、そこの育て方、これは、今日ビューローのことを強く言いましたけど、ぜひそこは必要な体制を取っていただきたいと思いますので、引き続き、注目していきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲村未央　議員　知事、最後に、非核三原則の堅持ということを今回知事が強く表明されたというのは非常に大きい。戦後沖縄には1300発にも及ぶ核兵器が配備されました。核弾頭の搭載を前提とするミサイル攻撃体制がしかれたことを思うと、やっぱり核の問題ということは広島、長崎との連帯にとどまらない、これは、なおも広大な米軍基地を抱える沖縄の主体的な私は課題だと思うわけですよ。だからこそ、知事の表明は大きいということを繰り返し申し上げたんですが、昨年12月ですね、総理官邸の内部から、日本は核を持つべきだというような核保有に肯定的な発言が出たり、それから、今、殺傷能力のある武器も含めて輸出を全面解禁しようとか、あるいは憲法改正もこれにまつわる課題として、重ねて進んでいるわけですが……

○中川京貴　議長　そろそろまとめてください。

○仲村未央　議員　すみません。そういう中で、ぜひ知事には、この憲法、特に私はその９条の平和主義、この関係も深めて、核の問題と連動する課題としてぜひ表明をいただきたいと思いますけれども、今の議論についていかが所感をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　お答えいたします。

仮に政府が非核三原則を見直すことになれば、日本の戦後の安保政策の大転換になっていくことは間違いありません。ですから、これまで我が国が進めてきた核兵器のない取組に全く逆行するということになってしまう。それはもう明らかなんですね。ですから、世界で唯一の戦争被爆国である日本としては、世界を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向けて、国際社会を主導する役割を果たすべきであるというのが、私たち沖縄県の考えでもあり私個人の考えでもあります。ですから政府においては、引き続き、非核三原則を堅持するとともに、人類を破滅に導く核兵器の廃絶を高く掲げて、世界の国々にその協力を呼びかけていく、そのリーダーとなるべきではないかと私は考えております。さらに、憲法についてですが、日本国憲法は平和国家を目指すという我が国の立場を訴える役割も果たしてきています。特に、憲法９条の改正については、平和主義の基本理念が尊重される形で、私は十分な国民における議論が伴わなければ、いわゆる為政者を縛るための憲法が逆に国民を縛る憲法になりかねない。そのような危うい議論も今、耳にするような状況に

なってきています。ですから、国民の正しい知識と議論によって、日本国憲法がどのような役割を果たし、これからも果たしていくかということをしっかりと探求していきたいと思います。

○仲村未央　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

〔山内末子　議員登壇〕

○山内末子　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○山内末子　議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

一般質問に入ります前に、少し所見を述べさせていただきます。

政治の一寸先は闇、選挙は水ものだと言います。昨年７月には参議院選挙で野党が大勝利を収めました。まさかその半年後の今回の衆議院選挙で、歴史的な自民党の圧勝を誰が予測したでしょうか。勝ったり負けたりは選挙の常です。次は何がどうなるか分かりません。私たち県議会議員は、選挙の最前線に立っております。議員の職務として、常に私たちは県民目線、そして県益優先の思い、その姿勢は一緒だと思います。その解決の手法が違うだけであって、今後も切磋琢磨しながら頑張っていきましょうね。

もう少し高市政権について述べさせてください。

高市政権２期目がスタートいたしました。「成長のスイッチを押して、押して、押して、押して、押しまくってまいります」というその強い言葉どおり、株価も上がり喜ぶ人たちがおります。その一方で、物価高にあえぐ国民や低所得層との格差社会の広がり、また憲法改正へとチャレンジをする。そういった平和国家としての矜持が失われるのではないかという懸念が広がっております。自民党安全保障調査委員会では、装備品の輸出を救難や輸送に限ってきた５類型を撤廃し、殺傷能力のある戦闘機や護衛艦のような武器を含む完成品の輸出を原則容認とする提言案がまとめられました。現に戦闘が行われていると判断される国への輸出にも余地を残すとされております。長く続くウクライナ地域への輸出も例外ではなくなり、紛争の拡大に加担し、さらなる惨劇が続くのではと非常に危惧をしております。世界の防衛費は増加の一方で、昨年の世界の防衛支出額は410兆円と過去最高額となっております。トップの米国は2025年133兆円、次年度にトランプ大統領は235兆円の増額を要求しております。お隣の中国も右肩上がりの36兆円、我が国は2026年度９兆円台となります。安保３文書の前倒しで、次年度までに43兆円の防衛費の増額が見込まれています。高市総理は、非核三原則の堅持の明確な姿勢が見えず、見直しの持論を展開しています。軍事力こそが抑止力という姿勢は、我が国自らが周辺地域の緊張感を高めていくことになるのではないでしょうか。平和だけでは食べていけない、そういう主張がありますが、逆に経済の観点からも平和でなければ食べていけないということを強調したいと思います。戦争、紛争が人間を破壊し、食料の生産を止め、生産流通を不可能にする。ロシア・ウクライナ戦争で、我が国は穀物、肥料、エネルギー等の調達が不能になり、現在に至って物価高や経済の疲弊につながっているということは、誰もが承知をしていることかと思います。他国の戦争が、経済安定のサイクルを狂わせてしまう。世界では対立が深まり、より戦争へと傾きつつあります。食の自給率が本当に低い我が国は、食の安全保障はとても大事だと思います。率先して世界の平和を構築する立場に立つことこそ、とても重要だと考えます。米国と中国という、安全保障と経済どちらとも密接な関係にある我が国だからこそ、冷静な対応が求められますが、どうも高市政権にはその姿勢が見られません。

先ほど知事の決意がありました。そのような情勢を踏まえて、沖縄県の立ち位置、平和、対話、それが最大の抑止力という、知事が先頭になって旗振り役として頑張っているその姿勢、そこに多くの県民が期待をしております。私もその実現に向け、皆さんと力を合わせていきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、それでは一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、米国防総省は、辺野古新基地以外の滑走路より長い滑走路が確保されない限り、普天間基地は返還しないと公文書に明記された。かねてより指摘されてきたことだが、軟弱地盤の存在を隠蔽し、工事着工後に公表するなど、国はこれまでも重要な情報を公開することなく、沖縄県のあらゆる権限を踏みにじる暴挙で辺野古の工事を進めております。政府与党の言う、辺野古が唯一の解決策との主張は藻くずの泡でしかならず、破綻していることが明確になりました。

ア、今回の報道に示された情報を、県はいつ把握したのか。外務省、防衛省からはどのような情報の提供があったのか伺う。

イ、知事は、政府に対して情報の経緯を詳細に示さ

せ、辺野古新基地建設中止、普天間飛行場の危険性の除去を強く求めていくべきだが見解を伺う。

(2)、米国国防権限法に、沖縄での米軍人による不祥事について、防止策を求める文言が盛り込まれました。増加する一方の米軍人・軍属の事件・事故に対して、政府、米軍に対策を求め続けておりましたが、効果的な再発防止策が講じられない中、具体的な対応、積極的な措置に期待をするところです。県の取組の成果の一つだと考えます。知事の受け止めとその実現に向け、訪米し直接訴える計画について伺います。

(3)、平和行政について。

緊張感増す国際情勢に加え、高市総理は防衛費の大幅増額と前倒し、防衛産業と装備の強化、安全保障体制の刷新等、実質的な軍事力強化を加速させております。東アジアにおける平和構築、沖縄を平和のハブとするための地域外交はより重要性を帯びてきました。

ア、かねてより提起をしてきました東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）への正式加入の表明があります。国際フォーラムの在り方や戦略的アプローチ、独自外交で何をやるのか、具体的な取組を伺います。

イ、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）、国際平和研究機構（仮称）創設については、戦後100年を見据え沖縄が世界に誇る平和の島と位置づけられるよう、大胆かつ綿密な計画が重要だと考えます。見解を伺います。

ウ、平和学習の充実について。

県内高校生の平和教育について、約88％が有意義と感じるとの調査があります。せんだっての若者トークキャラバンでは、若者の本音が語られております。戦争の語り部が少なくなる中、高校生の平和教育こそが、戦争を止める大きな力になるのではないでしょうか。

(ｱ)、学校における平和教育の取組実態と課題について伺います。

(ｲ)、社会全体における平和教育の取組と課題について伺います。

２、衆議院選挙における予算審議の遅れについて。

この件につきまして、高市総理は年度内の成立を示唆しておりますが、国会審議の不透明な中ですので伺います。

(1)、暫定予算以外の予算執行への影響について。

ア、一括交付金等の対応、自治体、県民、事業者への影響はどうでしょうか。

イ、予算執行までのスケジュール感を伺います。

(2)、国、県、各市町村との調整、連携等職員の対応は非常に厳しくなると想定するが、対策を伺います。

３、環境政策について。

(1)、生物多様性の宝庫ニュージーランドは、徹底した外来種侵入防止対策が実施されております。この間、土木環境委員会の委員の皆様方からその様子がこれまでも提起がありましたが、国立自然史博物館の誘致を目指す本県は、生物多様性保護政策をこれまで以上に充実・強化していくことが重要だと考えます。取組について伺います。

(2)、生物多様性30ｂｙ30について。

前回もお聞きをいたしましたが、県内の共同漁業権区域であるほとんどの地域が30ｂｙ30の海洋保護区となっております。

ア、辺野古大浦湾の561ヘクタールの海域、それ以外の海域は保護区として位置づけられているのか。位置づけられていないなら、その根拠を伺います。

イ、沖縄のジュゴンの問題がボン条約の報告書により取り上げられ、軟弱地盤の問題が米国議会でも取り上げられる中、県は生物多様性を守るため、そして辺野古問題を国際的に議論してもらうために、積極的に生物多様性条約に働きかけるべきだと考えますが、認識を伺います。

(3)、北部訓練場跡地の廃棄物処理対策について。

ア、世界遺産の隣にある訓練場跡地からの廃棄物について、放射性物質の検出等環境汚染の懸念があるが、県は国に対してその処理の責任を明確にし、具体的に調査範囲、処理計画を提示させるべきだが、なされているのか伺います。

イ、新たな廃棄物の発見状況、以前にも見つかり保管しておりました手りゅう弾の亡失など管理体制も強く指摘すべきですが、いかがか伺います。

４、医療福祉政策について。

(1)、福祉施設の不正、指定取消しが全国的に問題視されています。県内の実態を伺います。

(2)、児童デイサービス施設、障がい者グループホーム、介護保険事業所等の廃業が相次いでおります。実態と課題、利用者への影響対策を伺います。

(3)、若年齢出産の出現の現状、全国比較、対応策について伺います。

５、経済・雇用政策について。

(1)、ガソリン暫定税率が廃止をされました。ガソリン価格の変化と全国比、令和９年度に期限を迎える軽減措置延長に向けて、早期の取組が必要だと考えますが見解を伺います。

(2)、有効求人倍率の推移、高齢者、若年者、女性、外国人失業率の推移を伺います。また、高校、大

学生新卒者の県外流出の実態について伺います。

(3)、男女の賃金格差の３年間の推移と全国比、課題、対策について伺います。

６、農林水産振興について。

昨年の３月、全国23都道府県で令和の百姓一揆、トラクターデモが開催され、ここ沖縄でもありました。今年も計画をされております。全国的に食と農の危機感はさらに強くなっております。県の状況を伺います。

(1)、本県の食料自給率の推移と全国比について伺います。

(2)、学校給食の県産作物の使用状況、安定供給対策について伺います。

(3)、もうかる農業を目指して全国では若者、女性就農者が増加傾向だが、県内の推移と課題、対策について伺います。

(4)、耕作放棄地の現状と課題、農地バンク活用について伺います。

７、教育行政について。

(1)、あってはならない部活動における生徒の自死について、指導者、関係者の早期の改善、そして努力が必要です。

ア、県内指導者の体罰発生状況の推移について伺います。

イ、防止策、改善策について、指導者の意識改革、ハラスメントを根絶する取組について伺います。

(2)、部活動の地域移行の実施状況と指導員の配置状況について伺います。

(3)、早期の進路決定の充実のためのキャリア・ビルドアップ事業の成果と課題について伺います。

８、ジェンダーフリー政策について。

(1)、沖縄県のジェンダーギャップの状況と全国比、その特徴、課題を伺います。

(2)、選択的夫婦別姓、ＬＧＢＴＱ、性の多様性尊重等当事者への理解促進がなかなか推進していきません。その要因をどう分析し改善していくのか伺います。

(3)、沖縄県の性の多様性を知らしめる方法として、国際通りでのジェンダーフラッグの掲揚や横断歩道へのペイント、または信号機の設置等新しい感覚で取り組めないか伺います。横断歩道のペイントというのは、前回も紹介いたしましたレインボーカラーの横断歩道でございます。よろしくお願いします。

以上よろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー　知事　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア及び１の(1)のイ、米国防総省の公式文書の情報及び辺野古新基地建設の中止等を求めることについてお答えいたします。なお、１の(1)のアと１の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県は、米国防総省が米政府監査院へ提出した公式文書に関する情報については、今月15日の報道により承知したところです。当該文書について、小泉防衛大臣は、同月20日の記者会見において、当該文書について日本側からお答えすることは差し控える、日米間の認識に全くそごはないなどの発言をしておりますが、現在まで沖縄県への具体的な説明はありません。政府は、これまでも辺野古への移設完了後も、普天間飛行場が返還されないという状況は全く想定していないと繰り返し説明していますが、過去にも米軍関係者から、移設完了後も軍事的には普天間飛行場の継続使用が望ましい旨の発言があったと報道されており、今回の公式文書の内容を踏まえると、日米間で認識が共有されているのか疑念を抱かざるを得ません。いずれにしましても、このような米国側に都合のよい話は、我々は断じて容認できません。

沖縄県としては、政府に対し、米国側の認識を含む事実関係について説明責任を果たすとともに、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらない埋立工事を直ちに中止し、沖縄県との対話による解決を模索するよう強く求めてまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴　議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁　知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、国防権限法への事件等防止策の記載についてお答えいたします。

昨年12月に成立した米国の2026会計年度国防権限法に関する合同説明報告書で、連邦議会が国防長官に対し、同法の施行から１年以内に、在沖米軍人による犯罪行為の状況や再発防止策等の説明を指示する内容が記載されました。これは、これまでのワシントン駐在の継続的な活動や知事の訪米活動により、米国政府や連邦議会に働きかけてきたことの成果が表れたものと考えております。

県としては、米軍人等による事件の再発防止策が実効性のあるものとなるよう、引き続き米国連邦議会関

係者に働きかける必要があると考えており、適切な時期に知事の訪米活動を実施できるよう、検討してまいります。

同じく１(3)ア、ＮＥＡＲへの正式加入と地域外交の具体的取組についてお答えいたします。

県では、令和６年９月に北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）へのオブザーバー加入後、分科委員会等、各会議への参加を重ね、同地域自治体等とのネットワーク構築に取り組んでまいりました。ＮＥＡＲへの正式加入後、さらに会員自治体との相互理解を深め、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な地域外交を展開してまいりたいと考えており、ＮＥＡＲ主催の国際フォーラム等の誘致など、より効果的な連携を図ってまいりたいと考えております。

同じく１(3)イ、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）と国際平和研究機構（仮称）についてお答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議からの提言では、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）において、沖縄が目指すべき方向性として、平和の懸け橋を基軸に、記憶の懸け橋、人の懸け橋、知の懸け橋の３つのかけ橋が示されるとともに、同ビジョンの実現に向けた中核組織として国際平和研究機構（仮称）が位置づけられております。

県としましては、同ビジョンの策定に当たり、圏域別説明会等を通じて、県民意見を丁寧に反映するとともに、同機構の在り方については、今後設置する有識者会議において専門的見地から十分に調査・検討を行ってまいりたいと考えております。

同じく１(3)のウの(ｲ)、社会全体における平和教育の取組についてお答えいたします。

沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承していくためには、学校における平和学習の充実に加え、地域における平和学習の取組も重要であると認識しております。一方、地域においては、戦争体験者の高齢化や、地域ごとに異なる沖縄戦の実相を伝える語り部の不足、地域の学習資源である戦争遺跡の活用、地域間の連携等の課題があります。このため県においては、語り継ぎ手の育成や戦争遺跡の保存・活用に向けた取組のほか、令和８年度当初予算案に計上した平和ガイドの育成等を通じ、地域における平和学習の機会の充実を図り、社会全体での平和教育の推進に取り組んでまいります。

次に３、環境政策についての中の(3)イのうち、北部訓練場返還跡地における手りゅう弾の亡失等についてお答えいたします。

北部訓練場返還跡地において沖縄防衛局が発見し、一時保管していた手りゅう弾らしきものを亡失した事案について、県では令和６年３月、同局に対し文書により再発防止を求めております。今般、亡失した手りゅう弾らしきものについて、再度同局に確認したところ、発見には至っていないとのことであります。

以上になります。

○中川京貴　議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満　教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のウの(ｱ)、平和教育の取組の実態と課題についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校教育における指導の努力点を作成し、児童生徒の発達段階に応じた指導の指針等を示しており、各学校においては、授業や特別活動の中で、戦争体験者や平和ガイド等の方々による講演等を実施しております。今年度は、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、各校種をつないだ体系的な授業モデルを地区ごとに作成する研修を実施しており、本研修で作成した授業モデルを各地区に展開してまいります。次年度から新たな取組として、広島市等を参考に、外部人材を活用し、児童生徒の発達段階に応じた平和学習ノートなどの体系的な教育プログラムを作成し、平和教育のさらなる充実に努めてまいります。

続きまして７、教育行政についての中の(1)のア及びイ、部活動に係る体罰発生状況とハラスメント根絶に向けた取組についてお答えいたします。７の(1)のアと７の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県立学校部活動実態調査において、約１万名の部活動生徒のうち、暴力・暴言・ハラスメントを受けたと回答した部員は、令和５年度181名、令和６年度も181名となっております。県教育委員会では、暴力・暴言・ハラスメント根絶に向け、令和３年度に部活動等の在り方に関する方針を改定し、相談窓口の設置や指導者の研修会等の充実を図ってきたところであります。

県教育委員会としましては、調査結果を各学校へフィードバックし、迅速・適切な課題解決に向けた指導助言を行うとともに、関係団体等と連携した指導者の人権意識を高める取組の徹底など、引き続き暴力・暴言・ハラスメント根絶に向けて取組を強化してまいります。

同じく(2)、部活動の地域展開と部活動指導員の配

置についてお答えいたします。

県教育委員会では、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開等を推進しております。令和７年度は、県内８市町村において実証事業を進めており、指導者や財源の確保等の課題の解決に向けて研究を行っているところであります。公立中学校における部活動指導員は、令和５年度127名、令和６年度154名、令和７年度は２月時点で177名を配置しております。

県教育委員会としましては、引き続き部活動指導員の配置拡充を図るとともに、関係機関と連携し、部活動の地域展開等の促進に取り組んでまいります。

同じく(3)、キャリア・ビルドアップ事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立高校の進路決定率のさらなる改善に向け、キャリア・ビルドアップ事業を実施し、全校にキャリアコンサルタントを派遣したキャリア面談や、地域関係機関等と連携したインターンシップ等を通して、キャリア発達を促す取組を推進しております。成果として、進路決定率が令和元年度88.2%から令和６年度89.7%へと1.5ポイント上昇しております。

県教育委員会としましては、引き続き生徒一人一人が自らの興味・関心や適性を踏まえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉　総務部長　２、衆議院選挙における予算審議の遅れについての(1)のア、(1)のイ、２の(2)、衆議院選挙における予算審議の遅れ等についてお答えします。２の(1)のア、２の(1)のイ及び２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

国の当初予算が年度内に成立しない場合、本予算成立まで国庫補助事業に着手できず、県や市町村の事業実施に影響が出るおそれがあります。直近では、平成25年度、27年度に国の当初予算が年度内に成立せず、年度当初から実施する必要がある事業について、国の暫定予算へ計上してもらうなどの対応を取りました。現時点で国の予算編成スケジュールは未定ですが、いずれにしても、県及び市町村の事業執行に影響が出ないよう、過去の対応を踏まえて必要な準備を事前に進めるなど、情報収集に努めながら関係機関と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘　環境部長　３、環境政策について(1)、生物多様性保護の取組についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づき、自然環境保全地域や自然公園、鳥獣保護区などの区域拡大を含めた適正な地域指定・管理及び利用促進に取り組んでおります。また、生物多様性の保全については、県の基本的な計画として、生物多様性おきなわ戦略を平成25年３月に策定しておりますが、令和５年３月に閣議決定された国の新たな生物多様性国家戦略を受けて、現在、改訂作業に取り組んでおり、引き続き生物多様性の保全の取組について充実強化を図ってまいります。

同じく３の(2)のア、辺野古大浦湾の海洋保護区の位置づけについてお答えいたします。

環境省が平成23年３月に策定した海洋生物多様性保全戦略では、海洋保護区に該当する区域を自然公園や鳥獣保護区、共同漁業権区域等とされております。辺野古大浦湾の周辺においては、ほぼ全域を共同漁業権区域に設定しておりましたが、令和５年９月の漁業権一斉切替えの際、関係者からの意見及び現況を踏まえ、漁業法に基づき、辺野古の埋立区域及び臨時制限区域の共同漁業権は除外されております。

同じく３の(2)のイ、生物多様性条約への働きかけについてお答えいたします。

辺野古大浦湾は、県の自然環境の保全に関する指針において評価ランクⅠ及びⅡと評価されていることや、国が重要海域に選定していることなどから、自然環境豊かな重要な海域であると考えております。また、県では沖縄を北限とする国の天然記念物であるジュゴンについて、大浦湾を含む沖縄島周辺海域で調査を行っているところですが、生物多様性条約の締結に係る事務は国が行っていることから、引き続き必要な調査を実施し、科学的データの収集や環境省等への情報提供に取り組んでまいります。

同じく３の(3)のア、北部訓練場跡地における廃棄物の処理責任及び処理計画についてお答えいたします。

跡地利用推進法第８条に基づき、平成28年12月に沖縄防衛局が定めた返還実施計画において、返還地における廃棄物等の調査手法やその範囲が示され、同計画に基づき支障除去が行われるとともに、その後に発見された廃棄物等についても、土地所有者である沖縄

森林管理署との協定に基づき、沖縄防衛局の責任で処理されております。県では、廃棄物が度々発見された状況を踏まえ、令和３年５月に改めて沖縄防衛局長に対し、廃棄物が発見された場合の速やかな処理を求めたところです。

同じく３の(3)のイのうち、新たな廃棄物の発見状況等についてお答えいたします。

北部訓練場返還跡地における廃棄物の発見状況については、沖縄防衛局が実施している廃棄物調査等業務の結果として、その都度報告を受けているところです。県から申入れを行った令和３年度から直近の令和６年度までに回収・処理された廃棄物等は、廃プラスチック類や金属くずなどの混合ごみが約５トン、空包類が約５万発となっております。

県としましては、引き続き沖縄防衛局に対し、廃棄物が発見された場合は、適切に対応するよう求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子　生活福祉部長　４、医療福祉政策についての御質問のうち(1)、県内の障害福祉サービスの実態についてお答えします。

県内の障害福祉サービス事業所は年々増加しており、令和６年度において県が実施した行政処分による指定取消件数は、６件となっております。県では、障害者総合支援法等に基づき、サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を目的として、運営指導や監査を実施しており、不適切事案にも対応するため、担当職員を増員し指導体制を強化するなど、障害福祉サービス事業所の質の向上に努めているところであります。

続きまして同じく４の(2)、放課後等デイサービス、障がい者グループホームの廃止についてお答えいたします。

令和６年度の県内の事業所の廃止件数は、放課後等デイサービスが27件、グループホームが18件で、廃止の主な理由は人材不足となっており、障害福祉分野における人材の確保が課題であると認識しております。このため県では、国の経済対策を活用し、従業員の処遇改善等に取り組んでいるところでございます。また、事業所の廃止に際しては、利用者の必要とするサービスが継続的に提供されるよう、事業者の責務として受入先を確保する必要があることについて、新規指定時に事業者に対し丁寧に説明するとともに、事業者において受入先の確保が困難となる場合には、県及び市町村等関係機関が連携し、利用者の受入先の調整を行うなど、利用者へ影響が及ぶことのないよう努めているところであります。

続きまして５、経済・雇用政策についての御質問のうち(1)、暫定税率廃止後のガソリン価格と軽減措置延長に向けた取組についてお答えいたします。

令和７年12月31日に暫定税率が廃止された後のガソリン価格は、徐々に値下がりしている様子が見られ、値下げ幅は廃止前の令和７年11月上旬と廃止後の直近２月中旬で比較すると、沖縄県は約17.7円、全国平均は約16.9円となっており、県内と全国はほぼ同様に推移しております。揮発油税等の軽減措置は、県民生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしているものと認識していることから、令和９年５月に期限を迎える軽減措置の継続に向けては、今後も県議会及び関係団体等と連携しながら、早い段階から調査を行い、沖縄の復帰特別措置法の趣旨や県の実情等を踏まえ、国等に対しては、本軽減措置が適切に維持されていくよう、当該必要性を丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公　保健医療介護部長　４、医療福祉政策についての(2)のうち、介護事業所の廃業等についてお答えします。

令和６年度の介護事業所の廃止件数は160件あり、そのうち人材確保困難を理由とするものが64件と最も多く、介護人材不足が課題であると認識しております。このため県では、介護人材確保に向けて、多様な人材の参入促進、介護職員の人材育成並びに生産性向上に係る取組など、総合的に推進することとしております。また、利用者への影響については、事業所の廃止に際し、代替サービスの確保について指導助言を行い、サービスの継続性が確保されていることを確認しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂　こども未来部長　４、医療福祉政策についての(3)、若年出産の現状と対応策についてお答えいたします。

令和６年の人口動態統計によると、本県の10代の出産割合は1.5％で、全国の0.6％に比べて高くなっておりますが、10年前の平成26年の2.6％から減少傾向にあります。若年妊産婦は、様々な困難を抱え、生活困窮に陥るおそれが高く、専門的な支援が必要なこと

から、県では、令和５年度から北部、令和７年度から中南部に若年妊産婦の居場所を設置しております。

県としては、若年妊産婦が安心して出産し、安定した生活を送れるよう、自立に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

同じく――失礼いたしました。８、ジェンダーフリー政策についての(1)、沖縄県のジェンダーギャップ指数についてお答えいたします。

地域からジェンダー平等研究会が公表した都道府県版ジェンダーギャップ指数では、本県は経済分野において全国４位と高く、女性の社長数が多いほか、就業率の男女差が小さいことが特徴となっております。一方で、政治分野は全国で30位にとどまっており、市町村議会の男女比の改善や女性ゼロ議会の解消が課題となっております。

県としましては、引き続きジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

同じく８の(2)、選択的夫婦別姓と性の多様性の理解促進についてお答えいたします。

令和２年度に実施した男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査では、選択的夫婦別姓に賛成との回答は49.2％で、前回より17.7ポイント増加しております。また、性的少数者を性の多様性として認める必要があるとの回答は44.1％となっております。県では、選択的夫婦別姓について、全国知事会を通して議論を加速するよう要請しており、性の多様性については、情報に触れる機会の少ない北部地区で、シニア世代を対象としたイベントを実施したところであり、引き続き理解の促進に取り組んでまいります。

同じく８の(3)、性の多様性の周知啓発についてお答えいたします。

性の多様性の理解を促進するには、様々な手法により周知啓発を行うことが重要であると考えております。県では、今年からの新たな取組として、こども未来部の各課入り口にレインボーフラッグを設置するとともに、６月のプライド月間中に本庁舎玄関前に同フラッグを掲揚したところでございます。御提案については、市町村やアライ企業へ働きかけ、連携した取組を検討し、性の多様性に対する県民の理解増進を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代　商工労働部長　５、経済・雇用政策についての(2)、有効求人倍率の推移等についてお答えいたします。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が１倍を超え、完全失業率は3.2％に低下するなど、10年前と比較して若年者や女性を含む各層で改善し、外国人雇用者数も２万354人と約４倍に増加しております。県外への就職については、高校生が減少傾向にある一方で大学生は増加傾向にあり、希望する職種とのミスマッチや給与水準の低さが課題となっております。このため県では、県内企業に対し、早期の就職内定を促すほか、企業の魅力発信やＵＩＪターン就職支援などの各種施策を推進しております。

同じく５の(3)、男女の賃金格差の推移と課題対策についてお答えいたします。

国の調査によると、男性の給与月額を100とした場合、本県における女性の給与月額は、令和４年は81、令和５年は78、令和６年は83で、全国の76、75、76をいずれも上回り、男女差は比較的小さい状況となっております。要因として、本県は男性の非正規雇用割合が高く、男性賃金が全国平均より低いことが影響していると考えております。このため県では、正規雇用化や女性のキャリアアップ支援、働きやすい環境づくりに取り組むなど、引き続き雇用の安定と格差是正につなげてまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人　農林水産部長　６、農林水産振興についての(1)、本県の食料自給率についてお答えします。

本県の食料自給率は、カロリーベースで平成30年度が27％、令和５年度概算値が30％となっており、近年は30％前後で推移しております。また、生産額ベースでは平成30年度が63％、令和５年度概算値が41％となっており、減少傾向にあります。本県と全国の食料自給率を比較すると、カロリーベース及び生産額ベースのいずれも全国より低い値となっております。

同じく６の(2)、学校給食における県産農林水産物の利用状況等についてお答えします。

学校給食における県産農林水産物利用状況調査報告書によると、県産農林水産物の重量ベースの利用状況は、近年28％前後で推移しております。学校給食での県産食材の利用には、年間を通じた安定的供給や計画的な出荷などの課題が挙げられます。そのため県では、学校給食と県産食材のマッチングや情報発信、栄養教諭等への研修会により県産食材の利用促進に努めるとともに、生産・流通団体等関係機関と連携し、課

題解決に向け取り組んでまいります。

同じく６の(3)、青年及び女性就農者の推移等についてお答えします。

令和７年度の農林業センサスでは、基幹的農業従事者における45歳未満の青年農業者は、令和２年の1068人から997人、女性就農者は3777人から2424人と推移しております。青年、女性を含めた新規就農者の育成確保においては、技術向上や経営の安定が課題であることから、技術習得支援や施設・機械の導入補助、資金の交付などのほか、女性農業者の参画を支援するため、女性農業士の認定など、リーダー育成にも市町村と連携して取り組んでおります。

同じく６の(4)、耕作放棄地の現状と課題及び農地中間管理制度についてお答えします。

県全体の耕作放棄地は、ここ数年は3500ヘクタール程度で推移しております。課題としましては、農地所有者が自ら耕作せず、貸付けも行わないなどにより、権利設定が困難となっていることが挙げられます。このため貸借期間終了とともに、農地が所有者へ確実に返還されるなど、安心して農地を貸し出せる農地中間管理制度の周知や、耕作放棄地再生費用の補助など対策を実施しているところです。引き続き、関係機関と連携し、耕作放棄地解消と担い手への農地集積に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

○山内末子　議員　ありがとうございます。

まず１点目の普天間基地の返還問題についてですけれど、先ほど知事から御答弁がありました。こんな大事なことが今まで何もなく報道により知り得たということ、私たち沖縄県がこれだけこの問題について本当に全身全霊をかけて県民が関わっているということに対しまして、当事者である沖縄が蚊帳の外のこの感覚、政府の感覚に対してはもう怒りしかないですね。普天間の返還合意が1996年の４月ですから、今年で30年になります。30年間、不条理のまま普天間の基地が固定化されており、そしてその後の返還のめどが立っていません。返還の合意がされているにもかかわらず、かかわらず、期日も示されない。それで大事な辺野古の海はどんどんどんどん破壊されていく。この状況をまさしく不条理と言わず何と言うんでしょうか。そのことについて、まず知事、もう一度この30年間にわたってのこの状況に対しまして、政府の対応、そして今の知事としての思いをお聞かせください。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　先ほども少し長くなりましたが、沖縄県の考え方及び私の政治姿勢についてお話をさせていただきました。この間、例えば那覇軍港などにおいては、都市型訓練のような使用をしたり、あるいはオスプレイが飛んできて着陸をしたりというようなことも、従来の那覇軍港の機能とは全く違うことであり、それを行うためには十分な日米の協議及び地元への丁寧な説明は絶対必要であるというのが我々の考え方でありました。そして今般、この普天間飛行場、辺野古への移設完了後も普天間飛行場が返還されないというような、そういう声が米国の国防総省から出されるということについて、政府が全く日米の合意に変更はないということだけで済ませてしまうことに私は問題があると思っています。我々が確認したことはこういうことでしたよねという、せめてそのやり取りは国民に対してしっかりと説明をした上でその責任を果たすべきであり、我々は、その責任を果たそうとしないということに対して、やはり政府にはその姿勢をもう一度正していただきたいと強く求めなければならないと思います。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

○山内末子　議員　まさしくそうだと思います。30年前に返還を約束した。その責任を果たそうとしない政府に、私たちはしっかりと果たしてほしいと求めている。この30年の期間――本当に政府がいつも県民に寄り添うという言葉をよく出しております。翻って今回のことに絞って言いますと、小泉防衛大臣も、それから昨日高市総理もおっしゃっていました。日米合意に変わりはないと。そごもないと。小泉防衛大臣のほうは、緊急時のときの問題であると。その緊急時の問題というのは、誰がこの緊急時ということを判断するのか、その辺はどうですか。どんな形で緊急時ということの判断になっていくのか、この辺どういうふうにお考えでしょうか。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　政府においては、現在緊急時に使われるものについて明確に今は示すことは困難だという説明をしております。緊急時について各種の法律があるのでそれに基づいて行うということでやっているんですけれども、そこもまだ明確ではないので、今後またどういうときに使われるのか、日米でどういう取決めがあるのかということは具体的に確認する必要があろうかと考えております。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

○山内末子　議員　これはぜひ確認すべきだと思っています。ここは私たち沖縄県が、行政が知らないとい

けないと思っていますので、まず最初に返還合意をしたときに、一体いつ返すのかという期日も、本来でしたら返すのであればいつ返すのかということを明確にしないといけなかったと思います。30年たってもまだそこも明確になっておりません。明確にさせるということについては、これまでどのような形で求めてきたのか、これについてお聞かせください。

○中川京貴　議長　知事公室長。

○溜　政仁　知事公室長　沖縄県としましては、日米両政府、特に日本政府に対して、その返還の期日を明確にすること、あるいはこれまでの取決めについて明確にすること等については、大臣への要望、あるいは作業部会等を通して確認を求めてきたところでございます。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

○山内末子　議員　知事、もう30年です。もう４月になったらこれとても――30年というこの節目に、そこをしっかりと高市総理に対して明確にさせる。それが絶対必要だと思っております。もう残念ながら我々が支持をする野党の先生方、国会議員はおりません。でも自民党の国会議員の皆さんたち、当初から普天間の返還についてはみんなが賛成をしているところです。そこについては誰もが賛成をして、県に対しても、知事に対しても、そのことについてはしっかりと協力してくれると思っておりますので、その皆様方と一緒になって高市総理にしっかりと期日を示させる。それを今年の４月、30年の節目にぜひ実行していただきたいと思いますが、そのことについて決意をお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　普天間の一日も早い危険性の除去、これは沖縄県も政府も同じ方向性です。ですから、例えば辺野古を容認している国会議員の方々であっても、普天間を一日も早く閉鎖すべきであるという本来の目的にのっとって政党の中で、あるいは政府の中でしっかりと協議をしていただきたいと思いますし、また我々もこの合意から30年たってまだ返還の先が見えないという状況に対しては、やはりしっかりと発言し行動していく必要性があるというように認識しています。

○中川京貴　議長　山内末子議員。

○山内末子　議員　それこそ県民総ぐるみ、オール沖縄でみんなでこのことをしっかりと求めていきましょうよ。ぜひお願いいたします。

次に、環境政策について少しお願いいたします。

日曜日から３日にかけて、国立自然史博物館の誘致に向けて、我々沖縄県議会も国会のほうに要請に行くんです。それぐらい今この国立自然史博物館については、とても魂のこもった博物館にしようということですが、博物館を造っても周りでそういった生物多様性についての政策がなかなかうまくいかない。そして、おざなりになっているなんていうことでは世界から認められません。そういう意味では予算もなかなかついていませんので、次年度でもいいし、それから補正でもいいですから、もっとやっぱりこの政策を考えていく上で、ぜひとも予算の枠づけをしっかりと頑張っていただきたいと思いますけれど、予算のことですから、知事のほうで最後によろしくお願いいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　次年度の骨太の方針に、ぜひこの自然史博物館の誘致についての文言を書き込ませたいという強い思い、決意がありまして、我々も。そうであれば、県民の皆さんに、この自然史博物館というものを県民の皆さんでぜひ誘致していきましょうということでの広報活動の予算をまずつけさせていただきました。もちろん今後も補正予算等々の取決めも含めて、議員諸賢の行動をしっかり後押ししていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○山内末子　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時19分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○大田　守　議員　私たちは政治的にいろいろあります。保守もありますし革新もあります。そして中道もあります。無所属もあります。だがしかし、私たちの責任は、この行政と議会が一緒になって、沖縄に住んでいる県民の皆様方に、どういった豊かな暮らしができるのか、そして、沖縄県内に住んでいる皆さん方の、全ての県民の皆様方の尊厳をしっかりと守ることだと思っております。そういった思いを込めて、また日本一の沖縄県を目指して質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

大項目１、教育行政。

本県におけるキャリア教育及び職業教育の現状認識と今後の基本的な方向性について。

ア、幼児期・小学校教育に関する課題と方向性。

幼児期・小学校段階でのキャリア教育の位置づけについて、県の見解を伺います。お願いします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

まず、幼児期・小学校段階のキャリア教育についてでありますが、県教育委員会では、沖縄県キャリア教育の基本方針を策定し、教育活動全体を通して基礎的・汎用的能力の育成に取り組んでおります。幼児教育では、いろいろな友達に積極的に関わること、小学校段階では将来の夢を描くことができることを到達イメージとして、発達の段階に応じた体系的な実践が行われております。課題としましては、キャリア教育の年間指導計画について、ＰＤＣＡサイクルを踏まえた評価・改善のさらなる推進を図っていかなければならないと考えております。県教育委員会では、子どもたち一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進してまいります。

次に、中高校におけるキャリア教育についてでありますが、県教育委員会では児童生徒一人一人の社会的、職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育むため、キャリア教育を推進しております。中学校においては職場体験活動等を通して、将来の生き方、働き方等について考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度等を育成しており、高校においてはインターンシップ等を通して、自分の能力・適性を的確に判断し、自分の将来設計に基づいて進路を決定する態度等を育成しております。

県教育委員会としましては、引き続き児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実に努めてまいります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　すみません、ありがとうございます。なかなかあれがいかなくて。中等教育に関しましても一緒に答えていただきまして、本当にありがとうございます。

小学校段階での体験活動や職業理解の導入時期について、県として統一的な方針を持っているのか伺います。例えば、地域体験を開始する学年や、そして職業理解を扱う学年など、段階的な体系的な考え方を伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　キャリア教育の評価指標を、まず自分で考え、計画して行動に移すことのできる児童生徒として、沖縄県児童生徒質問調査等において実態把握に努めております。職業観の芽生えについては、小学校低学年から将来の夢について考える機会を設ける等、早期からのキャリア形成を促す取組を行っております。

県教育委員会としましては、子どもたちが自身の変容や成長を自己評価できるよう、小・中・高の学びをつなぐキャリア・パスポートの効果的な活用の推進に取り組んでまいります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　ありがとうございます。

あと中等教育――中学校、高等学校に関するキャリア教育と職業教育の役割分担、県としてどのように明確にされているのかを伺うとともに、中学校では、基礎的な職業理解、高校では進路実現に直結する専門教育といった整理をどのように位置づけているのか伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時23分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　先ほども申し上げました。まずキャリア教育を推進する上で、特に中学校においては、この職場体験活動等を通して将来の生き方、働き方について考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度等を育成しており、高校においてはインターンシップ等を通して、自分の能力・適性を的確に判断し、自分の将来設計に基づいて進路を決定する態度等を育成しております。

県教育委員会としましては、引き続き児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実に努めてまいります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　県立の高校に関しましては、普通科そして専門学科、そして総合学科とそれぞれあります。どの領域を重点化されているのか、明確に示していただきたいと思っております。普通科と専門学科と総合学科、多分キャリア教育の職場体験、インターンシップとは違ってくると思うんですよね、進路によって。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　基本的には、まず小学校において職場見学、中学校においては職場体験、そして高校において就業体験ということで実施しておりますが、今普通高校あるいは専門高校、総合学科というふうなことでの分けての内容ということでありました。基本的には高校におけるキャリア教育は、まずインターンシップということで就業体験を中心に実施しておりますが、特に専門高校においては、さらに職業理解をしっかりと進めていくということが、履修等も通しな

がらその職場の理解を深める、そういった取組を進めているところであります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　企業と地域との連携強化、そして現状の取組と今後のこの拡充計画――企業やその地域との連携の拡充、それが今後どのような形で進めていかれるのか。職場体験の受入れ枠の確保、そして産学連携カリキュラムの拡大、地域人材の活用、これ同じような内容なんですけれども、県としてこのようなことに対してどのようなロードマップを描いているのか伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　議員お話のとおり、職場体験、インターンシップ等は地域、産業界と連携・協働した実施が重要であると思っております。やはりキャリア教育を十分に展開するためには、学校が家庭や地域社会、企業、経済団体等の関係機関との連携が必要不可欠でありまして、そのために、それぞれの立場、役割を認識し、地域の特性を生かした継続的な体制づくりを推進することが重要だと考えております。例えば、学校に求められることは、事前学習、事後学習の充実であります。また企業等に求められることは、体験プログラムの充実、学校との協働による人材育成等の位置づけ。それから家庭、保護者に求められることは、キャリア教育への理解。そして教育委員会に求められることは、地域の取組を支援するために、全県的な産学連携に向けた取組づくりを推進すると。そういった役割分担をしっかりとしながら、地域、産業界と連携し充実を図っていきたいと思います。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　まずキャリア教育の充実が自己肯定感の向上、そして学ぶ意義の理解、社会とのつながりなどの形成の効果があると言われております。不登校やひきこもりの予防や、また改善にもなると考えておりますが、県内の不登校数とひきこもりの数を伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時27分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公　保健医療介護部長　保健医療介護部のほうで、ひきこもりの数を把握をしておりますので先に答弁をさせていただきます。

国が令和４年度に実施した調査から推計しますと、沖縄県内で15歳から64歳までのひきこもり者の数は約１万7700人となります。このうち、年齢が15歳から39歳までは約8000人となっています。これはまた別の統計になりますけれども、昨年度の県のひきこもり専門支援センターでの相談の実人数は314人ですけれども、年代別で30代以下の割合が63％となっております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　不登校の児童生徒の数についてお答えします。

文部科学省の問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、令和３年度から令和６年度にかけて、5286人、6853人、8240人、8953人と推移しております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　不登校の数がもう約9000人近い、大きな数だと思っておりますし、それとともに、ひきこもりが１万7700名。これも相当大きい数ですね。このひきこもりの方々の４割が不登校になっていたという統計も出ております。そういった中では、この不登校の時期にしっかりとしたキャリア教育、これをしないとなかなか改善できないんじゃないかなと思っております。

それでお聞きします。

不登校の子どもたちへのキャリア教育はどのような形で進めていかれるのか。もしそれがあるのであればよろしくお願いします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　申し訳ありません。まず初めに訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど不登校の児童生徒の数で、令和３年度から令和６年度にかけて令和６年度の数値を8953人と申し上げましたが、8958人の間違いでありました。訂正しておわび申し上げます。

それでは、不登校指導において重要な視点は、児童生徒に多様な学びの場を提供することによりまして、自らの進路を主体的に考えるように後押しをし、社会的自立を目指すことであります。このことは、キャリア教育でも重要な視点でございます。

したがいまして、教育委員会としましては、不登校の児童生徒に限らず、全ての児童生徒一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、しっかりと全ての児童生徒のキャリア発達を促す教育を推進してまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　義務教育含めて教育の最終的目標は、個人の自立、それをしっかりと成し上げて、社会の形成者として育成するのが教育の一番根本だと私は思っております。ぜひともそのことをまた認識して、不登校、ひきこもり、またキャリア教育、よろしくお願いいたします。

(2)、沖縄県公立学校教育推進事業について。

ア、目的と具体的な目標。

沖縄県公立高等学校教育改革推進事業の基本的な目的を明確にしてください。特に、地域経済、雇用政策との整合性、教育格差、産業ニーズへの対応といった観点からの位置づけができるのであれば、よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

沖縄県公立高等学校教育改革推進事業でありますが、2040年を見据えた国の高校教育改革に関する基本方針の確実な実装を図るため、公立高校等の教育内容の抜本的改革と教育環境整備を一体的に行う改革先導拠点の創設を目的としております。本事業では、本県の産業、就業構造等を踏まえた人材育成や全ての生徒に対する学びの選択肢の確保等について、教育委員会のみならず、関係部局、地域産業界、高等教育機関等が一体となって推進することが求められております。

県教育委員会としましては、本事業の取組を通して、地域産業を支える人材育成を推進してまいります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　そうであれば、教育格差の是正という観点から、本事業がどの課題を解決しようとしているのか伺います。離島・過疎地域の高校支援やＩＣＴ活用など、具体的な方向性を示していただければ助かります。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時33分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　今回進めていく事業においては、３類型がございます。

まず１点目がアドバンスト・エッセンシャルソーシャルワーカーの育成支援であります。最新の産業界のニーズに対応した教育を行うために必要となる高度な施設、設備へのバージョンアップを図る、あるいは技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探求的、実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実践する、これが１点目であります。

２点目が理数系人材育成支援であります。先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、理数系素養を身につけつつ、自ら問いを立て解決するための文理融合の学びを実現する必要があるということであります。これまでの一般的な普通科高等学校等の在り方を改革し、生徒や地域の実情に応じた特色、魅力ある学校を実現する。

もう一つの類型が、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保ということで、全国どこにいても多様な学びが保障されるよう、生徒の地理的アクセスの確保に留意し、人口減少地域においても、地域の実情や生徒の学習ニーズ等に応じ、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活用した遠隔授業を活用した、学びの提供を実現するということでありまして、今この３類型に基づいて、本県の課題が様々ありますが、どの課題に着目して実施をするのか、またどの地域で実施をするのか、どの学校で実施をするのか、そういったことを今検討しておりますが、しっかりとこの類型内容を踏まえながら、実効性のある取組を実践していきたいと思います。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　それでは、イのほうに行きたいと思っております。キャリア教育と職業教育の整合性。本事業はキャリア教育と職業教育のどの部分を強化することを意図しているのか伺います。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　お答えします。

キャリア教育は、児童生徒の社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を目指しており、また職業教育は一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度の育成を目指すものであり、この職業教育は、キャリア教育に包含されるものであります。本事業では産業イノベーション人材の育成を目的としていることから、事業を推進する上でいずれも重要な視点であると捉えております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　そうであれば、職業教育の強化ポイントとして、実習環境整備、そして資格取得支援、産学連携授業のうち、どれを最重要視しているのか伺います。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　県立高校においては、多様化する生徒の実態に応じた教育課程の編成や生徒の希望に応じた進路指導を行うなど、支援の充実に努めているところであります。本事業において、例えば離島の多い本県の特性を踏まえ、オンライン学習等の充実を図るなど、多様な学習ニーズに対応した教育機会を確保することもできると考えておりまして、県教育委員会としましては、本事業における各分野での取組を生かし、生徒の多様な進路ニーズに対応した支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　全てのことに対して重要だという形だと思っております。

それでウのほうに行きます。

進路多様化に対応する支援体制、大学進学希望者、就職希望者、専門学校進学希望者、起業希望者、それぞれの支援メニュー等がありましたらよろしくお願いいたします。

○半嶺　満　教育長　休憩お願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時38分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満　教育長　申し訳ございません。繰り返しになりますが、県立高校においては、この多様化する生徒の実態に応じた教育課程の編成や生徒の希望に応じた進路指導を行うなど、支援の充実に努めております。本事業においては、例えば離島の多い本県の特性を踏まえ、オンライン学習等の充実を図るなど、多様な学習ニーズに対応した教育機会を確保することもできると考えております。

教育委員会としましては、本事業における各分野での取組を生かし、生徒の多様な進路ニーズに対応した支援のさらなる充実に努めてまいります。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　学生は様々な進路希望があると思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、事業を開始する際に――議案説明会のときに、どの方向性を持っていくのかという形で、検討委員会を立ち上げるということだったんですが、その検討委員会の中には、要は実務経験者として、有識者だけではなくて、民間の経営者の方々も活用するのかどうか、その点をお伺いいたします。

○中川京貴　議長　教育長。

○半嶺　満　教育長　この事業を進めていく上では、まず国そして県、地域、産業界、それから高等教育機関、そういった方々を一体にしてコンソーシアムを立ち上げまして、様々な視点から議論をしていくというようなことで進めてまいります。そういう意味で産業界――様々な企業の方々も参加していただいて、いろんな知見を活用していければと思っております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　よろしくお願いします。

これはもう５月にまとめないといけないというお話もされておりました。時間がないので、それはまた教育長、リーダーとして、しっかりと引っ張っていってください。よろしくお願いします。

大項目２、観光産業のほうに移ります。

中項目１、沖縄県のリーディング産業である観光について。

ア、量より質に向けた観光について。

観光の持続性と地域経済の安定化には、単なる来訪者の増加ではなく、地域に利益などをもたらす質の向上も不可欠だと考えるが、県の見解を伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、質の向上による沖縄観光の変革を図ることとしております。このため、国内外の誘客活動の展開、戦略的なＭＩＣＥの振興、自然、歴史、文化などソフトパワーを生かした質の高い観光コンテンツの造成、サステナブルツーリズム、観光ＤＸなどを推進するとともに、観光産業を支える人材の育成・確保に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　量から質への転換を本気で進めるのであれば、観光消費額、そして滞在日数、付加価値型観光の育成など、どの指標を重点に据えて、大体いつまでの水準――指標を求めた場合の水準を目指すのか、具体的な数値もしくは目標があるのであれば、伺いたいんですけれども、よろしくお願いします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時42分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

従来の第５次沖縄県観光振興基本計画までは、入域観光客数と、観光消費額、滞在日数――人泊数ですね、そういうのを目標値として置いておりました。第６次沖縄県観光振興基本計画からは、この入域客数は落としてます。ですから、基本的には、観光消費額、人泊数等、その辺の数値を令和13年度の目標値として置いております。この計画等については、ちょうど令和８年度に中間見直しを行う予定ですので、その中で、今言った数値――たくさんありますが、それにつきましては、今量から質へと申し上げましたけれども、その部分に反映できるような目標値ですね、あとは成果目標、その辺を設定していく予定でございます。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　滞在日数とか、あと消費額などの正確な数は、今回の答弁の中に出ていなかったんですけれども、それはまた今年度からまた来年にかけてしっかりと進めていくという形でお願いいたします。

あとイ、持続できる観光について。

観光の拡大が自然破壊や住民負担を招かないよう、持続可能性を制度的に担保するための施策があるのか伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、持続可能な観光を目指す上では量から質への転換が重要であり、県民、事業者、旅行者の３者による協働が不可欠となることから、都道府県では全国初となる沖縄サステナブルツーリズム宣言を発出いたしました。令和８年度は、宣言等の周知啓発や地域の観光課題解決の支援に取り組むとともに、各主体が自律的に行動し、地域が豊かになるための取組について、宣言等の方向性に沿った既存施策の整理、詳細な制度設計、戦略策定を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　そうであれば、基本的にこの観光キャパシティーの管理、環境負荷の抑制、住民生活との調和はどのような制度で担保されるのかお聞きいたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時45分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　今、持続可能な観光という形でキャパの問題のお話が出ましたけれども、大変重要な部分でございます。宿泊施設も急増しているということで、業界の方々からもどのぐらいの規模の観光が来た場合に――人数ですね。受け入れる体制があるのかというのは、従来からよく言われております。

そこで県としましては、令和８年度に新たに実態調査ということで、宿泊施設を含む水・電気等の受入れ環境のキャパ、それについて調査を始めることとしております。その辺でどのぐらいの人数が来た場合、当然インバウンドも含めてですけれども、対応が可能かを、一、二年かけてしっかり調査していきたいと思っています。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　私たち沖縄県は海洋県でございます。その中であれば、水問題もございます。観光客は、私たち普通の住民の５倍近くの水を使うと言われております。そうなってまいりますと、やはり水の少ない島、この沖縄県でも夏場の渇水等いろいろな問題が出てまいります。それも含めて一、二年かけて調査をなさるということなんですけれども、もうできたら早め早めにしないと、住民生活に負担がかかってくるんですよね。それをよろしくお願いいたします。

ウのほうにまいります。

教育民泊（教育目的の民泊）について。

沖縄に来訪する修学旅行は停滞していたが、今、復活しつつあります。学校教育や体験学習と連携した教育民泊に関し、県として推進する方向なら、その基本方針と安全確保、品質管理の枠組みがあるのであれば伺います。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、観光協会などの関係事業者で構成する沖縄県修学旅行推進協議会及び分科会を設置し、民泊、平和学習などの各分野における課題の共有や解決に向けた意見交換を行うなど、受入れ体制の整備に取り組んでおります。令和７年度の教育旅行民泊分科会では、関係部局と連携し、食中毒予防に関する勉強会を開催し、受入れ民家の衛生管理の意識向上を図りました。県としては、引き続き関係機関等と連携し、受入れ体制の整備を図り、安全・安心な修学旅行の誘致に取り

組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　私、今教育民泊に関しまして、なかなか受入れ民家が少ないと。この受入れ民家の育成は、ほぼほぼ100％、民間事業者任せになっていると思っております。そこを県が指導して――受入れ民泊がなければ、この教育民泊も成り立たないんですよ。私はこの教育民泊に関しましては、スローツーリズム――大型資本のリゾート観光もいいかもしれません。しかしスローツーリズムで、この中学生、高校生の思春期の子どもたちが沖縄大好き人間になれば、沖縄県への観光のリピーターになります。それを毎年積み重ねていけば相当な人数になると思うんですよね。私も平成17年から始めております。そのときに受け入れた子どもたちが、もう今社会人になりましたって来るんですよ。わざわざ訪ねてきて。こういったリピーター客を増やすには、この民泊の品質が私は大切だと思っております。そこは民間業者任せではなくて、県も主体となってやっていってほしいなと。コンベンションビューローがあるんだったら、そこを使ってやっていってほしいなと思っておりますけれども、その件に関していかがでしょうか。

○中川京貴　議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真　文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、修学旅行における民泊について受入れ民家の拡大と質の向上を目指した取組を行っております。令和７年度は教育旅行民泊分科会で、食中毒予防や海外修学旅行受入れに関する勉強会を実施したほか、関係部局において、農家民泊に関する研修会を実施し、受入れ民家の質の向上を図っております。

県としては、引き続き受入れ民家の課題把握と解決を図りつつ、関係機関と連携し安全・安心な修学旅行の誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　よろしくお願いします。

今、民泊の受入れ民家が少なくて、もう毎日受け入れている家庭もございます。これ家庭に一般の方が入ってくるので、家族に相当な負担もかかってまいります。これが本当に破綻した場合には、この教育民泊自体もできなくなりますので、その点をしっかりとよろしくお願いします。

３、港湾整備について伺います。

(1)、糸満漁港整備について、糸満漁港は地域水産業の中核を担う重要な港湾であります。北地区の加工用用地の稼働状況や港内の岩礁しゅんせつに係る財源確保に課題があると思っております。地域の雇用創出、流通機能強化及び航行安全の確保の観点から、現状と今後の具体的な整備計画、財源の見通しについて伺います。

ア、北地区加工用用地内の操業事業者が現在１社にとどまっております。今後の事業者誘致計画、用地活用方針及びそれらを実現するための具体的施策について伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

糸満漁港の加工場用地の事業者誘致への取組でございますが、現在、糸満漁港北地区の加工場用地の貸付区画は６区画ございますが、うち１区画は貸付契約を行っており、１区画は現在貸付契約に向けた審査を行っているところです。残りの４区画についても引き続き公募を行い、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設の機能の高度化に関する能力を有する水産加工事業者を選定し、糸満漁港の産地機能の集約化に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　この北地区の加工場は、この計画を受けてからもう３年、４年目入りますよね。なかなかそこに誘致ができないというのは、水産物の水揚げ量、これが少ないためなのか、もしくはまた交通の関係があるのか、この原因は何にあるんでしょうか。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　この加工場用地の貸付状況低調の原因ということでございますけれども、令和３年１月に実施した第１回の公募では３社の応募があり、１社と貸付契約を締結しましたけれども、２社は審査期間中に辞退となりました。その辞退しました２社への聞き取りによりますと、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化でございますとか、建築資材の高騰が主な要因だったと聞いております。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　民間事業者ですので、様々あると思います。けれども、やはりそこの場所がしっかりと埋まることによって、糸満市の水産物加工が進んでまいります。雇用の場が生まれてまいります。ぜひともまた今後も誘致の推進、よろしくお願いいたします。

イのほうにまいります。

港内の岩礁しゅんせつについて、執行部は財源確保が難しいというような趣旨の答弁がされておりますけれども、しゅんせつに要する概算費用等の見積りなどはあるんでしょうか、伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

この糸満漁港北地区にある岩礁のある水域は、県が管理する漁港施設ではなく、また、当該岩礁のしゅんせつする範囲や深さ、それからしゅんせつ土砂の処分費用等も不明瞭であることから、仮定の条件をもってしゅんせつ費用をお答えすることは控えさせていただきたいと思います。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　（資料を掲示）　これ、県に出されております特定漁港漁場整備事業計画書、これは糸満地区であります。その中で、この大型漁船が入ってくることによって、課題があると。大型漁船が上陸可能な船揚場等がないため、漁業活動に支障となっているとか、大型漁船に対応した船揚場や護岸及び関連する設備が整っていないとかという課題があるんですよね。この課題を解消するためにも、やはりしっかりとしたしゅんせつをやらないといけないんじゃないかなと思っております。ただし、これまだすぐにはできないのであれば、この財源確保の困難さから現時点では難しいという答弁であるならば、この南側、今回19トンクラスの船揚場ができますよね。その南側のこれは待機場ですか、その周辺においては岩礁の影響があると思うんですよね。そこの安全性確保は少しでもできるのかどうか、その点を伺いたいと思っております。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時55分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

糸満漁港北地区で整備予定の船揚場においては、船の上げ下ろし作業の風対策として、船揚場に隣接する防波堤等に防風柵を設置するなどの安全対策を行う予定です。なおこの防風柵は、岩礁の南側に設置予定であることから、その副次的な効果として、岩礁のある水域での風の影響が軽減される可能性があると考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　こちらのほう、やはり糸満市もそして漁業協同組合も、何度も要請されていると思っております。ぜひともその要請を受け取って、なるべく何とか整備できる形で持っていくようお願いを申し上げます。

休憩いたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時56分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○大田　守　議員　大項目４、農業行政についてお伺いいたします。

(1)、沖縄由来の黒こうじ菌を活用した農業について。

ア、令和６年９月定例会で、本県ではこうじ菌を活用した飼料化の事例はないが、泡盛蒸留かすの飼料化、豚や子牛への給与試験などで泡盛の蒸留かすを使った事例等はある。他県では、黒こうじを添加した飼料の豚への給与試験において、１日当たりの増体量や枝肉重量増加で、生産量が向上の報告事例がある。他県の事例等を踏まえ検討するとしたが、その後の対策、取組を伺います。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

黒こうじ菌を活用した飼料については、肥育豚の生産性が向上するなどの報告があることは承知しております。なお、その効果等については十分検証していく必要があることから、本飼料の活用について聞き取りを行うなど、今情報収集等に努めているところであります。引き続き、黒こうじ菌を活用した飼料化については、情報収集を行うとともに、必要に応じ、関係団体等に情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　本県の畜産業は地域経済を支える重要な基幹産業である一方、畜舎などから発生する悪臭は住民生活への影響や地域との共生の観点から、長年にわたる深刻な課題となっております。特に豚舎周辺の臭気苦情は依然として多く、畜産農家の経営継続に影響を及ぼしかねない状況であります。このような中、鹿児島県では、黒こうじ菌を活用した飼料によって、悪臭軽減、飼料効率の改善、堆肥化の促進など、多面的な効果が報告されております。本県においてもその技術の導入可能性を検討すべき段階にあると思いますけれども、そこは鹿児島県含めて、早速地域のほうでも、県が主体となって、この臨床実験含めて、そ

してまた飼料化に向けて補助金を出しながらやっております。その点をまず、沖縄県として、私は視察に行ったほうがいいんじゃないかなと思っております。特に沖縄県の豚は年々畜産頭数も減っております。これはやはりこの悪臭問題なんですよね。近くにあった小さなところから、今どんどん廃業しております。その点を何とかしていかないと、私は苦しい状況になるんじゃないかなと思っております。だからこそ、沖縄県として、担当部署の方が視察をして、その結果がいい結果であれば、私は沖縄県もやってよろしいですし、悪い結果であればやる必要もないと思っております。ただし、視察に行かないと。やはり百聞は一見にしかずです。そこでしっかりとやってほしいなと思っております。その点、視察をされるのかどうか、お伺いいたします。

○中川京貴　議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人　農林水産部長　お答えいたします。

先ほど悪臭対策ということもございました。県では、沖縄県畜産臭気対策マニュアル等を活用した悪臭対策ですとか、飼養衛生管理基準表に基づく、農家の指導等に取り組んでいるところでございます。またこの黒こうじ菌を活用した飼料については、県外の企業が製品化していると聞いておりますし、また県内でも一部の畜産農家が当該製品を試験的に導入した事例があると聞いているところでございます。今後はこの当該農家の飼養管理状況について聞き取り調査等を進めていきながら、どういったふうにこの効果の検証とか、そういったものをこちらでも、調べていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　よろしくお願いします。

70代の母親とそして50代ですかね、息子さん２人で200頭近い牛の肥育をやっているんです。ある場所では、１万頭以上の豚舎の場長がおっしゃるには、僅か５名でやっていると。これ排せつ物にやはり関係があると、はっきり申し上げております。私はすごいもんだと思いました、その現場を見て。ぜひともよろしくお願いします。

休憩いたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時１分休憩

午後６時１分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○大田　守　議員　５番、福祉行政。

子どもの権利条約で、子どもは単なる保護対象ではなく権利の主体であることが、国際的にも確認されております。児童相談所は、その権利を現場で守るための最前線であり、権限行使に当たっては、常に子どもの最善の利益を第一に考えることが求められております。

中項目１、児童相談所は児童虐待対応のために、児童福祉法に基づく一時保護を行っております。保護された子どもの安全は確保される一方で、保護された子どもにとっては、家庭での生活とは異なり、各種の権利を制限されることが課題となっております。明石市は、児童相談所の職員以外の者が一時保護された子どもの声を聞き、権利を守る取組を行う、こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）を設置しております。県の見解を伺います。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　県の見解ということですが、明石市におきましては児童相談所に一時保護された児童の声を聞く第三者委員会を令和３年４月に全国で初めて設置したということで承知しております。当該制度ですけれども、専門家などの第三者が一時保護の妥当性などを審査する仕組みということでありまして、子どもの権利擁護を図るための先進的な取組であるというふうに考えております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　明石市の場合、平成30年８月ですか、生後２か月の乳児が虐待のおそれがあるということで一時保護されました。でも１年半近く面会もできないまま、この大事な乳児期の１年半を別々に暮らしているんですよね。そして、最終的には裁判所でこれは保護しなくてもよかった事例だということで、市が、行政が謝っているんですよ。その後、やはりこのようなことが起きてはいけないということで、こどものための検討委員会が立ち上がって、そしてこの第三者委員会ができております。私は同じようなことは表面化しないだけで、日本全国にあると思うんですよね。そういった面では、私は沖縄県もこういった形でしっかりとやったほうがいいんじゃないかなと思っております。沖縄県でも、一昨年でしたか、里親問題ありました。あれ、知事が謝罪なされましたよね。やはり一時保護されたときに、子どもの意見も聞く、そして親の意見も聞く。これを第三者がやって判断していくと。やはりこれが必要なんですよ。今、県内でも、一時保護された場合に、子どもたちは今までの家庭の状況と全く違うんですよね。子どもが言ってもなかなか自分で表現できないものもあるかもしれません。今、児相の皆さん方は、辞める方も結構いらっしゃっ

て、相当な負担なんですよね。だからこそ、この方々に任せるんじゃない。客観的に見ることができる第三者委員会を、私は立ち上げるべきだと思っております。この点に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　今議員おっしゃるように、明石市が第三者委員会を導入した経緯というのは、令和２年度に児相が一時保護した乳児の措置をめぐって裁判になって、慰謝料を支払う事案が生じたというところで、その翌年に第三者委員会というものが設置されております。そういった経緯も踏まえながら、今現在ですけれども、細かく言いますと今年度の６月からですが、全国一律に親の同意がない一時保護については、司法審査制度というものが導入されております。どういうことかというと、親の同意がなくて一時保護した場合には、７日以内に裁判所に子どもの面談の意見を添えて提出をして、裁判所の許可を得るという制度でございます。そういった制度が現在施行されていますので、一時保護の適法性、それから透明性の確保が図られているのではないかと考えております。また沖縄県では、昨年度からアドボケイトが一時保護所等を定期訪問しまして――これは基本的に１週間に１度程度訪問しております。定期訪問をして、子どもの意見を聞く取組というのも行っていますし、一時保護所にも、子どもの意見箱という、そういった意見が言えるような意見箱も設置しているところでございます。さらに現在、一時保護を含む全ての子どもたちの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて、取組を進めているところでございます。

県としましては、引き続き子どもの権利擁護に係る施策の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　今の説明では、裁判所の司法判断を待つという形になってはいるんですけどね。これ、誰がどのような形でやられるんですか。県が主体となってやられるんですか。それとも、児相がやられるんですか。裁判であれば弁護士なりを頼む場合にどういった形でやられますか。

○中川京貴　議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂　こども未来部長　司法審査制度は保護者の同意がなくて保護した場合に、児童相談所が子どもの面接をして、子どもが措置に至った背景だとか状況だとか整理しまして、それに子どもの意見という形で添付して、裁判所に提出して許可をもらうという手続でございます。

○中川京貴　議長　大田　守議員。

○大田　守　議員　明石市の場合、一時保護の継続について本当に一時保護を続ける必要があるか、一時保護以外の方法を取ることはできないのか、そして面会の制限もあります。面会制限については、児童との面会が不当に制限されていないか。面会制限を行う場合は、真にその必要があるか、また制限の程度や方法は適切なのか。通学支援については、児童の通学の機会が十分に保障されているか。児童が通学できていない場合、そのことについて、やむを得ない事由があるのかどうか。まずこの４点をしっかりと第三者委員会のほうでやっていくと。まず弁護士でも何でもないんですね、この第三者委員会。そちらのほうでこの４つをしっかり見ていくという形になっております。だからこそ私は司法とかそういった以前に、この第三者委員会を県でしっかり立ち上げてやるべきではないかと思っておりますけれども、最後にお聞きいたします。

○中川京貴　議長　玉城知事。

○玉城デニー　知事　お答えいたします。

今沖縄県では、子どもの権利尊重条例の改正を含めて、こどもまんなか社会のその一つ一つの取組を進めさせていただいておりますが、先ほどのこども未来部長からありました、子どもアドボケイトというその制度も、仕組みも新たに始めさせていただきました。つまり、議員御案内のように子どもを権利の主体として捉えなければいけないということで、ただ保護する存在ではなく、一人の個人として尊重するということに基づいて、沖縄県の子ども政策をしっかり、何ていうんでしょう、改善していこうということで取り組んでおります。この明石市のこどものための第三者委員会も非常にいい取組ですので、先例とさせていただいてまたしっかり勉強していきたいと思います。ありがとうございます。

○大田　守　議員　ありがとうございました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時10分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第29号議案から甲第45号議案までについては、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

○中川京貴　議長　ただいま予算特別委員会に付託されました議案を除く乙第１号議案から乙第23号議案まで、乙第25号議案から乙第28号議案まで、乙第32号議案から乙第46号議案まで及び乙第48号議案から乙第50号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明２月28日から３月５日まで６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、明２月28日から３月５日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴　議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時12分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年３月６日

令和８年
第　１　回　　沖縄県議会（定例会）会議録

（第９号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

令和８年３月６日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第9号

令和８年３月６日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第33号議案から乙第36号議案まで（土木環境委員長報告）

第２　甲第29号議案から甲第45号議案まで（予算特別委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第33号議案から乙第36号議案まで

乙第33号議案　工事請負契約について

乙第34号議案　工事請負契約について

乙第35号議案　工事請負契約について

乙第36号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

日程第２　甲第29号議案から甲第45号議案まで

甲第29号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）

甲第30号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）

甲第32号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）

甲第33号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第34号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）

甲第35号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第36号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第37号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第２号）

甲第38号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第３号）

甲第39号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第40号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）

甲第41号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

甲第42号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第43号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）

甲第44号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

甲第45号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）

出　席　議　員（46名）

47番	中川京貴　議長	4番	儀保　唯　議員
42番	上原　章　副議長	5番	米須清一郎　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	6番	高橋　真　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	7番	宮里洋史　議員
3番	大田　守　議員	8番	徳田将仁　議員

9番	新里治利 議員	27番	新垣光栄 議員
10番	新垣善之 議員	28番	玉城健一郎 議員
11番	新里　匠 議員	29番	山里将雄 議員
12番	平良識子 議員	30番	糸数昌洋 議員
13番	比嘉瑞己 議員	31番	仲里全孝 議員
14番	次呂久成崇 議員	32番	仲村家治 議員
15番	喜友名智子 議員	33番	下地康教 議員
16番	幸喜　愛 議員	34番	新垣　新 議員
17番	上原快佐 議員	35番	島尻忠明 議員
18番	松下美智子 議員	36番	大浜一郎 議員
19番	喜屋武　力 議員	38番	渡久地　修 議員
20番	大屋政善 議員	39番	當間盛夫 議員
21番	小渡良太郎 議員	40番	仲宗根　悟 議員
22番	新垣淑豊 議員	41番	山内末子 議員
23番	比嘉　忍 議員	43番	西銘啓史郎 議員
24番	当山勝利 議員	44番	又吉清義 議員
25番	西銘純恵 議員	45番	呉屋　宏 議員
26番	仲村未央 議員	46番	島袋　大 議員

欠　　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
宮城　優	次長	浦崎千都	主事
上原　毅	議事課長	大城聖子	主幹
宮城　亮	課長補佐	上運天慎也	主幹

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　日程第１　乙第33号議案から乙第36号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝　土木環境委員長　みなさん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第33号議案から乙第36号議案までの４件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第33号議案から乙第35号議案までの「工事請負契約について」の３件は、いずれも県立中部Ａ特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容として、建設第１工区は、契約金額が12億3420万円、契約の相手方は、株式会社呉屋組、株式会社高橋土建、有限会社呉開発の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。

建築２工区は、契約金額が12億3750万円、契約の相手方は、株式会社大米建設、株式会社照正組、株式会社小波津組の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。

建築３工区は、契約金額が17億7320万円、契約の

相手方は、株式会社南山開発、株式会社金城組、有限会社辰雄建設の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

これらの議案に関し、多くの事業者に入札の機会を設ける観点からどのような工夫を行ったか。以前は施工実績の要件等で入札のハードルが高かったが今回はどうかとの質疑がありました。

これに対し、前回は総合評価方式による入札で全工区が不落であったことから、今回は一般競争入札とし、構成員も特Ａ級だけでなく、Ａ級等も加えるなど、多く業者が参加しやすい形にした。また、施工実績については、建築一式工事としての要件はあるが、用途や規模などの要件はつけていないとの答弁がありました。

次に、事業者に積算の時間的余裕を持たせるため、工区ごとの入札日をずらすことはできないかとの質疑がありました。

これに対し、入札の制度上、同じ日であれば取り抜け案件として設定することが可能であり、先に落札した業者は他を受注できない形となるため、同一の業者が全て落札することを防ぐことができ、より多くの業者の受注機会の確保が図られる。入札日を別の日にした場合は取り抜け案件が設定できなくなるとの答弁がありました。

そのほか、中部の業者が一つも落札できなかった経緯、分離分割発注を３工区とした理由、工事予算の該当年度及び債務負担行為の取得時期、週休２日における土日出勤等の柔軟な対応の可否などについて質疑がありました。

次に、乙第36号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、国道449号災害復旧工事（令和５年災１号）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を8032万3846円増額し、６億9923万4446円に変更するものであり、今回の変更は建設工事請負契約条項に基づくインフレスライド協議等による増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、インフレスライド方式についてどのような仕組みになっているかとの質疑がありました。

これに対し、請負代金額から基準日以前の出来高部分を控除した残工事分について、物価変動を加味して再計算し、その増加額が受注者負担とされる残工事費の１％を超えていれば、協議の上で代金に上乗せするものであるとの答弁がありました。

次に、インフレスライドによる増額分は国庫補助の対象となるのか、またその補助率は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、災害復旧事業の国庫補助率は８割であり、増額分も補助対象となる。残りの２割は県の負担となるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第33号議案から乙第36号議案までの４件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第33号議案から乙第36号議案までの４件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案から乙第36号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第２　甲第29号議案から甲第45号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔大浜一郎　予算特別委員長登壇〕

○大浜一郎　予算特別委員長　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第29号議案から甲第45号議案までの17件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第29号議案「令和７年度沖縄県一般会計

補正予算（第９号）」は、令和７年度の執行状況を踏まえた経費の増減等について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、240億9338万6000円の増額で、補正後の改予算額は、9606億2574万6000円となる。

歳入の主な内容は、県税、地方消費税清算金、地方譲与税及び地方交付税の増などである。

歳出の主な内容は、高等学校等就学支援金事業の対象生徒数が見込みを上回ったことに伴う増、公立沖縄北部医療センター整備に要する経費等を地域医療介護総合確保基金へ積み増すための増、令和７年度給与改定に伴う人件費増に要する経費を病院事業会計に繰り出すための増、北部基幹病院整備推進事業において、補助事業者等における執行が当初見込みを下回ったことなどに伴う減、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業において、県内肉用雌子牛の平均価格の上昇により、生産者への補塡金額が当初計画より大幅に減少したことに伴う減、国庫内示減に伴う県管理港湾の整備に要する経費の減などであるとの説明がありました。

なお、繰越明許費は、予算成立後の事由等により、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度に繰り越して実施するため計上するものである。

また、債務負担行為は、県立高等学校における端末購入補助に要する経費及び県立高等学校施設の危険改築等に要する経費を計上するものであるとの説明がありました。

次に、甲第45号議案「令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）」は、給与改定に係る一般会計繰入金を受け入れるため、補正予算を編成するものである。

収益的収入予算の補正については、収益的収入において、医業収益を２億6542万8000円、医業外収益を４億198万2000円増額し、これを既決予定額に加え、補正後予定額を710億7346万4000円とするものであるとの説明がありました。

まず、甲第29号議案に関し、海岸漂着物等地域対策推進事業において、地域から事業費が足りないという声がある中で、なぜ減額補正となっているのか。また予算確保に向けた取組はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正は当初予算で見込んでいた国庫補助額に対し、国の内示を受けて最終的な額が確定したため、差額分を減額したものである。

また、国の補助金の内示額は増加傾向にあるものの、例年、要望額の６割から７割程度の配分となっている。

県としては、全国知事会や九州地区の環境部局長会議等を通して、毎年国に予算確保を求めており、引き続き満額確保に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、産地パワーアップ事業において、昨年度に引き続き実績がなく１億円の大幅減となっているが、現場の声をしっかり聞いていないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、令和７年度は各市町村、団体等に事業要望調査を計５回行うとともに、担当者会議等での事業説明や県のホームページへの掲載により広く周知を図っている。ただ、実際に相談等はあるものの、事業の申請に結びついていないことから、市町村を通じたきめ細やかなサポートについて改善していきたいとの答弁がありました。

次に、生活福祉資金貸付事業費において、償還免除の実績及び生活が困窮している世帯への支援の状況について質疑がありました。

これに対し、償還免除の決定件数は、令和８年１月末時点で８万5519件で貸付全体の57％、償還免除額が335億949万6000円で貸付全体の56.1％となっている。

県としては、償還免除等についてホームページへの掲載や年３回の案内文書の送付により周知するほか、償還が滞っている世帯に対しては、県や市町村の社会福祉協議会と連携しながら、戸別訪問や出張相談会などにより支援を案内している。また、定期的な相談助言により、生活困窮者自立支援制度など他の福祉制度につなぐなどの支援を実施している。一方、文書を送付しても未応答の世帯に対してのアプローチが課題であるとの答弁がありました。

そのほか、医師派遣推進事業において派遣できなかった要因、離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業の対象市町村数、各基金の運用状況、県立高校におけるトイレの洋式化率、バス通学費支援事業（補助）の事業概要及び信用保証制度活用促進事業における代位弁済の推移などについて質疑がありました。

次に、甲第36号議案に関し、特別会計の概要及び分譲等の利用状況について質疑がありました。

これに対し、当事業は中城湾港の新港地区において、工業用地や都市機能用地等の管理及び分譲を行う費用に要する経費で、分譲や長期貸付等による利用状況は、現時点で96.4％であるとの答弁がありました。

次に、甲第42号議案に関し、補正理由が国埋立事

業の事業工程、施工範囲等の調整の遅れとあるが、県の事業工程が国の工程に影響されるのかとの質疑がありました。

これに対し、泡瀬地区の造成事業は、まず国が埋立てをし、その上層部を県が地盤改良して沖縄市へ売却する流れになっているため、先行事業である国埋立事業の工程によって県の事業工程も影響を受けるとの答弁ありました。

次に、甲第44号議案に関し、増額補正の具体的な内容について質疑がありました。

これに対し、国民健康保険事業の増額補正の内訳は、市町村に交付する保険給付金の増額費用として交付金約40億円、財政安定化基金への積立金として約10億円、過年度の国庫支出金等の精算に伴う費用として償還金約４億円、その他特定健診負担金を精算する費用として、負担金及び一般会計への繰出金を計上しているとの答弁ありました。

採決の結果、甲第29号議案から甲第45号議案までの17件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第29号議案から甲第45号議案までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案17件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第29号議案から甲第45号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月７日から26日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、明３月７日から26日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴　議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時21分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝

令和８年３月27日

令和８年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和８年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和８年３月27日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第10号

令和８年３月27日（金曜日）

午前10時開議

第　１　乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案（総務企画委員長報告）

第　２　乙第12号議案から乙第18号議案まで（経済労働委員長報告）

第　３　乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案（文教厚生委員長報告）

第　４　乙第19号議案から乙第21号議案まで（土木環境委員長報告）

第　５　沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

島尻　忠明議員　　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　　上原　　章議員　　提出　議員提出議案第１号
渡久地　修議員　　当山　勝利議員

第　６　沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

呉屋　　宏議員　　新垣　淑豊議員
仲村　家治議員　　島尻　忠明議員
大浜　一郎議員　　西銘啓史郎議員
上原　快佐議員　　玉城健一郎議員　　提出　議員提出議案第２号
大田　　守議員　　次呂久政崇議員
糸数　昌洋議員　　比嘉　瑞己議員
当山　勝利議員

第　７　乙第48号議案から乙第50号議案まで（総務企画委員長報告）

第　８　乙第37号議案から乙第40号議案まで（経済労働委員長報告）

第　９　乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案まで（土木環境委員長報告）

第10　甲第１号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）

第11　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件

第12　中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書

島尻　忠明議員　　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　　上原　　章議員　　提出　議員提出議案第３号
渡久地　修議員　　当山　勝利議員

第13　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書

小渡良太郎議員　　喜屋武　力議員
大屋　政善議員　　比嘉　　忍議員
仲里　全孝議員　　又吉　清義議員
米須清一郎議員　　玉城健一郎議員　　提出　議員提出議案第４号
大田　　守議員　　仲宗根　悟議員
高橋　　真議員　　比嘉　瑞己議員
当山　勝利議員

第14　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議

小渡良太郎議員	喜屋武　力議員	
大屋　政善議員	比嘉　　忍議員	
仲里　全孝議員	又吉　清義議員	
米須清一郎議員	玉城健一郎議員	提出　議員提出議案第５号
大田　　守議員	仲宗根　悟議員	
高橋　　真議員	比嘉　瑞己議員	
当山　勝利議員		

第15　請願令和７年第５号、陳情令和６年第81号、同第100号、同第109号、陳情令和７年第122号、同第138号及び同第147号（経済労働委員長報告）

第16　請願令和７年第13号、陳情令和６年第117号、同第174号、陳情令和７年第145号、同第173号及び同第183号（文教厚生委員長報告）

第17　陳情令和６年第124号、同第125号、同第139号、同第143号、陳情令和７年第68号及び同第102号（土木環境委員長報告）

第18　議員派遣の件（高校等出前講座）

第19　議員派遣の件（若者議会）

第20　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第 1　乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案

乙第１号議案　沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第27号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第 2　乙第12号議案から乙第18号議案まで

乙第12号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第14号議案　沖縄県糖業・農業振興基金条例

乙第15号議案　沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例

乙第16号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第17号議案　沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第18号議案　沖縄県宿泊税基金条例

日程第 3　乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案

乙第６号議案　沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第８号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県地域連携高齢者支援基金条例

乙第22号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県部活動大会参加支援基金条例
乙第26号議案　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第19号議案から乙第21号議案まで
乙第19号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

日程第６　沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

日程第７　乙第48号議案から乙第50号議案まで
乙第48号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第49号議案　副知事の選任について
乙第50号議案　専決処分の承認について

日程第８　乙第37号議案から乙第40号議案まで
乙第37号議案　財産の処分について
乙第38号議案　財産の処分について
乙第39号議案　財産の処分について
乙第40号議案　財産の処分について

日程第９　乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案まで
乙第32号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　訴えの提起について
乙第42号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第43号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第44号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第45号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第46号議案　損害賠償の額の決定について

日程第10　甲第１号議案から甲第24号議案まで
甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和８年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和８年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和８年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和８年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和８年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和８年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和８年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和８年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和８年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和８年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和８年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和８年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和８年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和８年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案　令和８年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和８年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和８年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和８年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和８年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和８年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和８年度沖縄県流域下水道事業会計予算

日程第11　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件

日程第12　中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書

日程第13　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書

日程第14　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議

日程第15　請願令和７年第５号、陳情令和６年第81号、同第100号、同第109号、陳情令和７年第122号、同第138号及び同第147号
請願令和７年第５号　養豚業の経営体質強化支援に関する請願
陳情令和６年第81号　分蜜糖製糖工場の老朽化対策に関する陳情
陳情令和６年第100号　羽地内海のしゅんせつを求める陳情
陳情令和６年第109号　パブリックビーチにおけるライフガード業務従事者の雇用確立と質の向上並びに業務受託方式の見直しに関する陳情
陳情令和７年第122号　西表島インダ・仲良田地区の水稲生産安定化に向けた支援を求める陳情
陳情令和７年第138号　地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援に関する陳情
陳情令和７年第147号　沖縄県のヤギ生産の振興支援に関する陳情

日程第16　請願令和７年第13号、陳情令和６年第117号、同第174号、陳情令和７年第145号、同第173号及び同第183号
請願令和７年第13号　軽度知的障がい、自閉スペクトラム症のある人の特性に配慮した障害福祉サービスの充実及び知的障がいのある女性へ特化した支援構築を求める請願
陳情令和６年第117号　県内国公立大学への薬学部設置の着実な実現を求める陳情
陳情令和６年第174号　全会一致で可決された県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議に関し取組の推進を求める陳情
陳情令和７年第145号　フリースクール等民間施設を利用する児童生徒・保護者及び民間施設を対象とした公的調査実施に関する陳情
陳情令和７年第173号　沖縄県立高等学校通信制課程の生徒もバス・モノレール通学費支援の対象にすることを求める陳情
陳情令和７年第183号　高校生部活動における県外遠征費補助金制度拡充に関する陳情

日程第17　陳情令和６年第124号、同第125号、同第139号、同第143号、陳情令和７年第68号及び同第102号
陳情令和６年第124号　南部東道路の早期全線開通及び南城つきしろＩＣからの延伸早期実現等を求める陳情
陳情令和６年第125号　南城市道に係る予算増額を求める陳情
陳情令和６年第139号　新石垣空港の滑走路延長・エプロン拡張等機能強化を求める陳情
陳情令和６年第143号　建設業振興に関する陳情
陳情令和７年第68号　公共交通機関の充実を求める陳情
陳情令和７年第102号　建設業振興に関する陳情

日程第18　議員派遣の件（高校等出前講座）

日程第19　議員派遣の件（若者議会）

日程第20　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

47番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	大田　守　議員	26番	仲村未央　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	新垣光栄　議員
5番	米須清一郎　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	喜友名智子　議員	39番	當間盛夫　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	上原快佐　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	島袋　大　議員

欠　　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	伊敷ユカリ	主幹
宮城　優次	長	大城聖子	主幹
上原　毅	議事課長	平良末子	主幹
宮城　亮	課長補佐	上運天慎也	主幹
安田　健	主査	中村　守	総務課長
浦崎千都	主事	宮城睦月	主幹
下地広道	政務調査課副参事		

○中川京貴　議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、島尻忠明議員外５人から議員提出議案第１号「沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」及び議員提出議案第３号「中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書」、呉屋宏議員外12人から議員提出議案第２号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」、小渡良太郎議員外12人から議員提出議案第４号「名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書」及び議員提出議案第５号「名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　この際、申し上げます。

３月９日に下地康教議員から、２月25日の会議における発言について、お手元に配付の発言取消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、下地康教議員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時５分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

日程第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎　総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の７件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び同地域部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、沖縄県公益認定等審議会の委員の任命に係る規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、受託者が公益法人やＮＰＯ法人等へと拡大されるが、必要となる要件は何か。また、受託者の認可はどのように行われるのかとの質疑がありました。

これに対し、新制度において受託者となるには、公益信託事務を適正に処理するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するなどの法的要件が求められる。また、新たに公益信託を設定する場合は、信託契約ごとに認可申請を行い、その都度、所轄行政庁の認可を得ることが必要となるとの答弁がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、令和７年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要があるため、関係条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる等の必要があるため、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第４号議案「情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」は、沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、デジタル技術を効果的に活用することが可能となるよう、関係条例の規定を整備する必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正により、今後は掲示場における書面掲示とインターネットを併用した公示を行うことになるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該改正については、県民の利便性及び行政の効率性を高めるために行うものであり、条例が整い次第そういう方向で順次対応していくとの答弁がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、宅地造成等規制法の一部が改正され、一定規模の盛土または切土を伴う宅地造成に関する工事を行う場合に、都道府県知事の許可が必要となったこと等を踏まえ手数料の徴収根拠を定めるほか、工業技術センターの手数料の額の適正化を図る等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、宅地造成における無許可の不法盛土や、危険な土石堆積の早期発見及び是正の監視体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、市町村や建設業界団体等への説明会を通して、危険な盛土等が発見された場合は情報提供するようにしており、他部署や出先機関等と連携しなが

ら定期パトロールも行っていきたいとの答弁がありました。

次に、犬の狂犬病予防注射手数料増額の根拠と、増額による接種率低下の懸念に対する県の見解について質疑がありました。

これに対し、当該手数料増額は、人件費や物価高騰に伴うコスト増によるものである。また、狂犬病の予防注射に係る事務は市町村の役割であるが、県としても狂犬病に関するポスターやチラシ作成による普及啓発や勉強会等における情報交換を行いながら、市町村と連携の上、接種率向上に向けた取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、地方警察官の定員を改める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、全国の地方警察官の増員のうち、沖縄県警察への配分割合が高い理由について質疑がありました。

これに対し、本県は離島県という地理的な特殊性を有していること、国内外から来訪する観光客の増加や米軍基地から派生する様々な警察事象や尖閣諸島を取り巻く情勢の変化など、他の都道府県にはない特殊な事情が存在すること等を踏まえ、警察庁において総合的な検討がなされた結果であるとの答弁がありました。

そのほか、定数増員における中途採用や再採用の有無と処遇について質疑がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、安全対策優良海域レジャー提供事業者の指定に係る手数料負担の適正化を図るため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、ＯＭＳＢ（沖縄マリンセイフティービューロー）がどういった団体でどのような活動を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、当該団体は水上安全条例の施行を機に、沖縄県の海域におけるスポーツやレクリエーション等に伴う事故を防止し、海域レジャーの健全な振興に寄与することを目的として設立された一般財団法人である。活動内容としては、事業者に対する安全対策の指導及び事故防止に向けた情報共有や水難救助員の養成など、事業者の指導及び育成の中心的な役割を担っているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の７件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第５号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第２　乙第12号議案から乙第18号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊　経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第12号議案から乙第18号議案までの７件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第12号議案「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、卸売市場法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県中央卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表について定

める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、同大学校が質の高い農業教育を提供し、就農者支援を続ける上で、授業料の額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、授業料を改定する経緯について質疑がありました。

これに対し、昭和54年度の開校から平成15年度までは無償であったが、受益者負担の観点等から、平成16年度より当時の高校授業料の半額の５万5800円、平成19年度からは同じく75％の８万3700円を徴収してきた。令和６年度から農業大学校が名護から宜野座に移転し、教育環境も充実してきたことも踏まえ、令和８年度に周知を行った上で、令和９年度から段階的に値上げを行い、令和10年度には、高校授業料と同額の11万8800円とする予定であるとの答弁がありました。

次に、今回の授業料の値上げが、農業人材確保のハードルとならないかとの質疑がありました。

これに対し、農業大学校の移転に伴い、キャンパスの中に農業機械の運転練習場や草地を確保するなど、教育環境の充実により学生の負担が減ること、新たにスマート農業等の最新の技術を学べる環境を整備することなどで、値上げ分のメリットを還元したい。なお、経済的に困窮している学生に対しては、従来より授業料の減免措置を行っており、就農が確実な方には、就農準備資金の活用が可能であるとの答弁がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県糖業・農業振興基金条例」は、糖業及び農業の総合的な振興及び持続的な発展を図ることを目的とする基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金による農業所得の向上や生産量の維持などの具体的な目標を設定しているかとの質疑がありました。

これに対し、具体的な数値目標は掲げていないが、個々の事業の取組目標を通じて、所得の向上に結びつけるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例」は、本県の畜産業の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図ることを目的とする基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本基金を通じて飼養頭数や生産量の増加を図ることとしているが、具体的な目標値等は設定されているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県農林水産振興計画の令和10年度目標値に向けて進めているが、飼養頭数の減少などで達成は厳しい状況であるため、酪農・肉用牛生産近代化計画の見直し時期に合わせて、現実的な目標数値について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、家畜排せつ物の適正処理について、農林水産部だけでなく環境やエネルギー部門等とも連動し、循環型社会の構築に向けた体制づくりを行う検討はあるかとの質疑がありました。

これに対し、八重瀬町で環境省事業を活用しバイオガスプラントを整備して、乳用牛のふん尿や、食品残渣を処理して発生するメタンガスによる発電や、消化液を肥料化し利用している事例がある。バイオガスプラントに関しては課題もあるが、県としては、耕畜連携を基本とした家畜排せつ物の有効利用を図る意味でも、プラントも含め可能性のあるものについて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、同センターの施設利用料金の基準額の適正化に向けて、各会議室等の利用料金の額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、同校の教室の使用料について、額の適正化を図る観点から、外部の団体等が利用する際の教室の使用料の額を改めるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県宿泊税基金条例」は、宿泊税の税収を、安全・安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れ体制の充実強化、その他の観光の振興に関する費用に充てるため基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、使途のメニューを作成するには、宿泊事業者等の現場の声をしっかりと集約・反映する仕組みが必要と考えるが、どのように対応するのかとの質疑がありました。

これに対し、従来のようにある程度の形ができてか

らの意見照会ではなく、初期の素案段階から観光業界などの現場の意見を最大限聴取し、戦略会議に反映させた上で議会へ提案したいとの答弁がありました。

次に、観光業界だけでなく、県民生活の向上につながるよう、県民の声を広く集約できる機会や場を検討することについて質疑がありました。

これに対し、これまでの観光アンケート等に加え、次年度以降は宿泊税について、県民を含めた幅広い方々の意見をアンケート等でしっかり拾っていくことを検討していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第12号議案から乙第18号議案までの７件については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案から乙第18号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第18号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第３　乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新　文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、こども未来部長、保健医療介護部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第６号議案「沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例」は、子ども・若者を取り巻く複雑化した課題に対応するため、子どもの貧困対策を含む沖縄県こども・若者計画に定める施策を継続して実施することができるようにする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第７号議案「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士等に係る関係条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、児童福祉法への移行による主な変更点は何かとの質疑がありました。

これに対し、大きな変更点としては、法改正で全国的な制度となり、内閣府への申請及び認定を受ける必要があること。また、全国で地域限定保育士として働くには、これまで保育士の登録後３年を経過すればよかったが、改正後は、３年間のうち１年以上かつ1440時間以上、保育士業務に従事する必要があるとの答弁がありました。

そのほか、通常の保育士との待遇面の差などについて質疑がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法及び母子保健法の一部が改正され、母子健康包括支援センター等の組織が見直されたこと等に伴い、規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新規卒業生の貸与者数と県内就職率について質疑がありました。

これに対し、令和７年３月に看護学校等を卒業した貸与者は52名で、そのうち46名、約88.5％が県内で就職しているとの答弁がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する、財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありまし

た。

次に、乙第10号議案「国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法の一部が改正され、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が追加されたことに伴い、納付金の算定に関する規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、子ども・子育て支援金を充てる事業は何かとの質疑がありました。

これに対し、支援金の使途は法律で定められており、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付及び国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の６事業の財源に充てられるとの答弁がありました。

そのほか、市町村の制度準備に係る財政支援などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県地域連携高齢者支援基金条例」は、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、高齢者を支援する取組を集中的に推進することを目的として基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本基金設置の背景は何か。また、官民連携プラットフォームに参加する民間企業の業種について質疑がありました。

これに対し、本県は75歳以上の人口増加率が突出して高く、高齢化への対応は急務である。そのため、万国津梁会議の提言を踏まえ、高齢者の支援ニーズに対応する新たな取組をつくりだす基盤となる、官民連携プラットフォームを構築し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、支援するための取組を集中的に推進するものであるとの答弁がありました。

また当該プラットフォームには、小売業のほか、保険、ＩＴ、家事支援サービス、警備、清掃等、多様な業種の団体が参加しているとの答弁がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他の都道府県の状況を考慮し、最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するための手当を設ける等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、第２種初任給調整手当について、最低賃金を下回る可能性のある職種があるのかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局の給料表で最低賃金を下回る水準はない。しかし、近年、最低賃金が上昇傾向にあり、万が一、給料表上の給料月額を時給換算した額が最低賃金を下回った場合、速やかな補塡ができるように手当を整備しているとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、定数増の実効性を高めるものとして、新規採用のほか離職防止等、人員確保の取組について質疑がありました。

これに対し、令和８年４月１日付で580名程度の教職員を採用する予定であり、あわせて、本務率の引上げのため、退職者の再任用による現場維持、メンタルヘルス対策による休職者を減らす施策等を織り交ぜながら、教員不足にならないよう取り組むとの答弁がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県部活動大会参加支援基金条例」は、中学校、高等学校等の生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、令和８年度から10年度までの３年間で基金に積み立てる総額4.2億円の積算根拠は何か。また、３年経過後の財源確保はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、３年間の積立額は、離島からの本島大会参加や、県外大会への派遣に伴う交通費及び宿泊費の３分の１程度の額を基に算出している。また、３年経過後の財源としては、これまでのクラウドファンディングや民間企業からの寄附も含めて、支援があれば基金に積み立てていくとの答弁がありました。

そのほか、補助対象となる大会について、現物給付への検討及び燃料費高騰等による定額補助の見直しなどについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、青少年の家の施設の利用料金の基準額の適正化を図るほか、附属設備の利用料金の基準額を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、前回の料金改定から、どれくらいたっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年度に指定管理者制度の導入をしてから消費税率変更に伴う改定を除き、見直しは今回が初めてである。令和３年度の包括外部監査の指摘や受益者負担の考え方を基に料金を見直しているとの答弁がありました。

次に、急激な燃料費や物価の高騰により、シャワー代やリネン代等のコスト上昇が考えられるが、契約上、運営支援の仕組みはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の２月補正予算で臨時交付金を活用して、賃上げ等の環境整備に係る人件費補塡を行ったところであるが、利用料金をしっかり確保するためにも、今回の料金見直しを含めて安定的な運営に努めていくとの答弁がありました。

そのほか、県内の青少年の家６施設の直近の利用者数、各施設の指定管理者が基準額の範囲内で料金を決定、公表する時期などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の10件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案から乙第11号議案まで、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第４　乙第19号議案から乙第21号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

○仲里全孝　土木環境委員長　みなさん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第19号議案から乙第21号議案までの３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第19号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、慶良間空港の利用実態を踏まえ、運用時間を短縮する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、慶良間空港の運用時間短縮により、空港管理に係る座間味村への交付金額が不足することはないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の運用時間短縮によって、管理費は年間約118万円の削減になると試算している。交付金の額については座間味村との調整になるが、現在のところ増額の要望等はないとの答弁がありました。

次に、運用を短縮する時間帯の過去の利用実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、資料が残っている平成30年度以降は、今回短縮する時間帯の利用実績はないとの答弁がありました。

そのほか、空港で行われている訓練の内容、訓練に係る着陸料の額、着陸料実績がゼロになっている理由などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園において業として動画を撮影することに係る利用料金の基準額を定めるとともに、公園管理者以外の者が管理することとなる奥武山公園の多目的広場に係る規定等を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例に係る動画の基準は何か。個人の動画撮影で収益が発生する場合はどうなるのか

との質疑がありました。

これに対し、ドローン撮影やユーチューブ等の動画コンテンツの作成など、業として商業目的で行う動画撮影について新たに許可の対象とするものである。個人による動画撮影についても収益が見込まれるものは許可の対象であり、ホームページなどで周知を図るとともに、指定管理者による施設管理現場での確認や必要な指導を行なっていくとの答弁がありました。

次に、公園内での撮影におけるプライバシーの保護はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、現時点で具体的な取組はないが、他府県の事例も含めて今後検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、奥武山公園の那覇市へ管理移管に関する協議状況、条例から利用料金の納付時期を削除する理由、公園内に那覇市の施設を設置する際の手続等について質疑がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、災害復旧等のため他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給できるようにする等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまで企業局に災害派遣手当の規定がなかった理由は何か。また、知事部局の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、企業局については地方公営企業法に基づく旧自治省の準則に同手当の規定がなかったため、今回整備することとした。また、知事部局においては、沖縄県職員の給与に関する条例において既に災害派遣手当が規定されているとの答弁がありました。

次に、企業局において他自治体の派遣受入れ実績はあるかとの質疑がありました。

これに対し、大規模災害等がこの間発生していないことから受入れ実績はないが、東日本大震災時に三重県へ企業局職員を派遣した実績があるとの答弁がありました。

そのほか、災害派遣から戻った職員の精神的ケア等の仕組みの有無について質疑がありました。

採決の結果、乙第19号議案から乙第21号議案までの３件については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第19号議案から乙第21号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案から乙第21号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第５　議員提出議案第１号沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島尻忠明議員。

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻忠明　議員　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号「沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」につきまして、去る３月19日に開催された各派代表者会におきまして協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由及び内容を御説明申し上げます。

議員提出議案第１号「沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の３本の法律が統合され、全国的な共通ルールとして改正個人情報保護法が制定されましたが、改正個人情報保護法の適用除外と地方議会はなることから、独自に個人情報保護制度を設ける必要があるため、本条例を提案するものであります。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、目的、議会の責務、個人情報の取扱い等について必要な事項を定めるとともに、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等に係る手続及び同情報の開示決定等に係る審査請求手続を定め、その他、保有個人情報の適用除外等並びに職員等に対する罰則規定を

設けることとしております。

また、本条例の施行に伴い、沖縄県個人情報保護審査会設置条例の一部を改正することとしております。

なお、この条例は令和８年７月１日から施行としております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　これより議員提出議案第１号「沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第６　議員提出議案第２号沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋　宏議員。

〔議員提出議案第２号　巻末に掲載〕

〔呉屋　宏　議員登壇〕

○呉屋　宏　議員　ただいま議題となりました議員提出議案第２号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、昨日開催をしました議会運営委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

本改正は、多様な人材が議会へ参画しやすい環境を整備するため、産前産後期間に係る欠席届の対象期間について、産前６週間から産前８週間に拡充を行うほか、本改正に併せて、秘密会における傍聴席からの退場規定の明確化、病気等の理由により会議への出席に必要な物の持込み規制の緩和等を行うものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　これより議員提出議案第２号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第７　乙第48号議案から乙第50号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎　総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第48号議案から乙第50号議案までの３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第48号議案「包括外部監査契約の締結について」は、令和８年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

概要は、契約金額の上限を1340万円と定め、契約の相手方を弁護士の折井真人氏とするものであるとの説明がありました。

次に、乙第49号議案「副知事の選任について」は、池田副知事の辞職に伴いその後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に対し、新たに選任される副知事はどのような分野を担当するのか。また、過疎や小規模離島対策などは、複数部局で横断的かつ広域的に取り組む必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、新副知事は、知事公室、総務、環境、生活福祉、子ども未来、保健医療介護の各部及び病院事業局 並びに企業局を分掌することで調整している。また、部局横断的な取組については各部局の政策が連携し総合的な効果が生ずるよう、円滑な意思疎通を心がけたいとの答弁がありました。

次に、乙第50号議案「専決処分の承認について」は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要があり、令和８年１月20日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行ったため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第48号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第49号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

また、乙第50号議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

これより乙第48号議案から乙第50号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第48号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第48号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、乙第49号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

次に、乙第50号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第50号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第８　乙第37号議案から乙第40号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊　経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第37号議案から乙第40号議案までの４件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第37号議案から乙第40号議案までの「財産の処分について」の４件について、うるま地区内賃貸工場について、譲受者として内定した企業へ売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、譲受者の選定方法について、また処分後の土地の使用に制限はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、選定に際しては、申込企業から事業概要、雇用・収支計画等を徴取し、専門家である中小企業診断士等の評価も踏まえ、県庁内に設置する審査委員会において、経営状況の堅実性や計画の確実性など様々な観点から審査を実施して譲受者を決定している。処分後の土地については、臨空・臨港型産業の振興を図るという目的に沿った利用を促すため、転売などの目的外使用を防止する観点から、10年間の買戻し特約を設けているとの答弁がありました。

そのほか、応募企業数などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第37号議案から乙第40号議案までの４件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第37号議案から乙第40号議案までの４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第37号議案から乙第40号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第９　乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝　土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案までの７件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第32号議案の「工事請負契約について」は、沖縄県道路照明灯一斉ＬＥＤ化事業の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額が15億5210万円、契約の相手方は、岩崎電気株式会社及び株式会社沖電工の２者で構成する共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、現在の道路照明の電気料金は幾らか。また、ＬＥＤ化による電気料金の削減額はどれぐらいかとの質疑がありました。

これに対し、近年の道路照明に係る電気料金は年間で約１億9000万円である。ＬＥＤ化により約６割に相当する年間約１億1000万円の削減を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、事業の財源内訳、事業のスケジュール、ＬＥＤ器具の保証期間などについて質疑がありました。

次に、乙第41号議案「訴えの提起について」は、物件収去・土地明渡等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき、

議会の議決を求めるものである。

主な内容は、中城湾港新港地区内（港湾施設用地）の野積み場を県の許可なく不法に占有している者に対して、本件土地上の砕石その他一切の物件を収去するよう、那覇地方裁判所に提訴するものであるとの説明がありました。

本案に関し、Ａ社と県との契約が切れ、砕石を引き継いだＢ社が使用料を払っていないということか。また、県として使用料をＡ社とＢ社どちらに求めるのかとの質疑がありました。

これに対し、使用許可を受けていたＡ社から令和５年６月以降は申請が出ておらず、Ｂ社は現場の実務担当者という立ち位置である。また、使用料は基本的にはＡ社に求めるが、Ｂ社がＡ社から砕石の所有権を譲り受けたことについて確証が得られないことから、両社に対して請求するものであるとの答弁がありました。

そのほか、野積み場及び周辺道路等の管理状況について質疑がありました。

次に、乙第42号議案から乙第45号議案までの「車両損傷事故に関する和解等について」の４件は、いずれも車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容として、乙第42号議案については、令和７年６月、県道石垣港伊原間線の道路の区域に自生する樹木の枝が落下して走行中の車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は、20万5858円である。

乙第43号議案については、令和７年６月、県道浦添西原線の高架橋のさびの一部が落下し、走行中の車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は、14万556円である。

乙第44号議案については、令和７年７月、県道35号線に県が設置した樹木の枝が落下して、停車中の車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は15万6816円である。

乙第45号議案については、令和７年９月、県道宜野湾西原線において、県が設置した側溝の蓋の破損により車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は１万7655円であるとの説明がありました。

これらの議案に関し、まず乙第43号議案については、橋桁、高架橋等のインフラに関し、年次的に通年で維持管理できる新たな管理手法を実証的に行うべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在は長寿命化修繕計画に基づき、道路の走行に影響があるものを優先的に修繕しているが、現計画の修繕が一巡した後に予防保全型に移行していく計画であるとの答弁がありました。

次に、道路安全パトロール車にビデオカメラを搭載し、後に検証する仕組みを導入してはどうかとの質疑がありました。

これに対し、今年度から道路通報システムを導入しておりＤＸは非常に重要と考えている。車載カメラなどの技術活用についても、今後研究していきたいとの答弁がありました。

そのほか、事故発生から議案提出まで時間を要する理由などについて質疑がありました。

次に、乙第46号議案「損害賠償の額の決定について」は、令和３年５月に発生した本部港内上屋における死亡事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容としては、国が遺族側に行った保険給付に関して損害賠償請求権を代位取得したことにより、国から沖縄県に対して620万4020円の求償があるため、これを支払うものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案までの７件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案及び乙第41号議案から乙第46号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第10　甲第１号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔大浜一郎　予算特別委員長登壇〕

○大浜一郎　予算特別委員長　ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第24号議案までの24件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、各会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

また、本委員会での審査に加え、所管の常任委員会に調査を依頼し、専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

予算特別委員会では、まず初めに、令和８年度は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の折り返しを迎えることから、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、同計画の後半５年に向けて沖縄振興をさらに加速していくことが求められる重要な年である。

このため、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、将来を見据えた投資や世代間負担の平準化に寄与する施策の推進に当たっては、国等の各種制度、基金や県債など多様な財源の積極的な活用を図りつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底を図ることで、限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算を編成した。

一般会計については、県政史上初めて9000億円を超える予算規模となり、過去最高となる総額9467億8000万円で、前年度に比べ6.5％の増となっている。

特別会計については19会計の合計が、2505億764万1000円で、前年度に比べ1.9％の増となっている。

公営企業会計については４会計の合計が、1624億8115万8000円で、前年度に比べ6.4％の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、県内景気が拡大基調にあり、企業業績が回復していること等を踏まえた県税の増、国の予算額や前年度実績等を勘案した地方譲与税の増、私立学校等教育振興費の増等による国庫支出金の増などである。

歳出の主な内容は、沖縄県こども・若者施策推進基金積立事業など民生費の増、県単融資事業費など商工費の増、公立小学校教職員給与費など教育費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、６名の会派代表委員から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、令和８年度の一般会計当初予算は大幅な増額となっている中で、投資的経費が対前年度比で2.4％の増にとどまっている理由は何かとの質疑ありました。

これに対し、投資的経費の伸び率が低いのは、沖縄都市モノレール輸送力増強などの大型事業の進捗による減額などが影響している。投資的経費については、各部局からの要求に対して適切に予算を措置しているところであり、引き続き国庫補助金等の活用を含め、国と緊密に調整を行い、必要な予算を確保していきたいとの答弁がありました。

次に、国際平和研究機構（仮称）設置検討事業の内容及びスケジュールについて質疑がありました。

これに対し、同機構の設置に向けて、令和８年度は、設置目的、組織体制、研究内容や既存組織との連携などの検討事項について、有識者会議を設けて専門的な見地から調査検討を行う予定である。その調査結果を踏まえて、令和９年度以降は事業内容の決定、運営体制の構築及び人員配置など、設立に向けて段階的に準備を進めていく予定であるとの答弁がありました。

次に、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定をはじめとした交通体系の整備については、都市計画の在り方にも関わると考えるが、未来図をどのように描いているのかとの質疑がありました。

これに対し、次世代ビジョンの取組においては、中南部の交通渋滞と交通空白地域の解消という２つの大きな課題設定があり、この課題を解決することで県民誰もが移動しやすい社会の実現を目指している。また、交通施策については観光、まちづくり、物流等も絡んでくることから、令和８年度から新たに交通戦略課を立ち上げ、企画部において一体的な形で様々な施策展開に向けた取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、安全かつ快適な交通の確保に向けた、信号機や道路標識等の整備に係る予算措置状況はどうか。また、県民ニーズも高いことから、中長期的な計画を策定しホームページ等で明示しながら取り組む必要があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、令和８年度予算として信号機関係が９億2671万円、標識表示関係が４億5805万5000円、その他２億12万円であり、前年度より約３億円の増額となっている。毎年度の点検作業によりその都度修繕箇所が判明することから、中長期的な計画を立てることが難しいところがあるが、できるだけ緊急性と計画性のバランスを踏まえつつ、またホームページ掲載など県民への周知についても、他県の例も参考にしながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、基金の一括運用に関する調査研究の取組について、総務部との連携も含めてどのような状況であるかとの質疑がありました。

これに対し、基金の一括運用については、安全性と流動性を担保する仕組みの構築が不可欠との認識の下、先行団体の視察や情報の収集・分析を行っているところである。総務部財政課とも連携しながら、令和８年度は基金運用の在り方及び体制等を検討し、令和９年度からの一括運用を含めた効果的な実施を目指していきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産物等地産地消推進事業について、観光客をターゲットとした地産地消の推進のため、ホテル等の需要側が求めるニーズを的確に捉え、需要側の視点に立った生産誘導を部局横断的に行うべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、観光客1000万人のマーケットは非常に大きいと認識しており、ホテル側が求める安定的な供給や価格といったニーズを把握し、生産者の経営とどうマッチングできるか、文化観光スポーツ部などの他部局とも連携して検討し、安定供給と農家の収入確保が両立する地産地消に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業において、今後、再生可能エネルギーとして、県は何を中心に施策を進めていくのか。また、水力発電をメインにできない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県としては狭隘な土地でも展開しやすい太陽光発電や、広大な海域における洋上風力発電をメインとし、令和８年度は約５億4600万円の予算を計上し、これらの導入可能性の調査を実施する予定である。水力発電については、本県には大規模な河川がないことや、既に導入済みのダムでは維持管理電力への充当や売電を行っている状況等から、短期間での普及拡大は難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、宿泊税の活用方法について、戦略会議の中で議論し配分されることとなるのか。また、ほかの導入市町村における徴収目的や使途事業を含めた調整状況はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、宿泊税の活用については、一義的には県が事業を構築することになるが、従来とは異なり、骨格をつくる段階から、業界団体の意見を聴取しながら、計画等を踏まえつつ、戦略会議や業界団体を軸に整理していく仕組みを検討していきたい。また、県と導入５市町村においては、意見交換を重ねながら、観光振興を目的とした制度の方向性について、統一的な制度構築を図ってきた。使途事業についても、市町村は地域課題に、県は広域的課題に対応するなど、それぞれの、役割に応じた活用を図ることで整理しているとの答弁がありました。

次に、労働委員会において新たに注視すべき課題等はあるかとの質疑がありました。

これに対し、個別労働関係紛争のあっせん申請件数は増加傾向にあるが、制度を活用してもらうために、不当労働行為審査や労働争議の調整も含めて、労働委員会制度のさらなる周知広報が必要と考えており、ホームページでの情報発信や出前講座、セミナー開催など多様な方法で周知に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、重層的支援体制整備事業の内容及び増額の理由について質疑がありました。

これに対し、本事業は、市町村において既存の相談支援の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化したニーズに対する包括的な支援の体制を構築するものであり、市町村が任意で行う事業に対して県の負担分を交付するものである。令和８年度に増額となった理由は、新たに４市の実施が予定され、県負担分が増となったためであるとの答弁がありました。

次に、若年ひとり親家庭生活支援モデル事業の内容及び設置箇所数について質疑がありました。

これに対し、本新規事業は、育児不安や就労経験の少なさなど、複雑な課題を抱える若年ひとり親を対象に、共同生活を通じた住居や生活、子育て支援、運転免許の習得をはじめ、就労のためのスキル取得や本人のニーズに応じた職業開拓、企業への同行などの就労支援までを行うものである。令和８年度は、モデル的に一拠点を設置して、年間６名程度を支援する予定であり、事業成果やニーズを踏まえながら、今後、実施箇所や内容の拡充を検討する予定であるとの答弁がありました。

次に、離島・へき地遠隔医療推進事業の内容及び対象地域について質疑がありました。

これに対し、本新規事業は、離島診療所でのオンライン診療の実証を行うものであり、離島・へき地にお

ける遠隔医療の効果や課題を抽出し、将来の実装化に向けて取り組むための事業となっている。オンライン診療には電子カルテが必要であるため、現時点の対象地域としては、要件に該当する県立病院の附属診療所を念頭に公募に向けて検討中であるが、将来的には全県的な展開も見据えて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、中部病院と精和病院の建て替えについて、今後のスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、中部病院については、令和８年度上半期をめどに基本計画を策定し、順調に進んだ場合は、１期工事を令和13年度までの６年間、その後の２期工事を４年半、トータル10年半程度の事業期間を見込んでいる。精和病院については、令和６年度に策定した基本計画について、病床数や建物の建築場所などの見直しを行っているところであり、令和８年度上旬までに見直しを完了した上で、取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、首里城跡景観整備事業（首里城復興事業）の内容及び整備状況について質疑がありました。

これに対し、本事業は、首里城跡内の城郭石積みや通用門等を保全することにより、良好な景観を形成し、首里城復興の機運を高めるために実施するものである。これまでに南城郭石積みの解体、積み直しと、継世門及び歓会門のやぐらを修復したところであるが、令和８年度は久慶門やぐらや守礼門の修復にも着手する予定であり、令和13年度の事業完了に向けて取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、無電柱化推進事業の計画と進捗状況はどうか。また、今後の整備手法はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、無電柱化ブロック協議会で合意された計画で国道、県道、市町村道を合わせた約317キロメートルのうち、令和６年度末時点で184キロメートルが整備されている。手法としては、電線共同溝の整備に加え、電線管理者が整備している既存の管路への入線手法も採用し、電線管理者と協力して推進しているとの答弁がありました。

次に、外来種対策事業で実施している宮古地区でのニホンイタチ駆除の目的は何か。また、駆除に伴うネズミの農業被害増加に対し、環境部と農林水産部で連携や情報共有を行っているかとの質疑がありました。

これに対し、ニホンイタチは国内由来の外来種であり、ミヤコカナヘビなどの希少種の捕食被害防止など生態系保全の観点から駆除を行っている。環境部としては、宮古島市や地元農家向けの説明会を開催するなど情報を共有している。また、農林水産部に対しても環境部が実施する対策等を情報共有し、今後、どのような連携が図れるかを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、本島周辺離島８村への水道広域化事業の目的は何か。また、スケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄本島に比べ割高な水道料金など離島の水道サービスの格差解消と、離島における定住条件整備を目的として水道広域化を進めている。令和７年４月までに、粟国村、北大東村、座間味村、伊是名村、南大東村、伊平屋村、渡嘉敷村に対して、水道用水の供給を開始しており、残る渡名喜村については令和10年度の供給開始を目標として施設整備を進めているとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で、８項目の総括質疑の報告があり、３月17日に知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、ゆがふ製糖工場の建て替えについては、補助率のかさ上げ等の仕組みはつくったが、移転土地の制限などの問題も指摘されている。ゆがふ製糖工場の再生に向けた見通しと、決意について質疑がありました。

これに対し、製糖工場の移転先は、国際物流拠点集積地域うるま・沖縄地区内の分譲用地であり、ゆがふ製糖株式会社が県から内定を受けて工場用地を確保している。同社が資金調達について金融機関との調整に時間を要しているが、必要な報告書の提出期限の延長も含め、関係部局の密な連携を図りながら、移転整備が着実に進むように取り組んでいく。また新工場整備に伴い、設備や機械の故障等が減少すると見込まれるものの、同工場の安定操業を図る上では、サトウキビの生産量の確保が最も重要であるため、県としては、市町村、ＪＡ、ゆがふ製糖株式会社、沖縄県さとうきび農業協同組合等と連携し、引き続きサトウキビの生産振興に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県政の最重要課題と位置づけられる離島振興に関し、県の取組及び課題解消に向けた体制強化について質疑がありました。

これに対し、県ではこれまでに、交通コストの負担軽減など定住条件の整備や、地域資源を生かした産業振興等に取り組んできた。令和８年度予算においては、前年度比31億円増の約686億円の離島振興予算を計上し、新たに離島住民の買物環境の改善や、住宅整備コストの負担軽減などに取り組む。また、離島町村

の持続可能な行政サービスの提供体制として、役場事務の一部を県庁内で共同処理する離島町村総合事務センター（仮称）の共同設置に向けて検討を進める。社会経済情勢の変化等により顕在化する様々な課題等についても、全庁的な議論を踏まえた上で、知事を先頭に、全部局一丸となって離島振興に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、戦後補償の観点も踏まえつつ、鉄軌道導入を含む将来の交通体系について、どのようにまちづくりに生かし、県民に対して、どのような利便性や社会的効果をもたらしていくのかとの質疑がありました。

これに対し、県では、令和８年度においては、深刻な中南部都市圏の交通渋滞や離島過疎地域等の交通空白の解消に向けた次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）や、中南部都市圏の都市交通マスタープランを踏まえた総合交通戦略の具体化等を目指しており、策定業務を一元的に担う交通戦略推進課を新設し、交通とまちづくりを一体的に進める体制を構築する。また、鉄軌道の導入については、全国で唯一戦後の鉄道復旧の恩恵を受けていない歴史的経緯も踏まえながら、新たに算定する費用便益比等の成果を活用しつつ、早期導入に向けて国に対し強く要請していく。

県としては、これらの施策を着実に進めることで、誰もが行きたいところに円滑に移動できる社会の実現につなげていきたいとの答弁がありました。

以上が、委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案から甲第24号議案までの24件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第１号議案については、沖縄自民党・無所属の会所属委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第１号議案から甲第24号議案までの24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案24件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第11　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西銘啓史郎議員。

〔ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する動議　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘啓史郎　議員　ただいま議題となりましたワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件につきましては、去る３月23日に開催した同委員会の委員により協議した結果、議決を求めることについて意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

ワシントン駐在問題調査特別委員会におきましては、令和６年第４回議会において委員会が設置された後、本日までに計34回の委員会を開催し、執行部からの説明聴取や、玉城知事をはじめとする現役の幹部職員や、当時の現地駐在員等関係者13名への証人尋問を実施するなど、鋭意調査を行ってきました。しかしながら、事案の解明に向けて、現時点においても、まだ詳細が不明瞭な点や関係者の証言等の食い違いなど、引き続き確認、整理を要する事項等があることから、今後も調査を継続する必要があります。

さて、本委員会の調査経費につきましては、地方自治法第100条第11項で「議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、あらかじめ、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。」とされております。今後、委員会においてさらなる調査を進めていくためには、調査経費の議決が必要となることから、今回新たに令和８年度の調査経費として、70万円を提案いたします。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　これよりワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和８年度の調査経費に関する件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第12　議員提出議案第３号　中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島尻忠明議員。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻忠明　議員　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求めることについて関係要路に要請するためであります。

それでは、内容を朗読いたします。

〔中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書朗読〕

以上で、提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　これより議員提出議案第３号「中東地域での軍事攻撃の即時停止と平和的解決を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、**日程第13　議員提出議案第４号　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書**及び**日程第14　議員提出議案第５号　名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小渡良太郎議員。

〔議員提出議案第４号及び第５号　巻末に掲載〕

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡良太郎　議員　ただいま議題となりました議員提出議案第４号及び第５号につきまして、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議員提出議案第４号の提案理由は、名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関して関

係要路に要請をするためであります。
それでは、朗読して説明いたします。
〔名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書朗読〕
次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけ申し上げます。
〔名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議の宛先朗読〕
以上で、提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
なお、両議案につきましては、その趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましては、しかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。
○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま議題となっております議員提出議案第４号及び第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴　議長　これより議員提出議案第４号「名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する意見書」及び議員提出議案第５号「名護市許田野球場への米軍ＵＨ１ヘリコプター着陸に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号は、原案のとおり可決されました。

○中川京貴　議長　ただいま可決されました議員提出議案第４号及び第５号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。
よって、お諮りいたします。
議員提出議案第４号及び第５号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第15　請願１件及び陳情６件を議題といたします。
請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
新垣淑豊経済労働委員長。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕
○新垣淑豊　経済労働委員長　ただいま議題となりました請願１件及び陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。
○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情６件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの請願１件及び陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第16　請願１件及び陳情５件を議題といたします。
請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新　文教厚生委員長　ただいま議題となりました請願１件及び陳情５件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情５件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第17　陳情６件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝　土木環境委員長　ただいま議題となりました陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴　議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　この際、**日程第18**及び**日程第19**の**議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を高校等出前講座及び若者議会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴　議長　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴　議長　日程第20　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○中川京貴　議長　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴　議長　御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴　議長　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後０時２分再開

○中川京貴　議長　再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和８年第１回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後０時３分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議　　長　中　川　京　貴

会議録署名議員　大　田　　守

会議録署名議員　仲　里　全　孝